日野市議会会議録

平成９年 第１回定例会

第１号～第８号

３月４日　開会

３月26日　閉会

日　野　市　議　会

日野市立図書館 ☎81-7354
1965816

平成９年　第１回定例会日程

３月　４　日	（火曜日）	会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、諸般の報告、日野市議会常任委員会委員・議会運営委員会・特別委員会委員の選任、日野市議会平成９年度一般会計・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任、議案上程、請願上程
３月　５　日	（水曜日）	一般質問
３月　６　日	（木曜日）	一般質問
３月　７　日	（金曜日）	一般質問
３月１０日	（月曜日）	一般質問
３月１１日	（火曜日）	一般質問
３月１２日	（水曜日）	一般質問、日野市農業委員の推薦、請願上程
３月２６日	（水曜日）	議案審査報告、議案上程、請願上程

1965816

平成９年
第１回定例会

日野市議会会議録目次

○３月４日　　火曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 7
会議録署名議員の指名 …… 7
会期の決定 …… 7
事業計画と予算編成 …… 8
行政報告 …… 29
諸般の報告 …… 29

（設置・選任）

日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任について …… 30
日野市議会平成９年度一般会計・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 30

（議案上程）

議案第１号　日野市個人情報保護条例の制定について …… 30
議案第２号　日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について …… 30
議案第３号　日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について …… 30
議案第４号　日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について …… 30
議案第５号　西豊田駅誘致事業基金条例の制定について …… 43
議案第６号　日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について …… 45
議案第７号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 47

議案第8号　日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 47
議案第9号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 47
議案第10号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 47
議案第11号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 47
議案第12号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 47
議案第13号　平成8年度日野市一般会計補正予算（第6号） …… 54
議案第14号　平成8年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） …… 65
議案第15号　平成8年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） …… 67
議案第16号　平成8年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号） …… 69
議案第17号　平成8年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） …… 71
議案第18号　平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号） …… 73
議案第19号　平成8年度日野市老人保健特別会計補正予算（第2号） …… 75
議案第20号　平成8年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号） …… 76
議案第21号　平成9年度日野市一般会計予算 …… 78
議案第22号　平成9年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 98
議案第23号　平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 …… 98
議案第24号　平成9年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 98
議案第25号　平成9年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 98
議案第26号　平成9年度日野市受託水道事業特別会計予算 …… 98

議 案 第 27 号　平成９年度日野市老人保健特別会計予算 …… 98
議 案 第 28 号　平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算 … 98
議 案 第 29 号　不動産の取得について …… 109
議 案 第 30 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 110
（請願上程）
請 願 第８－40号　私立幼稚園保護者負担軽減補助の所得制限の廃止を求める陳情 …… 112
請 願 第９－１号　成人歯科健診事業の充実を求める陳情 …… 112
請 願 第９－２号　国民の医療を受ける権利を侵害する医療保険制度の改悪に反対する陳情 …… 112
請 願 第９－３号　住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反対する陳情 …… 112
請 願 第９－４号　豊南橋は計画通り人道橋として進めることを要望する請願 …… 112
請 願 第９－５号　地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情 …… 112
散　　会 …… 113

○３月５日　　水曜日（第２日）
出 席 議 員 …… 115
欠 席 議 員 …… 115
出 席 説 明 員 …… 116
議 事 日 程 …… 116
開　　議 …… 117
（一般質問）
板垣　正男議員
１．日野駅エスカレーター設置計画にもとづく調査結果について …… 117
２．教育委員の公募について …… 125
田原　　茂議員
１．子供を安心して産み育てられるように行政として万全の対策を！ …… 130

2．多摩平六丁目地域の抜本的な雨水浸水対策を早急に実施せよ！ …… 147
中谷　好幸議員
1．革新市政の発展ですこやかな子育てができるまちを
――「措置制度」の廃止を目論む児童福祉法の改悪に反対しよう ―― … 153
奥住日出男議員
1．障害者施設の園生に対する市の対応について問う …… 169
散　　会 …… 179

○3月6日　　木曜日（第3日）
出　席　議　員 …… 181
欠　席　議　員 …… 181
出　席　説　明　員 …… 182
議　事　日　程 …… 182
開　　議 …… 183
（一般質問）
米沢　照男議員
1．3代（15年）にわたる自民党市政の実態と革新日野市政について！ …… 183
2．豊南橋の架橋計画促進について …… 191
内田　　勲議員
1．平成9年度予算のあり方についてこんな時期だから若い職員のアイディアーとベテラン職員の経験を活かした予算を組むべきである（但し度がすぎると毒になる） …… 195
馬場　繁夫議員
1．福祉行政を問う
―― 新生児、妊産婦から成人健診、老人保健など生涯を通じたサービス体制を ―― …… 221
佐藤　洋二議員
1．“西豊田駅誘致事業”を官民一体となってすすめよう！ …… 232
2．進めて“安全対策”ガードレール・盲人用信号機など …… 253
散　　会 …… 255

○3月7日　　金曜日（第4日）
出　席　議　員 …… 257
欠　席　議　員 …… 257
出　席　説　明　員 …… 258
議　事　日　程 …… 258
開　　議 …… 259
（一般質問）
江口　和雄議員
1．放置自転車対策と市内交通網の整備について …… 259
沢田　研二議員
1．日野市の当面する課題について問う
―― 森田市長6期目で市民に公約した事の
実現度合と未達成分野の課題について ―― …… 274
竹ノ上武俊議員
1．くらし優先、都民の声が生きる都政に
―― 地方自治法施行50周年に当たって ―― …… 290
小島　久議員
1．市税収入及び財産処分に関する市長の見解を問う …… 312
(1) 中央道固定資産税課税について
(2) 何故地方道路譲与税の収入増にならないのか
(3) 市有財産の処分について
散　　会 …… 334

○3月10日　　月曜日（第5日）
出　席　議　員 …… 335
欠　席　議　員 …… 335
出　席　説　明　員 …… 336
議　事　日　程 …… 336
開　　議 …… 337
（一般質問）
渡邉　馨鴻議員

1．大幅減額となった土木費・教育費について現状認識と年次計画について問う …… 337
2．お年寄り１人１人の生活実態を適確に調べ実態に応じた福祉施策を組み立てるべき …… 349
3．日野駅西口改札口新設の見通しはどうなっているか …… 351
天野　輝男議員
1．病院等の建設について
（市立病院の建て替えと南部病院の建設について） …… 356
鈴木美奈子議員
1．住宅都市整備公団の民営化と多摩平団地の建て替えについて …… 372
宮沢　清子議員
1．「男女平等推進条例の制定」について問う
（男女共同参画都市宣言を） …… 386
散　　会 …… 403

○３月11日　　火曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 405
欠　席　議　員 …… 405
出　席　説　明　員 …… 406
議　事　日　程 …… 406
開　　議 …… 407
（一般質問）
吉冨　正敏議員
1．本格的な高齢化社会の到来を控えた総合的な地域福祉行政の推進について問う …… 407
2．住都公団多摩平団地建替事業と豊田駅南北の整備について問う …… 415
執印真智子議員
1．来年度に向けて、男女混合名簿実施の働きかけをどう進めるのか …… 427
2．遺伝子組み換え食品に対する、日野市の対応を問う …… 432
橋本　文子議員
1．川辺堀之内の地区計画と西平山の区画整理は、住民参加の視点をもっ

てすすめよ …… 451
2．多摩平団地の建て替えは、後世に悔いを残さないために、住民の意志を尊重せよ …… 459
3．すばらしい栄町のサービスセンター。ショートステイのベッドをフル活用できないものか問う …… 463
4．女性協会の97年度の事業計画について問う …… 467
散　　会 …… 471

○3月12日　　水曜日（第7日）
出　席　議　員 …… 473
欠　席　議　員 …… 473
出　席　説　明　員 …… 474
議　事　日　程 …… 474
開　　議 …… 477
（一般質問）
夏井　明男議員
1．多摩平団地建替え問題 …… 477
2．相隣関係 …… 491
3．知的障害者の人権保障 …… 494
4．ＪＲの日野駅改札口等、調査の実施状況 …… 497
佐瀬昭二郎議員
1．ふたたび住宅地の通過交通問題について …… 498
2．日野市の緑地行政の成果と課題について …… 501
（推　　薦）
日野市農業委員会委員の推薦について …… 513
（請願上程）
請　願　第9－6号　医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情 … 515
請　願　第9－7号　国民健康保険料の大幅値上げに反対する陳情 …… 515
請　願　第9－8号　医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める陳情 …… 515
請　願　第9－9号　人道橋架設についての陳情 …… 515

請 願　第９－10号　児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書採択の陳情 …… 515
請 願　第９－11号　日野市集団回収業者への補助金制度に関する請願 … 515
請 願　第９－12号　すずかけの家法人化に向けての請願 …… 515
請 願　第９－13号　ＪＲ中央線立川 ― 日野 ― 高尾間複々線早期実現に関する請願 …… 516
請 願　第９－14号　市内斎場の新設を早期に実現を目指す請願 …… 516
請 願　第９－15号　私立幼稚園保護者負担軽減補助金についての請願 … 516
請 願　第９－16号　遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを国に求める意見書提出に関する請願 …… 516
請 願　第９－17号　日野市立総合病院建て替え基本設計の見直しに関する請願 …… 516
請 願　第９－18号　豊南橋は人と車が通れる所謂車道橋を計画し建設することを要望する請願 …… 516
請 願　第９－19号　豊田南地区の用途地域及び地区計画を早急に見直し改正することを要望する請願 …… 516
散　　会 …… 518

○３月26日　　水曜日（第８日）
出 席 議 員 …… 519
欠 席 議 員 …… 519
出 席 説 明 員 …… 520
議 事 日 程 …… 520
開　　議 …… 527
（議案審査報告）　（総務委員会）
議 案 第 １ 号　日野市個人情報保護条例の制定について …… 527
議 案 第 ２ 号　日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について …… 527
議 案 第 ３ 号　日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について …… 527

議案第4号　日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について …… 527
議案第5号　西豊田駅誘致事業基金条例の制定について …… 533
議案第6号　日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について …… 533
議案第29号　不動産の取得について …… 533
議案第30号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 533
（厚生委員会）
議案第7号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 535
議案第8号　日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 535
議案第9号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 535
議案第10号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 536
議案第11号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 536
議案第12号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 536
（一般会計予算特別委員会）
議案第21号　平成9年度日野市一般会計予算 …… 538
（特別会計予算特別委員会）
議案第22号　平成9年度日野市国民健康保険特別会計予算 …… 581
議案第23号　平成9年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 … 581
議案第24号　平成9年度日野市下水道事業特別会計予算 …… 581
議案第25号　平成9年度日野市立総合病院事業会計予算 …… 581
議案第26号　平成9年度日野市受託水道事業特別会計予算 …… 581
議案第27号　平成9年度日野市老人保健特別会計予算 …… 581
議案第28号　平成9年度日野市老人入院共済事業特別会計予算 … 581

（取り下げ）　（建設委員会）
請　願　第８－26号　豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願 …… 585
（請願審査報告）　（総務委員会）
請　願　第８－16号　消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情 …… 586
請　願　第８－29号　法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情 …… 587
請　願　第８－34号　「１％節電」に関する請願 …… 588
請　願　第８－37号　「１％節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に呼びかける請願 …… 588
請　願　第８－36号　日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、捺印の不要を求める陳情 …… 590
請　願　第９－３号　住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反対する陳情 …… 590
請　願　第９－５号　地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情 …… 591
請　願　第９－13号　ＪＲ中央線立川 ― 日野 ― 高尾間複々線早期実現に関する請願 …… 591
（厚生委員会）
請　願　第８－22号　公営斎場の建設に関する請願 …… 592
請　願　第９－14号　市内斎場の新設を早期に実現を目指す請願 …… 592
請　願　第９－１号　成人歯科健診事業の充実を求める陳情 …… 593
請　願　第９－２号　国民の医療を受ける権利を侵害する医療保険制度の改悪に反対する陳情 …… 594
請　願　第９－６号　医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情 … 594
請　願　第９－７号　国民健康保険料の大幅値上げに反対する陳情 …… 594
請　願　第９－８号　医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める陳情 …… 594
請　願　第９－10号　児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書採択の陳情 …… 595

請 願　第９－11号　日野市集団回収業者への補助金制度に関する請願 … 595
請 願　第９－12号　すずかけの家法人化に向けての請願 …… 595
請 願　第９－16号　遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを国に求める意見書提出に関する請願 …… 595
（継続審査）　（総務委員会）
請 願　第８－33号　自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関する請願 …… 597
請 願　第８－39号　日野市にオンブズマン制度を求める請願 …… 597
請 願　第８－40号　私立幼稚園保護者負担軽減補助の所得制限の廃止を求める陳情 …… 597
請 願　第９－15号　私立幼稚園保護者負担軽減補助金についての請願 … 597
（厚生委員会）
請 願　第８－３号　日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情 …… 597
請 願　第８－12号　「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関する請願 …… 597
請 願　第８－24号　高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情 …… 597
請 願　第９－17号　日野市立総合病院建て替え基本設計の見直しに関する請願 …… 597
（建設委員会）
請 願　第６－57号　減歩の諸点について見直して下さいの陳情 …… 598
請 願　第６－58号　住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情 …… 598
請 願　第６－59号　３・３・２道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情 …… 598
請 願　第７－11号　多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 …… 598
請 願　第８－14号　ＷＴＯ協定改訂・セーフガードの発動など都市農

業を守り発展させる施策を求める請願 …… 598
請 願 第８－30号 豊南橋計画を従来の計画通りに人道橋として設置することを求める請願 …… 598
請 願 第８－31号 豊南橋を計画通り人道橋で早期実現を求める請願 … 598
請 願 第８－32号 宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関する請願 …… 598
請 願 第８－38号 豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請願 …… 598
請 願 第９－４号 豊南橋は計画通り人道橋として進めることを要望する請願 …… 598
請 願 第９－９号 人道橋架設についての陳情 …… 598
請 願 第９－18号 豊南橋は人と車が通れる所謂車道橋を計画し建設することを要望する請願 …… 598
請 願 第９－19号 豊田南地区の用途地域及び地区計画を早急に見直し改正することを要望する請願 …… 598

（継続審査議決）

文教委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600

（議案上程）

議員提出議案第１号 ＪＲ採用問題の早期解決に関する意見書 …… 600
議員提出議案第２号 大災害による被災者への公的援助の立法化を求める意見書 …… 601
議員提出議案第３号 介護保険制度に関する意見書 …… 601
議員提出議案第４号 大規模災害時の民間ボランティアに対する支援措置についての意見書 …… 601
議員提出議案第５号 建築基準法・都市計画法改正案の再考を求める意見書 …… 602

議員提出議案第６号　ナホトカ号からの重油流出事故に適切な対策を講じるよう求める意見書 …… 602
議員提出議案第７号　法務局出張所の統廃合計画に関する意見書 …… 603
議員提出議案第８号　地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する意見書 …… 603
議員提出議案第９号　ＪＲ中央線立川 — 日野 — 高尾間複々線早期実現に関する意見書 …… 603
議員提出議案第10号　成人歯科健診事業の充実を求める意見書 …… 604
議員提出議案第11号　医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める意見書 …… 604
議員提出議案第12号　国民健康保険料の大幅値上げに反対する意見書 …… 605
議員提出議案第13号　児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書 …… 605
議員提出議案第14号　遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを求める意見書 …… 605
（請願上程）
請 願　第９－20号　公団住宅を守り、安心して住み続けられるよう改革を求める意見書提出について …… 606
閉　　会 …… 606

3月4日　火曜日　（第1日）

平成9年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第1号）

3月4日　火曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簾野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君
企画財政部参事	平井忠君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　樋園裕子君

議事日程

平成9年3月4日（火）
午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期の決定
日程第　3　事業計画と予算編成
日程第　4　行政報告
日程第　5　諸般の報告
（設置・選任）

日程第　6　　日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任について

日程第　7　　日野市議会平成９年度一般会計・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

日程第　8　議案　第　1　号　　日野市個人情報保護条例の制定について

日程第　9　議案　第　2　号　　日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第　10　議案　第　3　号　　日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について

日程第　11　議案　第　4　号　　日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　12　議案　第　5　号　　西豊田駅誘致事業基金条例の制定について

日程第　13　議案　第　6　号　　日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第　14　議案　第　7　号　　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　15　議案　第　8　号　　日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　16　議案　第　9　号　　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　17　議案　第　10　号　　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　18　議案　第　11　号　　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　19　議案　第　12　号　　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　20　議案　第　13　号　　平成８年度日野市一般会計補正予算（第６号）

日程第　21　議案　第　14　号　　平成８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　22　議案　第　15　号　　平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

日程第 23	議案	第 16 号	平成８年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第 24	議案	第 17 号	平成８年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）
日程第 25	議案	第 18 号	平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第 26	議案	第 19 号	平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）
日程第 27	議案	第 20 号	平成８年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）
日程第 28	議案	第 21 号	平成９年度日野市一般会計予算
日程第 29	議案	第 22 号	平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算
日程第 30	議案	第 23 号	平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
日程第 31	議案	第 24 号	平成９年度日野市下水道事業特別会計予算
日程第 32	議案	第 25 号	平成９年度日野市立総合病院事業会計予算
日程第 33	議案	第 26 号	平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算
日程第 34	議案	第 27 号	平成９年度日野市老人保健特別会計予算
日程第 35	議案	第 28 号	平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算
日程第 36	議案	第 29 号	不動産の取得について
日程第 37	議案	第 30 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

日程第 38	請願	第８－40号	私立幼稚園保護者負担軽減補助の所得制限の廃止を求める陳情
日程第 39	請願	第９－１号	成人歯科健診事業の充実を求める陳情
日程第 40	請願	第９－２号	国民の医療を受ける権利を侵害する医療保険制度の改悪に反対する陳情
日程第 41	請願	第９－３号	住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反対する陳情
日程第 42	請願	第９－４号	豊南橋は計画通り人道橋として進めることを要望する請願

日程第　43　請 願　　第９－５号　　地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情

本日の会議に付した事件

　日程第１から第43まで

午前10時53分　開会

○議長（土方尚功君）　これより平成９年第１回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

27番　小山良悟君

28番　一ノ瀬　隆君

を指名いたします。

次に、日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（奥住日出男君）　おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る２月27日午後２時より議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の運営について審議をいたしました。その結果、会期につきましては、本日より３月26日までの23日間と決定をいたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から３月26日まで、期日23日間と決定いたしました。

次に、日程第３に入る前に、理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。市長。

○市長（森田喜美男君）　自席から発言させていただきます。

去る２月14日、教育長園田匠さんが突然御逝去されました。世田谷区成勝寺での葬儀には、議長を初め多数の議員の御出席をいただき、まことにありがとうございました。

なお、２月15日付をもって、教育長職務代理者に学校教育部長、谷正幸が就任いたしましたことを御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　貴重なお時間を拝借いたしまして、恐縮でございます。

去る２月５日付の人事発令に伴いまして、理事者説明員の変更がございましたので、御報告と紹介をさせていただきたいと思います。

総務部長、小俣雅義。生活文化部長、田中正徳。建設部長に清水啓治。福祉部長に田中政幸。上下水道部長に加納久照。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより日程第３、事業計画と予算編成の報告を行います。

理事者から報告を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　1997年、平成９年日野市議会第１回定例会に当たり、事業計画と新年度予算の概要について申し述べ、議員各位と市民皆さんに一そうの御理解と協力をお願いする次第であります。

市政に取り組む基本姿勢。私は、日野市長に就任以来、「人間尊重」の基本理念のもと、「憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守る」こと、「緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくる」ことを行政の中心テーマに置いて、日野市基本構想に掲げる目指す都市像「緑と文化の市民都市」の建設に専心努力してまいりました。

今年は日本国憲法と地方自治法が施行されて50年目の意義深い年に当たります。特に「地方自治の本旨」について学習し、その施策を明らかにしたいと考えております。

日本国憲法の理念にある基本的人権や民主主義の理解が正しく定着し、住民自治と団体自治が車の両輪のごとく機能してこそ、地方自治の進歩と自治体の発展が保障されるものと認識するところであります。21世紀を目前にして、今日の自治体を取り巻く情勢は大きい変化の高波が打ち寄せており、高齢化、少子化、情報化、国際化への進展やミクロとマクロの環境問題に加えて、地方分権に象徴されるさまざまな制度改革の流れは、自治体日野市にも新たな行政課題を創出しております。

一方、市民の生活意識や価値観の多様化が進み、市民ニーズや市政への期待にも新しいものがあると考えております。

このような社会変化と市民意識の動向を展望して、新しい世紀に向かって希望のもてる、平和で活力のある地域社会の実現のため、市民の英知と職員の能力を結集し、自律と情熱を持って前進を図る決意であります。

当面する主要な行政課題。次に掲げる主要な行政課題について、事業遂行のため積極

的な推進を図ってまいります。

1、市立総合病院の建て替えと南部医療センターの役割と施策。2、（仮称）西豊田駅誘致事業の推進。3、住都公団多摩平団地の建て替え事業と、豊田駅南北の整備。4、市施行土地区画整理事業の促進。5、各組合施行土地区画整理事業の推進。6、都市計画道路及び公共下水道事業の整備促進。7、多摩都市モノレール及び国道日野バイパスの整備促進。8、多摩川苑福祉ゾーンの事業化。9、保健福祉計画の展開。10、日社協と地域ボランティア事業。11、シルバー人材センター事業の開発。12、環境行政、消費者行政及びリサイクル行政の一貫的推進。13、ミニ公害、近隣公害の防止対策。14、日本野鳥の会「ウイング」への協力、多摩動物公園北門開設要請及びハイキングコースの整備。15、豊南橋歩道橋計画と豊南通りモール街形成構想。16、環境緑化協会事業の充実。17、日野駅西出入口の開設。18、市内の湧水保全と活用。19、百草緑地の保全対策。20、商工振興、農業振興、市民農園。21、生涯教育と文化・スポーツ行政。22、幼児の教育と保育。23、社会教育センター事業への協力。24、市企業公社事業の推進。25、防災情報センター事業と校区コミュニティ活動。26、公営住宅の増戸、建て替え等。27、ふれあい橋グラウンド整備。28、健康ランド等の育成。29、定住外国人の地方参政権。30、行財政改革の実施等であります。

次いで、平成9年度予算と主要事業について。

平成9年度の国の一般会計予算額は77兆3,900億円で、前年度に比べ2兆2,851億円、3.0%の増となっています。一方、東京都の一般会計予算額は6兆6,550億円で、前年度に比べ2,100億円、3.1%減となっております。

本市の平成9年度の一般会計予算総額は445億500万円で、前年度に比べ6億700万円、1.3%の減となっております。市税収入は289億2,800万円で、前年度に比べ1億3,800万円、0.5%の減となっております。これは、予定される税制改正により、個人市民税と市たばこ税が若干の伸びを示したものの、法人市民税、固定資産税が前年度予算額を下回ったことによるものであります。

平成9年度は、新たに地方消費税が導入され、東京都から「地方消費税交付金」として、平年度で約18億円が交付される計算ですが、初年度の同交付金は7億5,000万円にとどまる内容であります。また、旧制度の消費譲与税2億5,500万円が交付されることとなり、差し引きの差額8億円については「臨時税収補てん債」で手当てされるとのことであります。

厳しい財政フレームの中で、歳入予算について、行政水準を維持するよう財政調整基

金の活用を図るとともに、公共施設建設基金、環境緑化基金から所要額を繰り入れ、財源の確保に努めました。また、10年余の間通してきた幼稚園使用料の改定を４月から実施いたします。

歳出予算については、厳しい財政の現状を踏まえ、弾力的な行政体制をもって、職員の配置基準の見直しで減員を行います。社会福祉の視点を配慮しつつ経費負担のあり方、行政効果を精査し、単独補助金、事務事業の見直し等で歳出の節減を図っております。

簡素で能率的な行政システムを確立するため、行財政改革を積極的に推進するとともに、限られた財源を効率的に配分し、本格的な高齢化社会の到来を控え、総合的な地域福祉行政の推進、都市基盤の整備、市民生活の安定に寄与してまいります。

七つの特別会計の総額は335億200万円で、前年度比2.8%の増となっております。

次に、平成９年度の主要事業について申し述べます。

１、健康・福祉。（仮称）保健福祉センターの開設に備え、現日野保健所の土地、建物を取得いたします。（仮称）保健福祉センターに休日応急歯科診療所を開設いたします。

痴呆性高齢者のためにデイホーム事業の充実を図ります。

特別養護老人ホーム多摩川苑の建設を補助いたします。

市立病院建設事業については、基本設計に引き続き実施設計を進めます。

（仮称）しんめい児童館を開設いたします。

２、教育・文化。第８小学校校舎の大規模改造、耐震補強工事（第２期）及び第１小学校給水管改修工事を行います。

コンピュータ教育推進のため小学校にパソコン設置を進めます。

第３小学校の視聴覚教育施設を個別方式に改修いたします。

市立幼稚園の教材用備品の拡充を図ります。

文化・スポーツ振興協会事業の充実を図ります。

３、安全・快適。土地区画整理事業では、市施行６地区の事業の進展を図るとともに、組合施行10地区の事業に対する助成指導を行います。

緑の保存のための基礎となる緑の基本計画策定調査を行います。

川辺堀之内地区に地区計画を策定いたします。

公共下水道事業では、浅川処理区を中心に管渠の整備をさらに進めるとともに、供用地区の下水道使用切りかえを促進いたします。

公園整備事業では、北川原公園用地の取得を進めます。また、平山緑地用地を取得し、

緑地の保全に努めます。

市営住宅の改築、増戸を目的に、第１東光寺市営住宅を平成10年度より６年間の建て替え計画の中で、今年度は既存住宅の解体、道路整備、基本設計を実施いたします。

ごみ減量事業では、リサイクル事業の整備のため、ストックヤードを設け、ペットボトル圧縮梱包処理機を設置いたします。

防災対策では、豊田及び大坂上地区消防団器具置場の建て替え、消防ポンプ車の更新を実施いたします。また、耐震貯水槽１基と緊急備蓄品の充実を図ります。

４、産業振興。平成８年度、市の建設補助金等による支援により竣工した商工会館内に勤労者福祉サービスセンターを移転させ、勤労者福祉行政の向上を目指します。

また、商工金融対策として、融資斡旋制度利用者の増加に対応するため、予算を増額いたしました。

厳しい財政事情の中ではありますが、引き続き市民農園の育成事業を推進いたします。

５、市民自治。自主防災組織の育成、青少年の健全育成、リサイクル事業の普及徹底を図ります。

コミュニティ活動の支援に工夫をしてまいります。

本年は、（仮称）四ツ谷地区センター、（仮称）見晴らし台地区センター（南平地区）が４月より、（仮称）神明橋地区センターが５月より開設になります。10月には東豊田地区センターの開設を予定しております。

以上のことを申し上げて、議員各位と市民皆さんに一層の御理解をいただき、平成９年度に臨む事業計画の説明といたします。どうもありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　２点お願いします。いろいろたくさんあるのですが、２点に絞ってお尋ねしたいと思いますが、まず教育・文化の面で、第８小学校の大規模改造とか耐震補強工事（第２期）等々、いろいろ書かれているのですが、この「ことし」はわかりますけれども、こういう施設の年次計画はどうなっているのでしょうか。次はどうなるとか、次はどうなるとか。ただここでもって単年度でもってぶち上げられても、ちょっと不審に思うわけですね。というのは、昨年度の計画とことしの計画とは大幅に違っておるので、一般質問等でもまた触れさせていただきたいと思っているのですが、とりあえずお尋ねしたいと思います。

それからもう１点は、公共下水道の件ですが、４年前に年次計画として、５年間で完成するということをぶち上げられまして、その後、再三再四の質問に５年で完成だとい

うことを言われておったのですけれども、今回は非常にあいまいな形で、管渠の整備をさらに進めるとともに云々と。促進しますという言葉でくくられて、計画的なお話が全然出てこない。そのほかもそうですね。そのほかのところでも、今年度はこう、来年はこう、何年間でこうだというような計画的なお話が全然出てこないのは非常に寂しいといいましょうか、不安な気持ちでおるわけですが、その辺の事業の計画的な進め方というものについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　教育の年次計画ということでございますけれども、大規模改修、あるいは給食室とかグラウンドとか分類をいたしまして計画をつくっておりますが、その計画も財政状況によってずれることがございます。そういう中で調整をしながらやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　公共下水道の件でございますけれども、たしか８年度までは、平成12年度までに、一応区画整理地域内を除いて100％整備いたしますと。こういうようなことで計画を立ててきております。９年度以降につきましては、厳しい財政状況の中で、下水道事業につきましては、主要な財源、一般財源からの繰出金に頼っている部分がございます。こんな関係で９年度以降、財政状況により若干おくれてくるのではないかと、こういうふうなことで現在進めております。９年度の予算の流れでいきますと、２年ぐらいおくれるのではないかと、こういうふうな計画を担当部では持っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　僕は担当部長さんから直接そういったお話を聞こうと思ったわけではないのですが、財政の、これはもとになるのは財政計画だと思うのです。財政部長の答弁を求めたかったのですが、担当部長さんの方は割り当てられたお金の中でやり繰りする以外にないと思うのです。ですから、財政部の方でこういう財政見通しを持って、こうやって割り当てていくのだというしっかりしたものがなければ、どうしようもないのではないですか、各担当にしても。それは厳しい財政事情はわかります。それはわかるから、ある程度理解はしますけれども、一番肝心かなめの財政部長が黙って座り込んで、それであとは担当が話せということでは、余りにも無責任ではないかというこ

とを申し上げたいと思っているのですけれども、おわかりいただけませんか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ただいま学校関係、教育関係の施設整備、公共下水道等についての計画的な事業についての御質問でございますけれども、それぞれの分野で、学校教育施設にしましても下水道にしましても一定の計画を持ち、その時点での財源の見通しを立て、計画を持っているところでございますけれども、確かに財政当局としましても、それらの計画の財源の裏づけを可能な限り確保するということで、全体の市の基本計画、実施計画等の策定を進めているわけでございますけれども、何分にも現在の経済状況の中で、必ずしも見込んだとおりの収入が確保できない状況も出てきておりまして、その中での予算編成でございまして、必ずしもその計画どおりの財源が確保できないために、優先度によりまして、特に９年度については調整を取らさせていただいている部分があるわけでございます。

当然、可能な限りの財源確保、あるいは基金等の活用等の中で可能な限りの財源の確保に努力をいたしましたけれども、何分にも限られ財政の中でございましたものでございますから、このような内容の予算編成をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。今後とも、必ずしも経済的な見通しが明るくないといいますか、そういう状況の中でございますので、これからの実施計画等のローリング等につきましても、慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　今どきの世の中で、そんなに豊かな財源を持って豊かに運営できるという自治体はどこにもないと思うのです。で、それぞれ、それぞれの自治体で大変な努力をする中で、みんな何とか、市民生活の向上を図るまではいかずとも、現状維持を何とか努めようとして、さまざまな努力を各自治体はやっていると思うのです。

もう少し私が申し上げたいのは、根本的に先の見通しをしっかり持つということも大事なのですけれども、もう少し企業感覚みたいなものを持っていったらどうなのだろうと、そんな気がするのですけれどもね。どこの民間の会社でも、それ相当な努力をして汗を流し、血を流す中で、それぞれの会社をつぶさないように努力をしているわけなのですけれども、見えてこないのですよ。見えてこないばかりではなくて、非常にあいまいな言葉で、言葉遊びに流れていくということを非常に恐れるわけです。

で、さっきいただきました第３次日野市基本計画（実施計画）というものがあるのですが、これを詳細に見ても何も見えてこないわけですよ。で、今度は財政という形になっ

ても、お金の面でも、何か今までと同じような形の組み方。収入が減ったからみんな一律に減らしなさいよというような形で、行財政改革をいろいろ諮問をしたり答申が出たりしても、何かそれが十分に反映されてきていない。どこでどう工夫して、どう考えているのだろうというようなことが少しも見えてこないので、あえて質問をさせていただいているわけなのですが、こういう言葉遊びのような説明をしてもらってもピンとこないわけです。その辺の一番大もとになっている考え方はどうなのですか。来年はどういう見通しを持って、その次はどういう見通しを持ってというような、もう少し具体的なお話をいただかないと納得できない。

以上です。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　具体的な財政状況に応じた措置といいますか、そういうものが見えてこないということでございますけれども、これまでも進めております行財政改革の取り組みの中で、行財政推進計画を持ちまして、この平成９年度の当初予算の編成の中でも事務事業の見直し、それから定数管理の適正化、人事給与の適正化、それから財源の確保等に当たりまして、当面取り組める内容についてできるだけ検討を進め、平成９年度の当初予算の財源確保といいますか、そういう努力もいたしまして、その中での優先度を持った各事業の設定をさせていただいておるところでございまして、事務事業の見直し等につきましても、従来にない各事業の見直しもし、今、市長の方のお話にもございました市単独補助金等の見直し。この見直しに当たりましては、当然福祉関係、いわゆる弱者にかかわる制度等については十分な配慮をしながら行ったわけですけれども、そのような措置もいたしております。

定数管理等の適正化につきましては、定年退職者の不補充等の措置を行い１億7,000万円程度の節減もいたしておりますし、人事給与の適正化でも、特勤手当等の見直し、そうしたものを含めまして具体的な取り組みをし、予算の内容に反映をさせている。このようなそれぞれの事業の見直し、あるいは内部の管理事業についても見直しをし、具体的に可能なものについて取り組んできたつもりでございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　ただ単なるリストラ、いわゆるリストラと言われているような形だけでは、こういう財政計画というものはだめなのではないかというふうに僕は思うのですが、部長さんの御努力は大変な努力だったと思うのですが、ことしは市長選の年であります。間もなく。その市長選、任期切れを目の前にして、市長さんは一体この予

算編成をどのように考え、どのようにやっているのか、ひとつ市長さんの見解をお伺いして、終わります。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の趣旨は、我々も痛いほど心構えの中で消化したつもりでございます。言いわけではないわけでありますが、自治体の財政運営並びに事業計画というものは弾力的に、厳しいときには多少厳しいなりに、また収縮もしなければならない次第もございます。長いこれからの前途と、それから自治体の日野市の持っておりますいろいろな特性を生かしながら、極力御趣旨に沿う努力を具体的にやっていかなければならないということを申し上げて、お答えにさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　弾力的ということは、聞きようによっては場当たり的というような聞こえがしますが、ほかの議員さんの御質問があるかと思いますので、終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　２点ほどお伺いいたします。

ただいま市長から、平成９年度の事業計画と予算編成についての御報告がございました。幾つかの柱の中で、市政に取り組む基本姿勢、当面する主要な行政課題、平成９年度の予算編成と主要事業について、それぞれ細かく御報告がございました。この中で、年が明けて１月20日前後ぐらいから、いわゆる市長が中央高速道路に対する課税、このことを申されて提案されているわけでありますけれども、今、提案されました事業計画と予算編成についての項目の部分の中に、一言もそれらの文言がうたわれていないと。どういうことなのか。何か意図があるのかどうか。当然、私はこの中に市長の考えをうたうのが筋だと思うのですけれども、いかがでしょうか。１点。

２点目を伺います。当面する主要な行政課題の中に、17番目に突如、日野駅西出入口の開設という文言がうたわれております。恐らくこれを強力に推進していきたいという意図が伺われます。しかし、従来からいろいろな議員がこの問題について議論を重ねてきたわけでありますけれども、企画財政部の参事あるいは企画財政部長、担当部長からの答えは、一向に進展していないという今までの答えでありました。ここに改めて17番に日野駅西出入口の開設ということをうたったということは、その後のＪＲとの話し合いで新しい進展があったと解さざるを得ませんけれども、そういうふうに解釈していいのかどうか。

この２点、お伺いいたします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の第１点、中央高速道路に対します課税のことは、確かに当面する課題であることは間違いありませんが、特に去年からこのことには多少事務的に取り組んできたわけでございますので、事務的に実施を進めるということで考えております。

それから、17番目に掲げております日野駅西出入口。進展状況はという御質問ではございますが、要するに、日野駅がいわゆる１点集中の拠点駅になっておるわけですから、今の状況でいろいろな改造手段はあるわけでありますけれども、やはり東西南北から集中的に一定の時間内に、また人口の増加とあわせて使用者がふえるわけでありますので、何か工夫をして西の方に改めて出入口をつくるということは、やはり解決の一番大きな具体的施策であろうということを日ごろ考えておりました。

今回、これはちょっと話が別になりますが、西豊田駅のことでＪＲ当局と交渉も行ってまいりまして、要するに、地元がかなり負担をして努力をするということで、ＪＲ当局の了解を得ることも不可能ではないという発想に立ちましたもので、構造的には、施設としてはＪＲ当局に頼まなければなりませんが、管理面などでは、あるいは地元の自治体で協力をする方法があるのではなかろうかと。こういうことをこれからの課題として取り組んでまいりたいと、そういう考えであります。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　御答弁いただきましたけれども、いずれも納得しないのですけれども、市長一流のお言葉で、私には理解できません。

改めて申すまでもなく、高速道路の課税の問題については、これだけ日本全国にわたり、日野市だけの問題ではなく大きな問題を提起したということには間違いないわけであります。その大きな問題を提案しているにもかかわらず、当日野市議会に対して文言一つも出さないというのは情けないではありませんか、市長。今、御答弁を聞いたところ、当面する課題には違いはないと、こうおっしゃりながら、単に事務的にこのことを進める。とんでもないことですよ。事務的になんか進めるわけないのですよ。そういうことから、もう市長はおかしいのですよ。あえて私は納得できませんということを申し添えておきます。また、この問題については一般質問で取り上げていますから、そのときに十分お話をしたいと思います。

２番目の件、日野駅の西の出入口の件。今まで答弁をした内容と全く同じではありま

せんか。私は、何かＪＲとの話し合いで新しい進展があったのですかと聞いたのですよ。なかったらないと言ってくださいよ。変な言い回しなんか要らないのです。やっていないのでしょう。私は進展なんかないと思っているのです。ただ文言だけを並べて、あたかも市民に期待を持たせるような言い回しはやめていただきたいと思うのですよ。どうですか、もう一遍。西口駅のところだけでいいです。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　解決手段として一番有効な方法だというふうに思っておりますので、具体的な対応策も、地元自治体で場合によりましては若干の協力をさせていただくということで、話をこの間いたしましたものですから、これからそういう線に沿って強力に推進をしていきたいと、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　長くなりますので、これからまた予算委員会等がございますので、そこのところでじっくりお話ししたいと思います。終わります。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　１点お伺いをさせていただきます。予算と主要事業に関して、今、理事者サイドは日野市の基本構想、基本計画、それに基づいて実施計画が持たれると思うのです。当然この計画に基づいて、今年度、平成９年度の予算と事務事業の優先順位をつけた中で、事業と予算を編成したと思うのですけれども、平成９年度の予算と主要事業について、実施計画とのどういうふうな整合を持った中で、今回この予算と主要事業が打ち出されたのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今回の予算編成に当たりまして、当然基本計画、実施計画にできるだけ沿うように努力をして編成はしたわけでございますけれども、何分にも、先ほどもお話ししましたとおり、実施計画等で見込んでおります財源の確保が困難であったという状況の中で、必ずしも実施計画の内容どおりに予算編成ができたというふうには思っておりません。

もちろん、それぞれの事業設定をいたしました事業につきましては、この実施計画を策定した当時の状況の中で可能な限りの予測をし、設定をしてきたわけでございますけれども、現在の状況の中で、この実施計画どおりに進まなかった部分もあるということにつきましては、率直にそのような状況であることをお話をさせていただくところでございます。

もちろん、今後ともこの実施計画を基本に予算編成は進めてまいるわけでございますので、こうしたものの中で予定どおり取り組みができなかった部分につきましては、今後優先的な取り組みをしていくということを基本に考えて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　前回、昨年の第４回の定例会で私はその件に触れたのですけれども、基本計画の中の市税収入、歳入の根幹になります市税収入の見込みが余りにも甘いのではないかと。これで来年度の予算編成はできないのではないですかというふうな指摘をさせていただきました。後で予算委員会の部分がありますので、余り細かくは触れませんけれども、おおむね今回の市税収入は289億円だと。当初の、昨年の12月に出された実施計画の市税収入の額は322億円と。おおむねこれは40億円も事業の中での減になっているわけですね。余りにも額が多過ぎるということを、まず指摘をしたいと思います。何のために基本計画をつくり、実施計画をつくっているのか。向こう３年間で実施計画をつくっているわけですから、最低限、事業の優先順位とかその辺を整理すれば、こういうふうな実施計画案は出てこないと思うのです。その辺をまず指摘をします。

それからもう１点、下水道事業の件でお伺いをさせていただきたいと思います。もう今、渡邉馨鴻議員の方からもお話がありましたけれども、これは昨年12月の一般質問で、私は国庫補助、国の支出金が今、10億円ぐらいが補助金として下水道事業に充当されていると。いわゆる下水道事業費、特別会計から見れば、これは繰入金になると思いますけれども、繰入金の額が減になれば、国庫補助も削減されて事業が先送りになるのではないですかというふうな質問をしました。そうしましたら、大丈夫ですというふうな答弁があったのですね。それで、ことしのこの予算書を見てみたら、いわゆる国庫補助も７億2,000万円ぐらい、要するに繰入金にしては12億円も減になっているのです。12月ですよ。12月の一般質問で大丈夫だって言っていて、新しい事業の、要するに初年度の予算を出したときに、こういうふうな予算措置をして、我々議会を何だと思っているのですか。その場をしのげばいいのですか。答弁してください。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　確かに御指摘のとおり、大変、まず実施計画の市税見積もりと現実との乖離が非常に大きいという御指摘につきましても、確かにそういう結果になっておりまして、当時の積算見込み等について、それなりに情報を分析し、見積もったつもりではございましたけれども、やはり経済的な状況の回復といいますか、そ

うしたものをある程度見込めるのではないかというふうな見方をしたという点もあったかと思います。結果的にはその辺の見込みがまだ甘かったということだというふうに反省をしているところでございます。そうした中で、今後とも実施計画のローリング等も進める中では、さらに一層厳しい見通しを立て、あるいは歳出等についても、さらに事業の優先度の点検をしてやっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

今回の下水道事業への繰り出しにつきましても、確かに国庫補助の10億円に相当する事業の内容を確保しつつ進めていきたいというふうに思ってきたところでございますけれども、何分にも全体のフレームの中で、例年どおりの額が確保できないという状況の中で、下水道事業の進捗を見まして、先行投資的な部分については少し先に送っていただくという措置を取り、このような一般会計からの繰り出しの措置を取らさせていただいた結果ということでございます。今後とも厳しい状況の中での予測、あるいは財政計画、すべてにわたりまして一層慎重な取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　あのね、企画財政部長。もしそういうことであれば、質問されたときにそういうふうなことを的確に、適正に、正直に話すべきなんですよ、部長なんかも。当然10億円の国庫補助の充当する額を繰り入れをしていかなかったら事業ができないでしょうという話をしたのだから。

それで、今度はちょっとここで聞きますけれども、限られた財源を効率的に配分していろいろな事務事業とか事業に対してのことを行政側でやっていくと、こうやって書いてあるのです。１点、企画財政部長にお伺いしますが、今回の予算編成に当たって、要するに予算の既得権を認めた中での一律何％減とか、そういうふうな形で予算編成をしたのかどうか、お伺いします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　限られた財源の中でフレームに当てはめていかなければならないという、最終的にはそういう内容になってまいりますので、歳入の確保、それから歳出の方の節減、削減等をいたしたわけでございます。もとより事業にはそれぞれ優先度もありますし、過去の経緯等もありますので、そうしたものも背景に置きながら、先ほどもちょっと触れましたけれども、弱者対策等につきましては十分な配慮をしながら進めたということでございまして、すべてについて一律にということではござい

ません。特に内部管理にかかわるような業務にかかわる経常的な経費については、一部、目標として数字の何%というふうなものを一部当てはめたものもございますけれども、押しなべてすべてにそのような措置をしたということで進めてはおりません。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　あのね、部長。こういう場所だからなかなか言いにくいでしょう。しかし、予算編成に当たって厳しい財源を有効に活用しようと。市民ニーズにこたえた事業をやっていこうということであれば、この厳しい財政状況であれば、やはり主幹課から優先順位を示しながら、それぞれが自助努力、行政努力をする時期なのですよ。やたらに下水道事業の大枠を12億円減額して、ほかの事業を一律に進めていこうなんていう行政執行は怠慢なのですよ。ちゃんとこういうふうに文章に出すのであれば、しっかりとしたそういうふうなことを行政努力でやって、それでこうだからって議会に示すべきなのです。

市長にお伺いします。市長、昨年の12月に、市長の任期は４月22日が任期でというふうなお話をしましたね。それで、市長さんが当初、市議会議員から市長になられたときに、前市長に、予算の編成をして任期が終わりになるときには、暫定、いわゆる骨格予算を組むのが当然ですよというふうなことを、今の市長さん、森田市長さんは議員の立場で市長に指摘をしましたねというお話をしました。議事録に残っているのですから。それで、過去あなたが二十数年間、市長のいわゆる権力の座に座ったときに、自分でなぜ骨格予算を組まないのですかという質問をしました。そのときの答弁が、御指摘の過去のことを顧みて、大変幼稚で未熟であったと。あのとき私は一般質問で時間がなかったから、強く責めなかった。行政の長とあるべき者が、幼稚で未熟であったでは済まされないのですよ。なぜ骨格を組まないのですか、自分で言っていて。予備費の３億円ぐらいでは、次の市長はやれませんよ。いかがですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の私の市長就任前後のころのことを議事録から御指摘をいただいたことは、よく承知しております。つまりあのときの、議員として市長さんにそのような質問といいましょうか、そういう表現でもって意見を主張したということは、そのことが私は未熟、幼稚だったというふうに反省をしておるというふうに申し上げたわけでございまして、時の責任者が市民生活のことを配慮し、今までそう大きい誤りということもなかったように思っておりますので、今日の時点の財政状況の中で翌年度の予算編成を行い、今までの慣例といたしまして、選挙のある年には若干の予備費の計上

を行ってきたということでございまして、いわゆる過去のことを私自身、失礼でもあり、また幼稚、未熟であったというふうに反省をしたことをお答えしたわけでございますので、そのように御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　あのね、市長。市長さんが市長になるときよりも、森田市長さんが議員であったときの方が未熟ではないのですよ。正しいのですよ。当然なのですよ。やはり権力の座に座ってしまうと、なかなかそういうふうなことをしないのでね。しかし本来、骨格で暫定を組んである程度の枠組みだけをしておいて、あとは選挙で市民の判断を受けた中で、新たな方がその肉づけをしていくというのが当然のことなのです。ちっとも未熟でも幼稚でも何でもないのですね。私はあえてそういうふうな主義主張を持っていらっしゃった市長さんですから、当然そういうふうなこともすべきではなかったかなというふうに思います。

それと、最後に１点。これだけの事務事業を、予算編成から比べて事業を、今、所信で述べられました。当然、任期は４月22日ということですけれども、この報告を受けた中では、まだまだ市長さんもやられるみたいな予算編成、事業の報告なのですが、その辺はどんなことか、ちょっとお話しいただければと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の任期は、つまり日野市長の任期は、最終年度の４月26日まで任期がございます。つまり、新しい年度にまだ任期を持つわけでありますから、そういう意味で責任を持って、権限と、それから責任を持って予算編成を、市民の一番幸せを守るために、また自治体日野市の発展を目指す予算として、きちんとした提案をするのが、やはりその立場にある者の権限と責任であると、このように感じております。意欲を持って今後も臨みたいと、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　２点ほどお伺いをしたいと思います。

３ページの当面する主要行政課題というところで、３ページから４ページにかけまして、ことしは30項目にわたって主要項目が羅列されております。これは昨年度からこういう行政課題を箇条書きにして、よりわかりやすくということで変えたのだと思うのですが、昨年度は20項目がこういう方式にまとめられて表示されました。ことしは５割増しの30項目にふえたわけなのですが、ここで行政課題として取り上げた、こういう方式で取り上げた、その取り上げられたものに対しての責任といいましょうか、気持ちとい

いましょうか。どういう前提で主要課題としてこういうふうな表示をし、そしてそれをこの１年間でどうしようということを考えておられるのか。全く基本的なことなのですが、確認をしたいと思います。

なぜそんなことを、基本的なことを聞くかといいますと、例えば昨年度は20項目あった中で、そのうちのほとんどがまたことし同じように書き直されているわけですね。若干表現の違いもありますけれども。で、あえて20項目の中で、明確にこれはもう昨年度の中で終わっているなと思われるものは、建築指導行政の開始、これはもう間違いなく終わりました。それからもう一点、旭が丘に駐在所の誘致。これも土地の誘致が完成しまして、これもその方向で間違いなく進んでいると。残り18項目については、若干手をつけたものもありますけれども、ほとんど完成されていないわけです。そういうことの実態からしますと、去年20項目掲げて、ことし30項目にふやした。ただ羅列をして、いかにもやりますよというポーズとしてはいいのですが、その基本的な気持ちはどういうことなのか、そこをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この年度初めの市長の発言ということで、予算編成と事業のことを申し上げるわけでありますが、内容を簡潔に表現する意味で「当面の課題」というふうな表現の仕方を採用しております。

昨年20項目、その中でもある程度終えたものもあるわけでありますが、どう考えましても、今考えております我々の行政執行の中で、あるいは市民生活に対応する施策の中で、今表現をしているようなことが、御承知のとおりの過去の――過去のといいましょうか、当面の今まで議会で御指摘をいただいたり御提言をいただいたり、また行政側自身が市民生活、あるいは市民の方々の状況の判断の中で、日野市の発展の姿を絶えず意識している項目でございました。

昨年は、何が一番大切かと言われて、ちょうど末尾に書いておりました行財政改革と。ことしも同様でございますが、終始一貫をして、やはり行政みずからの、この市民サービスをより豊かにするために、簡潔に、そしてまた能率的にやっていきたいということが一番の重要課題であるということも、言うまでもないわけでございまして、ひとつ率直に御理解をいただければ大変幸いだと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　後で申し上げようと思ったのですが、30項目の中で、30番目

に「行財政改革の実施」というものが入っています。で、私、１年前に、これが昨年の場合は「行財政改革の実践」ということで、20項目のうちの19番目に入っていました。順序がおかしいのではないですかと言ったことを覚えていたようで、今、市長の方から御説明いただいたのですが、いずれにしましても、今、当面の課題で今どうしても日野市としてやらなければならないのだということが課題であるということは、これは言葉上からすれば当然のことなのですが、しかし、やはりこの予算編成に絡めてここに羅列をするということは、この１年間の中で完成しないまでも、それなりの努力で開始をしていくのだという、やはりそういう意気込みのものが伴って、初めてここに出てくるべきではないのかなと思うのです。そうでなければ、ここに幾らでも書けますよ。30でも50でも。まさに選挙対策ではないかと言われてもしょうがないような表現のものなのです。もう少しこう、ここに掲げた以上は、その予算の関係も確かにありますので、全部を完成するということは無理であっても、それぞれの項目をやはりそれなりの努力結果が見えるような形で扱っていかないとおかしいのではないかなと思うのです。

矛盾点もたくさんあります。これは個々のことはまた、私も一般会計予算委員会の方に入っていますので、そこでいろいろな提起をさせてもらいますけれども、一、二項目だけ取り上げますと、例えば16番目に「環境緑化協会事業の充実」というふうに入っていますね。一方では、予算が足りないから、この緑化協会の基金積立から取り崩しますよと。こんな矛盾もあるわけですね。ですから、いろいろなところでそういう矛盾もありますし、ここで言っている課題云々ということの本当の気持ちというものは、どうも我々には理解できない部分が正直に言ってあります。

それから、関連しましてもう１点確認をしたいのですが、昨年その20項目あった中で、20番目に「能率改善、リストラ、組織改正、定数管理の実施」という項目がございました。これは行財政改革を実践していくためには、どうしてもこれはセットで絶対必要なことであるということも指摘をさせていただきました。ところが、ことしは30項目の中にそういう部分が入っていないのです。これは何か特別の意図があるのか、欠落、忘れてしまったのか、あるいはそういう気持ちがないのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多少、表現の拙劣さもあるかもしれませんが、特に御指摘をいただきました環境緑化協会事業の充実。一方では基金を崩しながら、一方では充実とはどういうことかと、こういう御指摘だと思いますが、基金は基金として、事業の長期

継続的な目標を持って基金制度を定めたわけでありました。それをまた運用のために取り崩して予算化するということも、当然の事業目的であることは言うまでもございません。

特に、具体的に申し述べますならば、今、そこの中央公園に管理棟をつくっております。この管理棟のある程度のスペースを、庁内に緑化協会の事務局も同居しているわけでありますが、外の管理棟に移す。そしてまた、いわゆる協会として市民に対しますいろいろな質問や、あるいは要望に対する受け答え、また緑化のために、何といいましょうか、苗や種の交換もしてもいいと思っております。それから薬品や肥料につきましてもある程度、販売と言うとちょっと大げさになりますが、何か物品も取り扱えるようにしたいものだと、こう考えております。そういう意味で、環境緑化協会事業の具体的な事業を設けると、こういうことを趣旨といたしております。

それから、もう一つの御質問の行財政改革のことについて、昨年はリストラというふうな用語もあわせて用いていたと。確かに、いわゆるリストラクションといいましょうか、再構築あるいは再構成、こういうことに該当するわけでありますので、今、行財政改革大綱という表現で、文言のいわゆる大綱を、主要な考え方を持っているわけであります。そのことと相関連をいたしまして、常時の課題でもありますし、また今日特に必要な課題であります行財政改革のことについて積極的に取り組む、その具体的な内容までもできております。御承知のとおり、５カ年間に退職職員の補充をなるべく抑えて、100名ぐらい、いわゆる組織の実人員を減らすというようなことも内容にしておるわけでありまして、そのこと自体がリストラと言われる内容であるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　環境緑化協会事業の方の内容については、また予算委員会の中で再度触れさせていただきますので、ここではこれ以上触れませんが、もう一つの方の能率改善、リストラ云々という、これは言葉、どういう言葉を選ぶかは別にしまして、今、市長からも説明がございましたとおり、行財政改革の大綱というものができて、まさにこれから実践をしていこうという一番大事な時期だと思うのです。ですから、ここでは30番目に「行財政改革の実施」ということではうたわれておりますけれども、昨年度掲げた、言葉は別にしまして、それはやはりどうしたってここの中にあって、しかも別枠の囲みでこの行財政改革と能率改善、定数管理等々を含めたことをやるぐらいの姿勢を、やはり示しておかないとおかしいのではないですかということなのです。

ですから、そういう大綱もできて、その準備、体制が整っているからいいのだということではないと思うのです。ですから、そこはやはりトップに立つ人がそういう心意気を見せないと、やはり職員だって、どうしたって気が緩んでしまうというか、その気にならなくなってしまうと思うのです。そうでなくても、私どもの目から見たときに、森田市長はいろいろな経験を持っていながら、この行財政改革に対しての取り組みは、本当にその気持ちがあるのだろうかということが、ずっと私自身はそんな疑念を持っておりますのでね。ましてや、こういう年の初めの課題という中で、いつも最後の方にちょっとこう、1行、2行書き足されているという、そんな印象なものですから、これはどんなことがあっても早急にやらなければならない。ここに書かれていることは全部課題ですから、すべてやらなければいかんことは事実なのですが、その中でもこういった項目については最優先で取り組んでいただかなければならないので、それはひとつ、また予算委員会の中を含めて問題の指摘をさせていただきたいと思います。

答弁は結構でございます。以上です。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　今、市長の方から事業計画と予算編成について理解を求められましたけれども、私は残念ながら理解をするには至りません。と申しますのは、最近の市長の姿勢が当初の姿勢から大分変わってきている、こういうことを実感しておりますので、今、決意を述べられましたけれども、理解できないということを冒頭に申し上げておきます。

やはり6期24年間という長い間のおごりが出てきてしまったのかなと、大変残念に聞いておりましたけれども、市長が市政に取り組む基本姿勢という中で、毎年これは言われるのですけれども、市民の英知と職員の能力、これを結集するのだということを毎年言ってきている。ところが、実態はどうかというと、肝心な部下である職員の提言には一切耳を傾けない。それどころか、幹部職員も大変、市長の顔色を伺いながら仕事をしている、こういうところが顕著に出てきております。私も実感をしておりますので、何点か、今、市長が申された中で指摘をしておきたいと思います。

まず、当面する主要な行政課題。この中に、何人かの議員からも指摘がございましたけれども、数項目ずっと挙げられております。この中で公共下水道事業。これは昨年までの、いわゆる8年度までの実態でいくと、市長は5年間でもって100％下水道完備を目指すという努力目標を掲げたのですが、その任期は来年の3月31日で終わるわけです。現在の下水道の普及率、約60％。このままいきますと、区画整理事業を除いて平成12年

度には100％下水道が完備する、こういう計画であったわけです。ところが、小川議員から指摘がありましたように、12億円という減額によりまして、これが平成14年から15年になると、100％完成と。こういうことです。市長が言われている基本姿勢の中で、住民に希望の持てる健康で文化的なまちづくりをしたいのだということ。しかも、この中では整備を促進すると言いながら、実態はこういう予算編成になっている。

さらには、公営住宅の問題でございます。ここでは増戸ということで、増戸・建て替えということになっておりますけれども、御案内のように新町１丁目のいわゆる姥久保団地の建て替えが進められております。この件については、住民あるいは議会等々から再三にわたって市長に、今の問題を十分把握して住民本位で市政を運営してほしい、こういう要望を続けてまいりました。過日もそういう要望をしたわけでございますけれども、そのとき市長は、わかりましたと。よく検討して市民の要望にこたえられるように努力したいという、こういうことを言って、舌が乾かないうちに、そんなことをやる必要はないのだと。今のままでいけということを幹部職員に指示をしていると。（「とんでもないことだ」と呼ぶ者あり）住民不在の市政が、今、運営されております。

市長は常々、今申し上げましたように、基本姿勢ということで住民の英知と職員の能力を結集するのだと言いながら、一方では、あえて語弊がありますけれども、自分の気に食わないことには耳を貸さない。全く市民不在の市政が展開をされてきてしまっていると。24年間というのは本当に長かったのだなと。何とかしなければならないというのが、今、多くの市民から声として出てきていると。こういうところにもあるわけでございます。

さらには、時代を読むということが市長には、私は欠けているのではないかと。生涯教育ということが、今、盛んに言われております。議会でも取り上げられてきているわけでございますけれども、今回の事業計画の中でも生涯教育とスポーツ行政、いわゆる文化も含めた推進を図っていくと言いながら、予算編成の中ではスポーツ・レクリエーションはやめるという。金額にしては大した額ではありませんけれども、多くの市民が文化・スポーツ、こういうものを楽しみながら自分たちの健康を維持増進していきたいという、これは当然、時代の流れなのです。市長もそれについてはうなずきながら、過去に前向きな姿勢を見せてきたこともあったのですけれども、今回の中では残念ながらこれが中止になってしまう。

市長の姿勢というものは、本当に前向きにここに書かれているように、先ほど決意を述べられたように、本当に市民のことを考えてやってきておるのか。先ほど小川議員が

指摘したように、まだ市長になりたての方ならばともかく、６期24年間という長い間、日野市をリードしてきたトップとして、果たしてそれでいいのかどうか。何かどこかで狂ってしまったのではないかなと。

市民というのは御承知のように、生活の安定と維持向上を日々考えながら生活をしておりますし、額に汗して働いて、貴重な税金も納めてきているのです。逆行するようなマイナスするような果たして事業計画、予算編成で、もちろん今まで市長が言われてきた、行革をやらなければいけない、やはりむだをなくして切るところは切る、そういうことがわからないわけではありませんけれども、基本的な都市基盤整備の推進というものは、まちづくりの中でもイロハだと思うのです。それが、下水道事業をさらに２年も３年も先に延ばしてしまう。こういうことで健康的な文化生活ができるのかどうか。到底理解をできるものではありません。

さらには病院の問題、南部医療センターの問題。これも十数年前からつくるつくると言いながら、土地は確保したものの、いまだにまだ構想すらない。医師会に対して答申をしていないのに答申をしたとか、医師会は専門だから何とかしてくれるだろうとか、場当たり的な推移に終わってきている。これでは市民はたまったものではないのですよ。全く無計画。本当にやる気があるのかどうか、こういうところも疑りたくなります。

予算との関係がありますから、多くは申し上げるつもりはございませんけれども、こういった何点かをピックアップしても、本当に市長が今まで基本姿勢として貫いてきたことが、ここに来て大変崩れてきたというのは残念です。もう少し住民の考え方なり意見、さらには議会の意見等も、24年間やられている市長ですから十分わかっていると思うので、取り上げていただいて、前向きに進めるべきではないのかなと。何にもなりません、今の状況では。

財政事情が厳しいのはよく理解できますけれども、その中で時代を考えて、今何をなすべきなのか、こういうところが全然伝わってこないのですよ。今の市長の当面する主要課題の説明についても、予算編成についてもしかり。もう市長選というよりも、今回が最後だろうということで、ちょっとトーンダウンしてしまったのかなということは理解できないわけではありませんけれども、やはり今の市の状況を考えれば、ここのところはどうしてもやるのだと。こういう熱意をもっと見せてもらわないと、幾ら理解をしてほしいといっても理解はできないというふうに受けとめました。御見解がなければ結構ですけれども、私はそのように受けとめましたけれども、市長の方にもし何か考えがありましたら。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　見解がなければということですが、見解は私は大ありであります。今指摘されたことは、全く私にとっては理解のしにくい御指摘でございまして、私側の努力や、それから議会対応で理解されないはずはないというふうには思っておりましたけれども、厳しい御指摘にはちょっと少々驚いた感じであります。

下水道のことがよく言われますが、確かに一つの努力目標という表現だったと思いますけれども、５年間に完成を期したい、こういうことのあったことも決して否定するわけでもありません。しかし、営々としてなかった下水道事業を当初から今日まで積み上げてまいったわけでありまして、その到達度におきまして、なかなか希望と、それから思いと現実が合わないという点も確かにあるわけでございますから、何とかひとつ早く完成をさせたいということを努力していることは、もう言うまでもない次第でございます。そのあたりをぜひひとつ、少々寛大な眼で御指導いただくことができれば幸いだと、このように思っております。

たまたま具体的な指摘として、文化・スポーツ行政を進めると言いながら、スポーツ・レクリエーションフェスティバルという事業の中止をしたという内容が確かにございます。300万円程度の予算ではございますけれども、私もいつもこれには出席をしてまいっておりますが、事業として終わったということではありません。若い方々が相当数集まっていらっしゃいますが、いっとき、ひとつもう一遍よりよい方向を目指すために中止してみようということでございまして、そのことにつきましては、必ず将来の予算の中でよりよい効果のあるもの、そしてまた何といいましょうか、人を集めるフェスティバルになりますことを期して内部的な努力を進めたいと、こう考えております。

いろいろと御指摘のこともございますが、ひとつそれらをトータルいたしまして、我々が日野市民に行ってきた行政がどのように受けとめられておるかということも十分判断をしながら、行政の立場として英知を集めて努力をするということが当然のことでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（土方尚功君）　　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　　市長が今、市民と職員の能力、英知結集というようなことですけれども、市長は本当に職員の声を聞いていますか。職員は、何を言ってもだめなんだよというような感じなのですよ、正直言って。幹部職員もそうですよ、幹部職員も。昨年もそうでしょう。行革のときに市長は、特に幹部職員がどうのこうのというような発言をして、あれは言い過ぎだったと後から言う。そういうことが発言されること自体

が、やはり腹にあるのですよ。ですからそれが、こういう場を離れれば厳しいことになって出てくる。もう少し、24年間もやってこられたのですから、優秀な職員がいるのですから、そういう方にお任せして、やはり市長は最後に出てきて、エースというのは最初から出るのではなくて、助役なり部長に任せて、何かミスったときに市長が出るのが、私はもう６期24年もやった方の仕事ではないかなというふうに思うのです。

個々にやり合うつもりはございませんけれども、いわゆる公共下水道事業も、ゼロから、今までなかったのをやったと。それは何でもそうだと思うのです。なかったものからやる。あったものをやる必要はないわけですから。ただ、市長はそういう公約をされてきているわけです。しかも、できないばかりか、さらに２年も３年も先送りしてしまうのだと。これは基本的なことなのですよ、基盤整備というのは。それができないということは、もうどうなのですか。おやめになったらどうですか。次の方にバトンタッチしていただいて。

ですから、そういう基本的な姿勢というものは、やはりよほどのことがない限り、スクラップ・アンド・ビルドというのはないと思うのです。小さいところならいいですけれども、下水道事業というのは大変な大事業でしょう。病院問題だってそうですよ。予算委員会の中でいろいろとやり取りがあると思いますから、以上で終わりますけれども、少なくとも、今、市長がおっしゃられた基本姿勢については、もう少し謙虚に、職員を信頼して耳を傾けていただきたい、このように思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって事業計画と予算編成を終わります。

次に、日程第４、行政報告を行います。

行政報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、報告は省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第５、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後０時25分　休憩

午後１時34分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第６、日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、日野市議会常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第７、日野市議会平成９年度一般会計・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会の委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、日野市議会平成９年度一般会計・特別会計予算特別委員会の設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１号、日野市個人情報保護条例の制定、議案第２号、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、議案第３号、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定、議案第４号、日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１号、日野市個人情報保護条例の制定について。本議案は、個人情報の保護と適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的人権を擁護し、市民生活の向上と地方自治の発展に寄与するため、日野市個人情報保護条例を制定する

ものであります。

議案第２号、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。本議案は、改正後の日野市情報公開条例第12条及び日野市個人情報保護条例第26条第２項の規定による諮問に応じて審査するため、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものであります。

議案第３号、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について。本議案は、改正後の日野市情報公開条例に基づく情報公開制度及び日野市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例を制定するものであります。

議案第４号、日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、個人情報保護制度の実施に伴い、市民からの不服申し立て及び審議会への諮問にかかわる条項を定めるため、日野市情報公開条例の一部を改正するものであります。

以上、４議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは、議案第１号、日野市個人情報保護条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、個人情報の保護と適正な取り扱いに関し必要な事項を定めて、自己情報のコントロール権を確立することにより、市民生活の向上と地方自治の発展を図るため制定するものでございます。

近年の情報化社会の急激な進展を背景としまして、行政においても民間の事業活動におきましても個人情報が大量に収集、保管及び利用されるようになってきております。このような高度情報化社会は、私たちの社会生活にも多くの利便をもたらしておりますが、最近では自己の個人情報をだれが、いつ、どのような目的でこれらを収集し、保管し、また利用しているのか判然としない状況も生じてきております。かつてプライバシーの権利は消極的、受動的な権利としての性格を持っていましたが、こうした状況の中では、プライバシーの権利をさらに進めて、自己の情報の流れをみずから管理する権利を自己情報のコントロール権として積極的にとらえ、制度として確立する必要が生じてきております。

日野市では、昭和56年に日野市電算組織に係る個人情報の保護に関する条例を制定をいたしまして、電子計算組織に係る個人情報の処理に関しまして、市民の個人情報保護

に努めてまいりましたが、このたび手書き処理、電算による処理以外の情報でございますけれども、手書き処理に係る個人情報の保護も含めた、いわゆる総合的な意味での個人情報保護制度を個人情報保護条例として制定するものでございます。

議案第１号の２ページをごらんいただきたいと思います。主要な内容を順に沿って御説明を申し上げます。

第１章は総則でございます。第１条は「目的」でございますが、個人情報の保護と適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己情報の開示請求権利等の権利を保障することを直接の目的とし、これにより市民の基本的人権を擁護し、市民生活の向上と地方自治の発展に寄与することを目的とするものでございます。

第２条は「定義」にかかわる規定でございますけれども、この内容は、実質的には適用の範囲等を定める内容になっております。

３ページをごらんいただきたいと思います。下から４行目になりますが、第２章、個人情報の収集、保管及び利用等の制限でございます。第６条は収集の制限に関する規定てございまして、収集方法の制限、収集禁止事項等を定めたものでございます。

５ページをごらんいただきたいと思います。中ほどの第７条、個人情報を取り扱う事務の届け出でございますが、第７条は行政組織が保管等をする個人情報の概要を一般の市民の方が知ることができるよう、市長への事務の届け出、さらには市民への閲覧制度について定めたものでございます。

次に、６ページをごらんいただきたいと思います。６ページの少し下の方になりますが、第11条は「目的外利用等の制限」でございまして、収集目的の範囲内で利用することを基本として、目的外利用及び外部提供できる場合を限定的に定めているものでございます。

７ページをごらんいただきたいと思います。中ほどより少し下になりますが、第３章は「電子計算組織による処理」でございます。第13条は行政組織の電子計算組織と行政組織以外の電子計算組織との結合について、原則禁止を定めたものでございます。

８ページをごらんいただきたいと思います。第４章は「個人情報の開示等請求権」でございますが、第14条は、市民等が本人の個人情報を知ることができるよう、自己情報の開示請求権を定めたものでございます。第15条は、本人であっても開示できないものを限定的に定めたものでございます。

続きまして、９ページをごらんいただきたいと思います。第17条でございますが、自己情報に事実について誤りがある場合は訂正を請求できる権利を定めたものでございま

す。

以下、25条までは、これらの請求等に関連する手続について規定を定めたものでございます。

12ページまで進めさせていただきます。第５章でございますが、「不服申立て及び相談等」でございます。第26条は、個人情報の開示、訂正等についての不服申し立てを審査する機関として、日野市情報公開・個人情報保護審査会に関する規定を定めたものでございます。なお、この審査会につきましては、後ほど議案第２号、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてにより御説明を申し上げます。

第27条は、個人情報保護制度を利用する者の利便を図るために、個人情報保護相談員制度を定めたものでございます。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。第８章は「雑則」でございます。第38条でございますが、個人情報保護制度の運営に関する重要事項を審議する機関として、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会に関しての規定を定めたものでございます。なお、この審議会につきましては、後ほど議案第３号、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定についてにより御説明を申し上げます。

最後に付則でございますが、第１項では、この条例の施行日、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において、市規則で定めることといたしております。

第２項でございますが、この条例に基づく開示等請求は、この条例施行の日について、現に行政組織が行っている個人情報を取り扱う事務に適用すること等を定めたものでございます。

第３項は経過措置でございますが、条例第７条では、「新規の事務を開始するときに、あらかじめ次に掲げる事項を」として、事前に市長に届けることを規定しておりますが、この条例施行の際、「現に行政組織が行っている個人情報を取り扱う事務については、次に掲げる事項を市長へ届け出る」としたものでございまして、現に行っている事務についても、市長への届け出を義務づけたものでございます。

第４項でございますが、経過措置でございます。この条例施行の際、現に行政組織が行っている個人情報を取り扱う事務については、この条例の相当規定によって行ったとみなす規定でございます。

第５項でございますが、日野市電算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止でございまして、日野市個人情報保護条例の施行により廃止を規定するものでございます。この電算組織に係る個人情報の保護に関する内容等は、冒頭にもお話ししましたように、

今回の条例の中に取り込まれるということで、廃止をするものでございます。

なお、参考資料としまして、日野市個人情報保護条例施行規則の案を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、議案第２号、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例は、日野市情報公開条例の一部を改正いたしまして、改正による審査会の規定と、個人情報保護条例第26条に基づく審査会の規定を所掌する審査会を定めるための条例を制定するものでございます。情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、後ほど議案第４号により御説明を申し上げます。

それでは、主な内容を御説明申し上げますが、議案第２号の２ページをごらんいただきたいと思います。第１条は「設置」でございますが、改正後の情報公開条例第12条及び個人情報保護条例第26条の規定による不服申し立てがあった場合、行政組織からの諮問に応じて審査するため、審査会を冒頭定めたものでございます。

第３条は「組織」でございますが、審査会は識見を有する者５人以内をもって組織することを定めております。

３ページをごらんいただきたいと思います。第６条の第３項でございますが、審査会の議事の決定について定めてございます。以下、会議の方法等についてそれぞれ定めさせていただいております。

最後に付則でございますが、この条例の施行は日野市個人情報保護条例の施行の日から施行することとしたものでございます。

以上で議案第２号の説明を終わらさせていただきます。

次に、議案第３号、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、情報公開条例の一部を改正しまして、審議会部分を独立をさせ、個人情報保護条例第38条の規定による審議会とあわせて制度化するものでございます。後ほど議案第４号で情報公開条例の一部を改正する条例については御説明を申し上げます。

それでは、議案第３号の２ページをごらんいただきたいと存じます。第１条は「設置」でございます。改正後の日野市情報公開条例に基づく情報公開制度及び個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営推進を図るために審議会を置くことを定めております。

第３条は「所掌事項」でございますが、個人情報保護条例の規定により定められた事

項のほか、記載の重要事項について、行政組織の諮問に応じ、調査、審議、答申するものであります。また、第２項では、両制度の運営並びに電子計算組織の運用について意見を述べることができることを規定しております。

最後に付則でございますが、この条例の施行は日野市個人情報保護条例の施行の日から施行することとしたものでございます。

以上で議案第３号の説明を終わらさせていただきます。

次に、議案第４号、日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、議案第２号で御説明をいたしました情報公開・個人情報保護審査会条例及び議案第３号で御説明をいたしました情報公開・個人情報保護運営審議会条例の二つの条例の制定に伴いまして、所要の条例の整備の一環として、情報公開条例に規定する救済手続及び救済機関の部分と、審議会の諮問に係る事項を改正するものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきますので、恐縮ですが、議案第４号の４ページ、５ページをごらんいただきたいと思います。まず、５ページの上から３行目でございますが、目次の項目の中の第３章でございます。改正前条例では「救済手続及び救済機関」とあるものを、改正後の条例では「不服申立て及び審議会の諮問」と改正するものでございます。

上から７行目でございますが、第３章の表題を、同じく「不服申立て及び審査会の諮問」と改正するものでございます。

次に、第12条でございますが、改正前条例では表題が「救済手続」とありまして、内容は「行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合は、情報公開審査会に諮問して、その意見を尊重して、当該不服申立てについて決定をしなければならない」とありますものを、改正後の条例では表題を「不服申立て」とし、内容を第１項では「行政不服審査法の規定に基づき不服申立てをすることができる」とし、第２項では、「前項の不服申立てがあった場合は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して、当該不服申立てについて決定をしなければならない」とするものでございます。この中にございます情報公開・個人情報保護審査会は、議案第２号で説明した内容でございます。

次に、改正前の条例第13号でございますが、表題が「情報公開審査会」とあり、内容は「行政組織の諮問に応じて審議を行うため、情報公開審査会を置く」となっているわけですけれども、以下、審査会の運営に必要な条項を第７号まで記載しております。

この審査会の所掌事務につきましては、４ページの改正後条例第12条第２項により、新しく制定をする情報公開・個人情報保護審査会条例の審査会の所掌事務に移しますので、改正前条例では全面的に削除するものでございます。

４ページの改正後条例第13条でございますが、表題を「審査会の諮問」としまして、情報公開条例の運営に関する重要事項については、情報公開・個人情報保護運営審査会に諮問しなければならないといたしまして、議案第３号で御説明を申し上げました審議会の役割を明確に規定しておるものでございます。

では、２ページにお戻りいただきまして、最下段の付則でございますが、この条例の施行は、個人情報保護条例の施行の日から施行するものといたしております。

以上で４議案についての説明を終わらさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　議案第１号から係るところの個人情報保護条例について、ひとつ確認の意味も含めて質問させていただきたいと思います。

この個人情報保護条例が入った場合、実際の市役所の業務の中ではフォームが変わっていくと思うのですね。つまり、例えば保管するためのフォーム。これは開示できるのだ、これは開示できないのだ、そういう振り分けがなされていくのかなというふうに思っています。それは電子計算組織の中にこの情報がインプットされる状態の中で確認できていくと思うのですけれども、それを前提として、こんなことを考えてほしいなという要望が中心になってしまうのですけれども、考えられてきたのか、それだけ確認したいと思います。

行政が個人のプライバシーをこじ開けるような例というのはたくさんあるわけです。例えは婚姻届けを出した場合、ここに婚姻届けのフォーマットの中には、あなたの主な収入源は何ですかとか、または、その係るところの父親、母親。これは保護者ではないのです。父親と母親の名前は何ですかという設問があったり、過去の犯罪の記載事項とか、そういうものを書かなければいけないようなフォームで出されているわけですよ。これは市役所の範疇ではないとはわかっておりますけれども、行政が個人のプライバシーをこじ開けている例の一つだと思っているのです。

また、妊娠の届けを出した場合ですね。過去の妊娠回数を、これは書かなくてはいけなかったのです。これ、２年ぐらい前にはなくなっておりますけれども、そういうものだってプライバシーなわけで、行政は知る必要がなかったかもしれない。医者の方でわ

かっていればいい話なのが、個人のプライバシーを行政がこじ開けている一つの例だと思っているのです。

また今度、保育所への措置の場合。こういう場合も、母親が働かなければいけないのはなぜですかと、こういう設問の仕方がなされていたと思います。そこまでは個人のプライバシーだと思うのですよ。それを無理やりこじ開けているのが、今までの行政の市民に対する対応の仕方であったろうと思っています。

せっかくの、この個人の情報の保護条例ですから、そういった点についてもぜひ、議論されているのかなと思っておりますけれども、今回のこの条例の提案に対しては、そういう行政側から見た市民に対するプライバシーという観点の議論がされているでしょうか。お願いします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　個人情報の収集につきましては、今回の条例の中でも個人情報保護の基本に沿いまして厳しい規定をいたしておるところでございまして、それぞれ今、具体的にお挙げいただいたことについて、それぞれ法令等に定めもある項目にもかかわってくるかと思いますので、個々にはちょっと整理したお答えはできませんけれども、基本的には、目的のない不必要な情報は集めないということを基本に、今後の行政の中での個人情報にかかわる収集はしていくというものが今回の条例の趣旨でもございますので、当然、現在も調査を進めておりますので、これから施行に向けて準備をする中で、今御指摘のようなことも含めまして十分な検討をした上で制度の運用に入りたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　目的のない不必要な情報は集めない方針だというお答えを聞いて、安心しました。終わります。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　確認を含めて１点だけお伺いしたいと思います。

議案第１号の件の、いわゆる付則の件でございますけれども、議案第１号のいわゆる施行期日ということで、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において市規則で定めると、こうなっているわけですね、議案第１号は。で、議案第２号を見ますと、議案第２号はいわゆる施行の日から施行すると。施行の日というのは、第１号のいわゆる個人情報の保護条例ですね。これを決めた日から適用しますよと。議案第３号も同じくそのような表現になっているわけです。個人情報保護条例の施行の日から施行すると、

こうなっているわけです。

文言の整理はこれで私もいいと思うのですけれども、問題は、この議案第１号の、いわゆる市規則で定める日から施行するとなっていますから、規則の方ではっきりと日づけがうたわれているのかどうかということで、今、規則の状況を見させていただきました。規則は、施行期日は、この規則ですね。条例施行の日から施行すると、これを戻してしまっているのですよ。で、恐らくこの施行期日の取り扱いということは、何か格式があるとか、文書処理上の問題があるとかあるのでしょうけれども、実にわかりにくいですね。一体、公布の日から起算してなぜ１年を超えない範囲で、市規則で定める日から施行するという表現にしなければいけないのか。私はもっと端的に、この条例が可決された日とか、あるいは、恐らく可決されておかなくても、何も１年以内にしなくたって、大切だから提案してきているわけですから、疑問を持っているのですよ、こういう記載の方法というのはね。何か意図があるのかどうか、確認しておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　まず施行期日についての付則の定めでございますけれども、１年間を超えない範囲内において市規則で定めるというふうにいたしておりますので、これはなぜ１年間置いたかということもございました。これは確かに重要な制度でございますし、できるだけ早く制度を発足していきたいというところでございますけれども、個人情報保護の制度、今回条例の中で制定しております制度の中には、個人情報のすべてを、各項目を閲覧できるようにしたり、そうした情報の整理をいたします。それから、先ほどの御質問にもございましたとおり、もう一度個人情報の内容等の点検等を含めて準備の期間が必要となっておりますので、１年間の期間を、できるだけ早く体制が整えば施行したいとは思っておりますが、このような期間を取らさせていただいたものでございます。

それから、市規則で定める日からというのは、この条例を施行するための規則を別途定めます。その規則によりこの条例を施行をいたしますので、先ほどの、この条例自体の施行にかかわる規則の中では、条例が施行された日からこの規則の方が施行されるということを付則で述べたものでございまして、ちょっと紛らわしいですけれども、別な規定でございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　今の説明で十分と言わないまでも、わかることはわかるのですよ。ただ、せっかくこれだけの個人情報の条例を提案してきたわけでありますから、１

年とはちと長いのではないだろうかと。できるだけ早くという表現で理解はできますけれども、例えば３カ月とか半年とか区切ってもいいのではないかと。それだけ重要なものだというふうに判断いたしましたので、あえて確認させていただきました。できるだけ早く施行ができるように要望しまして、終わります。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　議案第１号のいわゆる保護条例のことですが、まず第１点は、第２条の（２）ということですから、２号になるのでしょうか。２号のところで「行政組織」というふうにありますが、これは当然、制限列挙というふうに考えていいのかどうかが第１点です。

それから６ページになりますけれども、第10条のところで２項になりますけれども、ちょっと細かいかもしれませんが、２項の後段になりますけれども、「前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関し知り得た個人情報を漏らし」、次ですけれども、「又は不当な目的に使用してはならない」というふうにあります。個人の考えですと、「受託事務に関し知り得た情報を漏らす」ということだけで、特に「または不当な目的に使用してはならない」という規定を設けた意味がどの辺にあるのか、よくわかりませんので、教えていただきたいというのが２点目です。

それから、13ページの第７章になりますが、ここで両罰規定、34条ですけれども、両罰規定になっていますが、大体こういうふうな条例といいますか、運用については、大体両罰規定が常識的な定め方といいますか、そういうふうになっているのかどうかですね。その辺、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　第１点の第２条の第２項の関係でございますけれども、「行政組織」の定義にかかわることでございます。先ほど提案の説明でも申し上げましたとおり、この行政組織の定義は、実質的にこの条例の制度を実施をする機関を定めるということになりますので、制限的に掲げられているというふうに考えております。要するに、この条例が適用になる組織はここに掲げたものに限られるということでございます。

それから次に、６ページの受託者の責任にかかわる問題でございますけれども、委託に伴う措置では、行政組織から個人情報の取り扱い事務を受託した者が、個人情報の改ざん、滅失、棄損、その他のそうした漏洩等の防止ですね。その他の個人情報の適切な保管のために必要な措置を講じなければならないとしております。前項の、このように

まず受託者に一定の注意義務を課しまして、それからこの前項の受託をした、この事務に従事をしている者、それから従事をしていた者、過去にということですか。当該受託事務に関し知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならないという内容でございます。これは極めて当然の内容でございまして、契約上もこのような趣旨を通していかなければならないわけですけれども、ここではその当然の内容を条文として明定をしたところでございます。

さらに、罰則規定。第33条で、第27条第４項に定める規定に違反した者という項文がありまして、厳しい内容としておりますので、その対象となる内容を明確に規定をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

両罰規定につきましては、このような組織体といいますか、企業的な形で受託が行われるのが一般的だということから、今回のこの個人情報保護条例の中でも両罰規定を設けさせていただいておりまして、このような規定がこうした制度の中で設けられるのは一般的だというふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　ちょっと基本枠で結構ですのでお願いしたいのですけれども、先ほどの行政組織は、これは制限というふうなお話がありましたけれども、それ以外にも素人で何々委員会とかあるわけですけれども、そこら辺の振り分けの基準というものが一つあると思うのですけれども、どの辺を基準にして、これを入れたのと入れないのと。例えば農業委員会なんていうものも入っているわけですが、そこら辺の基準というものをどの辺にしたのかですね。そんなに、経験則から言ってですというふうなお話になるのか、そうでないのかということが１点です。

それから、第10条のところなのですけれども、ちょっと私の質問の趣旨が届かなかったかと思うのですが、要するに、後段の部分ですね。又は云々というところですけれども、これがなくても、既に個人情報を漏らしてはならないというところで全部尽きているのではないかなというふうにも読めるわけですね。また、ちょっと皮肉な見方をしてしまいますと、個人情報を漏らしても、正当な目的であれば大丈夫だといいますか、そういうふうな読み方をしてはちょっと邪道――邪道といいますか、そこまでは考えていないというふうなお話なのかですね。個人情報を、要するに正当な目的に使うということのために、わざわざ「不当な目的」というふうにお入れになったのかなというふうに読めるのですが、しかし、ここでは「又は」というふうにありますので、その辺をどう

いうふうにされているのか。特に、これは罰則が結構、１年以下の懲役というふうな厳しい話にもなっていますので、もう少し明確に答弁をしていただければありがたいと思います。

それから、両罰規定というものは通常だというお話があるわけですが、こういうふうにしなければ法の目的を達しないということで両罰規定にされているのだというふうにも解釈できるのですが、非常に両罰規定というのは、取り締まりの法律の中では余り使わないようにしようというふうな形だろうというふうに自分は理解しているものですから、通常、要するにこの保護条例では、こういうふうな形がどこの保護条例の中でもこれが通常のあり方だというふうに聞こえたわけですが、再度この点、お聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御理解をいただくために、少し私からも発言をさせていただきます。

日野市の条例の一方に情報公開条例があります。情報公開という、いわゆるなるべくオープンにしようという考え方と、それから個人情報を保護しなければならないという考え方と、近代の人権を守る二つの当然と言える考え方があるわけでございまして、御指摘のこの「組織」という呼び方は、日野市情報公開条例の方で用いている呼び方であります。これを制定します当時、一つの原案として「機関」という言い方がありました。つまり何々機関、オーガニゼーションです。ちょっと日野市の自治体行政として、各組織――といいましょうか、組織条例があるわけでありますので、「機関」ということは少し大げさではないだろうかと。また、行政はなるべく民主的であって、何となく権力的な機関であってはならないと、こういう前提を考えまして、「組織」という言い方に統一しております。したがいまして、今回も「行政組織」という言い方で条文を整理したと申しましょうか、そういうことであります。

それからもう一つ、今御指摘のいわゆる両罰規定。過料でありますとか罰金の規定でありますが、日野市の条例に両罰規定を持っておるのは今回が初めてではないだろうかと、こんなふうに思っております。例えば道路管理、あるいは用水管理、職員でいろいろ練った当時、やはり罰則規定も入れたことがありますけれども、自治体のこの運営の中で罰金とか過料とか、そういうことはむしろお互いの自治という考え方の中で、みずから、つまり事故を起こさないように解消すべきものが原則だろうということで、両罰規定は全部廃止した経過がございます。そういうこととあわせまして、いろいろ議論の

分かれることとは存じますけれども、なるべく信頼で持ち合う自治体の行政ということで御理解をいただきたいと、こんなふうに思っております。多少、文言上の複雑さ、あるいは難解さもあるかもしれませんが、今後よりよくするために、ひとつ一段階として自治体としての体制を整える。つまり情報公開、あるいは個人情報の保護と、こういう両立ての思想をはっきりさせておきたいということでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　市長の方からもお答えをさせていただいておりますけれども、まず、先ほどの行政組織の定義の範囲、適用の範囲ということになるわけですけれども、これはいわゆる行政委員会の範囲というふうにお考えをいただければよろしいかと思います。要するに、行政を執行するために法的に権限のある機関として定められたものについて、実施原案として行政組織の定義に加えてございます。そういうことでございますので、一般的な行政を進める上で、これ以外の委員会等は特に漏れはないだろうというふうに考えているところでございます。

それから、この第10条の規定でございますが、「又は」以降がなくてもいいのではないかということでございます。そのように取れなくもないわけでございますけれども、「不当」という意味でいきますと、受託者は受託の目的の事業のために個人情報に触れるということになりますので、受託目的以外の利用、それから第三者への提供ということを、あえて念のため、「不当な目的」ということでここに掲げさせていただいているものでございます。

両罰規定につきましては、他の例についてどうかということでございますが、一般的に保護条例ではこのような規定がされているというふうに承知をいたしております。他の条例絡み等で一般的にどうかということについては、もう少し調べてみたいと思いますが、この制定の中での調査の範囲ではそのように承知をしております。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１号、日野市個人情報保護条例の制定、議案第２号、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、議案第３号、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定、議案第４号、日野市情報公開条例の一部を改

正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第５号、西豊田駅誘致事業基金条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５号、西豊田駅誘致事業基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）西豊田駅を誘致することを目的として行う事業の円滑な推進を図るため、西豊田駅誘致事業基金条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは、議案第５号、西豊田駅誘致事業基金条例の制定について御説明を申し上げます。

議案第５号の２ページをごらんいただきたいと思います。第１条は「設置」でございますが、日野市に（仮称）西豊田駅を誘致することを目的として行う事業の円滑な推進を図るため、西豊田駅誘致事業基金を設置するものでございます。

第２条は「基金の額」でございますが、基金の額は２億円とするものでございます。

第４条で「運用益の処理」ということでございますが、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の目的を達成するための経費に充当することといたしております。この趣旨は、いわゆる基金の元金に対する果実を運用する形での基金運用を基本とするということの趣旨で定めたものでございます。

第５条は「処分」でございますが、基金は西豊田駅誘致事業に関する経費に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるということを規定しております。

なお、この基金につきましては、この２億円の積み立ての財源といたしまして、市内の平山５丁目１番地の１にございます警視庁の職員宿舎用地が市の土地でございますが、これを東京都に売却の予定になっておりますので、この売却の代金のうちの２億円を積み立てし、基金とする考え方でございます。

以上で説明を終わらさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○７番（小川友一君）　１点確認をさせていただきます。

先般来、事業の優先順位をどうお考えかという質問をしました。財政的に非常に厳しい中で、下水道事業、いわゆる市長の公約まで掲げた事業の予算を12億円も減額している中で、西豊田駅を誘致する事業に関しては賛成はいたしますけれども、この時期にこういうふうな基金をするのが妥当なのかどうか。事業の優先順位からいってどうお考えなのか。

それから２点目、第４条の件ですね。基金の運用から生じる収益は一般会計予算に繰り入れるということで、大分いっぱい入ってくるようなことを言っているのですが、２億円の基金で利息がついても、年間100万円ぐらいではないかなと思うのですけれども、それは幾らでもあれば、それは事業にはなるということでしょうけれども、余りにもジェスチャー的な部分があるのではないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この基金条例を発想した動機といいましょうか。今、部長が説明申し上げましたとおり、我々も正確には知らなかったと言うと申しわけがないのですが、いわゆる平山の駐在所、あの場所がかなりの面積がございまして、ある時期には機動隊の待機所というふうな用にも使われておりました。その後、警視庁当局が駐在所という意味と、それから警察の、まあ警察寮とまではいかないのですが、警察官の建物を７棟つくりたいということで、その土地をぜひ譲渡してほしいという要請がありました。もうすでに着工されている状況がございますし、この際、つまり思いがけない、何といいますか、急な財産の処分によって財源が多少生まれましたので、これを同じく、旧七尾地区といいますか、いわゆる西豊田駅もその地域に当たる場所ですから、一般会計あるいはその他の特別会計に振り向けて、用途はそれぞれ大切な金になることは間違いないわけですけれども、この際、特に思い切って基金条例を定め、将来もっともっと基金を積み立てていかなければならない、この事業の元をつくろうと。このような発想に思い立った次第でございますので、よろしく御理解をお願い申し上げたいと思います。

基金から発生する金額というものは零細ではございますが、むしろ基金条例そのものを制定し、将来もっといろいろな形で財政収入を期待をして積み上げていくと。こういうことがめどになるというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　小川友一君。

○７番（小川友一君）　　委員会付託ですから余り細かく言いませんけれども、市長ね。平成５年に150億円あったのだね、基金が。要するに財調整を含めて。今、全部使ってしまったでしょう。財政調整基金も含めてすべて基金を使い切っておいて、何を今さらこういうふうなことを言っているのですか。この事業はいいですよ。西豊田駅を誘致するという運動は結構ですよ。だけれども、不要不急の、普通財産。これだってある程度処分して一般会計に充当していかなかったら行政運営ができないという状況なのでしょう。それにもかかわらず、先の事業の優先順位から言ったら、この事業を進めることは結構なのですけれども、基金を積んでまでする事業かどうかということを質問したのですよ。いかがですか。あなたの公約の下水道なんかどうなっているのですか、計画しておいて。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　それぞれまちづくりのために財源が欲しいことは言うまでもございません。地元に一番理解をしていただく、それからまたＪＲ当局を最も説得をできる根拠という意味もありまして、このようなことを思い立ちましたということで、ひとつ御理解をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　　小川友一君。

○７番（小川友一君）　　これ以上言いませんけれども、市長、行政の責任者ですから、もう少しまじめにね、まじめに取り組んでもらいたいのですよ、まじめに。終わります。

○議長（土方尚功君）　　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　　全く同じ質問でありますので、一般会計のときにやらさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５号、西豊田駅誘致事業基金条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第６号、日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定の件を議題とい

たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第６号、日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定。本議案は、平成８年12月25日付で日野市行政手続条例が公布、制定されたことに伴い、日野市印鑑条例等の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　議案第６号、日野市印鑑条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、日野市行政手続条例（平成８年条例第19号）の施行に伴い、関連する五つの条例のうち４条例について一部を改正するものでございます。４条例とは、日野市印鑑条例（昭和62年条例第31号）、日野市市税条例（昭和33年条例第13号）、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成５年条例第16号）、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例（平成４年条例第22号）、この４条例の一部改正でございます。

以下、新旧対照表によって御説明申し上げます。４ページ、５ページをお開きいただきたいと存じます。

第22条で、日野市行政手続条例の適用除外規定を設けております。これは印鑑登録証明等に関する処分について、日野市行政手続条例の第２章申請に対する処分、あるいは第３章不利益処分の規定の適用を除外するものでございます。

次に、６ページ、７ページをお開きいただきたいと存じます。日野市市税条例でございます。改正点ですが、第５条で日野市行政手続条例の適用除外規定をこれも設けました。これは、市税の徴収等の処分や関連する行政指導について、日野市行政手続条例の第２章申請に対する処分、第３章不利益処分、第33条第２項口頭行政指導での書面交付義務、第34条、複数対象の行政指導での共通事項での公表義務、これらの規定を適用除外するものでございます。

次に、８ページ、９ページをお開きいただきたいと存じます。日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、これの改正点ですが、第21条第２項の「弁明」等の文言を、「意見を述べ、証拠を提出する」ように改めたものでございます。それから第27条

第５項及び第54条第２項の不利益処分の際の事前通知、意見調書の機会の保障等の規定が行政手続条例の規定と重複するため、これを削除したものでございます。

10、11ページをお開きいただきたいと存じます。日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の改正点。これは第26条で放置自転車等の撤去あるいは撤去料の徴収等の処分について、行政手続条例の第３章不利益処分の規定の適用を除外するものでございます。

この一部改正条例につきましては、日野市行政手続条例の施行日にあわせて施行するとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第６号、日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより、議案第７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第７号より６議案の提案理由をそれぞれ申し上げます。

議案第７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、国民健康保険税賦課限度額を改正するため、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第８号、日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、東京都日野保健所が統廃合され、平成９年４月より東京都南多摩保健所が開設されることに伴い、組織の委員の名称を改めるため、日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正するものであります。

議案第９号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、日野市立百草地区センターの廃止並びに日野市立四ツ谷地区センター他の新設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、東京都医療費助成実施要項の一部改正に伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第11号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、日野市立しんめい児童館の新設並びに分室の所管等を改めるため、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。

議案第12号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、脳ドックを新設するため、日野市立総合病院使用条例の一部を改正するものであります。

以上、６議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　議案第７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの改正は、国民健康保険税賦課限度額についてでございます。地方税法では課税額は52万円を超えることができないと規定されております。また、日野市国民健康保険条例第10条の規定では、限度額を41万円と規定しております。この賦課限度額の額につきまして、国民健康保険事業の健全な運営、また他市との均衡を考慮して、国民健康保険運営協議会に額の改定を諮問いたしまして、答申をいただきました。この答申を踏まえまして、国民健康保険税賦課限度額を年額46万円に改定する条例の制定をお願いするものでございます。

新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。４ページ、５ページをごらんいただ

きたいと思います。日野市国民健康保険条例第10条、課税額でございますが、この条文中「41万円」となっております金額について、「46万円」と改定するものでございます。

次に、第17条、国民健康保険税の減額でございますが、この条文中「41万円」となっております金額について、「46万円」と改定するものでございます。

なお、第19条の３、行政手続条例の適用除外に関する追加規定については、説明を省略させていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　それでは、議案第８号の補足説明をいたします。

恐れ入りますが、４ページ、５ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。これは日野市地域保健協議会の委員のうち、設置条例第４条第１項第８号の「東京都日野保健所の職員」とあるのを、「東京都南多摩保健所の職員」に改めるものであります。既に昨年６月の都議会においてこの設置条例の一部が改正されており、この３月31日をもって日野保健所が多摩市にある南多摩保健所に統廃合されるためであります。

次に、引き続き第９号の補足説明をさせていただきます。

議案の４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表のうち、５ページの旧の別表は、百草地区センターを廃止するもので、４ページの新の別表は、新たに新設される四ツ谷地区センター、見晴らし台地区センター、神明橋地区センターの３カ所を加えるものであります。

廃止される百草地区センターは、昭和58年に開設され、地域住民の方に親しまれてきましたが、土地所有者が亡くなられ、遺産相続の関係で明け渡しを要求されており、やむを得ず土地の使用貸借契約を解約するものであります。

次に、新しく新設される三つの地区センターの概略について御説明いたします。

栄町１丁目に新設される四ツ谷地区センターは、土地が207平米、建物が109.89平米。木造平家建てで和室と集会室を備えてあります。

南平８丁目に新設される見晴らし台地区センターは、土地が330平方メートル、建物が87.89平方メートル。これも木造平家建てで和室と集会室があります。

両地区センターとも４月からの使用開始を予定しております。

三つ目の神明橋地区センターは、現在、神明３丁目に建設中の都営住宅の２階部分を都から無償で借り受けるもので、建物面積が154平米で、その中に和室が２、集会室があります。また、同地区センターの使用は５月以降になる予定でございます。

以上、説明を終わらさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、東京都の特殊疾病に係る医療費助成の範囲の拡大に伴って一部改正をお願いするものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。４、５ページからでございますが、最後の６ページをごらんいただきたいと思います。アンダーラインの部分でございますが、先天性血液凝固因子欠乏症に「等」を加えるものでございます。これは血液凝固因子製剤の投与に起因するＨＩＶ感染症を対象範囲とするためのものでございます。

さらに遺伝性ＱＴ延長症候群を加えるものでございます。この疾病は、心電図上の波の異常が認められ、不整脈を起こして失神発作を起こし、時には急死する遺伝性の症候群ということでございます。

適用につきましては、それぞれ付則に記載のとおりでございます。

以上でございます。

次に、議案第11号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、都営日野神明３丁目団地の建設に伴いまして、東京都の地域開発要項により都営住宅に併設されます児童館、学童クラブを条例に加えるものでございます。

４、５ページをお開きいただきたいと存じます。上段の別表１は児童館でございます。新たに日野市立しんめい児童館を加えるものでございます。位置につきましては記載のとおりでございます。

下段の別表２でございますが、児童館の分室、学童クラブでございます。名称の最下段でございますが、しんめい児童館七小分室は、しんめい児童館に併設されます学童クラブに移転をいたします。現在は第七小学校の敷地内にあるものでございます。

その他、名称欄での変更は、児童館が１館ふえることによりまして、分館の編成替えをいたしたものでございます。

それから位置欄での変更箇所でございますが、上から５行目の石田地区の住所でございますけれども、大字を挿入することによりまして正しい表記とするためのものでございます。

なお、施設の概要でございますが、５階建ての都営住宅の、児童館は１階部分で392

平米でございます。学童クラブにつきましては２階でございます。214.2平米でございます。施設の使用につきましては、５月１日から使用許可をいただける予定になっておりますので、５月中旬ごろにはオープンをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　議案第12号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定でございます。御説明を申し上げます。

２ページをお開きいただきたいと思います。第２条第２項第８号ウの欄に、人間ドックを開設するため、１日の人間ドックでございますけれども、４万5,000円を加えるものでございます。

それでは４ページ、５ページ、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。第２条第２項第８号ウの欄に、精密身体検査。今まで実施しております短期人間ドック料の次に、４月１日から開設予定の脳ドック料１日間４万5,000円を加えるものでございます。

施行につきましては、平成９年４月１日からを予定しております。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　議案第７号の国民健康保険条例の一部を改正する条例について質問します。今回、５万円のアップがされるという答申が出されたということなのですが、２点ばかり質問します。

毎年、徴収率ですか、課税する徴収率が92％程度に設定をされて収入を見込んでいるということ。逆に滞納額がかなり、５億円近く今ある。それぞれ滞納額の徴収については努力をされておると思いますけれども、ここ数年、改善が見られているのかどうか、これが１点。

それから、今回の５万円アップすることによって、一般会計からの繰入金がどの程度改善されるのか。

以上、２点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　徴収率に関してでございますけれども、これは一般市税につきましても言えることでございますが、非常にこの景気低迷の中で徴収率が落ちております。日野市に限らず全国的な傾向であるということではあると思いますが、残念ながらそういう状況でございます。

それから、繰入金につきましてでございますけれども、非常に医療費の増大が大きく、特に老人保健拠出金等の伸びが大きい中で、今度の限度額の改正では約4,500万円程度の増額が見込まれるわけですけれども、国保の医療給付費の伸びはそれ以上になっておりますので、繰入金の改善というところには至らないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　１点目の景気低迷ということで、景気が低迷しているからなかなかその徴収ができないのだという、落ち込んでいるというのは、どうも理解できないのです。もちろん担当部局の方では徴収に努力されているのはわかりますけれども、今、医療問題が盛んに大きな社会問題となっている中で、景気が低迷しているから落ち込んでいるというのはちょっと理解に苦しむところなのですが、しからば５万円アップというのは、景気が低迷しているから、払う方にしてみれば大変な額だと。とてもじゃないよというふうになるわけですよ。その辺の関連性はどうなのですか。

それから、医療費が高騰しているから、一般会計からの繰入金がなかなか減額できないということ。過去に市長が市民１人当たりこの程度という額を設定したことがございます。はるかに今は超えているわけですね。このままいきますと、もう歯どめがかからないぐらいにどんどんどんどんエスカレートしていくと。一般会計から繰り入れがあるから、徴収率はそこそこでいいのではないかという気持ちはないのでしょうけれども、納税者に対してもう少し厳しく、取り立てると言ったら語弊がありますけれども、督促をしてみてはどうなのかなと、こんなふうに思うのですが、それでも景気が低迷しているから、厳しいから払えないということで、今後こんな状態でずっと推移していくのかどうか。こんなことをやっていたら、いずれパンクしてしまいますから、改善策というのは、これ以外に何かないのですか。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　不況、不況ということで、原因には、理由にはしたくないわけでございますけれども、国保の加入者が現在ここで非常にふえておりますのは、やはりリストラ等に伴います、普通の社保を抜けた方々が新たに加わってくるという状況が大きな理由であると考えられます。そういう方たちの国保の収入状況につきましては、非常に厳しいものがあろうかと予想されるわけでございます。

それから、限度額の引き上げにつきましてを、今度のそういう方たちとの関係でとらえますと、所得だけでこの41万円を超える限度額の方たちというのは1,000万円近い所

得である方が対象になりますので、高い方たちの収納率が必ずしもよいということは言えませんけれども、引き上げと、それからリストラの人たちとの関係は非常に薄いのではないかというふうに考えられます。

それから、確かに私どもの国保の収納率は、27市の中では非常に高い位置にあるということは言えますが、ここ数年の中で収納率が落ちてきていることは事実でございますので、平成９年度はこの収納率を上げることに重点的な努力目標を置きまして努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　委員会付託ですから、最後に市長に聞きます。市長は国あるいは都に対して、国保の問題で何か働きかけを行ってきた経過があるのか。１点だけ、去年ですか、聞いていますけれども、今後さらに働きかけていくお考えがあるかどうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり、国保事業というのは国の社会保障の仕組みの一番中心になると言っていいぐらいの重要な事業だと思っております。そして歴史も長いわけでありまして、当初は国は40％の負担をすると。財政の中の40％分を負担をするというふうに発足をした経過があるわけでありますが、現在では多分30％を割るぐらいの負担率になっておるのではなかろうかというふうに思います。

したがいまして、毎年と言っていいぐらい、全国市長会、あるいはその他のいわゆる６団体、国保事業については財源の一般化をしないようにということを絶えず政府当局に強く要請をする慣例があると言っていいぐらいであります。

各市議会でも同じ立場で、そのような主張を意見書として提出をしておられるというふうにも承知しておりますが、我々もなおこの課題につきましては、より改善を期して、そしてまたもっと、何といいましょうか、いわゆる健康保険としてのこの中核をなす、こういう考え方で、財政規模の安定ということに向かって努力をしなければならないと思います。一自治体の事業バランスの中におきましても、確かに相当の無理を、負担をせざるを得ない事業であるわけでございますので、今後ある程度、また会員の方々に一定のバランスある負担もいただかなければならないと。こういうことも今後の課題だというふうに考えております。

一層、社会的にはどちらかといいますと、所得の少ない方の集団という立場もございますし、とりわけ高齢化社会の中では老人医療費を大きく負担をし、支出をするという仕組みになっておりますので、一層それらのバランス感覚におきましても十分努力をし

てまいりたいと、こう考えております。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本６件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第13号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第６号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第13号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第６号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の一般会計補正予算（第６号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,126万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を460億2,791万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは、議案第13号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第６号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,126万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ460億2,791万4,000円とするものでございます。

５ページをお開き願います。第２表の債務負担行為補正でございます。ここで説明に

入ります前に、まことに恐縮でございますが、この第２表の誤りを訂正をさせていただきたいと思います。表の中の急傾斜地崩壊防止工事負担金の補正前の欄の限度額の欄が8,380万円とございますが、これを7,615万8,000円と御訂正をお願いをいたします。まことに申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それでは説明に入らさせていただきます。まず、１番目の急傾斜地崩壊防止工事負担金でございますが、東京都の砂防事業として、市内の落川において実施をされている工事でございますが、この工事は平成９年度の完成を予定して行われておりましたが、このたび東京都から、地元との調整の結果、全体工期が変更されたので、協定の変更をしたい旨の通知がありましたので、期間の延長のみを補正をさせていただくものでございます。

次の（仮称）日野市保健福祉センター（土地・建物）購入についてでございますが、この件につきましては、東京都の日野保健所の土地・建物を５年分割の支払いで買い入れるために、前回の12月議会で債務負担の議決をいただいたところでございますが、支払金利が年６.5％と極めて高い条件でございました。しかしながら、当時、特に財源を充てるべき方法がなく、その後、東京都に対し振興交付金の貸し付けを強く要望してまいりました。この結果、９年度において同資金の借り入れが見込まれることとなりましたので、平成９年度に一括して支払うことに変更をさせていただき、期間と限度額を補正させていただくものでございます。この結果、金利負担を大幅に低減できるというふうに考えております。

次に、６ページをお開きいただきたいと思います。第３表の地方債補正でございます。都市計画道路３・４・14号線用地事業につきましては、平成８年度、年度途中におきまして国・都の補助金等の増額が見込まれることとなりまして、９月議会におきましてこれらの財源と事業費の補正をさせていただいておったところでございます。このたび東京都の振興基金についても借入増額が見込めるということで増額をいたしております。

平山緑地以下につきましては、事業の確定に伴いまして金額を、充当額を確定し、補正をさせていただくものでございます。

では、10ページに移らさせていただきます。事項別明細に沿って簡単に説明をさせていただきます。

歳入でございますが、市税でございます。個人につきまして、12月補正の際も減額をさせていただいておりますが、さらにその後の状況で6,600万円余りの減額が見込まれるということで、減額補正をさせていただきます。

法人につきましては、一部企業の業績等の影響によりまして、３億1,300万円余りの減額をさせていただくところでございます。

次に、固定資産税につきましては、説明欄の現年度課税分の中ほどの家屋でございますが、戸数の増等により増額が見込まれるところでございます。

それから特別土地保有税につきましては、実績により増が見込まれるところでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。使用料、手数料でございますが、10項の手数料、土木手数料の中の説明欄の下から二つ目の節ですが、放置自転車等の撤去手数料。これにつきましては平成７年度からの事業開始ということで、平成８年度は平年度化をされる初年度でありましたために、当初の見積もりが内輪にあったため、大きな伸びとなっております。増額補正をさせていただいております。

次に、14ページにつきましては国庫支出金でございますが、民生費関係を中心に実績等による増減をさせていただいているところでございます。

18ページに移らさせていただきます。18、19ページ。都支出金でございますが、これにつきましても実績等による増減を主体に行わさせていただいておりますが、その中で10項の都補助金、10目民生費都補助金でございます。節では10節の老人福祉費補助金でございますが、19ページ、説明欄のところに高齢者サービス調整推進事業関係、それから在宅福祉サービス推進等事業助成の補助金がございますが、これらの事業につきましては、平成８年度当初は都からの補助金を見込んでいたところでございますが、東京都はこれらのいずれの事業につきましても平成８年度からは補助を打ち切るということになりまして、全額減額をさせていただいております。当該の歳出の方の事業につきましては実施をいたしております。

それから次に、24ページをお開きいただきたいと思います。24ページ、25ページでございます。同じく都支出金の委託金の、このページ二つ目の目、民生費委託金の25ページの方の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、臨時福祉特別給付金支給事務委託費がございます。これにつきましては、本年４月から消費税の引き上げと地方消費税の導入がされることになりましたが、これらに伴いまして、老人福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得の寝たきりの老人の方などに臨時福祉特別給付金が国から支給されることになりました。この支給事務に必要な経費を委託金として収入をするものでございます。

次に、26ページをお開きいただきたいと思います。寄附金でございますが、住みよい

まちづくり要綱に基づきます一般寄附金について増額補正をするものでございます。全体で29件となっております。

次の70款の繰入金でございますが、５目の財政調整基金繰入金。これにつきましては、今回の補正に当たりまして、歳入歳出のうち歳入の不足額を補てんするために繰り入れをいたしたところでございます。

それから諸収入でございます。28ページ。諸収入のうち10項の市預金利子でございますが、極めて低金利の状況の中で、かつ今年度は運用をする現金についても少なかったというふうなこともありまして、大幅な利子収入の減となっております。

では次に、30ページにつきましては市債でございますが、第３表で御説明申し上げたとおりでございます。

32、33ページ、歳出に入らさせていただきます。

歳出の中では、この３月補正では、職員の変動等に伴い、各科目の総予算の組み替え等を行わさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それでは34、35ページ、総務費でございます。総務管理費の一般管理費の中で、節の第３節、職員手当等にかかわるものでございますが、説明欄の１番目の③節の職員手当等について１億7,300万円余りの増額補正をさせていただいておりますが、このうち職員退職手当にかかわるものは、１億7,700万円余りとなっております。他の手当につきましては減となっておりますので、差し引き１億7,300万円余りの増額補正をさせていただくことになっております。

それから、その説明欄、少し下がりまして、中ほどの３番の人事管理経費の１番下の公務災害補償費ということで、600万円余りの増額補正をさせていただいておりますのは、大坂上中の給食調理員の公務災害補償に要する経費でございます。

次は36ページ、次のページに移らさせていただきます。総務費の総務管理費、下から二つ目の目、財産管理費の中の説明欄、基金積立金につきましては、収入で申し上げました寄附金を、それぞれ公共施設建設基金、環境緑化基金におのおの積み立てるものでございます。

次に44ページ、45ページまで進まさせていただきます。15款、民生費でございますが、民生費につきましても、おおむね実績等に基づく増減をさせていただいておるところでございますが、５項５目の社会福祉総務費の説明欄の４番目、ページの中段より少し上になりますが、社会福祉法人等助成経費につきまして増額補正をさせていただいておりますが、この件は中央競馬馬主社会福祉財団からの補助を日野市社会福祉協議会が受け

まして、中型バスを購入をいたすことになりました。この補助金、1,000万円余りの補助金が入るわけでございますが、市からもこれに加えて350万円余りの補助をいたすものでございます。

では、次に46ページ、47ページをお開きいただきたいと思います。老人福祉費の続きでございますが、説明欄の中ほどの８番目の事業、先ほど収入で御説明を申し上げました臨時福祉特別給付金支給事業にかかわる歳出の経費でございます。

次に、少し飛ばさせていただきますが、54ページから衛生費以下、土木費まで実績による増減等をさせていただいております。

そこで、少し飛びますが、66ページまで進めさせていただきます。66ページにつきましては、土木費の20項、都市計画費の最下段に近い方になりますが、25目、下水道事業費の繰出金の減額をさせていただいておりますが、管渠建設に伴う補償費等の不用額になったものを減額をすることとなり、繰出金につきましては３億4,700万円余りの減額をさせていただくものでございます。

以下、教育費まで、実績等に伴う増減、契約差金等の補正をするものでございまして、特に御説明申し上げることはございません。

86ページまで進めさせていただきます。55款の公債費でございますが、公債費の５目、元金の増額補正がございますが、これにつきましては、東京都の振興基金として借り入れをしておりますもののうち、昭和58年度借り入れの20年償還の起債につきまして、繰り上げ償還をするものでございます。この繰り上げ償還は、年利率が7.1％と非常に高利となっておりまして、繰り上げ償還を東京都が認めるということになりましたので、ここで償還をいたすための補正をさせていただきました。

次に、利子にかかわる減額でございますが、地方債の利子関係を減税補てん債等の借り入れ期間、あるいは金利が予定した金利より低利であったこと等による減でございます。

次の一般借入金の全額を減額しておりますが、これは一時借入を行わなかったためでございます。

以上で説明を終わらさせていただきますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　　これより質疑に入ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　　２点だけお伺いいたします。

まず、説明がなかったのですけれども、47ページの校区コミュニティー協議会の促進

の補助金であります。今回170万円減額、こういう提案がなされております。平成８年度の当初予算を見てみましたら、200万円計上されております。しかも、市長が鳴り物入りで、校区コミュニティー協議会を発足させて地域住民の協力を得たいと、こういうようなお話がございました。過去、平成７年11月９日から平成８年２月21日までにわたって、この間、20回の市民の対話集会を行ってきたと。おおむね市民の了解を得られたと、こういう報告が８年度の12月議会、あるいは９月議会、いろいろな議会のたびにそういう報告がなされております。市内の団体が252自治会あるわけでありますけれども、その間、説明会をした中で、出席した自治会が113自治会だと、こういう中間報告もございました。

私、その間、市長が広報を通じて市民にＰＲをしていた４項目のことが毎回打ち出されておりました。文化・スポーツ・レクリエーションの関係、あるいはごみ減量、資源リサイクル、あるいは自主防災組織、地区育成会、この四つを校区コミュニティー協議会でやってもらうのだと。だけれども、そう欲張ってはいけませんよと再三申し上げました。にもかかわらず、市長は、いや、理解が得られますと。年度が終わってみたら、いかがでしょうか。170万円減額ということで、わずか30万円しか執行ができていない。

少なくとも半分以上執行しているのでありますれば、市長が、まあいろいろな意見があるでしょうけれども、私はそういうふうに了といたしますけれども、市長、いかがですか。そういうことを我々が言っているにもかかわらず、一向に耳を傾けないというのはそういうことなのですよ。人様が言ったら、ああそうかなと。自分が提案していることに対してちょっとは項目を減らして、実現可能のようにしなければいけないのですよ。それを言っているわけですよ。30万円しか執行できなかったということは、どういうことなのですか。説明してください。それが終わってから、次に入ります。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　校区コミュニティーという形で、地域地域でコミュニティー形成をお願いをしようと。そのこととあわせて、いわゆる関西の地震で経験をされた防災の、この認識を、よりコミュニティーという形で取り組みを進めていきたいと。発想そのものに私は、何といいましょうか、一つの内容はあったというふうには思っておりましたが、なかなか執行という段階で、せっかく予算計上をしていただきながら、予算執行が不十分であるということに対しては、本当に申しわけないというふうに感じております。

防災という新しいテーマをもっと前に掲げるようにということを、いろいろ御忠告も

いただいたわけでありますが、本来ならば災害というのは、これはなかなか計画的に組織的には難しいことでございますので、ふだんからのいわゆるコミュニティーのようなおつき合いという形の中で、非常時の場合に対応できる、そういう能力を蓄えていきたいという考え方でございますが、行政という立場からの、またそれの進め方、展開、難しいということをつくづく知った思いがいたしております。

御提言も、これからもいろいろ御指導いただきまして、本当に内容のある、そういうコミュニティーの自発的形成ということで、いろいろな地域問題も対応しなければなりませんし、新しい住民感覚といたしまして、昔の都市生活のような「隣は何をする人ぞ」でよかった時代と意識が変わってきておりますから、そういう意味でいろいろな工夫をしながら、予算の計上の仕方もうまくなかったのかもしれませんが、私はこれからひとつ地域の、校区コミュニティーという地域に、何か市の職員がある程度の役割を持って参画する、そういうひとつ、先輩、あるいは現職、いろいろな形があるわけでありますので、そういうことをひとつ考えてみたいと。こう考えておりますので、よろしく御指導もまたお願いを申し上げたいと思います。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。一向に改めないようですから、市長、こういう問題は、やはり人様が言ったときには、何かネックのところがあるわけですよ。ですから、それを聞いて予算上にも反映させなければいけないのですよ。そのことを申し上げておきます。

それから、企画財政部長に伺います。今、この補正予算の提案の説明がございましたけれども、私、一通りこの補正予算の中身を、それぞれ減額修正ごとに見させていただきました。私は、やはり提案する補正予算の中身が、今、私が指摘しました校区コミュニティーの、この問題というのは、多くの議員の方が質問もしていますし、予算執行についてもクレームを持っているわけですよ。にもかかわらず、こういうことで減額がありましたということを提案のときに説明するのが、私はしかるべき方法だと思うのです。一番大切なことですよ。もちろん、ほかのものも大切な部分もございますけれども。しかも、平成９年度に改まって提案されてくるのか、これはまた別の問題ですけれども、同じような格好で提案されていますね。これはまた後、予算委員会の中でやりますけれども、どうですか、財政部長。気がつかなかったですか、それ。最初に説明するときに。ちょっと心境を聞かせてください。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　いろいろ御議論のあった重要な事業ということで、御説明すべきであったというふうに思っております。まことに申しわけありませんでしたけれども、十分に注意が行き届かなかったというふうに反省をしております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　結構でしょう。ぜひひとつ反省していただいて、次回からはそういう提案のことに細心の注意を払っていただきたいと思います。

2点目の質問をいたします。67ページです。まちづくり計画経費、都市計画に絡む問題です。これは助役にお伺いいたします。日野本町四丁目駅周辺地区地区計画策定調査委託料、34万2,000円の減額になっております。これは当初予算を見させていただきましたら、平成7年度、8年度、2カ年にかけて、日野駅前の、地区名で申しますと日野本町になりますけれども、市長がよく住宅公団を含めて何とか導入して整備を図っていきたいなんていうようなことを日野駅に絡んで申しておりましたですよね。この地区でございます。920万円ほど予算計上されておったわけでありますけれども、34万2,000円減ということは、恐らく予算執行の差金だと思います。これはこれで理解できます。つまり、880万円何がしかの金額で地区計画の調査が終了したというふうに解釈ができます。そのとおりであるのかどうか、まずその辺からちょっと伺っておきたいと思います。どうですか、都市整備部長。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　予定いたしました、いわゆる日野本町の地区につきまして、地区計画でのまちづくりをしていこうという方向に切りかえました調査は、今のところ順調に終わっておりまして、また地元説明会等もさせていただく段になっております。以上です。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。調査は終わったということで、それはそれで結構でございます。

助役に伺います。助役、いいですか。ちゃんと前を見てくださいよ、下でゴトゴトやっていないで。助役が、今、都市整備部長はそういうふうに調査は完了したと。それで既に地元と、都市整備部と地元で話し合いが、私が聞いた範囲では1回しか聞いていないのですけれども、その話し合いが行われているということを知っていますか、あなたは。答弁してください。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（鈴木栄弘君）　承知しています。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　そこで、ではお尋ねいたします。その地区計画が、私はまだ執行部からその地区計画の内容を見させていただきません。見てはおりません。ですから、あるいは私の言っていることが誤りなのかもしれません。もしそうでしたら指摘をしてください。私はこういうふうに聞いているのです。具体的に申し上げます。

甲州街道から日野本町の四ツ谷下に抜ける４メートルぐらいの道路がございますですね。これが地区計画だと６メートルの計画にいたしますと。つまり２メートル分は地域の住民は協力してくださいと、こういうことですね。その場合に、当然、民有地がつぶれますね、２メートル分。ですから、そのつぶれる分については用地費としてお支払いいたしますと。もちろん、それによって拡幅されるわけですから、建物が支障になれば建物についての補償金は支払います、こういう説明を受けているのです。しごくもっともな話です。

では、鉄道沿線側については、今、在来道路が１メートル20から１メートル80くらいしかないでしょう。これは具体的に地区計画で４メートルにしたいのですと。４メートルにする場合、従前の道路の幅員を１メートル80といたしましょう。そうしますと、２メートル20分は、やはり同じように民有地を削らなければいけませんですね。建物も移転補償を払わなければいけないですよね。

で、説明会で、同じ地区計画という構想に基づいて、片やメーンのところは補償金、土地買収費を支払いますと。鉄道沿線の部分、あるいは水路の部分、こういうところについては土地代は無償にしてくださいと。ただし建物の移転補償費は支払いますと。こういうふうに市当局から説明を受けたというふうに伺っているのですけれども、そういう説明をしたかどうかですね。助役、知っていらっしゃるということですから、お答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（鈴木栄弘君）　具体的な内容につきましては、そのやり取りとか、どういう具体的な説明をしたか、それはよく承知はしていないのですけれども、ただ、地区計画そのものの制度からいきまして、地区計画は原則として現在ある道路、最低４メートルなりにつくっていくわけでございますので、その中で、本来的には家があるところは、建前からいきますと、４メートル道路に宅地が接しているのが原則でございます。ところ

が、御承知のとおり、あの地域はどういうわけかそういうふうな道がない状況の中で家が建っているというのが非常に多い地区でございます。したがって、原則として地区計画の中でやりますよと。その土地については原則として寄附をしていただきますと。事業費は市の方で補助金なり何か対応していきたいというのが、地区計画のその地域へ導入する考え方でございますので、奥の方の、要するに4メートル未満の道路の地域については、そういう説明をしているということだと思います。それから4メートルの道がある地域、幹線道路、これについては、ある一定の幅員以上のものについては、ひとつ市でその地域は用地代を出すべきだろうと。こういう考え方で整理をしていると、こういうふうに理解をしております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　助役、それはちっとも知らないどころじゃないじゃないですか。よく知っているじゃないですか。答弁を、私は知りませんと言いながら、よくしゃべっているじゃないですか。よく知っているのですよ、それは。説明会をやったことは知らないなんて、中身だってちゃんと知っているじゃないですか。知らないなんて言ってはいけないんですよ。そんなことはいいですよ、まだ私が発言中なんだから。

市長に伺いますけれども、今、助役、それから都市整備部長、地元に対して市からそういう説明を行ったと。内容も御存じのようです。市長、どうですか、これ。地区計画というのはいろいろな地域で、日野市のいろいろな地域で、地区計画を今、都市計画が定めていますよね。それは単に、いいですか、日野市のこれから開発する途上の地域と、それからもうどうしても市側が積極的にやらなければならないところの地域と、私はやはり違うと思うのですよ。全部、地区計画だから一つの法律で網をかけて、全部その法律でやっていけばいい、そういう性質のものではないと思っているのです。

ましてや、もう市長が就任してから24年間も置き去りにされている地域。もっとも手をつけなければならない地域。市長が再三、住宅公団にお願いして、日野駅とドッキングさせながらしなければいけないと常日ごろから言っている地域。その地域を、日野市のこれから発展しようとする同じような地域と同一して、しかも提案が、同じ地域でありながら、片や買収、補償金を出す、片や寄附をしなさい。それで地区計画が、私は成就するとは思えないのです。市長、どうですか、私の考えは。もしこういう点が間違いだというのなら、指摘してください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市のこの都市計画、区画整理方式で数多くの事業を行っ

て、大変成功をさせていただいておるわけでありますが、日野駅に近い、いわゆる森町地域、あの周辺。駅に近いところでありながら、本当に土地区画事業に着手し得ない理由は何だろうかということをいろいろと考えてまいりました。特に公共事業が明確にないということが一つの理由だったかもしれませんけれども、地域の自然発生的にできた市街地でございまして、いわゆる、これまで説明の機会を何回も持って、区画整理の手法、あるいは再開発の手法、いろいろ提案をしてみたわけでありますが、なかなか地元が積極的には乗っていただけないということだったように思うわけであります。その点、熱意がまだ足りなかったということにもなろうかと思っております。

今、具体的に一番やりいい方法といいましょうか、余り無理をしない形で都市形成を一応整備する手法として、地区計画ということをあちこちにお願いをする状況になっております。いわゆる都市計画事業に時間で達成をさせるか――時間というのは、長期間かけて達成させるか、あるいはなるべく早くどんどん進めていくかという手法がおのずからあるわけでありますが、日野市は比較的、御承知のとおりの大型の土地区画整理事業が多くて、成功したところもあるわけでありまして、多少後回しになっている地域にこれからいよいよ着手しようという時期に、言い方が適当でないかもしれませんが、バブル崩壊のような社会情勢が生まれて、なかなか財源的にも厳しくなってきたと。また、国の援助も非常に窮屈になってきたと。こういう事情があるものですから、とりあえず、大きないわゆる都市整備事業のおくれている事業に、地区計画方式による具体的な施策を説明をさせていただいておるという状況の一つが、森町地域でもあるわけであります。

ちょっと、ある部分は公費で購入し、ある部分は公費購入しないという、その理由はちょっと私自身ももう少し調べて勉強してみたいと思っておりますが、要するに、公道という正確な、何間幅にせよ、2間幅にせよ、何か正確なものがないということではないかというふうに思っておりますので、そのあたり、もう一遍よく調べて、具体的に、また地元に納得をされる方法で説明を進めていくというふうに努力をしなければならないというふうに御質問を伺った気持ちでございます。具体的な方法がありましたら、またひとつ特に助言をいただければ幸いだと思います。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　最後にしたいと思います。市長の後段の部分で、私の意図するお答えがいただけましたのでね。私はやはり、同じ地区計画でも、かつて今日まで開発整備されなかった地域でございますので、今、市長が言うように、同じ地区計画でもあそこの場合には差別をしないと。そういう方法で取り組まない限り、住民の賛成は得ら

れないと思うのですよ。ぜひそのことを念頭に置いて執行していただきたい。要望して終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第13号、平成８年度日野市一般会計補正予算（第６号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後３時49分　休憩

午後４時23分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第14号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○議長（土方尚功君）　議案第14号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）であります。補正額は歳入歳出それぞれ４億2,812万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69

億7,607万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　議案第14号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の内容につきまして御説明申し上げます。

事項別明細書で御説明申し上げたいと思います。８ページ、９ページをお開きいただきたいと思います。

国民健康保険税でございます。現年課税分が収納率、景気低迷によりまして予想を下回っているため、減額補正をお願いするものでございます。

国庫支出金でございます。主に療養給付費及び療養費の増による増額でございます。

次の10、11ページをお開きいただきたいと思います。療養給付費交付金でございますが、退職者の療養給付費及び療養費の増による増加でございます。基金から実額交付されるものでございます。

20の都支出金でございますが、都民負担の公平を図るため、特別区との調整で算定増を行うものでございます。

12、13ページをお開きいただきたいと思います。30款の繰入金でございますが、大幅な増額となっております。保険給付費の増によるものでございます。

歳出に移らさせていただきます。14、15ページをお開きいただきたいと思います。総務費ですが、各項目とも不用額の減額でございます。

次に、16、17ページをお開きいただきたいと思います。10款の保険給付費でございますが、歳入の繰入金の増額に対応するものでございますが、増額理由といたしましては、被保険者の人口構造の高齢化、それから医療技術の進歩によります医療費の高額化、それからインフルエンザの流行、それから成人病など慢性患者の増加、そういった理由によりまして大幅な増額となっております。

18、19、20、21を飛ばさせていただきまして、22、23ページの下段の35款、予備費でございますが、年度末における保険給付費の支払いに対しまして、不測の支払いがある事態に備えての予備費計上でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決をいたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第14号、平成８年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第15号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第15号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号)、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第２号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億2,312万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億1,035万3,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　それでは、28、29ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出につきましては、２億2,312万3,000円でございます。

第２表の繰越明許費でございますけれども、国の補助金について追加要望をしておりましたところ、ある程度、年度を越しましてならばということで受け入れをさせていた

だくことになりました。区画整理管理費の緑住まちづくり、組合施行の東光寺上第２地区と新町の２地区でございます。それぞれ3,600万円と1,800万円でございます。それから、万願寺の区画整理費の中で、家３棟分の補償料9,300万円を明許繰越で予算化したいものでございます。

それから第３表、債務負担行為の補正でございますけれども、本件につきましても、年度を越して国の補助金の受け入れを認めさせていただける方向になりましたので、受け入れたいと考えております。豊田南区画整理事業に伴います都市計画道路の築造でございます。排水工事でございますけれども、８年度から９年度にかけて１億円ということでございます。

恐れ入りますが、34、35ページをお開きいただきたいと思います。国の補助金につきまして、最終確定並びに追加をいただくことになりました5,230万円を補正をさせていただくものでございます。

その次の36、37ページでございます。東京都の補助金。国の落ち込み分等を東京都の方に持ってもらうということの整理をさせていただきまして、合計で２億196万円の補正をお願いするものでございます。

それから、38、39ページにつきましては、繰入金につきましての整理をさせていただきまして、豊田南の区画整理事業へ集中的に資金を集めさせていただく整理の数字でございます。

40、41ページについては、決算額を全部開かさせていただきました。それから保留地処分金につきましては、売却の努力をしておるわけでございますけれども、なかなか売れなかった分、１画分を補正をさせていただきまして、９年度以降、頑張って処分をしていきたいと、このように考えております。

42、43ページ。歳出でございますけれども、一般管理費につきましての区画整理の組合の助成金につきましては、年度の終わりに当たりまして出し入れをし、整理をさせていただきまして、平山の区画整理事業につきましては事業認可が少し延びましたので、その分を減額をさせていただいております。あと、万願寺の区画整理事業の中では、遺跡調査の委託料1,800万円を補正をお願いするものでございます。

あと、44、45ページの方をお開きいただきたいと思います。豊田南の区画整理事業をある程度集中的に行える状況が、現場もできてきつつございますものですから、ここで13委託料、２億6,288万8,000円につきましては、家８棟分の移転補償費でございます。あと、項で申しますと、万願寺第二、東町、西平山につきましては、事業の終わりに数

字の整理をさせていただきまして、豊田南の方へ集めたものでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第15号、平成８年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、平成８年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第16号、平成８年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算（第２号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ６億125万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を78億2,307万円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　議案第16号、平成８年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明させていただきます。

事項別明細書により説明させていただきます。恐れ入ります、56ページ、57ページをお開きいただきたいと思います。都支出金、都補助金でございます。これは事業の確定に伴い、減額させていただくものでございます。

次に繰入金でございます。これは歳出の減に伴いまして、一般会計繰入金を減にさせていただくというものでございます。

次に、58ページ、59ページをお開きいただきたいと思います。諸収入、雑入でございます。還付金でございます。これは平成７年度の消費税還付金が確定いたしましたので、それに伴いまして減でございます。

次に、市債、下水道債でございます。これは事業の確定に伴い減額させていただくものでございます。

次に60ページ、61ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。５目総務費につきましては、契約差金等でございます。

10、維持費の減額でございます。管渠管理経費につきましては、契約差金等の減額でございます。

それから、公有財産購入費580万5,000円を新たに設けさせていただきました。これは管渠建設用地の用地取得経費ということでございます。南多摩処理区に管渠を埋設してございます。59年から土地所有者の方に御承諾いただきまして管渠を埋設してありました土地につきまして、地主さんの都合で転居すると、こういうふうなことになりましたので、その土地について市でもって買収すると。こういうふうなことで580万5,000円補正計上させていただきました。面積につきましては18.86平米でございます。

次に、公共下水道費の減額でございます。説明欄で公共汚水桝設置委託料１億円の減でございます。これは１カ所当たりの単価が落ちたということで、１億円減額させていただいております。

それから、水道管等移設補償料２億2,000万円の減でございます。補償料の減額の大きな理由といたしまして、甲州街道の歩道に管渠を埋設する予定で進めておりました。それで建設省と協議いたしました中で、歩道の中ではなく車道の中に設置すると、こういうふうなことになりましたので、歩道に埋設する場合、歩道の中に入っていました東京ガスのガス管を移設しなければ入らないと。こういうふうなことで、当初ガス管の移設を１億5,000万円ほど見ておりました。この費用が要らなくなったということで、大

幅な減額をさせていただくものでございます。

次に、流域下水道費でございます。これは東京都で行っております流域下水道事業の事業費が確定したということで、減額させていただくものでございます。

それから次に、62ページ、63ページをお開きいただきたいと思います。公債費でございます。起債の元金償還経費952万9,000円、これを計上させていただきました。これは一般会計の方で御説明がありましたとおり、59年度に東京都振興基金を借りております。これの繰り上げ償還をするということで、952万9,000円を新たに計上させていただくものでございます。

それから次に、利子でございます。これは平成7年度に借用いたしました起債の金利が下がったということで、減額させていただくものでございます。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第16号、平成8年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、平成8年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第17号、平成８年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市立総合病院事業会計の補正予算（第１号）であります。

補正予定額は、収益的収支に5,924万1,000円を追加するものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　それでは、議案第17号、平成８年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）につきまして御説明をさせていただきます。

第１条、総則でございますが、省略をさせていただきます。

第２条、収益的収入及び支出でございますけれども、それぞれ5,924万1,000円を増額していただきまして、予算総額を43億1,282万3,000円とするものでございます。

次に第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の関係でございますが、交際費を25万円減額させていただくものでございます。

それから第４条は棚卸資産の購入限度額でございますけれども、１億25万円を増額させていただきまして、11億6,584万5,000円とさせていただくものでございます。

詳細につきましては、実施計画をもって御説明を申し上げます。68ページ、69ページをお開きいただきたいと思います。今回お願いします補正予算につきましては、材料費、要するに薬品費の増額補正をお願いするものでございまして、その他の欄の減額等をいたしまして財源確保をしてまいりましたけれども、不足を生じます5,924万1,000円につきましては、外来収益の増をもって充てるものでございます。外来収益につきましては、人数的には当初予算にお願いした人数、若干７名ほど減でございますけれども、ほぼ予定どおりの患者さんが見えておりますが、診療単価が当初予定よりは若干高く見積もれるというような関係から、増額補正として財源確保をしたわけでございます。

次に、支出の関係でございますけれども、まず医業費用の中の給与費でございます。増減はございませんけれども、職員の異動等ございまして、給料、手当欄を減額し、賃金欄の増額をお認めいただくものでございます。

次に、70、71ページをお開きいただきたいと思います。２目の材料費に１億25万円の増額補正をお願いするものでございます。その中で薬品費１億2,225万円の増額補正でございます。この薬品費の不足につきましては、外来患者等の単価アップ並びに使用量の増とか、薬品費の薬価の引き上げに伴う値引率の減少の問題。若干、当初予算で少な

く見積もったのかなと。それらが原因だと思いますけれども、実績で不足を生ずる予定になりましたので、増額をお願いするものでございます。

3目の経費につきましては、記載のとおりそれぞれ減額をしていきまして、4,700万9,000円の減額をするものでございます。

それから、償却資産等も予定額をプラスさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第17号、平成8年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第18号、平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成8年度日野市の受託水道事業特別会計の補正予算（第3号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3億2,512万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23

億7,914万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　恐れ入ります、82ページ、83ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。都支出金、委託金でございます。これは歳出の減に伴いまして減額させていただくものでございます。都よりの委託金でございます。

それから次に、諸収入、下水道使用料徴収事務委託金でございます。これは事業確定による減額でございます。

84ページ、85ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。５目、浄水費につきましては、契約差金等でございます。

工事請負費について、ちょっと御説明させていただきます。説明欄で導水管移設工事他3,469万8,000円の減となっております。これは他の企業との関連により、８年度工事ができなかったということで減額させていただくものです。この工事につきましては９年度の方に持ち越されると、こういうふうな内容になってございます。

次に、10目、配水費でございます。15、工事請負費１億924万9,000円の減でございます。内容につきましては、配水管移設工事他ということでございます。この減額につきましても、他の企業との関連によりまして平成８年度に工事が行えなかったということで、これもやはり９年度の方にこの工事が回るために、８年度分を減額させていただくものでございます。

15、給水費、20、受託費につきましては、契約差金等でございます。

86ページ、87ページをお開きいただきたいと思います。業務費につきましては、契約差金、事業確定等に伴う減額でございます。建設改良費の５目、水道改良費でございます。やはり15、工事請負費の減額でございます。配水管新設及び消火栓設置工事、１億2,648万円の減額でございます。内容につきましては、ほかの工事費と同じように、他の企業等の関連により減額させていただくものです。やはり９年度の方にこの工事が送られると、こういうふうな内容になっております。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第18号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第３号）の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

これより議案第19号、平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第19号、平成８年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成８年度日野市の老人保健特別会計の補正予算（第２号）であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ５億2,998万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、83億3,699万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　御説明申し上げます。

恐れ入ります、96、97ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございます。5款の支払基金交付金、10款国庫支出金。98、99ページの15款都支出金、20款繰入金、これらはいずれも医療給付費の増に対するもので、支払基金、国、都及び市のそれぞれの負担割合に基づくものでございます。

次に、102、103ページをお願いいたします。歳出でございます。医療諸費のうち5目の医療給付費は、実績からの上の追加分でございます。10目、医療費支給費の減額につきましては、付き添い看護料等の減少に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第19号、平成8年度日野市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第20号、平成8年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第20号、平成8年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成8年度日野市の老人入院共済事業特別会計の補正予算（第1号）であ

ります。

補正額は、歳入歳出それぞれ926万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,535万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　御説明申し上げます。

110、111ページをお願いいたします。歳入でございます。会費の減額は、会員数が見込みより少なかったものでございます。下段の一般会計の繰入金の減額につきましては、次ページにございます繰越金の増額と、事業費の減額によるものでございます。

次に、114ページ、115ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。5目の共済見舞金の減額につきましては、当初に対して160名分の減額を見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第20号、平成8年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、平成９年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第21号、平成９年度日野市一般会計予算、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成９年度日野市の一般会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、445億500万円であります。前年度に比較して６億700万円、1.3％の減となっております。

歳入は、市税が65.0％を占め、次いで都支出金、国庫支出金、市債等で構成されております。一方、歳出を見ますと、民生費が30.8％、土木費が16.7％、教育費が13.1％、総務費が12.8％の順となっております。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為、第３表地方債の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは、議案第21号、平成９年度日野市一般会計予算について御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、ただいま市長の方からも説明させていただきましたとおり、445億500万円でございます。債務負担行為及び地方債につきましては、それぞれ第２表、第３表により説明をさせていただきます。第４条、第５条につきましては、例年のとおりでございます。

それでは２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。第１表は、歳入歳出予算について款項別に予算額をお示しするものでございます。歳入歳出予算は前年度に比べ６億700万円、1.3％の減となっております。主な内容につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

６ページをお開きいただきたいと思います。第２表債務負担行為でございます。まず精神薄弱者更生施設とぶき育成園ベッド確保料についてでございますが、社会福祉法人東京都知的障害者育成会の、八王子市内所在のとぶき育成園に２床、２ベッドを確保するものでございます。

次に、特別養護老人ホーム藤寿園建設費補助金でございますが、社会福祉法人明徳会が八王子市内に建設をする老人ホームに日野市が20ベッド分の負担をし、補助をするものでございます。

それから特別養護老人ホーム（仮称）多摩川苑建設費補助金でございますが、社会福祉法人マザアスによって（仮称）多摩川苑福祉ゾーンに平成10年に開設を予定をしております特別養護老人ホームの建設に要する土地及び建物の費用について補助をするためのものでございます。

以下の土地開発公社に関する２点については、例年のとおりでございます。

次に、７ページの第３表、地方債でございます。第１項目の（仮称）保健福祉センター（土地・建物）取得以下８件につきまして、それぞれの事業について所要の起債を予定をするものでございます。なお、最下段にございます臨時税収補てん債につきましては、平成９年度からの税制改正に伴いまして交付されることになっております地方消費税交付金が平年度化されないことによって生ずる収入不足分等を補うために、臨時に起債が許可されるものでございます。

事項別明細書の説明に入らさせていただきます。12、13ページをお開きをいただきたいと思います。歳入歳出の予算に入るわけでございますけれども、平成９年度の予算編成に当たりましては、大変これまでの質疑の中でもお話が出てまいりましたが、厳しい財源の中での予算編成ということになりまして、行政改革の推進計画等を推進することも、平成９年度の当初予算の中に反映をするという取り組みを進めました。

まず第１点目としまして、事務事業の見直し等を進めまして、おおむね２億6,900万円ほどの歳出の節減といいますか、財源の捻出をいたしております。

それから２番目としまして、定員管理の適正化等によりまして１億7,600万円余り、それから人事給与の適正化を図るということで、時間外勤務手当の削減等、それから特殊勤務手当の見直し等で7,300万円余りの節減をいたしております。

それから補助金等の、市単独にかかわる補助金等の見直し等で、おおむね6,000万円などの措置を取らさせていただいております。

その他に収入増等の努力もする中で、予算編成をさせていただいております。

以上、大変簡単でございますけれども、そのような予算編成の取り組みということでさせてきていただいております。

では、12ページの歳入から入らさせていただきますが、市税でございます。市民税の個人にかかわる関係でございますけれども、平成９年度からの地方消費税導入などの税制改正の実施に伴いまして、都道府県と市町村との間の影響額を調整するために、都から市への税源の委譲が行われます。市民税の個人分につきましては、課税標準の700万円を超すものに対する税率が15％、これは都民税、市民税あわせて15％ということになっ

ているわけですが、従来、都の取り組みが４％、市が11％となっておりましたものを、都を３％、市を12％ということで、１％相当額が委譲されることになりまして、説明欄の個人のところの現年度課税分の所得割の中に、所得割の括弧しまして委譲分というふうに記載してございます。これが１億8,000万円余りの数字となっておりますが、このような措置が取られております。

その他、特別減税がなくなる等の増収の要素があるわけでございますけれども、一方、景気の影響等もありまして、平成８年度の実績でも減になってきておりますけれども、それらを相殺した結果、個人については１億8,700万円余りの増となってきております。

次の法人につきましては、平成７年度、８年度等の実績、あるいは見込み等を勘案しつつ算定をし、２億4,300万円余りの前年当初比減額の見積もりをさせていただいております。

それから、次の10項の固定資産税につきましては、評価替えの年に当たるわけでございますが、家屋分につきましては、建築資材の値下がり等による影響を受けまして、説明欄の家屋のところに記載のとおりですが、前年対比では減になるということになっております。

なお、この固定資産税の中には、中央高速道路に係る道路公団への課税の分も見積もっているということでございます。

それから14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。下から二つ目の項になりますが、20項の市たばこ税でございますが、この市たばこ税につきましても、先ほど申し上げました税源の委譲の一環といたしまして、説明欄の現年度課税分のところに（委譲分）として記載しております１億3,200万円余りの額が委譲される額として増となってきております。

次に18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。地方譲与税でございますが、５項の消費譲与税でございます。これにつきましては、地方消費税の導入に伴いまして消費譲与税は廃止されることになっているわけでございますが、旧年度の分の残りが譲与されることになっております。額としては、したがいまして大幅な減となっております。

それでは、20、21ページをお開きいただきたいと思います。17款の地方消費税交付金でございます。これも税制改正に伴いまして新設されるものでございます。当市におきましては、平年度で約18億円の交付が見込まれるところですが、平成９年度では平年度化しないために７億5,000万円にとどまる見込みでございます。

それから、次の特別地方消費税交付金でございますが、総体の額は小さいわけでございますが、これにつきましても税源委譲がございまして増となっております。

それから次に、26ページ、27ページに移らさせていただきます。分担金及び負担金でございますが、その中の負担金、15目の農業費負担金について、土地改良事業負担金として日野用水整備事業八王子市負担金というものがございます。これにつきましては、日野用水の八王子市内所在の分の整備を進めることといたしておるところでございますが、これに関しまして東京都と八王子市、日野市の三者で協議の結果、都の補助が得られることとなり、事業を進めるわけですが、都補助以外の負担について八王子市と日野市が2分の1ずつ負担をするということで、八王子市の負担分を計上させていただいたものです。

次に28ページ、29ページ。使用料及び手数料でございますが、一番最下段の目、土木使用料につきましては河川使用料を計上させていただいておりますが、これは制度の条例の施行に伴います平年度化をするということで、計上をさせていただいたものでございます。

次の30ページ、31ページ。同じく使用料の30目の教育使用料につきましては、10節の幼稚園使用料について、9年4月から使用料の改定をさせていただくということで、前年対比で1,100万円余りの増となっております。

次に、40ページまでお進みをいただきたいと思いますが、国庫支出金に入るわけですけれども、この40ページの国庫支出金の国庫補助金の15目、土木費国庫補助金。中ほどの欄でございますが、この中の都市計画費補助金の中で、説明欄の中ほどよりちょっと下に北川原公園用地取得の経費を計上しております。平成9年度につきましては北川原公園用地の取得を事業化したいと考えておりまして、これに対する補助金でございます。

次に、44ページに移らさせていただきます。ここから都支出金でございますが、都負担金等につきましては、おおむね例年どおりでございますので、56ページ、57ページをごらんいただきたいと思います。都支出金のうち、都補助金でございますが、一番上の欄の衛生費都補助金の前ページからの続きの部分でございますが、説明欄の2行目に地域保健移管事業費ということで計上してございます6,600万円余りでございますが、地域保健業務の移管に伴う都の補助金を計上しているものでございます。この補助金は5年間、激変緩和という形で補助をされるものですが、9年度、10年度につきましては3分の2、11年、12年については2分の1、最後の13年度については3分の1、5年経過後の14年度以降は補助金がなくなってしまうということになるわけですけれども、そ

のような予定で初年度分を計上させていただいております。

次に、62ページをお開きいただきたいと思います。62、63ページでございますが、財産収入でございます。財産収入の中ほどの10項、財産売払収入、不動産売払収入でございますが、説明欄の土地売払収入について御説明を申し上げます。これは、先ほどの西豊田駅誘致関係の基金のところでも御説明をさせていただきました、平山５丁目１番地の１に所在をいたします市有地に警視庁の官舎が建設されているわけですが、この用地を東京都に売却の予定となっておりますので、その売却予定の額を計上させていただいておるところでございます。

それから次に、66、67ページをごらんいただきたいと思います。繰入金でございますが、10項の基金繰入金につきましては、財政調整基金３億円、公共施設建設基金について12億円、環境緑化基金について１億円の繰り入れをさせていただくこととさせていただきました。総額では前年と、環境緑化基金は別としまして、トータルでは同額ですが、それぞれの額は、公共施設建設基金が増となっておりまして、財政調整基金は減となっております。

次に、74ページまで飛ばさせていただきますが、このページ、85款、市債でございますが、この市債につきましては第３表で説明をさせていただいたとおりでございます。

では、次の76ページから歳出に入らさせていただきます。議会費につきましては、特に御説明するところはございません。

次に、80ページから総務費に入るわけですが、92、93ページまでお進みいただきたいと思います。92ページの最上欄の財産管理費の前ページからの続きの部分でございますが、基金積立金が説明欄に記載してございます。この中で、基金積立金の最下段になりますが、西豊田駅誘致事業基金の積み立てでございます。これは歳入の財産収入で説明させていただいた土地売払収入を財源として積み立てていくものでございます。

それから、これと関連をいたしますが、次の35目の企画調整費の説明欄の最後になりますが、４番目の事業、西豊田駅誘致対策の事務経費を計上させていただいております。

それから、次に106ページまでお進みいただきたいと思います。106ページ、107ページにつきましては、選挙費に入るわけでございますが、選挙費の中の次の108、109ページをごらんいただきたいと思います。最下段が市長選挙費でございます。市長選挙に所要の経費4,700万円を計上をいたしております。次のページ、110、111ページをお開きいただきたいと思います。20目の都議会議員選挙の経費を計上させていただいております。これにつきましては全額都支出金を財源といたしております。続きまして、次の

112、113ページ、市議会議員選挙の選挙費でございます。9,400万円余りの計上をさせていただいております。選挙につきましては、平成９年度はこの３件が主要な事業となっております。

それから120ページまでお進みいただきたいと思います。ここから民生費に入るわけでございますが、民生費の中の131ページをごらんいただきたいと思います。社会福祉費の老人福祉費の続きのところでございますけれども、説明欄の13節の説明の最後のところに痴呆性高齢者デイホーム委託料ということで、新規の事業として計上をさせていただいております。

次に、134ページ、135ページへお進みいただきたいと思います。同じく老人福祉費の続きでございますが、説明欄の上欄の方になりますが、14番目の事業として保健福祉計画見直しのための経費を計上させていただいております。

それから次に、138ページ、139ページをごらんいただきたいと思います。社会福祉費の老人福祉施設費の続きになりますが、説明欄の７番目の事業、多摩川苑福祉ゾーン事業経費の中の19節の説明で、（仮称）多摩川苑建設費の補助金として、初年度分としまして255万円の計上をいたしております。10年度以降は債務負担に計上をしたとおりでございます。

次に、142ページに進まさせていただきます。142ページの最下段の方になりますが、50目、東部会館経費の中で、東部会館経費の委託料の最下段になりますが、行でいいますと下から２行目、東部会館管理運営委託料というものを計上しております。これにつきましては、平成９年度から企業公社の活用、それから再雇用職員の活用等をいたしまして、企業公社に運営委託をするために計上しておりますので、例年と委託料の内容が異なっておりますので、よろしくお願いします。これと同等のものがあと何件か出てまいります。

158ページ、159ページへお進みいただきたいと思います。159ページは児童福祉費の児童館費の前ページからの続きでございますが、説明欄の４番、（仮称）しんめい児童館開設経費ということで、しんめい児童館につきましては、５月上旬オープンを目標に事業を進めております。ここに所要の経費を計上させていただいております。

次に、164ページ、165ページをお開きいただきたいと思います。衛生費に入りますが、衛生費の中の５目、保健衛生総務費の中の説明欄の中ほどに、４番目の事業としまして（仮称）保健福祉センター取得経費としまして、旧都保健所ということになりますが、保健福祉センターの土地、建物の購入経費を計上をさせていただいております。その下

の５番目の保健福祉センター改修事業につきましては、同センターの建物についての当面の改修に要する経費を計上しているところでございます。

次に、166、167ページ。中ほどの15目の健康管理費でございますが、この説明欄の１番目の母子保健事業経費につきましては、このほとんどが移管をされる保健事業にかかる経費が大半を占めているところでございます。この事業としましては、したがいまして、大幅な増となっております。

次に、172、173ページをお開きいただきたいと思います。保健衛生費の健康管理費の続きでございますが、説明欄のこの目の最後になりますが、８番目の事業としてページの中ほどになりますが、休日歯科応急診療所を開設するための経費を計上しております。（仮称）保健福祉センター、要するに保健所の跡ということになりますが、ここに開設をするための経費でございます。

次に、178ページ、179ページをお開きいただきたいと思います。清掃費の清掃総務費でございますが、説明欄の最後の項目、９番目のストックヤードの設置工事でございますが、クリーンセンター隣接の国から借り上げをしました土地に、資源回収事業のためのストックヤードを設置するための経費を計上させていただいております。

次に、186ページ、187ページをお開きいただきたいと思います。労働費に入りますが、労働費のこのページの最下段の10目、勤労者福祉対策費の中の説明欄の１番下になりますが、勤労・青年会館経費の中で、最初の委託料の説明としまして、勤労・青年会館管理運営委託料というものがございます。これにつきましても、先ほどと同様、企業公社、再雇用職員の活用という形でこの事業を進めるということで、例年と計上の内容が異なっております。

次に、210ページ、211ページまでお進みいただきたいと思います。土木費に入りますけれども、１番上の目、都市計画総務費の続きでございますが、説明欄のページの上の方になりますが、７、まちづくり計画経費としまして、川辺掘之内地区地区計画策定調査委託料を新たに計上させていただいております。

そのすぐ下の、緑の基本計画（その１）という策定調査委託料も計上してございますが、これは都市緑地法の改正に伴いまして実施するものであり、９年、10年の２カ年にわたって調査を実施する予定でおります。

次に、このページの25目、下水道費でございます。これにつきましては、一般会計から下水道事業特別会計への繰り出しでございますが、前年比６億2,000万円余りの減ということで、これまでのお話の中でいろいろ御指摘があるところですけれども、先行投

資的な事業を少し先送りをしながら、財政の状況にあわせて繰り出しをさせていただくということで、このような措置を取らさせていただいております。

次に、212ページ、213ページ。次のページでございますが、中ほどの35目の公園整備費でございます。この中で説明欄の１の（３）になりますが、北川原公園整備経費ということで、公園用地の買収費を計上をさせていただいております。

次に、216、217ページにお進みいただきたいと思います。住宅費でございますが、住宅管理費の説明欄、下の方になりますが、市営住宅の関係で第一東光寺団地市営住宅整備経費といたしまして、解体撤去工事、道路整備費等を計上しております。建設は10年度以降、３期工事に分けて行います。次の10目の住宅建設費に、基本設計委託料を計上させていただいております。

次に、220、221ページをお開きいただきたいと思います。消防費でございますが、消防費の、このページの中ほどの15、消防施設整備費の中で、消防団の詰所器具置場新築事業計画といたしまして、第３分団第４部、第４分団第２部、それぞれ大坂上と豊田ということになりますが、所要の経費を計上させていただいております。

次に、236、237ページまでお進みいただきたいと思います。教育費に入っておりますけれども、教育費の小学校費の10目、教育振興費でございますが、この説明欄の１番目の教育振興経費の中の中ほど、14番の節として教育用パーソナルコンピューター借上料というものを計上してございます。全小学校に１台ずつのパーソナルコンピューターの設置をしていくということで、既存の１台をあわせ２台ずつとなりますが、全体計画では３台ずつの配置をしていきたいというふうに考えておりますが、ここでは２台目を設置をさせていただくということで、この導入を機会に、１小をモデル校といたしましてインターネットの実験等を行っていきたいということで、１ページ戻っていただきますと、235ページになりますが、この説明欄の中ほどにインターネット回線設置・使用料と、インターネットプロバイダ加入・接続料等も計上してございます。

次に、244ページまでお進みいただきたいと思います。小学校の20目、学校建設費でございます。学校建設費につきましては、前年との比較で大幅な減となってきておりますが、これにつきましては、第６小学校の大規模改造等が完了をしたこと、それから第３小学校、第４小学校の外壁改修等の完了等によるところでございますけれども、第７小学校の大規模改造を予定していたところですが、財政状況等も勘案し、大変申しわけないのですけれども、１年先送りをさせていただかなければならないということで、減となってきております。

256ページ、257ページまでお進みいただきたいと思います。教育費の幼稚園費の続きでございますが、20目の幼児教育援助費の中でございます。補助金が幾つか並んでおりますけれども、説明欄の私立幼稚園児保護者等援助経費、１番目の事業の最下段に災害共済給付掛金補助金というものがございます。これにつきましては、現在、市立の幼稚園では公費によりこの経費を負担をしておりましたので、公私の格差を是正するため、ここに新たにそういう補助金を設けるものでございます。

260ページ、261ページをごらんいただきたいと思います。社会教育費の社会教育総務費の続きでございますが、説明欄の最下段になりますが、９番目の生涯学習振興事業経費の（３）としまして、文化・スポーツ振興教会経費の補助金を増額計上をいたしております。事業費につきましては150万円、人件費が339万7,000円というふうになっております。

それから、266ページまでお進みをいただきたいと思います。266ページの最上欄、社会教育費の文化財保護費の中でございますが、説明欄の７番目、ページの１番上の方の欄になりますが、７の日野市遺跡調査会の補助経費でございますが、これにつきましては、現在、日野市の公共事業等の事業料が大変制約をされているという状況の中で、調査会についての経費不足を来すところとなり、やむなく補助金を計上するということになっております。これは人件費等の管理費等に当たるものとしての補助金でございます。

次に、280ページ、281ページまでお進みいただきたいと思います。次に、280ページの15目、市民グラウンド費でございますが、説明欄の、このページの中ほどでございますが、２番目の陸上競技場の経費の中で、ちょっとわかりにくいですが、陸上競技場管理費の管理運営委託料というものが13節の説明の最後にございます。これにつきましても、企業公社と再雇用者の活用ということで、管理運営委託を企業公社にお願いするための予算計上をさせていただいております。

次に、282ページ、283ページをお開きいただきたいと思いますが、体育館費の説明欄の最下段、南平体育館の施設管理経費の最下段の説明の管理運営委託料につきましても、同様の考え方で、企業公社、再雇用者の活用ということで、事業費を計上させていただいております。

次に、284、285ページ、公債費でございます。公債費の元金につきましては、説明欄の最下段の減税補てん債の償還元金というものがございます。６年度債分の元金の償還が始まるということで、増の要素となっております。

利子につきましては、市債利子償還経費のうちの最下段に、同じその減税補てん債の

利子等を計上してございますが、これは６年度債、７年度債、８年度債、それぞれに所要の経費でございます。

一時借入金の利子につきましては、平成８年度まで3,000万円ほど計上しておりましたが、借り入れをいたすといたしましても、大変低利の時代ですので、1,000万円にとどめさせていただいております。

次に、286、287ページをごらんいただきたいと思います。最後の予備費でございますが、予備費につきましては、市長選挙の年度であるということで、４年前と同様、３億円の予備費を計上させていただいております。

以上で説明は終わらさせていただきますが、次ページ以降には附属資料がついております。内容については説明を省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

なお、まことに恐縮なのですが、298ページ、299ページをお開きいただきたいのですが、大変申しわけございませんが、この債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書につきまして、記載内容に漏れがございましたので、甚だ恐縮でございますけれども、差しかえをいただきますようお願いしてございますので、よろしくお取り扱いをいただきたいと思います。本当に申しわけございませんが、深くおわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○７番（小川友一君）　それでは、何点か質問します。

債務負担行為の特別養護老人ホームの多摩川苑の建設費補助金の件であります。説明では、建設費及び土地代ということだったのですけれども、この土地は、土地の借上料なのかどうかね。その辺を含めて、それで、これは向こう20年間ですけれども、予算書の中では民生費の中で１億7,000万円分ぐらいが債務負担行為として計上されているのですが、向こう20年間でこれで賄えるのかどうか。合わせて２点、お願いします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。債務負担行為、第２表でございますけれども、ここにございます限度額24億993万9,000円は、この限度額につきましては、市で助成をいたします土地代、それから建設費代及び、22年間にわたりますので、その間

の利子相当分が含まれてございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　私が質問したのは、土地代は借上料なのか、買収費なのか。

それから、この限度額24億円で、向こう20年間の債務負担行為として出してありますけれども、これで賄えるのですかということを聞いたのです。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ただいまの御質問でございます。土地代につきましては、社会福祉法人の方で現在の地主から買収をする経費を借り入れをいたします。それの返済に要する経費が出てくるわけでございまして、建物につきましても、国や都の補助金がある部分を除いた部分につきまして借り入れをいたしますので、これの償還に要する経費を市が償還するものでございまして、所要の経費をこの期間に賄えるかということですので、福祉医療事業団というところからの法人の方で借り入れをいたします経費につきましては、元金のみの返済を市の方で負担をいたしますので、これについての経費。それからその他の金融機関からの借り入れにつきましては、元金と利子について償還経費を市の方で補助をいたすということになっておりますので、この計画に基づきましての債務負担額を設定しておりますので、この額で間に合うということでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　そうしますと、今の説明ですと、土地の買収費を債務負担行為の中に含めた中で市が持っていくというふうなことで理解してよろしいのでしょうか。どういう、もう少し、それでいいのかどうか。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　ちょっと細かい数字は、資料を持っていませんのでお答えできませんけれども、一応方式と申しますか、土地につきましては東京都で４分の３の補助がございます。残る４分の１は、これは市が助成をしていく。それから建物につきましても、これは国の補助、あるいは東京都の補助を受けてやるわけでございますが、その中におきましても、一部は当然、社会福祉法人で負担する部分もございますが、残りの部分は市が肩がわりするといいますか、助成をしていく。助成をしていくということでございますけれども、実際には社会福祉法人が、市が補助する額を建設の支払い、あるいは土地の取得の足りない部分、市が助成する分は、社会福祉事業団、あるいは一般の

金融機関から借り入れをするわけです。その借り入れた元金並びにその利子について、20年で助成をしていくということでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　市長にお伺いしますけれども、当初、この多摩川苑の福祉ゾーンに建設する、こういうふうな福祉施設を建設することに関しては、土地の使用貸借を結んでいますよね。それで使用料を支払っていますね。今お話を聞きますと、土地を新たに受けるマザアスが買収をするということで、変わってきたわけですね。変わってきたわけですね、今の説明ですと。そういうことですね。当初は無料で――無料でというか、僕らには無料でというふうに説明したのですよね、一番先は。無料でとおっしゃったのですよ。それで、長年の間１億円近い使用料を払っているにもかかわらず方向が見えないというふうな質問をしたことがあるのですけれども、今回は使用貸借は、市と地主さんとの契約はまだ生きているのかどうかね。その辺の関係はどうなっているのか説明してください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　仕組みを私が全部承知しておるということにはならないかもしれませんが、一般的な、この社会福祉法人が社会福祉施設を自治体の依頼に応じて開設をするという際に取られておる仕組みがあるわけでありまして、長期間にわたって気の長い、20年とか二十数年とかいうような債務負担を組むことになったわけでありますが、今の御質問の、いわゆる我々が用地として地主さんから御協力の約束をいただいておりました、いわゆる多摩川苑福祉ゾーンの約2.１ヘクタール規模の土地でございますが、この場所に、御承知のとおり３点セット、あるいは３点幾つかのセット、そういうものを日野市としてこの土地を活用して、将来の高齢化社会に必要な施設を整えていこうと、こういう考えでございました。

当初、私どもの頭の中では、日野市福祉事業団にこの仕事を託したいと、こんなふうには思っておりましたが、都の施策を聞いてみますと、日野市福祉事業団はいわゆる行政直結型であると。直営型であると。したがいまして、一般の民間福祉ゾーン並みの、何といいますか、処遇が得られないということがわかりました。つまり、先ほどちょっと説明しておりますように、東京都は用地取得のために土地代の４分の３を助成をされるという非常に大きな施策がございます。つまり、都市自治体の地域に、いわゆる都市に福祉事業施設をつくるに当たりましても、一番ないのは土地であります。土地の取得であります。したがいまして、その土地の取得をいかに容易にならしめるか。東京都は

大変な英断だと思うわけでありますが、土地代を４分の３負担をされると、こういう施策となっておるわけであります。そのことをひとつ活用するために、適切な福祉事業団を誘致をしてという形になるわけでありますが、日野市もまた一定額の、つまり地元自治体の負担すべき額を長期にわたって負担をすると。したがって、二十数年にわたる債務負担というのは、建設をするために、つまり土地の取得費の日野市負担分、４分の１ではないと思っておりますが、もっと少ない額だと思っております。

それから、建物を一時完成させなければなりませんから、これもある程度借入金で賄っていくと、そういう仕組みでございまして、今、国の施策、あるいは都道府県の施策、そういう形で一部に問題がないわけではありませんけれども、急速な高齢化社会に対しましてそういう方式で、いわゆる特別養護老人ホーム等を現実に急速に整備していこうと。こういうことが政策として取られつつあるわけでありまして、私どもの日野市もそれにひとつ政策的にうまく適合できるように乗って、そして日野市という地域に日野市民のために設ける施設を実現をしたいと、こういうことでございました。

仕組みはかなり複雑ではありますけれども、要するに、土地を取得し、建物を建てると。そのことを長期にわたって負担をすると、こういうことでございますので、仕組みとしてはよそでもみんな行っておる一つの基準でございますので、ぜひ日野市の場合も実現をさせていただきますようにお願いをしたいところでございます。

また、地主さんには、特に日野市に使えということでございましたので、一時、福祉法人の名前になるということは、私どもとしても少々地主さんの御意向に沿いかねるといいましょうか、合わない部分があるわけでありますけれども、この事業が何らかのことで事業目的を終わって、もし撤退をするということがあれば、すべて日野市が受け取ると。無償で受け取るということで裏のカバーをすることが、精神的には私は成り立つだろうと。こんなふうにも思っておりますので、そのあたりをひとつ、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　あのね、市長。よくわかっていないから、もう答弁しなくていいですよ。あのね、私が聞いているのは、今、地主さんが日野市に対して土地をお貸ししてもいいですよという契約をしていますね。で、契約をして使用料を払っているでしょう。年間、これ今、今度の予算書だって1,700万円ですか。土地の借上料が1,400万円ですね。もうずっと払ってきたと。今その契約は生きているのですかと私は聞いているのですよ。担当の方、どうですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般論としては生きておりますが、土地の売買をするわけでありますから、名義は変わってしまいます。したがって、その際には日野市が借地した場所であるということではない、法人自身が所有する場所になると。こういうことで都の助成が成り立つ仕組みでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　そうしますと、この土地の借上料が平成９年度の予算に載っているのですけれども、この債務負担行為は９年度からですね。土地を買ったら使用料は要らなくなるのでしょう。それで地主さんが、もしじゃあ、この債務負担を組んで、この事業を今計画していますけれども、地主さんが貸すのはいいけれども売らないと言ったらどうするのですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その点も確認を終わっております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　終わっていないよ。うそばっかり言うなよ。これは本当だね。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本当です。こういう仕組みで、名義は社会福祉法人の名義になるということは了解をいただいております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　地主さんが、社会福祉法人に売買をするという了承を取っているということでよろしいですか。市長、もう１回。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私もあいさつに参りましたし、そのように了解されておるというふうに心から信頼をいたしております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　あのね、心から信頼しているとか何かではなくて、売買をしてもいいよというふうな形がちゃんとできているのかどうかね。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　特別養護老人ホームの多摩川苑福祉ゾーンの建設予定地でございますが、現在は地主さんの土方さんと土地の賃貸借契約を結んでお借りしておりますけれども、来年度につきましては、あそこの部分は当然マザアスが買収するということ

でございますので、その部分については予算もその分を減額しております。また、地主さんとマザアスとの約束は、昨年話し合いが――話し合いといいますか、調整はついております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　それは、では市の執行部が一緒に行った中でついているということの確認でよろしいですか。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　そのとおりでございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　しつこいようですけれども、もしも売買が成立しなかった場合はどうするのですか。だれが責任を取るの。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　これはあくまでも双方の信頼関係だと思いますけれども、当然買収に応じてくれるということで、現在そのような手続を社会福祉法人の方で東京都と協議に入っております。近い将来、その辺が補助金の内示等もされるのではないかというふうに期待しております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　視点を変えます。わかりました。では、それは自助努力をしていただきたい。

今、高齢化社会を迎えていろいろな施設が必要になってくると思いますね、日野市の中で。要するに、自主財源を使ってなかなかそういうふうなものを展開していくというのも難しいと思うのですけれども、民間なんかでそういうふうないろいろな施設を計画した場合ですね。場合によっては公有財産をそこに使用貸借を認めたり、協力するということはこれからもあり得るのかどうか、市長の方から答弁してください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般論としては、容易には可能ではないというふうに思っております。ただ、この今回のケースの場合は、東京都が要するに福祉法人に対して土地を買うという、何といいましょうか、助成をするという決断を、決定をなさるには、それなりのやはり根拠があると思うわけでありまして、どれでも可能だということではないと思っております。そういうことが東京都で認められて、きちんと助成を得られ、日野市で事業をやりたいという御希望の方があれば、御相談にはひとつ、なお――なおと

いいましょうか、必要なベッド数の確保のためには当然努力をする考えだというふうにお答えをすべきことだと思っております。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　ちょっと私が言った質問と食い違ったのかもしれませんが、要するにこの件はこの件でいいですけれども、まだここだけでは、もうどうにもならないですよね。要するに特老にしても老健にしても、長期療養のベッドの確保にしても、いろいろな意味で市内にそういうふうなものを確保しなくてはいけない状況が来ているわけだけれども、要するに自主財源だけではなかなか難しい部分、民間がそういうふうなものをした場合でも、自治体の公有財産に対しての使用許可を与えるような場合もあるのですかとお聞きしたのです。ほかの場合。多摩川苑ではなくて。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、持ち得ている市有地には、そういう候補になり得る土地はないのではないかというふうに思います。

それから、例えば地主さん自身がそういう福祉法人の資格を持たれ、また持つためには土地が必要ではありますが、そういう資格、あるいは条件を整えて日野市に協力していただく、こういうことは大いに歓迎をしたいテーマではないかと、こんなふうに思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　委員会並みの質問で大変恐縮ですが、きのう、きょう、地震が頻発しておりますけれども、いつ大地震が起きるかわからない状況でありますが、どうもこの日野市は防災に対する取り組みが不熱心だと。予算書から見てもそのように見受けられます。

で、先ほど小島久議員が指摘した校区コミュニティーの予算でありますけれども、平成8年度200万円計上し、170万円の減額と、こういうことで、校区コミュニティーに対する取り組みへのいい結果をもたらさなかったということであります。ところが、この平成9年度でも同じように、また200万円計上してきておるのですけれども、この辺のところで少し考え方を変えてほしいというふうに思います。

防災の取り組みは、大きなことを最初から期待していたってもう無理でありますから、一つ一つ小さなことから確実にやっていただきたい。その考え方として、校区の単位で地域の連帯感を図るということは非常に難しい。自治会内でさえ、連帯感を図るのが大変難しい状況にあるのです。私が住んでいる鹿島台自治会では、親睦会費として自治会

内の会員の親睦を図る意味で、親睦会費１人1,000円を補助を出して、それを親睦会を開くように方向づけをしているわけでありますけれども、なかなかそれでも自治会単位でも難しいわけでありますから、校区単位で地域の連帯感、住民の意識の連帯感を図るというのは難しいのだということを、まず認識してもらいたい。

その上で、この予算の問題でありますけれども、自治会で、今、日野市内で自主防災組織をつくったところが４自治会あると聞いております。鹿島台もつくりました。で、防災計画の中に自主防災組織に対する育成、助成をやっていくということが位置づけられているわけですけれども、そういった市側の育成、助成の措置があるかと思っておったら、現時点では何もしてくれないと。せっかく自主的に防災の意識に目覚め、自主防災組織をつくった自治会がぽつぽつ出始めてきているわけですから、そういった自主防災組織を育てるということから、この校区コミュニティーのところまで広げていくというふうに段階を経てやっていくべきだということを、やはりこの際、はっきり認識すべきだと思うのです。

したがって、この防災への姿勢を示す意味で、できることから確実に一つ一つ実践していくのだということで、生きた予算措置を計上していただきたい、こう思うわけです。これが、考え方を変えてほしいと。この予算の適用を校区コミュニティーでなくて、自主防災組織を編成した自治会向けに育成費用として充てていただくという考え方を持たないかどうか、それが第１点です。

それから２点目は、森田市政24年間の総括という意味で質問いたしますが、さっきは財政部長が、市長選挙だからということで予備費の話。午前中にも小川議員の方からも出ましたけれども、市長選挙があるから予備費が３億円だなんていう、そういう話はもう言ってもらいたくないと思うわけです。15年前は、３億円の予備費率というのが一般会計予算の中で1.46％だったのが、今日では0.67％ということなのですね、構成比率が。まるでもう形式的なことで、新しい市長というか、後任者に委ねる予算なんていうのはほとんどないと言っていいと思うのです。

したがって、この予算の編成から見ても、市長がまた引き続き市政を担当するという意思のあらわれだと、こういうふうに思いますが、また新聞報道によっても、七たび出馬するというふうなことを報道されております。しかるに、この24年間、与党第一党として支えてきた共産党が、今回は森田市長ではなくて別の方を擁立すると。推薦して擁立するということで、もう既に動き始めたと。こういう動きに関して、これまで共産党与党に支えられてきた森田市長としてはどのような感想を持ち、考えを持っておられる

のかですね。その上でも出馬の決意がかたいのか、かたくないのか。総括する意味でお伺いをしたい。

以上、２点です。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　１点目をお答えします。

今、校区コミュニティー協議会は20の小学校単位でやっているわけですが、熱心な自治会と、それから熱心ではない自治会とが大変対照的になっております。今、実際に小山議員さんがおっしゃいました校区コミュニティー、一番関心があるのは、やはり防災づくりの組織のことについては、どこの協議会の説明会においてもこの問題が一番出ているわけです。

それで、今、20の校区があって、今議員さんがおっしゃいました200万円の予算を組んで170万円減額したと。実際には、もう平成８年度は全然設立できないわけです。この補正予算をした段階で、二、三カ所の校区協議会が設立できるものだと思って、それで30万円を残しておいて170万円を減額したわけですが、現実には設立は一つもございません。

それで、20校区のうちに一番熱心な校区があるわけですが、この三つぐらいの校区協議会は、何とか４月早々、新年度に入ったら設立できるのではないかと。あと４カ所ぐらいの校区は、何とか説明していけば、長い間精力的に説得していけば何とかなるのではないかと。あと、全然だめな自治会というのですか、校区は13校区ぐらいあるわけですが、そういう形で熱心に、引き続き９年度も200万円の予算を計上しているわけですから、ぜひ事務担当とすれば精力的に説得して、防災づくりを主に、またごみの問題、いろいろな問題をこれからも説得して、設立に向けて努力していきたいと思っています。

以上です。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　２点目の質問ですが、今、御審議いただいておりますのは、来年度の一般会計予算であります。したがいまして、私は、選挙に関することといいましょうか、あるいは、いわゆる政治的に、多少選挙というかかわりがないわけではありませんが、なるべく役所のといいましょうか、庁内にはそういう情報は入れないように、あるいは私自身は出さないようにしたいと。そういうふうに終始一貫努めておるつもりでございます。したがいまして、今の質問に議場でお答えをしなければならない責任はあるのかもしれませんが、そのことにつきましては、ひとつ答弁をしないことを、ひと

つ御勘弁いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　２点目の方は、まあ率直に自分の意思を明らかにするタイプの市長と、なかなか明らかにしないという人の、それはタイプの違いでしょうから、これはやむを得ませんが、何もそんなにこだわることはないのではないだろうかと。もう率直にこの場で自分の、引き続き市政を担当する意思があるとか何とかということぐらいのことは、言ってもおかしいことではないと思うのですがね。それを殊さらにこだわるということは、これはしょうがありません。市長が答えたくないというのなら、あえて結構でございます。

ただ、予算書では出馬しますよということを、もう明らかに示しているということね。予算のつくり方が。これだけははっきり言っておきます。だから、むしろこの場で選挙にかかわることを言わないことが、謙虚というか、筋といいますか、そういうふうにおっしゃるというなら、この予算書の編成ですね。この改選時期には、もう本格予算をつくって、本当に0.67％なんていう、もうないに等しい新市長に委ねる予算額だけをつけてやるという、そちらの方が相当失礼といいますか、ルールに反するということだと思うので、その辺はあえて私の方からも申し上げておきたいと思います。答弁をしないならしないで結構でございます。

それから１点目の方ですね。今、部長から答弁いただきましたけれども、熱心な自治会とだめな自治会という話がありましたが、やはり一般論としては、どの自治会にもどの住民にも防災の意識をやはり持っていただいて、そして日野市を挙げて防災体制というものをつくっていく必要があるわけです。だから、熱心なところだけ相手にしてやっていくという考え方は賛成できない。これはやはり、ぜひ考え方を改めてもらいたいと思うのです。それで、今お伺いしますが、自主防災組織をつくったところには何の補助も、育成も、助成もしないのですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かなり、何といいますか、私から言えば説明が不十分だったなという感じがいたします。これまで20あります小学校、あるいは８校あります中学校。日野市として一番大きな施設であり、また財産であると。そしてまた、災害地の経験では、本能のように、結局公共施設が避難所になっていくということが、もう明らかな事実であります。したがいまして、日野市は20校の小学校を一つの校区という考え方でコミュニティーの形成を目指したいということを今まで申し上げました。

それから学校の敷地に、これは学校の責任ではございませんけれども、コンテナを置いて防災備蓄をある程度行っているわけであります。したがいまして、その備蓄倉庫に当然整備すべき、あるいは収納すべき備品、あるいは消耗材等をだんだんと整えていかなければなりません。したがいまして、何といいましょうか、いわゆる防災のための手作業の工具等でありますとか、あるいは薬品、食料品、その他、ある程度初歩的なものをだんだんと整備していかなければなりません。

したがいまして、各自治会で意識の高いところもあるわけでありまして、例えばスコップが欲しいとか、あるいは破砕機が欲しいとか、こういうことも伴いますから、私はいわゆる学校に置かさせていただいております、そのいわゆる防災備品倉庫、コンテナの備品として、品数をそろえ、品物を豊かにしていくと。その中を常時貸し出しということで自治会に預かっておいていただけたらと。このように担当の方も理解をしているというふうに思っておりますので、先進自治会で、ただ置場が多分困られると思います。各家庭に配るというわけにもいかないかもしれませんし、そのあたりの管理がちょっとこれからの工夫を要するわけでありますが、いわゆる校区の考え方の中で、いわゆる備品コンテナ、これにまた整備すべき機材その他消耗品、その中からある範囲の求められるものは配置をするといいますか、貸し出しをするといいますか、そういう仕組みで自治会の要望にこたえるようにということを行っているつもりでございましたので、少し説明が不十分だったなというふうに感じております。一層徹底してまいりたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　細かいことは委員会でやってもらいたいと思います。なかなかかみ合わないといいますかね。ただ、校区単位で防災の組織とか体制を整えていく、意識の向上を図るということをしていくには、手順があるでしょうと。まず自治会単位からいろいろな取り組みをやってほしいと。だから自主防災組織ができたら、それをどういうふうに育成、助成するか。要綱とか条例を整備してきちんと位置づけをして、自主防災組織を育てていくということからスタートすべきだということを強く申し上げたいわけです。あとはひとつ委員会で論議していただきたいと思うのです。市側もその辺のところをよく検討していただきたいことを要望して、質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第21号、平成９年度日野市一般会計予算の件は、一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後６時15分　休憩

午後６時32分　再開

○議長（土方尚功君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第22号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第23号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号、平成９年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成９年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第26号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成９年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第22号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算。本議案は、平成９年度日野市の国民健康保険特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、70億4,651万2,000円であります。前年度に比較して７億1,274万5,000円、11.3％の増となっております。

議案第23号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算。本議案は、平成９年度日野市の土地区画整理事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、34億8,794万3,000円であります。前年度に比較して１億9,970万6,000円、6.1％の増となっております。

議案第24号、平成９年度日野市下水道事業特別会計予算。本議案は、平成９年度日野市の下水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は71億8,285万7,000円であります。前年度に比較して12億1,714万3,000円、14.5％の減となっております。

議案第25号、平成９年度日野市立総合病院事業会計予算。本議案は、平成９年度日野市立総合病院事業会計の予算であります。収益的収支及び資本的収支の予定額は、44億6,438万7,000円であります。前年度に比較して4,072万4,000円、0.9％の増となっております。

議案第26号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算。本議案は、平成９年度日野市の受託水道事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、28億2,263万8,000円であります。前年度に比較して２億1,131万円、8.1％の増となっております。

議案第27号、平成９年度日野市老人保健特別会計予算。本議案は、平成９年度日野市の老人保健特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は、84億4,816万3,000円であります。前年度に比較して９億8,264万7,000円、13.2％の増となっております。

議案第28号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算。本議案は、平成９年度日野市の老人入院共済事業特別会計の予算であります。歳入歳出予算の総額は5,012万5,000円であります。前年度に比較して449万8,000円、8.2％の減となっております。

以上７議案の詳細につきまして、担当部長にそれぞれ説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　議案第22号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

５ページの歳入歳出事項別明細書をごらんいただきたいと思います。平成９年度の日野市国民健康保険事業の加入者は、最近の加入者増加傾向から、前年比5.5％、2,200人増の４万2,000人を見込みました。これらのことによりまして、歳入歳出の総額はそれぞれ前年比11.3％増の70億4,651万2,000円となっております。

歳入の構成で申しますと、国保税が30.6％、国庫支出金が27.6％、その他が41.8％という構成でございます。歳出の構成で申しますと、保険給付費が71.6％、老人保健拠出金が26.2％、その他が2.2％という構成でございます。構成割合については、歳入で国保税の全体に占める割合が下がってきており、歳出では老人保健拠出金の占める割合が上がってきたというようなことが言えると思います。

６ページ、７ページの歳入に移らさせていただきます。国民健康保険税ですが、議案

第７号で提案申し上げました国保税の限度額の引き上げ分、約4,500万円の増額を折り込んでございます。

８ページ、９ページの国庫支出金でございますが、9.5％の増を見込んでおります。一般被保険者の療養給付費、老人保健拠出金の増分を計上してございます。

10、11ページでございますが、退職療養給付費交付金は、退職被保険者増及び療養給付費増を見込んでおりまして、22.3％の大幅な増額を見込んでおります。都支出金につきましては、前年実績によりまして、増額を含んだ計上をいたしております。

12、13ページをお開きいただきたいと思います。共同事業交付金でございますが、前年実績によりまして計上してございます。繰入金でございます。国保事業費の増大に伴い、市の一般財源に負担をかける割合もますます増大してきておりまして、24.4％の増ということでございます。

14ページから17ページを省略させていただきたいと思います。

歳出に移らさせていただきます。総務費のうち、10項、徴税費でございますが、納税奨励費というものが今までございましたが、補助金の見直しを行う中で、一般会計の市税徴税費の方に統合をさせていただきまして、国保の会計の方からは廃目とさせていただきました。

22、23ページをお開きいただきたいと思います。保険給付費でございますが、給付対象者の増等に伴いまして、9.9％の増を見込んでおります。

24、25ページを飛ばして、26、27ページをお開きいただきたいと思います。老人保健拠出金でございますが、16.5％、歳出科目の中では最も大きな伸びを示しております。以後の歳出科目につきましては、実績に基づく計上をいたしております。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　それでは、土地区画整理事業特別会計に関する説明をさせていただきます。

９年度の区画整理事業の主な重点的に行います事業につきましては、まずモノレール路線、東町、万願寺第二の地区につきましてほぼ見通しを立てるということでございます。それから高幡の駅前の大きなビルにつきまして、ほぼ９年度中に駅広ができるような状態までに家の移転とビルの移転をするということでございます。それから豊田南地区につきまして、駅前へ向かいましての都市計画３・４・19号線をなるべく開けていくための第１年度目にしたいと。これらを含めまして、保留地処分金を財源充当のために、

今まで事業の後年度に処分していましたものを、なるべく前倒しで処分をしながら財源に充てていくと。そのほか、国や東京都の補助金をなるべく導入しながら進めていきたいと、このように基本的に考えてございます。

40、41ページにつきましては、国の補助金、今のような考え方でございます。

42、43ページにつきましても、都の負担金。モノレール事業につきましてはほぼこれで、通常の交付金以外にはこれを収入することによりまして、ほぼ全部、建物移転等が終わる予定でございます。

あと46、47ページにつきましては、保留地処分につきまして、万願寺、新しく高幡、豊田南。高幡544平米、豊田南392平米の処分をし、事業費に充てたいと考えてございます。

支出の方にまいります。50、51ページにつきましての区画整理助成費につきましては、組合施行の10地区の助成金でございます。

52、53ページ以下につきましては、事業の進捗率を申し上げまして説明にかえさせていただきます。万願寺につきましては、平成９年度この予算を全額消化しますと91.31％の進捗になります。高幡につきましては、同じく65.39％になります。その次、54、55ページでございます。豊田南につきましては18.07％になります。それから万願寺第二につきましては9.92％でございます。56、57ページ、東町については11.74％。西平山につきましては3.6％の進捗になります。

どうぞよろしく御審議いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　議案第24号、平成９年度日野市下水道事業特別会計予算につきまして御説明させていただきます。

80ページ、81ページをお開きいただきたいと思います。使用料でございます。これは対前年度比11.7％の増でございます。

次に、国庫補助金でございます。これは工事に対する国の補助金でございます。対前年度比27.1％の減でございます。これは対象事業費の減によるものでございます。

次に、82ページ、83ページをお開きください。都の補助金でございます。対前年度比39％の減でございます。これも対象事業費の減によるものでございます。

次に、繰入金でございます。対前年度比18.6％の減でございます。

次に、84ページから87ページにつきましては省略させていただきます。

88ページ、89ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。総務費に

つきましては人件費、事務費等でございますので、特に前年度とは変わってございません。

次に、90ページ、91ページをお開きいただきたいと思います。維持費でございます。これは下水道施設の維持管理に要する費用でございまして、特に前年度とは変わってございません。

建設費、公共下水道費でございます。この中で浅川処理区管渠埋設委託料というものがございます。これにつきましては、新都市建設公社に委託し、管渠埋設を行うものでございます。１万5,972メートルの管の埋設を行います。

次に、工事費の方でございます。浅川処理区管渠埋設工事、これにつきましては市の方で直接工事を施工する分でございます。3,985メートルの管の布設を行います。

それから、その下に百草北排水区管渠埋設工事というものがございます。これにつきましては、都市計画道路３・２・７号線道路築造に合わせまして雨水管の整備を行うものでございます。これは京王線から多摩市境まで整備するものでございます。

その下の高幡排水区管渠埋設工事でございます。これは都道41号線、川崎街道でございます。高幡交差点から高幡橋入口まで、東京都の方で都道拡幅工事を行っております。この工事に合わせまして雨水管の整備を行うという工事でございます。内容につきましては、９年、10年で２カ年で工事を行うような計画で進めております。そのうちの９年度分の工事費でございます。

92ページ、93ページについては、特に省略させていただきます。

恐れ入ります、78ページの方にお戻りいただきたいと思います。第２表でございます。債務負担行為でございます。先ほど工事の方で御説明いたしました高幡排水区管渠埋設工事、これは平成９年、10年、２カ年で工事を行います。これの債務負担の限度額でございます。

それから第３表、地方債でございます。これは公共下水道管渠埋設流域下水道建設負担金の起債についての限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載したものでございます。

以上で説明を終わらさせていただきますけれども、大変恐縮で、大変申しわけございませんけれども、資料の方で訂正がございます。106ページ、107ページでございます。先ほど一般会計の方でも同じような差しかえの訂正がございましたとおり、下水道特別会計の方でも大変申しわけございませんけれども、差しかえの方がございますので、ちょっと説明させていただきます。

債務負担行為の翌年度以降にわたる前年度までの支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額に関する調書につきまして、高幡排水区管渠埋設工事が落ちておりましたので、追加するものです。先ほどお配りしてあります資料と差しかえていただきたいと思います。大変申しわけございません。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　それでは、議案第25号、平成９年度日野市立総合病院事業会計予算について御説明をさせていただきます。

109ページでございます。第１条の総則につきましては省略をさせていただきます。

第２条、業務予定量でございます。病床数については162床、変化はございません。

年間患者数でございますけれども、入院につきましては４万7,450人、前年と同じでございます。それから外来につきましては、前年より735人の減、18万5,955人を想定をいたしております。

（３）１日平均の患者数でございますけれども、入院につきましては130人、占床率80.24％を想定しておりますが、入院につきましてはあくまで努力目標ということでございます。それから外来につきましては759人でございまして、実績によるものでございます。

次に、第３条、収益的収入及び支出でございますけれども、前年に比較いたしまして3,967万9,000円の減、0.9％の減でございますけれども、収入支出とも42億1,390万3,000円とするものでございます。

次に、110ページをお開きいただきたいと思います。次に、資本的収入及び支出でございます。収入におきましては3,905万7,000円、うち出資金を3,877万6,000円ちょうだいしております。支出につきましては２億5,048万4,000円ということで、前年に比べますと8,043万円増ということでございますが、第１項の建設改良費でございますが、これは病院建て替えに伴う基本設計が終わりまして、現在、実施設計に入っておりますけれども、最終年度ということで増になっております。

次に第５条が、議会の議決を経なければいけない経費のことでございます。記載のとおりでございます。

それから第６条、他会計からの補助金でございます。出資金も含めまして、総額で６億9,631万円でございます。これは前年と比較いたしますと１億3,019万円の減、15.7％の減でございます。

それから第７条が、棚卸資産の購入限度額でございます。11億1,647万1,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきましては実施計画をもって説明をさせていただきます。112、113ページをお開きいただきたいと思います。まず資本的収入及び支出の収入でございます。冒頭申し上げましたように3,967万9,000円、0.9％の減の予算を組んでございます。そのうちの医業収益でございますけれども、入院収益につきましては１件当たり、患者１日当たりの収入を３万2,000円と想定をさせていただいております。それから外来につきましては9,100円ということで、先ほど申し上げました業務量の人員を掛けているわけでございます。

次に、項の２、医業外収益の欄でございますけれども、総計で８億9,446万9,000円でございますが、これは前年と比較いたしますと１億4,923万6,000円の減、14.3％の減でございます。これにつきましては、今までいわゆる他会計の補助金を２目でいただいておりましたけれども、内部努力により、要するに赤字補てんの補助はもらわないで努力をしていこうということで、廃目とさせていただきました。

それから東京都の補助金でございますけれども、１ベッド当たり５万円のアップが認められまして、125万円ということになりました。

それから３目の負担金、交付金でございますけれども、救急医療並びに高度医療等に基づく公営企業法上の認められている負担金でございまして、６億5,753万4,000円を一般会計からちょうだいするものでございます。

次に、114、115ページでございますけれども、医業外収益のうちの患者給食等の予算でございまして、前年と大きな違いはございません。

次に、116、117ページでございます。支出でございます。まず医業費用のうちの給与費でございますけれども、前年と比較しまして１億974万9,000円、4.4％の減を組んでおります。医業収益に対する給与費比率でございますけれども、71.9％でございます。これにつきましては、定年退職者の不補充、または特殊勤務手当の見直し、廃止等による減額等を行いまして、賃金は若干ふえておりますけれども、総体で減となっております。一番大きなものは退職給与費の減額であろうと思います。

次に、材料費の関係でございますけれども、総額で11億2,156万4,000円でございまして、医業収益に対する材料費比率につきましては33.7％ということになっております。

次、118ページ、119ページをお開きをいただきたいと思います。経費の関係でございますけれども、５億6,448万5,000円、2.5％の増ということになっておりますが、職員被

服費、消耗品、消耗備品、光熱費等については、それぞれ節約するための減額をさせていただきました。しかしながら、賃借料、または若干増額するところもございまして、このような予算になっております。医業収益に対する経費比率につきましては、17.0％でございます。

120、121ページでございます。経費の欄の続きでございます。それから４の減価償却費等については、実績でございます。

次に、122、123ページでございます。医業外費用特別損失、予備費等は前年と同様でございます。

以上で収益的収入及び支出を終わりまして、次に124ページ、125ページでございます。資本的収入及び支出につきまして御説明を申し上げます。資本的収入総額は3,905万7,000円でございまして、1,543万7,000円の増ということになってございます。一番大きなものは一般会計からの出資金でございます。建設改良に伴う出資金3,100万円、これは２分の１負担。企業債の償還分は３分の２ということで、負担金の繰り入れ基準によるお金を一般会計からちょうだいをいたしております。

右側の支出の欄でございます。建設改良費のうち、給与、手当等については建て替え準備室の２名の職員のものでございますけれども、１番下段、委託料のところでございますが、病院建設設計業務委託、運営システム詳細策定業務委託、それぞれのところは債務負担行為でお願いしてあるものの９年度分を開くものでございます。それから有形固定資産購入につきましては、例年どおり医療機器等の充実を図るものでございます。

以上で概略の数字の説明を終わらさせていただきます。

その後、資金計画、損益計算書と調書を添付してございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　議案第26号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算について御説明させていただきます。

150ページ、151ページをお開きいただきたいと思います。都支出金でございます。これは対前年度比7.5％の増でございます。

諸収入５目、下水道使用料徴収事務委託金につきましては、対前年度比27.6％の増でございます。

152ページ、153ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。５目浄

水費、これは対前年度比8.7%の減額でございます。これにつきましては、工事費の減によるものでございます。

10目、配水費でございます。7.8%の増額でございます。工事費、配水管等移設工事の増によるものでございます。

154ページ、155ページをお開きいただきたいと思います。15目、給水費でございます。17.5%の増額であります。これは工事費、給水栓布設替え工事の増によるものでございます。

受託事業費、業務費につきましては、対前年度とほぼ同じですので、省略させていただきます。

156ページ、157ページをお開きいただきたいと思います。水道改良費でございます。対前年度比14.8%の増額でございます。これは、次のページにございます工事請負費の中で、配水管の新設及び消火栓設置工事の増によるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　169ページからの老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。予算総額は、前年対比で13.2%の増でございます。

174、175ページの事項別明細をごらんいただきたいと思います。歳入でございます。5款の支払基金交付金以下の歳入につきましては、歳出の療養給付費等に充てるため、老人保健法に基づく負担割合により計上をいたしておるものでございます。

182、183ページをお願いいたします。歳出でございます。5款の医療諸費のうち、5目の医療給付費につきましては、受給者を1万2,560人見込んでおります。これは前年度より760人の増となっております。

次に、老人入院共済事業特別会計の御説明をさせていただきます。192、193ページでございます。192ページ、歳入でございます。会費につきましては1万2,100人を見込んでおります。以下の歳入につきましては、特に御説明することはございません。

次に、196、197ページをお願いをいたします。歳出でございます。事業費のうち、5目、共済見舞金でございますが、前年度より150人減の1,870人分を計上いたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　1点だけお願いいたします。79ページの下水道事業関係なので

すが、これは担当部長ではなくて市長にちょっと伺いたいと思うのですが、先ほど説明いただきましたけれども、前年度の予算に対して12億円という大変な減額予算でございます。これは、言ってみれば歳入不足がためにということにはなるのでしょうけれども、その全体の歳入不足を、何かすべてこの下水道に持ってきてしまったような感があるほどの予算になっているわけなのですが、その辺の考え方をまずお伺いしたいなと。これは担当部長というよりは、むしろ市のトップである市長の方から伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本年度の予算編成に当たりまして、いわゆる流域下水道関連、あるいはまた日野市が直接携わります公共下水道の関係におきまして、前段の都市計画事業が、道路ができないと埋設する場所がないと。こういう非常に、理由を問われると、もう全く答えにも困るぐらいの理由ではございますけれども、要するに日野市のいわゆる流域下水道事業、その中のまた幹線に位置しておりますのが、都市計画道路に異存をしておると。その都市計画道路は国の関与であり、また東京都等の関与であるというようなことで、当初の計画をより現実的にと申しましょうか。地域によっては既設の道路でありますとか、水路でありますとか、そういうことを今、模索中ではございますけれども、大きな原因としましては、そういう事情があるということが一つあります。

それから、いわゆる何といいますか、供用できる地域。これが今、一番具体的に工事を進める手順でございますので、それらにつきましては、なるべく支障のないような予算配当はしたというふうには思っておりますけれども、必ずしもまた十分ではないということもあるわけでございまして、下水道事業を停滞させる気持ちはないわけでありますけれども、いろいろな事情で現実の姿となって、目いっぱいの努力をしながら、なおまた御指摘をいただくような状況もあるということでございますので、大変恐縮には思っておりますが、ひとつ今後の展望の中で必ず解決をしていかなければならないことでもございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　下水道事業は、確かに説明が今ありましたように、区画整理事業と必ず密接な関係がありますので、区画整理事業の方が進んでいかないと、思うような下水道事業もできにくいという背景があるのは十分承知しております。それにしても、この12億円という大変な減額予算。非常にきれいにうまく逃げたなという答弁の仕方だったと思うのですが、先ほど来、午前中からも論議があったように、もともと市長は５年間で100％達成するのだというようなことを大上段に構えて、４年前の選挙戦を戦って

いるわけですね。この予算というのは、その５年目に入る予算になるわけであります。で、地域事情がいろいろ、その間のいろいろな事情があったにしても、ここで歳入不足、結果としては歳入不足の分を全部何かここを犠牲にしていると言われてもしょうがないような予算編成になっています。

では、ここで不足した分を、区画整理の方でそれに見合う分だけ積み上げているかというと、そういうわけでもないわけですね。ということは、もう明らかに全体の歳入不足の犠牲をすべて下水道に寄せられたと言われても仕方がないのではないかと思うのですが、何度も議論されていますけれども、５年間で100％ということとの兼ね合いはどういうふうに説明されますか。もう１回御答弁をお願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後の努力によって、何といいましょうか、事業年度をなるべく近めるような努力をするということでお答えをし、またそれで御理解をいただく以外にはない現状であります。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　委員会でまた論議されると思いますので、これを最後にしますけれども、ここで12億円減の予算を組まれた、それ以降の暁には、下水道の完成は結局何％になるのですか。当初の４年前に言われた、５年後で100％と言ったことに対して、この予算を完了した時点では何％になるのでしょうか。参考までに伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　現在までの整備普及率、平成８年度末で71.2％にいく予定でございます。７年度は65.2％ぐらいでしたので、８年度はかなり数字が上がるような形になっております。９年度以降につきましては、相当数字が落ちてくると思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　わかりましたけれども、この平成９年度の予算が完了した時点での予測数値というのは、わかるのですか。それを今、伺ったのですが。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　平成９年度で予定していますのが、約74ヘクタールでございます。パーセンテージに直しますと、３点ちょっとぐらいのパーセンテージです。

ですから９年度末で74％ぐらいの数字になろうかと思います。以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第22号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第23号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号、平成９年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成９年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第26号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成９年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第29号、不動産の取得の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第29号、不動産の取得について、提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）日野市保健福祉センターとして、東京都日野市高幡308番地の１に所在する建物を取得いたしたく、地方自治法第96条第１項第８号及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき提案をするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　議案第29号、不動産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、東京都が平成９年４月１日から、多摩地域17保健所、14保健相談所を12保健所に再編整備する事業の一環で、廃止となる日野保健所の建物の取得についてであ

ります。

構造は、鉄骨鉄筋コンクリートづくり２階建て。床面積は合計で1,621.11平方メートル。取得価格は8,737万7,342円、消費税を含んだ額であります。相手方は東京都知事。取得する建物の配置、現況図は２ページ以下のとおりですので、御参照いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第29号、不動産の取得の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第30号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第30号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、一般職の職員の特殊勤務手当を改正するため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　議案第30号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、特殊勤務手当の別表にかかわる改正であります。特殊勤務手当は前回の見直しから３年を経過し、本年がその見直しの時期となりましたが、今日の厳しい財政状況も配慮し、新設の手当を極力抑えるとともに、特殊勤務手当の支給根拠に基づき手

当の見直しを行い、その対象手当額の抑制を図ったところであります。

今回の見直しにより、特殊勤務手当は現行の６区分22種類50件から、６区分17種類44件となります。新旧対照表によって御説明申し上げます。６ページ、７ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、区分１の危険手当のうち、（２）危険作業手当は、新たに建築確認事務において出張した現場でエレベーター等の検査業務に従事した場合、１回500円を支給するものであります。

次に、区分２の不快・不健康手当のうち（２）清掃手当では、現行、酸素欠乏等の危険作業に従事した場合、１回4,000円を支給しているものですが、これを廃止するとともに、他の手当額の見直しも行ったところでございます。

８ページ、９ページをお開きいただきたいと存じます。区分３の続きですが、困難業務手当では、新たに建築指導手当として違反建築取締業務に従事した職員に月額4,000円を支給するものであります。

次に、区分４特殊技術手当では、その支給対象として新たに建築主事を加えるものであります。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。区分５特殊業務手当のうち、（４）変則勤務手当では、図書館の夜間開館に伴って、その業務に従事した場合、１勤務600円を支給するものであります。

次の区分６病院業務手当では、現行支給されている技術手当、業務手当。13ページになりますが、手術・解剖手当、麻酔手当、伝染病棟勤務手当、レントゲン透視診断業務手当の各手当は、これを廃止するものであります。

全般にわたり、支給額の変更については記載のとおりであります。

なお、この条例の施行は平成９年４月１日であります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第30号、日野市一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより請願第８－40号、私立幼稚園保護者負担軽減補助の所得制限の廃止を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第８－40号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第９－１号、成人歯科健診事業の充実を求める陳情、請願第９－２号、国民の医療を受ける権利を侵害する医療保険制度の改悪に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－１号、請願第９－２号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第９－３号、住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反対する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－３号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第９－４号、豊南橋は計画通り人道橋として進めることを要望する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－４号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第９－５号、地震災害等に関する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－５号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長にお

いて総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後７時24分　散会

3月5日　水曜日　（第2日）

平成9年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第2号）

3月5日　水曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箕野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君
企画財政部参事	平井忠君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　樋園裕子君

議事日程

平成9年3月5日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時06分　開議

○議長（土方尚功君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、日野駅エスカレーター設置計画にもとづく調査結果についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　質問に当たりまして、去る２月14日御逝去されました園田匠教育長に、心から哀悼の意を表します。

通告に従いまして、「日野駅エスカレーター設置計画にもとづく調査結果」と題しまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

日野駅の利用者は年々増加の傾向をたどっております。５万人前後の利用者が１日にあるという調査結果も出ております。従前から駅利用者の中から、駅の改善、あるいはエスカレーター、エレベーターの設置、障害者や高齢者にも優しい駅の安全対策、あるいはサービスの行き届いた駅にしてほしいとの要望が寄せられておりました。市当局、あるいは国鉄時代からの国鉄、そしてそれを引き継ぐＪＲ当局にも要望が寄せられてまいってきていたわけでございます。

こうした利用者の声を反映いたしまして、議会でもたびたび日野駅の問題が議論されてきたことも御承知のとおりであります。私がかかわった議論だけでも、議会に議席を得させていただいて以来、もう数十回にも及ぶ議論が行われてまいったわけでございます。

この間、議会での議論ももちろんでありますけれども、利用者の方々の運動の背景などもございまして、例えば日野駅のトイレが水洗化したとか、券売機がふやされるといったようなことなどを初めといたしまして、ホームの上屋の立川寄りの延長が実現したことや、ホームの上の防風板がわずかでありますけれども、設置されたということなどもございます。そして駅前のガードの歩道トンネルの実現も、長い時間かかりましたけれども、勝ち取ることができたことも御承知のとおりであります。こうした経過と部分的な成果を得ることができました日野駅の問題でございます。

それにつきましては、私は一昨年の12月議会に詳しく経過などを申し上げたことがございます。再度この経過について申し上げることはいたしませんけれども、例えばＪＲ当局に駅の問題で、日野駅改良促進協議会の人たちがそれまでの過去８回にわたってさ

まざまな要求項目を提出しながら陳情を行ってきた経過を紹介いたしました。そして一昨年の10月19日に９回目のＪＲへの要望を行ったということも御紹介申し上げているところでございます。

それに先立ちまして、日野駅改良促進協議会が、日野駅の市民の方々を対象にいたしまして、日野駅改良に関するアンケート調査を行いました。百数十名からの回答が寄せられたものでありますけれども、これはＪＲ当局、日野市長、建設省、それぞれに関係する項目に振り分けまして陳情を行ってきた経過がございます。1992年１月24日付で森田市長に要望書を提出してまいりました。市長宛のものは36項目に整理されてございます。同じような内容が、日野駅長を通じましてＪＲ当局に提出されてまいりました。さらに総武国道事務所にも、日野出張所長を通じまして提出されてきた経過もございます。今、論議をされておりますような駅に関するすべての項目が網羅されている内容でございまして、関係機関におきまして、その後、検討課題にされてこられたものと考えている次第でございます。

そして、私が一昨年の12月議会の質問を行った後も、翌年の1996年３月９日付で、市内の九つの老人クラブの方々が署名を行って、日野駅にエスカレーター、エレベーター設置を求める陳情書を森田喜美男市長と、ＪＲ日野駅長を通じましてＪＲ当局に提出されてございます。約1,000名の署名が添付されているものでございます。

こうした経過をたどりながら、市側もＪＲ当局に熱心な働きかけを行ってきたということも、これまでたびたび答弁によって明らかにされてきているところでございます。きのうから３月議会が始まりましたが、私たち議会に「日野駅乗降客流動実態調査報告書」が配付されてございます。1996年11月付でございますから、昨年の11月にまとまったものだということになるかと思います。これは1996年度の市の300万円の予算で実態調査が行われることは、既に予算提案の際にも説明が行われてきたところでもございます。後ほど、この報告書に沿って質問も行ってまいりたいと思います。

私は、一昨年の12月議会に日野駅のエスカレーター、エレベーター設置のことについて質問を行った際、市側はそれより以前、10月26日にＪＲとの協議を行って、その中でＪＲ側から、日野駅のエスカレーター、エレベーター設置についての考えが示されたと説明がございました。そして、かなり詳しい具体的な項目に及んだ協議が行われたということでございました。日野駅に関しまして、ＪＲ当局から初めて具体的な対策や、あるいは要望に基づくＪＲ側の考えが示されたのではないかと思います。しかも、要望に沿ってそれを実現しましょうという方向で具体項目が示されたわけでありますから、画

期的なＪＲ側の回答だったと、今から考えても思うわけでございますし、その当時、私も質問の中でもそのように申し上げていたところでございます。

これらの中で、1996年度の予算で調査を行うという考え方も示されてございました。それに基づいて、まず日野市が基礎的な調査を行う。そしてその調査に基づいてＪＲ側がＪＲの立場で調査を進めるという方向も示されていたと思います。そこで、質問の第１点。「日野駅乗降客流動実態調査」の概要について、報告書はきのういただいて、一通り目を通してあるわけでございますが、改めて市側の説明を求めたいと思います。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　御質問の「日野駅流動調査実態報告書」の概要でございます。今回実施いたしましたこの調査目的は、日野駅が置かれている実態をまず把握するということ。そして市民の要望であります駅改良等の必要性をＪＲ当局に認識させようと、こういう目的がございました。

調査については、駅周辺と駅構内の乗降客についてその流動調査を行いまして、実態の分析、それから日野市の第３次基本構想の目標年次2003年、いわゆる平成15年の上限人口18万人を想定した駅勢圏の将来流動予測及び課題と問題点の整理を行ったところでございます。

この実施につきましては、平成８年10月２日、そして調査地点は改札口を含めまして10カ所ということで行いました。時間的には午前７時から午後７時までの12時間を対象としたわけでございます。

また、その調査の結果の概要でございますが、まず駅からと、それから駅への交通流動、これを総合的に概観してみますと、いわゆる流動総数、これにつきましては、この12時間で現在５万970人と、こういうふうになってございます。その分散あるいは集合傾向、これを合算した割合で見てみますと、いわゆる国道上りの日野本町方面35％、同じく下りの日野台方面27％、駅南の大坂上方面18％、同じく神明方面12％、駅西の栄町方面８％と、こういった傾向があらわれてございます。

駅構内の交通流動、これは改札口で調査したわけですけれども、この12時間において乗降人員は３万9,580人でございます。この実態を見てみますと、ピーク時には、いわゆる午前７時から８時までが7,773人、そして午後の６時から７時までが4,486人と、こういうような状況が見られました。

全体的な特徴の大きな点としましては、駅へのアクセスについては、改札口が立川駅寄り側にあるために、南からいらっしゃる利用者は非常に不便な状況が歴然としている

ことが大きな特徴となってございます。

現況の問題点でございますが、第１点目が、国道ガード下の歩道が通行量に対して十分な幅員がないと、こういうことが見られます。

それから２点目が、ホーム、階段等の幅員が狭く、ラッシュ時に混雑し、危険な面が見られると、こういうことでございます。

３点目が、ホーム、階段の位置が立川側に寄り過ぎているために、降車する人が立川側の４両目に集中しております。乗車する人も、降車駅の関係で、階段位置の関係から同様の傾向が見られるということでございます。

それから４点目が、改札口の客だまりが狭いため、利用者が国道の歩道にあふれているという状況でございます。

それから５点目が、身障者、高齢者に対するエスカレーター等の設置については、階段幅員が狭いので、現状では設置が困難でありますと。

こういう以上の５点が示されているわけでございます。

こういった現況の中で、日野市の第３次基本構想の平成15年の目標年次における交通流動の将来予測、これをしてみますと、人口のふえる要因としては、土地区画整理事業、あるいは都営住宅の建て替え等がございますが、マイナス面としては、いわゆる多摩都市モノレールの開業による甲州街道駅の利用者、これらを除いても、現状より約12％の4,890人が増加予測されると、こういうことでございます。この結果によりますと、駅構外の国道ガード下の歩道はサービス水準がさらに低下しまして、ピーク時の歩行者の通行がほとんど不可能な状況値になります。そしてまた、構内においてもますます混雑を極めまして危険性が増大すると、こういう結果が出てございます。

そこで、現況の問題点を解決するための方策といたしましては、第１点目が、国道ガード下の歩道については、将来の交通量に対しまして、現在の歩道幅員1.9メートルを約７メートルにすると。このためには国道の大幅な拡幅や、それに伴う駅舎の改築が必要でありますが、これについては実現性が少ないので、国道ガード下を通行せずに駅へアクセスする方法といたしまして、現在の駅舎を廃止して新駅舎をつくり、駅西側からと東側からアクセスする方法が提案されてございます。これは南北架道橋の中間に自由通路をつくることによりまして、分断されている町の一体化を図りまして、人の流れをよくする効果が考えれます。

２点目としましては、狭いホームと階段の幅員を拡幅することでございます。このことについては、エスカレーターの設置等を考慮しまして、現在のホーム幅員を約８メー

トルにすると、こういうことでございます。

3点目が、ホームの階段が立川側に寄り過ぎておりますから、電車の停車位置の変更、あるいは階段位置の変更が必要となるわけでございます。このことはホームを立川側に延伸して、ホーム、階段位置を中央付近にすることも考えられるわけでありますが、現状の線路の状況では延伸が困難でございます。このために、ホームのスペースを生み出すために、上り下りの線路間を広げる必要がございます。また、階段の位置変更は、架道橋があるために八王子側に大きく変えることは構造上困難でございます。若干の変更ができても大きな期待はできません。

そして4点目でございますけれども、改札口の客だまりが狭いことについては、駅舎の大改造が必要でございます。この実現は極めて困難であると、こういうことでございます。

それから5番目としまして、エスカレーター等の設置については、抜本的な駅舎の新設で対応する方がより機能的であり、利便性が高いと、こう言われております。

以上のように提案がなされているわけでございますが、今回の調査では、駅の現況を踏まえて現実的な対応策が報告されております。

なお、指摘されている事項につきましては、共通する点もございます。したがって、今後その調整をすることを考えてございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　報告書の概要の説明がありました。調査の実態についての内容がほぼわかったわけでございますが、1点だけ私も感じたことを申し上げておきたいと思います。

駅の合算流動総数、5万人を超えておりますということで、各方面からの人の流れの割合が記載されてございますね。これを見ますと、神明、大坂上方向はそれぞれ12%と18%ということですから、全体の駅へ向かう人の流動の割合というのは30%を占めていると。あとの70%が甲州街道を中心とする方向の流れであるということが言えるのではないかと思います。これが調査の上ではっきりと数値として示されたということを、私も改めて拝見することができたということを申し上げておきたいと思います。

ほかの調査に基づく指摘事項などは、この指摘されているとおりではないかと思いますので、これはこれとして報告を承っておきたいと思います。

さて、それに基づいて、どういう方向で今後日野駅の改良やエスカレーターの設置の

問題に取り組んでいくかということが重要な課題になってくるものと考えているわけでございます。先ほど申し上げましたように、日野市の調査に基づいて、今度はＪＲが調査を行うということになっているわけでございまして、既に調査に入っているのか、あるいはこれから入るのかははっきりしませんけれども、このＪＲの対応というのは現在どういうふうになっているのか、２点目に質問しておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　調査結果に対するＪＲの対応と、こういう御質問でございます。この報告書は、昨年の12月26日にＪＲの方へ「日野駅改良の促進について」という要望書を添えて提出したところでございます。これを受けましてＪＲは、指摘されている問題点にかかわる基本調査ですね。これについては既に委託してございます。そして、この調査結果は社内的検討をしまして、来る５月を目途に市へ提示して協議すると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　わかりました。昨年の12月26日、ＪＲに日野駅の改善等要望書を添えて報告書を提出したと。暮れの押し詰まった直前でありますから、実質ＪＲの検討はことしに入ってからだと思います。調査を委託して既に調査に入っているということだと思います。そして５月をめどに調査に基づく計画を示すということですね。そういうことでよろしいのですか。ＪＲの調査に基づく改良の計画を日野市に提示するということが、今、明らかになりました。かなり早いテンポで調査や計画が進むということが、今、示されたと思いますので、大いに私たちはここに希望を持ちたいと考えているわけでございます。

で、報告書の中に、調査に基づいた今後の駅改良や、そしてエスカレーター設置などのイメージ図もちゃんと添えられてあるわけですね。これはあくまでも調査を委託されたところで、このような駅の改良やエスカレーターの設置が考えられますよということを示したものだと思います。それで、日野市はこの駅改善のイメージに基づいて、このまま、市の考えることはこのままそっくりＪＲに検討していただこうということで提示されてあるのか、それとも、調査はこういうことであるけれども、しかし、なおこうした点の手直しがあってもよろしいのではないかといったことなどがつけ加えられているのかどうかということを、念のためお聞きしておきたいと思うのです。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答えいたします。今回、ＪＲ側に提出しました調査報告書の、この指摘されました５点を対象として検討をお願いするということでございます。したがって、それ以外に、例えばまだここでは触れませんでしたけれども、現在、ホームの防風対策、これらについてもこの調査とあわせて位置づけるようお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　要望点が１点つけ加えられてＪＲに提示してあるということでございます。防風対策も従来から長い間の要望点でもあったわけでありますから、要望事項につけ加えたということは、これもまた適当な要求ではなかったかと思います。ぜひ防風対策も合わせてＪＲ側の対応を求めてまいりたいと思います。

さて、先ほど来説明がありましたように、この実態調査に基づきまして、今後の日野駅改良の案が示されているわけでございます。これらの内容を十分ＪＲ側とも協議を行って、実現できる方向で今後も努力を行っていただきたいと思います。

そこで私も、ただいまの防風対策をつけ加えるということとあわせまして、もう１点お願いをしておきたいと思います。報告書の最後にございます駅改良のイメージ図によりますと、エスカレーターは、恐らくこれは上りのエスカレーターだけではないかと思いますが、階段の片側に設置されるようになっております。ホームは８メートル幅ということを想定しておりますから、片側だけの、あるいは上りのエスカレーターかなと想像するわけでありますが、せっかく８メートル幅のホームに広げるわけでありますから、エスカレーターは上りと下りを同時に設置するだけの幅が取れるわけですね。ですから、エスカレーターも上りと下りのものを同時に設置するということを、あわせてＪＲとの協議に乗せていただきたいと思うわけでございます。その点はいかがでございますか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　エスカレーターの問題でございます。要望のエスカレーターの設置方法については、現在、今、御提案のあったような形態で中央線の駅でも採用している事例がございますので、その点については要請はしてみたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　要請はしてみたいと。ちょっと要求度合いの強さが落ちている

ような感じもないわけではございませんが、しかし、防風対策とあわせてしっかりと、上り下りを同時につけるというエスカレーター設置を要望をしていただきたいと思います。

最後に市長に伺っておきたいと思います。昨年の12月議会で企画財政部参事は、私の質問にこのように答弁をされているわけでございます。「日野駅のエスカレーター設置につきましては、設置箇所のホームの構造、あるいは階段幅に技術的な困難がございまして、ＪＲとの協議が膠着状態という状況があったわけでございます。しかし、去る12月26日、再度協議を行ったわけでございますが」ということで、この打開策といたしましてということで、ＪＲ側からいろいろ説明がなされたということが説明されているわけでございます。まさに膠着状態、ＪＲ側からの具体的な対応策が示されずに数年間経過をしてきたという経過があったかと思います。しかし、最初に申し上げましたような運動なりの背景もございまして、ＪＲ側が具体策を示すようになってきたのが―昨年の10月であったわけでございます。それに基づいて、日野駅の問題が―挙に解決する突破口が開かれたということになったのではないかと考える次第でございます。

エスカレーター、エレベーターを設置を要望いたしました、そのことを通じて、エスカレーターの設置はもちろん、駅の大幅な改造、あるいは東西の自由通路の設置の構想なども出てまいったわけでありますから、私はこの打開策に基づく今後の取り組みによって、調査報告書に示されるような日野駅の改良の方向に全力を傾けていただきたいと、このように要求する次第でございます。これは日野市が西豊田駅の設置の問題とあわせましてＪＲ当局との協議の課題に従来乗せてまいりました。その努力もあってのことでもありますだけに、何としても駅の改良問題、実現させてほしいと、このように思うわけでございます。市長の今後の取り組みの決意をお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の大きい玄関の一つであります日野駅が、駅舎が古い当時に対応できる、そういう程度の駅舎構造になっていますので、今日の１日ラッシュ時に対応できる状況に改善するには非常に困難な問題が幾つもあったというふうに承知しているわけでありますが、部分的にせよ、特にこの環境的な面のトイレでありますとか出札改札の装置の近代化でありますとか、そういうことは一応整ったわけでありますが、肝心な人がふえるのに伴ういわゆる混雑、それから橋上駅でありますので、そのホームに乗車されるための昇降の手段といいましょうか、これが非常に対策が困難であると。

その状況の中でだんだんと問題点が具体化してきて、ＪＲあるいは日野駅当局も改善について大変集中的な段階まで到達をしたということは、地元の運動の大きな成果であるというふうには受けとめております。

特に、担当主幹という役目を定めて、他の問題とあわせてしばしばＪＲにも出向いてじかにいろいろな協議が具体化してきたということでありますので、恐らくまたその次には経費の負担の問題も伴うことだと思いますけれども、一層問題点を詰めて、なるべく具体的な施設改造が目前に近づいてきたという状況でございますので、大きく前進をさせる、そういう取り組みで、日野市民の一つの玄関の安全ということと、それから機能的ということで解決を求めていくというふうに承り、また決意をした次第であります。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ありがとうございました。市長の非常に積極的な取り組みの決意も表明されたと思います。市の担当者、あるいは市全体の予算配分など、これまでの努力を評価するとともに、今後も一層努力を継続していただきたいと心からお願いをしておきたいと思います。

また、地元の日野駅を利用されている方々の皆さんの運動も、引き続いて今後も展開されていくものと思います。こうした両方からのＪＲへの働きかけによって問題点が一つ一つ解決し、そして今後の展望を示すまでに至ったものと考えているわけでございます。

私もこうした立場で、今後も日野駅の改良の問題、あるいはエスカレーター設置の問題、何よりも駅を利用する人たちの安全や利便、サービスを向上させるという見地で取り組んでまいることを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって１の１、日野駅エスカレーター設置計画にもとづく調査結果についての質問を終わります。

一般質問１の２、教育委員の公募についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　森田市長が平成６年３月１日付で「日野市市民参加の推進に関する要綱」を制定されました。この要綱に基づいて、市民参加の幅がうんと広がったと。特に公募に基づく行政委員会の委員、あるいは審議会の委員等の市民参加が広がったものでございます。市長が就任以来、市民参加の行政を提唱されてまいりまして、その実践をこの間、24年間の行政の中に生かしてこられたものと考えているわけでございます。一つ一つ申し上げるならば切りがないくらいでございますが、その市民参加の精神も、

結局は、市長が日ごろ申されておりますように、憲法の保障した地方自治の本旨に基づいた自治体の住民の声を行政に本当に生かしていく、こういう立場から取られた市民参加の推進ではなかったかと思うわけでございます。

従来、市民参加を規定する条例や要綱や規則というものはなかったと思います。自治法などに決められております市民の委員によります審議会の設置、あるいは委員会の設置というものの規定はございますが、自治体独自の市民参加を保障する条例や要綱、規則は全国的にもなかったのではないかと思います。勇気を奮って市民参加推進に関する要綱を設置し、広く市民参加の場を市民全体に広げたという一つの大きな前進が、この間あったということではないかと思うわけでございます。そして、各種の委員会、審議会などへの市民参加が、これまでになく各層、各分野の市民が参加できる道がつくられてきたわけでございます。

昨年、小学校の義務教育の教科書選択にかかわる問題が議会でも論議がありました。その後、教育委員会は、これも市民参加に基づく教科書選定の過程をつくるということができたものでございます。これも一つの市民参加が教育行政の中にも広まったということになると思うわけでございますし、あえて言うならば、小中学校図書館における職員の配置も、こうした市民参加の見地から見ることもできると考えているわけでございます。

行政委員会での市民参加はかなり進んでまいりました。それで教育委員会も、今申し上げました部分に市民参加が広まりました。教育委員に私も一度はなってみたい、あるいは応募してみたいという市民の方がおられるかもしれません。教育委員の公選制は現在行われていないことも御承知のとおりであります。準公選制という制度も、東京都中野区で行われた経験がございます。しかし、今、日野でこれを実施しようということには至っていない状況のもとで、教育委員の選任に当たっての、広く一般の市民から教育行政にかかわりたいという希望を実現する道を開くことも、私は大切な教育行政における市民参加ではないかと思うわけでございます。

そこで、現在の教育委員の選任についてどんな方法で行われているかということを、まず１点お伺いしておきたいと思います。

２点目は、市民参加の推進要綱に基づきます、公募による委員会の設置と委員の数は現在どの程度の実績になっているか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　今の教育委員の選任の仕方でございますけれども、法

律では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にございますけれども、ちょっと読まさせていただきますと、「委員は地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」ということになっておりまして、市長、日野で言えば日野の市長が議会の同意を得て任命するということで選ばれております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かつて昭和30年前後のころだったと思いますが、教育委員の公選制という期間がございました。その法令が改正されて、今、教育委員会から説明を申し上げましたように、いわゆる自治体の長が今の条件の中で議会の同意を得て任命すると、こういう方式に変わっておるわけでありまして、その間に中野区などで準公選制という、いわゆる間接の手段による準公選制を行った自治体もないわけではありません。

本来、アメリカの制度から導入された仕組みだと思うのでありますが、いわゆる地方自治の本旨に関することは、なるべく住民自治と団体自治の両輪のごとく調整された中でいわゆる自治体運営が行われるということが一番望ましいことでありますから、私どもも公選制の意味は非常に高かったというふうに評価できると思っております。

今日の制度が、いわゆる間接民主主義、いわゆる議会制民主主義を取っている建前がございますので、その仕組みの中で長が議会に諮って決定をすると。任命をすると、こういうことになっておりますので、その範囲でこれからも教育委員の任命はその手続によって行われるというふうに考えるべきだと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　現行の教育委員の選任の方法については、教育部長の説明がありましたように、法律に基づいて手続が取られております。団体の長、要するに市長が適当と思われる人を議会に諮って、議会の同意を得て任命すると、こういう方法ですね。市民の中から識見を有する者ということになっておりますから、相当の方々が識見を有するというのに該当する市民がおられるだろうと思います。議会の同意を得るという、それまでの段階でどういう人を議会に同意を得るべく提案するかと。その人を選ぶ際に、教育委員の選任に当たって広く市民の皆さんの参加の機会をやはりつくるということが大事ではないかと考えているわけであります。

日野市が行いました市民意識調査というものがございます。もう４年ぐらい前になりますか。この中で、市民の７割の方が市政の情報公開を求めているという回答を行って

おります。市政の情報をもっと知りたいと、こういう希望を持っておられる方が7割おられるというわけですね。これは逆を言えば、まだまだ情報の公開が十分ではないということも言えるわけであります。

そして、6割の市民が市政に参加したいという意識を持っておれらるという、この意識調査の結果が出ているのです。市民の6割が参加したいと言っているのですよ。教育委員とは限りませんよ。行政全般に対してのことなのでしょうから、特定の分野ということではないようでありますけれども、しかし、6割の方が行政に参加したい。そのうちの何割かが教育行政にも自分も参加してみたいと、こういうふうに思っておられる方がおられると思うのです。

広くそういう機会をつくるということが、私は公募もその一つではないかと思うわけでございます。そして、その公募に応じた方々の中から、市長が最も適任だと思われる方を議会に提案をするということになれば、法律的な手続は、私は十分その法に沿ったものになるということが言えるわけでございます。法の精神は、高い識見を有する人ということの規定があるだけで、どういう手続を経なければならないかといった細かい規定はないわけであります。まさにここが自治体の長の創意と、憲法に基づく地方自治の本旨に基づいた住民自治、団体自治の精神を発揮する場ではないかと。そういう分野ではないかと考えるわけでございます。

ぜひこうしたことなども、今後の教育委員の選任に当たっては検討の余地があると考えるわけでございます。市長の先ほどの答弁は、何となく規則を説明したというだけにとどまったのではないかと思いますので、もう一歩踏み込んで、今私が申し上げましたような見地は、全く考慮の余地がないということではないと私は考えているわけでありますので、再度市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私ども、いわゆる市民参加に関する条例という形式を取りたいと思って、いろいろ調査もいたしましたが、いわゆる市民参加の条例。情報公開条例は言うまでもなく、これはもう当然であるわけでありますが、「参加」という意味が、公開をしているということと相対関係があると思うわけでありますが、形式的に申しましても、特に委嘱ということを行いますと、やはりこれは組織の人にならざるを得ません。そして委嘱をするということは、また費用弁償を伴うということがあります。したがいまして、傍聴に参加していただく、発言の機会も提供する、そういうことはある程度可能でございますが、いわゆる市民参加ということで、フリーな形で審議会その他の

機関に名を連ねていただくことは非常に難しいということを感じた状況でございまして、なかなか条例に踏み切れなかったというのは、そういう内容であります。このため、大阪の箕面市が全国で初めて参加条例をつくったという新聞記事は読みましたので、ぜひ取り寄せて参考にさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

御指摘の教育委員会、教育委員の方を、これはいわゆる公募という形で名前を名乗っていただくということは可能だと思っておりますが、その集約はどういうふうにできるかということに、まだ戸惑うわけでありまして、不特定多数というわけにもまいりませんし、なかなかそのあたりに難しさが伴ってくるという状況があります。いわゆる公選というのは、これは制度に基づいて立候補していただいて、投票によって決定するということですから、公募とは、公募というのとはまた非常に意味が違います。

そういう意味で、なるべく民主主義に近い、直接民主主義に近い方法を絶えず模索していくという努力は必要だというふうに思っておりますけれども、果たして日野市程度のいわゆる団体自治の機関で、どこまでそういった市民参加の具体化ができるかと。情報を公開をして参加をしてください、あるいは傍聴してください、これはもう極めて容易なことですが、実質的な制度としての、同じ資格で委員会なり審議会なり、あるいは教育委員会を組織するということはかなり難しいわざだと。もっともっと我々も勉強をし、研究をする必要があると。このように今、お答えをせざるを得ない状況でございます。なお一層、ひとつ研究してみたいと思います。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今、市長からも答弁がございましたように、なお研究の余地はあるということは私も同感でございます。教育委員の公募を提案したからといって、即それを実施に移すということはできないでありましょう。さまざまな分野からの検討を経ることも必要かと思います。

しかし、私があえてこの問題を提起しておりますのは、先ほど申し上げましたように、市民の７割の方が市政の情報公開を求めているということ。そして６割の市民が参加したいという何らかのやはり自治意識を持っているという、この市民意識を私は大切にする必要があるのではないかと考えております。そして、市政のさまざまな分野に市民参加を促進させるということの中には、教育委員といえども、私はやはりそのことは門戸は開かれるべきではないかと思うわけでございます。今後なお検討を重ねられて、教育委員の公募などが一歩開かれますように強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　これをもって１の２、教育委員の公募についての質問を終わります。

一般質問２の１、子供を安心して産み育てられるように行政として万全の対策を！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（田原　茂君）　　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。板垣さんの質問が早く終わったものですから、ちょっと私、午後かと思っておりましたものですから、戸惑っているところでありますが、精一杯やっていきたいと思います。

日本の出生率は、皆様の御存じのとおり、近年顕著な低下傾向を示しておるわけであります。先進諸国の中でも特に目立ったものになっているわけであります。昭和40年以降の出生数の動向を見てみますと、第２次ベビーブームのピークだった昭和48年の209万人を山にだんだんと減少し、平成３年には122万人となってきているのであります。

女性が一生に産む子供の数、いわゆる出生率も減少、いわゆる減る傾向にあるわけであります。平成元年には1.57人、平成３年には1.53人、平成７年1.43人、そして現在では1.42人。さらに東京都下ではこれよりもさらに低くなっているという数値が出ているわけであります。このように史上最低となってきた、この出生率。これは現在の死亡率を前提にした場合に、人口の維持が可能な出生率2.08人を大きく下回っているわけであります。

出生率の低下と、それに伴う家庭や社会における子供数の低下傾向、すなわち少子化の動向とその影響が注目されているわけであります。厚生省の将来人口の予測を見ると、2011年ごろ１億3,044万人をピークに減少に向かい、2090年には9,300万人という規模になると言われております。出生率の仮定をより低く置いた推計では、なんと7,000万人にも下回る、このような予想もされているわけであります。

経済企画庁が全国の20歳以上の男女約2,400人を対象に行った国民生活選好度調査によると、少子化の影響について44％の人が国の活力が失われるのはよくないと答えているわけであります。

次に、少子化の理由としてはさまざまなものが考えられるわけでありますが、人口構造面では、結婚しないといういわゆる非婚化、あるいは晩婚化及び結婚している女性の出生率の低下が少子化に影響を与えると考えられているわけであります。非婚化、晩婚化を促す理由としては、男女人口のアンバランス、多様な楽しみの増加、単身生活の便利さの問題、女性の高学歴化、女性の職場進出等が考えられ、その背景として、都市化、

サービス化の社会の変化が指摘されているわけであります。

次に、結婚した女性の出生率の低下については、育児への精神的不安感の増大、子供の将来への不安、教育費の増大、仕事と家事、育児の両立の難しさ、住宅事情などが影響を与えていると言われているわけであります。国民生活選好度調査では、最近の出生率の低下原因として、男女平均では「子育て費用の負担が大きいから」が54.6%、「育児をする施設、制度が十分でないから」が51.2%を挙げる人が多かったとされております。女性では、施設、制度が不十分とする人はさらにふえ、56.7%にもなっており、子育て費用が家計に大きな負担になっていることや、女性の職場進出に伴って職業と育児の両立が難しい問題となっていることが伺われるというものでございます。

欧米諸国では、子育ての経済負担は上昇しているわけでありますが、子供を持つ家庭の負担を軽減するためのさまざまな育児支援などが法的に行われております。具体的には、子供を持つ家庭への家族児童手当、税金の控除、住宅手当といったさまざまな経済的支援のほか、子供を預けるための施設の整備や学校教育の充実、教育負担への配慮、両親の労働時間の短縮などが行われているそうであります。

スウェーデンにおいては、家族施策は子供を持つ家庭と持たない家庭の負担を等しくするための社会施策の一部として位置づけ、育児休暇制度や児童手当、通学前の子供を預かる仕組みなど、きめ細かな家族政策が発達していると言われております。落ち込んだ出生率も1990年には2.14人まで回復し、家族政策が一定の成果を上げていることが証明されたわけであります。

いずれにしても、最終的には、子供を産むか産まないかは各人の判断によるわけでありますが、子供を持ちたいけれども希望どおり持てないという現実を見るとき、子供を健やかに産み育てるよりよい環境づくりが必要になってくると思うのであります。そのために、第一には育児施設の整備、育児休業の定着、育児相談、情報サービスの充実など、出産育児に関する支援体制の整備が必要になってくることは言うまでもありません。さらに住宅問題や教育費負担の軽減を図る必要があるわけであります。

ところで、少子化の影響は、長期的には国内市場の成長鈍化の可能性があり、経済的活力が低下する恐れがあると指摘されているわけであります。日本の高齢化率が世界で初めて20%を超え、超高齢時代を迎えるのは2007年で、20.45%になると予想されておるわけであります。これがもっと早まる可能性もあると指摘をされているわけであります。高齢社会の到来と表裏一体をなす、この少子化問題については、高齢社会の対応とともに、今からしっかりとした対策を講じていかなければならないと考えます。もちろ

ん国や都が考えていかなければならない点も当然多々あるわけでありますが、まずとりあえず自治体としてできるところは何か、またしなければならない点は何かを考えていきたいと思うわけであります。

ところで、制定されてからことしでちょうど50年を迎える児童福祉法が、半世紀ぶりの改正がなされると報道されております。今国会に改正案が提案されるという報道がなされております。改正案の骨子としては、若干御紹介いたしますと、一つ、子供が入る保育所を市町村が決める措置制度を改めて、保護者が選択する仕組みにする。二つ目は、保護者の所得に応じた保育料負担方式を改め、コストに応じた年齢別の均一保育料とする。非行児童を対象とした教護院を児童自立支援施設に改称して、生活、学習、職業指導を一体的に行う施設に改めると。また、児童養護施設などに児童家庭支援センターを併設し、地域住民に相談援助サービスを提供する。また市町村は、放課後児童健全育成事業の利用促進に努める等々、大まかで７点ほどの骨子が固められているというふうに報道されているわけであります。

この中をちょっと詳しく見てみますと、例えば教護院という制度については、現行法では正規の学校教育を受けられない規定になっておりまして、学校との連携の阻害、児童への差別につながる恐れがあります。また、中学生にも多い不登校児童に対する情緒障害児短期治療施設も、現行法では小学生のみが対象で、社会の実態と合致していない現状があるわけであります。よって、これらの諸点については改善が期待されると思うわけであります。

さらに、児童相談所は施設入所などの措置に関して、都道府県に提出する報告書に保護者だけでなく児童の意向を追加することを求めるなど、児童の権利に配慮した内容にもなっている点も評価ができるのではないかと思っているわけであります。

また、先ほども申し述べた最後にありましたように、いわゆる学童クラブの位置づけというものを法律で初めて、放課後児童健全育成事業として初めて法律で位置づけをするということなどが評価できる点ではないかと思っているところでありますが、しかし、この中に２点ほど気になる点というか、危惧される点があるわけであります。２点ほど申し上げまして、担当部局のお考えなどを最初にまずお聞きをしていきたいと思っております。

１点目は、保護者の所得に応じて保育料を決めるという、いわゆるコストに応じた年齢別の均一保育料とすることがうたわれておるわけでありますが、これはある程度、中堅所得層に対する配慮というふうにも言われているわけでありますが、その裏腹に、逆

に低所得者層への負担増につながっていくことがないのかどうかということであります。

2点目は、子供が入る保育所を市町村が決めている現行のいわゆる措置制度を改めて、保護者が選択する仕組みにするということがうたわれておりますが、これは現行で希望者さえも全員保育園に入れないというような現状において、また施設に全く余裕がないような現状において、果たしてこのような保護者の選択制による保育入所が可能なのかどうか。かえって私は現場の混乱を引き起こすのではないかということを危惧いたすわけでありますが、まず初めに、この児童福祉法改正に伴う中での危惧される2点について、まず主管部長、担当課としてのお考えなどをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えをさせていただきます。

児童福祉法等の改正の件でございますが、3月に国会に提案されるという予定ということでございますけれども、現在、法案要綱が2月の末に都を通じて届いた状況でございまして、中身の細部にわたる説明等、ない状況でございます。そういう状況の中でお答えをさせていただきます。

まず、1点目の保育料の件でございますけれども、均一化という内容でございます。お尋ねの低所得者等の関係でございますけれども、負担能力に照らし、納付が困難である者等についてはその額を減額することができるという内容になってございます。

それから入所の仕組みでございますが、これにつきましては、現行の措置という行政処分から、利用者が保育所を選べるようにという改正内容でございますけれども、これには、お話にございましたように、受け入れの枠の拡大充実がございませんと、現在特に低年齢児の方は非常に待機児等も出ている状況でございますので、施設等の整備が十分でございませんと、法律改正がこのようにされても現状と変わらない状況が生まれるのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　田原茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。主管課としてもまだまだ法案の内容的な深いところまではつかみ切れていないというような状況であるという中でのお話でありましたが、減額措置も一応うたわれているということではありますが、かなりそういった意味では、最近の国の状況を見てみますと、かなり国保の関係でもきのういろいろ話が出ておりましたとおり、一般財源化とかいろいろな動きがある中で、これもやは

り一つのコストの負担増につなげていくというような、そういったものもちょっと見え隠れしているような感じもいたしますので、やはりこの辺の実態をさらにつかみながら、国への働きかけとか、場合によっては市としての対応なども今から考えていかなければならないのではないかというふうにも思っているところであります。

また措置制度についても、やはり現場を知らない国の役人が机上の理論で考えたことなのかなというようなことも考えますが、こんなことも踏まえて、現場としての部署としての御意見ということで、こういった点もしっかりと上の方に、国の方に、こういったことがもし現実に現場を知らない一つの動きとして行われてきているようであれば、しっかりと国の方へも市町村の対応として訴えていっていただきたいなということをお願いをいたしまして、今後のこの推移を見ていきたいなと。また場合によっては、その推移を見た中で、また取り上げさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

さて、日本労働組合総連合会の報告（1993年）では、働く母親の保育制度への要望として、保育料の負担が大きい、不公平であるとか、保育時間の延長、産休明け保育所の増加、入所時期の柔軟化等の要望。あるいは子供が軽い病気のときの保育などの意見が寄せられているというふうになっております。

また一方、無認可保育施設を利用する理由について、厚生省の児童関連サービス実態調査（1992年）においては、時間的な融通がきくから、また家に近い、または出産直後から預かってくれるとか、早朝、夜間等も利用できるとか、入所手続が簡単である、土曜・日祭日も利用できる、一時預かりもしてもらえるというような、このような点を挙げて無認可保育施設を利用しているのだということが挙げられていると。これは裏返して言えば、行政の対応というものがいかに硬直化している保育サービスであるかということを、また逆に物語っているというようなことにもなるわけでありますので、このような調査項目などを参考にしながら、以上７点にわたって市の現状の保育制度というか、保育のあり方をお聞きしていきたいと思っております。

まず１点目は、低年齢児保育の充実という観点であります。特にゼロ歳、１歳、２歳児保育についてであります。毎年この時期になりますと、お母様方から保育園に入れなかったというような行政への不信感をあらわにした苦情の電話が何本か入るわけであります。結局、保育園へ入れなかった、そのような方々は、月に４万円、５万円という高い料金を払って無認可保育園や、または保育ママ等へも預かってもらうとか、そういう策を取らざるを得ないわけでありますが、このような悪循環がずっと続いてきているわ

けであります。それも毎年80人から100人程度の、いわゆる保育園に入れないケースが続いているということであります。そろそろこの悪循環を断ち切らなければなりません。そういった意味での、このゼロ、１、２歳についての市の対応というものをどのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。

２点目は、延長保育の充実という観点でございます。これは、現状をまず教えてください。

３点目は、一時的保育の充実という観点であります。親の病気や家族介護で１週間から１カ月保育園に預けるという、この制度ですが、現状と今後の取り組みについて教えていただきたいと思います。

４点目は、乳幼児健康支援デイサービス事業についてであります。これは病気回復期の乳幼児の保育をする事業でありますが、これは現在、日野市では行われていないわけでありますが、たまたま日野市立総合病院の建て替えの時期が近づいているわけであります。このようなときに、この市立病院の中にそういった事業が行えるようにすることというか、市立病院を利用してのこのような事業を何か工夫してできないかどうかということをお聞きしたいと思います。

５点目は、学童保育の充実という観点であります。これについては２点ほどありまして、１点目は、第２土曜日の運営方法についてであります。第２土曜日は21の学童クラブが８カ所に集約されて運営をされているわけでありますが、中にはかなり遠くなっている子供がいるわけであります。親御さんからいたしますと、大変遠くなったということでの心配などが、よく私どもに寄せられてくるわけでありますが、具体的には５小区域の学童クラブ、さくら第２というのでしょうか。これが旭が丘の学童クラブへ行かざるを得ないと。また滝合小区域の学童クラブが、同じく旭が丘の学童クラブへ統合されているという、このような運営について、職員の週休２日制といういろいろなこともあって、こういう形の一つの策が取られているのでありましょうが、現状としては非常に、特にこういう遠いところから来るお子さんについての心配というのは、これはもうお母様方からすれば当然のことなのでありますので、主として現状の、特に遠い先ほどの２カ所についてどのようにお考えになっているのかということを、まず対応をお聞きしたいと思います。

また、学童クラブについての２点目ですが、現在、３年生まで預かっているわけですが、特に障害児については、やはり６年生ぐらいまで延長して見てもらえないかという声も多々聞いているわけであります。ちなみに町田では、平成８年度からでしょうか、

6年生まで受け入れるというような報道がなされておりますが、日野市としてこのような障害児についての受け入れの枠というか、対象者ですね。6年生まで延長するようなお考えはないのかどうか、この辺を教えていただきたいと。

6点目といたしましては、子育て相談ネットワークの充実という観点であります。現状と今後の取り組みについて教えていただきたいと思います。

最後の7点目は、乳幼児の医療費の助成の件でございます。都の事業によって、現在は3歳未満児まで医療費の助成がなされておるわけであります。もちろんゼロ歳児については、日野市は先行して行って、所得制限も設けていないという、こういう現状ではありますが、1歳、2歳については所得制限が導入されているということで、この所得制限というものですね。請願も出て可決をされているわけでありますが、この所得制限の撤廃ということについては、主管課として現在どういうふうなお考えを持っているのかをお聞かせいただきたい。

都合、大きい観点で7点の質問をさせていただきます。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。まず、1点目の低年齢児保育の充実でございます。認可保育園におきましては、現在御指摘のように低年齢児部分で待機が出ている状況でございまして、ここ2年ほどその傾向が強く出てございます。現状での対応といたしましては、平成6年から民間の保育所さんにも御協力をいただきまして、乳児枠で25名の枠の拡大を実施をしてまいりました。

もちろん、それだけで対応し切れるものではございませんので、今後の取り組みといたしましては、既存の施設での増改築で枠の拡大を図ると。また、現在1歳児園がございますけれども、その1歳児園でゼロ歳保育を可能な部分については取り組んでいかなければならないだろうと。それから老朽化しておる施設もございますので、また市立病院の建設の関連で公立保育園の建て替えも計画をされておりますので、そこも1歳児からの園でございますので、新設につきましてはゼロ歳からの園にしていく必要があろうというふうに考えております。

それから、民間保育所さんの方にも御協力をいただきまして、事業拡大等の取り組みがしていただけるかどうか、その辺も対応の一つであろうかというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の延長保育の現状ということでございます。延長保育につきましては、時間帯は、現行日野市で行われていますのは、朝7時から夜7時までという時間帯

の保育でございます。これは現在は民間保育所の４園で実施をお願いをしております。さらに平成９年度からは、朝７時半から夜７時までという時間帯にはなりますが、民間でもう１園取り組んでいただけるという状況でございます。そういう状況になっております。これにつきましては、父母からの延長保育の実施についての要望もいただいており、昨年アンケート調査等も市で実施をいたしたところでございます。そんな状況になってございます。

それから、３点目の緊急一時保育の件でございますけれども、緊急一時につきましては、平成７年４月から民間保育所の７園と公立５園で実施をしております。利用件数でございますけれども、平成７年度４件、それから平成８年度、現在まで同じく４件でございます。利用者実績が少ないわけでございますけれども、問い合わせ等につきましては、平成７年度16件ほどございました。中身が、制度が、定員の枠があるところでないとお受けできませんので、16件お話をいただいたという中には、相談がありましたけれども何とか間に合ったというものもございますし、中には定員の枠がいっぱいでございますのでお断りをするようなこともございます。これについては、定員との関係でもう少し、制度のといいますか、お預かりする仕組みをちょっと検討していく必要があろうかというふうに考えております。

それから４点目でございますけれども、病気回復期の保育でございますが、これは現在、日野市におきましては実施をしておりませんけれども、御質問の中には、市立病院の建て替えに絡んではどうなのかという御質問でございますが、建て替え計画の中で、私ども保育の所管といたしましては、もう１年ぐらい前になろうかと思いますけれども、何とか病後児、回復期の保育を実施するスペースを市立病院の中で、建て替えの中で組み入れていただけないかということでお話はしておりますけれども、病院そのもののスペースも余り余裕がないというようなことを聞いておりますので、ちょっと今回、市立病院の建て替えをする中での計画に入れるのはちょっと困難かなと。そんなふうな受けとめ方をしております。

それから、５番目の学童保育の件でございます。土曜日につきまして、その土曜日については通える子供が少ない傾向がございまして、それからお話にもありましたけれども、職員体制、週休２日制の導入等が絡みまして、職員の配置という問題もあり、現在21学童クラブがある中で、第２土曜日につきましては、それを８カ所の学童クラブで、いわゆる統合というのですか、合同の保育を実施しております状況です。

それで、これにつきまして保護者の方からも陳情もございました。それはそれぞれの

クラブで育成をするようにということでの陳情でございました。また具体的には、８カ所の開所になるということで、お話の中にありましたように、２学童クラブについては距離が遠くなる。かなり遠くなるといいますか、保護者のお話の中では１時間ほどもかかってしまうというような表現もございましたけれども、それは場所で申しますと、先ほどお話をいただきましたさくら第２学童クラブと滝合学童クラブでございます。これにつきましては、現在それぞれのクラブで第２土曜日も――それぞれと申しますのは、そのさくら第２学童と滝合学童クラブにつきましては、第２土曜日についてもおのおののクラブで開所できるように、今、調整をしておるところでございます。

それから、６点目の子育て相談の件でございます。子育て相談につきましては、現在３カ所で実施をしております。これは児童福祉課の中で本庁でやっておりますのと、おおくぼ保育園でやっております。それから児童館で１カ所、あさひがおか児童館で相談を実施しております。相談件数につきましては、平成７年事務報告にもございますけれども、595件とかなり多くの件数を取り扱っております。これはお１人で何件かという項目ごとの集計でございますので、人数ということではございませんけれども、件数としてはかなり多くなっております。取り扱い件数としましては、本庁が半数以上ということでございます。

相談事の今後の取り組みということでございますけれども、児童館、保育園、これらにつきましては、相談は日常業務ということでございますので、特にここで、先ほど申し上げましたおおくぼ保育園、あさひがおか児童館、これは看板を上げてといいますか、都の助成金もございますので、そういう中で若干の経費も必要になります。電話を引いたり、それから若干の臨時の職員の配置、それから備品等、そういったものをそろえておるわけでございますけれども、本来、保育園にしろ児童館にしろ相談事が本来業務でございますので、看板を上げていないわけですけれども、日常の業務として実施をしておるのは、内容としてはやっておるところでございます。相談場所として今後、今の２カ所のようにふやしていきたいということはございます。

それから最後に、乳幼児医療の医療費の助成の件でございますけれども、これは昭和48年からゼロ歳児が所得制限なく取り組んできておるわけでございますけれども、現在は１、２歳まで東京都が２分の１の助成を平成６年１月から制度化しておりますので、それによって実施をしてきておるわけでございます。

お話の中にありましたように、今までも議会の中での議論、あるいは請願等が出てきて、扱いとしては採択されているわけでございますので、私どもとしましても、所得制

限の撤廃につきましては、東京都の方にももちろん市長会を通して要請はしております。しかし、東京都の取り組みの制度でございますので、なかなか進んでいかないわけですけれども、市単独で制限の撤廃ということになりますと、財源的な問題がかなり多くございますので、すぐには取り組んでまいれない状況ですけれども、区部の方ではかなり制度が進んでございます。また、近隣市の中でも一部、１歳まで所得制限なしというふうに実施をした市もございます。それら各市の状況も踏まえながら、制度の充実に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　田原茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。１点だけ、学童クラブでの障害児の延長、これについてはまだだったと思うのですが……。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　大変失礼しました。学童クラブの中で障害児につきまして学年の延伸、６年生までの対応はどうかということでございますけれども、現在３年生までということで実施をし、その中では障害児の方も集団育成が可能な範囲で受け入れを実施をしているわけでございます。これをさらに延伸するということにつきましては、一つのクラブでの障害を持たれる方の数とか、それから人数とか、それから介助の問題であるとか、その障害の程度によっては施設の問題でありますとか、こういう問題がさらに延伸することによってさらに出てくるというふうに思われます。そういうことはございますけれども、要望としましては、障害のお子さんの親の就業の要件なしに扱ってほしいとか、それから学年延伸という、こういう要望もございますので、今後どういうふうに取り組んでいけるか、今後の課題ということで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　田原茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

この問題につきまして、私は実は平成４年の12月議会でもほとんど同趣旨の一般質問をさせていただきました。で、当時とほとんど内容的には変わらない答弁ということですね。１点だけ前進したのは、それは、私が平成４年の12月議会で同趣旨の質問をして、特にその中にも、いわゆる相談ネットワーク事業という、こういったものも、ちょうど東京都も事業として援助していこうというような時期ではあったものですから、こういったものを強くまた実施していっていただきたいということで、これは平成５年から事業

化されたということで、この点についてはかなり前進をしたということでございますが、そのほかについてはほとんど前進が見えないと、こんな状況でございます。

その点について、何点か再質問をさせていただきますが、まず１点目の、いわゆる低年齢児保育の充実という関係につきましては、先ほど答弁の中で、もちろん今のこういう時節柄ですから、職員はふやせられないと。こんな状況の中でやり繰り算段というのですか、いろいろな工夫をされて少しずつ伸ばしてきていると。こういうような意味では評価をさせていただきますけれども、現状からするとまだまだ遠いかなと、こんな状況でございます。

この中で、ちょっと先ほど答弁の中でありましたけれども、民間保育園においては25人の枠拡大ができたと、こんなようなお話もありました。当然、市としての取り組みも引き続きながら、創意工夫しながら、１人でも２人でもふやせられるような努力をしていっていただきたいことは要望させていただきますが、この民間で25人の拡大というのは結構大きな成果というか、期待が持てるなと。こんなことを強く思っているわけですが、この民間については、今後の拡大の予測というか、予定というか、また見通しというか、そんなものはあるのでしょうか。その点をちょっとお聞かせください。

まだ何点かやりますので、まとめてお願いいたします。２点目の延長保育の充実という観点ですが、現状のお話がありまして、民間では朝７時から夜７時までということで、４園プラス１園が実施されていますと、こんなお話があったわけですが、やはりこれも組合との関係もあるのでしょうけれども、やはり市としても取り組んでいかなければいけないと。中にはもう夜10時まで預かってくださいとか、多様な保育ニーズということに対しての対応ということでいろいろ打ち出されている中で、やはり市として、せめて７時ぐらいまではやっていっていただけないのかなと、こんなことをまた強く思うわけでありますが、この辺の市としての、朝７時から夜７時というふうな取り組みの具体的な進展というか、状況。先ほどちょっと検討ということでお話がありましたが、現在の検討状況をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

３点目の、いわゆる一時的保育の充実という観点でございます。これは現状行われていまして、平成７年、８年で４件、４件と、こんなお話がありました。16件の要望があったのですよと、こんなお話もあって、実は私の方にも苦情が届いていまして、結局いろいろ事情があって一時預かっていただきたいという要望をしたけれども、結局入れなかったということで、またかなりの苦情があったわけですが、いろいろ定数枠、定員の枠があるので、そう簡単には入れられないというのもわかるのですが、その仕組みを検討し

たいということでもありますので、この辺も１点目の低年齢児童の保育に関連していろいろ工夫されていかなければいけないのかなということで、努力を今後されるということですので、期待をしていきたいというふうに思いますけれども、これに関連して、ちょっと制度として、緊急一時保護とともに、非定型的保育というのですか。１週間から最長１カ月というような形の定型的なものでなくして、何か週に２、３回という柔軟的な対応をするような、こういう制度も国や都の援助事業の中に入っているというふうに聞いておりますが、市としてはこの辺についての取り組みはないのでしょうか。これについて教えてください。

４点目は、乳幼児支援デイサービスということで、市立病院ができるということで、市としての取り入れた中での工夫はできないかというような質問で、難しいと。確かに市立病院の今の設計ですと、かなり、社教センターも残っているし、非常に厳しいなというのはわかるのです。また難しいなと、こういう御答弁でありました。であれば、今の市立病院の建っているところに、やがて今度建て替えということで向こうへ行って、たまだいら保育園も建て替えになるわけですね。そのときに、このいわゆる病気の回復期の乳幼児ということですから、病院の中にできていれば一番いいのでしょうけれども、たまたますぐ隣接して病院ができていると。またそれに隣接して保育園も建て替えになるということですから、これは可能だと思うのです。要するに中にできなくても、これだけ接近していれば、たまだいら保育園の建て替えのときに、できれば子育て支援センターというものも一緒に建てられて、その中に総合的なそういった相談事業も含めた中でのもろもろの中に、病院との近接しているという条件をフルに生かしてこういったものを、要するに病気回復期の乳幼児の保育というものができないかどうかということについて、ちょっと再度、先のことになって恐縮ですけれども、主管課としてはその辺はどういうふうにお考えになるかということでお聞きしたいと思います。

５点目の学童保育の充実ということで、これは具体的には、私の方にもいろいろ要望があって、要望等の提出もあったということで、具体的にはこれは改善をしていくということの御答弁がありましたので、ぜひ確実に、お母様方の要望に沿った形でしっかりと実施していっていただきたいなということを要望させていただきます。

また、障害者についての枠というか、対象者拡大というか、５年生から６年生という延伸ですね。これについても検討ということでございましたので、現状、そういう方もいるということで、直接そちらの方に届いているかどうかわからないのですが、これは検討をしっかりとしていっていただきたいということで、答弁は結構です。

6点目の子育て相談ネットワークの充実ということでの3施設ですか。おおくぼ保育園とあさひがおか児童館、そして児童福祉課の庁内で行われていると。595件というのは、かなりやはり件数があるのだなということで、改めてこの事業の必要性というものを認識をさせていただいたわけでありますが、やはりこれは保育園が12園も公立であるわけでありますし、もっともっとフルに活用していただいた方がいいのではないかなと。

まして、この保育園にあるということ自体、余り知られていなかったというのがあるのです。本庁の方が半数以上、この相談の半数以上が本庁ですというお話もあったとおり、実はこの保育園の中でも、おおくぼ保育園とかで行われているということを、余りこれは知らなかったみたいですね。聞いてみると、広報等で初めて昨年から、おおくぼ保育園やあさひがおか児童館でやっていますよということを初めて、何か去年から広報に載せたということなのですね。事業はもう5年からスタートしているわけですが、そんな意味でのお母様方の要望があるにもかかわらず、保育園で行われていれば、身近にそういったことが相談できるわけでありますし、より細かなそういう相談ネットワークということで当然できるわけですから、看板を上げる上げないという話があったわけですけれども、確かに現状では看板を上げる上げないにかかわらず、相談があれば園長さんを初め先生方が対応されて、それなりに相談事業はされているのだと思うのですね。

ですから、そういう事業をされているのであれば、やはり看板をきちんと上げて、あとの11園についてもきちんとやっていただきたいなと。また児童館についても、あと4館がまだ看板を上げていないわけですね。児童館などはまさしくトータル的な意味でのこういう事業をする、事業内容としてはもう初めから入っていてもいいぐらいの、そういう施設ではないかなというふうにも思いますので、今後、いろいろな虐待だとか、いろいろなことが今言われている中ですから、こういった相談ネットワーク事業ということで、かなりこれは、そんなに職員がどうのこうのとか、枠がどうのということはないわけですから、これは一つの考え方として、私は十分対応が可能ではないかなというふうに思っておりますので、再度これ、看板を上げる上げないということがありましたけれども、具体的に10園とか、あとの11園の保育園、またあと4館の児童館、具体的にどういうふうな対応を今後取っていかれるのかということを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

最後の7番目ですが、乳幼児の医療費の助成について努力していきたいと、こういうようなお話でありました。先ほど部長さんの答弁にもありましたように、これはかなり区部なんかではもう進んでいるわけですね。単独事業として所得制限を撤廃していると

ころが、もう結構いっぱいありますね。27市中でもぼつぼつ始まっているわけです。多摩市なんかでも、あれは多摩市なんかでは所得制限の撤廃とともに、たしか年齢も引き上げているのではないでしょうか。その辺のところもちょっとまた調べていただきたいのですけれども、そんな意味で、近隣周辺、あるいは区部なんかでは、かなりこれは市単独事業として行われてきているという状況を見てみますと、これはいろいろ財源的にも厳しい中ですから、いろいろ大変かとは思うのですが、ひとつ、かなりこれは力を入れて努力をしていっていただきたいなということで、これはそういう強い要望ということでとどめさせていただいて、お願いをしておきたいと思います。

それでは、以上の再質問について御答弁をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　１点目の低年齢児保育の充実の中での、民間保育園の枠拡大の予定ということでございますけれども、具体的に年次をもってということは、今の段階ではまだございません。お話としては、構想というようなことで、事業拡大をという構想ではお伺いをしてございます。

それから２点目でございますけれども、公立での延長保育の具体的な状況でございますが、昨年の６月に初めて延長保育について職員と園長会等で協議を始めました。実際に延長保育を実施している公立保育園の視察、それから先ほど申し上げました公立保育園での延長にかかわる、関連する事項のアンケート調査、それらを行い、アンケートの中では約30％の方が延長を希望されているという結果が出ております。そういう中で、現在の状況の中では、約３分の１の方が延長を希望されるということでございますので、早期に取り組んでいくべきであろうということなわけですけれども、職員の方との話し合いといいますか、協議の中では、延長そのものについての是非と申しましょうか、取り組みの是非と言いましょうか。小さい子供に長時間保育をすることについて与える影響と言いますか、そういうことから、その辺の議論が最初は多くありました。そういうようなことを何度か繰り返してきて、当然、職員組合の方とも話し合いを持ってきておるわけでございますけれども、ここで職員組合の方では延長保育にかかわることについての組合としての問題点を抽出し、私どもの方に提出をするというようなことでございますので、そこからまたさらに議論を進めて、早い時期に実施ができるようにということで、さらに検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、緊急一時保育のところでの非定型的保育ということでございますが、これは一時保育の中の一つでございまして、先ほどお話がありましたように、週に１日とか

2日とか保育をしてほしいというようなケースでございますけれども、現状では、先ほど御説明を申し上げましたように、緊急一時が制度的に十分ではない状況でございますので、そちらの方を優先をして仕組みの検討といいますか、取り組みをいたしていきたいと思っておりまして、非定型的保育につきましてはその後にというふうに現在では考えております。

それから4点目の病気回復時の保育の件で、たまだいら保育園の建て替え新設の中で、その時期にそういった施設を考えられないかということでございますけれども、施設としましては、御質問の中にありますように、乳幼児健康支援デイサービス事業ということでございます。これにつきましては、実施する施設につきましては乳児院、病院、診療所に付設された施設ということでございます。しかし、規定的にはこうなってございますけれども、たまだいら保育園を新設予定しておりますところは元の病院のところということで、病院と近い距離になりますので、その辺につきましては、規定は先ほど申し上げましたようになっておりますけれども、何とか条件をクリアといいますか、そういうことが可能かというふうに思います。

そんな中で、先ほどお話がありました子供家庭支援センターをたまだいら保育園の新設に伴って併設をすると。こういう形になれば非常によろしいというふうに、理想的であるというふうに主管課としては考えます。その子供家庭支援センターと申しますのは、いろいろな育児事の相談でありますとか、今お話をいただいています病気の回復時の保育でありますとか、一時保育でありますとか、いろいろな子供の子育てに関する総合的な拠点というのですか、そういう施設でございますので、そういったものが併設をされれば非常に効果的だというふうに考えております。

それから次に、子育ての関係の相談でございますが、保育園、児童館、現在相談場所ということで実施をしていないところの今後の取り組みでございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、それほど相談開設に当たっては費用は要さないわけですけれども、しかし、電話の設置でありますとか、多少臨時の職員もつけるわけでございまして、現在やっておるところはですね。それを踏襲するようになるわけでございまして、あと面談での場合のテーブルセットといいますか、あるいは応接セットといいますか、そういうものも必要になるわけでございます。非常に厳しい財政状況の中でございますので、しかし、これからも一、二カ所ずつでもふやしていきたいというふうに考えております。これは相談を2カ所で、保育園、児童館1カ所ずつで始めた当時から拡大をしていくという構想でのことでございますので、今後とも拡大に向けて努力をし

てまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　田原茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。かなり再質問については前向きの御答弁ということで、評価させていただきたいと思っておりますが、１点目の低年齢児保育の充実ということで、民間との連携ということでの構想という段階だというようなお話もありましたが、しっかりとまた民間の方々との連携を強化していきながら、しっかりとまた１人でも２人でも枠をふやす努力を、さらに力強く行っていっていただきたいと思います。

２点目の延長保育の充実という観点につきまして、延長の是非というお話もされているというようなお話もありましたが、やはりこの点につきましてはそういう立場ではなくして、やはり保護者のというか、そういうことを要望されている利用者ニーズの考え方に立ってやっていかないと、これは本末転倒になるのではないかなということでの、これは指摘というか、考え方の指摘をさせていただいて、さらなる組合、また関係者との精力的な話し合いをしていただいて、１日も早く公立での延長保育というか、７時までの延長保育――特例保育というのでしょうか――を実現していただきたいということを強くお願いをさせていただきたいと思います。

３点目の一時保育の充実ということで、確かに非定型型というのは緊急一時保護が充実した中でできると、こういう順番ではあろうかと私も思います。そんな意味では、部長さんがおっしゃったとおりの、とりあえずまた緊急一時保護の、これもできれば工夫というのでしょうか、そういう中で、そういう要望をされる方は本当に緊急でもう困った方々、当然そうなのでありますから、そういった意味での対応をできる限りお願いをしたいなというふうに思います。

４点目の乳幼児健康支援デイサービスに関連しての子育て支援センターという、こういったものができればすべてクリアした中で、またある意味では子育て相談の中核的なセンターにもなるのだろうというふうにも思いますので、これに関連して、市立病院の建て替えと同時にたまだいら保育園の建て替えも行われるということで、一つの構想としてはいい一つの時期ではないかなと。また部長さんの御答弁でも、理想的な一つの形態であるというような御答弁もありました。非常にそういった意味では期待が持てるというか、また夢が描けるのかなというふうにも思います。いろいろ部長さんも大変でしょうけれども、４月にはある程度、市政の流れも変わるのではないかなというふうにも思っ

ております。部長さんのそういった一つの理想というものが、また大きく反映できる市政ができるのではないかなというふうにも私は強く思っておりますので、ぜひそういった部長さんの理想というものをしっかりまた貫いていっていただいて、理想的なものをまた構築していただきたいということを強く要望させていただきたいと思っております。

5点目については、先ほどの中で私の方でいいと言ったのですね。

6点目の子育て相談ネットワークということで、これもかなり前向きな、1カ所でも2カ所でも、徐々にこれは着実にふやしていきたいと、こういうような御答弁もありました。さらに御努力されて、お母様方が本当に身近でこういったものが、本当に近くにないと、やはり相談したくても、なかなか本庁まで行くというのは、本当に困っているのだったら行かなければいけないということもあるのでしょうけれども、やはり身近にあるということでの、きめ細かいそういう相談ネットワークというものをやはり実現していくためには、12園すべてが身近にそういったものを窓口として門戸を開いているという状況を1日も早くつくっていただきたいということを強く要望させていただきます。

それでは最後に、こういったものもろもろを合わせ、また今後の対策として、また構想として、部長さんがるる述べられたものを一つの構想としてまとめる意味において、国では当然、先ほど来ずっと述べてきたものは、全部これは国のエンゼルプランとしての事業なわけですね。すべてはある意味では国・都の援助事業でもあるわけですから、そういった意味では、いろいろな意味での財源の助成もあるわけでありますので、そういったものを踏まえて、国のエンゼルプランをもとに、子育て支援の総合的な指針となる日野市版エンゼルプランというようなものを、私は今こそやはりつくるべきではないかなというふうに思いますが、その点だけお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　エンゼルプランの日野版ということでございます。東京都におきましては、平成7年から今年度8年にかけまして、東京都の児童育成計画を策定中でございます。今年度完成するわけでございますので、東京都の計画がかなり市町村に影響するわけでございますので、それらを、都の児童育成計画を踏まえた中で、今後日野市の児童育成計画についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　田原茂君。

○12番（田原　茂君）　かなり前向きの御答弁というふうに評価させていただきます。これにつきましては、やはり担当部長お一人でなくして、やはり庁内にこの検討委員会

とか、子育て支援というのは本当に将来の人材育成、日野市における人材育成というか、これは「国家百年の大計」ともよく言われますが、いろいろな意味で非常に大事な事業だと思うのです。そんな意味で、ひとつ本庁の中でもそういった能力、英知を結集していただいた中で、検討委員会等もつくっていただく中で、このような一つの日野市としての日野市版エンゼルプランというものを、またしっかりとしたものをつくっていただきながら、着実にこの事業を進めていただきたいということを強く要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の１、子供を安心して産み育てられるように行政として万全の対策を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後０時14分　休憩

午後１時20分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の２、多摩平六丁目地域の抜本的な雨水浸水対策を早急に実施せよ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○12番（田原　茂君）　それでは、引き続きまして２点目の質問をさせていただきます。

残り時間ももうほとんど20分を切った状態でございますので、単刀直入にこれはもうお聞きするしかないということでお聞きしたいと。（「ゆっくりやれ」と呼ぶ者あり）そうですか。温かい御声援ありがとうございます。そんなことで、単刀直入にこれは質問させていただきたいと思っております。

言うまでもなく、この多摩平６丁目地域の抜本的な浸水対策ということで、当然主管課といたしましても、この問題というのはもう日野市の、ある意味では10年、20年かかっての大きな課題であったというふうに思います。それで、昭和56年当時でしょうか、日野市として初めてのシールド工法ということで、それこそ背丈が１メートル六、七十ぐらいある大きな管をあそこに抜本的な対策ということで、たしか入れたということを記憶しております。当時、私は市の職員で財政課にいまして、ちょうどそんな予算をつけた経験がありますので、よく覚えているわけでありますが、そんなことで、私が予算をつけたということがありまして、まあそれはどうでもいいのですが、そんなことで、そ

の前にも親水公園ということで市も対策を練った中で、かなりあれは失敗策ということで不評を買って、今でこそあそこの親水公園ということで、第５公園ですか。かなり肝入りで設置した公園ですが、かなり問題ありということで、ほとんど使われていないという状況で、やっと昭和56年に大きな黒川都市下水路というものができたということで、やれやれと思ったわけですが、その後いかんせん、雨が降って、また大洪水というか、大浸水という事態が繰り返されていると。直近の話で、本当に平成６年、７年ですか、２回続けてというか、２年続けてというか、各平成６年、７年と３回程度ずつ大きな浸水があったということが記憶に生々しいわけであります。

そんな意味で、あの辺の地域を通りますと本当に呼びとめられまして、どうにかしてくれと。どうなっているのだという、かなりの要望なり苦情なり、大変なこの地域での要望が強い地域だというふうに言えると思います。そんなことで、当然担当部課としても対策を練っておられるのでしょうが、やはりこれは単なる管を入れて云々という、そういう次元ではなくして、抜本的なもの。要するに水の流れがどうなっているのか。要するに市立病院の方からの水の流れとか、甲州街道の方からの水の流れ、これはもう私みたいな素人目で見たってわかるわけであります。

そんなことで、まず質問としては、その水の流れというものをどういうふうにというか、どこまで分析をされているのか。水の流れですね。あそこに集中してくる、特にあそこの多摩平６丁目の酒屋さんの近辺とか、非常に低くなっているところで毎回毎回大きな床上浸水ぐらいの大きな被害が出ているということでの対策と。２点について初めに質問します。水の流れ、あの辺に集中する水の流れをどういうふうに担当部課として把握をされているのか。２点目として、それに対する対策としてどういうふうな対策を今お考えであり、また実施されてきたのかと。この点、２点についてまず質問させていただきます。

○議長（土方尚功君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　それではお答えいたします。多摩平の６丁目地区の浸水につきましては、平成６年に３回、平成７年に３回ほどございました。

多摩平地区の排水区につきましては、甲州街道より日野自動車の方につきましては日野台排水区と申しまして、日野台の上の方に流れるような系統になっております。それから多摩平の５丁目、６丁目につきましては東豊田排水区と申しまして、黒川都市下水路を設置しました、その系統の方で流れていくというふうな形になってございます。それから多摩平３丁目、４丁目地区につきましては、豊田排水区と申しまして、現在、住

宅公団が当時整備しましたネグルミ幹線、これは管径1,100ほどの管でございますけれども、この管を使いまして浅川の方へ直接流出するような管の整備がされております。

現在、浸水する原因といたしまして、豊田排水区の方から非常に東豊田の排水区の方へ都道３・３・４号線等を伝わりまして第５小学校の周り、それから泉塚の交差点を通りまして、６丁目の一番低い小西酒店の前あたりに集中的に水が集まっていると。こういうような状況でございます。

それから甲州街道を伝わりまして、遠くは八王子の大和田の方、これは甲州街道がずっと八王子の方までつながっていますので、路面を通りまして、甲州街道をずっと日野の方に流れてきております。この水が、ちょうど日野自動車の前のところから豊田の方に入っていく、あのバス通り。この道を通りまして、やはり６丁目の方に流れ込んできていると。こういうような水の流れの現状であります。

平成７年に３回ほど、確かに浸水しました。一番大きな浸水は８月22日にありました。瞬間的には１時間当たり72ミリというとてつもない大きな集中豪雨でした。この結果、小西酒店前の道路で約50センチほど冠水しました。一部商店につきましては床下まで冠水したと、こういうような状況です。

それで、私どもといたしまして議会の方にお願いいたしまして、補正予算ということで、黒川都市下水路が小西酒店の前でとまっておりますので、それを甲州街道の方へ約120メートルほど延長いたしました。これは管径800ミリの管でございます。それと同時に集水枡。黒川都市下水路につきましては小西酒店の前が起点でございますので、管はほとんど余裕がございます。それで冠水するというのは、集水枡が非常に小さくて機能していないと。これは落ち葉、それからビニール、それから小さくて大量の水が飲み込めないと。こういうふうな状況がございますので、この集水枡の改良を、バス通り沿いの改良工事を行いました。

それと同時に、第５小学校の方からも流れてくる水がございます。それから第５小学校の西側の方にも、40年代に1,000ミリのバイパス管を設置してあります。そちらの方へも流れるような形で、交差点のところの改良を行っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。とりあえず応急処置として、平成７年12月でしたか、小西酒店さんのところの前を起点にして150メートルの800ミリの管を入れたということであります。

また、水の流れについてもそれなりに把握されてはいるわけですが、私の方でこれは指摘をさせていただきたいのは、住民の方もおっしゃるのですけれども、要するに黒川都市下水路に埋めた直径１メートル60センチ近くの大きな管を入れたということで、あれでかなりの水が当然、処置というか、排水できると、こういうふうな一般的な見方になっていたわけですけれども、実際にこの平成７年の大雨のときに見てみると、もうこのふたを開けて見てみますと、水がもうそれこそあふれ出ていると。こんな状況であったということを指摘をしているわけであります。また、担当の方にも来ていただいて、その現場を見ていただいたと、こんなこともおっしゃっておるわけであります。ですから、決してこれでむだとは私は申し上げません。決して、そういった意味では前向きの対応をされて、市としてもそれなりの一つの努力をされているということは評価いたしますが、この応急処置でやった工事以降、実は大きな雨が降っていないということで、この辺の実験証明がなかなかできていないということで、非常にちょっと言いにくい面もあるのですけれども、ただ、住民の周辺の方々が言うのには、これは決して抜本的な対策にはなりませんよと。焼け石に水とは言いませんけれども、このぐらいではほとんどもう効果がないのではないかと、こんなことをあの周辺の方々は異句同音におっしゃっているわけであります。

ですから当然、水の流れとしても、もう大きく分けて甲州街道の北の方からドーッと流れてくるものと、あと、いわゆる西というのですか、八王子方面の方から、西側の方からも、５小とか病院の方からもドッと流れてくるという、この大きな流れが重なって、低いところのあのちょうど酒店の周辺をドーッと、もう大きな洪水にさせてしまうという、この流れを抜本的にどういうふうに、じゃあ解決をしていくのかという意味での抜本策というものがまだまだ見えていないというところでの住民側のいら立ちと、また市に対する要望とともに、市の対策としてしっかり考えていただきたいということでの質問をさせていただいているわけであります。

そんな意味では、一つには、あそこのいわゆる日野宿方面から、甲州街道方面から流れてくる水をどういうふうに流れを変えるのかと。実はこの点につきましては、３年ぐらい前ですか、たまたまあそこの甲州街道の日野自工寄りのところの歩道をたまたま建設省が歩道を整備したということで、たまたまその歩道整備のときにかさ上げをしてしまったと。それまでは要するに甲州街道を通ってずっと日野駅方面に流れていく水があったと。それがドッと今度は、たまたま道路の日野自工寄りの歩道をかさ上げしたために、水がドッとそれから来るようになってしまったということを、一つには住民側の実際の

流れを見ていてそういうことを言っているわけですね。ですから、要するに甲州街道方面から流れてくる、北側から流れてくる水についての対策と、西側から流れてくる水の対策と、二通りの対策を練らなければ、これは抜本的な対策にはならないというふうに思うのです。

そういう意味では、日野自工寄りの対策としては、住民側もおっしゃって私も感じているのは、その歩道についてまた建設省に云々ということは、なかなかこれは難しいでしょう。ですから、これはひとつ、その甲州街道から流れてくる水があるのですが、大変申しわけない言い方ですが、日野自工の敷地内の水も、私はかなり流れてきていると思うのです。ですから、日野自工さんにもひとつ協力いただいて、その日野自工のちょうど豊陽興産の脇の出たところからちょうど出る水があるのですが、あの日野自工の出入口のところに広場が、多少の広場的な空間というか、あの辺のところに水がバーッとたまってドッと流れてくるというのは、もう通るたびに見えるわけです。その上では、ひとつ主管課として日野自工さん等に御協力を願う意味で、日野自工さんの方に要望として、何かきちんとした集水池または貯水池というような、そんなものをちょっと企業として協力していただけないかということを、きちんと私は要望をすべきではないかというふうに思うのです。それが１点の再質問。

あと２点目としては、いわゆる５小、日野市立総合病院関係から流れてくる水についての対策としては、やはり先ほどおっしゃったような豊田排水区計画というものがあるわけですね。これは区画整理との関係で一応は計画されていますが、区画整理との関係で、もう何年になるかわからないというのが現実ですから、これを待っていたらもうほとんど、今住んでいる方が、それこそもう亡くなってしまうという、もうよくなるころには自分たちは亡くなっているよなんていうことを平気で言うわけですが、そういう事態にならないためにも、しっかりと豊田排水区の関係をもっと区画整理と切り離して、市の区画整理事業ではなくて上下水道部の担当の仕事としてできないかどうかということですね。浸水対策としての事業として。そういったことについての見解を求めます。

○議長（土方尚功君）　　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　　お答えいたします。

まず１点目の日野自動車の方への申し出でございますけれども、平成７年の大雨のとき、日野自動車の方に一応申し入れたという経緯はございます。また、この件については、重ねて日野自動車さんの方へお願いに行きたいと思っております。

２点目の豊田排水区の豊田幹線の件でございます。豊田幹線につきましては、現在一

番最後の流出先、浅川に最終的に流出するわけでございますけれども、豊田排水樋管につきましては平成６年度で完成しております。それから豊田幹線の一部、これは吹上の陸橋のところでございます。吹上の陸橋のところにつきましては、道路築造とともに管を埋設してあります。この管が現在、下の２小のそばの都道でとまっております。その先につきましては、東豊田の組合施工の区画整理事業の事業区域内に入っております。これは新しい道路が決まりませんと、なかなかルートができないと。こんなことで、区画整理の方で道路を築造するときに合わせて整備、早急にやっていきたいと考えております。

それから、吹上よりも上の部分、特に多摩平関係につきましては、これは出発点が社会教育センターの前から豊田の駅前通りを通りまして、２中の角を曲がりまして、それから団地の中を抜けて下水の坂を下りていくと。吹上を通ってつながる、大踏切の方に来ると、こういうふうな経路になっております。これにつきましては、現在、多摩平建て替え計画がございます。その中で整備を図るように、公団の方にも要請してあります。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　田原茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。そうすると、その豊田排水区の関係、樋管もできたと。それで吹上の方の陸橋にも入れたということの説明で、樋管もできたわけですから、それにつなげる管をいかにやるかということで、組合施工の東豊田の区画整理の関係と団地の建て替えの関係ということでお話がありました。そうすると、今の段階ですと、平成何年ごろにそれは一応管が入る予定なのでしょうか。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　大変申しわけございません。年次計画まで、今のところまだできてございません。将来そういうふうなことで一部手をつけていると、この程度でございます。

それからもう一つつけ加えさせていただきます。都道３・３・４号線、これにつきまして、将来この地区につきましては東豊田の排水区の中に入ってございます。これにつきましても、現在、下水道事業につきましては汚水整備優先ということで事業を進めてきているわけでございますけれども、将来、雨の整備の中では、この都道３・３・４号線の下にも新たに管を埋設し、黒川都市下水路の方へつなげると。そういうふうな将来計画もございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　田原茂君。

○12番（田原　茂君）　年次計画すら、今、できていないという状況でありますので、非常に住民からすれば、もうどうなっているのでしょうかねと、こういうふうな思いに当然ならざるを得ないわけですね。そういうことで、本当に市としてあそこを抜本的に本当に浸水対策をやろうというのであれば、そういったことをしっかりと、今の組合施工との関係もあるのでしょうけれども、それをもっと力強く推進してほしいのですよね。今の段階では本当にもう年次計画すらないというので、住民側に私は説明できないですよ、そんなことでは。やはりもう一歩前進していただいて、一つの計画、一つの構想としての流れをつくっていただきたいのです。その中できちんと、この東豊田の区画整理との整合性もあるのでしょうけれども、その中で特にこの管については先行して入れるのだという意識をしっかり持って今後やっていっていただきたいということを強く要望して、この質問を終わります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これをもって２の２、多摩平六丁目地域の抜本的な雨水浸水対策を早急に実施せよ！の質問を終わります。

一般質問３の１、革新市政の発展ですこやかな子育てができるまちを――「措置制度」の廃止を目論む児童福祉法の改悪に反対しよう――の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（中谷好幸君）　革新市政の発展ですこやかな子育てができるまちを――「措置制度」の廃止を目論む児童福祉法の改悪に反対しよう――について質問をさせていただきます。先ほども同じテーマで質問されましたので、多少重複するところがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

中央児童福祉審議会基本問題部会が、児童福祉法等の一部を改正する法律案要綱を２月26日に答申しました。これを踏まえて、政府厚生省は３月10日あるいは11日には法改正案を国会に上程すると聞いています。今度の法改正の趣旨、内容について、先ほども答弁があったわけですけれども、改めて保育所に関する事項についてのみ、もう一度説明をしていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えをいたします。児童福祉法の一部を改正する法律案要綱でございますが、改正の趣旨といたしまして、少子化、夫婦共働きの家族の一般化、

家庭や地域の子育ての機能低下等、これらの見直しを行い、新しい時代にふさわしい質の高い子育て支援の制度を再構築するというような趣旨でございます。

保育所に関する部分といたしまして、まず入所の仕組みの部分がございます。これにつきましては、現行措置制度による入所の仕組みを、保育に欠ける乳幼児の保護者が市町村及び保育所が提供する保育に関する情報に基づき、希望する保育所を市町村に申し込み、これに応じて市町村は保育を行わなければならないものとするということでございます。

それから次に、保育所は地域の住民に対し、保育内容等に関する情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならないということでございます。

もう１点につきましては、保育料についてでございます。応能負担の保育料負担方式を、現行でございますが、これを改め、児童の年齢等に応じて定める額とすること。ただし、市町村は負担能力に照らし納付が困難である者等についてはその額を減額することができると。以上のような内容となっております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　先ほども指摘がありましたけれども、二つの問題点。一つは現行の措置制度を改めて、保護者の希望に応じて保育所を選択できるようにするという点。二つ目に、保育料を応能負担から年齢別の保育コストに応じた均一負担とすると。この２点が大きな問題だというふうに思います。

保育所の措置制度というのは、子供の保育を国と自治体が責任を負う仕組みであります。市町村は保育所に入れる、国は最低基準を設ける、費用の一定割合を国、都道府県、市町村が負担をする、これが基本だというふうに思うわけであります。この措置制度を外すということは、保育所のあり方を根本的に変える大きな改正であります。私は本来、保育を運営する市町村の意向や、あるいは保育園の経営者、何よりも国民の意見が十分聞き取られた上での改正でなければならないというふうに思います。また、このような改正は、果たして政府厚生省が保育の実態について本当に把握をしているのかと、大いに疑問であります。そこで、二つの点について質問したいと思います。

一つは、今回の児童福祉法改正に当たり、保育所を運営する市町村に対して意向についての聞き取り、あるいは保育の実態調査など行われたのかどうか。政府厚生省から市に対して事前に何か働きかけがあったのかということについて、明らかにしていただき

たいと思います。

それから、保育の措置制度を外して保護者の選択制にするということについては、先ほどの質疑でも、法が改正されても、実際には保育所を選べるようになるというようなことは、施設の充実、施設が実際に整わない限り、現状のような実際には入れないような状況では選択は不可能なのだという答弁がありましたけれども、もう少し具体的に質問したいと思います。

日野市の公立保育園のゼロ、１歳児――公立、民間も含めてですけれども、日野市内の保育園のゼロ、１歳児の乳児の入所枠に対して希望者がどの程度あり、未措置になっている件数はどの程度生まれているのかと。このことについて、２点質問したいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。

１点目の、児童福祉法等の改正に当たって国から調査等があったかどうかということでございますけれども、法改正に当たって、法改正を意識してと申しますか、そういう意味での市に対する調査はございませんでした。

それから２点目の、ゼロ歳、１歳児の入所の枠の状況でございます。平成８年の当初の状況でございますが、ゼロ歳につきましては、定員枠が現在19園で107名でございます。それで未措置、入所できずに待機をお願いしている数でございますけれども、33名でございました。１歳児の方は、定員枠が219名でございます。１歳の待機につきましては53名でございます。

なお、待機の中には、内容といたしまして、現在いずれかの園に入園しておりますけれども、他の園を、距離的な要件でありますとか、その他のことで他の園を希望すると。転園を希望するという数も含まれてございます。それが待機児、ゼロ、１歳で86名になりますけれども、その中で転園希望が13名ございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　厚生省、政府が進めようとする児童福祉法の改正のねらいが、実は選択制の導入というのは口実に過ぎないということがはっきりしたと思います。改正の目的は、現行の措置制度をなくすということにむしろあると言わざるを得ません。現行の制度でも保育所の入所というのは選択ができるようになっています。入所申請の際には第１希望、第２希望を書き入れるようになっているわけですけれども、実態は選

べるどころか、そもそも保育所の入所の枠が足りない、入れないのが実態であります。

児童福祉法の第24条は、「市町村は政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、保護者の労働または疾病などの事由により、その看護すべき乳児、幼児、または第39条第２項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する措置を取らなければならない」というふうに定められています。必要なのは、この第24条をなくすことではなくて、むしろこの法に基づいて措置制度を充実させることではないかというふうに思います。その意味で、改正のねらいは保育に対する公的責任を放棄するものと断ぜざるを得ません。

もう一つの改正点は、所得に応じた負担になっている保育料を年齢別に均一化するということでありますけれども、これも先ほども指摘があったところですけれども、低所得者層の保育料を大幅に引き上げるということになるということは間違いありません。これではパートなど低賃金で働く女性などは保育所に入所できなくなってしまうわけであります。要綱では確かに、負担能力に照らして納付が困難である者等についてはその額を減額することができるというふうに書いてあるわけですけれども、この書き方では例外的な場合であって、しかもこれは義務にはなっていないわけであります。

一番大きな問題は、幾ら選択ができるようにというふうに言っても、子供自身は保育所を選べないということであります。全国のどこの保育所であっても、親の所得がどんなに低くても、一定レベルの保育の質を確保する、一定レベルの質の保育を提供することができる。このことをナショナルミニマムとして保証するのが措置制度であります。児童福祉法の第２条は、「国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育てる責任を負う」と明記していますけれども、今度の改正はまさに児童福祉法の根本精神に逆行していると言わざるを得ません。このことを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

政府は1994年12月に、今後の子育て支援のための施策の基本方向、いわゆる「エンゼルプラン」と緊急保育対策５カ年事業を発表いたしました。1995年の厚生省児童家庭局長名の通知、『「特別保育事業の実施について」について』という通知によれば、多様な保育ニーズにこたえる特別保育事業として幾つかの項目を挙げて実施していくということをうたっています。その後、２年が経過するわけですけれども、日野市においてこれらの事業の展開がどういうふうになっているのか、説明をしていただきたいのですが、これも先ほどの質問と重なってしまいます。そこで、幾つかに絞って質問をしたいと思います。

一つは延長保育であります。先ほどの答弁で、日野市の公立保育園でも実施する方向で労働組合との調整が進められている、実施の方向で問題点などが整理されているというふうに答弁があったように受けとめました。早期実施を期待したいわけでありますけれども、この延長保育というのは、低年齢の子供を長時間にわたり保育することになるわけですから、ただ預かればよいというようなものではありません。良質な保育の条件を整えていく必要があると思うわけでありますけれども、どのような条件整備が必要と考えられているのかということについてお聞きしたいと思います。

二つ目に、乳児保育の拡充の問題であります。先ほどもゼロ、１歳児で70名余の未措置児が、待機児が生まれているという実態が明らかにされました。定員の枠が圧倒的に不足をしているわけであります。このことは、何もエンゼルプランができてからの問題ではなくて、以前から乳幼児の乳児枠の拡大は常に大きな課題となってきているわけであります。なぜ進まないのか、ネックは何なのかということについて、具体的に教えていただければと思います。

三つ目に、緊急一時保育についてであります。これも答弁の中では、措置が４件、申請は16件、あるいは申し込み、相談が16件に対して措置が４件というふうな報告がありました。しかも、この日野市の一時保育というのは１歳児以上の受け入れということで、ゼロ歳児は制度そのものがないわけであります。この問題について、改めてこういうことなのかと。枠をつくるということが問題になっているのではないかというふうに受けとめましたけれども、こういう認識でいいのかどうか、もう一度確認しておきたいと思います。

それから次に、在宅を含めた子育て支援の事業であります。先ほど子育て相談事業については実態が明らかにされました。もう一つ、地域の交流活動事業といいますか、地域活動事業というものがあると思いますけれども、これらの実態についても明らかにしていただければというふうに思います。

また、先ほどの質疑の中で、児童館や保育園というのは本来、看板を立てようが立てまいが、都の補助金があろうがなかろうが、本来のこういうふうな在宅を含めた子育てを支援していくという、あるいは相談を受けていくという業務を持っているというふうなことが言われたわけですけれども、なぜ本来の機能が十分に果たせないのか、ここら辺の問題についても明らかにしていただければと思います。

それから６番目に、これは質問が先ほどありませんでしたが、障害児保育の実態について、あるいは問題点について明らかにしていただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。

まず延長保育の条件整備でございますけれども、現在、公立において延長保育の実施を目指していろいろ検討協議をしているわけでございますけれども、その中で、延長の時間でございますけれども、制度的に夕方７時までという時間帯のもので検討をしております。制度の中では８時とか10時とかいう時間の区切りがございますけれども、先ほどもありましたけれども、子供に与える影響等を考慮いたしまして、まず７時の時点での検討でございます。良好な延長保育の条件といいますか、そういう中でも７時という時間帯の設定が適当であろうというような観点がございます。

それから、時間が長くなりますので、細かい話ですけれども、おやつも現行より余計に提供するわけでございますけれども、その辺につきましても、栄養等の問題を具体的に検討しておるわけでございます。

それから対象年齢につきましては、満１歳になった園児から受けていこうというような内容で検討をしてございます。

それから、時間が７時ということでございますので、現在の園の立地条件によりましては、遅くまで少数の職員が残るわけでございますので、施設の安全対策についての条件整備も必要であろうというようなことがございます。

そのようなことで検討しておりますが、一番問題といいますか、受ける職員対応でございますけれども、現在いろいろな状況の中で職員配置、正規職員をもっての配置というのが非常に難しい状況でございますので、現在の考えの中では、臨時あるいは嘱託の職員をもって、その延びた時間の、昼間の手薄になる時間帯については嘱託、臨時をもって対応していきたいと。もちろん延長になります延長部分につきましては、正規職員は必ず勤務のずれによって対応するわけでございますけれども、そのずれによる日中の手薄になる時間を臨時あるいは嘱託の職員で対応するというような、そのような内容で検討を進めておるところでございます。

それから２番目の、低年齢児枠の拡大に当たっての障害といいますか、問題点はということでございますけれども、低年齢児の入所希望がふえてきている状況が、平成７年、８年、これが顕著でございまして、平成６年まではそんなに多い数字ではございませんでした。そういう状況でございますので、ちょっと措置要求がふえてきている時点がさほどまだ経過をしていないというようなことが一つはございます。

それから、現実的には少子化の中で、新たに新しい園の建設等、そういった少子化の中での新たな取り組みということがございますけれども、現実的には先ほど来申し上げているとおり、平成７年、８年においては相当数の待機児を出しているわけでございますから、早急に手を打たなければならない状況でございますけれども、背景としてはそういうことでございまして、先ほど申しましたように、少しずつではありますけれども、民間保育所さんの方にも協力をいただいて、二、三年で25名の枠の拡大をしてまいりました。また、今後に向けても、既存の施設の増改築等で対応し、あるいは１歳園でのゼロ歳保育の対応とか、建て替え時のゼロ歳をつけるとか、それから認可ではございませんけれども、無認可の方での対応。現在、無認可保育室は88名の定員を持っておりますけれども、それと家庭福祉員さん、これが12名、都合100名の無認可さんの方でお願いしている定員がございます。これらの力をお借りしましてさらに充実を、現在、家庭福祉員につきましては、広報に掲載をいたしまして、お手伝いしていただける方を募集をしているような、そんな状況でございます。

それから３番目の緊急一時保育の件で、現在は１歳以上を対象としておりますけれども、ゼロ歳の枠についてはというお話でございますが、現在、公立の方でございますけれども、ゼロ歳の保育を実施しておらない園もございます。また、ゼロ歳を受けると、ゼロ歳園であってもゼロ歳を受けるということになりますと、緊急一時、もちろん緊急的、突発的でございますので、余り小さい――小さいといいますか、月齢の少ないお子さんを随時受け入れることがちょっと無理があろうかというようなことで、１歳からということで今まで実施してきたということだと思いますけれども、今後、先ほどお話しさせていただきましたけれども、緊急一時の受け入れの仕組みの検討の中でも、今のところ１歳からを対象に考えていきたいというふうに思っております。

それから、４番目の地域交流の関係でございますけれども、現在では公立、民間を含めまして15園で、いわゆる地域活動を実施をしております。その内容につきましては、地域の子供さん、在園児以外でございますけれども、その方に園でのいろいろな行事に参加をしてもらう機会をつくっていると。それから曜日を決めての園庭の開放。あるいはプールの開放を実施した園もございます。それから保育の体験入園といいますか、ごく短い、１日でございますけれども、保護者とともに園で１日を過ごすというような地域交流もございます。そのような形で地域での地域交流を実施をしているところでございます。

それから、障害児保育でございますけれども、現在の状況は、15名の障害のある園児

の保育を行っております。これには介助員がつくわけでございますけれども、現行では臨時職員の配置で行っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　特別保育事業ということで、幾つかの事業の進みぐあい、問題点などを明らかにしていただきました。

延長保育について、一番の大きな問題が職員対応だというふうに言われましたけれども、やはり人とお金の問題だというふうに思います。また、障害児保育について15名の措置がされているということであるわけですけれども、ここに制度そのものにもいろいろ問題があるように思いますので、２点、再質問をしたいと思います。

エンゼルプランに沿った保育の充実と児童福祉法の改正の間には大きな矛盾があるのではないかというふうに私は思います。法改正では、保育を選択できるようにという口実で措置制度を外すという方向が打ち出されているわけですけれども、本当に保育を選択できるだけのメニューをそろえようとするならば、むしろ措置制度そのものを充実させる必要があるということだというふうに思います。保育園の運営については超過負担の問題、それから国の低い職員配置の基準の問題、それから臨調行革以来の運営費補助、当初の10分の８から２分の１に削られている。この補助率の復元こそ、私はこれらの施策を進める上で一番重要なことではないかというふうに思うのですが、この点について見解を伺いたいと思います。

障害児保育については、保育制度の範囲では解決できない問題を含んでいるのではないかというふうにも思います。現行の、今、臨時職員で対応されているということで、これを正職員配置に改善をするとか、あるいは看護婦さんなどとの連携等々、体制の充実を進めるということが必要なのですけれども、例えば保育園に入る。非常に障害、発達のおくれを持っていて、集団保育が適しているというような判断のもとに保育所に入所を希望したとしても、そもそも保育に欠けるわけですから、在宅の障害者は入れないというような問題が制度的にあるわけですね。だから、親は仕事を見つけてでも保育所に入れていただきたいというような話もあるわけですけれども、それはそれで対応できるのですが、順位としては極めて低いということになって、なかなか保育所では対応できないというような問題もあるのではないかと思います。

で、これは保育園のそうした障害児対応を充実させるとともに、例えば「希望の家」のような通所施設、毎日通園を受け入れられるような施設ですね。そういうものをつく

ることが必要になっているのではないかというふうに思います。

この２点について質問したいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。

まず、エンゼルプランの内容と法改正との間での矛盾というような中から、法改正で先ほど申し上げましたように、施設整備がなされなければ現状と実態は余り変わってこないのではなかろうかというような中でのことでございますけれども、現実に整備、受け入れ枠が拡大しませんと、それの申請に基づく振り分けについては市町村で実施するようになるはずですので、そうなりますと、現行と余り変わらない実態が生まれてくるというようなことに感じておりますが、そんな中で、この現在置かれております少子化の中で、国の保育についての助成は、過去には補助率がもっとよかったわけでございまして、そういった少子化の現状をとらえて、我々現場の子育てに携わる者としましては、助成の方の改定といいますか、援助をさらにお願いをしたいという気持ちはございます。

それから、障害者保育の件でございますけれども、介助が正規職員であり、またそれぞれの園に看護婦の配置、これは望ましいわけでございますけれども、現在では職員の手当てにつきましては、まず優先順位でまいりますと、低年齢児の受け入れの枠の拡大の方がむしろ――むしろと申しますか、先になるのではないかなと、そんなふうに考えております。障害者保育の方が正職でなくていいというわけではございませんけれども、優先順位で申しますれば、そういうことになろうかというふうに感じております。

それから「希望の家」のお話がございましたけれども、就学前のこういった知的障害の方の施設が少のうございますので、確かに現行でも「希望の家」の定数枠が満ちているような状況でございますので、こういった施設がよりふえるといいますか、ふやしていけるといいますか、そういうことが望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　障害児保育については本当に重要な問題ですので、ぜひ具体化、施策化を進めてほしいというふうに思います。

先ほど子育て支援センターの構想などがありましたけれども、本当に子育てについて親身に相談をできて、病後や、あるいは障害児が受け入れられるような、そういうふうな本当にお助けマンといいますか、頼りになる、そういうふうな施策化というものが急がれているのではないかというふうに思います。

すべて人の問題、お金の問題というところにぶつかるわけですけれども、今年度の国の保育所措置予算は2,854億円。これは前年度比で4.9%増。緊急保育対策５カ年事業などで若干上積みがあるのだと思いますけれども、それでも絶対額でいいますと、1981年、15年前の水準にまだ達していない。それほどこの間、削られてきたと。行革でやられてきたということだと思うのです。これは絶対にこのこと抜きに、法律をちょっといじればメニューがふえるというような問題ではないということを、ぜひ私たち、国に対して物を言わなければならないというふうに思います。

東京都の保育のレベル、これは国のレベルから見て総体的に高い水準にあると言われています。例えばゼロ歳児保育の職員配置は、国基準が６対１に対して、東京都は３対１。１歳児も国基準６対１に対して５対１というふうになっています。いわゆる都加算があるわけであります。これは美濃部革新都政の12年間に実現した成果であります。それだけではなくて、ゼロ歳児の産休明け保育や障害児保育、保育時間延長、特例保育などの制度化も、革新都政が国に先駆けて実施したと。政府は真剣に少子化対策をやろうというのなら、美濃部革新都政が行ったような抜本的な政策を展開すべきではないでしょうか。本当の意味での国の政策転換が必要になっている。このことを前提に、幾つか質問したいと思います。

日野市の保育の配置基準ですけれども、一部、市の独自加算が行われておりますけれども、基本的には東京都の基準になっているようであります。もともと国の基準というのは最低限の基準であります。東京都の基準では、ゼロ歳、１歳児には上乗せされているわけですけれども、しかし、２歳児以上は基本的に国の基準と同じになっています。市民の多様な保育ニーズにこたえていくためには、正職員の増員や配置基準についてもさらにレベルアップの方向で見直しが必要になっている。市の独自でも配置基準を見直す考えはないかどうか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。職員配置の件でございますけれども、現在、東京都の基準に基づき、基本的に職員の配置を行っております。また、お話の中にありましたように、独自の加算といたしましては、ゼロ歳園には１名の保母が入る。それから規模による、ごく少ない規模の園もございますので、その地域によりましての地域の事情による加算。そういったことで市独自の加算、あるいは独自の臨時職員での補いもございます。各市の状況を見ますと、おおむね東京都の基準より若干、それぞれの手法でプラスをしているのが実態でございます。

2歳以上につきましては、国と同様でございますが、現在のところ職員配置について、保育の充実のために現行の配置を変更していくということは、現在の段階では非常に難しいだろうというふうに考えております。市の行政改革の中で、平成9年度におきましては、保育園の職員配置、用務員を除く保育園の職員配置について見直すという予定になっております。それらの中で全体の職員配置基準を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　私は3人の子供が市の保育園のお世話になったわけですけれども、もう育児というものがどういうことであったのか、既に記憶から遠ざかっています。で、保育とは何かということについて、改めて育児書なども読んでみたのですけれども、子供は信頼できる大人のもとで、そういう人間関係の中でこそ安心して育つことができるのだということを改めて思いました。

ゼロ歳児の食事の指導について、こういうことが書いてあります。ゆっくりとした気分で、食欲をそそるような言葉かけをし、みずから食べる行為に導いていくことが重要だと。それから吸う力を引き出す。かみかみごっくん、咀嚼することを覚える。味覚の広がりを大切にする。

排泄では、おむつを頻繁に取りかえてあげることで、赤ちゃんの快、不快の気持ちを育てる。おむつの交換により赤ちゃんの異常をつかむというふうに書いてあります。

要するに、子供を育てるということは手間暇をかけなければならないと。手間暇を惜しむことができない行為だということを改めて実感しました。

国基準では、ゼロ歳児6人に対して保母の配置は1人でありますから、両腕に赤ちゃんを抱いてミルクを飲ませれば、あとの4人は泣こうがわめこうが手がかけられないと。だから、国の基準というのは最低基準とさえも言えないと。本当に人間的な保育をやるという立場から言えば、むしろ東京都が3対1に加算しているのは当然だというふうに思うのです。

3歳児の保育には何が必要かと。同じ本なのですけれども、こういうふうに書いてあります。自分の身の周りのことは自分でやろうとする気持ちを丁寧に育てていく。自己主張を大切に受けとめ、友だちや保育者にも自分の思いをぶっつけ、友だちと仲良しになりたいという心にこたえて、かかわり方を丁寧に導いていくと。みんなでいることが楽しいと感じられる生活づくり。体を使ってみんなで遊ぶ楽しさを味わいながら共感関

係を広げていく。見立て、つもり遊び、ごっこ遊びを大切に育て、発展させていく。一人一人のイメージを大切にしながら、共通のイメージが持てるよう、生活体験を豊かにしていく。豊かな活動を通して、なぜ、どうしてと好奇心、探究心を旺盛にしながら因果関係を探っていけるようにし、しっかりと見る目、豊かに感ずる心を育てていく。何よりも３歳児は周りの子供たちとの関係をつくっていくとき、至るところで子供同士のぶつかり合いが予想される。お互いの思いやつもりをしっかりと聞き、丁寧にかかわらせながら、子供たちの内面の葛藤を通して自我を拡大させ、豊かに育ち合えるようにしていきたいと。こういうふうに書かれているわけです。一人一人を大切に、丁寧にということが何度も強調されています。

ところで、この３歳児の配置基準ですけれども、国・都・市、それぞれ20人に対して保母は１人であります。１歳下の２歳児は６対１の配置基準でありますから、１歳違うと保育の環境は全く違ってくるわけです。同じ３歳児といっても、成長の度合いは違うわけですから、20人の３歳児に対して保母が１人、こういう状態で果たして一人一人を大切に丁寧に導くことができるのかと。幾らプロといっても至難のわざであるということは、少し想像力を働かせればだれでも理解できることだと思います。２歳児の配置基準が６対１、３歳児になると配置基準は20対１。私は合理的な根拠が認められないというふうに思うのです。少なくとも、この３歳児については配置基準の改善が必要だと思うのですけれども、改めてそのことについて質問したいと思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。

２歳と３歳の間での受け持つ子供の数が極端にふえるということでございますが、合理的な根拠というお話がございましたけれども、合理的根拠ではないというふうに思いますけれども、一つには、３歳になりますと子供としての自立がかなりの部分ででき上がるといいますか、そういう年齢であるということが言われております。また、言葉も十分になり意思表示も可能になると。それから排泄等についても自分での処理が可能になる。こういうようなことが、３歳児の保母の配置数が園児20名に対して１名というような数であらわれているのではないかというふうに思いますけれども、保母、職員からいろいろな話を聞くわけでございますけれども、その中で、やはり職員配置のことでは、まずこの話が出るわけでございます。３歳児の20名の日ごろの保育は非常に難しいと。困難であるということでございますけれども、そういう中で、実態としましては、東京都の基準でも年齢ごとの配置以外に充実保母等の配置がございますので、そういった職

員を使っての、現状では３歳児クラス、20名近くおれば２名体制での、常時ではございませんけれども、そういうフォローをしているのが実態でございまして、20名を保育の質を落とさずに見ていけるかどうかというところには、必ずしも十分、もちろん十分であるとは言えないわけでございまして、先ほど申し上げましたように、職員配置の見直し、増員についての見直しは非常に難しい状況にあるわけでございますけれども、全体の見直しの中で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　充実保母のことも出されて、これについてはこれでまたいろいろな問題があって、きょうは質問しませんけれども、いずれにしても、ぜひ、福祉部長は児童課長もやっておられて、現場を知っておられると思いますけれども、よく中に入って、「三つ子の魂百まで」と言われますけれども、一番、大変重要な時期でありますから、ぜひ子供にとっての最善の利益という立場で研究をしていただきたいというふうに思います。

いろいろ保育の問題について質問させていただきましたけれども、最後の質問に移っていきたいと思います。

国、地方をあわせて400兆円を超える借金を抱えているということで、地方にとっても大変な財政危機で、今言われたように定数の問題などが大きなネックになっているというふうに思います。こんな中で、しかも高齢化、少子化という深刻な問題、対応が求められる問題が生まれているわけです。

私は、革新市政の24年間の歴史を振り返りますと、いろいろな困難を真正面から乗り越えてきた歴史であったというふうに言えるのではないかというふうに思っています。日野市には公立の保育園が12園、幼稚園が７園、学童クラブが21園あります。三多摩の中でも幼児教育、保育に対して公的責任をこれだけ明確にしている自治体は少ないだろうというふうに思うのです。これは、基礎は革新市政の誕生直後、人口急増で学校も足りない、幼稚園も足りない、保育園も足りない、足りない尽くしの状態。しかも当時、オイルショックという財政危機にぶつかる。そういう中で、革新市政が市民の要求に真正面からこたえて、そして進めてきた実績ではないかというふうに思います。

1980年代の臨調行革も、先ほど保育所の運営費については、国の予算が６割ぐらいまで減ってしまうというような大変な危機であったわけです。保育園だけではなくて、すべての福祉、教育が削られるというような試練を受けました。

で、日野市の中学校給食は、この1980年代に毎年１校ずつふやしていったわけです。センター方式とか民間委託だとかという安上がりの学校給食にという強力な行政指導と、マスコミを動員したキャンペーンの中で、国の言いなりになるのではなくて、子供の最善の利益を優先させて、自校直営方式、食堂方式の学校給食は実現し、今日では日野の給食こそ理想的と言われるようになっているわけです。

革新市政の24年間の実績というものは、いわば情勢が困難なときに、低きに流れるのではなくて、より質の高いものを求めて前進する中で築かれたもので、保育についても今日これまでにない困難を迎えているわけですけれども、私は、政府でさえもエンゼルプランというようにメニューだけは高いものを求め始めているわけですから、革新市政としてより高い施策の前進が求められているのではないかというふうに思います。

そこで、森田市長に最後に、革新市政は子育てや教育の要求にどのようにこたえてきたのか、どのようにこたえるべきか。24年間を振り返って、総括的な御答弁をいただければというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　余り高い次元の答弁はできないかもしれませんが、今回の行政報告というべき、事業とそれから予算計画というふうな資料に申し上げましたとおり、地方自治の本旨という、つまり憲法をなるべく正しく守って、そうして市民生活を、例えば憲法第20条に言われておりますごとく、健康で文化的な最低水準を維持すると。そうして、国は社会福祉、社会保障について最大限の努力をする必要があるということが示されておるとおりでありまして、我が国のいわゆる福祉制度を育てる一番の根拠は憲法第25条にあるというふうに考えてまいりました。

ちょうど人口急増期に当たりまして、都市形成というものは長い期間、１世紀も２世紀もかけて、そしていろいろな需要、供給のバランスがおのずから市民の英知と努力によってバランスが取れていくというのが普通であるわけでありますが、日野市は余りにも人口急増期という短い期間に社会変化の大きな改革を遂げなければならない、こういう立場があったわけでありまして、何よりも先に一番市民から求められたものが保育所であり、幼稚園であったということがあります。

また、その子供たちが育つにつれて、小学校の教室が足りない、あるいは中学校の数が足りないと。高等学校の地域での必要性に不足があるというようなことで、だんだんともうそれぞれに対応しながら、一応の住民要求にこたえる施策を一つ一つ重ねてきたということではなかっただろうかと思っております。

最近になりまして――最近というよりも、ここ数年来、同じ世紀の中で、また極端に言えば私自身の任期の中で、人口急増期、そしてその急増期に市民になられた方々が、また高齢化社会の第一歩を踏み出すと。一方また、幼児施設あるいは義務教育施設が不足だと言われたことに対応し終えた時期から、また少子化時代という思いがけない現象が始まってきたということを、これほど歴史の変化というものをまともに受けた自治体は少ないのではなかろうかというふうに思っております。市民の皆さんの運動と、それから議会の方々のいろいろな助言、指摘にこたえまして、一つ一つ何らかの解決を見たという経過ではございます。

特に、きょうはいわゆる児童福祉法に伴う子育てといいましょうか、子供の保育ということでいろいろ教えていただいているわけであります。特に、先ほど申しましたように人口急増期に市民がおいでになると、市内を回ってみて、足りないずくめであったと。市立病院もそうでありましょうが、保育園、幼稚園、これらを公立という形で開設、維持せざるを得なかったということが、また日野市の特色ということになるわけでありまして、公立保育園を12園、幼稚園を７園、それに加えて民間の保育園が６園、幼稚園が11園でしょうか。とにかくそういうことで住民要求に最小限の対応ができたということでございまして、社会の変化とともに、また新しい社会ニーズが生まれておるということに対して、より積極的に行政としての役割を果たさなければならないということが、また当面の課題になってくるわけであります。

美濃部革新都政という言い方も指摘されましたが、我々がいわゆる革新都政から教えられたものは、シビルミニマム。つまり健康で文化的な社会の最低水準ということの物の考え方を教えていただいたということをつくづく感じております。そのシビルミニマムが、まただんだんぼかされて、今日大きな変化、とりわけ本来の国の仕事、つまり保育も、それから高齢化対策も、機関委任事務という形で国の仕事のはずでありますが、それがだんだんまた地元に行革のこともあわせて押しつけられてくるという変化に直面をしておるわけであります。

御指摘は、今、伺ったとおりでございますから、いかに地方自治の本旨と、それからシビルミニマムのあり方を、しっかりとこれからも具体的に施策によって取り組むことにより、地方自治の可能性を最大限に主張していくと。あわせて市民に対しては実現をしていくということでなければならないということを教えていただいたという感じでおります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　いろいろこちらこそ教えていただきまして、ありがとうございました。

私、革新市政と幼児教育、保育の問題を考えるときに、もう一つ、日野市立幼児教育センターの存在というものが忘れられないというか、触れざるを得ないわけですね。

昭和62年、1987年に「まなざし」という幼児教育センターが出していたニュースのコピーを取ってきたのですけれども、この中で重松先生がこういう文章を書かれています。『「我が子にまさる宝あらめや」という古人の言葉を知らない人はないでしょう。しかし、その言葉の真意を知らない人が多過ぎるのではありませんか。この食い違いが現在の日本ではいよいよ激しくなっています。利口でかわいらしい子に仕立てて、これからの世の中で大事にされるようにしたいという程度で済ませている人々が多いのではありませんか。人類の生命を純粋な形で身に呈し、人間の尊さを開いていこうとしている幼児の営みを意識していない人たちが多いのです。幼児の尊さは理屈によってではなくて、ともに生き、その営みを真剣に探るときに理解できるのです。学問も地位もない人でも、人生を自分なりにまともに過ごしてきた人には幼児の尊さがとてもよくわかるのです。私たちは、幼児を尊ぶ人々の御心にこたえて、その幼児の尊さをいよいよはっきりさせ、それを一層高める仕事に挺身しようとしています。全国のほかの都市に類例のない独立した幼児教育センターを設けてくださった市民の幼児を尊ぶ御心にこたえなければならないと、日夜精進を続けております』。略しますが、こういうことを書かれています。

日野市の市立幼児教育センターというのは、野党の方々の理解が得られずに無残にもつぶされてしまいました。重松先生ももう故人となられましたけれども、しかし、重松先生のお言葉に示される精神は今も生きていると思いますし、これからも日野市の幼児教育、保育の中で本当に豊かに発展させなければならないものだというふうに思います。私は、健やかな子育てができる町を守るためにも、革新市政を何としても継承、発展させなければならない、そういうふうに思います。

質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって３の１、革新市政の発展ですこやかな子育てができるまちを――「措置制度」の廃止を目論む児童福祉法の改悪に反対しよう――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後２時47分　休憩

午後３時28分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の１、障害者施設の園生に対する市の対応について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（奥住日出男君）　それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、「障害者施設の園生に対する市の対応について問う」というテーマで質問したいと思います。

趣旨は、公設の施設に通所している園生に対する市の対応について、３項目に絞って何点か質問したいというふうに思います。

御承知のように、公設の障害者施設は福祉事業団に委託をされて運営をされておるわけでございますけれども、それのトップが森田市長ということでございますので、担当部に質問をしていきたいというふうに思います。

具体的に、まず１点目でございますけれども、公設の施設で、これは幾つかあるわけでございますけれども、交通費を支給されていないという施設がございます。ただ、施設の内容によって、いわゆる重度とか軽度、中度というような障害者の方が入所、通所しているわけでございますけれども、そういう施設の内容によって交通費を支給しないという規則はどこにもございません。そういうことで、１点目に交通費の支給についてお聞きをしたいというふうに思います。

公設の中のある施設では、園生が働いて得た工賃、これがすべて交通費に消えてしまう。あるいは工賃の倍以上の交通費を払って通所しているという園生もおります。すべての園生が市内の在住者であるということを考えますと、財政面の厳しさは理解できるとしても、働きがいがないというような現状は何としても改善すべきであるというふうに考えます。したがって、交通費を支給する方向で検討できないかどうか、見解をお伺いしたい。で、支給されていないこの施設につきましては、開設当時、森田市長がいずれ交通費は支給したいというような考え方をごあいさつの中で述べておったという、こういうことも聞いております。それが交通費の支給については１点目。

それから、交通費の関係で２点目につきましては、同じような公設の施設ではくちょ

う学園がございますけれども、ここでは障害者の障害の程度が重度ということもございますけれども、バスでもって園生を送迎しております。はくちょう学園の場合の送迎しているには、当然バスも必要だし、運転手もおります。したがって、これを交通費に換算すると園児１人当たりどのぐらいになるのか、これをお聞きしたいと。

それから３点目は、27市の中で府中市は支給しているというのは聞いておるのですけれども、他市の状況がどうなっておるのか、実態をお知らせいただきたい。市が補助金を出している民設のこういう施設についてはほとんどが交通費を支給しておりますので、ぜひ支給についてお願いしたいと、こういうことでございます。

それから、大きな質問の２点目としましては、園生に対する指導員の対応についてお伺いしたい。

御承知のように、福祉事業団に委託をされておるといっても、そこで働いている指導員の方は全部、労働条件は市の職員と全く同じでございます。賃金しかり、休暇しかり、こういうことであるわけでございますけれども、この指導員について何点かお聞きしたいのは、指導員を採用するとき、どのような点を考慮されて採用されているのか。事業団が採用するわけですから、どこまで担当部の方で把握されているかわかりませんけれども、少なくとも委託でございますから、その程度のことはわかっていると思いますので、それが１点目。

それから２点目は、指導員の果たすべき役割は何か。

それから３点目は、指導員の勤務評価はだれがどのようにされているのか。施設長がやるのか、あるいは違う人がやるのかどうかわかりませんけれども、そういう評価ですね。

それから担当部、いわゆる福祉部としては、園生が正常に指導されていると思っているかどうか。

それから５点目は、障害者の指導者層。現在、指導員が数名おりますけれども、それぞれ社会福祉の勉強をして、そういうところに入所して園生の面倒を見ていただいている。それはそれでいいのですけれども、障害者の指導者層についての考え方。私は、労働条件が市の職員と同じということ、これはそれでやむを得ないのかなと思いますけれども、少なくとも現状は非常に指導員と園生とのトラブルが絶えないというようなことを聞いております。したがって、パートでもいいですから、もっとベテラン。安い賃金で、経験を積んだ、そういう方もリタイアされた中でいっぱいおります。そういう方の採用も一つの道ではないのかなと。こんなことを考えまして、障害者の指導者層につい

ての考え方をお聞きしたいと、こんなふうに思います。

それから大きな質問の３点目でございますけれども、施設での行事のあり方。今、それぞれ障害者施設でもって、年に数回、いろいろと催し物が行われておるわけでございますけれども、このことについて何点かお聞きしたい。

それは、施設での行事はどのように企画、立案されているのかどうか。

２点目は、園生の気持ちを考えて行事が企画されているかどうか。いわゆる園生本位。ああいう障害者というのはなかなか精神的にも、いろいろな面で、肉体的にもハンデがございますから、そういうことをよく考えての企画、立案でなければいけないのですが、園生の気持ちを考えて本当に行事が企画されているのかどうか。

それから三つ目は、過去に、園生、いわゆる保護者も含めて、園生の心を傷めたことはなかったかどうか。行事について。

それから最後には、それぞれ施設でもって行事が実行されておりますけれども、この実施されている行事について、市の方としてはどれだけ把握し、承知しているのかですね。その辺をお聞きをしたいと思います。

大きく３点について、交通費の問題、指導員の問題、行事の問題を質問をするわけでございますけれども、少なくとも私が知る限りでは、ある施設では何か正常に運営されていないのではないか。本当に障害者の気持ちを思って、立場に立って運営されているのかどうか、大変疑問に感じております。こんなことも含めて、以上３点について御答弁を願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。

まず１点目の交通費にかかわる点でございますけれども、交通費の支給されていない施設につきましては、つばさ学園でのひばり学級が１カ所のみ、交通費が支給されていないという状況でございます。

また、その理由ということでございますが、ちょっと過去の経緯ということになりますけれども、入所につきましては措置でございますので、本人の負担、徴収金をいただいておりましたというのが正確でございましょうか。その徴収金でございますけれども、これが平成５年７月に基礎控除の改定がございまして、その基礎控除の額が上がりましたので、現在おられる園生については徴収金がゼロになってございます。過去には基礎控除が低かったために徴収金をいただいていた経緯がございます。いただいていた時代におきましては、交通費はその徴収金との差し引きといいますか、その中での徴収金を

減ずるといいますか、そういう形であったということでございます。そういう状況でございまして、したがいまして、現在では徴収金をいただいておりませんので、交通費にかかわるものについては考慮されていないというのが実態でございます。

それから、２番目のはくちょう学園の関係での交通費の関係でございますが、はくちょう学園につきましては、重度の知的障害者の通所更生施設でございますので、一般の交通機関を使っての通所が困難でございますので、バスによりまして送迎バスでの対応をしてございます。これには複数の介助員が添乗するわけでございますけれども、そういうことで、金額的に申しますと、平成８年度におきましては送迎バスの代金といたしまして1,026万円でございます。利用者17名でございますので、割り返しますと、１人当たり約60万円ということになります。

それから、交通費につきましての他市の状況はという御質問でございますが、いろいろな対応――いろいろなと申しますか、状況が異なりますので、例えば駅の近くにあった施設を遠くに移転したから交通費を支給するようになったとか、また、今、支給すべく財政当局に要望中でありますとか、そういうさまざまでございますけれども、おおむね支給している団体が多い状況でございます。

ここで、今後交通費の支給をどう考えるかということでございますけれども、日野市の施設のバランス、民間等への交通費の助成もございますので、そういったバランス。それから先ほど申し上げましたひばり学級での過去の経緯から申しまして、今後支給する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから次に、障害者施設の園生に対する市の対応という大きな２問目の、園生に対する指導員の対応ということでございますけれども、まず採用のことでございますが、お話のように事業団での直接の採用でございます。市の採用と同じような形態といいますか、形で実施をしておるわけでございます。一次試験といたしまして筆記試験を実施をしております。特に福祉専門分野での項目が強いわけでございますけれども、一次試験を筆記試験で実施し、二次試験につきましては面接でございます。ペーパーテストだけではわかり得ない人間性でありますとか、意欲の問題でありますとか、そういったことについて面接で把握をしているということでございます。

それから、指導員の果たす役割ということでございますが、園生に対しよりよい指導をしていくというのが最も基本的な事柄でございますけれども、具体的に申しますと、過去における学校あるいは他の施設、それから保護者の方、ケースワーカー等との関係を関係者から十分な情報を指導員が集めながら、個々の園生に対しまして適切な方向、

内容によっての指導が大切であるというふうに思います。また、それが大きな役割であるというふうに考えております。

それから、指導員の勤務評価のことでございますが、それぞれの施設の施設長が幾つかの項目にわたりまして評価をいたしております。それを本部に上げまして、本部の責任者、常務理事を最終の調整者といたしまして評価をしているわけでございまして、それによって全体的な、より円滑な指導運営の一助にしているということでございます。

それから、園生が正常に指導されているか、その辺をどう考えるかということでございますが、状況といたしましては、障害者の方について、その園、施設、それから家庭等における日常生活の状況を把握に努めておりまして、この情報をもとにして、園、指導員との連絡を取り合い、個々の園生に対する適正な指導を心がけているということでございますので、ケースによっては非常に困難な状況もあろうかと思いますけれども、基本的には正常に指導しているというふうに考えております。

それから次に、障害者の指導層についてのことでございますけれども、お話の中では指導者と園生の間でのトラブルが絶えないというようなお話がございましたけれども、その細かい状況についてはすべて承知はしておりませんけれども、中には、そういった性質の施設でございますので、非常に日ごろの対応が大変難しい面もございますので、トラブルもある場合もあるのかなというように考えられますけれども、すべて承知をしているという状況ではございません。

それから職員のことでございますが、臨時的な職員なんかの対応もできないのかということでございますけれども、その辺につきましては、今後、事業団の方とも協議をさせていただいて、検討してまいりたいというふうに思います。

それから次に、施設での行事の件でございますが、行事の企画、立案につきましては、授産施設で、一般事業所では雇用されることが困難な方を対象としておりますので、そういう中で生活の指導、作業指導を通して社会的に自立を促すことを目的としております。このような観点から、いろいろな行事の計画を立て、実施をしているわけでございます。

それから、行事の企画に当たっての園生の気持ちのことでございますが、行事の企画、立案に当たりましては、園生、保護者、それから協力者等の意見を参考にさせていただいて企画をしているということでございます。

次に、行事の関係で過去に園生並びに保護者の心を傷めたことがなかったかという御質問でございますが、この御質問をいただきまして思い当たるところといたしましては、

定例的な年間行事の中で、園生、保護者とも楽しみにしているような行事もありましたけれども、他の行事の実施状況や職員体制の問題がございまして、過去に一部中止をしなければならない状況がございました。そういった意味では、園生も楽しみにしていたことと思われますので、残念なことだというふうに思いますけれども、そのときは他の行事への参加なども考慮して対応はいたしましたけれども、定例的にやっている行事が中止になった例がございます。

それから、行事についての市の方での把握のことでございますけれども、細かい部分まではと思いますけれども、ちょっと私もまだ間もないもので、ある程度のところまでは、全体施設委託、運営委託でございますので、状況を把握していると思いますけれども、細部までについては把握しておらない状況かというふうに、今、感じております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。何点か再質問いたします。

まず１点目の交通費の支給。これは今後支給する方向で考えていくということで、大変結構なことであると思いますけれども、時期的にはどうなのですか。いつごろから支給する方向でいくのかどうか。もし今お答えできましたらお答えいただきたい。できなければ、後日で結構ですから、御報告をいただきたいというふうに思います。

それから、２番目の指導員の対応でございますけれども、今、部長はすべて承知していないけれども、正常に指導されているというふうに理解しているという、こういうお答えをいただきました。担当部長としては、そういう答弁が精一杯かなというふうに思いますけれども、実際いろいろなトラブルがあるのです。

部長、失礼ですけれども、この施設に行って、ふだんどんな形で園生が指導されているかどうか見たことがあるか、あるいは体験したことがあるか、後ほどお答えいただきたいというふうに思いますけれども、指導員が若いということはありますけれども、指導員は若さゆえに一生懸命やっていることもわかります。わかりますけれども、園生に対して非常にかわいそうな行動に出ている、こういうことがあるのですよ、実際に。私も数年ずっとそこの施設には、催し物があるときにお邪魔してきておるのですけれども、例えば園生が何か製品をつくる。こういうグラスならグラスをつくったときに、不良品になってしまった、失敗したというときに、本来ならば、本当に園生のことを考えているのであれば、その場で何か言うのではなくて後から、一生懸命やってもらったのだけれども、ちょっとできが悪かったねと。今度はこういうことを注意して頑張ろうねとか、

また新しいものをつくろうねとかというような指導になると思うのです。大勢の園生がいる前で、今つくったものを、つくったものをですよ。これをつぶしてしまう。こうやってギュッとめちゃくちゃにしてしまうそうですよ。粘土物なら粘土物をぐちゃぐちゃにして、これは使えないと。不良だと。これをやられたら、部長、もしそれをやられたらどうですか。腹が立つでしょう。健常者だってそんなことをやられたら、たまったものじゃないですよ。そういうことをやる指導員がいるのだそうですよ。園生の立場に立って指導は絶対にしていない。これは一つの事例です。

さらには、若干園生がミスをすると、もうあんたはあしたから来なくてもいいよと。荷物をまとめて玄関まで持っていって帰してしまうという、こういうことも起こっているのです。その園生はその後どうなったか。やめていかれた方もいます。登園を拒否した園生もいるのですよ。ですから、部長の御答弁で正常に指導されていると考えているということは当然わかりますけれども、実態はそういう状況にあります。

それで、私が質問しているのは、障害者の指導者層というのはどういう層の方が当たればいいのかなということなのです。部長の御答弁だと、今後事業団と協議して検討したいということですけれども、検討しなくても、それなりに福祉のことを勉強してきた方が指導者になって、年数を積んでいけば立派な指導者になります。それはそれでいいのです。ただ、例えばそういう指導員の定数がありまして、その方が常時いないのですね。100%の出勤率はないですから、だれかしら休暇を取っているということですよ。ということは、その指導員の方もお子さんがいらっしゃって子育てに追われている。理由があって、与えられた休暇は全部100%消化しましょうということでやられると思うのです。それはそれでいいのですけれども、権利は権利ですからいいのですけれども、そういう状況を考えますと、パートでもいいから、本当に園児のことをわかって園生のことを理解したベテランの方も採用してもいいのではないかなと。行革ではないのですけれども、やはりそういう賃金のこととか何かを考えれば、また違った園生に対する指導ができるのではないかなと。こんなことを考えましたので質問しているわけですけれども、今の部長が、事業団と今後協議していきたいということですから、それは結構です。ぜひ協議してください。そういうことも含めてですね。

それから、施設での行事のあり方。今、部長は大変重要なことをおっしゃられました。この施設の行事というのは何のためにやるのか、だれのためにやるのかというのがないのですね、今の御答弁だと。過去に園生あるいは保護者を含めて心を傷めたことはなかったですか、行事のことでということに対して、確かに残念だけれども、今までやってい

たことを廃止したケースがありますと。これは職員の対応の理由だというのですよ。職員の理由だけなのですよ。園生のことなんかちっとも考えていないのです。だから、だれのために何のためにやるのですか、これ。施設の行事というのは。多くの理事者の方は、多分その施設に行って、行事があるときに見学なり何かされていると思います。私も行ったときによくお目にかかりますから。そういうときの園生のはしゃぎ方、喜び方、そういうところを見ますと、職員の対応ができないから、職員の理由だけでもって廃止をするなんてとんでもないことだと思うのです。年に何回もないわけですよね、この行事は。例えばある小学校、中学校でもって、ことしはちょっと教員が忙しいから運動会中止と。体育祭中止と。文化祭中止というふうになったら、どうですか。生徒は何となく寂しくなるでしょう。同じことなのです。特にこういう施設の障害者というのは、非常にいろいろな面で神経質になるときがありますから、そういうことを考えますと、よほど慎重に企画なり立案をしていただかないと、勝手に職員だけの理由でもって、忙しいからやめたとか、大変だからやめたとか、こんなことは絶対にしていただきたくない。その件、もう一度お答えいただきたいというように思います。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　１点目の交通費にかかわる件でございますけれども、ここでいつからということはちょっと申しかねますので、事業団の方とも話し合いをさせていただきまして、後日お話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、指導員のことにかかわって、施設の方を私が見たことがあるかというようなことでございますけれども、過去に、もう随分前に何かのことで見たことがありますけれども、この今の職場に来てから、施設等をなるべく早く目で見るのが、一番いろいろな状況を把握するのがよろしいわけでございまして、ぜひ早く見たいとは思っておりましたけれども、現在のところ、まだ施設の方には行っておりませんので、これからいろいろな施設を見まして状況把握等をさせていただきたいというふうに思います。

それから、指導そのもののことで再質問をいただきましたが、その製作をされた物を、できの余りよくないといいますか、一生懸命つくったものをその場ですぐに壊すというような状況があるということでございますので、まさにそれはつくられた方の気持ちを非常に思わないといいますか、あってはならない状況というふうに考えますので、そういうようなことにつきましても、これからそういう状況が起こらないような形で指導させていただきたいというふうに思います。

それから、最後の行事のことでございますけれども、職員対応等のことで過去に行事

を中止をしたということを申し上げましたけれども、もちろんその行事につきましては園生並びにその保護者の方も、年に１度、年に２度の決まった、予定をされている行事があるわけでございますので、健常者より以上にそういう行事を楽しみにしていることかと思いますので、理由のいかんに問わずと申しましょうか、決められた行事等については、今後は実施できるようなことを考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

交通費の問題につきましては、支給する方向で考えたいと。早急に考えたいということでございますから、これは大いに期待をしますし、ぜひ実施をしていただきたい。やはり冒頭、部長の方から支給できない理由、しなかった理由がありましたけれども、少なくとも園生が働いて工賃をいただいて、それが喜びになるような、苦しみではなくて働きがいのある、私はそれが大事なことだと思うのです。金額ではないのですよ。ですから、何としても現状を改善をしていただきたい。すべてに言えることは、やはり園生本位でもって、園生の立場に立って運営をしていただきたいというふうに思います。

市長にお伺いします。福祉事業団の理事長として、今、私と部長とのやり取りを聞いていまして、どのようにお考えか。全体を通してで結構ですから、今のままでよいのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の大切な福祉行政の一環の中の障害者関係の方々の施設として、一番早いのがはくちょう学園。それからある程度制度的に設けましたものがつばさ学園。その中の、またひばり学級、やまばと学級というものがあるわけでありまして、今、御指摘を聞いて、我々の目の日ごろ行き届いていなかった点を指摘をされた感じで、全く汗顔の至りというふうに思っております。催しのある際に、私も１年に１回、２回訪れるわけでありますが、直接状況を調べて、御指摘にあるような目に余るようなことがあるとすれば、直ちに改善を図らなければならないというふうにお伺いをした次第でございます。

○議長（土方尚功君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。私の方からくれぐれもお願いしたいのは、こういう場でのやり取りをしていて、このことが園生に逆にプレッシャーとなって降りかかるようなことのないように、これはもうぜひお願いをしたい。もちろん保護

者も含めてですけれども、少なくとも、ただでさえ大変なお子様を抱えている、そういう御家族のことを考えれば、保護者の立場から言いますと、そういう施設に通所している。言い方は悪いかもしれませんけれども、世話になっているというような感じをお持ちの方もいらっしゃると思うのです。ですから言いたいことが言えない。こういうことでは、私は本当の教育はできないし、「福祉の日野」なんていうのはもう全く無に等しい、こんなふうに思います。少なくとも、もっともっと風通しがよくなるような、そんな施設に私は育てていただきたいというふうに思います。

年々、青少年の育成問題でもって低年齢化の傾向にある。どんどんどんどん、今まで高校だったのが中学、小学生、あるいは入学前というようなところまで、いろいろな非行の問題が大きな社会問題になってきております。健常者の学校でさえ登校拒否、あるいはいじめ、こういうものが頻繁に行われている。これも本当に表面化されているのは氷山の一角であって、何かこう公表したがらない、つぶしてしまう、こういう傾向に今あります。大変残念なことなのです。

我々も地域においてそういった、よく市長が言われる、家庭と学校があって、これからは地域の教育力というものを大変重要視しているということを常々言われておるわけでございますけれども、指導するにも育成するにも、そういう面が見えないとなかなか大変でありますし、ですから情報の連絡を密にしようということで、今、市内で小学校、中学校、いろいろな面で風通しをよくしようという運動をしておるのですけれども、特にこういう施設になりますと、なかなか表面化してこない。

こういう一つの、きょうは事例を申し上げながら質問をしたわけでございますけれども、何としても、きょう質問しました、こういったことを契機に、本当にそういう施設に入所してよかった、通所していてよかった。元気に朝、行ってまいりますというような形で家を出て、元気にただいまと帰ってこられるような、このことが親御さんにしてみれば大変うれしい限りであるわけですね。ですから、帰ってきたお子さんが泣きながら帰ってきたとか、帰ってきても口をきかないとか、何を聞いても返事をしないと。こういうことが起こっている現状を、市長も今おっしゃられたように、あるいは部長も、確かにまだ部長就任１カ月足らずではなかなか大変でしょうけれども、少なくとも担当部局では承知をしている方もいると思いますので、ぜひ今後、頻繁にとはお忙しいですから言いませんけれども、少なくとも、事業団と連絡を取るのも結構ですけれども、少なくとも直接そういう施設に出向いていただいて、現状を把握していただきたい。こういうことをお願い申し上げまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　　これをもって４の１、障害者施設の園生に対する市の対応について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

４時17分　散会

3月6日　木曜日　（第3日）

平成9年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第3号）

3月6日　木曜日　（第3日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
16番	天野輝男君	17番	奥住日出男君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	内田　勲君
22番	馬場繁夫君	23番	夏井明男君
24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
26番	旗野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬　隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

15番　土方尚功君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君
企画財政部参事	平井忠君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成9年3月6日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

10時17分　開議

○副議長（鈴木美奈子君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御強力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問５の１、３代（15年）にわたる自民党市政の実態と革新日野市政について！の通告質問者、米沢照男さんの質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　３代（15年）にわたる自民党市政の実態と革新日野市政について！の一般質問を行います。

みずからの体験を通じて当時を語れる議員は、私を初めとした共産党市議団と森田市長だけであります。24年前――1973年に森田革新市長の誕生によって革新日野市政がスタートいたしました。それまでの15年間は古谷太郎さん、有山崧さん、古谷栄さんの３代にわたって自民党直結の市政のもとで金権腐敗、大企業奉仕、市民要求なおざりの市民不在の行政が行われておりました。６期24年の長きにわたって革新市政が市民運動を背景に継承、発展してきたこともあって、今、自民党など反革新勢力は今度こそは自民党市政の復活を果たそうと日々精力的な運動を展開しております。私はこの機会に、３代15年にわたる自民党市政のもとでどういう行政が行われてきたか、そして、その後の革新市政のもとで「憲法を市政に生かそう」「緑と清流を取り戻そう」のスローガンを掲げて政治の方向がどう変わってきたのか、その点を明らかにしながら森田市長の見解を伺いたいと思います。

御承知のように、森田さんが市長に就任をして市政を担当することになった当時、小・中学校は48のプレハブ教室が立ち並ぶという状況でありました。京王電鉄の宅地造成では、わずか2,000万円の寄附で承認をする。その後すぐ学校建設が必要になったわけでありますけれども、用地の確保、校舎の建設、通学路の造成整備など森田市長の手で行われたことは御承知のとおりであります。そして市の面積の20％ももうけ本位の開発が行われ、緑と自然の破壊がどんどん進められていた、そういう状況でありました。

古谷太郎町長・市長そして有山崧市長、古谷栄市長による15年にわたる自民党市政の特徴点を何点かにまとめて振り返ってみたいと思いますが、一つは大企業奉仕の行政であります。平山台の工業団地は13万2,000平方メートルの農地を取りつぶして造成をさ

れました。市税や保留地処分金など、合わせて７億7,000万円の資金がこれに投入をされました。（「132万だよ」と呼ぶ者あり）そして大企業への奨励金が交付をされました。工場誘致条例が設けられ誘致された大企業、そして既存の大企業に対しても奨励金が交付されていたわけであります。そして、もうけ本位の乱開発が野放しにされ、緑と自然の破壊が激しく進められてまいりました。そして工場排水による日野市の３分の２の水田がカドミで汚染をされる、こういう状況もありましたし、煤煙、悪臭、騒音、振動など、市の公害対策は大企業の顔色をうかがい、権限がないという一点張りで大企業のかばい立てをすることが役目、そんな公害行政でありました。さらには工業用水のために地下水の大量くみ上げが行われ、そっくりそれが汚水として排水をされる。そのことが野放しをされ、ほとんど企業には負担をさせない。こんな状況でありました。当時、市民が使う地下水は一日２万1,000トンでありましたけれども、ある企業の場合、たった１社で一日４万5,000トンもの地下水がくみ上げられておりました。

さらには平山台の今の旭が丘にありますけれども、64ブロックと言われていたあの街区、工業団地として売却しようという密約が交わされていたことがありました。これは有山市長の時代になって、当時の森田喜美男議員が追及して明らかにされたわけでありますけれども、当時発行された、私どもが出したビラによりますと、ちょっと紹介してみたいと思いますけれども、平山台64街区の区画整理では古谷太郎自民党都議が市長時代に同地を工業用地にしようと住民の意向も聞かずに工業団地の関係者と密約を交わした事件がありました。故有山市長時代に森田喜美男市議が市議会でこの問題を取り上げ、土地を特定の個人や団体に処分するのは違法であると迫り、市議会各派の賛同も得て工業団地の設置を中断させ、住民とともに市営住宅など公共施設をつくれとの要求に沿って市営住宅や公園、第四中学校、身障者のための通所訓練施設、老人憩いの家等々さまざまな公共施設がここにつくられたわけであります。振り返って森田市長の市議当時の実績としてはこれが最大のものであろうと思います。その後の24年の革新市政のもとでさまざまな市民要求にこたえての施設、施策が講じられてきたことは御承知のとおりであります。

２点目の特徴点でありますけれども、非民主的な行政。当時、私どもはお代官のような行政というふうに批判をしてきたところでありますけれども、何点か実態を明らかにしておきたいと思います。例えば多摩平団地の下水道料金が、ある日突然に値上げが通告をされるということがありました。しかし、よくよく調べてみると、この下水道料金の値上げは条例に基づく告知がされていなかったということが明らかにされました。し

かし、当時の古谷市長は給料を差し押さえてでも下水道料金を徴収をするという強行策に出たために、当時の多摩平の住民は裁判に訴えて争ったわけでありますけれども、結局は違法な下水道料金の徴収であることが明らかになりました。結局、裁判所の仲介で和解ということになりましたけれども、事実上、市行政側の全面的な敗訴に終わったという事件がありました。昭和33年から40年にかけての長きにわたって行政と住民側との間で争われた裁判でありました。

2点目は、これも考えられないことでありますけれども、当時の町役場の職員組合に不当な支配介入が行われました。その職員組合の定期大会に私も招かれて出席していたわけでありますけれども、そこへ当時の古谷町長が乗り込んできて自治労の脱会、そして新しい組合の結成を呼びかけるという全く考えられないような不当介入が行われたために、当時の職員組合がつぶされて新しい御用組合ができた、こういう経過がありました。

3点目の非民主的な行政ですが、当時、行政協力員制度というのが設けられまして、自治会など役員を市の用務員として使う。あれこれの寄附や徴収その他、行政事務連絡等々、そういう自治会を行政側の下請け機関化する、こんなことも行われ、市民から大変強い反発を受けたことがありました。さらに、これは有山市長時代でありましたけれども、当時の第一小学校の校庭が一雨降るごとにぬかるみという状況で校庭整備が要求として求められていました。これに一銭も費用がかからないということで自衛隊を導入して校庭整備をやるというようなことがありました。多くの市民の抗議行動がありまして途中でやめたという経過がありましたけれども、こんなことが当時は自民党市政のもとで行われておりました。

3点目は金権腐敗の行政でありますけれども、……
……
……
……
……
……事の起こりは36年の3月、矢ノ山台地18万坪の買収計画に京王電鉄と日本住宅公団が競り合い、公団側の業者なる人物が古谷町長に50万円を渡し買収協力を依頼したものであります。これは後日、八王子検察審査会は、贈収賄は事実であり検察官に再捜査を行い、受託収賄罪をもって起訴することを相当とするという結論を出しておった事件であります。こんなことも当時行われました。

4点目の自民党市政の特徴点は、市民要求をなおざりにする冷たい行政であります。幾つか紹介したいと思いますけれども、一つは、各種公共料金の値上げが相次ぎました。保育料、国保料、水道料、学校給食費などの値上げが当時相次いだわけであります。2点目は市営住宅の建設は勤労者が多い日野市では大変強い、切実な要求でありましたけれども、1965年――昭和40年にこの建設が打ち切られました。以後、有山市長、古谷栄市長を通じて10年近く市営住宅の建設が打ち切られたままでありましたけれども、森田市長になってようやく1974年に高幡の市営住宅の建設で再開をされて今日に至っております。さらに1970年当時、中野篩絹労組中心にゼロ歳児保育を要求する署名運動が行われました。5,000を超す署名を付しての請願でありました。当然、市議会もその要求に沿って採択をしましたけれども、古谷栄市長は、経費がかかるという理由でこの要求に背を向けました。かわって何をやったかというと、保育ママ制度に肩がわりをさせました。幼児の死亡事故まで引き起こし、その当事者である保育ママさんが自殺に追いやられるというような事件までありました。冷たい保育行政が行われ、そして切実な要求がなおざりにされてきた一つの例でもありました。

そして当時、先ほども紹介しましたけれども、プレハブ教室の解消は当時の市政では重点施策として位置づけられておりましたけれども、小・中学校で48ものプレハブ教室が校庭に立ち並ぶ、とりわけ潤徳小学校は校庭いっぱいにプレハブ教室が立ち並び、校庭は全く使えない超マンモス校でありました。こういう状況で森田市長に引き継がれたわけでありますけれども、議会でも何回かこの問題、過去に取り上げましたけれども、森田市長が市政を担当するようになった4月、その1カ月前に南平の小学校の用地買収は仮契約まで進んでおりましたけれども、3月の時点でこれが破棄をされるということで一歩も先が見えない状況で市長に引き継がれました。潤徳小学校の超過密状態を解消するために南平小学校のまず用地の確保が求められたわけでありますけれども、当時の自民党議員は、森田市長革新市政に協力する地主は一人もいない。革新市政では学校は建たないと盛んに一般質問を通じてはやし立てるというようなことがありました。森田市長は当時の革新都政住宅局に乗り込んで、南平の駅の近くにあった約3,000坪の都有地を払い下げを受ける、こういうことに成功して、またたく間にそれが代替地として生かされて南平小学校の用地が確保されて学校が建設をされる。潤徳小学校の超過密のマンモス校の状態が解消されるということになりました。それ以後、小・中学校が計画的に建設が進められて、このプレハブ教室がまたたく間に解消されていったわけであります。

4点目の問題は、今振り返りますと'70年当時、立川基地への自衛隊の移駐が大きな問題になりました。多くの市民がこれに反対をする署名運動を展開しまして1万3,000人を超す署名を付して請願をいたしましたけれども、古谷栄市長は「私は自衛隊に反対する意思はない」こう公言して立川基地への自衛隊の移駐に賛成をする立場をとりました。平和と安全、航空機公害に悩まされる市民の要求に真っ向から挑戦をする態度をとったのが当時の市長でありました。

このように当時の15年にわたる自民党市政のもとで大企業奉仕の行政、非民主的な行政、金権腐敗の行政、市民要求をなおざりにする行政が続けられていたわけであります。

15年にわたる自民党町政・市政のもとで金権腐敗、大企業本位の行政が行われ、工業用水の地下水の大量くみ上げや公害が放置され、もうけ本位の乱開発による自然と緑の破壊が野放しにされてまいりました。お年寄りや母と子、障害者など社会的弱者への福祉がなおざりにされ、学校建設が人口急増に追いつかず、子供たちはすし詰めの教室で悲鳴を上げている状況でありました。保育園・幼稚園も足りませんでした。都市の基盤整備に不可欠な下水道事業に至っては計画すら存在していなかった状況にありました。24年前、森田市長先頭にスタートした革新日野市政は「憲法を市政に生かそう」「緑と清流を取り戻そう」のスローガンを掲げ、市民こそ主人公の民主的な行政を精力的に進めてまいりました。小・中学校や保育園・幼稚園、体育館などの建設、地元の野菜を取り入れた自校方式による学校給食、学校図書館への職員の配置、特別養護老人ホームの建設やひとり暮らしの老人への365日給食、障害者のための各種施設の建設や助成、下水道事業の計画的推進、緑地買収、緑地信託制度による緑地の保全、公園緑政課、水路清流課の設置による緑と清流のまちづくり、さらには新財源の確保では、法人市民税の適正課税によって20年間に75億7,000万円もの資金が確保され、さまざまな施策に生かされてきたことは御承知のとおりであります。

革新市政の施策の前進のあれこれについてはこれまでの議会でも何回か詳しく触れてまいりましたので、施策の具体的なあれこれについてはきょうは割愛をしたいと思います。

以上、15年にわたる自民党市政とその後の革新日野市政の前進、簡単に触れましたけれども、森田市長自身、自民党市政当時、議員を経験しました。そして24年間、文字どおり行政の長としてこれまで頑張ってこられました。みずから振り返って一言見解を伺っておきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の御趣旨に対して、長い間のことでもございますし、一々資料を持ち得ていないわけでありますが、ごく頭の中の一般的な過去の経過を振り返るという意味で、ある程度のお答えを申し上げたいということでございます。

戦後、いわゆる昭和30年代を経過して40年代にわたり、いわゆる人口の国内の大きな移動を伴う経済成長の経過があるわけでありまして、御承知のとおり昭和33年に当時の日野町、七生村、１町１村が合併をして今日の日野市形成の母体になっているということであります。そうしてその後、昭和38年には多摩平団地の開発によりまして人口が５万に到達をし市制施行が行われて、自来営々として自治体の発展とともに今日の日野市があるということであります。私はその間に、いわゆる昭和48年――1973年でございますので、ちょうど市制10周年のときから今日まで担当させていただいておるということであります。就任早々市制10周年を行うことになりまして、特に予算計上を背景とする事業計画はつくられてありませんでしたので、大あわてで近隣の自治体の責任者の方々に御招待を上げるなど行って旧庁舎で多分、旧庁舎あるいは第一小学校で10周年の市制記念日を行ったというふうに記憶をしております。

今の御質問はそれ以前の、つまり町政から市政にわたるころの多分第１期の市長を担当された古谷太郎市長、その後、後を継がれました有山崧市長、また３代目ということになりましょうか、古谷栄市長。この方々の自治体経営のもとにあったわけでありますが、私もまた図らずも御指摘の当時の平山台区画整理事業、とりわけ将来発展をすべき地域社会に工業団地の計画は悪くはないと思いますけれど、学校用地もその他の用地も何ひとつ公共用地が用意されてないということで、将来に対応できるはずがないということを当時区画整理の中で申し立てて、予定をされてありました工業団地に対する5.何ヘクタールの土地をぜひ市で確保して将来の公共用地として位置づけてほしいということを主張をして、思いがけず市議に推されて当選させていただいた経過があります。そのころの状況を余り私も正確に記憶しておるわけではありませんが、いわゆる日野市といたしましては、本当の人口急増期そして新しい経済成長あるいは政府の取った特に高度経済成長の背景のもとで人口の大移動が始まって地方からたくさんの、いわゆる中学生、高校生――金の卵と言われて特別仕立ての列車で都市に集まっておいでになる、こういう時期にちょうど当たったわけであります。今不思議に思っておりますのは、今日、ほんの先日、市内中学生の、つまり進学をしない子供さんを対象に激励会というのを行ったわけでありますが、その以前の施策といたしましては、地方から日野市の企業に就職をしてこられるその人たちの歓迎会であったという関係があったことを思い出した機会

でもありました。人口急増期ですから予期しないことがたくさんありまして、とりわけこういう言い方が適当かどうかはちょっと考えるわけでありますけれど、乱開発、自然破壊そして、言うなれば過去の歴史を無視をしたそういう人口を迎えるための宅地化に対してしっかりした定見を持たないで推移に任せたという感じがないわけではありません。

したがいまして、私が当時の市長に立候補しました大きな政策は、いわゆる基本的人権を守る、そういう背景から憲法を市政に生かそう、そして緑と清流を取り戻して将来に子孫に残せる立派な郷土をつくろうということを主張して、当時のいわゆる革新政党――社会党、共産党の推薦と公明党、民社党の支持をいただいて歴代保守の地域環境のもとに当選をさせていただき革新市政という当時の立場を強調しながら市民生活を守る、またまちの発展を守ることを最高の目標と定めて市政に携わさせていただいたということであります。それから、もちろん市の職員皆さんも時代の変化を十分理解をしながら私の目指します市政を大きく支えてくださったということであります。

具体的にはいろいろと御指摘もございましたが、そういう対照的な立場で日野市という地域社会が今日の状況を迎えている経過があるわけでありまして、比較して特に誇るとか、あるいは私らの行わせていただいております行政を過大な評価をするという気持ちは私自身にはないわけでありまして、成すべきことを淡々と行ってきたという感じでいるところであります。

その間一番困りましたのは学校用地が用意されてなかったということであります。団地はつくられても学校用地がない。具体的に申しますと、例えば今日のあれは三沢台小学校でしょうか、周辺に大きな団地造成があったわけでありますけれど、校地が用意されてありませんので、私はその開発企業の方々にどんな立派な宅地の宣伝も結構ですが、学校はないと書いてくださいというふうに主張して、とうとう学校校地を出していただくきっかけをつくって、それが今日の三沢台小学校であります。当時、第八小学校が非常に過密状態にあった。それを解決するためにはどうしても新しい小学校をつくらなければならなかった、こういう必然性が当時思い出されるわけであります。幼児施設のことは、きのう少しお答えをさせていただきました。幼稚園・保育園。人口急増にこたえて受け入れ施設がないものですから、やはり公営で公立幼稚園・公立保育園、これを今日の数によって民間経営の方と一緒に一応社会の要求にこたえることができた、こういう経過があったと思っております。

御指摘のとおり日野市には大手企業の進出が早くからございましたので、その大手企

業の方、不均一課税というのを条例の制定をし、またその不均一の課税も了解していただきまして、今日の分で75億と言われましたのは私自身計算したことがなかったものですから少々驚いたという感じでございます。それは今日も依然として継続をさせていただいておる、こういうこともありました。それから、当時の状況ですから、いわゆる環境行政というものが存在し得なかった。そこで開発指導要綱という条例にはなじまない形の、つまり指導要綱でひとつ開発についてはかくかくの内容を日野市の行政ではきちんと守ってください。ある程度のまた人口の増加に伴って経費も増嵩しますので、入居される方々に負担もしていただく。それがいわゆる公共負担金ということで今日もお願いをしている経過がございます。

個々の事柄でもっともっとお答えをすべきことがあるだろうと思いますけれど、私の振り返った思い出のその去来の中で問われれば具体的に話すこともできることはたくさんあるわけでありますが、ごく歴史的な経過という時間のとらえ方で考えます場合に、市民に対するいわゆる諸要求、なるべく市民運動とともに実現を図ってきたということ。それから、とりわけ平和問題――「核兵器廃絶・平和都市宣言の宣言」も歴史的のまた経過、背景の中で議会の全会一致の御了解のもとに日野市の大きな、何と申しますか、行政のスローガンとして貫いておる、貫かせていただいておる状況であります。これからもまた恐らく「憲法を市政に生かそう」あるいは「緑と清流を取り戻そう」というごく当たり前の地方自治の本旨の行政施策はどのような場合にせよ貫かれることに違いない、こんなふうにも期待をし、また考えておるわけでありまして、一層、地方自治のいわゆる本旨を職員自身も大きく学んで、そして今日の地方自治体における市民の参加あるいは、いわゆる地方自治の本旨と言われております住民自治、団体自治そうして財政自主権、それにすべての施策の目標は市民の基本的人権を守る、つまり福祉であるということを貫いていきたいというふうに願っておる次第であります。

少し具体的なことから不十分なお答えだと思いますけれど、時間のこともありますのでこの程度お答えをさせていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

24年振り返って一言で言えば、清潔、公正、民主の市民本位の行政が着実に実践をされ前進が図られてきたと確信しております。引き続きこの立場で行政が前進できるように期待をして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって５の１、３代（15年）にわたる自民党市政の

実態と革新日野市政について！の質問を終わります。

一般質問５の２、豊南橋の架橋計画促進についての通告質問者、米沢照男さんの質問を許します。

○30番（米沢照男君）　豊南橋の架橋計画の促進について質問をいたします。

12月議会ではちょっと時間切れということもあって確認すべきことが不十分でありましたので、再度今回取り上げさせていただきました。

12月議会での当局側の答弁は以下のとおりでありました。「平成４年度では豊南橋の概要書を策定した。橋の形式等の資格ができる資料を整えたということ。平成５年度では架橋位置周辺の現状を調査するための地形調査を行い、それが完了したということ。架橋位置について３カ所に絞って建設省と協議をしてきた。その後、建設省直轄の築堤護岸の改修工事がここ数カ年継続するということ。さらに都市計画道路事業に多大な時間と費用を要する。こういう理由で架橋計画が遅延している」こういう答弁でありました。つまり一つは、建設省の護岸工事が理由であります。もう一つは、都市計画道路事業、七生中学校通りの道路の拡幅整備の事業を指して言っていると思うんですけれども、多大な時間と費用を要する。この２点の理由で豊南橋の架橋計画がおくれている、こういう答弁をいただいたわけであります。

そこで質問したいわけでありますが、一つは、建設省の築堤護岸工事、これが数カ年継続する、そして都市計画道路の事業が同時に進行するという状況のもとで工事が遅延しているということが明らかにされたわけですが、そこで当面の取り組みはどういうことになるのか。諸条件に照らして今後の見通しはどういうことになるのか。このことをまず伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　今後の見通しでございますが、お答えを申し上げたいと思います。

今御質問にもございましたように、前回の12月の議会におきましては、ただいまのような御報告をさせていただきました。そこで架橋位置の周辺の浅川におきまして計画されておりますいろんな事業があるわけです。今もお話がありましたように具体的には建設省の護岸工事が現在まだ継続しておりますし、北側では市の施行の豊田南の区画整理それから下流におきましては一番橋の都市計画事業絡みの事業、それから、ことし９年度でも一部設計も始めますけれども、京王線の立体交差事業、これらが集中してございます。そこで、これら事業との調整が一番必要なんですけれども、いずれにいたしまし

ても実現に向けて努力をしたいということには変わっておりません。

ただ一番橋のかけかえ絡みですが、平成10年度から13年度にかけて事業を集中して行いたいという予定を立てております。そこで最近の財政状況、大分深刻な状況にございますし補助金の問題もございます。そこで、その他いろいろの機関との調整も進めなきゃいけないということで、やはり補助金を得られるということをひとつ主体にしながら事業を考えていきたいというふうに思っておりますので、時間的にはまだちょっとかかるかなという理解でお願いしたいと思います。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

一つは、三つの架橋位置が絞られてきたわけですが、その３カ所のうち、どこの位置に架橋するかがまだ結論が出ていないわけです。かなりの年数がたっているわけですが、もちろん護岸工事が関連してなかなか特定できないという事情もあるんでしょうけれども、その三つに絞られた架橋位置の決定はいつになるのかということが１点。

それから、今四つばかり周囲の状況が話されました。一つは建設省の護岸工事、二つには浅川南側の区画整理事業との関連、それから一番橋七生中通りの道路の拡幅や橋のかけかえ、あるいは京王線との立体交差の工事等々かなり大きな事業が予定されているということでありますけれども、それと並行して建設省との協議は進めていく必要があると思うんです。ちょっと時間がかかり過ぎるんではないかというふうに思うんですが、この３点に絞られた架橋位置の確定に向けての協議はどういう取り組みになるのかということが一つであります。

それから２点目は国や都からの補助金ですけれども、これをもっと精力的に折衝していく必要があるんではないかと思います。最近、国会議員団を通じて建設省の資料を取り寄せてみました。いろいろ建設省でも歩行者空間等の整備あるいは高齢者・障害者等にやさしい生活空間の形成だとか、歩く道づくりを通じた健康福祉活動の支援、地域の魅力づくりの推進、交流・触れ合いの架橋整備事業等々、日野市でこれから計画をする、いわゆる豊南橋の架橋計画にも当然この国の事業でも補助金がその対象になるというふうに思うんですが、それとのかかわりで東京都も当然補助の対象になるんではないかというふうに私は思うんですが、その辺については主管課として、どのように受けとめておられるのか伺いたいと思います。

以上２点伺います。

○副議長（鈴木美奈子君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　一つ目の再質問の関係でございますが、確かに測量いたしまして位置的な、いわゆる現在の地形的なものについては図面ができているという状況でございます。ただ、橋につきましては、橋そのものにつきましては具体的なところまでまだいっていません。御存じのように周辺を見ますと樋管がもう既にありまして、それからまた川そのものが非常に曲がっているということで、橋の位置としては河川管理者から見ますと好ましい位置ではないということはだれが見てもそういうふうに見えるわけです。そこで３カ所の位置を確定するには、やはりいま少し橋そのものの具体的な年次計画、いわゆるそういうものをつくりまして建設省の方と協議いたしませんと土俵に乗ってもらえないというのが建設省のいつもの対応でございます。したがいまして、これから前へ進めるにいたしましては、その辺のところを少し、前へ進めたものをつくっていきませんと位置そのものは決定できないんではないかというふうに考えております。

それから二つ目の補助金絡みの関係でございますけれども、確かに国ではウオーキングトレイル事業というふうなことを言っているようですけれども、歩くことを通じまして健康あるいは福祉活動を支援するんだ、そして魅力ある道路づくりをするんだということなんですが、歩行者専用的な道路だということで、平成６年度から国民の希望に沿ったそういう事業を始めているようです。

東京都下ではまだそういう事業はしていませんけれども、全国的には50カ所ばかり施行地もある、あるいは実施しているというような情報も今議員さんのお話の中でもありましたけれども、そういうのもあるようです。こういうものですと確かに補助金のいただける可能性もあるということなんですが、非常に条件がいろいろあるようでして、補助金を得て豊南橋をつくるということと、それから周辺のそれに接続していく歩行者の専用的な道路というものが一体となりませんとこういう事業に対応できないということもあるようです。情報もまだ細かいところまで得ておりませんけれども、いずれにいたしましても財政的な面も含めまして補助事業として成り立つように、あるいは今のお話のようなウオーキングトレイルという事業になじむかどうか、ちょっと研究しながらひとつやってみたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　市長にちょっとお伺いしますが、今の質問と同じ質問ですけれども、橋の位置の確定、これは今の答弁があったようにいろいろすぐに決められない事情があるようであります。この三つの位置が絞られて建設省と協議が進められ、その間に護岸工事が行われるとか、あるいは一番橋七生中通りの道路の拡幅整備の問題、豊田

南口の区画整理事業のかかわり等々あれこれが同時進行で進められてきたということから、なかなか協議が整わないという条件があります。それだけに意欲的な取り組みが必要ではないか。それから補助金についても国や都の折衝も精力的に進めていく必要があるというふうに私は思います。これまでの経過の延長線上ではかなり先になってしまうように私は感じます。積極的に乗り込んで条件を引き出すといいますか、条件を整えるということがなければちょっと暗礁に乗り上げたような印象を受けます。市長として12月議会でも積極的な答弁をいただいたわけでありますけれども、もう一度改めて市長の取り組み、今後の取り組みについてのお答えをいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　仮称豊南橋、イメージといたしましては浅川計画の中の一つの施策でありますし、また中央線・豊田駅、京王線・南平駅、両線の一番近い関係にありますので、市内の市内交通の足並みといたしましては交通というよりもむしろ市民生活そして、もう数年前使った言葉でございますが、モール街の形成、つまり散歩をしながら買い物や楽しみのできる、そういう通りと申しますか、そういう考え方で豊南橋はイメージをしたという経過がございます。確かに御指摘のとおり、浅川南側部分の護岸工事が行われたわけでありますが、まだ高さが必ずしも決定していないとか、したがって完成してない。位置につきましては平山橋下流また一番橋上流、その中間地点ということで適当だろうというふうには考えておりますが、たまたま浅川の北側、つまり豊田南区画整理事業の施行中でもございます。大きな公園が予定されておりますので、その公園に接する部分から架橋の位置がおのずから見通せるのではなかろうか、決まってくるのではなかろうか、こんなふうに考えております。

御指摘のとおり意気込んで取り組みを進めました当時からいろいろな事情があって、とりわけ建設省側の御指導のことがあって延引しているという現状でございます。私は主管課には現地に絵をかいて看板を出せというふうにすら言ったぐらいでありますが、そういうことをひとつ市民みんなに夢としてその現実を見守っていただくということが大切だろうというふうに思っております。私自身も積極的に河川工事事務所あるいは建設省にも伺って促進の手順を踏んでいきたい、こんなように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　最後に意見を述べて終わりたいと思います。

12月議会の一般質問でも私は強調しましたけれども、水と緑のネットワークということで、既に市の広報を通じてそのかなめとなる豊南橋の架橋計画についてはお知らせが

市民に届いております。今、答弁にはありましたけれども、豊田の南口のモール街そして豊田の第一公園を経て豊南橋、さらに浅川の右岸堤防を通じて京王線の南平の駅そして南平の丘陵公園、最近になって「鳥と緑の国際センター」のオープンが報道されております。近い将来、多摩動物公園の南平門の開設や、あるいは多摩テック方面への多摩動物公園のフェンスに沿ってのハイキングコース等、市民の散策路としての構想が立てられております。その中心になるのがこの豊南橋の架橋計画でもあります。これまで24年にわたって営々として取り組まれてきた緑と清流のまちづくり、これは全市民の多くの期待がかけられた事業でもあります。当面する諸課題について積極的に取り組んで一歩でも二歩でも完成に向けて前進をしていただくようにお願いをして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって５の２、豊南橋の架橋計画促進についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時23分　休憩

午後１時04分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の１、平成９年度予算のあり方についてこんな時期だから若い職員のアイディアーとベテラン職員の経験を活かした予算を組むべきである（但し度がすぎると毒になる）の通告質問者、内田　勲さんの質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（内田　勲君）　それでは議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

本題に入る前に企画財政部長にまずお尋ねをいたします。

毎年、今３月議会を前にしまして各会派には市長出席のもとに予算説明が行われているわけでございますが、今回、私どもの市民クラブへの説明は２月21日にありましたけれども、どういうわけか市長が出席をしておりません。今回、他の会派の説明会にはどうだったのか、市長は出席したのか。私どもと同じように出席しなかったのかどうか。

まずその点についてお伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　例年新年度予算がまとまった段階で議会の各会派の皆さんに概略の御説明をさせていただくことになっておりまして、今年度もそのようにさせていただきました。その際、今お話にありました各会派の説明の際、市長出席により説明をさせていただいていたところですけれども、市民クラブ会派のとき、市長が突然ぐあいが悪くなるということになりまして出席できませんでした。まことに申しわけありませんでしたけれども、他の会派については出席をさせていただいております。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　聞けば、市長選を迎えるに当たりまして健康が心配だったのかわかりませんけれども、健康チェックのために人間ドック入りしたとか、そんなふうに聞いたんですけれども、そういうことであればあらかじめ市民クラブへの説明の日程を変えるとか、あるいは事前にその日を我々に連絡するとか、または市長から後日でも結構ですけれども、我々に説明があるとか、何らかのアクションがあってもよかったんじゃないかと思うんですが、全くそういうことをせずに市長欠席のまま当然のごとく進められたんですけれども、その辺についてはどのように考えているのかお伺いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりの事実でございまして、まことに申しわけなかったというふうに思っております。

ちょうど当日、早い時期に川北病院の人間ドックに一日、いわゆる日帰りコースで予約をしておりました。当然御指摘のとおりの会派の説明日でもございましたので、担当者にはその要旨のごあいさつをよろしく申し上げてくれというふうには伝えておったわけでありますが、確かに日にちを変えるとか、あるいは後日でもごあいさつをすべきだった。またごあいさつをする予定でおりましたところ、具体的にはそういう行事を踏み得ず申しわけなかったと思っております。翌日だったでしょうか、西平山の豊田駅誘致ということでたまたま御出席をしておられました沢田議員さんに事後のあいさつというようなことを申し上げたわけではございましたが、確かに不行き届き、また失礼であったというふうに心から感じております。あらためてここの場所におきまして御指摘のとおりの状況を省み大変恐縮でございましたというふうに申し上げたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　人間ドックへやはり行っていたということでございますけれども、余計なことですけれども、その結果は特に問題なかったんでしょうかね。このまま市長選に元気よく出馬できるかどうか、その辺がちょっと気になるところなんですが、大丈夫ですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全く健康そのものであったということを御報告させていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　それは大変結構なことで、ぜひ元気よく出馬をしていただければと思います。

それでは本題に入ります。

長引く不況の影響下、ここ数年、歳入が減ってきております。ことしも大変厳しい予算であると認識しておる次第でございますが、したがいまして、今回の平成９年度の予算を組むに当たりましては、職員の皆さん方は大変苦慮されたんではないかな、このように思う次第でございます。しかし、今回市長より提案されました予算は本当に職員の総意により組み立てられているのかどうか大変疑問があるところでございます。後日、一般会計予算の特別委員会の方で詳細にわたり審議されると思いますので、今回は細かいことは抜きにしまして、項目として４点についてお尋ねをいたします。

まず１点目は、平成９年度の予算の中に不確定な財源を計上していないかどうか。

２点目、各担当部署の意向が十分生かされているのかどうか。

３点目としましては、忘れかけたＯ－157対策は予算に裏づけられているかどうか。

４点目としましては、市立総合病院の建て替え計画は現在どうなっているのか。

この４点についてお尋ねをいたします。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　第１点目の不確定な財源を歳入に計上していないかという点でございます。

今、御質問の中でもお話がございましたとおり、長期的な景気低迷の中でここ数年進められている住民税の先行減税や国・都の支出金の削減、国庫補助金の一般財源化などにより、当市の財政環境というのは大変厳しいものがございます。こうした中で平成９年度の予算編成に当たりましては、多様化する市民ニーズに的確にこたえていきたい。それから市民サービスへの影響も極力配慮しながら、さらには行財政改革の大綱等も踏

まえて予算編成に当たってまいりました。編成に当たりましては歳出の抑制を図るとともに歳入の確保にも努めてまいったところでございます。

特に不確定な財源というふうなことの御指摘ということですけれども、基本的に歳入の見積もりにつきましては可能な限り確定的なものを見積もり計上し、財源としていくということを基本にすべきだというふうに考えております。この中で当初予算の計上の説明をさせていただく際にも申し上げましたとおり、御指摘の内容から考えますと、いわゆる中央自動車道にかかる固定資産税等の計上の問題があるわけでございますけれども、これにつきましても課税の方針ということでまいっておりますので、その資産税の中に見積もられたものとして計上するということで今回の予算の中には含んでおるところでございます。いずれにしましても財源の確保につきましては今後とも極力留意し歳出の抑制とともに努力をしてまいりたいというふうに思っております。

次に第２点目の各部署の意向は生かされているかということでございますが、毎年度予算編成に際しましては、特に当初予算の編成は秋から始まるんですけれども、具体的には10月に各部課への予算編成に係る説明会をいたしまして実際の作業に入ってまいります。予算の見積もりは歳入それから経常的な経費、投資的な経費を中心とする新規事業、この三つに分けまして、現在では電算システムを利用した財務会計システムにより予算要求手続をいたしております。歳入及び新規事業等につきましては11月中旬に課単位のヒアリングを行いまして進めてまいります。経常経費につきましてもやはり課単位のヒアリングを10日から15日間の日程を設定し行っております。もとより、この機関だけのヒアリングではなかなか意を尽くさない問題ももちろんありますので、必要に応じ、さらに主管課の説明を求め、あるいは財政担当の方の意向も伝えながら調整をし編成を進めてまいります。

景気の動向あるいは財政環境の変化によりまして予算規模も変化をし、特に昨今は大変厳しいフレームの中での作業ということになりますので、各主管課の要望の多くをなかなか満たすことができない状況もあるわけでございます。そうした中でもできるだけ各主管課の事業執行に少しでも配慮する予算編成をしたいということで努力はしているつもりでございます。こうした中で各主管課とも意見の交換を重ねながら、限られた財源の中でよりよい予算編成を進めるような努力をしてまいったつもりでございます。

３点目はちょっと担当の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　３点目の問題でございます。学校給食における○－15

7の対策でございます。

病原性大腸菌O－157による集団中毒が、感染源ということですが、特定をされておりませんで、的確な対策を立てることが非常に難しいということが今もそういう状況でございます。平成9年度でございますけれども、教育委員会内に設置した食中毒防止対策委員会を中心に文部省や東京都の指導を得ながら防止対策を進めていきたいと考えております。

予算についてもできるだけO－157の検査の費用だとか、そういうもの、できるだけ盛り込んで計上いたしました。平成8年度に引き続き基本的なこと――職員の衛生管理、健康管理の徹底、食材の納入業者への食品の衛生管理の徹底、給食関連施設の清掃、消毒の実施、食中毒防止に必要な機材、消耗品の整備、学校内の水道水の点検及び残留塩素の測定などを実施してまいりたいと考えています。また給食関連職員のO－157の対策について研修あるいは教職員と児童・生徒及び父母への啓発を実施するとともに、予算は厳しいところでございますが、設備面についても各学校の状況を踏まえて順次改善をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　病院建て替えの現状はどうなっているかという御質問でございますのでお答えをさせていただきたいと思います。

新病院建設に向けての具体的な第一段階として平成7年度において基本計画を策定いたしました。基本計画では多摩平四丁目3番地街区を建設地といたしまして、一般病床300、伝染病棟15の合計315床規模の病院を一括建設することといたしまして、また新病院の医療機能、病院運営形態等の大枠について策定したものであります。また多摩平四丁目3番地の敷地につきましては社会教育センターを除く部分で計画をいたしたものであります。社会教育センター部分につきましては、当面、既存のままといたしまして、将来は医療施設及び駐車場施設等の増設用地とすることにして策定したものでございます。

基本計画の策定に当たりましては、病院内に検討委員会を設置いたしまして日野市を取り巻く医療環境、患者動向や現病院の経営状況、運営システム等の調査・分析を行い、医療需要を把握し検討するとともに医師会や薬剤師会また歯科医師会などの関係機関や、さらには保健医療行政に関し学識経験を有する方々の御意見を聞くなどして、またさらには市民代表として国民健康保険被保険者の代表の方々の御意見や要望などをお聞きしながら検討をしてきたわけでございます。平成8年度から9年度につきましては、基本

計画の次の段階であります設計業務及び運営システムの詳細策定業務を実施しておりまして、今年に入り、１月末に基本設計ができ上がり、昨日、議員の皆さんにもお配りした次第でございまして、今議会中に厚生委員会または病院等対策特別委員会等において説明をさせていただく、こういう状況になっております。

現在、病院では設計及び運営システムを検討していく上で参考とさせていただくために、昨年より院内に「市立病院建て替え計画のお知らせ」を掲示いたしまして、病院を利用する方々に対し、新病院建設計画をお知らせするとともに、直接病院を利用される方々からの御意見や要望をお聞きしているところでございます。また本年に入りまして、新病院建設の建設地の近隣住民の一部の方より、病院建設についての御質問がなされましたので質問に回答する形での説明会を開催し御意見などを伺っているところでございます。

今後もできるだけ市民の皆さんの御意見、御要望などをお聞きしながら病院の建設事業に御理解をいただき、信頼される、親しまれる病院づくりを目指していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　Ｏ－157対策に関係して、水道水にさびが入ってないかということでお伺いしたいんですが、上下水道部長の方から……。

○副議長（鈴木美奈子君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　水道水につきましては、Ｏ－157につきましては、これはＯ－157の菌につきましては塩素消毒いたしますと100％死滅する菌でございます。浄水場におきまして必ず塩素消毒を行っております。それからまた給水場の、サービスセンターにあります給水栓から残留塩素を常に測っておりまして、その関係について水道水から菌が入りまして感染する、そういうふうなことはもう100％ないような状況で常に監視しております。

それから、さびの点でございますけれど、水道の本管からさびが基本的に出ないような形でなっております。ときたま工事とか事故があった場合、水がとまる状態があるときがあります。その後は急激に供給を始めた場合等につきましては若干さびが出る場合があります。この場合につきましては職員が現場に行きましてその対策をすぐとる、こういうふうな状況で行ってきております。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校などの施設の水道からさびが出ていませんかとい

う質問でございます。

市内に建設されている小・中学校の校舎棟の約７割が20年を経過しています。水道施設を含む施設の経年劣化等の対応に鋭意努力しているところでございます。1995年――おととしですが、第六小学校の北校舎給水管の系統を改修し赤水の対応を図ってまいりました。

今回の御指摘のことにつきましては、特に使用量が少ない夏休み等の長期の休み明けや休日明けには安全対策を十分にしてから水道水を使用するように指導しております。また通常は水道法に基づく簡易専用水道の検査を実施し、さらに臨時に検査を実施して安全対応を図っております。既に昨年度は９月に臨時的に日野市学校薬剤師に検査をお願いし実施しておるところです。その検査結果ですが、1996年９月１日付で報告をされております。この検査の報告では、小学校20校、中学校８校の水道水については、特に特記の事項は認められませんが、赤水等のある学校も事実存在しますので、今後、この御指摘につきましては安全管理に十分な注意を図ってまいりたいと考えています。また設備等の経年劣化によるものは年次計画で実施している校舎の大規模改造事業とあわせて配管の改修を実施しているところです。年度の予算の中では目的修繕という形で老朽化した給水管の改修を図ってまいりましたが、特に1995年度、この目的修繕と大規模改修事業との併用で第六小学校の赤水対策を図り、実質的な効果を上げてまいりました。1997年では一小の、９年度ですけれども、一小の配水管の改修工事を予定しております。赤水等の問題はこの中で対応していきたいと考えています。今後も引き続き大規模改造と目的修繕の二段構えの考え方でこの対応に当たっていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　それぞれ大きく４点について答弁をいただきました。これから１点ずつ片づけていきたいと思いますので御答弁をお願いします。特に企画財政部長には精力的にお答えをお願いしたいと思います。

まず１点目の予算の中に不確定な財源を計上していないかという点についてでございますが、ここで私が心配するのは高速道路への課税の問題なんですが、確かに今、ある事情で課税してないわけですから、その前提条件が崩れれば当然かけていいものだと私も思うんですね。歳入が非常に減ってきている段階では何とか歳入源を探して少しでも予算に寄与させるという努力は十分感じられます。ただし、今回この高速道路の課税については本当にこれでいいのかどうかというのがもう少し教えていただきたいと思うん

ですね。

今回の、先ほども話を出しましたけれども、事前の予算説明のときに、私どもに説明があったときにこの問題に触れてないんすね、企画財政部長の方の説明の中で。それで他会派の方の説明のときはどうかと聞きましたら、やはり同じように触れてない。私どもの説明のときには昨年と今回の予算の中で大きく違うのはこの点じゃないか。特に歳入の中で大きな違いは高速道路に課税した金額が含まれているか、いないかという点が大きな違いだと思うんですが、その点について全く触れてないために我々は質問したんですが、先ほど企画財政部長の答弁ですと、説明会の中で説明したと言いますけれど、あれは質問されたんで答えたんであって、意図的に外してましたよね。なぜ、この大事なものを外したのか。そこからまずお伺いしたいんです。

それから2点目は、前提条件が崩れたというような言い方は新聞に出てましたね。それから、この間の説明の中で言っていましたけれども、どのように前提条件が崩れたのか。この点についてお伺いしたいんです。

それから、この問題は日野だけの問題じゃないですね。お隣の八王子市であるとか、国立市であるとか、関係自治体になると思うんですけれども、本当に課税をして収入に入れるんであれば、そういう関係自治体と十分協議をして共同で行動を起こした方が目的を得るためにはよかったんじゃないかと思うんですが、全くそういうところと共同行動をとらないで単独行動をとっている。要するにぶち上げるだけぶち上げてしまった、こういうことなんですね。なぜ、その実際に、どうしたらこれが実際に課税をして実を得ることができるかどうかということをもう少し検討した上での行動に出なかったのかどうか。その点についてお伺いします。

それから次に、課税したその金額は幾らぐらいに見込んでいるのかどうか。これをもし教えていただけましたら、新聞には出てましたけれども、正規にこの場で教えていただきたいと思います。

それから、高速道路の下に御存じのように、例えば保健センターに来た方々が利用できる駐車場であるとか、その他施設と非常に関係のある団体の建物やなんかが土地を借りて建ててあると思うんですね。そういうふうに日野市としても税金はかけてないけれども、いろんな面で恩恵を受けている部分があるんですけれども、こういうところに課税をすることによって、そういう関係にひびが入るようなことはないのかどうか。

さらには国の方で、これは前提条件が崩れてないということで、これには応じられない、払う必要もないんだというような態度表明をしておりますけれども、そういう国と

日野市との関係の中でいろんな担当部局の方は建設省であるとか、その他の省へ行っていろんなお願いなり行くと思うんですね。あるいは補助金を取りにいくと思うんですが、そういう交渉をもとにこの問題がマイナスに影響しないのかどうか。それはそれとして、とにかく取るものは取るんだという姿勢でいくのかどうか。その点についてお伺いしたいと思います。

とりあえず以上の点に絞って企画財政部長よりお答え願いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　第１点目の件でございますけれども、先ほどの私の答弁の中で説明をしたかという、した、しないの件につきましては、ちょっと私の言葉が足りませんでしたので、私が説明を申し上げましたのは、当初予算を提案の際、説明の際に申し上げましたということでございまして、会派の説明のとき申し上げたというふうには思っておりませんし、そのようには言っておりませんので、その点だけちょっと御了解いただきたいと思います。

とりたてて説明をしなかった、会派説明のときにしなかったということで、その点でございますけれども、確かに話題になっているといいますか、課題になっている問題ですので前もって御説明をすればよかったというふうに思っているところですけれども、特に税収の内容、個々の内容について一般的に課税先ごとにヒアリングをするというふうな措置も一般的にしませんでしたので、そんなふうな説明になってしまいまして、まことに申しわけなかったと思っております。課題となっていることですし、前年度と違うということで新聞報道等もいろいろ話題になっていたところですので、お話をすればよかったというふうに思っております。

それから課税に関しての前提条件等の問題ですけれども、この件につきましては課税当局の検討の中で課税の方針というものが出ているところでございますけれども、これにつきましては高速道路が現在有料であるということが行政実例等の中では、いずれ無料になることを根拠に、端的に言えば現在、非課税、課税の対象にならないということで処理がされておりましたので、建設審議会の中間答申の中から将来にわたって有料化という方向が出てきているということ等から非課税の前提が崩れている、合理性を失っているということでそのように考えているところでございます。

その他、他市にも同様、高速道路は通過をしているというところでございますけれども、他の市におきましても国等の今後の動きによっては課税をしたいというふうな考えもあるようでございます。今回につきましては御指摘のように特に他市との関係で、要

するに調整をとった上でという形にはなっておりませんけれども、それぞれの市のお考えがあろうというふうに思うところでございます。

それから金額の点でございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、予算計上上、私どもの方の立場、財政当局としましては予算見積もりの課税客体ごとの金額等についてヒアリングをするということはございませんので、私の方からは金額についてはお話しできる対応はございません。

それから高速道路下の土地を道路公団からお借りをしております。行政を進める上で大変ありがたいというふうに思っているところでございますけれども、今回の課税につきましては、この点につきましては課税当局からのお話では、このお借りしている部分につきましては市税条例に基づきまして公益のための直接占用する固定資産ということで減免の措置で対応するというふうに伺っているところでございます。今回のことの影響で土地の借り上げに影響がないだろうかということでございますけれども、これらにつきましては今申し上げましたような措置をとり、今後も土地はお借りできるというふうに考えているところでございます。

あと確かに新聞報道等では国においても支払うつもりはないというふうなことが表明されているというふうに聞き及んでおります。確かに建設省等を初めとして国の補助金等を受けて各種の事業をいたしているものがあります。これらにつきましてもそれぞれの制度に基づいて補助金の申請等をし、影響がないということで進められるんではないかというふうに考えているところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　　それでは再質問します。

まず金額について対応できないということでございますけれども、新聞には3,500万とか三千数百万ということが載っているんですね。これは市長が報道人から質問を受けたときに答えているんだろうと思うんですが、新聞にはそういうふうに出ているんですよ。それでどうして我々には教えられないんですか。それが１点。

それから、その説明のときにそういう個々の問題は言えないということですけれども、これもやはり新聞でははっきり言っているんですよね。新聞・テレビで言えて我々議員にはどうしてこの件についてはしゃべれないのか。普通だったら我々に、あるいは日野市民に話してから、それから報道人に話すならわかりますよ。日野市民も知らないところから、いつも市長から出るんですけれども、ましてこういう公の場で聞いても答えが出てこないというのはどういうことですか。新聞だったら言えるけれども、ここじゃ言

えないということですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　金額の点につきましては新聞に確かにそのように書かれていたのは私も承知しておりますけれども、私自身、取材等に応じてそのような金額を申したこともございませんし、今回の件につきまして直接の取材等に私自身が応じたということはございませんので、どういう形なのかというのは承知をしておりません。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　じゃあ新聞に出ていた内容は正しいんですか。お答えください。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　金額の点につきましては確かかどうかというのは私にはわかりませんけれども、（「おかしいぞ、おまえ。しっかりしろよ」と呼ぶ者あり）いわゆる一定の積算の中で主管課の方にその点をお伺いした限りではそういうふうな数字だというふうには聞いておりますけれども、金額そのものは正確に正しいのかどうかということにつきましては私にはわかりません。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　正しいかどうかわからないということですけれども、そうしますと間違った数字が入っているかもしれないですね。企画財政部長がわからないというと我々もよくわからないんですけれども、これはそうすると実際の計算は市民部長の方で計算をして、いつの間にか予算の中に入ってきている、それについて企画財政部長は全く関心がなかったということですか。知らないということは、そういうことだと思うんだよね。本当に知らないんですか。もう一度お尋ねしますけれども……。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　金額そのものにつきましては個々の課税客体ごとの内訳がある予算要求といいますか、計上の要求という形にはなっておりませんので、正確な数字がわからないということについてはそのとおりでございます。当然、その積算の中では主管部においてそれぞれ個別な客体ごとに課税額は正確に計算をされているだろうというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　正確な数字はわからないということですが、正確じゃなくてもいい。おおよその数字でもいいですよ。新聞でも三千数百万と言っているんですよ。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　先ほども申し上げましたとおり、新聞等に載っております数字は、おおむね積算されている数字に近い数字だろうというふうには思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　予算をつくるに当たって企画財政部あるいは企画財政部長の役割というのはどういうところにあるんですか。まず、そこを確認しないと質問がしにくいですね。ただ、めくら判を押しているんだったら聞いてもしようがないし、企画財政部の役割……。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　予算編成に当たりましての企画財政部の役割ということですけれども、一言で申し上げるのはなかなか難しいんですけれども、予算の編成そのものにつきましては企画財政部内の財政課が主管をするということでございまして、企画財政部の予算編成に関しましては企画財政部の主管というふうになっているところでございます。もちろん予算編成に当たりましては編成方針の調整から始まりまして各部の予算、先ほども予算編成の過程の概略をお話をさせていただきましたけれども、そうした作業全般について責任を持って予算を調整をして議会の方に御提案できるようにするということが私どもの責任でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　それだけ大事な職場ですよね。部長の責任はそれだけ重いわけですよ。だてに市長のすぐ後ろに座っているわけじゃないんですから、かなめな職場なわけですよ、役割としてね。ですから、もっと当然議会の中で議論されるだろうということはきちっと把握して答えてほしいんですね。少しずつ少しずつ出すんじゃなくて、私は出るまで聞きますから、最初から出してくださいよ。

次に、それではそのおおむね三千数百万だというものが平成９年度に入ってくる見込みはどの程度あるのか。全く見込みのないものは入れてないと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　見込みということにつきましては課税当局の方の積算に基づきまして予算計上をいたすところでございますけれども、一般的には徴収率といいますか、そうしたもので調整をいたすところでございます。今回の高速道路の課税そのものについての収入の見込みそのものがどうかということになるわけですけれども、

これにつきましては確かに先ほどもありましたとおり、建設省等の方の報道等からすれば支払わないという意向があるというふうな報道も聞き及んでおりますので難しい面もあろうかというふうには思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　よくわからないんですけれども、可能性はあるんですか、ないんですか。もう少しわかりやすく言ってください。（「予算編成の原則は何だ」と呼ぶ者あり）

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。（「市長は結構です、企画財政部長の方から」と呼ぶ者あり）企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　私どもとしましては課税を予定しているという中で予算の見積もりを主管部でしていただいておりますので、課税予定のものについては徴収率等の調整の上で予算にはやはり計上していくべきだろうということを基本に予算計上はさせていただいているところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　取れる見込みがあるという返事がこないところを見ると、見込みはないんですね。ないけれども、取れそうだから一応考えがあった上で課税していこう、こういうことでよろしいんですね。――よろしいですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ただいま申し上げたとおり、課税を予定をして積算をされているということを前提に考えますと、やはり調定を予定されている金額をもとに予算には計上すべきであるというふうに財政当局としては判断をしたところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　地方公共団体の予算あるいは決算を組む場合の指導の中に、歳入としては不確定な財源ですね、例えば見通しが全然つかないのに計上するようなこと等は当該年度の予算の執行に当たり、赤字を生ずることがあるということで、こういうことは厳重に注意しなきゃいけない。そういうこととか、不確定な要素を予算に組み入れてはいけない。まして国の施策に反するようなことをしてはならない。こういうことがうたわれているんですよね。これと照らし合わせたときにどうなんですか。説明がつきますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　確かにいろいろ今回の問題につきましては、率直に申し上げて議論のある部分でありますので、そうした御指摘もあるかとは思います。私どもとしましては自治体の課税自主権に基づいて課税の調定が可能だということで判断をさせていただき、このような措置をとらせていただいているところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　それでは、この件については平成９年度の後半に行って、この税金が入ってこないために歳入が見込み違いで補正を組むというようなことがないように努力してほしいんですね、あくまでも正しいということであれば。私はあえてこれが違っているとも何とも今言っていませんけれども、私はプロじゃないからわかりませんから今いろいろ聞いているんですけれども、企画財政部長の答弁を聞いている限りでは市の課税したのは正しい、それも何とかこの財源の厳しいときに少しでも財源をふやそうという努力の中から出ているわけですから、そのことを特に私は否定するものでもないし、批判するものでもないので、取れるものなら取っていただきたいと思うんですよ。ただし、この年度が終わるときに取れませんでしたという返事がないようにお願いしたいと思うんですが、これは市長には、まだいまだここへ来て出馬表明もしてないわけですよ。４月26日で市長の権限はもうなくなるんですね。ですから、そういう市長に今後のことを聞いても意味がありませんので、今回、特にこの件については市長にはお伺いしませんので結構でございます。

２点目についてお伺いします。

各担当部署の意向が十分生かされているかどうかという点についてお伺いしたわけでございますけれども、いろんな各部署から９年度に向けて、これとこういうものをやりたいというものが出てきていると思うんですけれど、それをいろいろカットしていると思うんですね。予算が厳しいわけですから、前年度予算の何割カットという形でカットしていると思うんですが、そのときに９年度より休止した事業あるいは廃止した補助金、これはどのくらいあるのかちょっとお伺いしたいんですよ。できれば件数と金額でお答え願いたいんです。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今回、大変財源の厳しい中での予算編成ということで、歳出についても見直し等を行い、経常的な経費を初めとして各部署には大変な御努力をいただき御協力をいただいての予算編成でございました。経常経費等の見直しでは人件費等除きまして、ちょっと概略で申しわけないんですけれども、２億円程度の見直しを

させていただいております。市の単独の補助金につきましては109件ほどのうち75件について見直しをいたしております。その他につきましては前年規模を確保するということで進めてきております。この関係につきましては約7,000万円ほどの金額になっているところでございます。その他、休止した事業につきまして７件ほどございます。金額にしますと800万程度かというふうに思います。その他に補助金の中では廃止した補助金もございますけれども、この中で主要なものは税に関する納期前納付の奨励金等でございまして、８年の９月議会で制度改正の議決をいただき進めておるものでございます。これにつきましては4,000万円ほどの金額になっております。ちょっと詳細な資料が、ちょっと手元に整った資料になっていませんでしたので概略で申しわけありませんが、以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　それでは再度お伺いします。

市長選のときに、よくある候補者。今までは森田市長の陣営の方では、森田市長から市長がかわると福祉を切り捨てられる、そういうことをよく言われるんですね。それを市民の人がまともに受けてしまう。要するに逆に言えば森田市長がやっていれば福祉は切らない。そういうふうに思っている市民が多いんですよ。

今回も予算説明のときに企画財政部の方から休止した事業７点、広報テレフォンガイド、新年会記念品、結婚相談事業、健康のつどい、中学校水泳記録会、中学校プール開放、スポーツ・レクリエーションフェスティバル、こういうのが出されているんですね。それから廃止した補助金では納税の補助金であるとか納税組合通知書取扱補助金その他トータル５点書かれているんですけれど、この中に福祉に直接なものが入ってないんだよね。これを見る限り福祉は切り捨てるというのはちょっとわからないんですよ。ほかにあるんじゃないんですか。特に福祉部門で今までやっていた事業を切り捨てたとか、あるいは今まで出してた負担金を減らすとか。ある市民の方に出していたものを今回半分に予算を切ってしまったとか、そのために対象者が半分になってしまうか利用回数が半分になるかね。そういうところがあるんじゃないんですか。いかがですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今回の編成の中で、いわゆる福祉関係といいますか、弱者対策等の制度につきましては可能な限り配慮をするということを基本にいたしているところでございます。もちろん福祉の分野につきましても一部につきましては制度の見直し等をお願いし、そのような形での予算を組ませていただいている部分があります。

ちょっと具体的に今、申しわけありませんけれども、個々の事業について申し上げられないのは申しわけないんですけれども、そういう幾つかの点について制度等の見直しを前提とした形での予算計上はさせていただいたものがあるというように思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　福祉の部分でいろいろカットしたり切り捨てているんですね。こんなの資料がなくったって部長の頭に残っているはずですよ。こんなひどいことをしているんだから。いいですか。まず老人福祉課。障害を持っている方にマッサージ券を出してますよね。大体対象者は1,000人ぐらいいるそうですね。平成８年度、利用者が約半分――400強。これが予算が半分になっているんですよ。障害者の方がマッサージにかかるのを楽しみにしていた、これを。この400人のうち200人は受けられないかもしれない、予算が半分でね。あるいは年に12枚券を出しているんですって、１人にね。それで１回行くと２枚ぐらい使っているんです、２枚ずつ。年に６回行っているんですよ、四百何十人の人が。これが予算が半分になった場合に半分の人数にするか、一人頭、一人お配りしている12枚を６枚ずつ配るか、それきり方法がないんですね。ですから６枚ずつすれば400人、今までどおり400強の人が利用できるわけですけれども、今まで年に６回受けられたのが、年に３回きり受けられないんです。それからまだありますね。65歳以上のひとり暮らしの方の入浴券を出してますね。これも予算が半分に削っちゃっているんですよ。これは1,500人ぐらいいるそうですけれども、ひとり暮らしでもおふろを持っている方もおられるようですから、これは利用者は300人弱ですね。この人たちには年間60枚の利用券をお配りしているんですね。ですから約週に１回です。ですから、ここも予算が半分に削ってますから対象者を半分にするか、毎週１回入れた人が２週間に一遍きり入れないか、どちらきりしかないわけですね。これ、覚えているでしょう、これを切ったのを。まず、そこをちょっと確認します。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　御指摘の点につきましてはそのような予算措置になっていることは承知しております。

まずマッサージ券につきましては、使用実績等の説明を受けた中で必ずしも支給されているものが全部使い切るという形になっていないという状況があるということでございましたので、今後の制度運用上の検討をお願いしたいということでこのようにさせていただいております。今後十分執行上検討を加えまして影響がないような努力はしていきたいというふうに思っております。ひとり暮らし入浴券についても利用実績とこの券

の買い取りといいますか、その関係をもう少し明確にしていただくというふうな運用をお願いしたいということでこのような措置をさせていただいております。

いずれにしましても、できるだけ有効な財源利用をいたしたいということで、それぞれ制度の検討をお願いしながら進めさせていただいておりますので、可能な限りこの制度を利用されている方々の利用の回数が減るとか、そういうことが実質的にないような形でさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　先般、市長の方から理美容券の所得制限を設けたいという議案が提案されまして、これが議会で通らなかったでしょう。私は所得制限をつけてもいいんじゃないかと思ったんですけれども、議会としての判断は、けしからん、こういうことだったんですよね。それから思えば、それがいけないんであれば、これならなおさら認められないんじゃないんですかね、という気がするんですよ。恐らくこれは予算委員会の中で判断されると思いますけれども。これが、こういう説明の中で出てきてないものですから議案で提案するわけでもないし、うっかりすると見落とされちゃうんですね。ぜひ、これは委員会の方で検討していただきたいと思うんです。

そのほかにまだあるんですよ。例えばひとり親福祉費の方で見ますと母子家庭とのレクリエーション事業というのがあるんですね。母子家庭を対象にした、これは220万円の予算。これがゼロですね、予算が。もし私の見違いでしたら指摘してください。それから民生委員の管外研修。バスの借上、費用弁償あるいは宿泊費等それから随行費、こういうものは全部カット。それから日赤奉仕団の遺族会の研修随行カット。これは違いますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　視察研修旅費等にかかる件につきましても大変もちろん心苦しい点はあるわけでございますけれども、特に随行等につきまして一部そのような処置をとらせていただいたというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　ねえ、探せばあるんだよね。全然隠しちゃっているんですけれども、まだある。今度は生活・保健センターでやっています市民の健康の集い、これもカットしちゃっているんだよね。これ、去年、私も行きましたけれども、動物祭と、それから人間の健康ということで、あそこの広場ではいろんな動物がいて子供たちが遊んでいましたけれども、また中に入りますといろんな日野市内の医師会の方々が協力して

くれまして健康のため、いろんなコーナーを設けているんですね。これは何で切っちゃったのか知らないけれど、これもカット。私も時間がないから全部見切れてないんです、まだ。探すとぼろぼろぼろぼろ出てくるんですね、こういうふうに。ところが、表の資料にはかえって出てこないんですよ。恐らく今度また来月の市長選にも、ある候補が市長になると福祉は切り捨てられるぞ。こっちの候補は福祉はそのままやりますよ。こういう話になると思うんですよ。あっちの水は苦いぞ、こっちの水は甘いぞというとこだね。ところが、実態はそうじゃないんですよ。森田市長だって切るところは切っているんですよ、こうやって。それだけ申し上げたいと思うんです。ですから予算の中では、ぜひこの辺を審議していただきたいな。私は今回、あの予算委員会のメンバーじゃないものですから、ぜひ検討していただきたい。

やはり福祉もトータル的に見直す時期に来ていると思いますよね。福祉の全体の予算はふやしても、中身についてはいろいろかえていいと思うんですよ。今までやっていたものでやめて、新たなものの事業を起こすとか、そういう見直しは私は必要だと思いますよ。だけれど、そのときに安易に予算がないからってパッパッパッパッ切ってしまうというのはまずいと思うんです。やっぱり一番そこで担当している担当部局としましては市民の皆さんと約束しているわけですよ。毎年こういう事業をやってきて、来年もまたやりますよということで、市民の方も、じゃあそれを期待していると思うんですね。それがある日突然バサッと切られちゃう。本当、それではまずいと思うんですね。やっぱり事前に市民の人とのそういうところの話し合いをして納得の上でやっていくんならいいんですけれども、何でもかんでも一気にやってしまうというのはまずいと思いますので、福祉の見直しについては十分慎重にトータルに見ながら再構築していただきたいということを申し上げたいと思います。

3点目に移りたいと思うんですが、O－157の対策でございますが、このO－157は昨年は大変いろんな事故がありまして話題になったわけですね。それで、この冬に入ってからその話題も下火になって最近余り話題になりませんけれども、いまだこのO－157は本当の原因はわかってないんですね。一部では牛肉であるとかカイワレであるとかいろいろ言われていますけれども、いずれにしてもバクテリアが関係しているわけですよね。要するに細菌ですね。このバクテリアには御存じのように有益なものと有害なものがあるわけですね。例えば有害なものはどんなものかといいますとサルモネラ菌であるとか、それからこのO－157もそうですけれど、結核菌とか、それから有益なものについては乳酸菌であるとかＥＭ菌であるとか納豆菌であるとか。菌によっていろいろ違う

わけですけれども、今回のO－157も有害な細菌の一つですよね、もちろん。これが肉についたり野菜についたり手についたりすれば当然それによって病気が発生するわけですよ。ですから何を一つ対策をとればこのO－157対策がとれたというものじゃないと思うんですけれどね、その中に忘れてはいけないのに私は水道水のさびの問題があると思うんですよ。

今回の予算の中に１校だけ、さびが出ているために１校だけは水道管を取りかえる。それであと４校ばかり出ているところについては予算の関係で今回は対策をとらないということなんですね。そうすると、なぜそのさびを気にするかといいますと、先ほど上下水道部長ですか、お話の中では、さびは水道管の事故などがない限り出ないというようなお話もありました。それから塩素のチェックをしている、こういう話がありましたけれども、私はそう思わないんですね。御存じのように鉄がさびるわけですよね、鉄管がね。鉄管がさびるということは鉄イオンと酸素イオンが結合するわけですね。それでさびになるわけですよ。ですから今の、先ほど言ったように塩素を、さらし粉ですよ、このさらし粉を水道水の中に入れますと鉄と、鉄イオンと酸素イオンだけでは即反応しないんですね。そこに水が入って条件が整うと反応してさびてくるんですよ。それも直接さびにならないで、まず一たん塩化鉄になるんですね、鉄に塩素がついて。塩化鉄になってそれがさらに水が加わって水酸化鉄になるんですね。その水酸化鉄が塩酸と一緒に分かれてできてくるわけですけれども、その水酸化鉄がさらに酸化鉄になって、これがさびになるわけですよ。ですから工事をして、したときに出てくるというのは濁りの問題なんです、単なる。工事をして穴を掘ってパイプをつないだとき、泥でも入れば当然それは濁りとして出てくる。それはわかるんですね。

ところが、さびというのはそうじゃないんですよ。今言ったように塩素が反応しているんですね。ですから幾ら東京都が塩素を入れてもその塩素がどんどん鉄と反応してさびを起こしていれば末端には塩素がなくなるわけですよ。そうすると塩素が何で入れているかというと、これは消毒液に入れているわけでしょう。それが食われちゃえば食われちゃうほど消毒液の用をなさなくなるわけです。ですから学校では水道を使う前にチェックをしていると言いましたよね。ですから、このさびがあるとチェックして少ない、もとへ入れる、またチェックして少ない、また入れる。入れているからまたさびると、これは悪循環なんです。どんどんどんどんさびが進行してくるわけですよ。そういうサイクルでさびが進んでくると思うんですね。

ですから予算がないからと待たされたんじゃ、さびの多い学校の子供たちは本当に気

の毒なんですよ。そこにO－157の菌でも出てきたらもう殺菌力がなくなるわけですからね。ですからただ単にもとでどんどんクロール入れていればいいという問題じゃないと思うんですよ。それを私は言いたいんですね。

今回、予算の関係で一つしかできないということですけれども、確かに学校のこういう鉄筋コンクリートの中に入っているパイプまで取りかえるとなったら柱を崩さなきゃ直らないわけですね。あるいはそれを途中で切ってバイパスで外にやるとか、これは大変な工事になると思うんですよ。だから予算がかかるから確かに年間に１校ぐらいしかできないと思うんですよ。ところが、この対策というのはもっといろんな方法があると思うんですね。ですから、ぜひ私はどの方法とは言いませんけれど、研究してほしいんですよ。どうしてもその方法しかないというんであればしようがないんですけれども、例えばメタリン酸ソーダなんかを使う方法もあるんですよ。メタリン酸ソーダというのは粉ミルクであるとかお菓子であるとかアイスクリームであるとかマヨネーズであるとか、もうほとんどの食べ物、缶詰にも入っています。だからこの塩素なんかより、クロールよりよっぽど安全なものだと思うんですよ、私は。塩素はタンクローリーなどに劇物と書いてあるでしょう、劇物と。タンクローリーで運ぶときに劇物と書いてあるんですよ。劇物で運んだものを入れているのを我々は飲んでいる。それに比べればメタリン酸ソーダなんていうのは私は安全だと思うんですけれども、ぜひ、その辺は市立病院があるわけですから市立病院の先生にちょっと聞いてみてもらっていいと思うんですよ。そういう方法を考えればそのパイプの中側に膜をつくってさびを進行させないという方法があるんですよ。圧力をかけたりほかの薬を使ってそのさびを削るという方法もあるけれど、それは完全に取れないものですからいつまででも出てくるんですね。いろんな方法、部長も御存じだと思うんですけれども、ぜひこれは研究して安い方法で安全な方法があったら少しでもそれを取り入れて、さびの出ている学校には手当てをしていただきたいんですね。そういうことによって安全な食べる物が食べられるように、ぜひやっていただきたいと思うんです。

特にO－157は家庭ではほとんど出ていないわけでしょう。集団施設に出ているわけですから、ほとんどそうですよね。家庭では、家の前の道路では水道水というのはもうどんどん流れていて、これもさびる暇がないですね。そこから塩ビで引いてきますから家庭ではほとんどさびるチャンスがないんですよ。学校は長い距離で敷地内に引いていて、これが夏休みであるとか長期に休む場合があるものだからさびるチャンスが多いんですね。集団施設、学校に限らず集団施設というのはそういうのが多いものですから、

どうしてもさびの問題は会社なんかもそうですけれども、連休後はさびが出るとか、そういう、あとは社宅ですね、会社が連休のときに社宅をあけて田舎へ帰るなんていう人は、帰って１週間もあけて帰ってみるとさびが出るとか、そういうふうに長期間水道の使用をとめるような場合が多いわけですから、特に学校施設はそういう点で多いわけですね、危険が。ですから、ぜひ検討していただきたいということを申し上げたいと思います。お願いをしておきたいというふうに思います。

それから次に最後になりますが、総合病院の建て替え計画でございます。

これは先ほど、部長の方から説明がありましたけれども、ぜひ企画財政部長にお伺いしたいんですが、社教センターを残したままで市立病院を建て替えよう、こういう計画が今出てきていますね。ところが、この建て替え計画というのは当初は１期、２期の工事をやって、２期のときには社教センターをあたかも移転をさせて、そこへ２期工事をはめ込む、こういう話が一時ありましたよね。それから、いろんな過程で、将来社教センターをどかしてそこを駐車場にする、こういう話も市長の口から出ていると思うんですね。そういう話というのは我々も聞いているし市民の皆さんも聞いているんですね。ところが、ここへ出てきたもの、実際に図面を見ますと、本当にいい場所、大事な場所に市立病院のこの敷地の重要な場所に社教センターが陣取っているわけですよ。これをこのままにして病院を建てたんでは、建てられないことはないんですけれど、やはり市民が納得できるような配置にはならないと思うんですよ。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

それで社教センターに関する覚書とか、それから契約書ですね、ありますけれども、これを見ますと来年の10月ですね、来年の10月にその契約が切れるんですね。過去昭和43年からずっと10年ごとに更新をしてきているわけですね。それがここでちょうど来年の10月に切れるわけです。ですから、ひとつ社教センターをあそこをどいてもらうチャンスなんですよね。ところが、この病院をもう市長が二眼構想であるとか４－３ブロックへ建てるんだとか、こういうふうに言い出してからもう何年もたっているわけですよ。その間に全くこの話を進めてないんですね。もう来年の10月にはこの契約が切れるというのはわかっているにもかかわらず。

それで、この契約書を見ますと第10条の１のところに、当該土地を甲において、甲というのは行政ですね、日野市ですね。甲において公用又は公共用に供する必要が生じた時、契約解除ができるという項があるんですよ。もちろん、そのほか契約に違反した時とかあるんですが、まさにこの１番の10条の１項がずばり今度当てはまるんですね。市

立総合病院を建てましょうということだから、そこにこの敷地を全部使える。4－3ブロック全部使いましょうといった場合にこれにずばり当てはまるわけですから堂々とこれはどいてくださいと言えるわけですよ。ちょうど来年で切れることですし、これは当然もう数年前からこの話は社教センターとやってきていれば何とか手が打てたと思うんですけれども、この間、地元の説明会では全くやってきてないと、これをやってこないと来年契約を結んだら10年間また先に行っちゃうわけでしょう。また先ほど言った1期、2期の工事という話が、我々は1期が終わったら続いて2期をやるというふうに理解していたわけですね。少なくとも私は。それから、将来、あそこがどいたら駐車場にしますよというのが、ここからさらに10年先になるとは思っていなかったんですよ。そのうち、どかすんだろうなという程度に思っていましたら、これでいったらもう10年先になっちゃいますよ。もう10年先、ここで契約を見たら、10年先といったら市長はもちろん私はまずいないと思うんですよ。森田市長はね。それから企画財政部長も恐らくそこにおられないんじゃないんですか。私も恐らくもう議員をやってないと思うんだな。そのくらい先の話なんですよ。そこまでまた契約をしちゃったら、もうこれは一生社教センターはどかないということですよ。私はそう思うんですけれども、その点についてどうお考えか、企画財政部長にお伺いしたいと思うんです。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　病院の建設にかかわりまして、いわゆる四丁目3ブロックの用地を計画地としまして現在計画を進めているわけでございますけれども、この一角の中に社会教育センターがございます。この社会教育センターにつきましては今御質問の中でも御指摘がありました「社会教育センターの設置及び管理運営に関する協定書」というものがございます。これは昭和43年の11月に結ばれているものでございますけれども、当時、多摩平団地等ができて、生活上、社会上のいろいろな課題が生じている中で、特に具体的には学童保育とかお年寄りの憩いの場、女性グループの活動の場とか各種集会の場それから室内スポーツその他レクリエーション施設等の必要性というふうなことがございました。そうした状況の中で日野市としてはこうした問題に対応できる施設をつくりたいという希望があり、一方、社会教育協会には人々の自主的な活動に基づく新しい社会教育をする拠点をつくりたいという意向がありました。そこで東京都の仲介なども得ましてこのセンターを実現するための基本的な合意が成り立ち、先ほど申し上げました協定書に基づいてセンターができてきているという経過がございます。その中で日野市としましても社会教育事業の施設として運営費等の補助も協定に基づき進め、

今日まで土地を、市の土地をお貸しをして今日に至っているということでございます。

そうした中で病院の建設に当たりまして、御指摘のとおり、あの一角の利用というものが確かに病院の計画そのものに影響があるというふうに考えられるところでございますが、私ども、今回の病院の建設計画の中で途中の１期、２期から、１期、２期に分けるのをやめてというのはそれぞれ理由がありまして、そのような計画を立てさせていただいたわけですけれども、まず社会教育センターに対して、この契約上の第10条の関係で土地の明け渡しを求めたかということにつきましては、この契約に少なくとも基づく、10条に基づく明け渡しの請求という形では求めてはおりません。もちろん社会教育センターのあの敷地があけられて新たな建物が何らの方法で建築できてという過程がとれるならばそれにこしたことはないというふうに基本的に考えられるところでございますけれども、現在の社会教育協会の状況等を勘案し、あるいは現在も無償で土地を貸しているという市の協定に基づく立場等もございまして、今の配置の状況の中で病院の建設を計画をし、所要の施設といいますか、病院の建物を建てることが可能という判断もございまして、このような計画を進めさせていただいているところでございます。

確かに１期、２期に分けて計画という段階では、病院の建設について各種の方法を検討している中の構想といいますか、考え方の一つとしてございました。その際に２期工事の部分に社会教育センターの用地にかかわる計画もあったことは私も承知をしておりますが、当時、そうした用地をあけることについての手順まで進めたということでは必ずしもなかったというふうに思っております。

そうしたこともありまして社会教育協会と日野市との、この社会教育に関する事業を進める上での基本的な社会教育の重要性を認め、施設として運営を続けるということも配慮していかなければならない重要な課題であるというふうにも思いますし、もちろん病院の建設も大変重要な問題であるわけですので、その辺、当面両方が成り立つ方法としてこのような方法をとらせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　そういう答弁じゃ全然納得できないんですよ。

先ほど言いましたように、とにかくこの問題で話をしてないということが問題なんですよ、もう契約が切れるのはわかっているわけですから。また社教センターの方も、もう病院側のあの４－３ブロックに病院を建てるという話はとっくから知っていると思うんですよ。いつ、この契約に基づいて切られるんだろうと心配があるはずなんですよ。

それも全く心配もしないで市の方に相談も来ないでいるということは、恐らく市から、まさかこの10条の１項に基づいて立ち退きを言われると思っていないんですね、恐らく。もうそういうふうに思われているんですよね。市の方もはなから読まれるとおりどかす気がないんだよ。ところが、我々についてはいかにも、そのうちどくような話をしてきたわけでしょう。だけれど、実際ここに来たら、もう来年契約しちゃえばもう10年間先どかせないわけですよ。

社教センターの事業をやめなさいと言っているわけじゃないんですよ。これをもっと五、六年前から話を進めていれば、バブルが崩壊する前だったら今の社教センターをつくったのと同じように自分たちで寄附を集めて建物を建てるということはできたんだと思いますよ。今、バブルがはじけたからそんなことは結構難しいと思いますけれど、この間、商工会だって寄附を集めて自分たちで建物を建てているでしょう。そういうふうに自分たちだって将来のことを考えて行動してもらわなくちゃ。おんぶにだっこみたいなことばっかり言ってないで。そういう指導をしないでどうするんですか。ぜひ、これはどかす方法で検討してほしいんですよ。ほかで事業をしてもらうということで。来年、これを契約をするかどうかという問題があるわけでしょう。恐らく今までの話ですと、来年の契約更新時には更新するつもりなんでしょうけれども、それだけちょっと確認します。市長は結構です。企画財政部長。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。――内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　いや、市長には聞いていない。企画財政部長に聞いている。（「私でなければ答えられません」と呼ぶ者あり）――じゃあ結構です、答えなくて。市長はもうやめるんだから、やめる人に責任のないことを言われても困るんですよ。本気でやる気のある人に聞かなくちゃあ、市長、立候補しないんでしょう。市長選なんて立候補したって当選するかどうかわからないんだから、立候補しない人はなれないんですよ、もう。答えるんだったら立候補する意思でも表明したらどうですか。そうしたらお伺いしますけれど、どうですか、市長。立候補する気があるんですか。それだけ答えてください。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　任期中は４月26日まであるわけでありますから、その間の市長の責任と権限はきちんと守るということで決意をいたしております。

したがいまして社会教育協会との相互信頼の関係は今後とも継続をする中で検討していくということになるのは当然だというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　市長にはそんなことは聞いてないですよ。いや、市長に立候補して、まだ市長を続けるなら答えていいですよと言ったんですよ。肝心なことを答えないで。まだ市長には、このあと聞こうと思っているんですよ。まずは企画財政部長に聞いて。市長をやっていたって今まで、こんなの、当然こんなことは、森田市長、もっととっくに社教センターの方の関係者と話をしてなきゃおかしいんですよ。それも全然してなくて、何が４月26日まで責任だ。その先の話なんて市長になっているかわからないですよ。企画財政部長、どうですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今お話のございました社会教育協会としてもといいますか、私ども市としてもですけれども、建物、社会教育協会のその教育センターの建物について当然老朽化も進んでいるということもありますし、いずれその建て替えという問題はあるわけでございまして、それらについて社会教育協会としても責任のある検討をしていただきたいということについてはそのとおりに私もそのように思っておりますし、社会教育協会といいますか、この件での担当の窓口をしている立場からは、そうしたことについても検討を進めてもらいたいということについてはお話をしたことはございます。確かにそれに関しましてはすぐに見通しがなかなかつけられない状況であるという話と同時に、研究を進めていきたいという話は伺っておりますけれども、正直申し上げまして、現在の状況の中で年次を追った計画が立てられる状況にはないというふうに判断をしているところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。（「しつこい」と呼ぶ者あり）

○21番（内田　勲君）　企画財政部長ね、そんな答弁、この前、病院での説明会の中でそんな話は全然してないでしょう。全然してないと言ったじゃないですか。この場だけで逃げたって意味ないですよ。これからまだ、さっき、部長の答弁の中にありましたように、地域の方とも十分話し合いをしていきたいということでしょう。地域の方はそんなことで納得しないですよ。しつこいなんて声が出ているけれど、私が幾らしつこくやったって１時間半きりない、時間は。地域の人は毎日だってできるんですよ。私なんてものじゃないですよ、大勢の方から、これから社教センター、どうするんだと言われますよ。私だったら１時間半で終わりますけれど。本気でやる気があるんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　確かに契約の第10条に基づく関係ですと、やはり現在

の市の病院の計画ではあの用地を使うということになっていないということで、あれを根拠に申し入れはしてないというふうに率直に申し上げたところでございます。可能な限り、もちろんそれはもちろんそのことと今後の社教センターをどうしていくかということとはまた違った観点で検討をしなきゃいけない問題だというふうには承知をしております。要するに第10条云々ではなくても、この問題について一定の市側の考えを持って今後進めていかなければならないというふうには思っております。ただ現状ではなかなか困難な問題だということで、現在の状況の中で今の病院の計画を設計の中でこのような配置をさせていただいているところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　この問題はそういうことじゃないんだよね。ここで、来年の10月に契約が切れるわけですから、それに向けてどうするかということでやっぱり進めてもらって、とにかく、そのためにこの第10条の第１項というのがあるんですから、これがなかったら大変なことなんですよ。幾ら市が使いたいと言ったって、どいてもらうには。こういう市として使う場合が将来出てくるだろうということでこの項があるんだから、そんなときにこれを使わないでどうするんですか。難しい問題とかなんとか――難しいとか簡単とかでやる問題じゃないんですよ。いかに市民のために立派な病院をつくるかということなんですよ。そのときにあんな一番南側のいい所に社教センターを残してつくるなんていうのはだれが見たっていい案だと言う人はいないですよ。とにかくあれをどかしてもらいたいんですよ。きょうはいい返事をいただけなかったので、これから請願を出しますので、請願の中でも恐らくそういうことが言われると思いますけれど、委員会の中でぜひ検討してください。

大きく４点に分けて質問してきましたけれども、ちょうど時間となりましたので終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これうもって６の１、平成９年度予算のあり方についてこんな時期だから若い職員のアイディアーとベテラン職員の経験を活かした予算を組むべきである（但し度が過ぎると毒になる）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時34分　休憩

午後３時07分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の１、福祉行政を問う――新生児、妊産婦から成人健診、老人保健など生涯を通じたサービス体制を――の通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（馬場繁夫君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成２年６月、老人福祉法等の８法の一部が改正され市町村に保健福祉計画が義務づけられ、地方主権の幕開けとなりました。平成６年４月には地域保健対策強化のための関係法の整備に関する法律が可決し、実施主体が市町村に移り、住民の最も身近なレベルで福祉・保健・医療の連携を図り、きめの細かい住民サービスを提供することになったわけであります。いよいよ４月より地域保健法が全面的に施行され、まさに地方行政の力量が問われることになりました。

質問の第１点目としましては、廃止される日野保健所の土地と建物を譲渡され、改築して10月に保健福祉センターとしてオープンする予定でありますが、平成７年第２回と４回定例会で質問をしているところでございます。保健福祉センターは最終的にどのような位置づけにされたかお伺いいたします。

質問の２点目としましては、福祉・保健・医療の連携が強く求められている現状下で福祉行政と保健行政の組織機構は、その後どのように結論が出されましたかお伺いいたします。

そして３点目としましては、日野市保健福祉計画は平成６年３月に策定され、平成６年度から平成12年度までの７年間の計画であり、９年度がちょうど中間点で見直しをされているところでございますが、保健行政との整合性への見直しは今後どのように予定されているか。

以上３点についてお考えをお伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　それでは日野保健所跡地の利用についてお答えいたします。

日野保健所の購入については議案第29号に建物の取得をお願いし、その購入費と土地については平成９年度の予算に計上されているところであります。市では日野保健所取得後、保健・医療・福祉部門が一体的に、かつ効果的に市民サービスの提供ができるよ

うな総合的な施設の将来像としてとらえております。そこで仮称日野市保健福祉センターとして改築し、工事が終わり次第この10月から供用を開始したいと考えております。また施設の利用につきましては、保健所の建物が診察や検査等の医療機関としての要素を含んでおりますので使いづらい面もあり、それ相当の改修が必要になってくるわけですが、休日歯科応急診療所それから市の保健事業それから都の独自の事業それから日野市福祉事業団それから歯科医師会、薬剤師会、獣医師会等の会議等の使用を予定しております。

次に２点目の御質問なんですが、福祉行政と健康行政にかかわる組織はどうなっているかということでございますが、ほかの自治体の傾向や時代の趨勢から考えましても、少なくても老人保健法に基づく医療関係については一体化する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それから３点目の保健福祉計画の今後の予定なんですが、後ほど福祉部の方からもお答えがあると思いますが、保健事業に関してお答えしたいと思います。

保健事業につきましては保健福祉計画策定後に都からの移管事業に加えて、またここに新たに仮称保健福祉センターの有効活用も含めて見直しを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　３点目の保健福祉計画の見直しについてお答え申し上げます。

保健福祉計画につきましては、お話の中にありましたように６年から12年までの計画でございまして、９年度――中間年ということで見直しを予定してございます。既に今年度で高齢者の生活実態調査を実施し、現在、集計の作業に入っております。これらを基礎データといたしまして見直しをしてまいる予定でございます。

それから保健所の跡のことでございますけれども、これも計画の中に、現行の計画の中に入っておりませんので、これらも加えながら見直しをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

それでは何点かお伺いしたいと思います。

まず第１点目の、今回、先ほど答弁もありましたように、議案として、また予算の中にも組み込まれている件でございますが、保健福祉センターは、今、説明の中に休日歯

科応急診断、また福祉事業団や保健事業、また東京都の諸事業、また３医師会の会議室等々予定されているということで答弁をいただいているところでございますが、具体的に福祉との兼ね合いというか、今の説明ではほとんどが現状の保健行政の対応ですけれど、福祉との兼ね合いはどういう形の中で進めていくのか。もう少し具体的に計画はどういうような形の中で審議されながら現状の中に落ちついてきたか、もう少し具体的に御説明いただきたいと思います。

それから質問２点目の組織につきましても、今までも再三組織改正等を質問しているところでございますが、残念ながらなかなか福祉行政の中に保健行政、特に健康課が福祉の中に一緒に入りながら円滑なサービスを提供するということに日野市は残念ながらまだ至っていませんので、もう少し具体的にその辺の検討状況と今後どうなるのか、それについて具体的にもう少しお答え願いたいと思います。

まず、じゃあ２点について再質問、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　お答えします。

１点目ですが、今、先ほど申し上げました利用状況のほかに、予算の関係があるわけですが、将来的にこのほかに福祉介護機器の展示、それから介護支援センター、それから訪問看護ステーション等の設置もこの保健所の中でやりたいと将来的にはそういうふうに考えております。

それから２点目の組織の改正なんですが、これは都下27市のうち、ほかの大体近隣市の15市ぐらいは保健行政と、それから健康行政と福祉行政が一緒になった所管部がございます。今、まだこれから企画財政と調整はしなきゃいけませんが、実現に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　将来的に、質問の第１点目では、保健福祉センターには将来的には対応していきたいんだという答弁でございますが、今回の４月１日から施行された中で非常に重要な部分としては保健・福祉に関する総合相談窓口機能、そのようにサービス、調整等の機能が有するんだということが大きな眼目になっておるんですけれど、これについては残念ながら今回明確な対応ができておりませんので、これを具体的にどういうふうな今まで保健福祉センター、総合センターの位置づけをした中でどういうふうに検討をされて現在の中で落ちついてきたのか。将来的にはいつに総合センターとしての位置づけができるような在宅支援センター的な部分を、いつごろ、どういうふうに

していくのか、その方針ももう少し現状について教えていただきたいと思います。

それから２点目の、特に組織関係については、特に組織について企画財政――企画部が担当かと思うんですけれど、今までも何度も企画財政部長には答弁いただいているところでございますので、具体的に企画財政部長の方から御答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　１点目についてお答えします。

何分にも今議会に改修費として1,000万の予算を計上されているわけですが、この予算の中に今申し上げました各施設を医療施設を入れるというようなことはほとんど不可能に近い状態でございます。したがって初年度の９年度ではこの1,000万の中で何をしなきゃいけないかということで主管部としては考えているわけですが、とりあえず市民の要望の強い休日歯科応急診療所をまず真っ先に開設したい。このほかに将来的に今先ほど申しましたそういうものすべて、例えば窓口としての総合窓口としての役割をするためにはまだ大変な費用がかかる。それで改修をしなければこの部屋そのものが使えないということで、具体的に言えば福祉部の福祉事業団が例えば入ったとしてもエレベーターがない。ということはエレベーターを設置しなきゃいけないわけです。それとか事務所に入る場合は冷暖房は確かにあるんですが、２階の特にボイラーが老朽化してとても使えない。これを電気系統の空調関係を改善しなきゃできません。そういうことといろんなこの保健所そのものが検査台だとか、いろんなレントゲン室とか特殊な部屋なので大変な費用がかかって撤去しなきゃいけないということがありまして、私どもは予算がつき次第早い時期に改修しながら保健福祉センターの役割を早く、言葉で言えば何ていうんですか、役割を担った健康と福祉を一体となった行政をできるようなセンターに改修して一日も早く供用を開始したいということでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ただいま保健・福祉関係の組織に関することでございますけれども、このたびの保健福祉センターを保健所の跡につくっているということの中で、保健と福祉の連携を考えた事業を進めていくということが非常に重要になっているということにつきましては御指摘のとおりだというふうに思っております。

そこで施設の整備を進める中で組織的な対応についてもこれまで検討は進めてきたところでございますけれども、まず健康課といいますか、今の健康行政の部分を単純に福祉部に統合するという形になりますと、かなり部としてのスパンが広くなるというふう

な問題もございますし、その辺の整理をさらにしなければならない。私どもの方の立場としましては、それぞれ福祉の担当部局それから保健行政担当部局と十分さらに調整を進めて、よりいい形に持っていきたいということで、さらに検討を進めていきたいというふうに思います。

現在の時点におきましては、当面、窓口的なものについてどう対応するかという課題がありますので、一つには保健福祉センターの今後の体制といいますか、そういうものが整うまでの間は福祉部の窓口の中で保健関係の業務についてもできるだけ事務的といいますか、窓口としての交通整理といいますか、そうしたことを御努力いただくということで、当面の対応をしていくということで、今後さらに具体的な検討を進めていかなきゃならない。いずれにしましても両部、私どもも加えまして調整をさらに進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

そうしますと、１点目につきましは予算が1,000万円しか改修費が出てないんだ。この1,000万円で対応できる内容の中で今回は保健福祉センターとしての位置づけの中で対応しているんだというようなことになるんですけれど、これは財政部としては1,000万円、確かに今財政が大変厳しいものがありますけれど、もう少し対応ができなかったのか。また当然平成９年度の予算編成に当たりましては優先順位はどう考えていたのか。その中で今度日野保健所が廃止された中で保健福祉センターを建設、整備するということについては優先順位が低いんである。そのために1,000万円という金額になったのか。それについてもう少し庁内的で検討した内容を理解できるように説明していただきたい。

それと２点目の組織については今までも何度も質問した中で、いつもの答弁と同じ答弁なんですけれど、その後、具体的にまるっきり進んでない状況がよくまた確認ができたんですけれど、それでは、先ほどの答弁、要するに生活文化部長の答弁の中では15市が既に福祉部門の中に健康課が導入されているんだというような答弁がちょっとあったようなんですけれど、具体的に企画財政部長は各市の組織状況というのはどう把握されているのか。当然、立場上、三多摩27市の状況は当然把握されていると思いますので、その状況について御説明をまずお願いいたします。

以上、よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　保健福祉センターの関係の改造費等についての予算措

置でございますけれども、もちろん新たな施設として整備をしていくということは重要な課題だというふうに思っておりますが、今回、当初予算ではまず休日の歯科診療、これはどうしても最優先で取り組まなければならないということで、まずこの経費を確保する。それから、当面、当面の利用に必要な最低限の費用を計上をさせていただくという措置をとらせていただいております。今後、具体的な利用検討の中で所要の経費を手当てをしていかなければならないというふうに承知しておりますので、この現在計上してある経費だけで間に合ってしまうというふうに考えているところではございません。

それから組織につきましても、各市の状況は先ほど生活文化部長の方からもお話をさせていただきましたとおり、保健関係と福祉部門の統合といいますか、そういった形での組織づくりがされている市があるということはもちろん承知をしております。それらも参考にしながら、いずれにしましても組織の拡大とかポジションをふやしたりということがなかなか今の時点、難しいということもあるものですから、そうしたことも配慮しながら進めなければならないというふうに思っております。いずれにしましても、当面、現在の体制の中でも先ほど申し上げましたとおり、業務の連携を密接にして進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

具体的にお尋ねしているんですけれど、三多摩27市の中で福祉部門の中に健康課がどのぐらいの市が入っているのか。具体的、所管である企画財政部長は当然三多摩27市の状況はつかんでいると思うんですけれど、具体的にその辺はつかんでいれば何市だと、それについて具体的にお答え願いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　これまで両部と私どもと検討する中でそうした資料についてももとにして検討しておりますので情報としては持ち得ております。ただ申しわけございませんけれど、今ちょっと手元に、申しわけなかったんですけれども、用意がございませんので、各市の状況個々に御説明申し上げられませんので恐縮なんでございますけれども、当然これまでの調整の中ではそうしたものも資料として用意をし検討はしてきております。申しわけございません。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　じゃあ大枠で結構ですよ、大枠で、大枠でどのぐらい。企画財政部長にお願いしているんです、企画財政部長に。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　申しわけございません。保健・福祉関係の部門との調整はとられた組織は15市というふうに記憶しております。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　実は組織については、平成３年に実は質問をさせていただいています。特に老人、日野市の保健福祉計画の策定のときに、実は平成３年に、やはりこの福祉計画をつくるときには保健と福祉が一緒になってしっかりした福祉計画を立てるべきだということで平成３年にまず第１回目は質問をさせていただきました。その後、平成７年の第２回定例会の中でも同じ質問をさせていただきました。その中で当時の生活文化部長は「保健・福祉・医療が連携を持ち、結び合って総合的に調整していく部門というか、組織づくりが当然必要になってくる」企画財政部長は「組織機構等についても必要な検討を考えております。対象に入っているのは当然だと思っております」また福祉部長は「組織見直しを検討する中で話が出ている。他市でもたくさんの市が健康課が福祉部に入っているんだ、今、検討しているんだ」そして助役につきましても「庁内的にも組織の見直しを図っていかなきゃならないと考えています。保健・医療・福祉の連携のとれた組織づくりを研究していきたいんだ」こういう答弁もしたんですね。そして平成８年の第２回の中でも企画財政部長は「８年の８月ないし９月ぐらいまでに組織の検討を終わり、遅くとも10月には組織としての形を決定していきたい。検討を進めているんだ」こういう答弁をしているわけですよ。それでいよいよことしの４月から新体制がスタートするわけですね。まだ、これができてないということはどういうことなんですかね。

ですからもう少し具体的にどういう検討をしてきたか、もっと具体的に内容を御説明していただきたいんですよ。特に平成８年の第２回定例会の中で８月か９月には検討が終わって、もう遅くとも12月には新しい体制がスタートしていきたいんだという、こういう答弁をいただいているんですよ。たしか、具体的にどう検討して、なぜできないのか。先ほどちょっと一部答弁の状況を説明させていただいたように、生活文化部長も、また福祉部長も必要だと、助役も必要だということを言っているんですよ。こういう状況の中で、なぜできないんですか。そんなばかな話はないと思いますよ。もう４月からスタートするんですよ。遅くても昨年の12月にはそういう新体制の中で作業を具体的に明確に提示されながら新体制の準備するのが当然なことなんですよ。ところが、まだできてない。これからどう対応していくんですか。ですから具体的にもう一度説明をお願

いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　お答えいたします。

組織の問題につきましては保健福祉計画策定の段階からその必要性は十分認識しておりました。確かに保健・福祉・医療の連携ということは口では言えるんですけれども、なかなか実際にどのような連携がとれるのか非常に難しい部分がございます。やはり真の連携といいますと、やはり市民サイドに立った連携でなくてはならないと思っております。ただ単に健康課を福祉に持ってくればいいというだけじゃなく、やはり本当にいわゆる医療にかかる方あるいは保健のサービスを必要とする人は、これは当然福祉のサービスも必要となってまいりますので、そういう意味から総合的にその連携を図るべき組織を考えなくちゃいけないということで、正直申し上げまして昨年でございますけれども、両部長交えましていろいろ協議いたしました。その中では、やはり在宅サービス、これは障害者もお年寄りも児童、母子家庭、こういうところにおいてもホームヘルプサービスがあるというようなことから、まず在宅サービスと、それからもう一つは福祉の中の措置あるいは給付、こういう部門で分けたらどうかというようなことまで話し合ってまいりました。なかなか我々、縦割り行政になれておりますので横の連携というのが非常に不得手なところでございますけれども、これは何としてでもやはり市民サイドに立ったちゃんとした真の連携といいますか、そういうサービスができるような組織にぜひ持っていきたいということで、これから積極的に展開していきたいと思いますので御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　平成３年の第２回定例会の中で、今、助役が答弁したようにこの福祉計画を立てるときに既に質問して、そのときも結局必要だという、現在の組織の見直しをしていくことが必要なんだということを答弁しているんですよ。それから何年たっているんですか。こんなばかな話はないじゃないですか。

三多摩27市中、現在、じゃあ福祉部の中に健康課が何市入っているか。これは既にもう21市、27市中21市が福祉部に健康課がもう入っているんですね、21市が。そして、ことしの４月１日からは小金井市が予定されているんです。そして武蔵村山市は10月１日から既に施行される予定なんですよ。そうすると27市中既にもう23市が新しい時代の対応にふさわしいように組織改正をされたわけですね。日野市はまだされてないんですよ。今の助役また企画財政部長の答弁の中で具体的に、いつまでやってどうするんだと

いうことが何ら明確になってない。平成３年から指摘をされてもまだ、まだ体制が変わらない。これはどういうことなんですかね。４月１日から新体制になるんですよ。どうなんですか、企画財政部長、助役。いつになったらやるんですか。市民のために本当にサービスの提供ができないですよ。こんなばかな話はないですよ。ほかの市はもう対応しているんですよ。また日野がおくれちゃったんですよ。これで、どう新しい保健福祉総合センターの建物を購入してどうして対応ができるんですか。どうするんですかね。確かに組織の肥大化というのは防がなきゃいけないです。でも、今何が一番最優先になるんですか。これが今の日野の実態なんですよ。

それから保健福祉総合センターの位置づけの中で、これ、一番大事なのが肝心なのが抜けちゃっているんですよ。新しい高齢化社会、高齢化というものに対応するために在宅の支援センターとして位置づけしていこうというのが国や東京都の基本方針なんですよ。その肝心なことがすっかり抜けちゃっているんですよ。そして今まである健康課の業務を基本的にはそのまま受け継ぐだけであって、また日野の、東京都の保健所の機能が移管されたものをそのままやるだけであって肝心な新しい時代の流れの中に即応する在宅支援センターとしての位置づけができてないんですよ。たった1,000万円の改修費で何ができるんですか。今何が一番大事なんですか。この予算の編成のあり方というのは本当に理解できないですよ。

じゃあお伺いしたいんですけれど、企画財政部長、当初、ここに予算要望としてはどのぐらいの金額が予算要望でついてきたのか。そして最終的には1,000万円に最終的に結論に至るまでのプロセスについてどういうふうなプロセスを踏みながら、また日野市の総体的な予算編成の総体金額の中でどう位置づけて1,000万円に決まったのか、その辺のことについてもう少し具体的に御説明をお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　先ほども申し上げましたとおり、現在、当初予算で措置した内容ですべてが賄えるというふうに決して思っているところではございません。その中で当初どの程度のということでございますけれども、改造費等の額について今ちょっと手元に資料がありませんので正確な数字があれですけれども、七、八千万円ではなかったかというふうに記憶をしております。その中にはもちろん今後、事業の中で改造という経費を含んでおりますので、さらに十分な検討をして今後執行の中で当然必要なものをできるだけ最小限の予算といいますか、節減を図る中で予算措置はしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後ともそのような努力をしてもらいたい

というふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　いいですか。平成２年の６月に老人福祉法等の８法の一部が改正されたわけですよ。この中では市町村に保健福祉計画の策定が義務づけられましたですね。日野でも保健福祉計画を立てたわけですね。いよいよこの時点から住民の最も身近な市町村が中心となって住民の主体的な参加のもとに支えられながら地域福祉を目指していく、まさに地方主権の時代がここから始まったわけですよ、ここから。ですから自分たちのまちは自分たちが計画を出して市民にサービスをしていくんだというので、今までと違った流れが平成２年６月の法改正から始まってきたわけですよ。そして平成６年の７月に地域保健対策強化のための関係法の整備に関する法律がこれで可決したわけですね。そしてこの中で完全に実施主体が市町村に移ったわけです。先ほど言いましたように住民の最も身近なレベルで保健・福祉・医療の連携を図り、きめの細かい住民サービスを提供するんだ。そしてその保健・福祉・医療の連携によって総合的なシステムをつくり上げていく、そして住民に必要なサービスを提供することはまさに地方行政の力量が問われる、こういう時代になってきたわけですね。行政の住民サービスへの競争が始まったわけですよ。それが具体的には平成９年――ことしの４月からスタートするわけですよ。これを見ても日野はおくれちゃったわけですよね。その体制ができてないんですよ、体制が。これはどういうことなんですかね。

せっかく東京都から土地、建物を譲り受けるわけですよ。今のままでは譲り受けたって高い買い物になっちゃいますよね。肝心な部分が抜けているんですから。これはどうしていくんですか、これから具体的に。どうしていくんですか。お答え願います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　御指摘の内容につきましては確かに保健福祉行政を総合的に推進をしていくということについては重要な課題だという認識は持っております。今後とも関係両部と調整し、その方向で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

これ以上幾ら言っても何も出てきませんから、でもね、余りにも時代の流れから日野はずれてしまっているということはよく認識してください。これが日野市の実態なんですよ。

ですから驚いたことに、もういっぱいいろんな問題点が山積みしているんですよね。実は昨年の11月28日に地域保健協議会というのがあったんですね。これには私もメンバーで参加させてもらったんですけれど、このときに保健所跡地の利用ということで審議内容があったわけですけれど、このときに市長から、保健所跡地の利用計画というものができましたので検討結果として御報告申し上げますということで、まずあいさつされながら審議が進んでいた中、審議会の会長が「これは市の計画案でございまして、あくまでもたたき台でございまして、これをここで論議していただきたいと思っております」あくまでたたき台として論議していただくんだということで具体的に論議をしていったわけですけれど、時間が余りなくて、なかなか十分な審議ができなかったんですけれど、そういう中で最終的に、この保健所跡地につきましては、最後に会長が「各委員の先生方の御意見を吟味して、たたき台を作成してもらいたいと思っております」ということで終わっているわけですよ。それで、ですから少なくともこの中では決まらなかったわけですね。余りにも正直言って内容が、何て言ったらいいんですかね、本来の趣旨と沿わない内容でありましたから決まらなかったわけですよ。ですから、この後もう一度、この審議も踏まえながら再度、地域保健協議会にもう一度出ると思っておったんですよ。ですから12月定例会でも質問しないできたわけなんですけれど、何にも出てこないんですよ。それで予算、平成９年度の予算にそのままのってしまっている。これを見てびっくりしちゃったんですね。

この地域保健協議会設置条例、これは前にもこの問題を質問させてもらっているんですけれど、これは何ですか。形骸化してますよね。民主主義の基本的なことがずれちゃっていますよね。これはどうなっているんですか、これは。余りにもずさんで話にならないですよ。もう少し行政はしかるべくシステムがある以上ちゃんと乗ってちゃんとやってくださいよ。こんなことじゃあこれからの高齢化社会に乗れませんよ、日野は。日野からみんな逃げたくなっちゃいますよ、お年寄りは。どうやってこれから日野の福祉をやっていくんですか。もうばらまきの福祉じゃなくて本当に一人一人のお年寄りであろうと体が不自由であろうと、市民一人一人が安心して日野市の中で生きていける制度をつくり、システムをつくり、そういう施設を整備するのが行政の役目じゃないですか。ところが、何ですか、これは。全然そういう対応ができてないじゃないですか。まことに残念であります。何か御答弁ありますか。――なければ、これ以上質問しても意味がありませんから、これで質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって７の１、福祉行政を問う――新生児、妊産婦

から成人健診、老人保健など生涯を通じたサービス体制を――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時47分　休憩

午後４時09分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、“西豊田駅誘致事業”を官民一体となってすすめよう！の通告質問者、佐藤洋二さんの質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　それでは通告に従いまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

２月24日に西豊田駅誘致事業推進本部設立総会が住民代表、企業、事業所、団体などなど、それぞれの分野を代表されます皆さんにお集まりをいただきまして開催がされました。これは昨年７月１日、西豊田駅誘致事業推進事務所を西平山まちづくり事務所内に併設をし、３名の専従職員のもとで運動体系の組織づくりを推進されてきたことに対し、地元の関係者、関係団体が理解を示し、同時に新駅設置を願う地元の方々の厚い期待感のあらわれであると思います。今後、この組織でＪＲより提示されている３点の条件克服に向け具体的な検討に入っていくわけでありますが、この推進本部の働きに大いに期待をし、我々議会人も協力と助言を惜しみなくいたしたいと思います。また仕事とはいいながら今日までこの運動を進めてきました関係者の御労苦に心よりお礼を申し上げたいと思います。

さて前回12月定例会では図らずも田原、江口両議員から西豊田駅誘致事業にかかわる一般質問がなされました。内容は地元住民の新駅誘致の期待の高まりとは逆に、市とＪＲとの今日の現状、資金計画、採算の問題などなど行政の誘致事業に対する弱さ、甘さを指摘する大変に厳しい発言であったと記憶しています。私が、ことしいただいた年賀状の中の１枚に、それを裏づけるように「西平山区整西豊田駅は現実と市民の期待に大きなギャップがあり心配しています」という印刷でのあいさつ文言以外で自筆の添え書きをされたものがありました。もとより、この種の課題は大変に厳しく時間のかかるものであることは十分承知はしております。それを克服するために息の長い官民が一体と

なった、ときには市長がその先頭になって、私がいつも主張する、点から線、線から面への拡大、継続したものにしていかねばなりません。

これまで市長は、新駅誘致事業は不退転の決意で臨む、必ずつくるという強い信念を持ち続けるなど、こういった語録を残し議会人の私たちにも市長のひた向きな意欲が伝わってくる姿勢を示しておりました。ところが、昨年12月定例会の田原茂議員の質問に答えた市長が大変に重要な発言をいたしました。会議録を読みますと「ＪＲが示した３件というのは悪く考えれば断る言葉にもとれないわけではありませんが……」とおっしゃいました。この市長の発言を受けて後日一般質問に立たれました江口和雄議員より、これも会議録で再現をいたしますが「この三つの条件が提示されたことを市長は体のいい断り言葉ではないかともとれる認識を示されましたけれども、仮にＪＲの真意がそこにあるとするならば、より強い市長の決断が……」云々と主張し、市長の発言、姿勢を指摘しております。私もそのとおりであると思いますし、日野市のリーダーというべき市長が新駅誘致の期待が高まる中でこのような発言をされることはいかがなものでしょうか。今一部マスコミは議会での議員と行政の言葉でのやりとりの真意を十分にしんしゃくをせず、表面上だけの状況で西豊田駅がすぐにも実現するかのような趣旨の報道をしています。マスコミに情報を提供する際、誤報の生じないよう、そしゃくをして伝えていただきたいと思います。地元の方は、マスコミ情報を信用し期待しています。それだけ新駅誘致の関心度が高まっているからであります。今回の一般質問では、行政の力強く説得力のある考え方を期待し、以下７点の質問をいたしたいと思います。

最初の質問は、予備調査報告書の見直し、再検討についてであります。

日野市は1985年――昭和60年７月に、いわゆる新駅誘致要望について当時の国鉄東京西局との協議をスタートに、1988年――昭和63年10月、ＪＲ中央線西豊田駅設置予備調査報告書をＪＲ東に提出しました。その後、おおむね１年後の平成元年７月にはＪＲの要望に基づき追加資料も提出されました。それから８年が経過した今、社会・経済情勢は大きく変化し追加資料含めＪＲへ提出されました予備調査報告は計画目標年度、概算工事費の算定、営業経費の算定、駅勢圏人口の推移及びアンケート対象地域の人口の推移、国勢調査による通勤・通学者の比較などに大幅なずれ、誤差が生じてきております。したがってＪＲに提出しました報告書の見直し、再検討が必要かと思いますが、いかがでしょうか。まずこの問題についての質問をいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　予備調査報告書の見直しと再検討ということでございます。

この予備調査報告書あるいは追加資料、ＪＲに提出しましてちょうど８年を経過しております。したがって当時とは社会環境も大きく変わってございます。この報告書で示されております、今、議員さんが御指摘いたしました事項、すなわち特に技術的あるいは採算、費用負担、この検討をする上で重要なことでございます。したがって、ここで都市的あるいは経済的な面からこの検証をすることの必要性を強く認識してございます。このようなことで、このたび官民一体となりました推進本部が発足いたしましたことを契機に、事業の推進の観点から、このことを重要課題として実現の方向で協議をしていきたい、このように考えてございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　　今の御答弁の中では、報告書を提出し８年が経過する中で社会・経済環境が大きく変化をし、予備調査を見直し再検討をする必要にきている、こういうふうな御回答をいただきました。

私の質問の趣旨を理解していただきまして答弁を評価いたしたいと思いますけれども、何点かの再質問をさせていただきたいと思います。

一つは、今の御答弁では予備調査を見直しをし再検討をする、こういう御答弁でございますけれども、これは庁内の統一した見解というふうにとってよろしいでしょうか。

二つ目には、事業推進本部に問題を提起し、その方策を協議、検討していただき、方向性を定めていく。特に最優先課題とその中でこの問題について対応していきたい、こういうようなお話でございますけれども、この本部会議を年どのぐらいの回数で開催をしていく、そういう予定でしょうか。

３番目には、この事業本部で協議、検討した見直し案をどの程度先に結論を出す予定なのでしょうか。

最後に、前回といいましょうか、今回ＪＲ東に提出されました予備調査報告書は国鉄の外郭団体によって作成がされております。見直し案が作成されたと仮定しまして、それに対してはＪＲの、いわゆるコンサルタント的な企業に再度チェックしていただく、そういうふうな考え方で進んでいくのか。

この４点について質問いたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　再質問についてお答えいたします。

まず第１点目の庁内の見解ということでございますけれども、去る２月24日に推進本部が発足したわけでございますが、その後、平成９年度からいよいよ本部会議も開催する。こういった中で今指摘されました、いわゆる予備調査報告書、これについてまず事務サイドで方向性を検討して、そして庁内の、いわゆる関係部長で構成してます幹事会にかけ、そして統一を図る、こういうふうに思っております。

それから２点目の推進本部の会議開催の件でございますが、今、私どもで考えているのは、これはあくまで事務サイドでございますが、定期開催は年度初めと、それから年度末ということで２回、その中間において、まだ推進本部を発足したばかりでございますから、できれば本部員の皆さんに勉強会といいますか、今までの経過を踏まえて予備調査報告書等もございますので、その辺の御説明なりをしたい、このように考えてございます。したがって中間では３回、トータル的には５回程度、こんな目標を立ってございます。

それから予備調査報告書の確認でございますけれども、この予備調査報告書の見直しというのは非常に技術的な面から、あるいは採算の面についても、さらには費用負担の問題についても専門的知識が要します。したがって、どういった点を見直しするかをある程度定めて、そしてやはり専門コンサルタントでございますＪＲの外郭団体とは言いませんけれども、そういった専門機関にゆだねて検討してもらう方向を検討していきたい、かように思っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　　御回答いただきましたけれども、最初の予備調査の見直しの関係で、私は庁内で統一した見解としてこういう考え方をお持ちでしょうか、こういう質問をいたしましたけれども、それに対する答弁がちょっと欠けていたような気がしますので再度御答弁をお願いしたいと思います。

それから３番目の質問に対しましては完全に欠けております。欠落しております。事業本部でいつごろ結論を出すのか、これに対する質問の答弁がされておりません。

２点、よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　失礼しました。庁内での統一見解、こういことでございますけれども、年度、平成９年度に入ってからその辺について調整を行います。

それから本部での結論、これについては、実際まだ本部会議が開催されてないわけでございますから、それらの開催結果を見て、やはり議題として本部会議に提案いたしま

して、その後に方向性を見出したい、かように思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　若干不十分な答弁だと思いますけれども、最初の統一した見解云々につきましては、今の御答弁だと企画財政部参事のある意味では一人歩き、こんな感じがいたしてなりませんが、もう一度確認しますけれども、見直しをするということは庁内で統一した考え方の結論というふうに理解していいんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　庁内での統一見解というより、まだこれからいろんな事業を進めていくわけです、去る２月24日に発足したばかりですから。したがって本部会議等の開催をまって、そしてその中で統一見解を出していく、こういことでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　わかりました。たくさんの質問がありますので、ここでこの問題についてのまとめをいたしたいと思います。

かつて市長はこの西豊田駅関連の答弁で「時を得てやらなくてはならないことがいっぱいある」こう発言されました。この見直し、再検討はまさにその顕著な一例であると思います。官民一体となった推進本部が発足しました本部の最初の大きな仕事として一日も早くこの見直しのでき上がりを期待しまして、この質問は終わります。

次に建設基金の積み立てについての質問をいたしたいと思います。

私は平成８年の第３回定例会で西豊田駅誘致に向け体制の整備はできたかという表題で一般質問をさせていただきました。その一般質問のやりとりの中で、地方財政再建促進特別措置法の特例の手続と実現に向けて行政としての取り組み、特例が実現することを想定しての基金の積み立てなど、建設資金調達のための幾つかの提言をさせていただきました。この基金積み立てが'97年度の予算に計上されました。私の提言が取り上げられ大変うれしく思っておりますが、この基金制度について具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　基金、建設基金の積み立てについてと、こういう御質問でございます。

この基金設置については新駅誘致事業の推進を確固たるものとする、こういう趣旨で法的制約をも勘案した中で西豊田駅誘致事業基金を推進本部の発足を機会に設置するこ

とにしたわけでございます。このことは新駅の誘致事業の円滑な推進と将来の事業負担にも対応できるよう考慮したものであります。このため、当面は基金の額は２億円を予定しているところであります。この運用に当たっては毎年度この運用益を事業活動の経費に充てて、また原資については将来この事業が確定しましてＪＲが定める駅施設の設置基準を超える部分、いわゆる通路、自由通路、昇降機等で法的に市が支出することができる事業費へ充当する考えであります。したがって西豊田駅誘致事業推進本部の活動も、またＪＲに対する事業促進にもこのことが寄与するものと思ってございます。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　御回答いただきました。基金の積み立ての目的につきましては理解をいたしました。十分に評価のできるお答えであり、私もその趣旨に賛成であります。

再質問が何点かあるんですが、これは一般会計の中でやらせていただきたいと思いまして、この部分の若干のまとめをいたしまして次の質問に入っていきたいというふうに考えます。

議会の初日に２億円の基金積み立てに関し他議員から異論が出ました。ＪＲ新駅誘致事業も重要な事業の一つであります。今後さらに財政事情は厳しくなると想定されますが、基金の連続した積み立てとその運用益を有効活用され、事業推進に向け努力をしていただきたいことを要望し、この質問については終わりたいと思います。

次に経営方針についての質問をいたしたいと思います。

市長は、新駅の経営方針については、ここ２年ほど前からＪＲ直営方式をとらずに、いわゆる第三セクター方式をとり公社を設立し、そこから要員を送り出す、このような発言をされています。先ほど俎上にのりました予備調査報告書には営業経費の算定の中で前提条件としまして、要員は直営とし、業務委託は行わない、こう記述されています。市長の構想しているセクター方式は庁内一致した構想なのでしょうか、質問をいたします。お願いします。とりあえず参事の方から……。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　新駅の経営方針について、こういうことでございます。

ＪＲの経営方針については、いわゆる旅客駅の営業形態は一般的に分類しますと直営と委託駅と、それから無人駅、こういうふうになるわけでございます。この三つに分け

られた中で多摩地域の状況をちょっと申し上げますと、７線ありますけれども、63のＪＲ駅も現在ございます。そのうち青梅線には、この中の無人駅が六つほどある、こういうことでございます。しかし、予備調査報告書では、このうち直営方式、すなわち直営駅、こういうふうになってございます。ＪＲがこの新駅の経営の見通しについて危惧するのであれば駅設置は市民の悲願でありますので、市としても第三セクターを設置してＪＲからこの中の委託駅を受託する考え、受託することも考えている、こういうことでありまして、事業促進の一端から申し上げたものと思います。この考え方につきましてはＪＲとの交渉推移を見まして、今後、庁内でも調査、研究をいたしたい、かように思っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　市長の方も何か御回答の準備があれば、よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　新駅の運営につきましてはいろいろな事例も伺うものでありますので、まだ定見の――定まった見解の成り立たない模索段階でありますから、そのことをひとつ御承知でお聞きいただきたいわけでありますが、要するに、いわゆるＪＲ側の考え方というのが、なるべく自社の負担のない形で発足をさせたい、こういうことがどうしても察せられますので、したがいまして、なるべく地元で条件のクリアのできる対策を講じます。そのクリアに必要な条件は、また何といいますか、次々と協議の中で伺わせていただきたいと思いますというふうに申し上げておりますので、今、模索段階で断定的なことを言うことは適当でないと思っておりますので、そういう非常に、何といいましょうか、融通のきく考え方の中で対応を明確にしていきたい、こういうことでございますことを御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　それでは、１点確認と、あと２点の再質問をさせていただきたいと思いますけれども、いわゆる第三セクターという形態は、地方公共団体・日野市と、それから民間企業とが出資を、その比率は別としましても、出し合って、そして設立し、民間が運営していく、そういう形態が第三セクターというふうに考えますが、そういう理解でよろしいでしょうか。確認したいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　おおむね当たっていると思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　おおむねということで私も大体わかりました。

それで２点ほど質問があるんですが、例えば第三セクターを採用することは二つの面が私はあると考えます。それはＪＲ当局がそれをどう理解、判断するかであると思います。その一つは、ＪＲが示してきました駅設置条件の採算のとれるという方針に合致してないと判断された場合。二つ目は、逆に、市民悲願である新駅を第三セクター方式でという日野市の姿勢をＪＲが評価するかであります。私は今のＪＲの考え方として、第三セクター方式は採算のとれぬ新駅ということのリスクを選択するのではないか、こういう感じがいたしますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

それからＪＲの附帯事業について質問をいたしたいと思います。ＪＲがこれまで主張してきました鉄道部門以外からの収入、つまり附帯事業でありますけれども、最近、行政側の方から附帯事業に対する考え方が全く出ておりませんけれども、これは消えたというふうに理解してよろしいんでしょうか。

この二つの再質問をいたします。お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　今２点ほどございました。１点目が、いわゆる第三セクター方式に対するＪＲの受けとめ方、こういうことでございます。

基本的には首都圏内にある駅、これについては採算、いわゆる採算性がまず重視されているわけでございますから、したがってＪＲとしても新駅設置に当たっては採算性があることを前提として設置する、こういうふうになります。

それから２点目の附帯事業。現在では私どもが伺った範囲では、事業部門で従来手がけました、例えば開発事業、多摩地域においては五日市の横沢入ですか、あの63ヘクタールの開発事業だとか、あるいは既に予定されております立川の南のデパート事業、そういったことで、それ以外については今は考えられていない、このように聞いてございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　時間がちょっと予定より狂っておりますので先を急ぎたいと思います。

この経営方針に対する私の考え方を述べまして次の質問に入っていきたいと思いますが、ＪＲ東の請願駅で第三セクターの寄附で設立された駅の例は、古くは横浜線の古淵駅、昭和63年３月。それから信越線のさつき野駅、平成３年３月。最近では奥羽線・井川さくら駅、平成７年の12月開業などなど10例として情報をつかんでいますが、いわゆ

る駅経営を第三セクターということでの情報は入っておりません。市の手法は何か逆でないか、こんな気がいたしてなりません。庁内でも今後この問題について調査、研究したいということですので、ぜひともいろいろな情報を得て市の思惑どおり、つまり第三セクター構想が無理のない、科学的なものになるよう要望し、この質問は終わりたいと思います。

次に地方財政再建促進特別措置法についての質問をいたします。

この措置法についても平成８年の第１回定例会で西豊田駅誘致事業は一意専心の取組を、この表題で参事とやりとりをいたしました。この法律は自治体の、国、公団などへの寄附行為を禁じており、その公団の中に当時の国鉄も含まれていました。1987年、国鉄がＪＲになることによって、ＪＲは法律上から寄附禁止の団体ではなくなりました。しかし、ＪＲ発足前の国会決議により自治体のＪＲへの寄附を禁ずることが決まり、これを受け自治省財政局長は当地方課を通し、各市総務または財政部長あてにこの趣旨を通達してます。しかしながら、新駅の設置のような事例については、当該自治体や住民にも大きな便宜が生じることであるので寄附禁止の対象とはしない運用を行っているところであり、またＪＲ側は請願新駅については100％地方負担を主張してますが、自治省としてはＪＲに財産移動などの利益が生じることから、ＪＲの一定の負担すべきの見解を持っています。

そこで質問でありますけれども、今私が述べました自治省の見解と運用の効く中でＪＲ７社での新駅設置の特例自治体や具体的な駅名をつかんでいらっしゃればお示しをしていただきたいと思います。お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　地方財政再建促進特別措置法の特例に基づく新駅の自治体と具体名、こういう御質問でございます。

議員さんが今御質問されました中で、自治体や住民にも大きな利便が生ずることであるので寄附禁止の対象とはしない運用を行っているところであり、という言葉がございましたけれども、これは法律の適用方法で例外規定を指していることと私は理解してございます。そういった中で、いわゆるこの法律は自治体が駅等鉄道施設建設に要する、いわゆる費用負担の寄附等を禁止しているわけでございます。そこで例外として、地方公共団体と公団等――この等の中に、いわゆる先ほど議員さんがおっしゃったＪＲが含まれるわけです――との協議に基づいて支出する寄附金で、あらかじめ自治大臣の承認を得たものが認められているわけであります。この場合において、自治省の承認を得る

ためにはＪＲの応分の負担が前提でございます。それにしたがって特例事項、いわゆる法律に基づく第24条の２項そしてさらには施行令でいう第12条の２へ移行してくるわけです。それらの規定に当てはまってこそ初めて市が事業費を負担することができるわけですけれども、最近の事例としてちょっと申し上げますと、昨日１件新たに情報が入りましたのでそれをつけ加えますと４件ほどございます。この形態もあくまで自治省が都道府県を通じて行政指導している内容で施行が行われております。その一つは愛知県岡崎市、これはＪＲ東海道本線・西岡崎駅、これは開業が昭和63年３年、これは過渡期でございます、62年にＪＲが４月に発足しておりますから。そのときの事業費が９億6,000万円、ＪＲ東海負担が約10％、こういうふうになって、その他は各市で、市で負担している、こういうことでございます。それから２点目の例としましては滋賀県の栗東町、ＪＲ東海道本線・栗東駅、開業が平成３年３月、事業費は８億2,000万円、ＪＲ東海負担、約10.3％。それから３点目の例が、これは近くにございます長野県の佐久市、ＪＲ小海線・佐久駅でございます、これはまだ仮称になっておりますけれども、これは信越新幹線の関係で、長野オリンピックの関係でこのあたりにできる、こういう話でございます。開業は本年の10月を予定してございます。事業費が３億5,000万円、ＪＲ東日本負担、約10％、こういうことでございます。そして追加事例としましては岩手県の紫波町、これはＪＲ東北線の紫波中央駅、仮称でございます。開業が平成９年12月ということで事業費は２億7,000万円。そしてこれはＪＲとの協議の中で地元全額負担、こういった中で町としては期成同盟を設置しましてこのお金の募金活動をしたわけでございます。この町はちょうど岩手県の盛岡市のベッドタウンとして今発展しつつあるところでございまして、古館と日詰の4.7キロの中間につくろう、こういう駅でございますが、そのやりくりとしまして町の職員もそれぞれ給料の１％の寄附を要求する、このような実態がございまして自治省の指導を受けてございます。したがってＪＲとしては10％を支出して残りは町の寄附と、それから町の費用でもって事業を行う、こういうことでございます。

そして日野市の新駅の場合については、昨日、東京都の地方課の方では全額負担については認めることは協議の過程ではできません。したがって前提条件であるＪＲの応分の負担、これが前提となります、こういうことでございました。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　今、参事の方から承認されました事例としまして４件あるということで西岡崎駅、栗東駅、佐久駅、紫波駅ですか、この話がされました。私の得てい

る情報では、これ以外にも例えばＪＲ東の中で陸羽東線の有備館、ここがあります。次にＪＲの西では奈良線のＪＲ藤森駅があります。それから同じくＪＲの西の山陽線の東尾道、それからＪＲ九州で日南線の田吉。この４例があります。また民鉄の請願駅で地元自治体出資による新駅は、例えば福島県の会津鉄道の工業団地、宮城県のくりはら田園鉄道の大岡小前、それから愛知県の名古屋鉄道の瀬戸線の印場、静岡の天竜浜名湖鉄道の掛川市役所前、同じく静岡の天竜浜名湖鉄道のフルーツパーク前、島根の一畑電気鉄道の湖遊館新駅、鳥取の若桜鉄道の八頭高校前、長崎の島原鉄道の千拓の里、同じく長崎の松浦鉄道、西九州線の西有田、最後に福岡の平成筑豊鉄道、田川線の源じいの森、こういう事例もあります。

私が最初に紹介しました陸羽東線・有備館について運輸省鉄道局の回答では、ＪＲ東会社の有備館駅は、地元岩出山町が100％負担をし寄附をして平成８年３月16日から運用しているという回答をいただいております。この有備館駅の設置を告げる新聞がここにありますので若干読ませていただきたいと思います。これは'95年の11月25日付の朝日新聞の朝刊のローカル版に載った記事でありますけれども「岩出山町の国史跡・名勝の「旧有備館及び庭園」前に、ＪＲ陸羽東線の新駅「有備館駅」が来春、できることになった。二十四日、同町とＪＲ東日本東北地域本社が発表した。現在、建設中の統合中に通う生徒たちにとって最寄りの駅になり、また、町では旧有備館に訪れる観光客増にもつながれば、と期待している。有備館駅は現在の岩出山駅から約一キロ、西岩出山駅から約二・八キロのところにできる。プラットホームは長さ九十一メートル、幅三メートルで、長さ二十メートルほどの屋根をつくる。当面は無人駅だが、将来は駅舎を兼ねる歴史資料館を建設し、有人化を図る予定だ。建設費は約六千万円で、町が五千万円まで負担し、残りを民間からの寄付などでまかなう計画だ。駅設置を巡っては昨年五月に、町商工会や地区親交会など町内六十三団体が「有備館駅（仮称）設置促進期成同盟会」を設立させ、運動が本格化した」１年10カ月後の'96年の３月にいわゆる開業ができた、こういう事例があります。また自治省の財政局指導課ＪＲ担当の方の御回答でも可能ということであり、また先ほど参事の御答弁でＪＲ側の負担が全く得られない場合、自治体の寄附に対する自治省の承認は得られないと発言がされました。確かに例えばＪＲ西の奈良線のＪＲ藤森駅、これは京都市が84.4％出資をし、ＪＲが15.6％出資してます。広島の山陽線・東尾道、これは尾道市ほかが89.8％出資し、ＪＲは10.2％出資してます。それからＪＲ九州の日南線の田吉、これは宮崎県が50％、ＪＲが50％確かに負担をしております。しかし、有備館のようにＪＲが全く出資してないケースもあり、参事の御回

答は必ずしも正しくはありません。

再質問を１点させていただきます。

幾つかの事例を申し上げました。私はかつて新駅開業の先進地視察を行政側にお願いをした経過がありました。参事にとって最初の議会の折にも視察の提言を私からさせていただきました。当時、参事は大変よい考え云々ということで視察に対して前向きな姿勢を示しましたが、現時点、こういった先進地に対する視察はどのように考えていらっしゃるでしょうか。一言お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

先進地の視察についてでございます。確かにこれだけの事業を行っていくわけでございます。いろんなケースがあるわけでございますので、視察することによってその設置までの過程のいろんな手法、これは参考にする必要がございます。いろんな駅設置に当たりましては費用支出についてそれぞれの事業主体が苦労しております。そうした中で、そうするためにも先進地の視察をすることによって、やはり新駅に対するまたいろんな手法も出てくるんじゃないだろうかと私は思っております。そういった中で、今遠くには行きませんけれども、武蔵五日市駅あるいは八王子の南野駅、三多摩地域でこの２駅については一応私としましては視察といいますか、勉強をさせていただいた。今後も機会があればさらに費用負担全額負担ということはまだ法律的に解けないところでございますけれども、そういった事例があればまた考えてみたい、かように思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　この問題に対します考え方を述べまして次の質問に入っていきたいと思います。

今の陸羽東線・有備館駅に見られる運輸省鉄道局の回答また自治省財政局指導課ＪＲ担当の方の御回答、いずれも可能ということであります。特に自治省の財政局指導課ＪＲ担当の方からは、相談があれば懇切丁寧に対応します、こういうふうなお話も伺っております。今後、行政が可能性を見出す努力と運動を展開する中で、一日も早い新駅実現を可能にしていただくことを要請し、この質問は終わります。

次に八王子市との連携を深め、浅川鉄橋上への橋上駅構想についての質問をさせていただきます。

これまで日野市は新駅設置箇所については予備調査報告書に基づいての３案、つまり豊田駅の西方１キロ450メートルと１キロ670メートル、そして１キロ850メートルを視野に入れて検討をしてまいりました。報告書では豊田駅西方１キロ670メートルを開発区域都市計画道路との整合性から見て優位性を有しているとの判断をされています。しかし、この箇所を含めて３案に駅舎をつくることは建設費用、運転不安、採算、保守管理から懸念がされております。私は昨年第１回定例会で荒川の橋の上にある駅、埼京線の北赤羽駅を紹介をし、浅川鉄橋の上に駅舎をつくることを検討課題にしてほしい、こういう提言をいたしました。

そこで質問をいたしますが、第１回定例会よりほぼ１年が経過しようとしておりますが、この浅川鉄橋上における橋上駅については検討課題に加えていただけたでしょうか。

また橋の上に駅舎をつくることは何か法律に抵触するものがあるのか。

この２点についての質問をさせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

浅川鉄橋上の橋上駅に関する検討課題について、こういう御質問でございます。

確かに私どもの調査報告書においては議員さんが御指摘したとおり、建設費、運転保安、採算、保守管理等から懸念される部分もございます。しかし、まだこれからその点については検討していかなければならない、かように思っているところでございます。昨年の第１回定例会で埼京線の北赤羽駅を事例として御紹介いただきました。５月27日には早速視察をいたしました。この駅は北区の浮間地区、いわゆる工業地区でございますけれども、工業とあるいは工場が既にバブルによって崩壊した地域と赤羽地区の間を流れる荒川に注ぐ新河岸川でございます、これは。幅員が102メートルにかかるもので、首都圏の通勤緩和対策として埼京線の新線設置に伴って昭和60年の９月に、市のちょうど予備調査報告書が作成される前の２年前に開業されたと聞いております。この実態を見まして考えたことは、設置に当たって社会的あるいは経済的な点、それから都市的そして技術的条件が整えば法律的にも河川上の駅設置は可能である、こういう実感でございます。

御提案の浅川鉄橋上の駅設置については、現在進めているこの駅での、駅と、さらに現在の浅川に設置することについての位置での設置が社会的あるいは都市的な面で絶対

にその必要性があるのかどうか、そしてＪＲがよく言います技術面、経済面についての、こういった点の調査、研究が必要ではないかということで今日まで課題として心得ているところであります。したがって、現在進めている駅での協議の方向性、これを見きわめた上で検討をいたしたい、こういうことでございます。よろしく御理解願いたいと思います。

それから法律上の問題、これにつきましてはいろいろと法律はございます。河川法もあります、建築基準法もございます、都市計画法あるいは労働基準法、消防法それから普通鉄道構造規則等、すべてがあるわけですけれども、鉄道施設については建設省と運輸省との間で協定がございます。その指導基準にそれらが定められておりますので、これをクリアすれば設置は可能である、このように考えられます。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　再質問をさせていただきたいと思いますけれども、埼京線の北赤羽駅を早速視察をしていただいたということで、ありがたく思っておりますけれども、私の提言の浅川鉄橋上の橋上駅建設につきましては、いわゆる現在進めている駅位置での協議が初めにありきで、協議の方向性を見きわめた上で検討をいたしたいという回答には若干不満であります。

そこで再質問をさせていただきますけれども、埼京線はＪＲ――旧国鉄の線路でありますけれども、この地域でも民鉄で、いわゆる橋の鉄橋の上に駅がある民鉄がありますが、それは御存じでしょうね。まず１点、それをお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　承知しておりません。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　承知しておりませんということですので、後ほど御紹介いたしますけれども、いわゆる河川上に駅を設置しようとする場合、先ほど参事からも幾つかの法律的な河川法とか建築基準法、都市計画法、労働基準法、消防法、こういったものの御紹介がありましたけれども、大きくは二つの法律があります。一つは河川法に基づく占用の許可が必要だということであります。それは簡単な手続で終わりますので大した問題はないと思います。それから鉄道関係法令等においても駅の設置に関し、河川上ということでの理由からの制限は全く設けられておりません。したがって法律的にはすべてをクリアしているわけでありますので、現在進めています３カ所と合わせまして駅設置予定の１カ所にこの浅川の鉄橋の上にかける橋上駅、これを加えていただきたい、

このことを再度要望いたします。

それから八王子市との連携を深める。これは大変大切なことであります。日野市は昨年12月11日付で波多野八王子市長に「西豊田駅誘致事業に関する貴市の御理解について」こういう文書をもって働きかけをされております。昨年の12月の申し入れですから既に八王子市からの回答、考え方も届いていると思います。八王子市の反応についてのお伺いをいたします。

この２点、お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　それではお答えします。

今、１件、八王子市の件だけでよろしいんですね。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　浅川の鉄橋の上に新駅をつくることを再度検討課題に加えていただきたい。要するに３カ所から４カ所にしてほしいということです。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　失礼しました。第１点目の、いわゆる浅川鉄橋上への駅を設置することについての検討でございますけれども、先ほどもちょっと答弁で申し上げましたとおり、現在進めている駅での協議の方向性が出てくれば、それと並行して必要性が必ず出てくるんでしょうから、出てきた場合に検討したい、こういうことでございます。と申し上げますことは、この予備調査報告書を作成する際、もう既に先ほど申し上げたとおり、いわゆる何ていうんですか、この橋上駅というのはできていたわけでございます。また八王子市との状況から見ましても、当時、浅川右岸側は北野区画整理事業、これが施工されて既に56年５月23日には完了しております。そういった関係がございまして、八王子市側としては当時協議されたかどうかはわかりませんけれども、そういったことに対する地元からの要請は昭和60年代の前半、１年か２年ごろ既に陸橋の補強工事に伴って地元の自治会等が要請した経過があったそうでございます。したがって昭和62年の第２回の定例会において、当時の高橋徳次議員からその問題についてのやりとりが既にしてございました。そこの中で設置等については、当時の回答では、ＪＲにも照会した、こういう中でこの報告書は作成されております。現実的にも都市的な観点から見た場合にいろいろ問題点がございます。そういったことについていろいろございますので、今後検討はさせていただきます。そういったことでお答えにさせていただきます。

八王子市からの回答ということでございますけれども、昨年の12月11日に、先ほども議員さんが読み上げました「西豊田駅誘致事業に関する貴市の御理解について」というお願いに私ども行ってまいりました。その際にそういう話もしたわけでございますが、八王子市さんの反応としましては、現在、南野駅、これに対する費用負担で非常に苦慮しているという状況の中で、今、基本計画においては中央線の複々線化、これが優先される、こんなような状況でございます。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　再々質問で大変申しわけないんですが、八王子市との関係でさせていただきたいと思いますが、今の参事の御答弁ですと、八王子南野新駅ですね、（「はい」と呼ぶ者あり）横浜線の。これの負担で苦慮している、こういうお話です。この八王子南野の負担については、これは八王子市が負担をしたんでしょうか。それとも八王子市のいわゆる民間の方が供出した、そのことでかなり経済的に逼迫している、そういう意味の言葉なんでしょうか。これが一つ。

それから複々線云々という話が出されました。三鷹－立川間の複々線が決められておりますけれども、まだ立川から高尾の複々線については遠い先の話ということで具体的な話は伺っておりません。それが一つの理由というふうには伺っておりません。それも一つの冷やかな態度の理由になっているんでしょうか。

この２点についてちょっと……。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　ではお答え申し上げます。

最初に横浜線・南野駅の負担の関係でございます。

事業費29億5,000万円、それの約80％については住宅公団が約23億を負担をし、残りの６億ですか、約６億につきましては八王子市のいわゆるニュータウン新駅協議会、これが負担をする、こういうことで今その費用の捻出に苦労している、こういうことでございました。

それから複々線の問題。これについては八王子市は既に現在の都市状況を見て貴市の基本計画においても複々線化をしたいということで、最近に至っても議会等において予算委員会で一般質問する、そのようなことも兼ねて運動をまずしているようでございます。事務的にはこれから御相談申し上げますので、御相談に乗ってくれませんか、こういうような話は伺っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○2番（佐藤洋二君）　波多野市長あてに出された日野市からの要請文というのは、いわゆる日野市が新駅をつくりますという、そういう経過そして八王子市に対する要請、この要請については2行ぐらいで終わっているんですね。ぜひ、これからの中で日野市と連携しながら新駅をつくる、そういったためのいろんなテーブルを設けるとか、そういったことについては全く触れておらずに、ただ単に御協力をお願いします、こういうふうな、たしか文言だったというふうに思います。ぜひ八王子市を納得できる、説得できるような、そういった要請文を再度送っていただきたいというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうかね。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　対八王子市長に送りました、いわゆる西豊田駅設置に対して御理解をお願いをしたいという表現を用いております。つまり八王子市にしてみますと駅勢圏であることは間違いないわけです、大和田地域。しかし、八王子市には八王子市の立場がありますから、何か将来、つまり負担を前提とする、そういう協力は必ずしも約束できない。したがって協力はするけれど、その点は理解をしてくれ、こういうふうに私も口頭で聞いておりますので、そのことをはっきりとお答えをしておきたいと思います。したがって協力は当然していただける、精神的な協力はあるということであります。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○2番（佐藤洋二君）　最後の質問になります。この問題ですね。それで八王子市には文書をもって協力要請をしただけなのか。あるいは直接どなたかが行かれて、市長とお会いして、そして協力要請されたのか。その辺についての質問をさせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　文書の提出ということでございますが、私と、それから企画課の主査が伺いまして都市管理室長と柳瀬助役にお会いしております。そして受理されております。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○2番（佐藤洋二君）　できれば市長同士のお話をしていただくことをお願いしたいと思います。

若干意見を述べて次の質問に入りたいと思いますけれども、浅川にかかる橋上駅のメリットは建設費の地元負担が軽減できることと新駅設置に伴う採算性の見通しが可能になること。日野市と八王子市の両市が駅新設に伴うメリットを受けることであります。

河川上駅舎は北赤羽駅、民鉄の、これを参事、一回見てきていただきたいんですが、京浜急行の新馬場駅、品川から三つ目の駅です。これらは技術的、安全性、運転保安などなどが克服されております。今後、河川上橋上駅も視野に入れてＪＲとの協議を進めていただきたい、この要望を述べて、この質問は終わります。

次に誘致事業推進広域要請の要請先についての質問をいたします。

２月24日にいただいた当日の行政側からの資料によりますと、西豊田駅誘致事業の推進に向け地元の住民、組織、企業、事業所などなど94団体を表敬訪問し新駅実現に向け協力、参加を呼びかけたことがわかります。この資料の中で団体等という欄があり、主に労働組合名が記載されています。この労組間にＪＲ内２労組の名前が記載されておりません。これは記載漏れだったんでしょうか。お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

ＪＲ内の労働組合について、こういう御質問でございます。

今回、推進本部の設置に伴いまして93の関係団体を表敬訪問して、そして協力と参加をお願いしたところでございます。この中で御指摘の豊田電車区のＪＲ内の二つの労働組合、これについては、考え方として、市が駅設置をお願いしている、いわゆるＪＲ東日本の組織内団体である、こういうことから、本部設立後に逆に報告と協力要請を行おう、こういうことで別扱いにいたしたわけでございます。したがって名簿には記載してございません。このことによりまして、今回改めて３月４日に推進事務所の方で前回の設立資料を持参しまして、まず情報提供的な形で豊田電車区長、豊田駅長、日野駅長、その後ＪＲ労組の東京地方本部八王子支部豊田電車区分会それと国労の東京地方本部八王子支部豊田電車区分会、これをお伺いし説明してございます。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　そうしますと３月４日にＪＲの労組に表敬訪問し、お願いしてきた、こういうことですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

私がこの通告をしたのは今定例会の開催の通知のあった、いわゆる告示のあった日ですから２月27日ですか――そうですね。行かれたのは３月４日ということになっていきますと、私からＪＲの労働組合に行ってほしいという要請を受けて初めて重い腰を上げて行った、こういうふうにとらざるを得ません。設立総会は２月24日に行われているんですね。もし参事の考え方が頭にあるならば24日の日に行くとか、あるいは週明けの26日に行くとか、そういう努力が必要だったんではないでしょうか。

そこで１点だけ再質問させていただきますけれども、うわさによりますと、いわゆる田端のＪＲの地域本社の帰りにＪＲ東労組の東京地本には表敬訪問し、その後何回かは伺っている、こういうお話を伺っておりますが、それは事実でしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　そのとおりでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　そのとおりでございますという答えは、それでいいんですが、参事の考えていらっしゃる、あるいは行政で考えていらっしゃる考え方と実際の行動は違うんですね。もし、冒頭、参事がおっしゃったような考え方でいくならば、２月24日以降に東京地方本部に行かれるのが筋じゃないんでしょうか。それから国鉄労働組合の東京地方本部には行かれましたか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

設立総会が24日ということで、そして考え方としては先ほど申し上げましたとおり、ＪＲ内の組織内団体だ、こういう考えで、むしろお願いする立場ですよという中でやっていたわけですから、もともとこの考えはあの総会が開設される前にもう既にそういうふうに私どもでは協議しまして決めてあったわけでございます。ただ、たまたまいろいろとその後の整理等もございましてお伺いするのにおくれた、今日になった、こういうことでございます。

それから本部の方の、いゆる田端のＪＲ地方本部については最初に平成７年の１月17日に市長とお伺いしまして協力方要請し、その後、私ども事務的なサイドでお会いしているということは、あちらさんの方でも動きだけは教えてくださいよ、こういうことでございましたので、そうした機会があるたびに、もう４回行っておりますけれども、機会があるたびに、できるだけ経過についてはお知らせするという立場をとってございます。

それからもう一つの国労でございますか、これについては今のところ行ってございません。とりあえず関係地域でございます推進本部ができた周辺についてまずお知らせした、こういうことでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　豊田電車区の中の二つの組合に対しましては同日に伺っておりますので、それはそれで結構だと思います。ただ東京地方本部の段階で片方には２年前

の平成７年の１月17日に伺っている。その後、その組合の方から動きを知らせてほしいということなので何回か、４回ですか、伺っているという、そういう話を伺いました。２年間たった中で片方の組合に行って、片方の組合に行かないということは、これはちょっとおかしいんじゃないんですか。表敬訪問とはそういうものなんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

私どもはＪＲ本社、現在、田端に今回開設されてあるわけですけれども、労働組合が幾つあるということは私自身も認知しておりませんでした。したがって本社にございました労働組合にお伺いしてごあいさつする、こういうことでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　電車区の組合に行くことについては事前に打ち合わせする中で設立後に行こうじゃないか、こういう意思統一といいましょうか、考え方を出しましたよね。二つあることは知っていたんですよね。当然上部機関があることは普通の方であれば理解できますよね。それはどうなんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答えいたします。

たまたま、これを知ったのは、いわゆる日野市の団体名簿、これによりまして記載されていた関係がございましたので、この箇所について御報告した、こういうことでございまして、本部云々についてはたまたま私の知識の中にはなかった、こういうことでございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　過ぎたことですからくどくど言いませんけれども、ＪＲの所属している議員もいるわけですから一言御相談していただければ、こういう組合があります、こういうお答えもできたんですね。実は昨日の一般質問で板垣議員の方から、日野駅問題についての取り組み、今日までの経過が話されました。その中でホームの防風板とか、あるいはホームの延伸とか、あるいは自動券売機の増設とか、こういった問題、地元の方々の協議体と一緒になって運動を進めて、成果としてそれができ上がった、こういうお話を伺いました。確かにそうだと思います。と同時に私が所属している国労も住民の要望でＪＲに直結するものについては地方対応機関でこの問題を取り上げて協議しているんです。ですから新駅問題についても住民の悲願であるということであれば東京地方本部に上げていただければ地方対応機関の中でＪＲ東と話ができるんですよ。ぜ

ひ国労という組織、忘れずにやっていただきたいと思いますね。ちょっと差別を受けているような感じがつくづく感じまして一言言わせていただきました。

最後の質問に入りますけれども、日野市は新駅の設置についてＪＲから３点の条件を提示されました。そのうちの一つ、将来の経営に見通しの持てることがあります。市はさまざまな模索をしておりますが、その中に公団誘致案があり、再三議場あるいは委員会等で参事が発言されています。横浜線の新駅、八王子南野に見られるようにニュータウンが建設されますとＪＲ利用者が一気にふえ、また駅舎建設費も拠出が予想され大きな魅力となります。ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、どのような構想でこれまで参事が公団、公団ということを声高らかにおっしゃっているのか、その具体性についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答えいたします。

採算性の確保に伴う公団等の誘致という御質問でございます。

新駅の設置に当たっては、その条件の一つに経営の見通し、いわゆる採算性の確保が必要でございます。この対策としまして私の考えを今まで申し上げてきたわけでございますが、まだ具体的な段階には至っておりません。と申しますのは、これは昭和63年の予備調査、これでいわゆる３・３・２号線を含めた道路交通網の整備を前提とした、いわゆる交通アクセスにより新駅を利用する駅勢圏を設定した利用者の推計あるいは採算性の検討もこれはしてございます。その後、いわゆるＪＲに当時、当局に３・３・２号線の事業化のめどが立っていない現時点で、いわゆる浅川右岸、右岸地域――北野だとか長沼、南陽台、絹ケ丘、これをカウントしていることについての指摘を受けたわけです。したがってそれを補足する、こういうことになったわけでございますが、そういった経過の中でこの補足調査では浅川右岸地域を全く考えない場合、いわゆる通常の駅勢圏、これで開業で１年目で黒字にするためにはまだ新たな、いわゆる乗車人員、約1,900人が必要となります。そのためには約5,500人、再調査しますと5,500人の新規開発人口、これを必要といたします。

したがって、これをクリアするためには新駅の駅勢圏内にあります公団あるいは公社あるいは民間を含めた住宅の開発プロジェクト、この適正な誘導検討することが必要ではないか、かように思っているわけでございまして、いずれにしましてもこのほかに新駅へのアクセスいたします道路交通網の早期整備、これも一つの駅勢圏の拡大を図る要因にもなるわけでございますが、いずれにしましても、今の現状ではこれらのことに団

地的なものをどこどこにどうするとか、いわゆる方向性、立地条件等の方向性を定めるにはいろいろ問題もございます。また現在行われております区画整理事業における事業計画にも大きな影響を与えることになると思いますので、まだまだ充分検討あるいは調査、調整を図っていく上で事を進めていきたい、このように思っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　この問題につきましては何点か再質問の準備をしているんですが、あと残り時間７分しかありません。この後の一般質問の関係もありますので、再質問はまたの機会としまして、意見を述べましてこの質問を終わりたいと思います。

もともと小さな地域からの新駅乗客の確保には限界があります。そこで公団という考え方は理解できますが、予定地域の狭隘や過去の公団誘致の失敗例、公団の現状から公団構想は極めて難しいと思います。行政がどうしてもこの構想にこだわるならば、速やかに立地条件等の調査、研究の結果を出していただき、私たちの前に明らかにしていただきたいと思います。

私は、きょう、この種の問題をいたしまして７点の問題提起をしました。特に４番目の地方財政再建促進特別措置法の特例に基づく新駅設置の自治体の関係について何点かの事例を申し上げました。また自治省のＪＲ担当の方のお話も披瀝させていただきました。ぜひ私のこの調査がむだにならないように、そして日野市地元の方々含めて悲願である新駅が一日も早く設置できるように、なお一層の行政の御努力をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって８の１、“西豊田駅誘致事業”を官民一体となってすすめよう！の質問を終わります。

一般質問８の２、進めて“安全対策”ガードレール・盲人用信号機などの通告質問者、佐藤洋二さんの質問を許します。

○２番（佐藤洋二君）　ただいまから今の表題で一般質問をさせていただきますけれども、残り５分しかございません。答弁を予定されてます建設部長、途中でキンコン鳴る可能性が十分にありますが、ぜひお許しをいただきたいと思います。

いわゆる最初の文言があるんですが、時間がありませんので直接質問をさせていただきたいと思います。

一つは、来年度の交通安全対策費は総額どの程度の額が見込まれているのか。また、その使途についての内訳をお示ししていただきたい。これが１点。

２点目は、交通事故の件数は全国的に年々上昇の傾向をたどっており、関係者は大変

苦慮いたしていると思います。市も交通事故の根絶に向け、警察や交通安全協会との連携をとり努力をされていると思いますが、交通安全についてのお考えと、対策としてどのようなことを行っているのかについてお伺いをいたします。

それから3番目は、交通事故が多い中、市道での横断歩道やガードレール設置の方針と交通事故をなくす対策をお伺いをいたしたいと思います。

質問の4番目は、信号機の設置要望にできる限りこたえていただきたい。また盲人の方も安心して渡れるオルゴールつきの信号機をもっと設置していただきたい、こういう質問であります。

それから5番目は、地域からの寄せられている要望の実現に向けて2カ所の改善をお願いしたいということで事前に通告してございます。

この5点について残り3分ですが、できる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　一つ目ですけれども、総額では2億2,970万ほどの予算を持っております。幾つか五つばかりに分かれてますが、交通安全対策としての街路灯、これが約8,000万です。それから交通安全推進に関する経費、2,100万。それから交通安全施設の管理に関する、これは修繕料だとか道路反射鏡、これらですけれども、1,780万ほど。それから残りの二つばかりあるんですが、安全施設の整備、これは歩道関係のガードレールだとか、そういうものが8,400万、それから最後に放置自転車関係が、失礼しました。放置自転車関係が8,400万でございます。合計で約2億2,970万ということでございます。

それから二つ目の交通安全についての考え方でございますが、人命の尊重だとか人と車のよりよい共存だとか、いろいろございますけれども、事業といたしましては道路の整備あるいは交通安全施設の整備、占用関係の適正化、放置自転車対策それから交通安全教育、これらでございます。

それから三つ目のガードレールの設置方針でございますけれども、交通管理者と、市で行っております道路管理者と二つ大きく分けてございます。交通管理者と道路管理者で月1回の協議会を設けてございまして、その中でいろいろ要望先の優先順位、これらを含めまして設置しているというようなのが設置方針等でございます。

それから四つ目の信号機の設置でございますが、信号機の設置につきましては道路管理者ではなくて交通管理者が主管しているわけでございます。要望等が非常に多いんですけれども、市へ直接言ってくる場合と警察署に直接言う場合と二つございます。これ

らもやはり予算も必要だということでなかなか設置が実現しておりません。これらも、やはり地域の特性等含めまして、先ほどの会議等での調整をしているところでございます。

それから地域からの要望ということで、滝合橋から滝合小学校の方に行く中間地点の街路灯設置という御要望だと思うんですが、ぜひとも設置したいということで今検討いたしております。

それから最後のところですが、一番橋を渡りまして、南側へ渡りまして左折いたしますと市営住宅の方に参ります。堤防の上に市道がございますが、あそこが非常に通学路としての通行が非常に不便だという御要望のようです。敷地そのものは建設省の土地なんですが、少しでも改良ができるように、また一番橋の改修まで待っていたんでは時間がちょっとありそうですので、早速建設省とも協議して少しでも改良いたしたいというふうに思っておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　佐藤洋二さん。

○２番（佐藤洋二君）　大変、時間がない中での御答弁、ありがとうございました。

特に地元からの要望であります南平の市営向川原住宅から一番橋へ来るあの土手伝いの道ですね。新１年生が間もなく入学をするということで、あそこの団地のお母さん方、大変心配されているんですね。実は一昨年の……。（チャイム）

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって８の２、進めて“安全対策”ガードレール・盲人用信号機などの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時40分　散会

3月7日　金曜日　（第4日）

平成9年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第4号）

3月7日　金曜日　（第4日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君
企画財政部参事	槇島英紀君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成9年3月7日（金）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時04分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問９の１、放置自転車対策と市内交通網の整備についての通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（江口和雄君）　おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、放置自転車対策と市内交通網の整備についてということで質問を行いたいと思います。この問題につきましては、もう既に何回ともなく繰り返し繰り返し議会の場で取り上げているわけでございまして、私も昨年の６月の議会では、一般質問として取り上げたテーマでもございます。放置自転車の問題につきましては、行政にかかわっているものすべての問題であるといっても過言ではないと思いますが、都市化の進行とともに、市民にとりましては大切な交通手段でもあります。しかし、その交通手段としての自転車も、その取り扱いによっては、大変厄介なものとして我々の頭を悩ませているものでもあります。今まで積み重ねられてきました多くの論議をしっかりとそれぞれ認識しながらの対策が必要だというふうに思っています。

問題点を幾つかに整理してみますと、駐輪禁止区域地域内外の放置自転車撤去対策、また撤去自転車の処理とリサイクルの問題、放置自転車等による歩行者の歩行障害物対策などについて、さらには、今後のまちづくり計画と駐輪場新設計画について、そして既存のバス路線などの充実による自転車削減計画などなど、幾つかの問題点もあるかと思いますが、今申し上げましたような観点から質問いたしますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

１点目にお伺いしますけれども、市内各駅周辺の放置自転車対策は進んでいるのかということにつきまして、現状をお聞かせいただきたいと思います。このたび、定例会でいただきました市の行政報告書にも記載がございますけれども、撤去自転車の実績が記載されているわけでございますけれども、そのデータから見ますと、若干撤去台数というのは減ってきているようにも見えますけれども、実際に減っているとはどうしても思えないわけでございます。駅前の放置自転車は、一体どこへ行ったのかということで、このことも含めて、市として現状を掌握していれば、その状況につきましてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　江口和雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　　御質問の、市内の各駅周辺の放置自転車対策でございますけれども、主に各駅前を中心にいたしまして、月４回から５回の撤去作業を実施いたしております。あわせまして、放置禁止区域内への放置防止のためのＰＲ看板等の設置も努めております。また、一昨年の条例改正以降でございますが、撤去料の徴収や駅前整理員の増によりまして、駅前の放置自転車は確実に減少はいたしております。しかし、既存の駐輪場に比べまして、自転車の利用台数が上回っている状況であります。その結果、駅前に放置されました自転車が、撤去対象区域外に流れまして、放置されておるような状況が最近新たな対応として求められているものでございます。

以上でございます。

○１番（江口和雄君）　　どうもありがとうございました。

今部長の方から御答弁をいただきましたけれども、確かに関係部門の大変な御努力によりまして、駅前の放置自転車は、以前よりは少なくなりましたけれども、そういった面では、大分駅前はきれいになったというふうに私も思います。しかし、ただいまの御説明の中にも触れられておりましたけれども、駅前の整備は進んできているものの、駅から少し離れたところの状況を見てみますと、住宅街の中に放置自転車が入り込んできていたり、あるいは一方通行の狭い道路のわきに置かれていたりというありさまでございます。ただいま部長の御説明では、月に４回ないし５回の撤去作業を駅前は実施しているようでございますけれども、駅から少し離れたところでは、ほとんど撤去作業も実施されていないようなところもございます。当然、これらの作業につきましては、相当大きな経費を必要とするために、予算上の制約もあることは承知をしているところでございますけれども、そのまま対策を放置しているということは、ぜひこの際、改めていただきたいというふうに思いますけれども、その点につきましての考えはいかがでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それと、自転車条例が改正されて施行されてから、撤去料の徴収を中心として、さらに今までより一歩突っ込んだ対策がとられてきていると思いますけれども、私はさらに突っ込んだ取り組みが必要かと思いますが、市として対策の強化が今以上にできないものかお伺いしたいと思います。

あわせまして、今まで徴収した撤去料はどのような形で財政的な処理がなされているのか。当然、こういったものについては、私は関連する事業に生かされなければならないというふうに思うわけでございますけれども、この撤去料の処理につきまして、これ

につきましては企画財政部長の方からの御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　前段の対策の強化ができないかということでございます。まず強化をいたしますには、一番必要なのは設備と経費が必要になってくるわけですけれども、例えばですが、現在の保管場所では、収容台数に限りがございます。そして新たな保管場所が必要になってくるということがございます。いずれにいたしましても、駅前に放置されております自転車がほかの場所に移動いたしまして、放置が著しい場合には、条例によりまして撤去しなければならないのかな、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　徴収をした撤去料の関係でございますけれども、当然、収入科目としての使用料等につきましては、原則として当該の事業に充当するということになっておりまして、この自転車対策にかかる撤去料収入につきましては、予算書上におきましても、交通安全対策費の財源として充当しております。事業としては、当然この放置自転車対策に充当するということで処理をさせていただいております。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今、部長の方から、余り対策がとられていないという指摘に対して、著しい場合は、条例に基づいて撤去しなければいけない、こういう御答弁をいただきました。恐らくこのような状況というのは、まだまだ続いてくるとは思いますけれども、予算的な制約というものは、市の事業をする上では、当然一番大切にしなきゃいけない重要な約束事だと思いますけれども、やはり必要な部分については、ぜひ思い切った指示というものが出されなければいけないんではないかと。再三市民からのそういう苦情等については、関係の所管部署にお願いもしているところでございますけれども、一向に解決ができないというような事実もございますので、ぜひこれらにつきましては、市民の目から見て、言ってもやらないということがないように、非常に難しいテーマであると思いますけれども、さらに徹底的な対策をお願いしたい、中途半端な対策をしないでもらいたい、このことを重ねて要請しておきたいと思います。

それから、撤去料の徴収の処理につきましては、当然交通安全対策等含めたことでなされるというふうに聞いておりますけれども、交通安全ということについて言うならば、

そのことでいいと思いますが、やはり駐輪場の整備というような関係について、何らかの形で、そういうものも当然使われているとは思いますけれども、何でもかんでも一緒みたいな形というものは、やっぱりまずいんではないか。そういうこともありますので、特にこの点につきましては、今後の検討になるのかもしれませんけれども、何かの形でいわゆる自転車対策、まとまった形での財政的な工夫をしていただければ大変ありがたいと思いますので、これは要望しておきたいというふうに思います。

次に、リサイクル自転車の問題についてお伺いしたいと思います。これもたしか昨年、私はお話をさせてもらったと思いますけれども、これにつきましては、環境部リサイクル課を窓口として、市内のいわゆる自転車を業とする輪業組合との話し合いが進んでいるということになっているわけでございますけれども、その後、この話し合いがどういうふうに進展したかのかということについて全く聞いていないわけなんですけれども、どんな形で市と組合との話し合いが進行しているか、その後の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

この問題につきましては、各自治体も積極的に取り組みを行っているところもございますし、日野市も、このリサイクル自転車という事業は比較的他の自治体に比べて早く実施をした、こういうふうに伺っているわけでございますけれども、スタート時点が何しろ自転車業組合との話し合いというようなものをやらないままに市が単独で実施をしてしまったと。そういったことが影響して、現在までいろんな問題点を難しくしてきているんではないかというふうに聞いているわけでございますけれども、これにつきましても、関係部門の懸命な御努力によりまして、最近では、その自転車業の組合の方との話し合いについても、一定の流れが出てきて、方向もやや見えてきたというふうに伺っております。

また、難しい問題点としては、防犯登録の取り扱いの処理が大変難しいというふうに聞いているわけでございます。特にこの問題は、警視庁、いわゆる警察のコンピューターによる防犯登録の事務処理等の時間的な処理時間の制約等も含めて、どうも難しい問題が含まれているように思います。いわゆる放置自転車をリサイクルとして適法に処理したにもかかわらず、最初の防犯登録がコンピューター上に登録されたまま、それを買った市民が、たまたま警察に捕まって、それが犯人扱いされてしまう。正式なルートで買ったのに、自転車を盗んだんじゃないかというような、そういうようなタイムラグがあるようなことがありまして、どうも自転車業組合の方も、そういったことの対策についての警察とのトラブルを何とか避けたいということから、二の足を踏んではということも

実は聞いているわけでございます。こういった問題につきましては、やはり一環境部だけの問題としてではなくて、市としての組織的な取り組みというものが、他の行政官庁との調整等も含めて必要ではないかというふうに思いますので、現状の問題点がどういうふうになっているかということと、その対策をこれからどのように立てていくのか、取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　環境部長。

○環境部長（中里正市君）　係る件につきましては、お話のように、昨年６月定例議会の折にも議員さんから御質問といいましょうか、お話をいただきまして、当時、既にその前に輪業組合の役員さんとの間では、シルバーセンターも含めて、市と三者間で一定の協定書に至る方向づけが既にできていたものですから、その線でもって市の方に輪業会からのお話が返ってくることを御期待申し上げています、という経過的なお話をさせていただきました。そこで、その後でありますが、当方といたしましては、とにかく役員さんとの間では、一定の協定書の細部まで了解事項として内容が伴ってきましたので、９月に入りまして、再度会合を持たせていただき、再確認をいたした経過もございます。あわせて、防犯登録に関する取り扱いが若干複雑でございますので、日野署の地域総務課、あるいは防犯課等に足を運びまして、今後の処理についての登録事項を確実に行うための手順について協議を進めている経過でございます。

いずれにいたしましても、最終案に沿って日野輪業会、組合員さんが14名おられるわけでございますが、役員をして、組合員各位に、今までの了解事項に沿って、お一人ひとりに提示をし、でき得れば、この秋からは実施移行ができるように努力する旨の確約的な御回答もいただいておりますので、引き続き三者間の同調準備をさらに進めていく所存でございます。以上当件につきましては、お話のように当初、ぎくしゃくした出会いではありましたが、一昨年秋からこの間１年半の間に、10回ほどに及ぶ出会い、打ち合わせ会議を経ておりまして、当初のぎくしゃくと申しましょうか、そういった雰囲気はすっかりその後一掃されまして、実現準備段階に入っておりますということをこの際お答えといたしたい次第でございます。

なお、協定の内容でございますけれども、今はクリーンセンター内のリサイクルセンターの場所へ直接市民の方々が見にこられて、気に入ったのを求めて帰られるわけですが、待機的な、すぐ来て、気に入ったものもないというような状況もありますが、これを輪業組合の加盟の方々に売っていただくのを移行するのが大きい前提です。そうしますと、再生自転車の安全点検も専門の立場でチェックしていただけるし、安全適マーク

も系列の東京都の自転車商業協同組合で取り扱っている適マーク等を自転車に張ることも可能でありますし、そういった意味合いから、点検あるいは適マークの費用に売っていただく手数料的なものを加味して、そういう支弁でもって、市民にお分かちするお値段そのものは、現在のギアのないのが8,000円程度、ギアのある３段、５段、７段とあるようですけれど、内容によって8,500円、9,000円でありますが、500円程度頒布価格を上げさせていただいて、なおその手数料の一部は企業努力といいましょうか、つくる基でもって合理的な再生に力を入れていただくなどして、販売手数料の工面は市の補助金等も合わせて支弁をしていく方向であります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

この秋から実施をしていきたいと。要するに輪業組合との話し合いの中で、この秋からは、いわゆるまちの中の自転車屋さんの中で、そういうリサイクル自転車の販売も行っていきたいと、こういうのをこの秋から実施したいというふうにとってよろしいわけでございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）どうもありがとうございました。今部長の方から、ようやく話し合いもまとまって、この秋から、そういったリサイクル自転車が市の自転車業組合さんの了解を得る中で、そういったところでも販売ルートに乗ってくるというようなことでお聞きしました。大変関係部門の方々には御苦労願ったわけでございますけれども、先ほどの警察のコンピューター処理の問題等につきましては、事務的な問題として難しいこともあるようでございますけれども、ぜひ精力的な話し合いを進めていただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、リサイクルにつきましては、物を大切にするということも含めまして、そのことにかかる費用以上に大きなメリットがあるものと思います。大切な資源としての再利用も大きなテーマでもあり、ごみの総量を減らすという観点からも、大切な問題だと思っています。より一層の御尽力をお願いしたいというふうに思います。

次に３番目の質問としてお伺いいたしますけれども、歩行者の安全対策についての進捗状況をお尋ねしたいと思います。これにつきましても、以前、歩道の安全確保の問題で一般質問を行ってきた経過がございます。また、歩道への植栽が車いす利用者の通行障害となる問題についても指摘をする中で、関係部門の御努力によりまして、一定の改善が図られてきたところでもございます。日常の生活が、主として車を利用している方々には、なかなかこの問題は理解が得られない部分でもございますけれども、車をほとん

ど使わない人たちにとりましては、歩いている道――歩道が、あるいは道路が危険な状態にさらされるということは大変深刻な問題だというふうに思います。

今までの質問の中で示されましたように、放置自転車の駅前の撤去などは対策が進んでいるようでございますけれども、駅から少し離れたところでは、その道路上に相当の台数の自転車が放置されているところが見られるわけでございます。場所によっては2台あるいは3台と、まさに並列で道路に大きくはみ出しているところも見受けられます。そこは見たところ、まさに市が指定している駐輪場のような光景でもあるわけでございますけれども、しかしそこは、自転車条例でしっかりと駐輪が禁止されている場所でもございます。駐輪禁止をうたった看板等も置かれているわけでございますけれども、自転車の波に看板が押し寄せられまして、全くその看板の役目を果たしていない、こういったような状況も見受けられわけであります。また、一方通行の道路にも当たっているわけでございます。このことにつきましては、所管部署も承知はしている場所ではございますけれども、この対策については、最初の質問の中でお伺いいたしましたので、重複はいたしませんけれども、その放置自転車によりまして、いわゆる道路の使用可能な有効スペースが非常に狭くなってきている。道路の反対側の路側帯の方へ車がはみ出しながら通行しているような状態も見受けられるわけでございます。こういったような状態ですから、当然、歩行者への安全確保対策として、歩行者との通行帯の区分をよりはっきりとさせるために、コーンポスト、ポールを立てて、車の運転者に対して注意を促しているところでございますけれども、残念ながら現状は、そのコーンポストでさえ、大変破損状態がひどいために、すべて撤去されてしまっている状態でございます。所管部署では、この平成8年度予算の中では組み込めなかったために、9年度予算への組み込みというものを約束していただいたわけでございまして、相談会で地域の住民にも御了解をいただいたわけでございますけれども、残念ながらどうも示された予算書にはその部分は入っていないようでもございます。近隣の市民からは、まだかまだかと大変多くの声があるわけでございます。ポールの取りつけと放置自転車の対策を求める声であります。交通事故が起きてからでは遅いわけであり、大変言いにくいんですけれども、所管部署としての今までの対応は、全く誠意がない。また、問題点解決のための熱意が感じられないと指摘せざるを得ません。

今、ごく一例を紹介いたしましたけれども、放置自転車は市内各所で歩行者の安全を脅かしています。歩道の安全確保を質問したときに、今後の調査を市は約束をいたしましたけれども、こういったような現状をどのように把握をし、対策を立てようとしてい

るのか御答弁をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　御指摘のポールでございますけれども、歩行者の安全を確保するために、それを目的といたしまして設置いたしましたものでございます。破損がひどくなりまして、歩行者、自転車等の事故原因になると判断をいたしまして、ポールを新しくつくらずに、古いものは撤去いたしております。その結果、今お話のございましたように、道路の幅に余裕ができた関係でございまして、放置自転車がふえたということでございます。対策でございますけれども、ポールの設置につきましては、歩行者の安全確保が目的でありまして、この平成９年度の予算の方を工面いたしまして、できるだけ早い時期に施行いたしたいというふうに考えております。

また、放置自転車につきましては現在、幹線道路際に放置されておりますが、公園の臨時駐輪場が比較的あいておりますので、そちらの方へ誘導いたしたい、そういうふうに思っております。よろしくひとつお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　ありがとうございました。

今部長の方からは、場所も承知しておられるということで、平成９年度予算の中で何とか工面して、できるだけ早く実施をしたいというような御回答をいただきました。ぜひ、これにつきましてはお願いしたいと思いますが、何といいましても、全体的な財政が厳しいこういう状態の中で、その厳しい予算の中で、どうやって事業をやっていこうかということについての関係する部門の御苦労は大変理解ができるわけでございますけれども、特にただいま指摘したような問題等につきましては、まさに市民の安全、命を守る、そういう対策ではないかというふうに思いますし、この安全とか命を守る対策というものは、何といってもほかの事業はさておいても、最優先されなければいけない事業ではないかというふうに思うわけでございます。

そういった点では、この問題は特に財政当局へのお願いになるわけでございますけれども、ぜひ予算の取りまとめ部署としては、いわゆる人の命や安全にかかわる問題については、予算についてぜひ配慮をお願いしたい、こういうふうに思うわけでございます。市役所においてもそうでしょうし、私ども民間の企業におきましても、当然安全についてはお金を惜しまないと、こういうことは最優先でございまして、そういった点については、市の事業として、安全にかかわる問題等については、何はさておいてもやはり、市民からの指摘なり、そういった点については耳を傾けて、一律カットするようなこと

はしていないと思いますけれども、そういうことをお願いしたいというふうに思っています。

そういった点で今回、予算説明会をあらかじめ会派にしていただいたときに、主な年度内事業の書類をいただいたわけでございますけれども、その中に安全・快適という項目がありましたけれども、いわゆる安全対策ということを意識した項目というものは全然触れられていないんですね。全く寂しいんです。やっぱりこの安全対策というものについては、これは年度の特定事業ではないとは思いますけれども、そういうものがなければ、どんどんなされなければいけないんじゃないかというふうに思うんですよ。安全ということについての文字というのは、非常に市の予算書の中には少ないんです。こういった点について、どのようにこのことを考えておられるか、これはひとつ企画財政部長の方に、この辺の予算のまとめ部署として、安全に対する配慮ということについての考え方をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　安全対策についての予算的な配慮、特に交通安全対策につきましては、今御質問の中でも御指摘のありましたとおり、命にかかわる問題ということを、大変重要な事項であるというふうに考えております。予算説明の資料等の中で、そうした点の記載がなかったという御指摘でございます。これらの資料につきましても、十分な配慮に欠けていたというふうに思います。今後、できるだけわかりやすい資料、必要なことについて整理をし、資料の策定等についても工夫をしてまいりたいというふうに思っております。いずれにしましても、基本的な生命にかかわる、特に施設の整備の不備等で、そうした不幸な事態が起きるということは極力避けていかなければならない問題だというふうに思っておりますので、当該主管部とも十分調整をして、優先度の高いといいますか、安全対策についての重要な部分に予算配分をするべく今後とも主管部と十分な調整をしていきたい、そのように思っております。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今後、そういった点につきましても、注意を払っていきたいということでございますけれど、この安全対策ということについては、ちょっとあれですけれども、市長にもお伺いしたいわけでございますけれども、先ほど来指摘しているように、やっぱり命とか安全にかかわる問題は、むしろ積極的にやりなさいという指示があってしかるべきかなというふうに思いますが、そこら辺については、市長さんの今までのとってまいりまし

た政治姿勢からいけば、当然なされていると思いますけれども、改めましてそこら辺について何か御見解があれば、簡単で結構ですので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおり、安全ということは、市民生活の一番の日常にかかわる課題でございますので、健康のこと、それから直接環境にかかわること、いろいろな意味で安全を最優先するという配慮こそ、地方自治のまた本旨に絡むものだと、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

ぜひ、所管部以外につきましても、すべての職場においても当然、事務所とはいっても、事故に直接結びつくような原因はいっぱい見られるわけですから、各部門におきましても、安全対策につきましては、より一層の御配慮を重ねてお願いしておきたいというふうに思います。

次に４点目の質問でございますけれども、モノレールの新駅を含めました、今後の駐輪場計画の問題につきましてお尋ねいたしたいと思います。これも昨年、ほぼ同様の内容で質問いたしまして、都市整備部の方から一定の説明をいただきました。駅の場所によって、若干の対策の違いがあるようでございますけれども、ほとんどが現在進行中の区画整理事業とのかかわりがあるようでございますけれども、先般、新聞の報道でちょっと読んだわけでございますけれども、多摩市だったかと思いますけれども、間違えていれば訂正いたしますけれども、いわゆる市でつくった駐輪場の利用状況が報じられておりまして、その記事を読みますと、要するに市の用意した駐輪場の利用率が非常に低い。ほとんどがあいているような状況だと。その場所によっては、契約をするシステムだそうですけれども、１人しか契約者がいないと、こういったような記事がございました。なぜそんなに、市で用意したものなのに、利用者がいないのかということも一緒に記事として書かれていましたけれども、駐輪場が駅から遠いために、利用者から敬遠をされたようであります。今、この多摩地区とはいえ、駅の近くに土地が確保できる状況にはなかなかないわけでございますけれども、当然ここの自治体においても、駅前の土地が手だてできなかったんじゃないかというふうに思いますけれども、やむなく駅から多少離れたところに駐輪場をつくってしまったと。そうしたら、利用者が全然なかったということですけれども、当市におきましても、ぜひ今後のまちづくりの中に、こういった駐輪場の問題を計画されているというお話でございますけれども、ぜひ他市のこういう

事例等も生かしながら、せっかくつくるんであるならば、利用者にとって利用しやすい、便利な、こういうところに対する工夫というものをぜひ今のうちからしていただきたいというふうに思うわけでございます。区画整理事業という大変時間のかかる事業の中でやるわけですから、直ちにこういったことは検討できるというわけにいかないかとは思いますけれども、ぜひこういうことについて、ただつくったということだけでですね、市民から喜ばれないようなものをつくってしまっては本当に何にもなりませんので、財政的なむだ等も指摘されるかと思いますので、ぜひ先の話ではございますが、こういった点についての対策を十分に立てていきたいと思いますので、この点につきまして、所管部署の考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

あわせまして、市内の今主要駅であります豊田駅、特にこれは北口ですけれども、豊田駅、それから日野駅、高幡不動駅等については、現在ある駅前の駐輪場の充実整備について、これにつきましても、2階建てにしたり、3階建てにしたりという、いわゆる高さを利用するというお話もございましたけれども、ここら辺につきましても、既存の駐輪場等について改善するというようなもしお考えがあれば、そこら辺もあわせて、駐輪場の整備という問題についてお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　昨年から実施をいたしております撤去料の徴収でございますが、これを行うことによって大分、この制度の理解もされまして、放置自転車の数も減ってきております。受け入れの施設でございます駐輪場につきましては、今後本格的に整備するものにつきましては、有料化の方向で取り組む必要があるかというふうに思っております。

通勤・通学用の自転車の駐輪場は、駅への乗り入れに便利だと、駅に近い場所でないとなかなか利用していただけないという状況でございます。有料化を図る場合には、この傾向は特に顕著にあらわれてくるんじゃないかというふうに思っております。しかし、そのために、用地の取得につきましては、極めて困難な状況にございまして、この際、対応が一番問題点である、あるいは苦慮しているところでございます。このような状況でございますので、事情をこれから考慮いたしまして、今後日野駅やあるいは豊田駅、高幡不動駅などにつきましての、主要駅に設置する駐輪場につきましては、公共用地の立体的な利用も考慮に入れながら、国庫補助金の対象となりますように、都市計画施設としての整備をする必要があるかなというふうに思っております。

また、お尋ねのモノレールの駅の各駅の状況でございますが、自転車の乗り入れ需要

を含めた予測調査、これを平成３年度に取りまとめております。これによりますと、新たな自転車の乗り入れ需要は、最も多いのが高幡不動駅でございまして、236台、最も少ない駅につきましては、多摩動物公園駅で87台というふうに予測をしております。また、これとは別でございますが、多摩都市モノレール株式会社につきましては、駐輪場の整備の要請も行っているところでございます。現在のところ、多摩都市モノレール株式会社からは、同社における整備は困難との回答を得ております。このような状況を踏まえまして、モノレールの各駅の放置自転車台数につきましては、営業後の状況を見ながらですが、具体的に自転車の放置の禁止区域との設定の必要性を見まして、これとあわせまして駐輪場の整備を積極的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今のお話である程度わかりましたけれども、最後の多摩都市モノレールへの申し入れについて、そちらの方では、駐輪場を用意することは困難であるというお話をある程度お伺いしましたけれども、これにつきましては、特に市長からも以前、御説明がありましたように、鉄道なり、そういった何というんですかね、輸送している機関というんですか、そういったところにつきましては、ある程度みずからが、そういう駐輪、駅に来る人のための利便を図る施設等を用意しなきゃいけないというようなことがあるようでございますけれども、そういう点からいっても、やはりこれは市の方から強行に多摩都市モノレール側に申し入れをすると、こういうことをしていかなければおかしいんじゃないかというふうに思うんですけれども、そこら辺についてはいかがなんですかね。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり、モノレールの駅が日野市内に５カ所ということで予定されております。モノレールそのものの構造が、都道上に設置する空間軌道によって運営をすることでございますので、いわゆるその地積の中で確保するということは非常に困難な問題を伴うというふうに考えております。したがいまして、その周辺で市の考え方をあわせまして、当局にもその意思をよく理解をしてもらって、適切にいわゆる民営置き場とか、あるいは公営置き場とか、有料とか無料とか、そういう区分を正確に位置づけていきたい、これがまた解決の手段だというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　ありがとうございました。

いろいろ難しい問題もあるようでございますけれども、後からやるというのは大変もう、いろんなお金の問題やら何やらで困難を伴うものですから、ぜひ早い段階で、十分関係機関との話し合いを詰めていただきたい。問題点を早目に明らかにして、対策がおくれないような方法というものをぜひ関係部署の方々にお願いをしておきたい、このように思います。

それでは、今回の質問のまとめという形で、最後の質問になるわけですけれども、市内交通網の整備ということについてお伺いしたいと思います。民間のバス路線の拡大、あるいはミニバス等を含めた各種交通機関があるわけですけれども、こういったミニバス等につきましては、運行時間延長なども含めて、いわゆる新たな視点での駅への自転車の乗り入れ削減対策、こういうものを少しお聞きしていきたいと思うわけでございます。現在、日野市の人口は16万4,000人強と、こういうことでございますけれども、今後は急激な増加はないものの、年々少しずつふえてきているものと思いますし、これからも推移していくのではないかというふうに思いますけれども、今後の市内人口の変動はどのようになっていくのか、その予測も難しいところではございますけれども、市民のいわゆる通勤・通学の足として、ＪＲなりあるいは私鉄の京王線、また民間バス、ミニバスと、いろいろ交通機関があるわけですけれども、いわゆる鉄道の路線は別といたしまして、日野市内には多くの民間バス路線が走っているわけでございます。これらのバス路線につきましては、それぞれバス会社が独自の調査によりながら、関係機関との調整によって路線を決め、運行がなされているというふうに思うわけでございますけれども、今、日野市内におきましては、市民の居住地域の事情が大きく変化をしてきているというふうに思います。そういった地域別の人口変動というものは、市の方としても掌握をしていると思いますし、今後の変動予測などもある程度つかんでいるのではないかというふうに思います。市には市民の生活にかかわる相当の情報が集まっているわけでございますから、ぜひこういった情報というものを今後のまちづくりに有効に生かしていただきたいと思うわけでございます。

そこでお尋ねするわけですけれども、既存のバス路線がどのぐらいあるのか、私も調べたわけではないんですけれども、こういったバス路線を見直して、さらに路線の拡充等によって、バス利用者をさらにふやすと。こういうことによって、できるだけ駅への自転車流入を減らしていくと、こういうようなことができないのかということについて、市として、そういうことを前提にしての民間バス会社との話し合いというようなものは持てないのかどうか、そんなことをお伺いをしたいというふうに思うわけでございます。

いわゆるデータ等を、そういうバス会社等に逆に提供して、こちらの方に居住者が大分移ってきているので、路線をもう少し拡大してもらえないかというのを、住民とかそういったサイドからの要望も当然ありますけれども、むしろ行政側として持っているデータの中から、いわゆる市民の交通の便、あるいは自転車対策等、そういう次元で、むしろ積極的に相手と話を進めていくようなことが、私はしなければいけないんじゃないかというふうに思いますけれども、そこら辺につきまして、考え方をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ただいまのお話の中で、現在、市内のバス路線の状況等というふうなお話もございましたけれども、現在、市内のバス路線は30系統、延長にしまして約97キロメートルが運行されております。このうち、いわゆる市内連絡バスという形でミニバスを運行しておりますものが４路線で、延長が約33キロメートルという状況になっているところでございます。

ただいまの御質問の中での大変具体的な御提案をいただきました。確かに公共交通機関をできるだけ利用していただくことによって、自転車の利用を抑制できるだろうということについては、御指摘のとおりだというふうに思うところでございます。現在のミニバス等の対策というのは、必ずしも通勤・通学のための対策という視点から進められていないということもありますので、ただいま御指摘のありましたとおり、現在の民間バス会社の運行経路の拡大と、そうしたものが当面有効であろうというふうに考えます。そうしたことから、地域の人口の張りつきぐあいといいますか、そうしたデータをもってバス会社との交渉に当たるという御提案につきましては、私どもも、人口の変動状況、それらにつきましてもデータをもちろん持っているところでございますので、こうしたものも整理をしまして、そうした関係の行動をとっていきたい、それからまた、地域の住民の方々からも、そうした要請を行っていただくということで、住民と市当局と相まって、そうしたことも詰めていくということは有効だというふうに思っておりますので、今後、そういう取り組みも検討していきたい、実際にも行動していきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

大変これからだめ押しで聞こうと思ったことまで少し答えてもらったようですけれど、いずれにいたしましても、今部長の方からかなり前向きのお話をいただきました。この

問題につきましては、今まで多くの議員の指摘やら、市民からの指摘に対しまして、市のとっている放置自転車対策というものの中に、今指摘したような観点というのは、いわゆる公共交通機関をうんと使って、電車の流入を減らそうということについては、余り市側の方から提案を受けたようなことは少ないんですけれども、市の方には自転車対策を担当している方もたしかいるかと思いましたけれども、どうも今とられている放置自転車対策というのは、非常に事後対処方式というか、現実の問題を何とか解決するところに力点ばかり入っていて、むしろ積極的な形での対策というものについて、やや目が離れている、視点がそういうところに向いていないんじゃないかと、こういったような気もするわけですけれども、今前向きなお答えをいただいた中で、こういうことを言うのは大変申しわけないんですけれども、今までにこういう形で、他市なんかでは例えば、自転車というものを供用自転車として、それをみんな使って、個人の自転車なんかは乗り入れないでやろうということだとか、あるいはまさに通勤の不便さを解消するための独自のバスを運行するとかいうような対策もあるようですけれども、日野市としては過去にそういうことを検討したことがあるのかないのか、そこら辺だけを重ねてちょっとお伺いしたいと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　自転車の駅への乗り入れを少なくするための検討をしたかということだと思いますが、自転車の供用につきましては、先進市の実際にやっております市につきまして調査をいたしました。経費をかけていわゆる整備をいたしましても、利用率が非常に悪いという状況のようです。原因といたしまして考えられますのは、利用料金の負担がありまして、無料ならば導入によっても効果があるんではないかというような状況のようでございます。それによって放置自転車は減少するという結果になると思うんですが、今御指摘いただきましたように、これからも視点をちょっと変えまして、乗り入れをする方法というのも模索をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　バスの運行による形での自転車対策ということで、先ほどの答弁の中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、これまでのいわゆる市の補助金をもって運行しておりますミニバス路線につきましては、必ずしもそういうことではない、どちらかといいますと、昼間の時間帯の公共施設等の利用、足の確保が困難な方たちの足を確保していこうということを重点に取り組んでおりましたので、率

直に申し上げて、今おっしゃられたような観点で必ずしも取り組んではきていないということを言わざるを得ないというふうに思います。もちろん、新たな視点として今のお話のような問題点は検討していかなければならないというふうに思っておりますし、先ほど前段でお答え申し上げましたような、特に通勤・通学時間帯の足の確保ということにつきましては、やはり公共的な交通機関を運営されている機関で一時的な責任をもって取り組んでもらいたいというふうに思っておりますので、そういうことを、これまでも必ずしも自転車対策という観点ではなくて、そういう申し入れはいろいろしているところですけれども、採算がとれて、経営的な見通しがつけば、企業ですから、比較的簡単に取り組んでいただけるところなんですけれども、なかなかそうした条件が整わないと困難な部分もあるわけですけれども、今後さらにそうした面でも検討を進めながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（土方尚功君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

おっしゃるように、本当に民間バス会社に市がということは、事業体が違うわけですから、大変難しい問題もあるわけでございます。バス会社の方は、当然赤字のものはなかなか取り組まないということも承知しているわけでございます。今後当然、当該のいろんな自治会とか、あるいはいろんな住民組織との連携をとりながら、そういった要請は独自でやっていく必要があるかと思いますけれども、ぜひそういった際には、市の方としての全面的なバックアップ等についても重ねてお願いをしておきたい、こんなふうに思うわけでございます。

放置自転車対策として、大きく五つの観点から考え方をお聞きかせいただきました。残念ながらまだまだそういった面では、新しい考え方はあるものの、対応策としては現時点では、市の対応は不十分だと指摘せざるを得ないわけでございます。所管部の一層の努力を要請いたしたい。さらに、市には多くの職員がいるわけでございますから、全員の英知を集めて、積極的な対応を継続してお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これをもって９の１、放置自転車対策と市内交通網の整備についての質問を終わります。

一般質問10の１、日野市の当面する課題について問う――森田市長６期目で市民に公約した事の現実度合と未達成分野の課題について――の通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（沢田研二君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今議長からの紹介があったとおりでございますが、今回は、当面する課題について、森田市長が４年前、６期目に出馬を決意され、その決意内容を市民の皆さんに公約として掲げた内容との兼ね合いで伺いたいというふうに思います。

私は12月議会で、行革の概要としてまとめられた具体的課題７項目のうち、重点課題は何かということで何点かの質問をいたしました。いただいた回答を総合しますと、残念ながら、いかにも抽象的、かつ、行革は絶対必要だと、やるんだという意気込みは全くと言っていいほど伝わってこなかったというのが率直なところでございました。そんな経緯もありますけれども、何といいましても、現状の日野市の諸課題をこのまま放置しておくと大変なことになるという思いが私にはあります。きしくも今議会は、４年に１度の市長選挙直前の議会ということでございます。これまでの流れがどうであれ、また経緯がどうであっても、市民の皆さんが、現在日野市が抱えている課題は何なのか、そして実態はどうなのかといったようなことを共通の認識として持ちながら、苦しければそれなりの我慢をしたり、また努力をして、課題の一つひとつを克服していく、そんな行政運営が今こそ必要なときではないかというふうに私は思っております。

すなわちあれもつくってほしい、これも実現してほしい、もっと補助金をふやしてほしい、今までどおり給付金の支給をとか、さらに新たな要望にこたえてほしい、こういった、いわゆるあれもこれも、もっと今までどおりさらにといったような市民要望にこたえ得るような状況にあるのかどうかということではないかと思います。したがって、それを森田市政６期目、４年間の最後の議会でございますので、４年間を統括する中で、課題を明確にしつつ、私欲による行政運営ではなくて、16万数千市民の将来をも見据えた、言うならば幸せのために、行政運営に役立てるという意味のために、何点かについて伺いたいということでございます。これまでの議場でのやりとりでいきますと、市長がこの次に出られるのかどうかということの態度表明はされておりませんが、それとは別にしまして、ぜひ今申し上げたような観点からの質問でございますので、率直な答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず初めに市長に確認をいたしたいと思います。市長は４年前、６期目の出馬を決めて、市民に対しての公約事項として「日野革新市政第６期ビジョン」なるものを大々的に発表しました。そのことはまず覚えておられますか、ということの再確認でございます。そしてその内容は、大きく六つの項目から成り立っていたというふうに思うんです

が、そのことについても記憶されているかどうか、この２点についてまず、基本的なことですがお伺いをしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体という市民生活を守る基本的な行政手段を展開する場所でありますし、いわゆるビジョンを掲げて、選挙公約をするということも慣例であります。したがいまして、御指摘のことを絶えず脳裏に描きながら取り組ませていただいたということでございますので、覚えているかとかいう、そういう次元の質問ではなくて、ともに取り組んでまいっております、というふうにお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　大変失礼なことを伺ったかと思いますが、安心いたしました。じゃあ、その六つの概要について簡単に私の方から改めて紹介させてもらいます。その一つは「暮らしと健康のまち」ということで、市立病院の建て替え、南部病院建設、みんなでつくる高齢者の福祉計画。そして二つ目が「学び合いと文化」ということで、都立美術館の誘致、浅川公会堂、総合体育館、進めよう生涯学習ということで、三つ目が「教育と子育てのまち」ということで、６歳未満の医療無料化、35人学級、教育相談センター、こういうことです。四つ目が「緑と清流、便利なまち」ということで、５年以内に下水道100％、ミニバス、モノレール、浅川親水公園、こういうことです。五つ目が「産業とリサイクルのまち」ということで、緊急不況対策、産業・商店街の育成、農地公園、地域リサイクルセンター、そして六つ目、最後が「平和と自治のまち」ということで、憲法を市政に生かす住民参加条例、平和施設の派遣、横田基地撤去、この六つが大項目でございます。以上、その六つの項目の下に、それぞれ具体的な内容としていろんなものが入っております。例えば、南部地域への公民館の建設だとか、旭が丘への図書館建設だとか、35人学級の実現等々と、いろいろ明記された形で公約として市民の皆さんに配布をされたわけでございますが、この点についても間違いないと思います。先ほどの御答弁の内容からしましても、常にそのことを意識しながら、この４年間頑張ってきたんだということでございます。これは改めて確認しません。

そこで、具体的にまず１点目、お伺いしたいと思います。公約をした中で実現をした重立ったものについて、その具体例と程度についてお伺いをしたいというふうに思います。これは大項目に沿って主なものの御答弁でもよろしいし、また項目にこだわらず、全体として代表的なもので実現もしくは大きく前進したというものがあれば、それらを

示していただければというふうに思います。

それから２点目は逆に、公約はしたけれども、結果として未達成となってしまったものの具体例とその理由について伺いたいというふうに思います。その結果は未達成であったとしても、いろいろな経緯があるというふうに思います。全く手がつかなかったものもあるでしょうし、いろいろ検討したりしたけれども、何らかの理由でできなかったこと、さらには、かなり改善されたけれども、完成まではいかなかったと。これはある意味では、成果の方に入るのかもしれませんが、そういった、いずれにしましても、内容がいろいろあると思いますけれども、その未達成だったものの主なものも含めて、この２点確認をさせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま選挙のときに公表いたします、選管から出される選挙公報の中で、御指摘のとおり、６項目について理念と、それから具体的な政策という形でテーマを掲げているのが通例であります。事業として既に完成したものもありますし、まだ何といいましょうか、レールをしいて、いよいよこれからという状況のものも数多くあるわけでありまして、一々私から、何を完成し、何が残ったということを言う必要があるかどうかということは、常に考えてはいるわけでありますが、一応公約にふさわしい具体的な事業をかなり実現もいたしましたし、またそのためのレールをしいてきたというふうに考えております。

よく御指摘いただきます、いわゆる５年後に下水道100％というのは、確かに取り組みの姿勢として申し上げてきたわけでありますが、いろいろな事情のこともございまして、確かにこの点、パーセントとして達成し得たということではございません。それから、高幡踏切の立体化ということを唱えておりますが、これも高幡踏切がようやく東京都の手で立体化工事が始まり、２年間後ぐらいには大体解決できる、こういう状況になっております。ミニバス路線につきましては、若干の開設あるいは延伸もあったように思っております。また、住民合意の区画整理、これこそ施行中の事業が数多くあるわけでございまして、これぐらい市民との、あるいは地権者との信頼関係で展開できている事業は日野市の一つの大きなまちづくりの特色ではないかというふうに言えるかと思っております。リサイクル条例の制定は、現実に条例ができておりますが、事業としてこれからますます具体化を図っていくということだろうと思っております。

柱の第２項目目、市立病院の建て替え、市立病院の建て替えにつきましては、ようやく御承知のとおり、場所を決め、基本設計が整い、今実施設計に入っているということ

でございまして、方向づけの一番大きな端緒は開き得たのではないかと、このように考えております。南部医療センターというのもあるわけでございまして、御承知のとおり、用地を確保して、地元医師会と今具体的な協議をしておると、こういう状況がございます。二つ目の特別養護老人ホーム、これは御承知のとおり、多摩川苑福祉ゾーンにおきまして、いよいよ福祉法人によって仕事が進められようとしておる、つまり受け入れはしきれたというふうに申し上げていいかと思っております。高齢者の在宅ケア等もかなり具体的な事業として実現をいたしております。障害者の生活寮というのがございますが、これもグループホームとかいう形で２施設目に着手しているということだと思っております。

教育センター、あるいは総合グランドという３番目の項目もあるわけでございますが、教育センターというのは御承知のとおり、教育研究所というふうに具体的な活動をしていただいておると、こういうことであります。それから総合グラウンドというのが一番頭を何といいましょうか、結論に到達しないでおるわけでありますけれど、私は現状の結論といたしましては、ふれあい橋際の淡水区跡地、これは国有地でございますけれど、やはりあの場所を確保することによって、位置づける課題ではなかろうかと、このように考えております。それから乳幼児医療の無料化の拡大というのがあります。これも無料化は、ゼロ歳児段階では成り立っておるわけですが、拡大ということになりますと、２歳、３歳まで、今回都政の関連で拡大し得たんではないかと思っております。公民館、女性センターの建て替えというのには、全く具体性が果たし得ていないわけでありますが、たまたま万願寺区画整理の場所に御承知のとおり1,000坪（3,000平米）の用地は既に確保してありますので、財政がある程度そういう箱物をつくる段階に到達すれば、心からの区画整理事業の中で、万願寺区画整理、あるいは豊田区画整理、西平山区画整理、この中で実現ができるというふうに申し上げてよろしいかと思っております。都立美術館というのは、これが一番何といいましょうか、具体性に乏しいわけでありますが、程久保の公園の平山寄りの場所に、若干の用地も確保して、将来都立美術館が不可能であれば、市立美術館という形で設置すべきだという根拠はつくり得たんではないかと思っております。自然保護センターの誘致というのは、ウイングの形でようやく具体化の見通しが立っております。不況打開ということで施策が、それから不況打開に対しましての、例えば小規模事業者育成条例というのを定めて、何といいましょうか、借り入れの利子補給をしながら、利用者の皆さんに歓迎されておるという事業も、もっともっとこれから拡大をすべきではないか、このように考えております。

一々挙げるとなかなかその具体性については難しい点もあるわけでございますが、選挙公報というのは、ある程度時間を集約して提言をするという形式があるものですから、その点で御指摘をされる部分も多々これからの課題として残っておるということは否めないことを御理解をお願いしたいと思っております。それから、今回の事業計画の中で、当面する主要な行政課題ということで掲げておりますのが、未解決の問題に対します今後の積極的な事業化への取り組みというふうに申し上げてよろしいかと思っております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　今いろいろ御答弁いただきました、成果のあったもの、あるいは課題として残っているものというようなことで代表的なものを幾つか市長自身からお答えいただきました。第６期のビジョンで細部にわたって分析しますと、市長が公約として小さい項目で掲げているのは実に81項目ぐらいあるんですね。それで、この六つの大項目がありますが、１項目当たり13から14ぐらい出ております。今市長が公報を見ながら、重立ったものについて御答弁いただいたんですか、公報はそれを絞ったものであって、その前にいろんな資料が出されているんですが、それが81項目ということです。

今代表的なものだけ答えていただいんですけれども、これはだれが見ても、もちろん前進したものも何点かありますけれども、その公約との兼ね合いからいくと、余りにも達成したものが少な過ぎるんではないかというのが率直な感想でございます。ミニバスだとか、あるいはウイングの完成なんかも、ある意味では前進したものだろうというふうに思います。それにしても、前進したものはごくわずかでございます。未達成のものでは、極めて大きなものはみんな未完成のままということでございます。先ほども説明がありました特養ホームだとか、あるいは病院の建て替えに対しての動きだとか、あるいは高幡踏切の問題は、ようやく手がつき始めたということでは、ある意味では多少の前進という受けとめもあるかと思いますが、これは、この３年４年の時点で問題になっていることではなくて、もっともっと前から問題になっているものですから、この４年間でようやく例えば実施設計に入ったとか、福祉法人に依頼をしたとかいうような、この進度、進みぐあい、果たして今、市民の多くの皆さんが要望しているような状況で行政が行われているかというと、本当に悲しむばかりの実態ではないかなというふうに思います。

それで、それらを踏まえてお伺いをしたいんですが、市長自身、その達成度からして、私の目から見たとき、あるいは多くの市民から見たときには、相当市民要望にこたえ切れていないんではないかという見方が強いと思うんですが、市長自身では、そのあたり、

どの程度の評価といいましょうか、十分やったというふうなお気持ちがあるのか、まだまだだという感じがあるのか、その辺についてもう一度確認をしたいと思います。

それから、公約はしたけれども、大きなものがたくさん残っているというようなことも言いました。これから始まる特別養護老人ホームに始まって、市立病院の建て替え、あるいは南部病院の建設だとか、南部地域への公民館、浅川公会堂、図書館、あるいは総合体育館、下水道の残りの部分、地域リサイクルセンター、いろいろございます。これらの重立ったものの費用、これからもしやるとすれば、どのぐらい、ある程度明らかになっているものもありますけれども、それらについてどの程度少なくともかかりそうだというようなことは、もし企画財政部長、数字をつかんでおられたら、わかる範囲で後でお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の仕事と申しますと、確かに単年度予算で事業年度も組まれ、また例えば３カ年事業とか５カ年事業とか、そういう長期見通しの中で、一つひとつ条件を整えながら解決ができるという性質の事柄でございまして、ある期間に数字的な何十％の達成度だということはこれは、人によって極めて評価の分かれることではないかと思っております。私自身も決して大きな口を申し上げる気持ちはございません。一歩一歩入り口から先口の展望を開きながら仕事を進めておるという状況でございまして、市民の皆さんの御理解や、あるいは御鞭撻によるものだということは重々承知しておるわけでございますが、何か効果度をみずから申し上げるというふうな心境にはございません。責任を持って将来とも達成できるレールを延ばし得ておるというふうに御理解いただければ幸いかと思っております。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　公約ということよりも、私ども行政の方の立場としましては、計画等の中で、どのような位置づけといいますか、実際の取り組みだということで幾つかの例をお話をさせていただきますが、それぞれ基本計画等の中に具体的に触れられているもの、あるいは今後の検討課題として触れられているもの等いろいろあるわけでございますが、特別養護老人ホームの２館目につきましては、この平成９年度に予算措置をしまして、10年度民設民営のホームについての補助事業という形で取り組みが進められているところでございます。

それから、病院の建て替えにつきましては、今市長の方からもお話をさせていただき

ましたとおり、御存じのとおり、基本計画まで進め、今後、実施設計の形で順次進めていきたいということになっております。

公民館等につきましては、現在具体的な計画という形でのものは持ち得ておりません。総合体育館につきましては、構想として東町の区画整理地域内にまずは用地を確保していきたいということで計画をしているところですが、これも現時点で何年という形にはなっておりませんが、構想としては考え方はまとまっているというふうに思っております。それから浅川公会堂といいますか、公会堂等の関係につきましては、特に浅川公会堂につきましては、過去に基本設計まで進めたという状況があるわけですけれども、その後諸般の事情によって中断をしておりますし、現時点では、財政的にも非常に年次を追った計画が持てるという状況にはない、というふうに思っております。

下水道の関係につきましても、市長の方でお答えがありましたとおりでございますけれども、今後とも整備を進めるために努力をしていくということで、計画上考えていきたいというふうに思っております。

概略で意を尽くさないかもしれませんけれども、以上です。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、できなかったものについての重立ったものについての進度状況を企画財政部長からお答えいただいたんですが、必要とする費用がどのくらいかということのお答えはなかったんですが、これは過去にも私、かなり詳しく調査をした経緯もありますが、その数字でいきますと、今申し上げたようなものに若干プラスする形だけでも恐らく700億前後の費用を必要とすると思うんですね。ですから、こういった大きな事業というのは、みんな後送り、先送りされているというのが現実だということでございます。

後でまたこの辺に戻りますけれども、次のちょっと質問を先に伺いたいと思うんですが、３点目に伺いたいのは、今申し上げたように、公約が未達成のために、今後の日野市の課題となるものはいろいろございますけれども、そこで２点ほど伺いたいわけなんですが、主要な課題のほとんどができていないと。今後取り扱うにしては、今ちょっと数字を申し上げましたように、大変な財源を必要とするということになります。本来ですと、行政運営というのは、基本構想なり基本計画があって、その基本計画に沿ってバランスよくまちづくりをしていくというのがあるべき姿だというふうに思います。それが、やるべきことが結果としてみんな後回しにされているというその現状の日野市の姿を見て、特に課題となっていくものは何だというふうに考えておられるのか、その点に

ついて１点目お伺いをしたいということです。これは６期目、４年間の未達成分野と、場合によっては、24年間という長期にわたって市政を運営されているわけですから、そういう極めて豊富な経験を踏まえた森田市長の課題ということについて１点伺いたいということでございます。

それからもう１点は、森田市長自身は、公約というものについてはどういう受けとめをされて、これまで市長としてだけでも６回も公約してきているわけなんですが、全く基本的なことなんですが、改めて公約というものについてはどういうふうな受けとめをされて今日まで行政運営をされてこられているのか、その基本部分をあわせて２点伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般的公約と申しますのは、市民要望にいかに正確におこたえをすべき課題であるかということで考えるわけでありまして、大体日野市で市民要望がいろいろな情報の中で、こういう点に置かれてある、また自治体行政の将来の発展のために、こういう範囲はぜひ順序をつけて実施しなければならない、こういうことから打ち出すものだ、というふうにみずから信じております。

それからいわゆる財政環境といいましょうか、国の予算、それから都の予算、そういう段階的な予算の仕組みもございますし、それから税収としてどの程度期待できるかと、このことが必ずしも予測どおりにいかない部分もあるわけでありまして、したがって、昨日も条件に合わせて弾力的にというふうに申し上げたつもりでございましたが、当然に不可能な部分は時間の延伸によって到達度を調節しなければならない、こういう一般的なことだろうというふうに思っております。御指摘のことが正確にわからない部分もあるわけでございますが、市民の御期待に何々を到達し得なかったということはございますけれど、何か信頼を裏切ったということは、私は全くないというふうに申し上げてよろしいかと思っております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　先ほど、大きな６項目があって、そして細かく見ていきますと、80項目を超える、これはもっと、分けようによっては、もっともっとふえるのかもしれませんが、それだけの具体的な項目を示して、市民の皆さんに公約をした。しかし、その実現したもの、しないもので分けてみると、圧倒的に実現をしていないものの方が多いわけですよ。ですから、改めてその公約とはどういうようなことですかということを伺ったわけです。それについては、全く基本どおりのお答えではあったんですが、しか

し、今最後に言われたように、全く市民に対して裏切っている云々というようなことを言われましたけれども、現にこれだけ羅列した公約項目の達成度からすると、結果としてはもう、相当な裏切りにもなっていると思うんですよ。そんなことはないですか。(「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり)(発言する者多し)先ほど……。

○議長(土方尚功君)　静粛に。

○11番(沢田研二君)　先ほど実現しなかったものの重立ったものだけ拾い上げても、600億700億という予算のかかるものが先送りされて、これからやらなければならないわけです。私は平成6年の段階で、これから向こう10年間、市民要望の強いもの、それがもし日野市として実現をしていくならばという仮定で、これは財政当局とか、いろんなところにも知恵をいただきまして、リストアップしました。で、市長の掲げる六つの方針に沿って、そこでこういうもの、ああいうものという市民要望に沿って計算をしていきましたときには、そのときも申し上げたと思うんですが、千二、三百億円かかるわけですね。ですから、この4年間の任期というのは、非常にもう貴重なものだと思うんです。できないことはどんどん選挙のときだけ公約をして、できませんでした。先ほどの答弁にもありましたけれども、国の予算なり税収によって左右されるからしようがないんだという言い方で、どんどん先送りしていくような、そういう姿勢がずっと続いているわけです。今、そんなことないよという不規則発言もありましたけれども、そういう感覚の人たちが後ろについているから、しようがないと言えばしようがないんですけれども、どうでしょうか。

○議長(土方尚功君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　いわゆる政治、あるいは具体的な行政、本来、将来の発展をいろんな面で期しながらも、状況によって到達し得るもの、あるいは今後の課題として残すもの、これは当然の時の流れの現実の姿だったというふうに、私は言いわけをする気持ちはございませんが、そういうものだというふうに一般的には解されておるものだというふうに承知しております。

○議長(土方尚功君)　沢田研二君。

○11番(沢田研二君)　昔から市長は、「私心なければ恐れるものなし」という、これは市長の座右の銘か政治信念かわかりませんが、ある時期までは、市長にぴったりした、いい言葉だなと思って聞いていたこともあったんですが、どうも私心という意味が取り違えていたのかなと。目指す方の指針、方針がなければ何も恐れるものはないと、こういうことであれば、選挙のときに幾ら公約をたくさん掲げても、実現しなくても責任を

負わなくてもいいわけですから、今のような答弁をされるということは、その私心なければ恐れるものなしということの意味合いが、せっかく八十何年間続いてこられた森田市長の金字塔を何か、１年１年はがしているのかなというようにさえ思うんですけれども、それでは次の質問に移りたいと思います。

４番目として通告をさせていただいておりますが、いずれにしましても、財政難ということがあります。財政難を招いた主な原因と、それから今後の抜本的な対策として考えていることがあれば、それを具体的に伺いたいということでございます。多くの公約が実現をしないまま、この４年間が終わろうとしているわけです。その大きな要因の一つに、財政難ということの問題があることは、これはもう確かでございます。ではその財政難の原因はとなると、バブルの崩壊に伴うもろもろの問題があろうかというふうに思います。それは長期不況になり、また円高を生み、またその間のアクシデントとも言えるかと思いますが、大震災があったり、あるいは政治の不安定なんかもあろうかというふうに思います。こういったことが指摘されるわけでございますけれども、それはそれで大きな要因であることは確かなんですけれども、ほかにもいろいろ考えられるんではないかということでございます。

そこで、日野市の場合に考えられる原因は何だというふうに思われるか。世間一般で言われていることがすべてなのか、日野市にまつわる形で考えたときに、原因は一体何なのかということを１点お伺いしたい。

それから、それを踏まえまして、最良の対策はどうあるべきと考えておられるか、この２点について質問したいと思います。

○議長（土方尚功君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　先般来申し上げておりますとおり、日野市という地方自治体の歴史的な経過と申しましょうか、いわゆる戦後の経済成長の政策の中で、都市へ人口が集中をする。つまり高度経済成長政策ということがとられ、その影響で宅地事業が始まり、それよって民間企業の当初、きのうも申し上げました、行政主導の整備が整わないままの乱開発が行われ、それに対応して条件を整えるとか、幼児教育、保育施設を整えるとか、学校教室を整える、いろんなことを経過をしながら、今日の日野市の地方自治体としての一つの存在と性格があるわけであります。そして、市民の御理解をいただく中で、なるべく自然環境を保全し整えながら、将来に向かって、安全で健康的、文化的な生活環境、生活条件を整えるということで、いろいろな施策が進行しているわけであります。かつての乱開発と言われた状況の中のいろいろな住民の立場の御不便に対し

ましては、開発後遺症の対策という考え方で、財産保全の形、あるいは宅地化の形、私道の公道化、いろいろのことをやりながら、本来の市民生活そのものを、なるべく不安のないようにということで進めてきている行政の経過でございましたので、いろんな社会条件の背景があって、石油ショックと言われるような財政難の危機も2回ほど経験をしたと。それで最近は、全国一般のいわゆるバブル崩壊によるいろいろな不健全な状況、不健康な状態が回復し得ていない、こういう状況の中での市政の運営でございましたし、私は先ほど申し上げましたように、日野市の進むべき道を決して誤ったことはなかった、というふうに申し上げてよろしいんではなかろうかというふうに感じておりますということと、それから市民の御理解をどうにかいただき得ているんではないかということをよりどころにしているというふうに申し上げているわけでございます。

御指摘のことはこれからも積極的に御指導いただきたい、こういうことを申し上げて、何か答えになっていないかもしれませんが、御了解をいただくことではなかろうかと、こんなふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今市長がお答えになったような時代的背景、あるいは日野市の流れ等については、いろんな場面で伺っておりますし、市長もよく口にされていることばかりでございます。しかし、それだけではないんじゃないかということを、特に申し上げたいわけです。人口の急増だとか、あるいはバブルの崩壊だとか、石油ショックだとか、そういうことは日野市だけではなくて、近隣他市も、ある意味では日本じゅうの都市が、あるいは日本じゅうがそういうことを体験しながら今日を築いている思うんですね。後でちょっと数字を挙げて紹介しますけれども、先ほど私は、日野市における地域的な、日野市の場合に考えられる原因は何かというようなことで伺いました。私なりに、いろんな原因があるとは思うんですが、その一つの関連に沿って考えますと、日野市の場合の地域性というのが非常に大きいんではないかなと。それから行政システムにやっぱり問題があるんではないのか。それから行政のあり方に対しても、非常に問題があるんではないかと、こういうふうに受けとめております。

その地域性とは何かといいますと、平成9年度のこれから審議する予算一つ見ましても、市民税の占める比率が一般会計においては65％という、これはもうだれが見てもわかる、極めて財政基盤がしっかりした、恵まれた地域であるということですね。しかも、その内容は、法人市民税というのか、あるいは法人税にかかわる収入が、これは一般法

人市民税と固定資産税両方ですけれども、これを加えると、若干経済の動向によってでっこみへっこみはありますけれども、80億円前後という収入が得られるわけで、これはもう本当に近隣他市どこからも日野市はうらやましいと言われているぐらいの恵まれた基盤にあるわけです。これをいかに生かすかということが一つあるんではないかと思います。

それから、行政システムなんですが、日野市の場合は、先ほど市長が説明をされましたように、人口急増期に合わせていろんな策を講じてこられたことは、これは認めるところです。その結果が保育園であるとか幼稚園、あるいは学童クラブ、図書館の充実、市立病院の建設拡大、学校給食の問題、いろいろこういう項目のいわゆる市民サービス部門の職員が非常に多いということも、日野市の大きな特色であろうと、これも認めるところです。

しかし、であるならば、これはその時代に行政側が率先をして、そういう行政を行ってきたことの成果であることは間違いないんですが、しかし、それが今もこれからも、12月議会とかその前にも申し上げているんですが、過去にそれがよかったからずっと同じことをやっていいということではないでしょう、ということを言っているわけですね。ですから、そのためには何をすればいいかというと、民間活力の活用をもっともっとやるべきではないかと。これを言うとすぐ、何とかの切り捨てだとかいう言い方をする人がいますけれども、全くそうではないと思うんです。企業公社というものをつくりました。これは市長が再三言っておられたように、民間活力を生かすんだと言いながら、それなりのことはやっているとはいいながらも、これは行政職員の高齢者の受け皿みたいな感じになって、まだまだこれをうまく生かせば、民間活力という面では、力を発揮できると思うんですが、これも中途半端な状況にあるというようなことも含めて、まだ行政システムで考える部分は十分あるんではないかと。

それからもう一つ、行政システムに関係することとしては、これもいろんな方が言われているように、職員の能力の活用がないというか、職員の活用がないといいましょうか、これは行政のあり方とも関係してくるのかもしれませんが、何といっても、せっかく千五百数十名のいろんな分野で精通した、難関を突破して入ってきた職員、優秀な職員もたくさんいると思うんですが、そういう人たちの活用がほとんどされていないというふうに思います。そんな行政システムの背景があると思うんです。

それから、行政のあり方でございますけれども、よく先ほども話題になりました、下水道100%云々の話じゃないんですが、下水道の問題になると、昔はゼロだったものを、

この二十何年間で六十何%、70%引き上げたんだと、大変な革新市政の成果だという言い方をしております。これはですね、確かに自治体は、下水道の部分はまだまだ時代背景もあって、日野市の場合には、必要ないことはなかったでしょうけれども、手をつけている部分は少なかったことは事実です。しかし今、六十何%、70%と言うんであれば、その市長がスタートした当時は、多摩平地域はもう下水道は完備していたわけで、これは今の六十何%という比較をするのであれば、18%ぐらい完成していたはずなんですね。それを全く言わないで、ゼロから今こんな状況になっていますという、こういう言い方をするわけです。これももっと早い時期に取り組んでいれば、今日のようなコストでなくて、もっともっと安いコストでできたはずですから、これは人口急増があって、ほかに手が回らなかったというのは私、方便であって、ほかの市は同じような状況下の中で、下水道の整備100%のところは幾らでもあるんですから、やっぱり日野の市政の進め方に問題があったんではないかな、そういうふうに思います。

それから、いろんな意味でのばらまき行政的なものが依然として続いているということ、それからさらに言えることは、国なりあるいは東京都との連携が極めて少ないということです。このあたりだってうまくやれば、幾らでも――幾らでもと言ったら、言い方がおかしいかもしれませんが、もっともっと基本としてある財源をうまく使って、いろんなものが完成していくはずでございます。それらがほとんどできていないというのが現実ではないかと思います。こんなふうなことで私は分析をするんですが、市長は何かコメントございますか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一つの御指摘ということで拝聴しております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　一つの御指摘ということであれば、もちろん指摘は指摘なんですが、そういうふうにとらえ方を、もっと転換して、改めるべきところ、取り入れるべきところ、そういう観点で行政運営をしていかないと、今までの延長路線でこれだけいろんな制約がある中で進めていこうということは、相当の無理があるということなんですね。ぜひ、今から気づいてもらっても遅いのかもしれませんが、やっぱり行政を運営していくそれぞれの責任者がここに集まっている場でございますので、ぜひ今後生かしていただきいなというふうに思います。

それからもう一つ、よく森田市政は革新市政だと、最近も言われております。６期のうちの５期までは、確かに私も革新市政だというふうなことが言えると思います。しか

し、６期目というのは、革新市政というには条件が整っていないんじゃないのかなと。言うなれば共産党だけが支援をした市政で、共産党市政もしくは共産党に軸足をすっぽり置いた、そんな市政ではなかったかというふうに思います。それはどういうことで問題があったかということを、ちょっと数字でここで紹介させてもらいます。よく経常収支比率のことが非常に、各市の状況を示すのに用いられます。で、この経常収支比率をきのうだかおととい、20年、30年前の話もありましたけれども、そうじゃなくて、最近の事例で見ていきますと、平成に入ってからの経常収支比率が、平成２年が69.1、人件費が28.8、３年が経常収支比率74.6、人件費31.5、それから平成４年が経常収支比率79.5、人件費33.5、そして森田市長が６期目に入った平成５年以降、経常収支比率が80.7、人件費が35.3、そして平成６年に至っては経常収支比率93.1、人件費40.3、そして平成７年度までが、今数字出ていますが、経常収支比率92.6、人件費38.2と、こういうことなんですね。ですから、この６期目、共産党軸足の市政が、いかに行政を狂わしているかということが数字の面でも明らかに出ています。

それからもう一つ、数字を申し上げますと、基金の推移ですね。これも平成元年が144億ありました。平成２年が165億で、これがピークだったというふうに思います。ただし、このピークのときには、病院建設の積立金がもう10億始めたときなんですね。その中で165億、それから平成３年が151億、平成４年が129億、そしてその第６期目以降の平成５年が114億、平成６年が112億、平成７年が111億と。で、この６期目以降は、100億とわずかで、その中の45億近くが、病院建設積立金としてずっと凍結されているわけです。そのほかに、緑化基金の10億だとか、退職金、積立金の10億近くとか、ですから、そういうものを全部含めていきますと、よく言うように、実質的には基金がほとんど食いつぶされてゼロに近いんだということはもう、間違いなく数字で出ているんですよ。ですから、この今の６期目の行政運営がいかに現実を無視したというか、改善、工夫が十分されていなかったかということを、数字の面からも明らかだと思うんですが、市長、このことについて御答弁をお願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　経過の中のいわゆる指標的御指摘ということで伺っておるわけでございまして、常日ごろの心構えでなければいけないわけですが、いわゆる当たり前の言葉で、むだを省いて、効率的な財政運営をするということは当然のことでございます。数年来、リストラとか行政改革とかいう大きな発想の中で、その大綱を定め、将来の目標を健全財政そのものの状況に置きたいということでございます。高齢化社会が

急にいろいろな施策を求めるという状況もございますし、私は本来の行政の目的である福祉行政こそ目的であって、いろいろな伴うことは手段ということになるわけでございますので、手段の中のまた適正を欠くものにつきましては、十分調整を行いながら、目的のことに一番重点を置いて日野市の将来の発展を期するということで行政運営はあるべきではないだろうか、こんなふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　私、いろんな場面で再三、その行政改革に関連したこと、あるいは今日野市の実態をお互い認識し合って、いろいろ改善、工夫しようよということを再三にわたって申し上げております。その根拠も、やっぱりこれから、今も市長が言われたように、政治はイコール福祉のためでございますから、そこにいかにこれからうまく資金運用していくかということを考えたときには、今やられてきていることは、だからいいんだではなくて、改善の余地というものがいろいろあるわけですから、そこにやっぱり工夫を来たしながら進めていくということ、そのためにいろんな角度からの問題提起をしているつもりでございます。

先ほどちょっと数字を申し上げませんでしたけれども、バブルの崩壊だとか、そんなことが原因で、答えとしてはなかったんですが、資金のないものはしようがないじゃないかと言ってしまえばそれまででございまして、じゃあ、そういう同じような環境の中で、よその近隣他市はどういうふうにされているかということを数字で見ましても、確かに大変なところもあります。同じ三多摩の中でも、小金井だとか国立なんかは、既に経常収支比率が107とか、国立は100.7とか、人件費が実に小金井の場合、51.5にもなっていますよね。一方、健全財政で頑張っているところもあるわけです。羽村あたりは経常収支比率が75.6です。人件費も23.2なんですね。これは規模が違うよと言ってしまえばそれまでなんですが、私はこれは規模の問題では全くないと思います。町田市なんかは、経常収支比率が77なんです。これは町田というのは、つい何年か前までは革新市政だったわけです。それが今中道市政に変わっておりますけれども、それだってやっぱり、やるべきことをやれば、こういうふうなこともできるわけですから、世の中の国の政策が悪かったとか、あるいはバブルが諸悪の根源だとか言ってしまえばそれまでで、行政の手法いかんによっては、そういうことも十分乗り切れられるというふうに思います。

それで、最後に伺いたいんですが、私は12月議会の質問にあわせて、市長の任期満了時点以降の進退についてはいかがなものでしょうか、ということをお伺いをしました。そのときは、状況によりましては、まだやらせていただく部分もあるかというふうにみ

ずから考えておりますと、こういう御答弁でございました。今議会でも何人かの方が、そういうニュアンスも含めてお伺いをしていたかと思います。そのときには、4月26日までは任期なんだから、そこまで頑張るんだというのは、これはもう当たり前のことでございまして、今この4年間を通じていろんなことの問題提起をさせていただきましたが、それらを踏まえて、今改めてその進退についての確認をいたしたいと思いますが、いかがなんでしょうか。さらに続ける決意というものはあるんでしょうか、それとも決意はしているけれども、この場では言及することの必要性はないということなのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　激励をいただくことができたと思っておりますので、意欲を持ってこれからも頑張るつもりでございます。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

これだけ問題が多い中で、頑張るという意味は、いろいろとれるわけでございますけれども、御健闘をお祈りいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって10の1、日野市の当面する課題について問う――森田市長6期目で市民に公約した事の実現度合と未達成分野の課題について――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時02分　休憩

午後1時14分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の1、くらし優先、都民の声が生きる都政に――地方自治法施行50周年に当たって――の通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　東京都政と私たちの市政とのかかわりについて、都民が主人公という立場から若干の質問をさせていただきます。

先ほど、森田市長の公約を守る市政についてのやりとりを聞きました。私が森田市長を尊敬している一つは、この公約に対して忠実であるという点ではないかと思います。森田市長は、公約した文書を市長室の机の中に入れているとともに、自分の心の胸のポケットにも、毎日入れてこれを繰り返し読んでいる。私はその姿を何度か拝見しましたときに、政治家はこうでなくてはならないということを感じて、その点では大きく学んでいるところでございます。きょうは、地方自治法施行50周年という、そういう年にも当たっての質問でもありますので、そういうことにも触れて質問をいたしたいと思います。

市民が主人公、都民が主人公、国民が主人公ということが、民主憲法の中心的な精神であり、また我が国国民の立場でもなければならないというふうに思います。で、日野の革新市政を思うときに、その立場で市長、住民、あるいは市議会で市民参加を貫こうとする勢力、大きく貫いてきたのではないかというふうに思うわけでございます。私が直接携わった住民運動でも、大きく記憶に残るものがございます。一つ、二つ申し上げたいと思います。

一つは、百草団地の住民の皆さんが中心となりまして、「16メートル道路建設反対」という運動がございました。百草団地と日本信販との間に、16メートル道路を市が通す計画が従来からあったものでございます。この具体化が森田市長の時代になって持ち上がってまいりました。私たち住民は、この16メートル道路は必要ない、人道としてつくるべきではないか、そういう圧倒的多数の住民の声があったわけでございます。数年間にわたりまして、大変盛り上がった住民運動が展開をされました。百草団地自治会があるとき、文書をつくりまして、森田市長を訪問したことがございます。ところが森田市長が怒りまして、こういう抗議のようなものは受け付けないというようなことがありました。それで私たちは、これはどうしたものかというようなことで、いろいろ考えたわけです。それにはちょっとした原因がありまして、百草団地自治会は日野市と多摩市が合体された自治会でございまして、そのときの自治会長は多摩市民の方がちょうど自治会長だったこともありまして、森田市長も多摩市民からいろいろと要望を突きつけられたので、いろいろ感じられたこともあったかと思いました。その後が大事なんですね。その後、私どもは、いろいろの努力を重ねまして、森田市長と住民の間で話し合いが続けられました。

私がびっくりしたのは、そういう態度があったんですけれども、ある日、住民と市長の対話集会が計画されまして、これは湯沢会館でした。森田市長が１人でこの湯沢会館

にやってきまして、数十名いる住民と対話が始まったんですね。そのとき、100円玉をポケットに入れてきまして、我々も出し合ったりして、自分でもジュースを買ってですね、あの湯沢会館の販売機から。お互いにジュースを飲みながら話し合いをする。そして、お互いに住民参加というのはどういうものか、こういうことも論議をしたわけでございます。それからまた、関連の五つの自治会なども集まりまして、住民の話し合いが進展をいたしました。こういう中で、結局、16メートル道路につきましては、車道がつきましたけれども、緑地帯を大幅をにとった、車が通る部分は最低限の広さというような道路として、その後、建設がされることになりました。百草団地自治会は、貫通ということについては認めないけれども、物理的抵抗はしないということで、その件についてはそういう状況をその後も維持してきたわけでございます。

この話し合いの中で、百草台自然公園が誕生しました。この百草台自然公園は、後でＮＨＫが全国に放映したぐらいに有名になった、当時は自然公園でございました。百草団地西武住宅の開発の際に、瓦れきの山になったところを、昔の自然に戻そうということで話し合いが始まったわけでございます。これは日野市と住宅公団と百草団地自治会三者がそれぞれ設計の段階から話し合いまして、三多摩の自然をここに移すような形の植栽をしてやっていこうではないか、こういうことになりました。日野市も公団の方も相当努力をいたしまして、あの百草台自然公園というのは完成を見たわけでございます。

私は、こういうふうな市の行政が、住民との話し合いが、あるときには対立することがあっても、最終的には市民参加によってすばらしい方向に解決をしていく、こういうことを柔軟に森田市長も対応していただいた。また、そういう中で、森田市長も、住民参加ということについての経験をまた一つ積み重ねられたものと思っております。このような形で24年間の住民参加、日野の革新市政、そういうものが進んできているのではないかというふうに思います。

それから、もう一つ思い出されるのは、今全国の注目の的になっております、小中学校の自校方式の学校給食でございます。百草台小ができましたときのＰＴＡ会長、あるいはそのときのお父さんお母さんたちが今、百草団地自治会の会長や副会長、また私も役員をしておりますが、なっているわけでございます。当時の話をいろいろ聞きますと、なるほどと、これも全国に有名になった自校方式というものも、やっぱり革新市政の力と住民運動によってでき上がってきたものだということが実感として感じ取ることができるわけでございます。百草台小ができましたときは、給食室というのがなかったわけでございます。潤徳小、八小、こういうところから弁当を、でき上がったものを百草台

小に持ってくるという方式でございました。そこで学校の先生方や、またＰＴＡの方々が、何とか子供たちに温かい給食はできないか、こういうことで話し合いが始まり、また勉強が始まったわけでございます。そして、いかにこのセンター方式が欠点が多くて、自校方式がいいかという結論になり、さまざまな教育、あるいは住民の運動が起こりました。その中で百草台小にも、それでは給食室をつくろう、こういうことが実現をしたわけでございます。そのときの教育委員会の方針は、百草台小ができる以後の小中学校については、センター方式で行こうという方針であったわけでございます。しかし、このお母さんたちの運動が実りまして、日野市のその後の小学校、中学校は完全な自校方式というものになりました。その後、職員の皆さん、父母の皆さん、教職員の皆さんの努力によって、内容が充実をしてきた。中学校はまた食堂方式というのも創造されて、全国の注目の的にもなってきたわけでございます。

三中の学校給食が始まるときもそうでした。自校方式で完全にできるまでは、給食はなくてもいいと、そういうような考えの方々も多くて、最後まで自校方式で行こうということで、遅くなりましたけれども、三中も自校方式あるいは食堂方式の学校給食ということで実現を見ることができたわけでございます。

このようにして、やはり日野市の革新市政、あるいは住民というものは、みずから憲法の精神、あるいは地方自治法の精神、こういうものをみずから行動して体得している。それが私は、全市的に各地に存在しているのではないかというふうに思います。こういう力が今後も引き継がれていく限りにおいて、私は日野の革新市政は、今後ともますます一層発展していくのではないかというふうに確信を持っているものでございます。

この日野市の革新市政のあり方と比べまして、今の国政、都政については、本当に憤りを感じるものでございます。今度の政府の予算の通過の仕方、これは本当に国民としては許すことができない、こういう点を大きくはらんでいるのではないでしょうか。これからも消費税の５％増税はやめよ、９兆円の国民負担の増はやめよという運動はますます私は高まっていくというふうに思います。今度の国会の審議におきましては、消費税については７割以上の衆議院の皆さんが、先の総選挙で慎重審議をすると言っておりました。しかし、今度の通常国会では、税制特別委員会はまだ１回も審議をされていない、打ち合わせがあっただけでございます。こういう中で、消費税増税を含む予算案を通過させてしまう。また、与党自民党の衆議院の皆さんも、増税をはっきり言われた方は３割の方々だけでございます。あとの７割の自民党の衆議院の皆さんも、慎重審議ないしは５％は見直す、こういう立場で来たわけでございます。こういう今の自民党の政

府のあり方、ここにこそ、公約を無視して、国民を無視していく姿が、本当にお手本のような形であらわれているのではないでしょうか。そういうことに比べて、日野の革新市政が24年間、一貫して住民に対する約束を実現するために、政府や、あるいはさまざまな妨害勢力と対決して頑張ってきたこと、これはもう雲泥の差がありまして、日野の革新市政を大きく評価することが私は正しい立場ではないか、だれから見てもそうではないかというふうに考えるわけでございます。

東京都政の問題に入りたいと思います。東京都も今、新年度予算案を都議会で審議中でございます。こういう都政に対して今、都民がどんなふうに思っているか。ある新聞にはこういう記事が出ておりました。「うそ八百都政に税金は払わん」と。「801円を拒税」、拒否する税金と書いて拒税、「うそ八百の青島都政にもう税金を払わん」というので、801円税金を払う分から差し引いて、抗議をしている方がいらっしゃるというわけでございます。この方は大田区の自営業の方ですが、固定資産税本年度４期分の14万2,000万円のうち、801円の納税を拒否したと。差し引いた14万1,199円を納めた。これについて地方税法では、東京都の話が出ております。「延滞金を算出する基礎となる税額が2,000円未満の場合は、その全額を切り捨てるとの規定があるため、督促状を送るなどの手続はとるが、現実には徴収できない」と、頭を抱えているということでございます。その後の問題はともかくとして、こういう都民があらわれて、街頭で自分でつくったビラを個人的に配る。このくらい、今度の東京都政、あるいは都の予算の編成の仕方に、都民が怒っている一つの私は事例ではないかというふうに思います。

私たち日本共産党も、また東京都民の多数も、あるいは日野市議会も、あるいは東京都市長会も、東京都予算編成に係る重点要望事項というものを提出をされております。それは市議会にも配付されましたとおり、50ページからなる多数の項目が東京都政に昨年の11月８日、提出をされているわけでございます。この私たち都民の要求がどの程度今度の東京都の予算編成に反映されているのか、この点について私は質問をいたしたいと思います。今度の東京都の予算案については、東京都の公報等でもいろいろと発表されております。６兆6,550億円、中国の国家予算とほぼ同じ額であります。この税金の流れを真剣に都民のことを考えて予算を組むならば、福祉や教育、暮らしを大きく守り、前進させる、そういう予算編成ができるはずでありました。しかし、その中身を見てみますと、まず消費税の５％上乗せ、これが上下水道料金や都営地下鉄など16種類の公共料金に既に上乗せがされております。これによって私たち都民の負担増は95億円になるわけでございます。

調べてみますと、上下水道料金とも、料金収入に基づく営業収支は毎年のように大幅な黒字で、来年度も水道会計が249億円、下水道会計が95億円の利益を予定している。だから、消費税の上乗せなどは当然しないで、この不況時、都民の暮らしを守るのが当然ではないでしょうか。そして、福祉、医療、教育などのレベルアップ、これも今まで18年間、毎年ありました。これが日野市の予算にもあらわれてきていたわけですが、老人福祉手当、障害者福祉手当、児童育成手当、重度心身障害者手当など１円の増額もされていないわけでございます。これらを含めまして64項目にもわたって都民施策を切り捨てる、そういうことが着々と実行される、そういう状況になっております。

ところが、一方、財界、ゼネコン、大企業に対する投資の方はどうか。これは新聞紙上等でも大問題になっておりますように、臨海副都心を借り入れたゼネコンの企業などに対しまして、権利金を600億円近くもお返しをしてあげる。一般の業者や一般の都民に対しては、不況になろうがどうしようが、一切そういう権利金を返すというようなことはなされないわけでございます。また、鈴木都政、青島都政においても、臨海副都心には１円の都民税も使わない、こう言っておりましたけれども、結局、今年度予算から見ますと、１兆3,000億円の都民税がつぎ込まれる。さらに、これは３兆5,000億円に膨れていくという、そういう予算編成がなされているわけでございます。

このような都政は、本当に都民のことを考えない、今の不況下の都民、あるいは中小業者、あるいは零細業者の生活と営業を考えない、そういう逆立ちしたやり方ではないか。このことについても、本当に心から私は許せないという気持ちがわいてくるものでございます。特に青島都知事は、公約を守る、こういうことで都知事に当選をされました。しかし、公約の中で少しでも守ったのは、世界博覧会の中止、これは都民の大変大きな盛り上がる運動の中で、この一つだけは公約を守りましたけれども、あとは全部実行できないどころか、自民党オール与党体制の都議会と、東京都政からそういう都民税を引き出そうとするゼネコンの言うままになっている状態になっております。東京都議会の中で自民党の都議の皆さんが、青島さんのもう与党になって構わないですよと、公然と発言をするような状況にまでなっております。こういう公約破りというのも、本当に都民はもう許せないという状況になっているのではないでしょうか。

第１番目の質問としては、今度の東京都予算案によりまして、日野市など三多摩への影響というものは、具体的にはどういうふうにあらわれようとしているか質問をいたしたいと思います。もともと三多摩格差というのがあります。23区と三多摩の格差というものは、さまざまな方面に及んでおります。その最も根本的なものは、財源が偏在して

いるということではないかというふうに考えるわけでございます。23区にさまざまな企業の集中、便利さの集中というものが行われております。そういう中で、税収という点からも、三多摩の場合は一貫して不利な立場にあったわけでございます。そういう根本的な問題から見ても、まず一番に三多摩格差に配慮するのが東京都政でなくてはならない。しかし、今回の都の予算編成の中では、そういう配慮がなされているのかどうか、この点についてであります。

第２点といたしましては、補助金等の削減の傾向、こういうものはどういうふうにあらわれているのか。

第３点としては、保健所等の廃止・統合などがございますけれども、事務事業の押しつけ、その他保健所との統廃合によることによって、我々が要求していることに対して、完全に財政的にも人的にも保障してくれているのかどうか。新年度予算の中ではどうなっているのか、調べていらっしゃればお答えをいただきたい。

また、三多摩市町村が望んでおります市町村の調整交付金などに対する配慮というものは前向きになっているのかどうか、この点についてもお答えをいただきたいと思います。

それから第５点としては、市長会等ではこの要望は強くは出されていないかと思いますけれども、日野市などでは都バスの利便さというのがございません。ミニバスに対する東京都の配慮、補助、こういうことについても私どもが強く要望しておりますけれども、こういう三多摩格差といいますか、こういうことに対する東京都の配慮というものは、少しでもあらわれているのかどうか。これらは文化・スポーツについても言えます。都立美術館の誘致運動を我々が行ってまいりましたけれども、いささかでも三多摩に対する文化施設、体育施設、こういったものを東京都が強力にバックアップしようとしているのかどうか、その辺はどうなのか。総括的な答弁でも結構ですので、市としてつかんでいらっしゃる東京都の予算編成の姿勢、そういうものについてお答えいただきたいと思います。

第２問目は、東京都の日野市における行政執行といいますか、実態について二、三感じていることを申し上げてお答えいただきたいと思います。

１点は、多摩更生園の移設、改築の状況でございます。多摩更生園の移設、その跡地利用等につきましては、日本共産党も東京都に直接いろいろの要望運動を重ねております。また、せんだって多摩更生園の移築につきまして、東京都の担当課長や、工事をする業者の方々から、近隣の住民団体にいろいろ説明がございました。責任ある課長など

も来ましたが、そのとき私ども地域住民が申し上げたことは、七生福祉園かいわいのあの緑を保存すること、また工事に当たっては、安全を期すること、七生養護学校に続いて多摩更生園でも付近住民に施設を開放すること、こういう点を望みました。百草団地自治会にいらっしゃった節は、百草団地の住民の中で美術を愛する人たちが、あの高層住宅の自宅の窓から、毎年のこの緑の移り変わりを、ちょうど今、多摩更生園が移設される場所に目を向けまして、絵筆をとっていらっしゃる方々もおられます。そういうこともお話ししまして、極力緑を保存するようにと申し上げました。しかし、毎日の工事を見ておりますと、大変な緑地を全部根こそぎとってしまうような工事が行われているわけでございます。完成後は少しは配慮されることになるのかどうか。ブルドーザーが山腹の真ん中を毎朝、行ったり来たりしまして、あの緑を削り取ってしまったわけでございます。こういうことに対して、市の対応、市は東京都に対して、いろいろと話し合いをされたかどうか、また今後も対応していただけるかどうか、こういうことについてでございます。

同じような趣旨でございますが、２点目は、モノレールの工事の進行状況についてでございます。私も市会議員になりましてから一貫して程久保の緑の保存と倉沢等の緑の保存について議会で取り上げてまいりました。モノレールの必要性というものは認めておりますので、それについてとやかく言うものではございません。しかし、今の中央大学付近の工事を見ておりますと、これもせっかくのあの程久保の山並みが中断されてしまうような状況になっております。想像はしておりましたけれども、通行する市民の皆さんが、その現実の姿を見て、非常に心配をされております。この辺の緑の配慮については、一定の配慮をするように、市としても東京都に要望されているかどうかお伺いしたいと思います。

もう一つは、関連いたしまして、桜並木の問題をいろいろ市議会でも、またさまざまな場で取り上げてまいりましたが、桜の移植のその後はどうであるか。今後モノレールが完成した後、多摩動物園通りに移植される桜は大丈夫かどうか、お調べであれば、その後の経過を教えていただきたいと思います。

都政と直接関係はありませんか、通告をいたしておりますので、もう１点質問いたします。これは浅川の護岸工事の状況についてでございます。これも散歩する方々から大変心配されているのが、岸辺がすべてコンクリートで単調な形で埋め尽くされてしまうということについてでございます。今、この川の中に魚が戻るようなさまざまな工法が工夫されておりますが、そういうことを配慮した浅川の計画、水辺の計画、こういうこ

とで市として建設省等に何か要望されているか、今後もそういう立場をとっていただけるかどうかということでございます。

第３問目は、最後の質問であります。中央高速道への固定資産税の課税についてでございます。これは繰り返し私も質問をしてまいりました。しかし、地方自治法施行50周年という観点から、市長の思いといいますか、現在の心づもりについて地方自治法施行50周年、あるいは地方財政法を確立しての今の地方自治体のあり方、そういう立場から決意のほどをお聞かせをいただきたい。また、関連して、前の二つの質問についてもお考えのところがあればお答えいただきたい。市長の答弁は一番最後で結構ですので、お願いをいたしたいと思います。

以上お願いします。

○議長（土方尚功君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君）　都の予算の関係でございます。東京都は昨年３月に、行財政改革大綱を策定いたしました。そして11月には、財政健全化計画を策定いたました。これに基づいて予算ができているわけでございます。特に三多摩への影響ということでございますが、三多摩格差の問題につきましては、人口急増期の53年度に市町村協議の中で決定されたもの、いわゆる８課題がございます。それともう一つは、財政の補完制度の格差でございます。今議員がお触れになっていましたように、振興交付金や、あるいは調整交付金、これらの問題が後で出てまいります。

それから１番について、三多摩への影響でございますが、いずれにしましても、東京都は平成９年度で5,000億円、それから10年度で4,300億円もの巨額な財源不足が見込まれているわけでございます。その中での予算編成で3.1％ほどの減になっているわけでございます。市町村への影響については、特に補助金の関係については行革大綱、特に64項目の内容として、市町村と協議をしている部分がございます。また、市長会等でも要望いたしておりまして、まだ事務的な部分としては協議は整っていない部分が多うございます。これは継続協議になっておるわけで、これはまた10年度予算については相当な影響が出てくるのではないか、このように心配をしているところでございます。補助金の減額というのは、具体的には現在の段階では、何とか９年度予算については市町村に方向としてはだんだん補助率を下げたり、あるいは補助基準の見直し、そういうものがありますけれども、具体的にはいわゆる市長会等での協議の中の事項については、ございません。

それから、３番目の保健所の統廃合の関係でございますけれども、これにつきましては、既に建築基準行政事務と同じように、いわゆる初年度、それから２年度については３分の２補助、３年度、４年度については２分の１補助、５年度については３分の１補助ということでルールができてございます。これも年々どちらかというと、補助率が低下していくような状況でございますので、その負担がふえてくるということになります。

それから、調整交付金、あるいは振興交付金、いわゆる市町村の交付金制度でございます。これにつきましては、年々どちらかといいますと、やはり要綱の中で定められておりますので、税収の落ち込みに伴って低迷をしているという状況でございます。ちなみに平成９年度では５億9,180万円ほど予算を計上しているわけでございますが、平成７年度の決算では７億1,500万円ということで、８年度の見込みでございますが、５億400万円ということで、もちろん、その対象の事業、こういうものもあるわけでございますが、東京都の全体の予算でも、やはり年々減額、あるいは調整交付金等については10億円ほど減っておるところでございます。

それからミニバス、あるいは文化・スポーツ施設ということでございますけれども、ミニバス関係の補助金は東京都にはございません。また、文化・スポーツ施設関係の補助金についても、特に厳しい財政状況の中では、年々そういう補助金そのものは削減されていくというような状況でございます。ちなみにこれらの内容につきまして、各市町村はそれなりに市長会を中心に、あるいは関係課長会、部長会、あるいは都市町村協議会等によりまして、この財政健全化計画このものを、相当市町村に大きな影響が出てくるわけでございますので、これからも十分な協議ができるように、慎重に対処するように強く声を上げていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　２番目、３番目、４番目のことについて御回答させていただきます。

最初の多摩更生園の計画についてでございます。御案内のとおり、あの湯沢川周辺につきましては、東京都の福祉施設や七生福祉園、養護学校、多摩更生園等ございます。それらの中でも、やはりあの谷につきましては、非常にたくさんの緑がございます。それを数字的には、あの敷地が22.4ヘクタールのうち、約63％ぐらい緑で覆われているというふうに認識しております。今回の多摩更生園の建設に当たりましては、できるだけその自然を生かすような形を基本にいたしまして、日野市の住みよいまちづくり指導要綱に基づきます協議を東京都の関係者とさせていただきました。3,000平方メートル以

上の開発でございますので、要綱によりますと、47％以上の緑を残すというのが規定になっております。そこで、当多摩更生園の敷地約9,300平方メートルでございますので、若干現在のところで残さないところは、それを施設を計画後、やはり修復して残すと、緑の再生をするということで51％、約4,700平方メートルの緑地が残る、こういうことで施設の移設の協議が整いまして、現在工事を行っていただいているところでございます。

それから、モノレールの中央大学付近の多摩丘陵の雑木林、緑の件でございますけれども、14キロのモノレールをつくるときに東京都は、東京都の環境影響評価条例に基づきますアセスメントをしております。その中で、当然のことながら、自然に配慮したということで、環境影響評価条例をクリアされたのが、現在その事業でございますけれども、それとあわせまして、沿線の中では、特にあの地域は、自然を生かすゾーンということで、モノレールの駅舎等を含め、前後、なるべく自然を配慮した沿線計画になっております。

それから、動物園通りの桜の件でございますけれども、昨年の２月から３月にかけまして、移植するには一番いい時期ということで移植をさせていただきました。残念ながら花見ができないということで、たくさんの御批判をいただきました。がしかし、やむを得ないということで移植をさせていただきました。日野の市内にも25本移植をさせていただきました。その後、そのほかのところを見まするに、当初の余りつきがよくないんじゃないかと、そんなようなことを予想しておりましたけれども、現地を見ますと、おおむね90％ぐらいの桜の木が芽を吹いてございます。正式な意味で活着をしたということではないかもしれませんけれども、現在のところは芽を吹いてございますので、かなりの桜が仮移植先で芽を吹いているということを御報告申し上げます。その後、モノレールにつきましては、シンボルロード整備検討委員会等も沿線でございまして、特に動物園通りにつきましては、緑とマッチしたまちづくりということで、今後街路樹の選定につきましては、この桜の木も当然中心にいたしまして、地域の皆さんの御意見を聞きながら、街路樹の選定、また仮移植をしました桜を元へ戻すということも検討の中に入れさせていただきまして、親しまれた桜の木が戻るようなことを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　浅川の護岸工事の絡みでございます。上流は平山橋から下

流市民プールまでの間の左岸で工事してございます。建設省では過去には、市内での工事には余り細かい連絡はございませんでしたけれども、最近は前もって市の方に協議が来るようになりました。

そこで、御質問にございました、コンクリートでの護岸ということにつきましてですが、最近の護岸工事につきましては、いわゆる表面がコンクリートではない、いわゆる最後には、一番表面に土をのせまして雑草が繁茂するようにということで、従前にございました土を一時仮置き場に置きまして、最後にまた戻すという作業を行っております。それから湧水につきましても、止水をするための工事をやるんですが、永久に止水にならないように、護岸を水が通るような護岸にするということの協議をしております。特に工事中も、踏み荒らし、あるいはその区域、あるいはストック、いわゆる材料置き場等につきましても、市民団体と協議をいたしまして、なるべく最小限の面積で工事ができるようにというふうな協議もいたしております。今後の対応も同じようにやはり、建設省と協議をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

第1問についての意見などを申し上げまして、関連してあれば企画財政部長並びに市長から答弁を最後にお願いしたいと思います。

担当参事の答弁を聞くだけでも、本当にこの日野市など、三多摩市町村にとって、いかに負担がふえる仕組みになっているかということがひしひしと感じ取れるわけでございます。一応担当参事は、公務員という立場から淡々と答弁はされておりますけれども、ただ、そのしわ寄せというものが来ることは、私は強く深刻に感じられているのではないかというふうに思います。結局、東京都からこういうしわ寄せがやってまいりますと、日野市のいわゆるかぎ括弧をつけて私は用いたいんですけれども、リストラ、こういうことをより一層苦しい立場で市役所も行わざる得ないということに結局はなっていく、またそれが政府のねらいだと思いますけれども、そういうことになっていくという点で、非常に私は深刻な問題であると思います。

ですから、東京都のこういう予算編成の方針、三多摩市町村に対する態度というものを、ここで食いとめるということが必要ではないか。市長以下、やっぱり三多摩の自治体が行政の立場からもきっぱりと東京都のそういう負担の押しつけ、これには反対を貫いて、大きな運動にしていくということが必要である。そういうことについて、お考え

のことがあれば、答弁をしていただきたいわけでございます。市長会でも、市町村調整交付金の長期安定的な財源を確保するとともに、交付額を大幅に増額されたい。また、市町村振興交付金制度における適用事業を拡大するととも、交付額を増額されたい。それから、保健所等に関連しましても、またあるいは事務事業についても、都の事務事業見直しによって、市に新たな行財政負担の増加をもたらす懸念があると。東京都は市町村に負担を転嫁できたとしても、定着した事務事業ほど市民サービスを低下させることは困難であることを十分認識してほしいということを東京都に要望されているわけでございます。

今担当参事から答弁がありました状況では、本当に年間10億円、15億円というふうに日野市の負担が国政以外の場所で、東京都政からも増加していくということでございますので、この点については企画財政部長と市長から、一言ずつ最後にお気持ちを答弁していただきたいというふうに思います。

それから、第２点目につきましては、一定の対応を市が行っていただいてきたということで、感謝いたしたいと思います。しかし、市民の現場を見ている感情からすれば、まだまだ不十分ということでありますので、東京都に対して、また建設省に対して、より一層の協議を今後は継続をしていただきまして、この日野市の緑と清流の政策、また市民が持っている日野市に対する感情、こういうものが今後も持続するように、最後まで頑張っていただきたい。このことをこの点については要望しておきたいと思います。

最後の中央高速道の課税にも触れまして、若干私の意見をいろいろにわたりますけれども、申し上げたいと思います。まず、東京都政についてであります。東京都政は、革新都政のころ、1967年から1979年でございました。お年寄りの医療費は無料、未認可の保育所には助成、福祉や教育、医療、公害対策など全国に誇れる数々の成果を上げたわけでございます。そして、大企業に大負けしていた法人事業税と法人都民税の課税、これを適正に訂正いたしました。中小企業に喜ばれている無担保、無保証人融資制度、寝たきり老人福祉手当、こういうものが全国一というような状況で長く続いてきたわけでございます。この革新都政時代における数多くの成果、これを私たち都民は今後も守っていくということによって、暮らしを守る手助けにすることができる、そういうことが言えると思います。

ところが、東京都は今度、昨年発表されました財政の「東京都財政健全化計画」、これによって、今までございました219目の都民サービスの施策、これにすべて見直しをして、その大部分に大なたを振る、つまりそういう制度を廃止していく、こういう方向

を打ち出してきております。本当に許せないことであります。先ほど私が二、三例を挙げましたように、今年度の予算でも、そういうことが実際もう既に始まっている。そして、市町村の国保に対する補助金の制度も減らしていく。老人福祉手当、あるいはシルバーパスの交付、こういうものもやめる方向で行く。老人医療費の特別の60代の女性、こういうものも打ち切っていく。私立学校経常費の補助も打ち切っていく。特に高校などを中心として、大規模校の改修経費も打ち切っていく。こういうようなことを本当に次から次に打ち出しております。教職員も本年度だけで800人以上減らす。非行防止のために都の教育委員会が六十何名も要望していたことについても、数名しか予算化を認めない。というような、本当に福祉、教育全般にわたりまして、都民無視の予算編成でございます。

その一方で、先ほど申し上げました臨海副都心に対する投資は本当に湯水のように使うわけであります。これについては、何回も私、この場でも申し上げて、こういうところに都民の税金を流さないように、三多摩市町村からも要望すべきである、こういうことを申し上げてきましたが、今回も一言だけ強調したいと思うわけでございます。鈴木都政の時代に、臨海副都心の開発をスタートさせましたが、そのときは、税金は１円も使わない、都民には迷惑をかけないという説明であったわけでございます。しかし、青島知事になりまして昨年、基本方針というのができて、この臨海副都心における減収分は一般財源を充てるという方向に切りかえてきた。都議会で日本共産党がこの問題も追及しております。東京都は進出企業に対して、どういう契約をしているのか。リスクがあった場合は、進出した企業が損害を受けても、それは都では負担はしない。当然そういう契約になっているわけでございます。どういう根拠によって、公費を１兆3,000億円も臨海副都心に流すのか、こういう質問に対しては、東京都港湾局の理事者は、まともな答弁ができなかった。権利金の返還や、賃料の特別減額、こういう条項はない。ないのに、結局企業の言うなりに、副都心の進出企業へ都民税をどんどん注ぎ込む。これからも臨海副都心はますます損害がふえていくということで、もう破綻したことが一般新聞もどの新聞社も指摘をしている状況になっております。これをこれから３兆5,000億円投資するというわけでございますので、都民１人当たりにすれば、約32万円もの都民負担を押しつけられる、こういうことを抑制すれば、三多摩に対する財源は幾らでも回すことができるわけで、市長会から要求された何百項目という中の、毎年毎年数十項目ぐらいは実現をすることができるわけでございます。

しかも、現在の都政は、革新都政のときの、あの大企業等に対する不均一課税、これ

を昔に戻したままでございます。これを革新都政の時代に戻せば、東京都の財源は相当にまた潤ってくるわけであります。日野市の場合は、米沢議員が明らかにしましたように、この20年間で、中小零細企業に負担をさせないで、市民に負担をさせないで、大企業に対する不均一課税によって、20年間で75億円の新たな増収を得ているわけでございます。それによって、大企業はちっとも困らないようなまた税制の優遇を受けておりますので、何ら心配することはない。そういうことを東京都はしないで、専ら都民や三多摩市町村に負担を押しつけていこうとしている。本当に許せないのではないでしょうか。こういう点で、私は日野の革新市政の優位性というものが、非常に比較して目立っているというふうに思うわけでございます。

今議会でも、革新市政が市民要求をなかなか実現していないではないかということがありましたけれども、どうしてどうして、それは私は見当違いではないかというふうに思います。日野の革新市政は東京都政などに比べるとどういう特色があるか。下水道普及についても皆さん、日野市はゼロだったわけです。多摩平は住宅公団が建設をして日野市に移管したものであります。普及率は11％でございました。現在65％になっております。しかも、自民党市政時代には、下水道をつくろうとするどころか、私が市会議員になりましてからも、下水処理場の建設を、反対の請願を提出する始末でございますから、本当に私は今、そのことを思い出していただいて、やっぱり革新市政の努力、これは市長だけじゃありません。地主さんや市の職員、みんなの努力によってここまで来たわけでございます。

公園数と面積はどうか。自民党市政時代には21カ所、11ヘクタールしかありませんでした。今122カ所、42ヘクタールに展開をいたしております。緑地、これはどうだったか。買収したのはゼロです。今14ヘクタールを買収している。買収というとあれですけれども、市のものにして緑を保存しております。そして、緑と清流に対する考え方も、清流条例というのを1975年に制定しました。この清流ということを強く打ち出している市は三多摩で日野市だけでございます。関連した条例が他の５市に、八王子等あることはありますけれども、こういうものを地方自治体の固有の権限である条例によって守る。日野市だけであります。そして、緑地信託制度、これは1989年の制定でございますけれども、断トツに日野市がこのことによって緑地を保存しております。緑地買い取り面積の比較でいきますと、日野市は市民１人当たり0.308平方メートルでございますが、八王子市は0.050平方メートル、立川市は0.215平方メートル、多摩市は0.029平方メートルでございます。絶対的な広さでも、この小さな日野市で504万5,634平方メートル、同じ

ような立川で338万6,300平方メートル、こういうふうに断トツの緑地保持という状況をつくり出しているわけでございます。そして、水路清流課も全国で日野市しかない。東京都で１カ所だけですから、水の里として日野市は指定をされました。福祉、教育については、今まで多くの方々がたくさん述べられておりますので、誇るべき実績が現在も展開をされ、前進をし続けているわけでございます。

新年度の予算でも、重複するものがあるとはいえ、30項目の新しい側面を含む施策を展開して、予算編成をされた。この厳しい財政状況の中で、いかに革新市政が市民にとって積極的な立場を進めているかということが、こういう少ない例しか出しておりません。挙げれば数百項目あると思いますけれども、こういう違いがあるわけでございますので、私はその点で、革新市政、住民参加、この流れに市民みんなが確信をもって今後に進んでいくべきではないかというふうに思います。

地方自治法についても一言、50周年に際して触れたいと思います。「蜷川虎三生誕100年」という記念の集いがあったそうでございます。そこで日本共産党の不破委員長が演説、講演をされました。その中から拝借でございますけれども、地方自治ってどんなものかということに感じ入るところがございましたので、読み上げてみたいと思います。

朝日新聞の記事です。一つは、蜷川氏が亡くなったとき、朝日新聞が書いた「行政の職人蜷川氏去る」、1981年３月１日付の社説であります。この社説は「蜷川氏は行政職人を自負していたが、その脳裏に描かれていた行政職人とは、強烈な政治理念を行政に結実させる技術を持った高度な行政専門家だった。その政治理念の根幹は、地方自治の本旨を守ることにある。その理念の根拠である憲法を暮らしに生かすために、練達の職人であろうとしたのだろう」と評価。右傾化と呼ばれる政治潮流が、地方自治体をも洗い始めている今こそ、我々は蜷川氏が追求した地方自治の本旨をもう一度考えてみる必要がある」と結んでいます。もう一つは、蜷川氏が退陣を表明した1978年３月の毎日新聞の社説。「蜷川京都府政の残した足跡」、1978年３月５日付です。この社説は「蜷川氏の初当選は、新憲法と地方自治法が施行されて３年目、知事が政府の任命だった明治以来の地方行政官がまだ色濃く残っていた時代だったことを振り返り、その中で30年近くにもわたって住民の暮らしを守る地方自治の精神を貫き通してきたことに蜷川府政の何よりも大きな意義があった」と述べ、「革新の灯台というよりは、地方自治の灯台であったと評価してもよいのではないか」と書いたのでした、というふうに講演が行われたわけでございます。

こういうことを思い起こすにつけ、私は日野市の革新市政の現在、また森田市長が闘

い、行動してきたこの活動の24年間、そして日野市民が頑張ってきたこの24年間、私はこの地方自治の原点というものを本当に生かす、あるいはこれが生きていく、そういう道をみんなで歩いて今いるのではないかというふうに思うわけでございます。そういう中で、地方財政が今危機に瀕していると言いますけれども、これは経常収支比率のことも出てきましたけれども、結局、福祉、教育に税金に使い過ぎたから地方財政が危機になったとか、経常収支比率が大変だということではないというふうに私は考えるわけでございます。福祉の仕事、あるいは職員をふやしていけば、当然経常収支比率は高くなっていく。厳しい数字にはなってまいりますが、そのことを解決するためにこそ、地方財政の自主的な確立ということが私は必要になってくる。また、地方に対する税の配分を政府がもっともっと努力をしてほしい、そういうことが要請されるのではないでしょうか。

地方分権が最近叫ばれたという説もございましたけれども、私はそうではないと思います。地方分権というのは、憲法ができ、地方自治法ができた、地方財政法ができたときに、既にうたわれている。しかし、その地方自治体の自主権、財政自主権を合わせまして、これを奪い取ろうとする中央政府や保守的な政治の流れ、これが地方分権を抑えてきたのであって、今の真の地方分権というのは私は、課税自主権も含めた地方自治体の運動、そういうところこそ、地方分権を真に分権たらしめていく道ではないかというふうに思います。

そこで、今度の中央高速課税の件でございますけれども、この中央高速道路への課税には、全く根拠が正しい地方自治の財政の進め方、課税の進め方であるというふうに私は考えるわけでございます。亀井建設省は、「法治国家の自治体が勝手に課税権を行使することはできない」、こういうふうに言いました。法治国家では、すべて条例など法律に従う、そういうようなちょっと古い発想からああいう発言が出たのかもしれませんけれども、地方税法という範疇の中では、地方税法の国法というものは、それは法律の模範として存在はしておりますけれども、地方の税は、地方自治体が市議会等を通じて条例をつくって課税をしていくという税の条例、そういう考え方に基づいて進められることが、憲法や地方自治法でうたわれているわけでございますので、何ら地方自治体が課税自主権を地方自治体の必要に応じて特定して行っていくことが阻まれるということはないわけでございます。これはこの市議会でも、もう何十回も論議をしてまいりました。それは、あの大企業に対する法人市民税の課税のときでありました。私も何回かこの場で、新財源に対する提案などを行ってまいりました。中央高速への課税も何回か提

案をいたしてまいりましたが、こういう流れがありました。

東京都が当時の経済不況の中で、財政が困難であるということがあったわけでございます。その中で美濃部都政が、国が不公平税制を是正しようとしないら、自治体として東京都独自で是正に着手したい。「東京都新財源構想研究会」というものができました。その影響を受けまして私たちも、日野市の自治体としても、新しい財源を確立するための研究をしてほしい。私もここで何回か発言をいたしました。当時の市の部長さんたちは、東京都と違って市は職員が少ないので、そういう研究会に充てる職員がいないということで、非常に大変でございますとは言っておりましたけれども、結局、住民運動の力によりまして、大企業に対する不均一課税は、税制を条例によって改正することが実現をいたしました。その結果、この20年間で75億円の新財源を日野市が確保するところとなったわけでございます。地方自治体が憲法上独自の課税権を持つ地方税法というのは、単に標準を示したものである、こういう考え方が、この革新都政の時代の発想から全国に行き渡りまして、今では、どういう地方税の専門家も、条例によって地方自治体が課税自主権、その立場からさまざまな課税をすることができる、もう通念になってきているのではないかというふうに思います。

中央高速道についても、どの法律にも日野市が課税するからといって触れる、違反するという法律は存在をしていないわけでございます。道路整備特別措置法の規定によって、期間を定めて料金の徴収が行われることになった。これが今課税していないものでございます。しかし、現実の実態が道路でないという場合には、こういう規定があっても、地方自治体は課税することができる、私はそういう立場で1976年のころからこの市議会でも主張してまいりましたが、今学者の本などを読みますと、そういう立場が正しいということを言っているわけでございます。高速道路は機械設備などと同様の償却資産である。構築物である。道路公団の土地がまずあって、その上に建築された償却資産であるということで、そういう位置づけをしていいんだ、地方税法上。そういう考え方が私は、学問的にも行政的にも正しいのではないか。

大体、道路というものは、無料で通れるべきものが道路、これが今までの考え方でございます。ガソリン税も払い、車の代金も払い、税金も払って、その上通行料も払うという場合には、これは普通の道路ではないわけでございますので、今までも課税することはできた。しかし、償却期間経過後も有料だということになりますと、課税するのは当然の常識ではないかというふうに思います。中間答申ということでございますけれども、中間答申というのを出したということは、もう政府の考え方を明らかにしたという

ことであります。ある雑誌によりますと、建設省というのは、中間答申を出して、なかなか本答申は出さないと。中間答申で押し通していく象徴の一つであるというふうに言われております。そういう立場からも、日野が適正な時期に課税を主張したということで私は、大いに市の職員の皆さんも確信を持ってこの課税を執行していただく、次の市長さんももちろん、その意思を尊重して課税を実施する、そういうことで私は、全くだれも批判はできない、こういうふうに確信する次第でございます。

そういうことで、中央高速への課税ということも含めまして、森田市長が今お考えのことを申し上げていただきたいというふうに思うわけでございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にありました東京都の今年度予算、また日野市に影響するかかわりのある状況について、一応お答えをいたします。

東京都の一般会計予算はことし、3.1%減という厳しい財政状況の中の最大限の予算が組まれたというふうには受け取るわけでありますが、日野市にかかわりましては、最終段階の、いわゆ多摩地域で自治体病院を経営をしておる公立病院に対しまして、本年も１ベッド当たり５万円の積み上げ、したがいまして、日野市の場合は、約２億円を助成として受け取る、こういう内容がございます。これは復活交渉の中で、特に病院経営をしている自治体が東京都の決断を迫り、実現をしたということであります。

それからもう一つ、予算とは直接関係はありませんが、御承知のとおり、多摩都市モノレールは、平成10年の運行開始という予定に言われていたわけでありますが、１年半ほどおくれて11年半ばにわたるという事情が生まれております。そのことの御報告も公式には申し上げたことがあったかもしれませんが、御承知おき願いたいと思っております。

引き続いて、きょうどなたかの御質問にも答えましたけれど、いわゆる高幡東踏切です。立体化、３段の立体になります。地下と平面と高架であります。地下は車道、平面は一般の交通道路、それからモノレールが架線を越えることになるものですから、そういう３段階の事業が今着手をされて、約２年間ほどかかるというふうに聞いております。

それから御指摘のありました、文化・スポーツ行政にかかわりまして、日野市はかねて都立美術館の誘致を目指しているわけでありますが、当分の間、多摩地域に美術館の設置ということは見送られたということであります。それから、一昨年でしょうか、ＴＡＭＡらいふ21事業というのがありました。つまり、多摩地域で新しい地域社会の大きな転換を目指そうと、こういう事業の体系であるわけでありますが、その中で言われて

おりました、いわゆる多摩国体、多摩地域で国体を開こうということなんですが、これはなかなか先の話ということで、たしか平成22年とか、そういう年次に当たると聞いておりますけれど、これは諸条件を整備しながら、多摩地域の各市が会場となってといいましょうか、運動場等を提供することによって、立派に実施していこうと、こういう考え方が現前として生きておりますので、日野市のスポーツ公園などは、その合意になる、そういう資格を十分持っているというふうに思います。体育館が間に合えば、それもまた会場になり得るということはもう見通せるわけであります。

それから、多摩更生園関係で、御承知のとおり、従来の多摩更生園を、あの多摩福祉園の入り口に近いところ、用地を日野市があっせんをいたしまして提供した１ヘクタールほどの場所があります。そこへ多摩更生園、今の一番奥にある施設を、老朽化のために入り口に建て替えられる、こういう計画が進められております。したがって、その一番奥はじゃあどうなるのかということがまた大切な課題になってくるわけでありますが、私は日野市民を含めて、いわゆる重度障害者の方々の施設に該当できるものをぜひ予定をしてくださいというふうにお願いをしている状況でございます。

緑の配置につきましては、担当から一応説明をいたしておりますが、日野市の都市計画事業に対しまして、例えば東光寺の緑地等が買い上げ対象になる、そういうことであります。百草の場合も、だんだんときっかけを今つくりつつあるということでありまして、かなり日野市の緑につきましては、東京都が目をかけていただいておると、こういう状況がございます。

いろいろ御指摘もございましたが、一番今私どもも、かつての、つまり福祉の原点と申しましょうか、シビルミニマムという言葉で、いわゆる革新美濃部都政のころに、いろいろと施策が進められた。その精神といいましょうか、哲学といいますか、今日は一体どうなりましたかと聞いてみたいぐらい、その当時の思想は後退をしたと言わざるを得ないような状況を感じるわけであります。我々は、せっかく学んだ、つまり都市生活の最低基準、最低条件というのがシビルミニマムの物の考え方だと思いますので、そういう発想に立って、市民によく理解をされる、そういう施策を進めるのが、また都政に対しても、大切な働きかけでなければならないと、こんなふうに思っております。

中央高速道路の課税のことにつきましては、いろいろ議論をいただいておるわけでありまして、申し上げておりますとおり、事務としてだんだんと具体化をするというふうに進めておるということを御報告申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

企画財政部長、ありますか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　行革担当参事の方から申し上げましたとおり、特に私の方からつけ加えるというようなことはございませんけれども、いずれにしましても、東京都の財政状況も大変厳しいという中で、行財政改革、あるいは財政健全化に取り組むというのは、ある意味で当然だろうというふうにも思っております。ただ、こうした中で、市町村への事務の移管、あるいは権限の移譲というふうな形で事務がおりてくるわけでございますけれども、もとより市民に密着した事務を市町村でやるということについては、決して反対するものではございませんけれども、この間、それが行政改革というふうな形の一環というふうにどうもなっておりてくるという傾向があるその中で、先ほど参事の方からも御説明をさせていただきましたとおり、事務移管等の場合、一定の期間の補助金があるという形でおりてくるわけでございますけれども、最初の２年間は３分の２補てんをするよと、次の２年間は２分の１、５年目には３分の１、すなわち６年度目以降は、全く財源の手当てがないまま、市町村は事務を進めなければならないという現実があるわけでございますので、こうしたことについての財源の補てんをさらに要望し、今後の各協議会の中で、全市町村挙げてそうした協議会の場を東京都と設けることになっておりますので、今後もそういったことを要望して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは最後に、要望を二、三申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

５日の衆議院予算委員会で、太陽党の岩國哲人議員が、公約違反について「人をだまして金を集めた人は、今刑務所に入っている。人をだまして票を集めて国会に入った人は、今先生と呼ばれている。どちらも詐欺師だ」と発言して、自民・新進議員がやじったという記事が新聞に出ております。私は、東京都政についても、あれほど都民が期待していた青島都知事、私が投票したわけではありませんけれども、この人も、本当に公約は一つしか実行しなかった。そして、彼はいじわる何とかさんという芝居によく出演されまして、漫画の本もかいたりされておりましたが、今都民に対しては、いじわる都政であるという私は表現が当たるのではないか、そういうふうに思います。こういうい

じわる都政は、本当に私たち都民の運動によって、どうしても都民重視、都民が主人公の方向に切りかえていかなけれいけない、私もその先頭に立って頑張りたいという決意を一言申し上げたいと思います。

都議選後は、先ほど担当参事も言いましたけれども、具体的には言いませんでしたけれども、都民に対する総攻撃と言わんばかりに、今までの都民の力、革新都政で積み上げてきました福祉・教育の制度が、次々に削減ないしは廃止をされていく、こういうことが既に明らかとなっております。これをさせないためにも、全力を尽くして日野市の方も、行政としても、きっぱりと私は頑張ってもらいたい、ある意味では闘ってもらいたい、こういうふうに考えるわけでございます。

地方自治法が公布され、施行されて50年になるわけですけれども、この地方自治法の中心的な第一命題はどこにあるかということは、第２条に書いてあるところに尽きるわけでございます。住民の安全と健康と福祉を守る、これが地方自治体の責務であるわけでございますので、この点で日野市の市長以下職員の皆さんは頑張ってもらいたい。そして、財源の問題などについては、革新都政のときに、東京都政の幹部の皆さんが、あるいは先進的といいますか、そういうことに熱心な職員の皆さんが「東京都新財源構想研究会」、こういうものをつくってまで自治体の自主的な財政の確立、財源の発見のために努力されました。こういう精神をいま一度思い起こしていただいて、頑張っていただくように私は心から希望するものでございます。

今度の４月の市長選は、どういう性格になるか。私は二つのことが市民の関心になると思います。４月、消費税５％の実施がされないように、日本共産党は決議案を提案しております。テレビ討論会では、太陽党と新進党が賛成するということを表明されました。そういうことが実現されれば、５％増税はないわけですけれども、このことが具体化する４月、日野の市長選挙はやはり、「消費税ノー」という国民の意思を示す、そういう国民投票の形になるのではないか。全国の国民にその気持ちを発信する第１回目の政治選になるのではないか、こんなふうに思っております。

また、中央高速道課税、これが地方自治50周年、このときの課税自主権に基づくことを実施する、その立場を遂行するという住民投票にもなるのではないか、こういうふうにも考えております。今まで革新市長、森田市長、そして日本共産党など、憲法を守る、あるいは市民参加を重視する、そういう議会内勢力、そして日野市のすぐれた住民運動、この三つが寄り合わされまして、24年間を築いてきております。この三つの力は、ますます一層私は、４月の市長選に向けて発展をしていくに違いない、さらに力がみなぎっ

ていくに違いない。

そういう中で、今確固として森田市長が、憲法を市政に生かす、住民自治の立場で、この３月議会で活力ある立場で頑張っておられることが必ず今後の日野の市政の発展についても大きな役割を発揮する、そういうふうに確信をされております。この３月議会で予算成立のために、私どもも全力を尽くして頑張りますので、ひとつ市長、また並びに幹部職員の皆さん、全職員の皆さんが市民の立場で奮闘されることを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって11の１、くらし優先、都民の声が生きる都政に――地方自治法施行50周年に当たって――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時44分　休憩

午後３時24分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の１、市税収入及び財産処分に関する市長の見解を問う。（１）中央道固定資産税課税について。（２）何故地方道路譲与税の収入増にならないのか。（３）市有財産の処分についての通告質問者、小島久君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（小島　久君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

平成９年１月18日、読売新聞一面に「高速道路に資産税課税。恒久有料方針を受け、中央道4.5キロ分、日野市長が決定」、大きな見出しで日本全国に報道されました。そのことは議員皆さん方も御存じのことと思います。また、これを機に、１月22日には、この問題が国会でも取り上げられまして、論戦が展開をされました。衆議院では民主党の菅直人さん、１月27日には、新進党の平田米男さん、また、参議院におきましては１月30日、自民党の片山虎之助さんなどが、それぞれ質問し、答弁に建設大臣、自治大臣などの答弁がありました。その詳報は新聞に記載されておりますので、議員の皆さん方もごらんになったことと思います。また、これを機会に、日刊紙でも、あるいはスポーツ新聞にも、あるいはテレビにも、雑誌にも報道され、今日を迎えている状況であります。

そこで、確認の意味も含めて市長に改めて質問をいたします。まず１点目、中央高速

道路に固定資産税を課税する理由ですね、このことの御答弁を最初にお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　小島久君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　昨年２月、同じような時期でございましたが、新年度の予算を中心とする記者会見を行いました際に、二つの事柄、その一つは、市内を通過しておるいわゆる道路公団管理の中央高速道路に適切な課税を行いたいということ、それからもう一つは、在留外国人に地方自治の参政権を認める憲法の解釈が生まれたことに伴って、自治体としてはどうあるべきかということを検討しておる。二つの事柄について、多少の説明を行いました。昨年は、まだ検討不十分で、いわゆる固定資産税課税の評価をどうすべきかということが、必ずしも明確でなかったこと、それからどういうリアクションといいましょうか、反応が生まれるだろうかということ、こういうことを１年間、いろいろの状況の中で進めてまいりました。もとをただしますと、いかに財源が欲しいかという、何か課税可能な財源がないかということを考えた、それが動機でございました。高速道路は、将来は経費を償却して無料化し、一般道路と同じ扱いであるということで、非課税措置が行政指導として行われたわけでありますが、道路審議会の中間答申ということではございましたが、将来永久に有料であるという大きな方針が打ち出されておることに伴いまして、非課税の条件は崩れたというふうに素人なりに思い立ったということであります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

おおむね私が感じていたことと同じような御答弁をいただきました。また、今市長が申された御答弁は、各新聞社の記者によって明らかに証明されております。つまり平成７年11月に、高速道路は、建設費の償還後も有料とする、という中間報告があったと。つまり、その非課税となる前提が崩れたという解釈を持ちましたので、いわゆる課税自主権に基づいて、その態度を決めたと、こういうようなお話でございます。

さて、確かにこれは中間段階の答申でございます。それではなぜ、中間答申の段階で課税する意思を打ち出したのか、なぜ本答申まで待っていただけなかったのか、その辺について、参政権のことは結構でございますから、私の質問に対してのみ答えてください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　中間答申ということでございますが、将来無料化されるとい

うことは、現在の状況を見て、あり得ないことでありますから、答申のまとめを待つことなく、可能だという条件はできたと、このように思った次第であります。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　ありがとうございました。

いずれにしても、ここで……（発言する者多し）黙って聞いてください。ここで、いわゆる中間答申であろうと、将来これは無料化にならないという、市長はそれを単独で決めて、あるいは市長のお考え方で、課税せざる得ないと、こういうふうに今の答弁を聞いたわけですけれども、そもそもこれは私は、今の市長の答弁からいいますと、いささか納得できない答弁なんですね、私の解釈は。新聞報道によれば、これは私、事実はわかりませんけれど、新聞報道の内容でございますけれども、市長は平成６年度、平成７年度、平成８年度、つまり減税がもとになっておりまして、その減税のしわ寄せが地方自治体に来た。つまり、減税補てん債なるものを日野市でもそのしわ寄せを受けなきゃいけなかった。これが３年間のトータルで75億円から80億円ぐらいのいわゆる収入減になると、こういうようなことがもとになって、それで課税をしなきゃならないと、こういうふうに新聞では報道しているんですね。さらにまた、市長の見解として「請求する権利がありながら、請求しないのは、住民に対して無責任である」、こうとも言っています。そういうことがいわゆるねらいで、この中間答申の段階で課税したのかなあと、こういうふうに判断いたします。

そこで、先に進ませていただきます。まず地方税法には、第348条の第２項には、固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課すことができない。その第５号には、公共の用に供する道路、これには固定資産税をかけてはいけませんよと、こうなっているわけです。じゃあ、この中央高速道路が非課税となっている根拠、これは今市長から御答弁いただきましたけれども、いわゆる行政実例によって非課税になっている、こういうことでございます。昭和33年、現在は自治省ですけれども、当時は自治庁です。税務局の行政実例、あるいは昭和35年の同じように現在の自治省の税務局の行政実例、この中で、地方税法348条の第２項による道路というのは、公共の用に供する道路、これに該当するんだと解する、こうなっているわけでございます。

そこで、市長が中間答申の段階で、課税をいたしますよ、ということに対して、かいつまんで申しますと、建設大臣のの答弁は、直接これは日野市長に対して答弁したわけではありませんけれども、国会答弁の中のやりとりの答弁でありますけれども、「課税通知が来ても、お支払いしません」、建設大臣はそうおっしゃっております。建設省の

事務次官はどうおっしゃっているかというと、「自治省の見解と同一でありまして、日野市の理解が得られるように最大限努力したい」、このように報道しております。また、自治省の固定資産税課、これは主管課でございますので、今私が御披露いたしました昭和33年、35年のいずれも、その行政実例がありますので、「非課税ですから、対応が難しい」と、こういう表現でございます。また、高速国道課では、課税通知が来る５月連休明け、これは先ほど施政方針の中でも、事務的に淡々と進めるというお答えなんですけれども、「連休明けに来れば、日本道路公団が日野市長に対して不服申し立てを行うことになると思う」、こういう見解を示しております。また、当の道路公団は、「料金は徴収しているんですけれども、営利目的ではない。したがって、公共の道路と解すべきである。また、永久有料化も中間答申で、決定ではない」、このように述べておられます。

そこで、市長にお伺いいたします。平成９年の施政方針で私も説明を求めましたけれども、課税手続は事務的に進めるだけとの見解を示しましたけれども、道路公団に対して、課税納税通知を出す前に、公団側からお話ししたいという申し入れがあった場合には、お話をする意思があるのでしょうか、ないのでしょうか、そのことを伺っておきます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　４月には評価による課税台帳を設けて、縦覧に供するという手があります。その際に、行政不服審査、あるいは固定資産評価額に対する意見のようなものが出されるという機会はあるかもしれませんが、それはそれで結構だと思います。固定資産評価審査会は、評価に対する、高過ぎるとか、安過ぎるとか――まあ安過ぎるはないでしょう。高過ぎるというような際に適用される審査であって、課税するか、課税しないかということに対する判断を下す機関ではないというふうに聞いております。自治体には、かたいことを言うわけじゃありませんが、課税自主権という地方自治法の最も本旨に属する権限も付与されているわけであります。いろいろと状況に対する政府あるいは機関御当局の見解もあるだろうと思っておりますけれど、また一方に、いろんな反応の中で、課税の適正を評価するという意見もないわけではありません。しばらく時間を課して、そしていわゆる事務的な手順をたどって状況を追ってみたい、こういう考え方でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　市長ね、私が今聞いたのは、公団とお話し合いをする意思があ

るかどうかということを尋ねたんですよ。もう１回お願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公団はいわゆる課税をされる対象ですから、公団から意見を聞くということは、むしろ一般の課税を対象とするほかの事例にも合わせて、手順、手続もあることでございますし、意見交換を求められたこともあるわけでありますけれど、いろいろな公的な判断で将来を進めていきたい、というふうにお答えをした経過があると思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　どうも私の日本語が通じないらしくて、明快な答弁をいただけないんで、結構でしょう。いずれにしても、公団は課税される側だから、日野市長としては、公団に対してお話し合いをしたいというようなことしないという解釈なんでしょう。

次に進みます。それでは視点を変えて質問をさせていただきます。今、私が思うに、この高速道路の課税は、日野市長一人が、孤軍奮闘して国と対決しまして、また成果を上げようとしているということはよくわかります。しかし、このことは非常に私は難しいと言わざるを得ないと思っておるわけであります。そこで、私が思うには、平成８年にお隣の国立市議会、あるいは三鷹市議会、これは議員の皆さんもよく御存じだと思いますけれども、いわゆる中央高速道路の課税について、決議、あるいは意見書、こういうようなものを決定した経緯がございます。これはつい最近のことですね、いずれも。これを踏まえて、市長、少し耳を傾けていただいて、例えば、当面は都下の三鷹、府中、国立、日野、八王子、つまり中央道を通過する関連市があるわけですから、これらの少なくても議会とか、あるいは首長さんであるとか、そういう方々と市長みずからが先頭に立って協同歩調をとるようなお話し合い、これからもまだ十分間に合うと思うんですよ。そういう意思があるかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かつて昭和57年ごろだったと思いますが、高速道路通過都市自治体連絡協議会というのがございました。大阪の方の自治体が幹事市になりまして、我々も出席をしたことがありました。そのときの運動で、数十億円の基金が建設省に予算化され、いっときの何といいましょうか、交付金ということで支給されたことはありました。そういう形のものがあれば大変便利なわけでございますが、今は、その後解消してしまって、そういう組織が存在いたしません。なるべく自治体は連帯をして当局の

御理解をいただくということは大切なことでもありますし、とりわけ近隣市はまたお互いの運動でも協力のできる御理解が得られれば幸いだと思っておりますので、これからも努力をしてみたい、こう思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

幾らか市長の心が和らいできたなあと、こういうふうに思っております。実は今市長がおっしゃった、昭和57年時代とこうおっしゃいましたけれど、正確には昭和50年なんです。市長は今高速道路を盛んに打ち出されておりますけれど、市長は二番手なんです。高速道路に対して、課税云々ということを示しているのは。１番目は、昭和50年の１月に、大阪府の吹田市が高速道路への課税を表明した時期があるんです。もう今から22年前です。このときに197市、これは関連市ですね。恐らくこれは、関西の方の高速道路の関係だと思います。197市が連盟で、何とかこの高速道路について固定資産税を課税しようじゃないかというようなことを持ち上げて、これが決着したのが昭和54年の７月なんです。実に４年６カ月の歳月を経て、それで決着をつけたわけです。その決着の内容が、今市長がお話になりました交付金という形ですね。我が日野市もその恩恵を受けているんです。昭和57年、昭和58年、昭和59年、３カ年にわたって6,000万円というお金をいただいたんです。全国の総額では300億円になるんです。これがいわゆる高速自動車国道等通過市町村関連公共施設等整備助成金という形で国から関連市に一括して支給されたんですよ。つまり前例があるんですよ、市長。市長お一人でこの問題で孤軍奮闘しても、なかなか国の壁が崩せないということなんですよ。したがって、私は関連する自治体と一緒になってこの問題を解決するのが一番の得策というふうに思うわけです。また早いんです。ということなんです。それは指摘だけにしておきます。

続いてまいります。具体的な質問に入ってまいります。さて、高速道路の評価額について伺いたいと思います。市長は施政方針演説の中でも、事務的に淡々と進めるだけ、こういうふうにおっしゃいました。この新聞記事の内容しか我々はわからないわけです、今示されているのは。その中のものを見てみますと、おおよそ延長で4.5キロあるだろう。つまり4,500メートル延長があるだろうと。幅員は場所によって、高架、土盛りの区間によって幅員は違います。しかし、面積が15万7,000だと、こういうふうに記されております。したがって、それを除していただければ、平均の幅員は35メートルぐらいになるだろうと、こういうことであります。評価額は、おおよそ3,500万円から4,000万円だろうと、こういうふうに報道がなされております。

そこで、次の質問に入ります。事務的に淡々と進めるというお言葉なんですけれども、市長がそうおっしゃっているわけですから、市民部長の担当課として、この評価額は3,500万円から4,000万円というような幅があるわけですから、少なくとも、もうあと１カ月たてば納税通知を出さなきゃいけないわけですから、当然おのおのの評価額が出ていると思います。そこで、一体、この4.5キロの中に、高速道路のそれぞれの所有地番があるわけですから、何筆ぐらい筆数があって、それから評価額を決めるのに、恐らく沿線の宅地の評価を基準にして決めているわけですから、その平均ぐらいの評価額は言えると思んうですね。それと、課税をするときに、評価額そのものの生の評価額で課税するのか。私は国鉄の例などから見ますと、かなりの部分割り引いて課税をするという、まあ何%引きになるかわかりませんけれども、どのぐらい減額をして課税をするのか。それから３点目は、納税通知を具体的に何月何日ごろ予定して発送するのか、そのあたりをお答え願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　お答え申し上げます。

固定資産税、都市計画税に平成９年度それぞれ歳入額を計上いたしました。ただいま議員から3,500万円云々という評価額のお話がございましたが、税額として3,500万円から4,000万円という記事が新聞報道で載ったことがございます。今その数字につきましては、一つの評価の過程の中で、ＪＲの軌道敷と同じような評価を行った場合に想定される税額をお話し申し上げました。現在は評価が決まって、したがって、税額の積算も可能なわけでございますけれども、具体的な数字につきましては、地方税法に定めます守秘義務の関係で申し上げることができませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、15万7,000平米の筆数につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどのお答えとさせていただきたいと思います。

それから、納税の発送時期でございますけれども、４月１日から４月21日まで縦覧に供して、この間に審査の申し出等ないものにつきましては、５月の当初、５月１日、郵便局の方に持ち込む日付と実際に郵便局の方で配布する日程等はまた日野郵便局の方と協議しなければなりませんけれども、持ち込みについては、５月１日持ち込みという形で処理をさせていただく予定でおります。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

評価額については、守秘義務があるから申し上げられないと、こういうお答えでございます。がしかし、具体的な数字はお答えできないということでございますね。それでは、予算書の件でちょっとお伺いさせていただきます。

まず、平成８年度の予算、これは13ページに、固定資産税の土地に対する税額がこの予算書に示されております。平成８年度は、収入見込み額として、土地3,225億1,534万5,000円、税率が固定資産税1.4%、収納率98.5%、こうなっております。それで、恐らく平成８年度、まだ決算が済んでいない段階ですから、最終的に幾らになるかわかりませんけれども、43億5,350万3,000円、こういう予算が計上されております。平成９年度の予算、同じく固定資産税、土地について収入見込み額は3,260億4,493万9,000円、これは見込み額ですね。税率は同じで、収納率は今年度は0.2%ほど減になっています。それで、この予算書を見比べている限りでは、総額でいいですか、平成８年度で43億5,350万3,000円、平成９年度では43億9,624万9,000円、差し引きしますと幾らですか、この差分がいわゆる高速道路の税額分だというふうに単純に解釈してはまずいんでしょう。その辺、どうですか、ちょっとお答え願います。

○議長（土方尚功君）　市民部長。

○市民部長（宮本　寿君）　ただいま議員の方から細かい数字を申されましたけれども、平成８年度当初予算比較で比較されたわけでございますが、さきの平成９年第１回定例会で３月補正を上程いたしまして、即決をしていただきました数字で申し上げますと、土地に関する歳入予算は、42億9,331万1,000円という数字に補正いたしておりますので、この数字から比較しますと、今年度の予算はかなりの数字で伸びているということになると思います。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　つまり、今私が聞いても、平成９年度の予算書を見る限りでは、全くわからないんですよ。わかりませんよね。わかる人があったら、神様ですよ、これは。

市長に伺います。つまり、今市長が高速道路に課税をしようとしている税額は、新聞記者などには3,500万円から4,000万円だと。しかも来月の縦覧が終わったら、５月１日ぐらいには納税通知書を出したいと。事務的に淡々と進めると、こういう答弁なんですけれども、少なくとも今市民部長からは、守秘義務があるから申せない、こうおっしゃっていますけれども、守秘義務どころじゃないんです。これこそ情報公開に基づいて、当然２段書きにして、高速道路の課税は何筆あって幾らで、この分を高速道路に対して課

税しますと、こういう記載があってしかるべきだと私は思うんですけれど、市長、どうですか、それは。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は市長ということで、固定資産評価委員も兼務しているわけでありますが、建前といたしましては、個々の税額等について、一々公表をしてはいけないということももちろんでありますし、私自身も余り具体的に、どの法人は幾らとか、だれそれが幾らというようなことは問いただされない立場でございます。大変公式の場というのは難しい場でありますから、そのあたりの言い方に慎重であるというのは、公務員として当然だろうと思っております。たまたま去年あたりの時点で、4.5キロに対して、軌道敷という評価、これは例え話として聞いていただきたいわけですが、ＪＲがちょうど軌道敷に当たるわけでありまして、道路と鉄道ですから、同じということもちょっとどうかなという感じはいたします。（「市長、発言中ですけれど、記載が２段で書けないのかとお尋ねしているんですよ。だから、そのことを答えてください。横道にそれると、もう時間がなくなってしまいますから。私、３問もきょう用意しているんですよ。もう高速道路だけで終わってしまうから」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　整理します。それぞれ質問には十分対応していただくということで、端的にお願いをいたします。

○市長（森田喜美男君）　だから、順序として話しているつもりなんですけれど、新聞記事にも数字が出ていたりしますので、我々も間接的には、ある範囲ということで承知をしております。それから、特に私が指示をしました事項は、借入地が相当量ありますから、これに対しては、非課税対象とすべきである、そういうふうな経過があったということは事実であります。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　市長、端的に答えていただきたいんです。私はそんなことを聞いているんじゃないんですよ。今平成９年度の予算を見ても、高速道路が、事務当局は守秘義務があるから申し上げられません、市長は事務的に淡々と進めるだけです、それでは皆さんがわかるように、高速道路の分は土地の分として幾らなんですかということをなぜ、２段書きに書けないんでしょうかと、こういうことをお尋ねしたんです。これはもう、答弁は結構です。いずれにしても、書けないという答えなんでしょうから、書けなかったら書けないという答えが返ってくればそれでいいんですよ。

次に進みます。さて、平成９年度の関係で、予算の関係を申し上げました。引き続い

てお尋ねいたします。市長は、森田市長の名前で課税通知を出すわけでありますけれども、先ほどの事務当局のお話ですと、４月１日から４月21日まで縦覧にかける。それで、もし意見があったとしても、これは市長の答弁で、つまり審査会に意見が出せるのは、評価に対する審査だけだと、こういうお答えです。恐らくそういうことだと思います。そこで、４月26日までが市長の任期であります。事務当局に聞きますと、５月１日に納税通知を発行する、こういうようなお答えです。市長、どうやって市長の名前で納税通知が出せるんですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長名というのは、そのときに市長である者の名称を使うわけでありまして、私の名前が残るか、あるいは別の名前になるか、これはこれからの課題だということであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　結局、市長、それは無責任なんです。市長は……（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）無責任ですよ。

○議長（土方尚功君）　不規則発言は控えてください。

○６番（小島　久君）　なぜ私が無責任かといいますと、市長は立候補するという意思表示をして、初めて今言った市長の言葉が生きてくるんですよ。立候補の意思もしないで、５月１日に市長名で発送する。で、私の責任でやりますから。矛盾しているんじゃありませんか。もう一遍答弁願います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は矛盾はないというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　じゃあ、次に進みます。それでは市長、改めて視点を変えましょう。冒頭に市長のお答えを聞きましたけれども、じゃあ、課税をする法律的な根拠ですね。さっき中間答申の段階で云々というお話は聞きました。その法律の根拠は、市長は何をもとにして出すのか、そのことを答弁願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長という公職の立場で判断をし、そういうまた権限と責任において事務執行を行うということでございますので、まあ、それ以上のことは余り言わない方がいいだろうと思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　市長という公職の立場から課税をしたいと、こういうお話です。私はやっぱり、今時点で冷静に考えてみますと、この高速道路の問題については、いわゆる法律の不備から生じた問題なんです。したがって、市長が市長の責任において課税をするということになりますれば、受け取った公団側も、それに対して、当然の反論といいますか、処置といいますか、そういう手続をしなきゃならないわけです。したがって私は、公団側としては、行政不服審査法に基づく意見書になるか、あるいはどういう法律を使って意見具申をするかわかりませんけれども、つまり明らかに法律の論争になってくるということは明らかなんですよね。そうしますと、その間、むだなお金やむだな時間、経費が当然かかってくるわけです。その経費をみんな税金で賄うわけです、お互いに。むだじゃありませんか、市長。もう少し冷静になって、話し合って解決するのが最上の策じゃないですか。お考えはどうですか、もう1回聞きます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　冷静に対処してまいりたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　以上で、高速道路を終わります。

次に入らせていただきます。なぜ、地方道路譲与税の収入が増加しないのかという提案を差し上げております。まず冒頭に伺います。今、日野市には公共用の道路、これは高速道路ではありません。市道ですね、これが縦横無尽に走っております。一体、この道路用地、過去何年か手をかけて道路台帳が完成していると思うんですけれども、現在で道路台帳が完成したのかどうか、これを伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　道路台帳の件でございますが、整備状況についてお答え申し上げます。

平成6年度をもって一定の整備は終了いたしております。今後、道路の廃止だとか認定、その他道路附属物の新設、撤去等によりまして、多少の増減が発生するはずです。したがいまして、そのための補正事務は今後も引き続き行うようになります。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございます。

それでは引き続き、質問させていただきます。道路台帳は平成6年度に完了したというお答えでございます。私はせんだって、2月の14日でしたか、我が民主クラブの会派

と市長初め、執行部とヒアリングが行われました。そのときに、私は市長あるいは助役、あるいは企画財政部長が同席した中で、日野の市道は今示されている面積に疑問を生じていると、こういうふうにヒアリングのときに申し上げました。市長、うなずいていらっしゃるからわかっていると思います。そこで、一体日野市のいわゆる市道ですね、が幾らあるのかということを私は疑問を持っているということを申し上げたんで、市長として、あるいは助役として、企画財政部長として、担当部の方に小島議員がこういう疑問を持っているということを、その日以後、どなたか担当のところにそれぞれ申し伝えていただいたかどうか、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　担当に御指摘の点を明確にお答えのできるように用意をしておくように指示をいたしました。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　助役はどうですか。

○助役（鈴木栄弘君）　担当の課長、それから部長とその旨調整をするように、よく調べるように指示をしておりました。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　企画財政部長はどうですか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　御指摘の点につきましては、かねて道路台帳等の整備について予算措置も行っております財政担当としまして、当然のこととして、再度調査するように申しましたし、私自身も同席をして、資料等の整備をしたところでございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

指示をしたということです。市長、助役、企画財政部長以下。がしかし、私はその答弁を聞いても納得しないんです。というのは、私は担当課にこの道路の問題についてそれぞれ伺いました。資料は全然できておりません。言葉はそれぞれトップからお話をしたんでしょうけれども、担当の方が、時間がなかったから、また大きな問題ですから、処理ができなかったのかもしれません。正確には伝わっていないというふうに判断します。それは今、これから私が証明いたします。

まず、平成８年４月１日付の道路の現況調査、これは事務当局からいただきました。

管理課からいただいたんです。建設部長、持っていますか、これ。企画財政部長、持っていますか。持っていますね。この道路の現況調査表によれば、市内の市道は、延長で44万7,369メートルあります、面積が224万93平米ありますと、こういうふうに出ております。よろしいですね、建設部長。一方、「とうけい日野」の調査、これは日野市民の方にも全部配られている資料です。これによりますと、平成７年度で延長が45万409メートルとなっております。面積で229万3,735メートル、こうなっているわけです。これは確認できますね。それで、さらに「とうけい日野」のものを年次を追って前倒ししていきますと、数字が全部一致しないんですよ。わかりますね。それはなぜ一致しないのかなと、こう思っておったわけですけれども、それは冒頭聞いた、いわゆる土地台帳というものが完了していなかったがために、数字が年々確たるものが違ってきたのかなと。これはこれで理解できます。

しかし、どうでしょう。今さっき冒頭に聞いたら、平成６年度に終了したと、こういうことであります。終了したその翌年からは、市内の開発行為などによって、多少の道路の変更はあるかもしれませんけれども、大まかにいって、何千も何万も変更が生じるとは考えられないわけです。そこで、私がヒアリングのときに指摘したわけであります。まず一つ、それを頭に置いてください。なぜ私が日野市の道路が間違っているということを申し上げたかといいますと、まず日野市の行政面積は2,711ヘクタールあります。これから多摩川、浅川の河川敷を差し引きます。349万平米あります。ですから、残りの2,362万平方メートル、これが日野市のいわゆる建物が建つところの面積なんです。で、この面積に対して、既に区画整理を完了した地区が、市施行が４カ所、組合施行が６カ所、個人施行を含めて。これは多摩平とか神明とか、そういう区域であります。この区域が、これは区画整理の事業計画で面積が定まっているわけですから、その面積が508万3,665平米あります。それから今施行中の面積、これは市が６カ所、組合が９カ所、15カ所行っております。この区域が462万238平米あります。それを施行中のと完了した面積を足すと、970万3,903平米あるんです。この中の道路面積は、区画整理が完了しますと、道路面積が明らかに確定いたします。確定したということは、整理前から新しい道路があったというふうにみなすと、法律上そういう解釈になっております。これが86万3,092平米、それから施行中のものは、まだ従前の道路しかありませんから、それをトータルしますと、33万6,493平米。したがって、区画整理完了の、あるいは施行中のを含めて約120万平米の道路があるという計算でございます。全部細かく言えばいいんですけれども、時間が足りないのではしょりますけれども、そういうことを計算をして

いきますと、私の計算では、251万4,000平米ぐらい、日野市の道路面積があってしかるべきなんです。

ところが、冒頭に申し上げましたように、今道路台帳が完了したといっても、224万平米しかない。つまり27万平米も、率にして12%も市が発表している面積より食い違いがあるわけです。私は、そう間違いないというふうに踏んでいるんですけれども、担当部長、いかがですか。私が今、説明をちょっとはしょりましたけれども。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（清水啓治君）　二つ今お伺いいたしました。まず一つは、議員さんの方から発表のございました、延長並びに面積でございますが、もう一つの２年から７年の経過の方と比べまして、議員さんのお話のありました数字は、まず８年の４月１日現在でございます。それから表の方は、その１年前の表ということが一つございます。それから表の中身がちょっと違いまして、昨年の４月１日現在のものは実延長ということでございます。それから表の方でいきますと、これは実質の管理ということで重複している部分、いわゆる交差点の中も入っているということが一つございます。そして、先ほどお話ししたように、１年の違いがあるということで、数字がそこでずれているということでございます。それから、ずっとさかのぼって２年、３年のあたりのお話が出ましたが、御質問の中にももう既にございましたように、台帳の整備関係で、途中で面積が確定してきたということで、正しい数字に直してきたということでございます。

それから、二つ目の違いでございますが、この台帳を作成するについての面積の出し方でございますが、最近は、空中写真が大分進んでいまして、いわゆる飛行機を飛ばして基準点を、公共測量の点をいっぱい落としまして、正確な図面をつくっているというのが、最近の台帳のつくり方でございます。そこで、出し方には幾つかございますけれども、航空写真による、いわゆる航空測量ということでやっていますので、精度としてはかなりいいはずだというふうに私どもは考えております。そこで今議員さんがお出しいただいた数字と確かに大分開きが、約１割でしょうか……（「12%です」と呼ぶ者あり）十数%違いますけれども、区画整理の中によって従前の面積も違うでしょうし、議員さんの出していただいたものも、一応チェックも私どもしてみたいなと思うんですが、場所によっても違うかなということと、それから行政面積がそのものが、その他の公共施設、例えば学校だとか公園も含めまして換算されているように、今ちょっと見まして、感じましたので、その辺で多少の数字の誤差があるかなあというふうな感じはしています。いずれにしても、確認をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

いずれにしましても、27万平米というような大きい数字でございますので、これは確認するように要望しておきます。

さて、本論に入ります。私がなぜ、この道路面積にこだわるのかというと、これは平成9年度でも8年度でもそうですけれども、予算に影響してくるからであります。この予算のいわゆる税収のもとである地方道路譲与税ですか、これにこの道路の面積が関連してくるわけであります。そこで、企画財政部長にお伺いいたしますけれども、地方道路譲与税、これを過去にさかのぼって平成3年度から平成8年度まで、それぞれ幾らずつ歳入にいただいたか、額を教えてください。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　3年度からのですか。（「3年度から。わかりませんか」と呼ぶ者あり）いえ、わかります。3年度が決算額で申し上げますが、1億400万円余り、それから4年度が1億1,200万円余り、それから5年度が1億1,800万円余り、6年度が1億1,800円余り、それから7年度が1億2,000万円です。8年度はまだ見込みということですので、ほぼ同額を見込んでいるという状況でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

大体過去の例を見ますと、1億円から1億2,000万円ぐらいがその推移だというお答えでございます。さて、この国からいただく地方道路譲与税でございますけれども、これは地方道路譲与税法という法律があります。この法律に基づいて、それぞれ歳入が入ってくるわけであります。この地方道路譲与税法の条文を見てみますと、おおよそ配分が定められております。3条で定められております。地方に、いわゆる全国の市町村、23区を含めて、この法律では、100分の57に相当する分が地方道路譲与税としていただける。100分の43は、47都道府県プラス政令指定都市だと、このように条文でうたわれております。また、道路の面積による指数を、それぞれ計算して出して、指数を決めて、その指数に応じて、その積算根拠がなっている。その対象は、道路の延長と面積がその対象になっている。これが細かくこの法律の中に示されております。これは間違いないと思います。

そこで、お伺いしますけれども、今お聞きました平成7年度、平成8年度、まあ平成

８年度はまだ予算の最中ですから、予算上は同額だということなんですけれども、少なくともこの法律に基づいて、これは東京都の地方課ですか、国はどこが担当になるかわかりませんけれど、自治省ですか、その辺で、どういう積算で１億2,000万円入ってきたか、その積算の根拠を示してください。例えば平成７年と平成８年の対比で結構ですから、お知らせ願います。簡単で結構ですから。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　積算の根拠ということでございますけれども、交付の際に、積算の根拠という形で明確なものが示されていませんので、私どもの推計といいますか、今議員さんの方の御指摘がございました地方道路譲与税法の計数等の流れをごく簡単に説明をさせていただきます。

道路延長と面積により計算をされるわけですけれども、道路それぞれの延長なり面積なりの変化が結果的に税額にどう反映するかということになろうかと思います。この法律の中で、延長、面積それぞれにつきましては、補正計数というものが、人口の規模によりまして、掛けられることになっております。例えば延長ですと6.3倍、面積ですと4.0倍するというふうな計数を掛けるというふうなものもあります。それから平成８年度では、延長について3.1倍、面積については2.7倍というふうな計数が掛けられているはずだというふうに推計をしているところでございまして、この結果を見ますと、平成７年度と平成８年度、私どもが道路台帳が整備されている数値として把握をしておりますそれぞれの延長、面積の対比でいいますと、補正後の計数では1.21倍、すなわち21％増という数字が示されているところでございます。これらの内訳につきまして、詳細は地方課等に問い合わせをしてみているところでございますけれども、今概略申し上げましたような計算以外のことについての詳細が把握できないという状況でございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　非常にわかりにくい説明でございますけれど、私自身は理解ができます。というのは、条文を持っていますし、補正計数も持っているので理解できるんです。で、さらに企画財政部長、私がなぜ道路面積、延長をしつこく言うかというと、つまりこの交付税の対象が、その基準となるものが、延長と面積によって指数が確定してくるんですよ。それで、平成７年、平成８年を、道路台帳が６年度に完了して、数値がその完了した数値を使っているんですけれども、例えば平成７年度では、面積が98万4,000平米しか見ていないんです。平成８年度は168万6,000平米しか見ていないんです。平成８年の４月１日、建設部長からいただいた資料、これは224万平米あるわけです。

ただ、幅員が2.5メートル以下のその部分については、この地方道路譲与税の対象にしないということですから、面積が減になることはわかるんです。がしかし、その数字たるものも、私は信用していないんです。先ほど私が指摘した数字を研究して、これからしてもらいますけれども、しかも、仮に今事務当局が説明した、平成７年度の面積98万4,000平米、これは計算より低いですけれども、それを正しいとしたとして、平成８年度の168万6,000平方メートルも正しいものとして計算しても、今企画財政部長が言ったように、21％も増になるわけです。21％も道路面積が。これは森田市長の今まで長い間かかった大きな成果ですよ。にもかかわらず、税収が１億2,000万円で、全く同じだと。おかしいじゃありませんか。単純に私は、この21％だけが、日野市だけがふえろという指摘は申し上げません。しかし、少なくとも、この整備をされた上昇分ぐらいは、21％の何掛けになるかわかりませんけれども、増収があってしかるべきだと思うんです。このことこそ、高速道路に課税をする云々という前に、市長みずからがやるべき性格のものじゃありませんか。いかがですか、市長。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　よくわかりました。正確に実現する道路面積を、しかも当路台帳をつくって確認しておるわけでありますから、それに基づいた道路交付税を請求するというのは当然なことでなければなりません。大切なことを教えていただきました。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　私は、市長から前向きな御答弁をいただきましたので、よしといたしますけれども、少なくとも、まだまだ国から、あるいは東京都からいただける財源は、執行部が一丸となれば、まだまだ眠っているというふうに判断いたしますので、ぜひひとつ、その方向で検討していただきたいことをこの件は要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

さて、次の質問でございます。次の質問は、市有財産の処分に関してであります。去る１月24日、日野市大坂上一丁目30番地の15、面積144.26平米。日野本町３の８の３、面積153.13平方メートル、この２カ所の市有地を公開競争入札によって――市長、聞いておいてください。大切なことですから。公開入札によって売却が行われました。そこで、これはまず企画財政部長と市長にお伺いいたしますけれども、今回なぜ、この土地を処分しなければならなかったか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。企画財政部長からちょっと……。あっ、総務部長ですか、担当は。じゃあ、総務部長の方からお願いします。

○議長（土方尚功君）　　総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　　今回、市有地２カ所の処分理由についてであります。今回売り払いを実施いたしました土地は、昭和58年３月に神明上土地区画整理事業施行者、日野市土地開発者が、都市基盤整備用の代替地として取得したものであります。この間、昭和61年に、このうちの一部を都市計画道路予定地の代替地として処分をいたしました。その後も市の行う事業の代替地として、公共施設の建設用地として種々検討してまいりましたが、財政状況等踏まえて、地価の動向等も総合的に判断しながら、売り払い処分を決定した経緯がございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　売却いたしました二つの宅地物件、今総務部長がお答えしましたとおり、神明上区画整理事業の駅に近い、将来、当時の状況では、希望度の高い公共用地、代替用地ということになるだろうと思って、日野市土地開発公社が取得をしたという物件であります。その後10年間ぐらい持ち続けて、いろいろと公共用地に対する施策にあてがってみたわけでありますが、必ずしも適切な代替手段がないという結論に到達しました。そこで、余り長く持っていることは、今の言葉で言う、不良資産化する懸念もございますので、処分を思い立って、御承知のとおり、市が取得をし、つまり開発公社は民間に処分をすることができませんので、市が取得をして、いわゆる普通財産として処分の手続をとった、こういう経過でございます。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　今、それぞれ理由をお尋ねをいたしました。大きな問題としては、財政状況の変化によって、売らざるを得なかったと。また、市長からは、不良資産として残したくないと。含めて、対外手段として道が開けない、こういう御答弁をいただきました。私は、市長、まずこの２カ所の土地は、御説明がありましたように、神明上土地区画整理事業の保留地ということで、市側が購入したものであります。市側が購入するということは、大きな目的があるわけです。つまり、神明上土地区画整理事業の施行者の日野市長から、一般行政職の日野市長が、随意契約によって購入したということですよね。随意契約で購入したということは、理由があるわけですよね。その理由というのは、つまりその土地を公共の用に供するか、あるいは公共用地の代替地として使うから、これを購入するんだと。これが宣明の意図でしたよね。ところが、今回処分をいたしたのは、公共の用地に使わずに、しかも第三者の市民の方に分譲している。これ

は市長、公約違反じゃありませんか。どうですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全く法にかなった適正処分であって、何か公約違反と言われましたが、社会の変化によって、当時の状況で、土地利用が、より将来性があるというふうに思っておりましたのが、そういう状況でなくなりましたので、長期に開発公社が所有することの不適当という判断で、先ほども申し上げましたとおり、開発公社では一般分譲ができませんので、日野市が取得をして、普通財産として公売をしたということでありますから、全く適当な処分、方法だったというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　市長は今、適法な処分であったと、こうおっしゃいますけれど、私は指摘だけしておきます。市長は、この保留地を公共の用地として、あるいは公共の代替地としてこの土地を土地区画整理施行者の市長から日野市が買ったんですよ。だから、公共用地として使うか、あるいは代替地にしか使えないんです、この土地は。一般の人に売ってはいけないんです。そこに誤りがあるということを言っているんです、私は。だからそれは、意見の相違がありますから、この点では指摘だけをしておきます。なぜ私がそれを言うかというと、例えば大坂上の一丁目30の15、これは一等地です。これは大坂上の西商店街が、何かイベントがあったらお使いくださいという市長の温かい答弁が過去にあったわけです。それをですよ、言って半年もしないうちに、もう処分しているんです。使い切れないじゃないですか、それじゃあ。3年か4年ぐらい置いておいてくれなければ。そうでしょう。だから、これだけ指摘しておきます、それは。

じゃあ、次に行きます。さて、その土地でございます。まあ、市長は正しいというから、了としましょう、それは。いいですか、市長。総務部長に伺いますけれども、じゃあ、その土地は、つまり昭和58年に保留地ですから、買いましたよね。当時の開発公社が。開発公社が買った購入価格というのは幾らですか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　この2カ所の取得価格でございます。神明……（「いいです、価格だけ言ってもらえれば」と呼ぶ者あり）公社が区画整理の方から取得した価格は、大坂上の方が、つまり144.27平米分ですが、7,574万1,750円。日野本町の方、これが153.26平米の方ですが、4,827万9,574円であります。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　今、価格をお尋ねしたんですが、それは単価平米、日野本町三

丁目８番の３の方は、平米31万5,000円ですよね。そうですよね。で、面積は幾らですか。153.26でいいですか。いいとか、悪いとかでいいです。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　そのとおりです。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　わかりました。いずれにしても、それでいわゆる公社から日野市が買ったと。じゃあ、区画整理施行者から公社が買ったと、こういうことですね。今日までその土地を持っていましたね。昭和58年からですから、平成９年の２月に処分したわけですから、約14年間持っていましたね。で、公社が持っていた14年間の期間には、当然この土地に対する利息、事務費がかかりますよね。事務費は１％というふうに伺っているんですけれども、事務費の１％と利息で幾らかかりましたか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　処分するまでの事務費と利子であります。この１％の買収委託費というのが、これはかかるわけですけれども、その事務費としては、２件分で124万213円であります。また、この土地開発公社所有の間の利子は、合わせて6,020万8,371円となっております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　つまり、二つでそれぞれ申し上げますけれども、要約いたしますと、大坂上一丁目の方が7,574万1,750円、それから三丁目の方が4,827万9,574円、それに今申しました事務費124万213円、利息が6,020万8,371円、こういうことですね、数字的には。そうすると、それらをトータルすると、１億8,546万9,908円になりますね。間違いありませんか。どうですか。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　間違いありませんか。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　間違いないということであります。つまり、区画整理の施行者から日野市長が、森田市長が買って、今日まで、しかも日野駅周辺のところの一等地を、１億8,546万9,908円、この時点でかかっているんですね。今回入札して落札した価格は幾らですか。おっしゃってください。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　公開競争入札によって実施しました入札に当たってでありますが、落札価格はそれぞれ、１億1,800万円及び6,550万円であります。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　総務部長ね、そんなに個々に言っちゃだめなんだ。幾らで二つおっこちたかというんだから、足せば、１億8,350万円でおっこちたんでしょう。そう言ってくださいよ。つまり、市長、いいですか。日野市の当初、公共用地に使う、あるいは公共用地の代替地に使うと市長はおっしゃっていたんですけれども、それぞれ状況が変わってきて、処分しなければならなくなったと、こうおっしゃっているわけですよ。それで、今日まで持っていた金銭が、事務費と利息と、当初から買ったのを含めて１億8,546万9,908円かかっているんですよ、原価が。にもかかわらず、今お聞きいたしましたら、今回、２カ所の土地を、１億8,350万円で売っちゃったということなんです。つまり、差し引きすると、約200万円弱の金額がマイナスになっているんです。このことは市長、大変なことなんですよ。いいですか。今、日野市の土地開発公社が持っている土地は、何百億あるわけです。しかもその何百億あるうちの、今回処分したこの２カ所は、最大の利用価値がある土地なんです。その最大の利用価値がある土地で、200万円弱の金額を赤字で売っている。つまり、それを売ったこと自体の金額、だれがその200万円責任を負うんですか。この200万円は現在のところ、そのしわ寄せが市民に行くんですよ。重大な間違いを行っているんです。つまり、事務当局が定めた公開競争入札による市有地の売り払い、これの最低価格、何とこれ、最低価格が9,925万円と5,864万8,000円、両方足しても１億5,000万円ぐらいにしかなっていないんです。そうですよね、総務部長。私は、この最低価格を決めるときに、少なくとも日野市の大事な財産なんですから、損をしてまでも売る土地ではないんですよ。当然、かかった費用を、最低下限価格として売り出すというのが筋じゃありませんか。いかがですか、総務部長。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　確かに、それまでの必要経費等を加味した形で売るということも必要な場面もあります。しかし、現在のように、右肩下がりの地価の状況の中では、やむ得ない次第ではないかなと思っております。また、公有財産を売却する場合には、やはりそういった過去の利息分を加えるというよりも、その時点での時価方式によるということが、内部の規則の中にも定められておりますので、それによって、この処分を行った経緯がございます。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　市長、どうですかね。今私が、この200万円の損害をしてまでも処分しなければならなかったのかどうか。どうですか、市長、何かコメントがありましたら。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一面ごもっともな指摘だと思っておりますが、適当な判断によって、損失を最小限に食いとめたということにもなるかと思っております。今いわゆる経済界、不良資産ということで、金融機関を初め、いろいろな反省期に入っておるわけでありますが、日野市は市民に何といいましょうか、損失を与えないということもまた大切な仕事の範疇にあるわけでありまして、しかも議会に予算を計上し、きちんとした手続を行っての結果でございますので、御理解のほどをお願いして了解をいただきたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　だんだん残り少ない時間になりましたけれども、企画財政部長、今回処分したこの金額は、昨年の12月に補正予算として計上されてきていますよね。基金に積み立てると。先ほどのそれぞれ市長や総務部長のお話ですと、財政上の都合で処分しなきゃならないというようなお話、そのほか幾つの理由で処分しなきゃならないというお答えがございました。この基金は財政調整基金ですか、に恐らく積み立てられていると思いますけれども、今基金を取り崩してこうきておりますけれども、今すぐ処分をして、昨年の12月に処分して、基金にどうしても積み立てなきゃならなかったという理由は何かございますか。どうですか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　積み立てております基金は、公共施設建設基金でございます。今ちょっとお話が、基金に積み立てるためにということだったのかということだったんですけれども、必ずしも基金に積み立てないと困るということではございません。もとより今までの御説明の中で申し上げましたとおり、金利負担等を今後続けることを回避するということが主眼ではなかったかというふうに考えるところでございます。その際、用地の処分につきましては、単純に一般財源に充当するというのは、やはり土地という財産を処分しているわけですので、直接一般財源に充当するのは適当ではないというふうに考えまして、私どもは普通建設事業ですね、そういうものに将来充てられるべき公共施設建設基金に積み立てるのが適当であるというふうに判断して、そのような措置をさせていただいております。

○議長（土方尚功君）　　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　ありがとうございました。

かなり解明できたと思うんですけれども、私は今回行われたこの2カ所の市有財産の処分については、まず二つの点で大きな間違いをしているということを指摘せざるを得ません。まずその第1は、市長はかつて平山台の区画整理事業のときに、保留地処分金は公共のために順位がありますね、処分する順位が。これは市長はもう、一番よく知っているわけです。その公共用地または公共に準ずるために使うんだというその目的に沿って随意契約をしたわけですから、何十年たとうが、公共の用地に使わなきゃいけなんです、これは。これが一つ。

それから二つ目は、つまり購入してから今日まで14年間ほど持ちこたえておりましたけれども、今土地開発公社が持っている土地の中で、最優良の土地にかかわらず、200万円もの損失を出すということ自体、この入札方法がいかにずさんであったかと、こういうふうに指摘をせざる得ないんですよ。したがって、この問題については、恐らくきょう大勢の市民の方々が聞いていらっしゃると思いますけれども、監査請求の対象になるんです、これは。そのことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　　これをもって12の1、市税収入及び財産処分に関する市長の見解を問う。（1）中央道固定資産税課税について。（2）何故地方道路譲与税の収入増にならないのか。（3）市有財産の処分についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

次回本会議は、3月10日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時54分　散会

3月10日　月曜日　（第5日）

平成9年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第5号）

3月10日　月曜日　（第5日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	箕野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君
企画財政部参事	平井忠君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成9年3月10日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時05分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問13の１、大幅減額となった土木費・教育費について現状認識と年次計画について問うの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（渡邉馨鴻君）　おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。細目にわたっては一般会計予算特別委員会の席で述べさせていただくことにしまして、本席では、大枠に絞り質問させていただきたいと思います。

私は、予算編成の枠組み、その基本方針をその都度、再三お尋ねしてまいりました。その際、市長及び財政担当者からは、予算の組み立ての一番基本として考えていることは、都市基盤の整備である。第２番目には緊急性を要するものだ。それから３番目には、市民要望の強いものから取り上げていくんだというような御説明を再三いただいております。そのお話を聞いて、曲がりなりにも今までの年度の予算を了承してきたところでありますけれども、それは専門家である財政担当者が年次計画を踏まえ、それなりの予算を組み立てているんだろうということを信じていたところでありました。しかし、今年度の予算を見たときに、その余りにも乱暴、場当たり的な予算には、素人の私でもあきれているところであります。日野市民に対する責任を重く感じているこのごろであります。

質問事項はたくさんありますが、２点に絞ります。

第１点は、市長及び企画財政部長が常に強調されてきた都市整備にかかわる予算であります。なぜ土木費を14％、金額で11億円ものカットをしたのかということであります。その根拠をお伺いしたいと思います。本市の都市基盤整備は、皆さん御承知のように、東京でも最低クラス、特に下水道、区画整理事業に至ってはおくれにおくれ、言いようによっては市長の公約違反、ちまたでは「うそつき市長」というような極端な言われ方までしておる現状であります。（「失礼だ」「共産党も言ってるぞ」と呼ぶ者あり）私もそう思います。企画財政部長にお尋ねします。担当責任者として本市の都市基盤整備のおくれをどのように認識されているのか、まずその点をお伺いします。

もう一つ、これは教育施設の改善計画であります。年次計画によれば、毎年２校ずつ改修していこうということが盛られておりました。はっきりしているのは、新年度では

第八小学校の第２期改修、そして第七小学校の全面改修、これが設計が既に終わっているわけですよね。これが突然予算に盛られない。全面カットであります。私は、さきにこの２校ずつの改修では、もう間に合わないんだ。もっと進捗を早めなければ、とても日野市の教育施設は、子供たちの安心して暮らせる学び舎としての用をなさなくなってしまう。言葉は適当でないかもしれませんが、汚い、臭い、暗い、そして何よりも危険な、いわゆる４Ｋの解消に努めなければならないという時期に、特に強調したい危険校舎の解消、老朽校舎の解消、これをどのように認識されているのか、まずその２点をお尋ねします。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　平成９年度の一般会計予算の編成に当たりましては、大変厳しい財政事情を反映しまして、全体では６億円以上、1.3％の減というふうになっております。

今、御質問の中で、特に土木費、教育費についての減額率が非常に高いということで、お尋ねの１問目の都市整備部門にかかる事業でございますけれども、都市整備のおくれについてどう考えているかということでございます。今年度の土木費の予算では、土地区画整理事業会計、それから下水道事業会計への繰り出し、特に下水道事業会計への繰り出しの減等を初めとしまして、日野緑地整備、それから緑地取得経費の減、それから南平用水10の３号水路の改修が終わりまして、これが１億800万円ほどの減というふうなことになっております。その他に、特に都市整備についてのおくれということでございますけれども、これまでも都市整備にかかる重要な施策として、まちづくりの施策の重点的な手法として、区画整理事業を中心にまちづくりを進めてきておりますし、下水道事業についても重点的な予算配分を、これまでする中で予算編成をし努力をしてまいったところでございます。

今年度につきましては、全体の財政フレームの中で、可能な限りいずれの事業についても財源の確保の努力はしたわけでございますけれども、特に下水道事業につきましては、先行投資的になる部分について、少し先送りをさせていただいて、現在の財政状況の中でのフレームの中において最善を尽くして予算編成をさせていただいたつもりでございます。今後とも、都市整備事業につきましては、重点的な施策ということにかわりなく考えております。財源の許す範囲、今後とも努力をしていくとともに、区画整理等につきましては、保留地の処分等の財源を確保する等の工夫をし予算編成をさせていただいております。できるだけいずれの事業につきましても努力を重ね、今後とも努めて

いきたいというふうに思っております。

それから、教育費につきましても、今お話がございました特に第七小学校の予算計上の関係でございますけれども、御指摘のとおり私どもとしましては、計画の中で第七小学校につきましては８年度に設計を終わり、９年、10年、11年で実施をしていきたいというふうに考えておりました。しかしながら、現在の状況の中で大変申しわけなくは思っておりますけれども、１年先に送る形で10年度以降に最優先をして取り組んでいきたいというふうに、現在のところ考えております。いずれにしましても、老朽化した校舎等の改善、そうしたものについては御指摘のとおり大変重要な課題というふうにとらえておりますので、今後とも年度の予算のフレームの中で努力をし財源の確保に努め、できるだけ早く計画に沿えるように努めていきたい、このように考えているところでございます。よろしく御理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　こういう厳しい中でいろいろ工夫努力されているのは、よくわかっているつもりですけども、それにしても全面カットという手はないと思うんですね。ある程度の縮小ということはあったとしても、やはり何らかの形で先行投資といいましょうか、いつぞやの話ではないですが、今ここですぐ目立って利益になるとかそういうことではなくて、都市基盤整備とか学校教育にかかわる問題とかというものは、10年先、20年先、30年先の市民生活にはね返ってくる非常に重要なことだと思うんですよ。だからこそ、重点的に苦しい中でも頑張っていかなきゃならないことじゃないかと思うんですが、まず土木費からお尋ねします。

昨年は、当初予算約2,500万円の伸びを示しています。にもかかわらず本年度は、逆に11億円ものマイナス。昨年とことしでは、どのような変化があったんでしょうか。昨年、一昨年ともさしたる状況変化は、我々素人から見てそうひどいものだと思いません。数字の上から見てみますと、税収は確実に伸びているんじゃないでしょうか。緊急かつ市民要望の多い、市長の公約でもある都市基盤整備優先とした土木費のマイナス11億円は、今のような努力します、頑張りますというような言葉ではとても納得できるものではないと思うんです。

いずれ市の広報などで、そのことを発表せざるを得ない、そういうことになると思うんですけども、どうやって市民を納得させるんでしょうか。お約束からしますと、もう何人もの議員さんが指摘されているように、５年後には100％達成だということを再三再四お話しになってきて、今ここで先送りという状況で、それでは100％達成は何年後

になるんでしょうか。まずそのことをお示しいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　下水道の関係の計画について、お答え申し上げます。

平成９年度につきましては、たしか一般会計から６億2,000万円の繰り入れが減になっております。こういうふうなことで、９年度末には計画面積は3.2％しか増になりません。こういうふうなことで、今後の見通し、一応数字的に計算しましたところ、９年度並みの予算でこのままいきますと、平成10年度まで区画整理地域を除いて100％ということで目標を立てたんですけど、９年度並みでいきますと、現在のところ、平成14年ぐらいまで伸びるんじゃないか、こういうふうに考えております。

それともう一つ、繰入金が平成９年度だけで、10年度からまたもとのとおりに戻るというふうなことになりますと、平成13年で一応区画整理を除いて完了する、こういうふうな見通しを立てております。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　もとに戻ったとして13年ですか。

現状の状態だと何年になる。もう一遍済みません、ちょっと聞き落としましたので。

○議長（土方尚功君）　上下水道部長。

○上下水道部長（加納久照君）　９年度並みのベースでいきますと、平成14年でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　わかりました。

財政困難な折、いろいろやりくりが大変だろうということはよくわかりますが、冒頭に申し上げたように、これは市民の切なる願いでもありますし、市長の最大の公約の一つであったろうというふうにも考えておりますので、大変言葉がきつく悪いかもしれませんけども、市のやっていることは当てにならない、市長はうそをついているというような、そういうような論評を加えられるような計画の進め方というのは、厳に慎まなくちゃいけない。何とか努力を進める中で、市民要望にこたえていく、また事実100％達成しているまちが27市の中で次々にふえている状況の中ですから、何とか頑張っていただきたいものと、そのように思います。

この問題はここまでにしますが、私は、さらにもう一つ大きなことに触れなければなりません。これは市長さんにお尋ね、お答えをいただかなきゃならないことなんですが、それは市長さんみずからが発案、指示された七生中学校敷地内の湧水――わき水活用の

ことであります。２年前、市長さんは、水路清流課に七生中学校敷地内にある湧水――わき水の活用を指示なさいました。約1,700万円ぐらいの予算を見てもよろしいというようなことであったように記憶しています。水路清流課はそれを受けて、緑と清流の日野市、そのシンボルの一つとして具体化へ向け、地元住民、学校関係者、そして在校生――中学生ですね、中学生生徒へも問いかけ、まさに行政、市民が一体となって緑と清流の学校づくり、まちづくりに向け、幾たびとなく研究会を繰り返し成案を得たところでありました。

しかるに昨年度の予算では、市長はさらに検討、学者の意見を聞けと調査費をのせたにすぎず、１年先送りをしました。私はふんまんやる方ない１年でしたけども、日野の水路清流課は全国唯一、日野市の誇る実践プロ集団、学者たちがそのプロ集団に対して教えを請う、指導を請うというような、ここ何年か経過しておりますけども、また、全国各地から熱い期待と、その成り行きを見つめられている昨今です。学者の意見を聞け、それも一理あるかもしれません。でも、その学者たちは一体どうなのかといいますと、日野市の実践を問い合わせ調査研究の対象としている状態ではなかったでしょうか。とにかく情けない１年でした。

しかるに９年度予算には、２カ年に及ぶその裏づけ予算が全くありません。予算説明の折に、市長さんは、学者たちの答申が３月末に出る。それを受けて、６月補正で実践に向け責任を持って対応するとお話になりました。市長の任期は４月26日でしたでしょうか。にもかかわらず、どこでどのような形で責任をとられるんでしょうか。まだ市長は立候補の表明すらない現状で、私は大変不思議に思っているわけです。どうやって任期切れの後、当初予算にものせていないものを補正で組むんだろうか。一般に補正というのは緊急事態、あるいは予算が足らないからそれに上乗せをするというのが一般常識ではないでしょうか。新規事業に補正を組む、そんなやり方の予算組みってあるんだろうか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

大人はまだいいと思います。大人は大人の考えで、まあ世の中いろいろあるだろうというような判断もできます。しかし、その企画に参加した子供たちは、七生中の子供たちは一体どうなるんでしょうか。七生中は本年50周年を迎えます。戦後の混乱期、新制中学という新しい制度の中で七生中は混乱した中、50周年を迎えます。その間の関係者、市民、そして市長の私意によって踊らされた多くの子供たちにどのように説明したらよいのでしょうか。私の大切な教え子も、現在、七生中に在学しております。

お尋ねします。私は何と子供たちに説明したらいいんでしょうか。市長さんの責任あ

る回答を求めるものであります。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かつての日野市内、浅川流域、豊田から南側の南平一帯、私どもは、個々の農家のほとんどが自噴井戸をお持ちであった。つまり水位が高くて動力を加えないで、いわゆるわき水が自噴している、こういう状況を承知しております。したがいまして、いわゆる日野市の大きな地域の自然の特色として、水に恵まれていることはもちろんでありますし、都市化する前のわき水の状況、本当に特色のある、したがいまして緑と清流の言葉は、そのあたりから市民に共感を持って迎えられたというふうに思っております。

そして、御指摘の七生中学校校地の中の自噴井戸――自噴であることは間違いないんですが、いわゆる量の多い湧水の状況、今のところ高くまではなかなか噴かないわけでありまして、平面で湧水が大量にわき出て、そしてプール等の給水源になったという特色のある、今の状況があるわけでありますので、何とかこれを教育的な効果もあり、かつまた市民にも郷土日野の特色として誇りに思ってもらえるような、そういう活用の仕方がないだろうかということを、かねて考えてまいりました。水路清流課を通じ地元にもいろいろと御相談をして、御指摘のとおりの中学生あるいは関係の方々の多数の参加によって、いろいろな形の提言をいただいたということは、よく承知しております。

さきに申し上げました、いわゆる地表を流すということは、自然湧水の一つの姿でもありますし、これの活用の方法もないわけではありませんが、それにある程度水位を高くする、そういう工夫が一つ加わりますと、大変また特色のある施設とか景観とかをつくることが可能ではないかと思います。たまたま浅川計画にかかわっていただきました高橋東大の先生を初め、数年たっておりますので、現状の検証をしていただくということは一つでありますし、何か御提言をいただけないものかと思って、１年間施策の猶予を行ってきた、こういう状況がございます。

伺っておりますのは、七生中学校の湧水の近隣の――近隣といいますか、接します校舎に体育館だということになると思いますが、屋根にソーラーシステムを装置して、そして太陽熱による自家発電装置を行って、それをエネルギーにまた使って水位を高くする、こういうことが、その論議の中でもだんだんと一つのヒントとして提言になりつつあるということを、たまたま聞いていたわけでありますが、その状況がこの新年度の予算に施策として、つまり予算化として間に合わなかった、こういう事情はあるわけでありまして、もうそのことで、大変議員さんの不信を高めたということになっておるかも

しれませんが、ぜひひとつせっかくの大量の湧水でもあります。湧水そのものを保全するとともに、またその活用を図るということで、必ず今後の施策になる。ソーラーシステム装置による水位を高くするというようなことは、一つの発想だろうと思っています。地元で出ました遊水池の形で活用するということも、大きなアイデアにはなるわけでありますけれども、これにまた高さが加われば立体的な装置も施すことができる、そういうことをこれから課題として、いろいろな進め方をしながら、なるべく早く一歩一歩でも成果をつくる、そういう施策として予算配分のことも伴って考えられるというふうに思っております。

大変中間報告をしたいと思っておりましたが、そのことも果たしておりませんで申しわけなかったと思っております。今後とも、ひとつよろしくまた御指導、御指摘をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　そのようなお話で子供たちは納得するでしょうか。ソーラーシステムがどうこうということよりも、もっと自然を自然のままで活用するという方向ではなかったんでしょうか。それは、学者に言わせれば、夢物語が次から次へと出てくるのは当然であります。それは、次の計画として盛り込むのは決して悪いことではない、そのように思いますけれども、現状のままで活用するという方向が既にあるにもかかわらず、なぜそこでまたソーラーシステムを組み込んでどうこう。ソーラーシステムを導入するためには、体育館そのものをいじらなければどうにもならないんじゃないですか。老朽化している七生中の体育館、そのものをいじらないことには、屋根にソーラーシステムを乗せてどうのこうのというようなことは対応できるでしょうか。建物そのものをいじらなければならない。まさに、今の経済状態を考えたときに夢物語そのものではないでしょうか。2年の歳月をむだに使ったわけではないと思います。期待と希望に胸を膨らませた子供たち、50周年の記念にぜひ勤労奉仕をして工事を進めたいと願っていた子供たちの夢や希望はどうなっちゃうんでしょうか。先ほども申しました。大人たちはそれなりの理解を示すかもしれません。

市長、政治家のよくやる手法で、一時逃れの言葉、手法をよく使われますけれども、僕は子供たちに対してそれはいけないと思うんですよね。子供たちには、ありのまま正直な形できちっと言わなきゃならない。今、市長さん、先ほどのお話、せんだっての予算説明のお話から2歩も3歩も後退した説明をされました。私は、せんだってだまされたわけです。責任を持って6月補正で組むからということで、せんだっての予算説明で

私は黙っていたわけです。でも、よくよく考えてみたら、６月までに市長さんの権限が及ぶんだろうか。責任を持つということはどういうことなんだろうか。そのことについて、もう一度お尋ねします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　子供に夢を持たせるということは、教育そのものの目的でもあるというふうに思っております。したがいまして、夢は大きいほどいいと思いますし、また御指摘のいわゆる職務権限のことは、いろいろな方法でいいことはいいとして残るに違いない、こういうことでありますから、私自身もそういう衝に当たれば当然そうやってまいります。そういう意味でお話をしたことだということで、御理解をお願いをしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　再三再四で申しわけございません。その責任を持って対応するという根拠はどこにあったんですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今申し上げたとおりです。（「よくわかんないんだけど」「わかんない」「わかる、わかる」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　それでは、その責任を持つということは努力する――何らかの形で努力するということなんですか。何かあれほどはっきり助役さんお二人、企画財政部長、財政課長、５人いらしたんですが、私の言っていること、助役さん、市長さんの言っていること間違っていたでしょうか。少なくとも助役さんお二人、企画財政部長、財政課長さんおられた中で、はっきり責任を持って対応するとおっしゃいましたよね。それ、私の勘違いだったんでしょうか。今のお話で、「はいそうですか。ではよろしくお願いします」という形で済ませていいのかどうなのか。

私は何か狐につままれたような気持ちでいるわけですけれども、その辺どうなんでしょうか、もう一度お尋ねします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　実現に向けて、もちろん努力いたしますし、将来の事業として大きく掲げてまいりますというふうに申し上げた経過だと思っております。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　その場しのぎの市長の説明だったというふうに、私は理解せざ

るを得ません。

さらに、企画財政部長にちょっとお尋ねしますけども、新規事業に補正予算をつけるというようなことは、財政の手法としてできるんでしょうか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　補正予算で新規の事業を始めるということが財政法上といいますかね、運営上できないということはございません。一般的には、新たな事業を始める際には当初予算に計上し、やるというのが一般的だというふうに思いますけれども、そのときの状況、事情によりそういうこともあり得るということはあるかと思います。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。

だまされたと、まんまとしてやられたというような気持ちでいっぱいでございますが、もしそういうことであったならば、せんだっての予算説明のときにもう少ししつこくお話を聞くべきであったんではないかなあと、今、自分の未熟さ不明さを恥じているところでありますが、非常に残念。まんまとしてやられたという気持ちでいっぱいであります。（「負けるな、頑張れ」と呼ぶ者あり）そのように子供たち、そして、関係市民にはお話しせざるを得ない、そのように考えます。

この七生中の湧水に関しては、……（「責任なんてない」「人のこと、言うんじゃないの」「失礼だよ」「責任があるというのはどういうことなの」「そうよ」と呼ぶ者あり）この問題は、ここまでにします。いれ以上お話ししても先に進みませんので……。

次にまいります。教育費の問題です。教育費の七小の全面改修を含め６億円に上るマイナス予算であります。27市平均値をとってみても2.5％のマイナスであります。そこで、私、いろいろ他市の教育費の状況を調べてみました。これは８年度の資料ですが、八王子市が13.9、立川市14.1、武蔵野市14.4、あの退職金問題で今揺れている小金井市でさえ15.1、日野市は14.1、御承知のように日野市は幼稚園を７園、三多摩随一抱えております。その上に給食は自校方式であります。センター方式をとっておりません。これは再三指摘しているわけですけれども、これはこれで日野市の教育行政の一つのあり方として評価しなければならないところですけれども、総枠の中でなぜ、今申し上げたのは中学校給食を実施していない、幼稚園もほとんどない、そういう状況の地域を拾っ

て申し上げたんですが、それらのほとんどの地域よりも教育費にかける予算が少ない。それが現実にあらわれたのが、年次計画に組み込まれていた改修費をカットしてしまう、全面カットです。再三申し上げますが、日野市の教育施設で雨漏りしていない学校は幾つあるでしょうか。私の調べている範囲では、雨漏りしている学校ばかりです。雨漏りゼロの学校はありません。あのつくったばかりの第五小学校でさえ、雨漏りを起こしております。ひどい学校になりますと、ぞうきんでふき取らないと対応できない、バケツに何杯もの水がたまってしまうというような学校がざらにあるわけです。学校施設で、今どきくみ取りトイレを使っている学校がどこにありますか。恥ずかしくて人には言えません。(「言ってんじゃない」と呼ぶ者あり)(笑声)

そういう現状の中で、なお削減。あの小金井市でさえ15%以上の予算を組んでいるわけですよ。そういうことを考えてみますと、日野市の教育レベルというのは27市でも最低クラスにあるわけです、既に。その最低クラスにあるところにもってきて、また最低予算を組むというような形では、全く話にならないし、これは子供たち無視、教育軽視と言われても仕方がないじゃないか。まさに教育軽視そのものと言わざるを得ません。

確かに教育にお金をかけても票にならないかもしれない。市民が手をたたいて喜んでくれないかもしれない。しかし、皆さんそれぞれ人の親であり、人のおじいちゃん、おばあちゃんであるわけですね。自分たちの子供や孫が健やかに伸び伸びと成長することを、みんな願っているんじゃないでしょうか。少々大人が我慢しても食べるものを少々倹約しても、子供たちには何とか伸び伸びと健やかに育ってほしいということを、みんな期待しているんじゃないでしょうか。(「それは正しいよ、そこは」と呼ぶ者あり)その行政として果たす役割は何か。環境整備ではないでしょうか。それをおろそかにして、あすの日野市を担う子供たちに対して、どうしろと言うんでしょうか。教育予算というのは、僕は前にもお話ししました。越後長岡藩の話、米100俵のお話をしました。「国をつくるに人をつくれ」。せんだって田原議員の方からも御指摘があったとおりです。にもかかわらず日野市のこういった惨たんたる予算の組みよう。これはどう見ても場当たり予算、先見性のない無計画の予算、将来に夢も希望もない予算と言わざるを得ません。(「よく勉強してるな、先生は」と呼ぶ者あり)もう一遍言います。あの小金井市でさえ15%以上の予算を組んでいるんですよ。小金井市の担当者、行政の方、やはり子供たちに対する期待、夢を壊さないように頑張っているではありませんか。日野市では、なぜそれができないんでしょうか。

何かおわかりにならない方がいらっしゃるようで、さらに申し上げます。日野市の学

校は、緊急避難の場所として指定されています。震度５、震度６あるいはそれ以上の震災がきたときに耐えられる学校が幾つあるでしょうか。私は具体的に何校か挙げるだけの材料は持っています。それを、もちろん教育委員会もあるいは財政当局も見聞しているそうですからおわかりのはずだと思いますが、もし万が一昼間、子供が校舎内にいたときに、万が一ですよ、そのようなことが起きたら一体どのような惨事が起きるでしょうか。考えただけでもそら恐ろしくなる心境です。

27市の多くでは既に耐震補強検査を終え、補強工事を終え、ある地域ではあと２校を残すのみと、耐震補強をほとんどのところで進めております。終わっております。日野市の耐震補強は、一体何校になっているでしょうか。３校か４校ではないでしょうか。あとはそのまま先送りと。財政の苦しいのはわかりますが、子供たちのためばかりではなくて、防災拠点としての学校を考えるならば、早急に一日も早く手を打たなければならない現状、これをどのように認識されているんでしょうか。

先ほどの企画財政部長のお話では、何とか工夫して対応したいというようなお話でございました。今後とも努力したい――努力したいというお話で抽象的なお話で終始されました。それであす以降の日野市民への責任は、一体どうなるんでしょうか。今、ここで伊豆の群発地震が続いております。きのうも大変大きな地震が日野市でもありました。これは子供たちの教育問題だけではない、そのような認識に立って防災上の観点、それから教育上の環境整備、そういう両面を持っていると思います。

また、これからは学校は多種多様な地域の文化センターとして、スポーツセンターとして活用されていく方向に進んでいると思います。とすると、学校施設の整備というのは、市民生活全般にかかわる重大問題であるということを重ねて申し上げておきたいと思います。

先ほどの企画財政部長の何とか協力したいというお話、もう少し具体的に今後の年次計画、見通しをお話しいただけたら大変ありがたいと思いますが、もう少し具体的に言及してください。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　具体的なお話ということで、先ほどの第七小学校につきましては、御指摘のとおり１年、年次をおくらせていただかざるを得なくなったという状況の中でございますので、10年度以降、最優先で取り組みをしてまいりたい、このように思っております。

そのほかいろいろ学校施設の不備な点等、御指摘をいただいております。もとより学

校施設につきましては、建設以来、年数の経過している校舎につきましては、いわゆる大規模改造という形での取り組みというのが最もいいわけでございますけれども、数多くの学校を一度に取り組むということが、なかなか困難でございますので、それぞれ他の営繕工事等の対応を進めながら取り組ませていただいているところでございます。

今後とも教育委員会当局とも十分調整をとりながら、できるだけ計画に沿うよう優先度を見極めて進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　理解するということは、中身がわかったということなんですけども、今のお話だと、中身がわからないで理解しろというのは、これは何としても腑に落ちないお話だと思います。

計画によると、毎年毎年2校ずつやっていくんだと。私は、その2校ずつの改修では追っつかないということを、かねがね申し上げているわけですけれども、企画財政部長、いつぞや現状をよく見ている、知っているというようなお話でございました。ぜひこれ以上申し上げませんが、実態を見ていただいて、私も写真等撮ってありますので今度お見せしますので、現状をぜひ見ていただいて、子供たちのために市民のために何とか安全で快適な教育環境づくり、市民の緊急避難場所として対応できるような学校づくり、またそのほかにいろんな形で学校施設を利用する場面が出てくると思いますので、その辺のところも十分含めて考え合わせながら対応していただきたい、そのように申し上げて、この件を終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　これをもって13の1、大幅減額となった土木費・教育費について現状認識と年次計画について問うの質問を終わります。

佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　先ほど渡邉議員の一般質問の中で、七生中学の自噴井戸を活用する委員会に私も参加していた。そのことをもって、自噴井戸を活用する計画が予算化されない責任は私にもあるという発言がありましたが、これはとんでもない……（「そうだ」と呼ぶ者あり）発言だと思います。

私たち議員は、各種の審議会、委員会に参加をして行政計画の立案にかかわっております。その立案された計画を実行するのは、あくまでも行政側の責任。その行政側の計画遂行が、渡邉議員の目から見て不都合だということをもって、その計画立案に参加していた委員の責任を問うとは何事ですか。（「そうだ、とんでもない」「そうだ」と呼ぶ

者あり）ぜひこの発言の部分は議事録から撤回するよう要求するものです。（「発言取り消しだ」と呼ぶ者あり）発言を取り消していただきたい。（「陳謝」「陳謝しろ」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　対応については、追って調整をいたします。

一般質問13の２、お年寄り１人１人の生活実態を適確に調べ実態に応じた福祉施策を組み立てるべきの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

○４番（渡邉馨鴻君）　私はかねがね「ばらまき福祉」と世間で言われている言葉について、大変疑念を持っておりました。どこにどうばらまかれているのか。なぜばらまき福祉と言われるようなことがあるんだろうかということで、大変不審に思っておりました。で、いろいろ調べてみました。何でばらまきなんだろうと、本当に不思議でなりませんでした。その結果知り得たことは、老人１人１人に対しての実態調査がないんだと。例えば、100歳以上何人いますよ、90歳以上何人いますよ、65歳以上何人いますよというような、年齢別の横割の調査資料はあっても、その１人１人のお年寄りがどういうような生活なのかということが、全くつかまれていないんだということにびっくりしまして、これがそのばらまきと言われる根源なんだということで、先般、何とか実態調査をということでお願いしたところでありました。幸い予算化され進められたところでありましたけれども、中身は往復葉書によってその回答を得て、それによってさらに調べていくというような手法をとられて、厳しい予算の中でよく担当部、頑張ってくれたなあということで感謝しているところでありますけれども、（「当然だよ、そんなものは」と呼ぶ者あり）実態をいろいろ調べられたようでございますけれども、その実態調査の中身――概略で結構ですが、お話ししていただけたらありがたいと思います。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。

高齢者の実態調査の件でございますけれども、平成８年度、今年度実態調査をいたしております。お話にもございましたように、第１次調査を昨年行いまして、それに基づく２次調査を本年２月に終了しております。現在、その集計を行っているところでございます。方法、内容につきましては、１次調査の段階で65歳以上の方に約１万9,000人でございますけれども、葉書によりアンケート調査を行いました。回収率は80.9％と、かなり思っていたより高い回収率でございました。その結果、２次ということで、１次で回答いただきました中の寝たきり、それから痴呆、これのみえる方々につきまして、人数で申し上げますと1,067名でございますけれども、訪問による調査を行いました。

訪問調査は、老人福祉課の職員、それから民生委員の方の全面的な協力をいただきまして実施をしたものでございます。内容につきましては、高齢者の生活状況、介護状況などでございまして、さらにその内容を申し添えますと、高齢者の病気や障害の状況、それからＡＤＬ――日常生活動作及び自立度、三つ目に収入の状況、それから介護者の健康の状況、それから痴呆の状態、それと現行の福祉サービスの利用の状況などでございます。今のこの集計作業等実施をしておりまして、コンピューターの方に入力作業等を実施をしている段階でございます。

この調査は、新年度で予定をしております保健・福祉計画の見直しの基礎データとして使う予定でございますけれども、今後もこういう調査を継続的に実施できれば、今後に向けての年次計画等の重要な資料になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。

80.9％の回収率、驚異的であります。僕はこんなにいかないんじゃないかということで、非常に往復葉書調査方式というものには疑念を持っていたんですけれども、それにしても１万6,000人のうち80.9％、20％ばかりの人がまだ漏れているわけですけれども、民生委員の方の御努力、担当課の御努力、本当に感謝したいと思いますけれども、今のお話ですと、２次調査で1,067名、この方のフォローが何とかできたということで、一番寝たきり、痴呆というのが家族にとっても大変なことなので、そこがフォローできたということは、本当にありがたいなというふうに感じておりますけれども、大変な手間暇、予算もかかったと思うんですが、これを僕は今回限りということではなくて、その残りの20％の人を含めて、さらにきめ細かくやっていくことによって、老人の１人１人の――お年寄りの１人１人の要求、ニーズにこたえた福祉サービスができるのではないか。こういう予算の厳しい中だからこそ、ばらまきにならないように、１人１人のお年寄りの要求にこたえた、家族の要求にこたえられる予算を組んでいく一番大事な基礎資料というふうに考えますので、ぜひ通年的に、予算はどれぐらいかかるかわかりませんけれども、これだけの基礎データがありますれば、それほど大型の予算を組まなくても、通年的にやっていけば、コンピューター化する中で実態把握がしやすくなるんじゃないかというふうに考えるんですが、通年的にこれを行っていけるような見通しは、今あるんでしょうか、もうちょっとお尋ねします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　調査の継続性でございますけれども、毎年というわけにはいかないかもしれませんけれども、できるだけ短いスパンで実態把握に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　具体的にお尋ねしますけども、この調査でどれくらい予算がかかったんでしょうか。また、通年的に仮にやるとしたら、どれくらいの予算が組み込まれれば対応できるんでしょうか、もう少し具体的にちょっとお尋ねします。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　実態調査の費用の件でございますけれども、今年度600万円の予算で実施をいたしております。今後のやり方、方法でございますけれども、今年度実施をいたしておりますのと同じ方法をとるかどうか、その辺で費用も変わってくると思いますけれども、ちょっとこれからの方向等が定まりませんので、今後の費用のことについては、ちょっと今申しかねます。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　わかりました。

ぜひこういった一番の基礎資料でございますので、何とか通年的に取り組んでいただいてプログラム化してしまえば、あと呼び出し、集計等、非常に合理的かつきめの細かな福祉が行き届くんじゃないかというふうに考えますので、さらに御検討ください。このことについては、次の機会にまたお尋ねすることもあろうかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、企画財政部の方でも、この予算の有効活用という面からも、きめの細かい福祉の徹底ということからも、その辺の予算組み考えていただけたらと、そのことを要望してこの質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって13の２、お年寄り１人１人の生活実態を適確に調べ実態に応じた福祉施策を組み立てるべきの質問を終わります。

一般質問13の３、日野駅西口改札口新設の見通しはどうなっているかの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

○４番（渡邉馨鴻君）　最後の質問になります。

この問題については、私も３回目でしょうか、ほかの議員さんからも御指摘が再三再四ありました。エスカレーターがいいとかエレベーターがいいとか、いずれにしろ大変難しい問題だということで、担当参事さんの方からお話があって、日野駅がどうしてこ

こへくるまで手つかずでいたんだろうということを、非常に不思議に思っているところでありますけれども、いずれにせよ何とかしなければならないということは、皆さんの一致した認識であります。

私は７年の12月議会で提案したことをもう一遍お話ししたいと思いますが、日野駅に西口をつくりなさいということです。市長さんも企画財政部長さんも、せんだっての報告書をごらんになって、ある程度実感されていると思うんですけれども、私も６時半から７時半、いわゆるラッシュと呼ばれる時間帯に３回ばかり見学というか、体験したんですけども、何せ神明、大阪上方面からの利用者は、本当に混乱を極めています。坂をとぼとぼおりてきます。一番下までおりたところで信号です。信号だまりはもういっぱいになっちゃいます、あぶれちゃいます。で、青に変わったところで渡ります。渡り切れません。向こう側が満員です。で、二つに分かれてバスターミナルの方とタクシー乗り場の方と両方に分かれて駅へ向かいますけども、改札口へ行くと、またぎゅう詰めです。時間をはかってみますと、ホームに出るまでひどいときは15分かかります、坂下からですね。もし仮に駐輪場――駐輪場の３階からホームに出られるとしたら、朝の貴重な15分を使わずに済みます。あの混雑に紛れ込まずに済みます。

私は前に申し上げました。私が一番心配するのは、そういった通勤、通学の皆さんの御苦労もさることながら、そこで事故でも起きたらどうするんだと。過去にもう何回か、私が知っている限りで複数以上の事故があるじゃないか。そういう事故が起きない間に、何とか至急対応を図れないかというようなことを申し上げていたところでありましたけども、そう言っている矢先、本年２月何日だったでしょうか、21歳の学生、それが通過列車にはねられて線路上に転落して即死というようなことがございました。やっぱりと。また起きたと。一番心配していたことが起きたわけです。あの吹きさらしで狭いホーム。階段の付近の列車に集中して乗り込む。調査結果では４両目が一番混雑するんだというようなお話でした。

もし西口が何らかの形で朝だけでも使えるような臨時改札口、別にそんな大きな施設でなくてもいいと思います。定期の利用者だけというようなことでもいいと思うんですが、それがもし仮設されれば、この間調べていただいた統計上から見て、30％の緩和が図れるわけです。狭いホームでの事故も防げると思うんです。あの調査結果では、いずれにせよ抜本的な解決策をとらない限り、エスカレーターにしろエレベーターにしろ、とてもとても費用と時間がかかって、すぐには対応できないというようなお話、結論でございました。とても難しい問題ということは重々承知はしておりますけれども、要は

経費負担の問題、そこに尽きるんじゃないかなというように考えておりますけれども、ぜひ市民の安全と健康を守るためにも、３割もの日野駅利用者に喜んでもらえる日野駅の西口の開設に向けて、何とか一層の努力をしていただきたい。一日も早く実現を目指していただきたい。

今、日野駅の駐輪場３階はがらあきですよね。西口を開設することによって、何とか自転車の通勤者にとっても便利になるんじゃないかなというように思いますが、確かに階段をとぼとぼ３階まで上がって、それからホームに出ていく。一見面倒なようですけれども、そのことによって、時間的な問題、それから混雑から逃れるということを考えると、あの地域の人たちに大変歓迎されるんじゃないか。これは、もう言うまでもないことです。

ぜひＪＲ当局と交渉を具体的に進めていただいて、西口改札口を設置すべきだというふうに考えますが、その辺の御見解をお尋ねします。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　お答え申し上げます。

日野駅の西口改札口新設でございますが、昨年実施いたしました日野駅乗降客流動実態調査報告においても、乗降客の流動状況から、その必要性と改良を要することが明らかにはなっております。この調査では、その対策として、現在の商店街の形成実態を踏まえて、東西の流通路を設置することを提案しております。このことは、国道、ガード下の歩道のいわゆる混雑緩和、これはもとより、駅利用のいわゆる流動形態もこれによって変わってくるわけでございます。すなわち東側は日野本町及び神明上、そして西側は日野台、大阪上及び栄町方面と、このように二つに分けることができるわけです。

このように分けてみますと、この利用比率は現在の状況は東側47％、西側は53％と、このように平均されてきます。これによって、その機能性と利便性は向上する、このようになってございます。

しかし、この実現には、ＪＲの調査が市の報告を受けて現在行われているところでございます。したがって、この結論が出て実施されるまでには相当の期間を要すると思いますので、昨年の12月26日にこの報告書をＪＲへ提出する際、当面の対策として、西口の臨時改札口の設置を要請したところでございます。したがって、今後も協議の中でこのことについては、事業の促進の手段としてこの要請をしていきたい、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（土方尚功君）　　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　　ありがとうございました。

12月26日に、当面の対策として西口改札を要請したと。で、そのこと、なかなかＪＲさんの方でも、西口をつくったからといって収入がふえるわけではありませんから、今までのＪＲの手法から考えて、おいそれと了解はしないと思うんですけども、そこはひとつ強い形で要望していかないと、とてもとても手間暇かかる、ましやそれを開設したからといって収入増にはつながらない中で、そう簡単にＯＫは出ないと思うんですが、それなりの財政負担を求められたりいろんな条件をつけられると思うんですけども、何とか頑張って交渉を進めていただきたいと思いますが、で、その回答はいつごろ出していただけるんでしょうか。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　お答え申し上げます。

本件については、従前どおり会社の基本方針はあくまで改札口は１カ所に集約いたしまして合理化し、そして効率的に管理運営を行う、この考え方は変わっていないわけでございます。しかし、今回、この調査を行った結果、この事態が明らかになったわけでございますので、そのことをもって、今回改めて西口の改札についての要請を行った、こういう経過でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　　それで、その回答はいつごろもらえるんでしょうか。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　回答といいましても、今ＪＲの方では市の報告書を受けて調査をしているわけでございます。その結果に基づきまして、いろいろ対応策を考えますので、それらが明らかになった時点でどういった方法を講じるかの方向性が出てくると思います。

○議長（土方尚功君）　　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　　そうすると、相手の出方待ちを、手をこまねいて待っているというようなふうに聞こえちゃうんですけども、積極的にどうなんだということで足を運ぶということは、しなくても大丈夫なんでしょうか。もう少し積極的な姿勢というのがほしいと思うんですが。

○議長（土方尚功君）　　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　　これからの、いわゆる進め方については積極的に努

力はいたします。したがって、それをもってＪＲの方としても、今この種の報告書を受けて、目標しているのは、５月を目途に市の方にこの改善策についての提案をいたしたい、こういうことを言っておりますので、そのことを受けてから、その対応についてはまた考えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。

では、５月が一応の目安ということで、５月ごろの回答を得た上で、またその次の対応を考えていきたい、積極的に交渉を進めていきたいというようなふうに受けとってよろしいでしょうか。

○議長（土方尚功君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　この調査結果によって方法が出ますので、それに対する市の方としても要請すべきことは要請して、できるだけ今日の実態を改善していただきたい、かように思っております。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。

大変数字的にもはっきりした調査結果が出ておるわけで、混雑解消のために、また今度の２月の人身事故はＪＲの側にも相当の責任があるわけなんで、その辺のところは、一つの交渉の材料として、若い命が一つ亡くなったという事実を踏まえて、強く交渉に臨んでほしいと思うんです。施設が万全であったならば、あの若者は命を落とさずに済んだかもしれない。そういう目の前の現実を踏まえた上で、ぜひ２度とそのような事故の起きないようなためにも、何とか混雑緩和という方向で交渉に臨んでいただきたい。とうとい命をむだ死にさせないで、市民の安全確保のために交渉に臨んでいただきたいということを強くお願いして、質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって13の３、日野駅西口改札口新設の見通しはどうなっているかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時30分　休憩

午後１時08分　再開

○議長（土方尚功君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の１、病院等の建設について（市立病院の建て替えと南部病院の建設について）の通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　　議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

病院等の建設について。市立病院の建設につきましては、10年前、市立病院の三田院長が各業種別に分科会を開いて検討委員会を持って、市立病院の建て替えのことの資料をまとめて、日野市の市議会の方に、私たちに説明いただいたわけであります。そして、もしこのまま市立病院の建て替えができないのであるならば、もう市立病院を閉鎖してほしいというような厳しい発言がありました。それで、私どもはちょうど厚生委員会におりましたので、昭和63年だったと思いますが、市立病院等対策特別委員会を設置したわけであります。その後、平成に入りまして、日野市立病院の建て替えのための基金を積み立てることになりました。そして、現在では44億円ぐらい積んであると思いますが、この中で日野市の市立病院の建て替えをするためには、どうしても起債を受けなきゃならない。その起債部分を受けるために、市立病院の内部努力が必要とされているところは、皆様も御承知のとおりであります。

こういう中で、日本のバブル経済がもたらしたというような部分はありますけれども、やはりこれらの問題を解決していくということは、日本の国民にとりまして、日野市民にとりまして、私はこれはどこからどういう形でてこ入れをして、努力していけばできるのかなあということを考えておる者の一人であります。

そして、企業は実際、たび重なる政府の、政治家の腐敗、政治家に対する不満、そして不信が高まり、そしてまた、今度は融資を受けているところのそういう不良債権を、政府やまた官僚の癒着によってもたらされてきたということは、もうだれも、私自身もこれを聞いて疲れ果ててしまった部分が、実際あります。

そういう中で、私は企業はそういうことに対してもう的確にとらえて判断していくわけですよね。中小企業はもう、要するに職員が反対したり、やる気を失ったのはじゃんじゃんもう首を切られてしまうわけですよね。そして、企業はちゃんともう、これだけ低迷していても立ち直る兆しがあるんですよね。そこが、やっぱり企業の、私はすばらしさであり努力をしているなということを感じておるわけです。そして、地道にこつこつやった会社というのは、もう立ち直ってしまっておるんですね。そして、不正融資を

受けたりなんかしているところは、余分な手数料や政治献金やもろもろやっているから、そういう中で、なかなか立ち直れないで倒産していってしまっているというのが、現状であります。

そして、私はこの日野市の中にあっても、きのう、おとといあたりの新聞に、民間と違って地方公共団体というのは、何というんですか、仕事の内容が甘いようなことが書いてありましたけれども、やはり確かに親方日の丸的な存在がありますので、そういう中では、確かに甘い部分が行政側にあると思うんですね。そして、このたび日野市の中で行財政改革大綱ができまして、この答申が出されてまいりました。前回は昭和62年に出されたと思います。そして、これを見て、これを生かしたらいいなという気持ちで62年ごろにはおったわけでありますが、その答申も、結局は余り電算化ぐらいですよね、生かされているとしたらね。そういう中で、私は今回は、やはり思い切って今回出されたところの答申を生かしながら、そしてこの21世紀へ向かったところの社会経済状況の変化に対応していかなくちゃいけない。その問題としては、やっぱり高齢化問題、少子化問題、国際化問題、情報化、そして新しい局面を迎えておるところの地球環境問題というものが、大きな今後、世界の繁栄というか、要するに温暖化ということで水面が上がってくるというような状況の中で、こういう問題を対応していかなきゃならないということが叫ばれているわけです。

そういう面から見たときに、やはり一地方自治体であるとしても、こういうものに何らかの形で環境問題にも取り組んでいかなきゃならないという、そういう局面を迎えておるわけであります。そして、この中で特に高齢化問題、これらを支えていくというその事業は、やはり高齢化の社会でどういう部分を一番公共がやり、そして民間にお手伝いをしてもらって、そしてボランティアの皆さんを育てていくか。そして、ボランティアの皆さんを通して、このボランティア財団というか、そういうものをつくりながら、日野市のお困りになったお年寄りに十分対応ができるようなものをつくっていかなきゃならない。その中で、一番この日野市の中で役割を果たしていくというところが、この医療関係の分野を一番初めに手をかけて、これを整えていかなきゃいけないということを、強く私は今、感じておるわけであります。

そして、この行財政改革を通しながら、やはり何ゆえこの行財政改革が必要なのか、理念とか基本的な考え方とか、そして、やはり先ほど申したように、民間では民間の企業努力によって、もう既に立ち直る兆しが見えておる。そういう早い対応が、これからの時代には必要じゃないかなということを、私は強く感じておるわけであります。

そして、この行財政改革の中で、特に具体的な課題というものの中で、やはり先ほど申しましたお年寄りの問題、そして、市立病院の建て替えに対しては、事務の整理統合といいましょうか、この市立病院の中には市の職員が行って保険の請求なんかしておりますけれども、５年ぐらいたって転勤しちゃうと、また新しい人が覚えるということは大変ですから、そういう中で、やはり民間委託して、そして医療費というのは風邪なら風邪の病気で幾つもの薬を使うという場合には、今、薬は薬価が査定が切り捨てられますから、これはもう切り捨てられてしまうんですね、これはもうだめだよということで。そういう部分を、附せんをつけることによって、いやこれがこういう形だったから必要だから出しましたというような形のものをつけるならば、ちゃんとその部分については100％カットにならない請求をもらうことができるわけですね。

そういう面からも、やはり市立病院の建て替えということは、病院だけの問題でなく、日野市の行政の中の事務レベルの大きな改革をしながら、そして、その事業において必要なものであるか不必要なものであるかということを洗い出ししながら、適切を措置を今後とっていく必要があるんじゃないかなということを感じておるわけであります。

前置きが長くなりましたけれども、そういう中で、日野市立病院の建て替え問題につきましては、大変市民の要望も高いわけであります。そして、これらの病院を建設するに当たっては、それなりの努力をしないことには、まず不可能に近いのではないかなということを、私は感じております。

そして、市立病院経営健全化計画の概要という形で、私は平成８年度に病院対策等特別委員会でもらった資料に基づいて組み立てをしたものですから、その後、病院の資料がきましたね。それは目を通しただけで人にちょっと預けておりますので、それを見ればわかったんですが、わからない部分がありますので、そのあたりからちょっと教えていただきたいと思いますが、この病院建設の、要するに病院事業債を得るための前提条件としては、要するに経営の健全化計画を策定するということが、東京都から義務づけられているわけです。そして、計画の策定に当たって、特に重立った指導を受けておるのは、市立病院の占床率の向上を掲げているわけですね。そして、100床当たりの職員数の抑制を要請されておるわけです。そして、医業収益に対する人件費比率の低減、要するに医業収益をオーバーしてしまっておる。このようなところをまず改善しなさいと。そして、赤字補てん債として、一般財源からの繰り入れを廃止しなさいということが言われておるわけです。

そして、これらの計画が平成17年度までかかるわけですね。そして、平成17年度まで

に東京都との話し合いでゴーサインが出れば、初めて市立病院の建て替えをすることができるということであります。

そして、占床率を高めるということは、やはり入院患者をお世話するということが、病院というのは一番利益が上がるわけですよね。そして、私の記憶が間違いなければ、平成５年度あたりは占床率は多分60％だったと――61か２ぐらいの前後だったと思うんですね。そして、平成８年度は、やっぱり努力しているんです、中でね、80.2％の病床利用率を持っておるわけですね。そして、10年度にはもうちょっと上げる、81.8％。そして、平成12年度には83.4％まで上げる。そして、今度は平成14年度には病床利用率を何％に上げるのか、これをちょっと教えてくださいね。そして、17年度にどのくらいまで上げるつもりなのか。

そして、平成８年度から平成10年度にかけて入院患者をふやすというのも、なかなか大変なようで2.6人ふえておるんですね。そうしますと、１日大体1,216円の増額になる。そして、２年間で115万3,984円の増になるわけですね。そして、当然、平成８年度から平成17年度までの病床利用率を何％に上げて、そして、どの程度収入が増加になるのか。そして、１日の入院患者を何名とるのか。そして、あと総額的にどのくらいの金額を平成17年度までに上げることができるか。これ、もし今すぐ答えが出ましたら、とりあえずこの今言った五つを教えていただけないでしょうか。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　それでは、細かい数字的なことはわからない点もあろうかと思いますけれども、お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんよりるる御質問ございましたように、病院の建設につきましては、現在設計の段階に入りまして、基本設計が終了いたしまして、引き続き実施設計に入っているところでございます。御質問ございましたように、この病院建設に当たりましては、何といっても財源が問題になるわけでございまして、病院の事業債、それから東京都の補助金、また今まで積み立てていただきました一般会計の建設基金、さらには病院会計の方で蓄えております建設改良積立金、さらには建設当初、一般会計からの繰出金も若干お願いをしなければいけない、こういうことになるわけでございますけれども、財源の中で何といっても一番大きなポイントを占めますのは、病院事業債、起債でございます。

それで、起債を受けるための前提条件といたしましては、経営健全化計画を策定して、現在東京都と調整中であるということでございます。この経営健全化計画は、平成７年

より平成17年度までの期間について策定するものでございまして、計画の策定に当たりましては、主に東京都の指導事項というのがございます。先ほど議員さんの御質問にもありましたように、占床率の向上の問題、100床当たりの職員数の抑制の問題、それから医業収益に対する人件費比率の低減の問題、３点について改善策を検討する。これによって、いわゆる赤字補てんのための一般会計からの繰り入れを廃止して健全化を図っていく、こういうことでございまして、今、これについては東京都に提出をいたしまして、向こうで内容の検討をしていただいている段階でございます。

これからも一層の努力をしていくわけでございますけれども、経営の改善合理化のための項目と申しましょうか、幾つか考えられると思います。収入の増加に関する事項といたしましては、御指摘にありましたように病床利用率の向上の問題、または請求漏れとか査定減の防止の問題、施設使用料等の見直しの問題があろうかと思いますし、支出を節減していく問題につきましては、職員定数の適正管理であるとか人件費の抑制であるとか経費の抑制、さらには特に御指摘のありました民間活力、業務委託の導入と、これらの問題があろうかと思います。これらについて、現場の意見を聴取しまして、現在逐次進めているところでございます。

後ほど９年度予算においても顕著にあらわれた点がございますので、御説明をさせていただきますが、具体的に御質問があった点が多々ございます。

まず占床率の問題でございますけれども、確かに数年前、年間通して60％台と、こういう時期もございましたけれども、利用者も増になってまいりまして、平成６年度においては年間で約75％、昨年は74％台をキープすることができました。さらに８年度に入りまして、病気でなければ入院する必要ないわけでございますけれども、どうしても入院希望の方をお断りするということのないようなことを考えようということで、それには、働く人の立場、または入っていただく人の違和感等もなくそうということで、混合病床化ということを進めて、小児科または産婦人科の病棟を３階西、２階南というふうに名称を変更するなどして努力してきたところでございます。

しかしながら、需要と供給なかなか難しいもので、変更当初は約80％近い占床率をキープしたときもありますけれども、約１％ずつ徐々に下がって、昨年の11月ごろは72％台に落ちたこともございます。しかしながら、年を越して現在は１月が76％でございましょうか、２月３月と80％近い今現在、占床率をいたしているところでございます。

そこで、御質問にありました現時点では、毎年１％ずつできるだけ上げて80％台を確保しようということで努力しているわけでございますが、御質問にありました14年の占

床率はという御質問でございましたけれども、これは、今の計画でいきますと新しい病院に切りかわるわけでございます。年度当初につきましては、最初から多くの占床率は望めないだろう。ましてや、高齢化社会に備えて訪問看護ステーションの受け皿もしなければいけませんし、オープンベッドも置かなければいけない。また、緊急対応も置かなければいけないというようなことになりますので、14年度については一応73.5％を健全化計画の中では見ております。これが15年には90％、17年には92.7％を確保できるだろうという想定で、健全化計画をつくっているところでございます。

それから、収入の面が御質問ございましたけれども、今の占床率と合わせて、１日当たりの患者さんからいただく診療報酬がどう変化していくかというのが、大きなポイントになってくるわけでございますけれども、平成７年度は３万915円という単価でお願いをしておりましたが、医療費の改正も２年に１度行われておりましたけれども、今年は平成９年度も４月に改正があるということで、毎年見直しが進んでいくというようなこともございます。なかなか予測しがたいところでございますが、10年には１人当たり３万3,000円を想定しておりますし、14年には３万6,341円を想定をして、健全化計画をつくっている、こういうような状況にございます。

総収入が幾らになるかというような御質問がございましたけれども、その点については積み上げの関係がございますので、若干省略させてもらいますけれども、いずれにしても大きなお金を借りて進みますので、そのお金が返せるかどうかということが、正直言うと一番心配になってくるわけでございますけれども、企業債の場合には、建物につきましては、５年据え置きの30年償還、それから、備品類については１年据え置きで５年間で償還する、要するに翌年から負担がかかってくるということになりますけれども、現行の3.5％ということで計算をいたしますと、平成17年度の償還額は元利合計で約４億8,700万円ということになる計算が成り立ちます。一番最高値はどこかというと、19年度の５億8,000万円、こういうことになります。

一般会計からは、当然地方公営企業法で認められておりますし、また、自治省の通達等で、この分については一般会計から負担をしてもいいという項目がございます。これは、緊急医療、または高度医療等でございますが、これらと合わせてまいりますと、それといろいろ償還の関係合わせますと、一般会計から14年度では約11億円をちょうだいするようになろうかと思います。それから、17年度で12億6,500万円、こういう繰り入れを合わせていただくということで、収支合うように今の計画ではなっているということでございます。

いずれにしても、最初御指摘いただきましたように、病院内部で経営改善に努めていかなければいけないということで、職員ともいろいろ話し合っておりまして、顕著に平成９年度にあらわれた数字としては、定年退職等の不補充の問題、臨時等で当たるという問題、さらにはパート職員で間に合うところは勘弁してもらおうという問題で、職員的にはレントゲンとリハビリの理学療法士、必要なところは２人ふやすんですけれども、増をいたしましても、差し引き７名の減の予算を組ませていただいております。

それから、手当の関係ですけれども、病院を建てるまでにはみんなでいろんなリスクをしょおう、要するに我慢しようということで、特殊勤務手当の中で今回の条例改正でも提案しておりますけれども、８項目を廃止をさせていただきました。この廃止の予算で約2,100万円、年間浮くはずでございます。職員がそれぞれ勤務することによって、特殊業務手当であるとか技術手当という月額4,000円から7,500円の範囲で職種によってもらっていたものを全部廃止をいたしました。そんなようなことも努力をいたしましてやっていきたい。

新年度予算においては、都で指摘をされております、いわゆる赤字補てんの一般会計の補助金というのをなくしまして内部で努力していこう、こんなような形で今進んでいるということをお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

そうしますと、14年からは、要するに病院が動き始めると。そして、この時期には、要するに病床利用率というものが73.5％ぐらいであるけれども、17年ぐらいには97.3％を見ておるということでありますが、そういう中で、当然、先ほど申しましたように、病院というのは、やはり入院患者をいかにお世話をするか、これによって経営方法が変わってきますので、そのような形の中で努力していただいておるということは、大変ありがたいことだな、このように思うわけであります。

そして、日野市の場合には、今、入院患者は確かに小児病棟であったり産婦人科のそういう入院施設を利用するということになると、確かに下がってしまう部分があると思うんですね。それは当然あると思うんですが、そのあたりもなお科目によって、特に子供とお年寄りとか、そういう中で、改善できるところはなお一層努力していただきたいなということを申し述べておきます。

そして、現在、市立病院で一番困っておるのは外来――外来が多いようですね。午前

中の早い時間に行っても、終わるのが３時ごろになってしまうところがあるようなんですね。そういう中で、この外来患者を今後、市立病院が建て替えになったときには、外来患者よりも日野市内の医師会の協力を得ながら、入院患者をふやしてもらうような体制をとる必要が私はある、このように思うんですね。そして、これもちなみに平成８年度から平成10年度までに、１日337円の増加になっておるんですね。そして、大体年間245日が通院できる日数であるようですので、この中で２年間で大体14.9人増加しておりますので、これでもやはり123万2,108円の増収とはなっておるわけです。

そういう中で努力しているということは認めることはできるわけですね。そして、医業収益というのは、やはり特に入院収益と外来収益、そして、その他の部分については本を売ったり、文書類があったりそういうものですから、１億数千万円しかないわけですね。

そういう中で、私は日野市の中の市立病院の建て替え問題というのは、この医業収益をどうしたら上げることができるかということに、一番かかっておると思うわけですね。そして、今、いろいろと説明をいただいたわけですが、やはりこの今の状態の中で、これ以上努力して改善していくという形の中で、今お聞きしました、要するに特殊勤務手当８項目をみんな受けないで、年間2,100万円のものをもらわないで頑張っておるという内部努力は実際あるわけですね。そういう中で、私はこの医業収益を上げるという形になると、特殊ベッドだとかそういう特殊な治療をしないことには上がらないと思いますので、実際努力して今のまんまの状態で医業収益を上げる方法を、ほかに何か考えていらっしゃいますかどうか、このあたりいかがでしょう。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　医業収益を上げる努力をという御質問でございまして、当然でございますけれども、御案内のとおり、医療は保険で定められておりますので、自費分を加えるということはなかなか難しい点があるわけでございますけれども、先ほどお答えありましたように、市内の診療所また病院等の連携を密にして、通常と申しますと、病気に重い軽いはないわけでございますけれども、市内の診療所で診察を受け、手術を伴うとかまたは特殊技術がないとできないという患者を重点にお送りいただくことによって、１人当たりの単価が高度医療と申しましょうか、高い単価になりますので、それなりの収入をいただくことができるだろう、こんなふうに思っております。

御指摘のありました外来患者につきましても、新病院では１日1,000人を想定して、今設計をしているわけでございますので、今より込むということも当然考えられますの

で、現在、整形外科等では予約制ということを試行的に実施をしておりまして、新病院では全科予約制で実施をしていきたい、こんなようなことで進んでおります。

さらには薬の問題でございますけれども、だんだん薬価も下がってまいりまして、我々病院が購入する金額と、それから薬価差がだんだん少なくなってまいりまして、病院に対するメリットもだんだん減ってまいりました。また、市民の待ち時間を減らす意味からも、院外処方というものを全面的にといいましょうか、市民の御要望のあるものは取り入れられるような形にしていこうということで、市内の薬剤師会との今打ち合わせをして、できるだけ市内の薬局でも病院の薬がもらえるような形をとっていこう、こんなようなことも考えております。

さらには、特殊外来と申しましょうか、部門等は他の市内の診療所等では対応していないアレルギーの問題であるとか心臓の問題であるとか、そういう特殊の外来を設置することによって、時間をかけて検査また処置ができる、こんなような形のものも考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

いずれにしても、外来患者ができるだけ待ち時間のないような対応をとるということ、さらにはベッドの有効利用を図って占床率を上げていく、この点について努力をしていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

内部で努力して、確かに薬価が下がってきておりますので、院外薬局に出すということも、恐らく収入につながるものと思いますので、そういうものも市内の薬局に任せるなりして、具体的にしていっていただきたいな、このように思います。

特に、今の医療というのは検査なんですよね。検査部門が大きいところでないと、なかなか難しいかもわからないけれども、特殊な検査をしたりすることによって点数を実際上げることができますので、そういう部分も努力をしていただきたいなということを要請をしておきます。

そして、実際医業収益が上がらないわけですからね、今度は人件費比率というものを削減する、それは先ほど一部人件費の問題が出てきておりますけれども、人件費をどのような形で改善していくかということが、大きなテーマになってくると思うんですね。これは、実際、健全化計画の中の東京都の指導要綱の中に入っているわけですから、この部分をどの程度まで改善できるのかということが、一つの大きな問題になってくると

思うわけですね。

そして、特に100床当たりの職員数についても、改善されているようでありますけれども、この部分の努力を特に12年度までわかっておるんですが、14年度までには、医業収益に対する人件費比率が平成８年度が70.4%、平成10年度が61.3%、平成12年度が57.5%でありますので、14年度を目安にどのくらいまでするつもりでいらっしゃるのか、このあたりわかりますか。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　今、医業収益に対する人件費比率の御質問でございます。

経営健全化計画の中でそれぞれの年度のものを挙げてございます。今、お話ありましたように平成７年度は、決算ベースで74.4%という数字でございます。９年度予算においては、予算の中では七十一．何がしという数字になっておりますが、東京都の統計では、最終的に出す段階では賃金とかいろんなものを人件費の中から引いていただく部分がございますので、60%台はキープできるだろうというふうに思っております。

それで、順次努力をしてまいりまして、今、議員さんのお話にありましたように12年度には57.5%まで下げたいということで努力をいたしております。14年度、開設当初につきましては、一応の数字として47.8%を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

そして、100床当たりの職員数、これは平成８年度が156.1人、10年度で145.7人、12年度で139.4人でありますので、14年度はどのくらいになりますか。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　14年度の100床当たりの職員数につきましては、109.3人を想定しております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　このように市立病院を建て替えるという形になりますと、それなりの内部努力をしなければ、この病院を建設することはできないわけです。そして、資金を確保することができないわけであります。

そして、先ほどもちょっとお聞きしましたけれども、平成14年度までに、この病院の建設はとりあえず建築ができるわけですね。そして、この中の内訳も、私、資料をいた

だいたのでこれを見ておけばよかったのですが、人に預けちゃったもので、このあたりで総工費が幾らかかって、そして起債が幾らで、一般財源から幾ら入れて、そして基金の方から幾ら予定しているのか。そして、東京都からの補助金もおりるでしょうから、これをちょっとこの部分の総工費幾ら、起債とかそういう部分を教えていただけないでしょうか。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　それでは、病院建て替えに伴う費用の関係の御質問でございます。

基本計画を策定した時点では、総額を163億8,290万円ということで計算をさせていただいておりますが、この病院の健全化計画を進める中では、その当時より落ちていた、例えば設計とか工事管理であるとか、現在の病院の解体費であるとか、それらのものも落ちておりましたので、それらを合わせた中で健全化計画を現在立てているところでございます。その中では、総事業費を170億8,175万9,000円と一応計算をさせていただいております。それで、財源の収入の関係でございますけれども、病院の建設基金、元金40億円でございますけれども、利子等が計算されますので、45億1,300万円と見させていただいております。それから、病院事業会計の中にあります積立金でございますが、現在の設計費等を既に払っておりますので、この時点では４億2,905万9,000円というふうに計算をさせていただいております。それから、東京都の補助金でございますが、39億3,340万円、それから病院の事業債――起債でございますが、80億2,100万円、さらに建設当時、一般会計から繰り出していただくお金は１億8,530万円、このような計画で健全化計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

こういう形で努力したときに、初めてそういう市立病院の建て替えも具体的になってくるということが明らかになってきたわけであります。そして、私はこの市立病院の建て替えは本当にできることであるならば、もっと早い時期にしっかりつくらなければならないんじゃないかなということを、日ごろから感じておりました。そして、日野市の中で財政の豊かな時期もありましたからね。そして、早くこのことに着手して市立病院の建て替えというものをしておくならば、もっと日野市の人も安心できたのではないかということを感じておるわけであります。

そして、現在ですと、内部努力はしているものの、やはりこの中に入って感染してしまったとか、いろいろ病気を生じてしまって、ほかの病院へ行って亡くなってしまったなどというのを、身近に実際聞いておるわけです。やはり、それはそれなりの対応ができていなかった。そして、誤診してしまったような部分もあるわけですね。そういうことが原因で、医者は万能ではないからやむを得ない部分もありますけれども、やはり身近で患者をしっかりと把握していれば、そういう病変というものに対しても対応できたんじゃないかなということで、残念だったなということを私の身近な人にも感じておるわけであります。

そういう形の中で、市立病院の建て替え問題につきましては、そこそこの目安が立ってきたわけです。そして、それはそれなりの病院側の努力があったからこそ、これらが可能になってきているわけですよね。

しかしながら、今、東京都の方でその健全化計画の内容を見て、そして、当然また指導を受けると思うんですね。こう部分についてはこうしてほしいとか、そういう状況が出てくると思うわけです。そして、現在、南多摩の医療圏というのは1,167床ですね。それで、既に八王子市では500床、今恩方のあたりの土地に病院をつくる計画があって、大学病院の方にいろいろと働きかけているということを聞いておるわけです。そして、８年ですからね、この南多摩の医療圏でまたほかで手を先に挙げられてしまうと、日野市の市立病院の建て替え問題に大変影響が出てくると、私は思うんですね。日野市の市立病院の建て替え問題は、でき得れば資金計画は資金計画として、組み立てをしていかなきゃなりませんから、それなりの努力は必要でありますけれども、やはりこの日野市の市立病院の東京都でやっぱり内諾をもらうとか、そういう努力が今後、大変微妙なところで、要するに病院ができないかできるかなというところの問題に発展すると思うんですね。そのあたりを十分、病院事務長も感じながら、これらの作業をしておると思いますが、八王子市の500床については、八王子市で決定しておりますようですので、これは市で計画しておる病院ですから、ある程度できてしまうと思うんですね。

そして、日野市の中で日野市の市立病院の建て替え問題で、そして、今東京都から指導を受けている中で、内諾を東京都の方から、要するにこれならいいだろうといって、初めて厚生省に上がっていくわけですから、そういう中でそのあたりの話が十分、可能であると思いますけれども、この問題がスムーズに進んでいくのかどうか、このあたりいかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　増床に伴う許可がおりるのかどうか、こういう御質問でございますけれども、確かに南多摩医療圏の中で幾つか病院の開設等の話も出ておりまして、前回の見直しの段階では1,000ちょっとあったわけでございますけれども、既に幾つかの病床、町田市等も工事に入りますので、減っているそうでございます。先日も東京都の方に伺いましていろいろお話ししてきたんですが、はっきりした現在、不足数が幾つということは明言はしていただけませんでしたけれども、800台になっているんだというお話でございまして、私どもは162から300にするということで138増床していただくわけでございますので、十分お願いをし、既に５月半ばに仮の申請と申しましょうか、事前の申請を出して協議をしていただけるというお約束を取りつけて帰ってきておりますので、計画どおりいくものと思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ありがとうございました。

これは病床数を確保しないことには、この建て替えをしても意味がなくなってしまいますので、ぜひ５月に仮申請を出すという形の中で、それまでに病院内の努力が認めていただけるように、なお一層努力をしていただきたい、このように思います。

そして、日野市の中の医療圏は日野市の中で特に南部には医療施設がないという形の中で、たびたび請願も出てまいりました。そして、この請願に基づいたところの病院建設の件が、もう７年も前になるでしょうかね、高幡の区画整理事業の中につくるという市長の構想が出てきたわけであります。そして、その当時は二眼レフ構想といいましょうか、市立病院と同規模のものをもう一つ南部につくるんだという計画のもとに動いてきたわけであります。そして、これらのところを、もう実際ここへつくるんだということをうたって市長選挙をやったことを、私は今思い出しておるわけでありますが、そういう中で、南部に医療施設がないために地域の人たちはぜひそこにつくってほしいということを、そのことに対して要望し続けてきていたわけですね。そして、私の知っているおばあちゃんたちも、こっちへ病院をつくってもらわないと困るからという形でお話を聞いたり、またそれはもうつくることはいいんだけれども、日野市の中の今予算というものも大変な時期であるしと、そういう説明をさせていただいたことを思い出すわけでありますけれども。

そして、高幡の区画整理事業内の、要するに公共用地に病院をつくるという形の中で、実際、ここにつくるということをある程度明言してきたために、区画整理事業の地権者

から猛反対が出たわけですね。そして、市長もなかなか思慮深いというか、その高幡の区画整理事業の中がだめだったら、全農の土地がある。そこにつくりたいんだという話が出てきまして、全農の土地の周りは道路が狭いし、あそこへ病院ができるかなと思っておりましたら、約束ができていたようで、そのところの道路を６メートル道路にして消防自動車が十分入れて、緊急時には対応できるような道路をつくるというものがあったらしいんですが、そういう形で、実際、今あそこが道路が広がって、そして全農の土地と交換ができて、今、南部の病院もつくれる状況の中に今、きておるわけですね。

そして、昨年だったでしょうかね、市長の方から行政報告の中でこのことの報告がありまして、そして、医師会の方にそのことを要請しておるということを聞いておったわけです。そして、私は医師会に知っている方がいらっしゃるので聞いてみたら、いや、そんな話はまだ出ていないよという話だったですね。そして、南部の医療――南部病院に対しては、地域の皆さん――南部の人たちによい結果をもたらすと、私は思いまして、今の医師会長の方にお話をして、医師会長と、何か森久保先生が慈恵医大の出身で２人で話をしているということを聞いておりますが、この病院の計画は民間でつくるという形だったものですから、やはり今この時期に来ますと、なかなか医者が病院を経営してもうまくいかないんですね。何でうまくいかないかと申しますと、やはり医者は技術者ですからね、経営までなかなかタッチできないのが現状なんですね。医者で経営もうまいなんていう人は、もうすごい利益を上げて幾つも幾つも病院を持っている人はいらっしゃるようですが、そういう人はまれなようですね。

そういう中で、私はこれからは、やはりいろいろな企業は病院問題、この病院に対して、それで高齢者社会への対応、こういうものに対してそんなに利益を多く求めることはできなくてもそこそこ回っていく。これからの企業はこういうものに着手すべきだということが、言われておるようです。そして、たまたま私の知っている者が、千代田生命の方へおりまして、彼が今病院の方に、千代田生命に加入している企業の中で優良企業があって、そして、我々にも参加させてくれないかという形の、今話があるようです。そういう中で、私はこれからの病院、市立病院以外の民間の病院となりますと、やはりお金があって、そして、日野市に負担をかけないでできるような、そういうところを持ってくる以外に私はないんじゃないかなということを感じております。

そして、その中で一番の問題は、やはり医師会との協力体制でしょうから、医師会との協力体制ができる、そういう人を頭に立てて、そして検討していくことが必要じゃないかなということを感じております。特に、森久保先生のところも今４科目ぐらいやっ

ておりますから、その科目とぶつかってしまうと、やはり森久保先生のところにも影響が出てしまうでしょうし、そういうものも考えながら、医師会の中で討議をしてもらえば大変いいんじゃないかなということを感じております。

そして、そのためには、まず民間の病院ということになりますと、医師会を通して、そしてまた日野市の方に要望を将来、またとりあえずは仮契約といいましょうか、協定を結ぶ中で、どうしても日野市の市立病院の件がありますので、同じものをまず全農のあそこの土地に病院をつくるということになると、多分東京都は認めてくれないんじゃないかと。そして、上に上げてもらえないんじゃないかということが言われておるんですね。そして、せっかくいい場所があるわけですから、あそこにそこそこの病院ができれば、地域の皆さんに利用していただけますので、ぜひその可能なものをつくらなければならない。

では、可能なものは何なのかというような、要するに東京都や国と交渉できるような機会を与えていただければ前進するんじゃないかなということを、私は感じておるわけです。だから、そんなに長い、要するに商売でやっている人ですから、そんなもうからなければ手を引いてしまうと思うし、そして、その期限というものは1年ぐらい見てあげて、東京都や国と折衝させて、そしてこういう形のものだったら地域の皆さんに役に立つことができるというものを、多分打ち出すと思いますので、このあたりをぜひ考えていただきたいなと。そのかわり仮設計にかかる民間の病院の設計費なんていうのは、みんな民間の方で払ってもらうというような形をとればいいんじゃないかなということを感じております。

そういう中で、私は民間の病院はどうしても市立病院と病院の体質そのものは違ったとしても、これは市立病院の病床数と南部の病床数というものは日野市の中にありますので、当然両方考えながら確保しなければならない部分があるんじゃないかなということを感じておるわけです。そういう中で、市長はあそこに病院をつくるということを信念を持って、今日まで持ち続けてきたわけですから、当然、この土地の有効利用というものを考えていらっしゃると思いますので、今後、南部の医療病院というものはどういう形の中でつくっていくべきかを、市長の考え方がありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市立病院が多年の紆余曲折を経たわけではございますが、今日ようやく多摩平四丁目3番地ブロックに300床という、つまり増床約38ベッド、そ

ういう規模で、いわゆる建て替えを行いますとともに、機能の向上を図っていくということを、ようやく年次的にあるいは財政計画の裏づけをもって、一応のめどが明らかになってきたという状況にありますことを、大変多くの方々の御指摘、御協力の成果だというふうに感じております。

日野市全体の、いわゆる地域医療圏といたしまして、医療に対します信頼は、また市民から期待されることも高いわけでございますので、将来にわたって日野市域の中に一定の医療や入院の受け入れの能力を持つということは、極めてまた絶えず追求をしていかなければならない課題でもあるわけであります。これまで、いわゆる医療の、私は希薄な地域とこういう言い方を申し上げたわけでありますが、いわゆる川南南部には医療機関があるいは診療機関がかなり希薄である、現実に対して少ないという状況がございますので、市内全体の医療圏計画の中にまた南のこともよく考えながら遂行していくということが、また伴って必要だというふうに考えております。したがいまして、御承知のとおり全農の所有地と市の所有地の交換を図りまして、いわゆる南部に対します将来の医療機関のあり方として、可能性をつくっておくということも大切だと思っております。

当面といたしましては、日野医師会と協議中ということを、これまでも申しているわけであります。結論はまだ出ておりませんが、だんだんと具体化への考え方も伴ってくる状況でございます。御指摘のこともあわせまして、ちょうど御指摘のこともよく当たっておると思うわけであります。土地利用約六千数百平米、土地を提供するという条件で民間の有能な医療機関、それの当面は診療所をつくる――能力のある診療所をつくる、こういうことが前提だというふうに条件を進めておるわけであります。いわゆる病床というのは、南多摩医療圏ということもありますし、また日野市医療圏という立場から考えますと、少なくとも700床ぐらいは確保したいわけでありますので、南多摩医療圏の中のまた日野市医療圏、こういう一つのピラミッドの形を考えながら、南部にもまた若干の病床をつくる可能性は存続させる。しかし、それは一気にというわけには当然まいりませんので、今回は市立病院の増床建て替えに全力を投じ、いわゆる300病床の確保ということを前提として、南部におきましては、将来の可能性をあらかじめ持っておくということではなかろうかと思っております。

医師会長さんとの具体的な話も多少、今進めつつございますので、なるべく早い機会に見通しがはっきりと整いますことに努めまして、当面のお答えとさせていただくわけであります。

○議長（土方尚功君）　　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　　わかりました。

要するに時代も変わってきたし、日野市の財源のこういう状況の中で、当然考え方を変える必要はあると思うんですね。もし全農の土地を利用するということであるならば、私は診療所というような、そういうものではいけないんじゃないかなと。かつて、市長は二眼レフ構想という形で市立病院と同じようなものをつくるんだという意欲を持っていたわけであります。そして、そういう形のものを、また南部の皆さんは要求していたと思うんですね。そういう面から見たら、やはり可能性はどこにあるかわからないけれども、これらのものがいかにしたらできるかということを、やはり追求しながらいかなきゃいけないんじゃないかなと思います。特に日野市の中では、市立病院だって平成14年までいかなければ、要するに新しい病院として活動ができないわけですから、そういう中で、やはり日野市の市民が安心して住んでよかったと。そして、日野市は医療機関も充実しておるし、この日野市に住みたいという者もまた多く出てくることは十分考えられるわけです。今、日野市の中で区画整理はもう６カ所行われて、仮換地が済めば、そこには住宅が当然できてくるわけですから、そういう中で、私はそういう皆さんのために、前もって住みやすい、そして医療、そして弱者には絶えず優しいというような、そういう医療機関を用意していかなきゃならないんじゃないかなということを強く感じております。

日野市の中で特にその部分についてはおくれがちにきました。そういう中で、遅まきながらも市立病院が少しずつ具体的に前に進んでおるということは、これはもう大変よろこばしいことであると、私は思います。そういう面で、これからは少なくとも南部の病院につきまして、日野市で土地を貸して利用していいというものであるならば、やはりそれなりに対応すると思います。そういう面で、これからは医師会の方を通して要請していきたいと、私は思います。そして、日野市がますますよいまちになることができるように期待して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　　これをもって14の１、病院等の建設について（市立病院の建て替えと南部病院の建設について）の質問を終わります。

一般質問15の１、住宅都市整備公団の民営化と多摩平団地の建て替えについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　　それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきま

す。

住宅都市整備公団の民営化と多摩平団地の建て替えについてでございます。三つの点について質問させていただきますが、一つは、革新市政だからこそ、私は今日まで公団の建て替えを許さないで、市と公団と住民との話し合いなどを行ってまいりましたが、新たな民営化の動きの中で、市長が市民を守る立場で頑張っていただきたいということを表明していただきたい、これが１点でございます。２点目は、家賃の抜本的な見直しを求めて、国や住都公団に住民の声を上げていただいて、住み続けられる多摩平団地にしていただきたい、これが２点です。３点目は、住都公団の民営化は、居住者にとって生活の基盤を揺るがす大きな問題となっております。国や住都公団に市民生活を守る立場で民営化反対を表明していただきたい、この３点です。それで１点ずつ質問させていただきますので、御回答をお願いしたいと思います。

１月22日、衆議院の本会議で亀井建設大臣が住宅都市整備公団の業務について、賃貸住宅は限られた事業を残して撤退する。分譲住宅からは完全撤退し、今後は都市の再開発などに重点的に取り組む、そういうふうに答えまして、住都公団が住宅建設から原則撤退する方針を表明いたしました。日本共産党は住都公団の抜本改革は必要だと考えております。その方向がもうけ主義と乱脈経営を根本的に改革する、そういうことになるというふうに思っております。

住都公団が初めてできたときには、旧日本住宅公団法第１条には、住宅に困窮する勤労者のために上質な住宅を供給する、そこのところに使命があったんですけれども、次々と建設省や公団当局が、この発足当時の使命を捨てて80年代ころにはもうけ主義に走ってしまったという、ここのところの結果が、今ひどいところでは家賃が20万円をも超える、そして高家賃が生まれるところでは１万戸に上る空き家が起きて、そして、３年ごとの家賃の値上げ、これで多くの居住者が今、年金暮らしされている、こういうところではそれ生活を圧迫している、こういうことになっているのではないでしょうか。

既設の公団住宅も16万戸を取り壊して建て替える。建て替え以降は三、四倍の家賃にして高齢者や所得者が住めなくなる。事実上、追い出すということです。今、多摩平団地もこういう状況を迎えているわけでございますが、一方、住都公団自身は内部留保が6,000億円近くに上っております。公団が67％近く出資している日本総合住宅生活、略称ＧＳ、多摩平団地でも駐車場を管理しておりますが、ここは公団の仕事をよりどころに年間100億円を超える利益を上げて、500億円を超す内部留保をため込んでいるんです。

こういう背景には、公団の多くの幹部が建設省などの官庁の天下りで占められており

まして、高い報酬と退職金で渡り歩いている、ここにやっぱり私たちは目を向けて、公団経営を怠る官僚の体質があるということを、しっかりと見ていかなければならないと思います。(「そうだ」と呼ぶ者あり)公団では、2年間で退職金が1,200万円から1,300万円、これではやっぱり許せないと思います。こういう乱脈経営を本当に変えさせていくことが、一番大きな問題だというふうに思っております。

時間の関係で省略させていただきまして、協力する立場で質問に入らせていただきたいと思います。

今、こういう状況の中で、住都公団から多摩平団地の建て替えが3月5日に指定されました。この指定を受けた81歳の女性は、通知がくることは覚悟していたけれども、書類を見たときには不安を感じた。81歳で今後どうしたらいいだろうか。頑張らなければならないと気持ちを取り戻したというふうにおっしゃっておられます。多くの皆さんがこういう気持ちではないでしょうか。

今、私、3年半前の選挙のときに出した自分のパンフレットを見ましたところ、1987年の6月議会に豊田駅北口の住宅都市整備公団の開発行為について、ここが第1番目の公団との質問が始まりました。以来10年になります。そして、今現在この北口では、私の一般質問を初め、自治会ももとの尾立会長さんと一緒になって、公団の方もそして市の都市整備部長もいらっしゃいまして、この土地をもうびょうぶのような建物ができる。これを撤回させて、現在、日野市の土地に旭が丘にある土地と交換して、これからの南北の開発にとってとてもいい土地が日野市のために確保された。これは、やはり住民運動の結果だと、私は思っております。そういう中で、以来、今言いましたように10年たつわけです。そして、勉強会が4回も続けられて、これはよその市にないことです。建て替え事業をやっているところでは、こうした勉強会などをやっている自治体はないわけですし、ここに住民の意見を出していく。そして、公団もそれを聞く。さらには、市の職員もそこに参加する、こういう形でお話し合いが進められてまいりましたし、また、市長と東京支社長と自治会の3者の協議なども持たれまして、これも他の市にはないので、これを広められたら困るからということを、東京支社長もおっしゃっておられました。

そして、今、それぞれのところでいい関係をもって現在の多摩平の住民運動が進められているときに、3月3日に市長にお会いをいたしまして、ぜひその指定を5日にされるという情報が入ってきたので、この指定をやめていただきたいということを、住民の方からも市長にも申し入れをいたしました。そして、その後の3時過ぎから、多摩平の

地区センターをお借りいたしまして公団との勉強会がありまして、ここでも住民の皆様の意見、ぜひ５日には指定しないでいただきたい、これを出したんですけれども、なかなか認められずこの指定がされました。私のところにも、こういう資料が入りました。これは全戸に号棟の名前、全部書いて１軒１軒配られて、これは建て替えされるところの団地の方にはこういう地図も入って、34号棟から77号棟まで建て替えいたします。そして、３月20日には説明会をいたしますから、バスも出しますという大変御丁寧なこういうことが、私たちに示されました。

私は、やはり今ここで住民との関係、そして、市と公団とが一緒になってお話を進めている最中に、こうして公団が指定をしたことは、そこに住む議員としても公団に抗議したいと思います。（「市長に抗議しろよ」と呼ぶ者あり）

そして、市長にもお尋ねすることは、この指定の問題について一つ一つ触れさせていただきますけれども、多摩平自治会ニュース、これ私きょう持ってまいりました。２月20日のニュースでございますが、23日に建て替えの住民集会を開きますということでお知らせがあって、ここでもたくさんの方々の御意見があったわけです。それで、公団が提示した建て替え後の家賃についてということで、市長との約束で家賃の決め方が載っております。

それは、市民にとって、建て替え後の家賃は継続家賃であって、新規の家賃ではない、家賃は住民がみずから選択できる仕組みでなければならない。その家賃で生活できるものでなければ意味がないからだ。したがって、公団が決めた家賃を一方的に押しつけられるのは避けなければならない。そこで、住民は1995年12月23日、森田市長と家賃の決め方について次の約束をした。家賃については、公団が建て替え指定する前に家賃を公表してもらう。その家賃を住民が承認した後で建て替え指定することとするというものだ。この約束が実行されると、家賃は次の手順で決められることになるということで、五つ載っております。

その一つは、まず公団に建て替え指定前に家賃を公表させる。このことは、２月13日の第４回勉強会に公団の方から家賃の資料が示されました。

２番目に、市長はその家賃を住民（自治会）に紹介する。これは２月６日、自治会三役が市長にお会いしたときに、市長の方から、まだ表の方には出ないけれども、三役の方には自治会として、この書類が私たちに示されました。私どもも全部みんなでぱっと書いたわけですけれども、その後の13日に公団の方から示されたんです。

三つ目には、自治会は住民集会を開いて、その家賃で生活できるか否かを慎重に討議

する。こういうことで、この家賃の全部の数、幾らになるかということを自治会ニュースでまたお知らせをいたしまして、そして住民集会を開きました。これは２月23日に住民集会を開いて、家賃は５万円くらいはいいだろうということの住民の意見の一致でございました。で、それを持って市長は住民の意向を公団に伝える。

市長は住民が「ノー」と言ったときに、建て替え指定をさせないようにする。これは３月３日、三役と、それから20名近い自治会の方たち、住民の方が市長にお会いして、ぜひ建て替えを指定させないでいただきたいということを、東京支社長に言っていただきたい、こういうことを言ったわけです。しかし、市の方では、助役を通じて公団の方に伝えたということでございますけれども、手続としては、私はやったのではないかというふうに思いますけれども、いろいろとり方がありますので、その辺がどうか。

５番目には、公団が建て替え指定前に家賃を提示しない場合には、住民の承認がないものとして市長は建て替えを承認しない、こういうことでございますが、この四つについては、建て替え指定前に家賃の提示をしたというふうに、私は思っております。これは、やはり４回にわたる住民との関係がいいからこういうことができたわけで、ほかのところはないわけです。このことについて、私はぜひ市長のコメントをいただきたいんです。

私は議員の立場としては抗議ということを申し上げましたが、行政の側では行政の立場もありますので、どういうことになるかわかりませんけれども、やっぱり住民の意思が建て替え指定してほしくないということであれば、そのことを、やはり言っていただきたいというふうに思います。

それから、２点目でございますが、このまた自治会ニュースを引用させていただきますが、これは私自身のことも、名前を出されて質問しておりますので、このことを読み上げさせていただきますけれども、「３月５日に公団が多摩平団地の建て替え指定を強行」ということで、「森田市長、住民との約束を実行せず」ということでずっと出ております。そして、自治会の代表の方たちが市長と会ったということが述べられておりまして、「ところが森田市長は住民との約束を忘れていました。公団のやることに干渉しないとか、皆さんが言ったことはそれとして公団に伝えますという態度を崩しませんでした。森田市長はこうなることを初めから読んでいたかのごとく、何も悪びれた様子もなくさっさと退席しました。あるいは公団と指定の約束をしていたのかもしれません。革新という言葉が色あせて感じられました。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）自治会は、後で助役の方から私たちの訴えが住民の意見として機械的に公団に伝えられたことを確

認いたしました」、こういうふうにニュースに出ているんです。

私は、与党の共産党の鈴木美奈子が何をしているのかと団地の中でも言われているんです。市長は公約を破ったと。私は公約は破っていないというふうに確信を持って言えるわけですけれども、そういうふうに言っておりますので、市長は公団と密約をしていたのか、(「そうだ」と呼ぶ者あり) あるいは公団と指定の約束をしていたのか、この点をはっきりと、私は回答をお願いしたいと思います。

それから、森田市長は「私心なければ恐れるものなし」、この信念で24年間、この市政を市民本位の市政へとやってきたわけでございまして、公約を破るということもないでしょうし、また密約など、私心があればやりますけれども、私は私心がないというふうに長い……(「私心がなくやった」と呼ぶ者あり) という、そういうおつき合いの中で確信を持っておりますので、このうわさを私は絶対に……(「私心の塊だよ」と呼ぶ者あり) 確認して流す、こういうことをやっていることを私自身のこととして、市長だけでなくて、共産党の議員は何をしているか、鈴木美奈子は何をしているかということが、団地の中に流れておりますので、ですから、このことをぜひ私ははっきりとお答えいただきたいと思います。

まずそれだけお願いいたします。

○議長 (土方尚功君)　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長 (森田喜美男君)　主要な部分について私からお答えをし、多少具体的な時日につきましては、担当助役からお答えをするようにさせていただきます。

順序があるわけでありますが、今終わりの段階で言われました公団との密約などがあろうはずもありませんし、それから、何か大変不信を買うふうな情報があるとすれば、それらはすべて当たらないということで、(「そうだ」「そのとおり」「心配ない」と呼ぶ者あり) まず申し上げておきたいと思っております。

確かに議会の開会前日、つまり3月3日、多摩平自治会の幹部の方がおいでになられました。(「住民はよく知っているんだ」と呼ぶ者あり) 一番中心になる部分は、家賃が納得ができないということと、もう一つは、いわゆる建て替え指定を拒否せよと、こういう趣旨でありました。建て替え指定のことについて、私は知識も余りありませんが、例えば密約をしたとか、事前に承知をしていたのを伝えなかったとか、そういうことは全くないということを、まず言明しておきたいと思っております。全く建て替え指定は突然の措置として、公団側の責任で行われたものであろうというふうに承知をいたしております。5日云々ということも聞きましたけど、そういうことを知っているわけもあ

りませんし、鈴木助役から該当の方々の、いわゆる地元自治会から指定の拒否をしてほしいという要請がありましたということは、確かにお伝えをいたしました。(「市長、そんな言い方はよくない」と呼ぶ者あり)(不規則発言あり)(「聞こえませんから黙ってください」と呼ぶ者あり)

たくさんの御質問をいただいたわけでありますけど、一番肝心なのは、私はいわゆる建て替え後あるいは建て替え経過中の家賃の問題、あるいはどういう措置が行われるかという問題だろうと思っております。したがいまして、総括的に今まで申し上げておりますとおり、該当者の方々に少なくとも不安がないように、当然の日野市民を守る立場から(「守ってないじゃない」と呼ぶ者あり)行政は主張いたしますというふうに申し上げております。

今後もそのとおりに振る舞っていくことは、もう間違いございません。したがいまして、何か情報が正確に伝わっていないとすれば、ひとつ十分信頼をしていただく、そういう情報をお伝えをしてほしい、こんなふうに考えております。

多少具体的なことが伴いますので、鈴木助役から手順のことにつきましては、多少お答えをして、また私からもお答えを申し上げたいと思います。

○議長(土方尚功君)　助役。

○助役(鈴木栄弘君)　多摩平団地の建て替えでございますけれども、日野市へ一番最初来たのが、たしか平成2年のころだと思います。それ以来、いろいろと住民の方、それから公団に対し住民の意見を公団に伝えたり、そういう話し合いをしてきたわけでございます。それで、その中である一定の話が効果があった部分、これは今までも議会の中で再三お話しさせていただいておりますけれども、分譲住宅は一切やらない。それから、さらに大きな点といたしましては、先行区で公営住宅の併設を考えていきますと。さらには、細分化をしてできるだけその期間が非常に延びると。それで、街区を小さくして建て替えをしていく、こういうふうな話がある程度示されてきております。

先ほど議員さんの方からお話もございましたとおり、この間、地元と、それから公団の話し合いもさせていただいておりますし、また、当然これには私も参加させていただいております。そういう話し合い、勉強会もさせていただいた、これも今まで話を聞きますと公団の中ではこういう例もないというふうなことまで、今日まで進めてきたという経緯がございます。話があって6年間ですか、ここまで延びてきた、それなりの効果があったというふうに考えております。

それから、先ほどお話がございました3月3日の皆さん方からの要請でございますけ

れども、早速話が終わりまして皆さん方と別れまして、すぐ公団の方へ電話を入れました。そのときには、公団の方は皆出張でおりませんでしたので、言づけをしておきました。その後、3時半前ごろだったと思いますけれども、公団の方から連絡がありまして、皆さんの意向は伝えた。間違いなく開発の吉沢部長に連絡してございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の冒頭から伺いました多摩平団地の建て替えに伴うことでありますが、近ごろ私どもも新聞で知るような形でありますけど、いわゆる政府の特殊法人、相当数数があるようでありますが、住宅公団をまたその筆頭に数えられているようでありますけど、道路公団等のことも含めて体質を大きく変えようという、政府の行政改革を名とするそういう政策変更があることを承知しております。その際に、いわゆる当初の国の住宅政策を具体的に実行する役割として住宅公団が設けられた。いわゆる良質の住宅を需要に応じてなるべく安く、また勤労者の所得に対応できる範囲でつくろうというのが、本来の住宅公団の性格だというふうに承知しております。

今日もまだそれが趣旨として変わったはずはないというふうに、我々は思うわけでありまして、かりそめにも現在住んでいらっしゃる方あるいは将来を期待をする方、それに対して裏切るような、つまり現実に沿い得ないような、そういう……（「幾らになった家賃」と呼ぶ者あり）経営やあるいは改築等が行われるならば、これは市民を守る立場から、（「今さら何言ってる」と呼ぶ者あり）はっきりとした態度で臨まなきゃならないということを痛感をしております。（「よくない」「そのとおり」と呼ぶ者あり）　それから、家賃の設定ということでございますが、これは私も日ごろ申し上げておりますとおり、つまり負担できる範囲というのが恐らく所得の20％程度が標準だろうと。したがって、その範囲で納得される家賃によって経営をできる、そういう本来経営をやるべきであって、何か分譲しようとか、何といいましょうか負担に耐えられないような、そういうことをやるということ自体が、もう既に本来の性格あるいは資格を間違えているんではないかという感じすらいたします。（「じゃ、何で反対しなかったの」と呼ぶ者あり）したがいまして、反対すべき場所があれば過当な家賃あるいは公団の民営化というようなことに対しては、自治体としてとるべき姿勢を貫いていきたい、このように考えております。（「そうだ、頑張れ」と呼ぶ者あり）つまり、安心して住み続けられる（「愚弄だよ」と呼ぶ者あり）条件を整備するということが、自治体日野市としての立場であるというふうに感じております。

お話の中に、確かに豊田駅に正面に接触しておりましたいわゆる住宅公団の土地を日野市が確保して、そして、南北との直接デッキとかあるいはブリッジとか、そういう形で橋をかけられるあるいは道路をつくることのできる、そういう条件を整えたということは、将来の多摩平南北の経営に大変必要な条件整備であったということでありまして、いよいよこれからがその舞台になるというふうに考えております。

以上でしょうか。(「また、後ほど……」と呼ぶ者あり) そのようなことを、極めて重い点をお答えをさせていただきました。

○議長(土方尚功君)　鈴木美奈子君。

○20番(鈴木美奈子君)　ありがとうございました。いろいろと不規則発言が出ますけれども、それはそれぞれの議員がそのときに質問してください。私は私の立場で質問させていただいております。

10年前からこの問題を取り上げまして、今日まで13回ほど建て替え問題、多摩平の環境問題を取り上げてまいりました。それで、森田市長が、やっぱり今もお変わりなく団地住民の立場に立って安心して住み続けられるという態度を表明していただいたわけですが、1992年の9月の議会で森田市長は、「多摩平団地は見事な樹木があるわけでありますから、樹木を原則として切らない、減らさない、こういう範囲で設計してみてくださいということを求めております。もう一つの大切な要件は、現在の入居者に万全の対策を講じてください。つまり家賃のこともありますし、戻り入居のこともありますし、福祉住宅あるいは老人住宅、いろいろ内容あるわけでありますから、それらにつきましては万全を期して、つまり泣く人がないように、困る人がないように一つ一つ具体的な協議を整えてまいりましょう。こういう大まかな提言であり、当たり前のまた約束でもあるというふうに思っております」。こういう答弁をされておりますが、このお気持ちは全く変わらないということを、ここでまた表明していただきたいと思います。

それからもう一つは、指定されるということで、一時賃貸契約ということをやらなければいけなくて判を押さなければいけないわけです。このことが、とても負担になるわけです。だれもいないときに、たった1人のところに公団の職員が来て判を押して、今の契約をやめさせる、そういうことにもなりますので、この2年間の、これは法律にも何にもないことで、公団法の中にもない中で建て替えを進めるためにこの一時賃貸契約というものを結ぶわけですから、この2年間のこうしたことをやらせないということを、ぜひとも、これはやっぱり国の方にも関係してくると思いますし、公団の方でも関係してくると思いますので、こういうことについても、私はやはり高速道路の課税問題で一

石を投じたということもございますので、今72万戸、200万人の人が住んでいるこの方たちが、これから建て替えについては、（不規則発言あり）一時賃貸契約との関係も出てきますので、これもやっぱり変えさせていかないとというふうに私は思っておりますので、これについて２点再質問させていただきます。（不規則発言あり）

全く不規則発言やめてください。多過ぎるわよ。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　住民の何といいましょうか、基本的人権あるいは主張すべき要件、これらの意思に反して強行されるということは、今の世の中には何事もないはずであります。そういう立場に立ちまして主張すべきことはきちんと主張し、住民の方々の権利と、いわゆる命と暮らしを守る、こういう大きな仕事のために何か勇気が出た感じでおります。

○議長（土方尚功君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　私も勇気が出ました。（「本当かな」「ここで言ってるだけじゃだめなんだよ」と呼ぶ者あり）

私はこれで１問目の質問を終わりまして、（不規則発言あり）２問目の家賃の問題に入りたいと思います。

○議長（土方尚功君）　静粛にお願いします。

○20番（鈴木美奈子君）　家賃のことは、もう本当に国の方が決める問題でもありまして、住宅都市整備公団法のこの施行規則の中にも家賃の問題が出ておりまして、家賃は建設大臣の承認を得てということが４条、５条にも出ております。なかなか本当に市独自でこれを決定することは難しいことでありますけれども、でもやっぱり住民が５万円でというんであれば、その長は公団にもあるいは建設大臣にもこのことは言わなければならないと思います。なぜこのように家賃が高いのかといえば、やはりいろいろと公団の家賃の中に、用地費の４％地代相当額として入れたり、公団の方から住都公団の総資金額の８割以上が、財政投融資や一般からの借入金で私たちのこの団地がつくられているわけですから、こういうことの中で、借金財政で公団がいろいろと事業をやっている。このことを、本当に壊していくにはどうしたらいいかということで、岸本幸臣大阪教育大学の教授が日本住宅会議の理事長ですけれども、読売新聞の論点の中で94年の７月に述べているわけですけれども、財団の資産であるが、もし借入金の金利負担がなければ、公団住宅の家賃を半額に抑えることは不可能ではない、こういうふうに言っているんですね。

ですから、やはり私は公団の方ももっと国の方がお金を出して、1,400億円を削るなどということではなくて、これをもし削れば、なおのこと家賃が上げられてしまいますので、このことなどもぜひ具体的に市の方から家賃をどういうふうにするのか、５万円で生活できなければいけないわけですから、そのことをぜひ私は公団の方に言っていただきたいということが一つと、特定目的借り上げ賃貸住宅、このことがこれからの多摩平団地の皆さんにとっては、運動としてやっていくということでございますので、このことの制度など、多分御存じだと思うんですが、私は既に小金井市の団地で予定されて、もう平成８年の11月20日から８年の12月３日まで、申し込みということの受け付け期間がございまして、もう済んでおりますが、ここには具体的にどういうふうにしたらいいのか、申し込みの書き方から資格から収入基準から、全部詳しく書いてございますので、私、この資料を自治体の市の方の担当の方に提供いたしますので、ぜひこれを、前にも私、一般質問をやりましたので多分勉強なさっていると思うんですけれども、一番近いところでは小金井市がやっておりますので、これをぜひ日野市の中でも、12月の議会では全会一致、この意見書が住都公団やあるいは建設省、国の方、東京都の方にも送られているはずでございますので、これをぜひやるという姿勢を示していただきたいと思います。

なかなか家賃を５万円に抑えたいという思いは、私、あると思うんですね。ところが、なかなか公団の方は国の制度だからということで、中山課長は、家賃のことの計算式を発表していただきたいと住民の方が質問いたしましても、公開はしていない、家賃は国も含めての意思決定だということで、私たちにどういうふうになって家賃が設定されるのかということすら発表しないわけです。とても壁は厚いですけれども、やっぱり市長が１人も泣く人を出さないという立場でやっていらっしゃるし、これからもやるということを今表明されたわけですから、この家賃の問題では、ぜひ公団の方にしっかりと言っていただきたいと思います。

それから、特目住宅制度の概要についてのお考えなどをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我々の自治体でも市営住宅の経営を微力ながらやっておるわけでありまして、この仕組みは、つまり建て替え指定をいたしますと家賃は凍結いたします。そしてまた、仮住まいの場所を指定をしてそこに移っていただく、これらの移転経費はもちろんでありますし、家賃を元家賃のとおりで存続をする。そして、戻り入居、

いわゆる建物ができてお帰りになった際には、５カ年間の傾斜家賃方式によって対応しておるというのが、現実の事情だというふうに承知しております。それに大変趣旨として正しいものがあるというふうに思いますので、それに匹敵するふうな、そういう手順を具体的に提案をして、従っていただくというふうにできないものかなということを、今連想しております。

そういう立場で、つまり市営住宅並みのことをやってくださいということを、具体的にきちんと伝えようというふうに、当座御質問で思いついたような事情がございます。１人も納得のできないことは実行させないということは、もうこれは人権保障の基本でありますので、十分また自治体としての主張の要件があるというふうに伺った次第であります。

○議長（土方尚功君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

私が今、一つ一つ提案しておりますので、それに答えてくださっているんですけれども、なかなか世論の大きな動きの中で、公団住宅も家賃を値下げしますということで、これも皆さんのおうちにも入ったと思うんですけれども、住都公団の多摩版ですね。「家賃が下がったよ　住都公団の賃貸住宅キャンペーン実施中」ということで、百草団地もあるということを竹ノ上議員からも聞いていたんですけれども、これは敷金以外の礼金や更新費は不要ですということで、でもこれでも高いんですね。これを見て、やっぱり入れないなというふうに思ったんですけれども「トアコート西八王子」、西八王子の駅から10分ですけれども、これでも２ＤＫから４ＬＤＫで、家賃が10万7,000円から15万2,000円です。これではやっぱり入れませんし、それから、立川市でもバスで立川市幸町ですが、１ＬＤＫから４ＬＤＫで７万8,500円から15万5,000円ということで、古い住宅でこうです。

で、私たちの多摩平団地も建て替えられたら、今の家賃の３倍、４倍となって、私たちも家賃示されましたけれども、それが、やはり住めないから住民集会を開いて５万円ぐらいだったら住んでいける。特にこれから指定されたところというのは、一番多摩平の中で高齢者の多いところということをお聞きしております。これから、私どもは、ぜひ今市長がおっしゃった、そういうことでみんなが住んでいけるような、そういうことで努力をしていただきたいと思います。

これでこの質問を終わりまして、次の質問に入ります。

次の質問は住都公団の民営化の問題です。今、やはり公団が空き家があったり、それ

から家賃が高いということで、随分公団に対しての風当たりが強くて、だから民営化がいいんだよという、そういう声も聞かれますけれども、民営化になったら、住都公団の労働組合の資料を見ましても、やはり家賃が値上げされるということも書いてもございますし、公団から出された資料を見ましても、６割は家賃の値上げになる、こういうふうにはっきりと言っているんですね。

なぜ本当にこうなるのかといえば、やっぱり内部の努力をしないで、黒字である住宅の部門を撤退して、そして大企業がもうけるような、そういうところにゼネコンまがいのこういう仕事をやっているから、こういうことになるわけです。私は、ぜひこの民営化の問題では、人ごとではなくて、多摩平に住んでいる私たちも、今全国でこの民営化に反対する国会への要請行動などもやっておりますし、日野市の中でも、この住都公団が民営化になった場合には、千葉県の千草台団地では1966年の入居が開始されて１ＤＫから３Ｋまでの約2,100戸に5,600人が住んでいて、この民営化になった場合、そして国からの利子の補給金1,400億円が停止されると、単純平均でも月２万円の家賃の値上げになる、こういうことで、全戸にニュースで知らせているということが、新聞にも報道されておりました。

今、公団に求められているのは、やはり民営化ではなくて、中の体質改善をしていくこと、このことが一番私は大事ではないかというふうに思っております。

先ほど言いましたように、たった２年間ですよ、２年間で退職金が1,200万円から1,300万円、役員の８割が天下り、閣僚の退職金は２年在職で月給の1.2カ月分の198万円、これも許せないと思いますけれども、この大臣よりもまだ高い退職金をもらっているんです。それも渡り鳥と言われるぐらい次々渡り歩くわけですから、もうどれくらいの金額が、お金が入るかという、これが全部我々の懐から出ていくかと思うと、決して許すわけにはまいらないわけです。

私、協力しなきゃいけないので、早口で時間をはしょって、市長にも質問させていただいておりますけれども、ぜひ民営化というのは、私たち自身の問題として、やはり公団を民主的に改革していく、このことが必要でもございますので、市の方からも民営化は反対であるという、そういう声を上げていただきたいと思いますが、それについての御見解をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高速道路課税のことを日野市が主張して、いろんなマスコミその他取材をされながら、また教えられているところも多いわけであります。いわゆる

特殊法人八十何社あるそうですけど、それから官僚、財界、こういう一つの持たれ合いが生まれていろいろな問題をつくり出している。行政改革こそ、まさにそれらの体質を直すことが行政改革であるというふうに、よくマスコミからも激励をされたり、また意見を多少申し上げたりした経験がございます。

日本住宅公団という、戦後に特に住宅政策として低家賃、良質のいわゆる住宅群を団地という形で大量に提供する、こういうことが国策として行われたわけであります。民営化ということは、いい意味では市場の原理に委ねるということですから、競争の原理の中で淘汰されるということにもなるわけでありますけど、本来は政策として行った仕事ですから、市場原理に合わせないために一つの国策が貫かれるわけであります。そういう意味で、今の要するに政府の動向、なかなか我々の簡単に届くところではありませんけど、国民としてしっかりした批判の視点を持って対応しなければ、国あるいは民族が危ない、こんな感じすら言われるわけでありますので、(「市政も同じ」と呼ぶ者あり)このときこそ、国民としてのいわゆる憲法に依存をした平和国家、また基本的人権が守られる、こういう将来に対しましての大きな発展の見通せる、そういう状況をつくり出すことが、地方自治のためにもまたなるということで有意義だと思っております。

そういう考えで、ひとつ日野市政を貫いていくということも、また一つの意義のある手段ではないかと思っております。

○議長(土方尚功君)　鈴木美奈子君。

○20番(鈴木美奈子君)　ちょっと意見を述べさせていただきまして終わらせていただきます。

民営化の問題でも、本当にこれからの私たちが住んでいるこの団地の居住者の生活を直撃すると同時に、またこれから公団に入りたいという、そういう方たちにも重大な影響を与える、こういうことにもなります。そして、今まで本当に長い間、多摩平団地でももう40年近く公団というこの土地は、私たちの共有の財産として持ってきたものですから、これを本当に民営化ということでもうけのために使わせてはならないというふうに思っております。

それから、公団法の第1条にあります健康で文化的な生活を営む良好な集団住宅、宅地の供給、こういう目的から道を閉ざしてしまって、公団住宅と、またまちづくりの廃止を行うという、こういうことにもなりますので、ぜひ私は団地の方たちの生活を守るためにも、ぜひ日野の革新市政がここまで四六、24年間、市長を先頭に本当に頑張ってきたということを、私は思うわけでございますが、これからもこの気持ちを忘れないで、

ぜひ市民のために頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって15の１、住宅都市整備公団の民営化と多摩平団地の建て替えについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時08分　休憩

午後３時42分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、「男女平等推進条例の制定」について問う（男女共同参画都市宣言を）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（宮沢清子君）　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1975年の国際婦人年以降、世界的に男女平等の気運が高まってまいりました。それから21年、平等、開発、平和をスローガンに国連世界女性会議が３回開催されております。その都度、女性問題解決のための行動指針を示した行動計画や新戦略が採択されてまいりました。1995年９月、北京で開かれました第４回国連世界女性会議では、エンパワーメント、男女の対等なパートナーシップの実現、女性、少女の人権が新しい視点として挙げられ、21世紀に向けての具体的な戦略を示した北京宣言と、行動綱領が採択されましたことは周知のとおりでございます。

国連の取り組みを受けて、日本でも男女雇用機会均等法の制定や、育児、介護休業法の法整備、家庭科男女共習の制度化などが進められ、女子差別撤廃条約、ＩＬＯ156号家族的責任条約が批准されるなど、男女共生社会実現に向けて制度の整備が進められてきたところであります。女性の社会参加の形として「共同参加」から「共同参画」へと改められました。東京都も国内外の動きに合わせて、具体的な計画推進が図られてきておるところです。

日野市といたしましても、1996年７月に男女が支えるまちに、日野市女性行動計画への提言が新たにまとめられております。また、庁内女性行政連絡会のもとにワーキングチームが設置されました。そして、日野男女平等社会推進プランが策定されたところで

すが、総合的な取り組みに向けた推進体制の整備、強化が必要ではないかと考えておりますが、質問の第１点目といたしまして、男女平等行政を強力に推進するために、市長直結の推進室を企画課に設置してはと思いますが、御見解をお伺いいたします。

質問の第２点目といたしまして、庁内行政連絡会、女性センター、女性社会事業協会を発展的に統合して、啓発、広報も一緒にされた方がよいのではないかと日々感じておりますが、機能の充実を図れないものでしょうか、御所見をお尋ねいたします。

第３点目の質問といたしまして、男女平等推進条例の制定についてお伺いいたします。男女平等社会を実現するためには、新たに顕在化した課題や引き続き取り組むべき課題など多くの課題があり、それらに的確に取り組んでいくために、さまざまな施策の体系的、総合的に進める必要性を感じますが、日野市といたしましても他の自治体に先駆けまして、男女平等を推進するための基本となる条例を制定して、総合的な取り組みを進められるよう提案をいたしたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

第４点目の質問といたしまして、男女共同参画都市宣言についてお尋ねをいたします。私は２月７日、国の女性政策関連予算説明会を衆議院会館でお伺いをしてまいりました。総理府を初め文部省、厚生省、労働省、農水省等々一日中勉強させていただきました。その中で特に感じましたことは、新規事業の内容でありました。ここではすべてお話しできませんが、総理府の男女共同参画室の名取室長より、宣言都市についての説明を受けました。この事業は平成６年度から始まり、既に３年間で９都市が宣言をしております。宣言都市の趣旨としては、男女があらゆる分野に共同して参画をし、責任を分かち合い、個性豊かに自分らしく充実した人生を送れる男女共同社会の実現に向けての政策、事業に市を挙げての取り組みを推進し、市民意識の高揚に努めるとの趣旨の奨励であります。１市約200万円の経費が、総理府の方から支出されます。毎年３市を予定しております。女性センターも開設されて15年になりますので、ぜひ節目のこのときに、宣言都市として申し出していただきたく思いますが、いかがお考えをお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

第５点目の質問といたしまして、女性センターの愛称についてお伺いいたします。昨年の一般質問でもジェンダー・フリーな教育について問う（21世紀を素敵に生きる女性、男性になるため、人と人になるために）の中で触れさせていただきましたが、その後の検討状況をお伺いいたします。

第６点目の質問といたしまして、女性の三役の登用でございます。また、市政への女性の参画状況、女性の人材データベースの構築についてのお考えも重ねてお伺いしたい

と思います。

第７点目といたしまして、女性センターの情報資料、図書等と地域図書館とのオンライン化はどのように取り組んでおられますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。また、広報「ひの」にジェンダー・フリーの談話室のコーナーを設け、常に意識の啓発を図るような企画を掲載していただきたく思いますが、その点についても御答弁をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　お答えします。質問が８点に分かれていますので、それぞれに御質問にお答えしたいと思います。

１番目と２番目の御質問は、それぞれ関連しておりますので、あわせて答弁させていただきたいと思います。男女平等参画社会の実現を目指し、昨年策定しました日野男女平等社会推進プランは、このプランを推進するために、庁内推進体制の充実と男女平等施策担当部門の充実を掲げております。このプランは西暦2000年、平成15年までに推進するものでありますが、平成８年度に市民公募４人による10人の委員からなる日野市男女平等行政推進協議会を設置いたしました。現在、この協議会でプランの実行をするため、具体的な協議をしているところでございます。協議会では、それぞれの委員から女性センターの組織、庁内女性行政推進体制、女性の登用等の意見が出されており、これらの意見を集約した後に、協議会から提案されるものと考えております。

３番目の男女平等推進条例の制定についてであります。東京都では、この２月に新たに生活都市東京構想を発表いたしました。それによりますと、この構想の実現に向けて約100の重点事業が挙げられており、その中に男女平等の推進に関するものとして、男女平等推進条例の制定があります。この条例は、都の基本的理念、事業者の責務等を盛り込んだ男女平等を着実に実現していくためのものでありますが、今の段階では、どのようなプロセスに制定していくのか、内容をどのようにするのか、まだ不確定の段階であるとの説明を受けている次第でございます。御質問の条例の制定については、東京都の条例制定の推移を見ながら検討していきたいと考えております。

次に４番目の男女平等参画都市宣言についてであります。国では、さきに議員さんがおっしゃいましたように、平成６年度から男女共同参画宣言都市奨励事業を実施しております。全国で１年に３都市ずつ指定し、その事業内容に対して補助金が出されております。日野市はまだ宣言しておりませんが、その方法として三つあると考えております。

一つは、市長が声明する。二つ目は市議会で議決をしていただく。それから三つ目は、女性問題にかかわる女性行政連絡会議、または男女平等行政推進協議会のような機関によって決定することが考えられます。

５番目の女性センターの愛称についてであります。平成７年度に女性センターを利用した方は、女性が7,473人で88％、男性が1,014人で12％となっております。女性センターの名称に「女性」をつけることによって女性だけの施設、言いかえれば男性は利用できないのではないかという印象を市民に与えてしまっているとすれば、男女を問わず多くの市民の活動の場所として、親しみやすい名称をつけるのも必要ではないかというふうに考えております。しかし、名称を変えただけで女性センターの利用がふえるとは思われませんので、女性センターの講座、学習会の開催をＰＲしながら、さらに女性センターの理解を深めることに努めていきたいと考えております。

愛称につきましては、東京都では既に東京ウイメンズプラザ、立川市では立川女性総合センター「アイム」などとつけているところがございます。日野市の場合、平成４年に「婦人センター」から「女性センター」に名称を変えてまだ日が浅いために、女性センターの建て替えどきかほかの施設に移設したときに、市民から公募をするなどして決めるのも一つの方法ではないかと思っております。

６番目の質問でございますが、女性の三役の登用については、後ほど理事者から答弁があると思いますので、市政への女性の参画状況、それから女性の人材データベースの構築について、お答えしたいと思います。

平成８年４月１日、議会行政委員会附属機関、その他審議会の女性委員の数と割合でございますが、議会においては30人中４人で13.3％、行政委員会では34人中１人で2.9％、附属機関では844人中224人で26.5％、その他の審議会では159人中39人で24.5％となっております。議会と行政委員会を除いた割合は26.2％で、東京都の14.4％、区部の平均22.1％、それから市部の平均30.6％となっております。また、昨年作成されました日野男女平等社会推進プランでは、委員会、審議会の委員は男女同数の任用を目標に推進するとなっております。今後は、この目標に向けて女性委員をふやしていくよう、関係する部署に要望してまいりたいと考えております。なお、参考までに申し上げますと、先ほど言いました東京都の生活都市東京構想では、現在の女性委員の割合を、西暦2005年までに50％にすることを目指しております。

次に、女性人材データベースの構築についてであります。日野男女平等社会推進プランでは、女性人材リストの整備作成は、将来検討するということになっております。幾

つかの自治体によっては、人材リストを作成しているところもあるようですが、リストに登録するに当たっての方法、登録した後のその人の活用、プライバシーとの関係に問題があると聞いております。今後、女性の活躍の場を広げていく上からも、情報の収集、提供の手段として作成することについて、検討していきたいと考えております。

７番目の御質問ですが、女性センターが市民に提供している資料は、雑誌、新聞、図書、ビデオ、それから講座学習会で収録したテープ等であります。これらの資料は、図書館などに余り置いていない、どちらかといえば専門の資料に近いものだと思っております。お尋ねの女性センターと図書館のオンライン化については、機器の設置場所、それから設置や維持経費、それから利用頻度等を考慮しますと、今の段階ではその必要性は薄いと判断しております。しかし、将来、センターの建て替えなどやパソコンを使っての庁内情報の交換、それから行政情報の地域提供、女性センターと国立女性会館、それから他の自治体の女性センターの情報交換等により、広い範囲で情報の交換ができるシステムの導入が必要になってくるということは認識しております。

最後の広報掲載の件でありますが、掲載スペースについては広報課と今調整している最中でございます。また、これにあわせて女性センターだよりというのも独自に出していますので、その内容の充実も図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の中に女性三役の登用という項目がございます。

日野市の場合、教育委員会の委員に女性委員さんをお願いをしておるという実績はございますが、三役という形では、まだ実現を見ていないわけでありまして、市長職は御承知のとおり、これは公職選挙法で選ばれることになりますので、全国で今１市おいでになるというふうに記憶をしております。三役というのが、長を除く助役あるいは行政委員という範囲も、ちょっとこれから研究を必要とするわけでございますが、将来の課題として実現になるべく早くそのようなバランスのある人事を目指すべきだと考えております。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。それでは、一つ一つ再質問をさせていただきます。

まず１点目の男女平等行政をなお一層推進するために、市長直結の推進室を企画課に設置ということでございますが、平成８年12月男女共同参画推進本部から出されました

「男女共同参画2000年プラン」、及び平成８年７月30日男女共同参画審議会からの答申でございます「男女共同参画ビジョン、21世紀の新たな価値の創造」というところに提言が出ておりますが、男女共同参画推進本部の設置の中にございますが、これは平成６年７月12日の閣議決定で行われているところで、皆さんも御存じのとおりでございますが、念のため申し上げますと、ここに男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部を置くということになっております。そして、設置をされてきた経過がございます。この中の構成員といたしまして、本部長に内閣総理大臣、副本部長に内閣官房長官、それから本部員に各閣僚が就任をしているところでございます。そして、この内閣官房長官、本部長を補佐するために関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者を充てるということで、男女共同参画担当会議を設置しながら、そこで婦人問題企画推進本部を廃止する中で、この行政担当の職員を企画室に置いているところでございます。

そういった中で、今、生活環境部に置かれていることでどうということではございませんが、やはり21世紀を目前にし、また新しい世代の流れをつくっていくという中で、やはり市民の半分は女性が占めているわけでございますし、男女平等市政になったときに、そこからの発想の転換というか、発想を持っていただきたいという思いで、ぜひ市長なり助役なりが本部長になっていただいて、そこを発信基地としての体制を整えていただき、その中に、女性センターが事務というか庶務的なことをつかさどっていくという位置づけを明確にしていただきたいなというふうに感じております。ぜひ、これは実現の方向に向かって、総合的かつ効果的に進めるために、体制を確立していただければというふうに思っております。また、公の立場にある中心者の人が決意を持ってそこに臨むということの中に政策の主流を置いていくことによって、大きく男女平等、ジェンダー・フリーの社会を進めていくことができるんではないかなというふうに感じております。

女性問題担当大臣は、多岐にわたってその関連の施策の調整をしておりますが、そういったところで、生活環境部なり女性センターが調整役となっていくことはいいんではないかと思いますが、ぜひ行政にかかわるすべての方々が統一した見解を持っていただくということで、これは部長さんが――各部が入るべきではないかなというふうに感じております。

今、日野市の場合は庁内女性行政連絡会を設置していただいておりますが、ここは生活文化部長を座長として各部から出ておりますが、その各部もその下に、今は企画財政、

総務、生活文化、環境、福祉、教育とこういったところが主流となって出ておりますが、私はむしろ都市整備部も建設部も入るべきではないかと思うんです。本当に生活の場を中心としているのは女性でありますし、その目線で生活環境を変えていくということも大事ではないかなというふうに感じておりますので、ぜひここに入るべきではないかと思いますし、また病院事務長もそうですし、下水道の関係もそうですし、あらゆる部がここに入って、そして構成をすべきではないかと思います。そのもとに各課長がいらっしゃるんですが、ここの人選の仕方は、また御検討していただければと思いますが、女性行政の推進に関することを決めていくというか、総合的に連絡をとっていくということにおかれましては、どうしても企画課にきちっとした位置づけを持っていただきたいなというふうに感ずるところでございます。ぜひ、今の御答弁にありましたように、御検討をお願いをしたいと思います。

それから、今御答弁の中で日野市の男女平等社会推進プラン、男女がともに支えるまちにということで、推進協議会の方たちがいろいろなことを御協議をしてまとめをしてくださっているんではないかというふうに理解をしているところでございますが、このことについても幾つかお尋ねをしていきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、庁内女性連絡会、また女性センター、女性社会事業協会を発展的に統合して機能の充実を図れないかということを申し上げました。その中でも御答弁がありましたとおり、この協議会で今、検討をしているということでございますので、その検討結果を待ちたいと思いますが、私の感じたことと、それからいろいろと市民の方たちからの要望、お声をいろいろと聞いておりますので、そのこと等も含めながら、幾つか御質問をしたいと思います。

女性センターのことでございますが、「都内女性センター情報 '96」、女性の施策を考える会から出ておるんですが、この方たちは都内の女性センター情報 '96、財団法人東京女性財団の助成を受けまして、そして女性の施策を考える会を発足させまして、東京都の中にある27館あります女性センターをすべて自分たちの目で回って歩いて、その特徴とさまざまな事業の状況、概要等を自分たちの足で調査をした結果が出ております。

私、何回か女性センターの建て替え、また位置づけを明確にしてほしいということも一般質問でお尋ねをしてまいり、その都度検討課題ということでずっときております。今、バブルがはじけまして大変箱物をつくるということは財政的に厳しい状況でございますので、むしろ私はハードの面と同時に、ソフトの面をしっかり今充実をし、そして、その発想の中からすばらしい女性センターを建設すべきではないかなというふうに感じ

ております。

この方々が、調査をされました。その調査結果でございますが、日野市にも見えられているようでございます。女性の行動計画等の推進状況をまず調査をされ、その次にセンターの機能と事業の概要ということが出ております。いろいろと利用者の声等も入っております。ここのところで、点数がつけられているんですけれども、ハードの面では２点、ソフトの面では3.3点、行政の姿勢としては３点である。合計、総合評価として8.3点をつけておるんですね。これは、一つを５点満点としての8.3点でございます。

この中で、東京都の中に27館、女性センター、今先ほど愛称という名称でつけられているところもありますし、また、女性センターという名称のところもありますし、いまだ婦人会館という名称を使っているところもございます。ただ、この中でベスト８が足立区から練馬区まで都内が入っております。７番目に府中市の新しくできましたスクェア21が16.6点の総合評価点として掲載をされておりますが、日野市を見ますと下から３番目なんですね。本当に下から３番目と見て私も驚いたわけでございますが、その中でも最下位にあるのは板橋区の生活文化センター、その次が杉並区のセシオンでありますが、今、杉並区は10月の開設に向けまして杉並区立男女平等推進センターを、荻窪に複合施設としてつくっております。

この複合施設の中には、杉並区立総合児童センターも設置される予定なんですが、聞くところによりますと、この児童センターは中・高生が企画に入って自分たちの思いを形にしていこうということで協議会がつくられて、青少年を中心にした協議会が推進され、（仮称）総合児童センターの設立に向けて、今御努力をされているようです。その中でありますけれども、従来の児童館というのは、幼児や小学生向け施設がほとんどで、中・高校生の主体的な活動ニーズに十分にこたえ切れていない。中・高校生の生活を総合的にとらえ、彼らの活動欲求を満たす条件を整備し、成長に必要な体験を可能にする大規模な児童館が求められているということで、中学生や高校生が学校を離れて自由に気軽に集える場として、また子育ての支援活動の拠点としての児童福祉センターを改築をしているそうなんです。その中に、一緒に男女平等推進センターをつくっております。

ですから、今、この杉並区が26番目に位置をしておりますが、完成の暁にはかなり充実したセンターになるようでございますので、内容的な御紹介は時間的な関係で割愛をさせていただきますが、上位が順位が繰り上がってくるんではないかな。そうしますと、大変当市のこと、自分たちのことを低く見るのは悲しいことでありますし、本当に私もつらいなと思うんですが、現実は現実として御理解をしていただき、またある一定の指

針を示していただければという意味で、御紹介をさせていただいております。ですから、27館中、下から2番目という状況なんですね。

調査をした方たちの総合評価のところを見ますと、御存じのとおり、ハードの面では、旧の銀行を買い取った歴史に見られるように古く、使い勝手が悪い。2階に事務室がありその中を通り抜けて利用するには、いかにも不便。市民の活力があるだけに改築が望まれる。ですから、女性センターをお訪ねされたこのメンバーの方たちは、センターを利用している人たちの情熱には一定の理解をし、またその活力には圧倒されたんではないかと思います。それほど皆さんが女性センターを愛し、また女性センターを発信基地として男女共同社会をつくっていこう。それから、ジェンダー・フリーの時代を見据えて、21世紀に向かって新しい発想を展開していこうという、その拠点でございますので、こういった評価が出ておる中で、またぜひ改築という部分で、すぐに御検討していただきたいというふうに感じます。

ソフトの面での感想は、主催事業は平均的であるが、市民活動が活発で市民に力量があるのだから、いいパートナーシップを築いて充実した事業展開を工夫すべきところだということで、大変私はいい評価をしてくださっているんではないかと。また、この方たちがとてもいい目線で女性センターを理解してくださっているというふうに感じた次第です。

それから最後、行政の姿勢として予算の割には職員体制が充実しているというふうに出ているんですが、これは私は予算というのは、先ほども申し上げましたように、市民の半分が女性ですから、女性の施策に対する予算が市財政の半分ぐらいあってもいいんではないかというくらい、女性問題というか女性の施策に対する予算をきちっと位置づけをしていくということが大事ではないかと思いますので、この予算の割にはということは、いい方に受けとめていきたいと思いますし、大変職員の方たちも御努力をして充実をしてくださっているんではないかというふうに感じている次第でございますので、ぜひソフトの面で、今ハードの面ができなければ、ソフトの面をどういうふうに発想の転換をしていくのかということで、例えば男女平等センターとして愛称で呼ぶということは、何も女性センターができなければ、愛称で呼べるとか呼べないとかということの問題ではないんではないかなというふうに感じます。親しみやすい名前で、またこの15周年という節目を一つの転機としてもよろしいんではないかと思います。箱物ができたから、それに付随して何かをつけていこうということではなくって、きちっとしたその辺の対応が望まれるんではないかと思いますので、御提案をしておきたいと思います。

女性センターに関しましては、今申し上げたようなますます発展的な役割、大切な女性センターというよりも、男女平等センターとしての推進センターを考えていただければと思っておりますので、御検討お願いしたいと思います。

その点についていかがでございますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　議員さんの御意見も今初めて聞きましたので、それを含めて、設立以来確かに議員さんおっしゃいましたように、女性センターも平成９年で15周年を迎えるわけですから、内容の充実を含めて名称の件も、また一度検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　よろしくお願いいたします。

それから、次に女性社会事業協会について若干触れさせていただきたいと思います。質問をさせていただく前に、幾つか資料もいただきましたので、その点も確認というか理解を深めるための一助として教えていただきたいと思います。それから、私たちのところにも、会報「わ」が送られてきているところでございます。大変よくできているなというふうに思いますし、読みやすい会報で親しみやすい会報だなということも感じておるところでございます。ただ、この会報の幾つか、たくさんあるんですが、たまたま最近号で目についたところで、素朴な疑問を持ったものですから、お教えいただきたいと思います。

この会報の13号ですが、会員の広場というところに掲載をされたお名前を言ってもいんいんですけども、固有名詞は、皆さんお読みになってわかっているんではないかと思いますので控えさせていただきますが、高齢者福祉を視察した会員の報告ということで出ております。「デンマークのロスキレ市を訪ねて」ということで掲載をされております。１ページ全部使って掲載がされておりますが、これは女性社会事業協会が主催をしてここに行かれて、その感想というか、そういうものをここに寄稿されたのかどうか、この方は会員ではないかと思いますので、その報告をされたのかどうか、その点を１点お尋ねをしたいと思います。

それから、14号ですけれど「ノルウェー、オランダを訪ねて」ということで、やはり行かれたときのことを御報告というか、掲載をしてくださっております。それから「日本女性会議　宇都宮に参加して」ということも掲載をされております。これは、女性社会事業協会の主催の行事として派遣をされていったのか、私は予算書の中では女性セン

ターの助成事業として行かれているんではないかというふうに思っているんですが、もし間違えていたら訂正をお願いしたいと思います。女性センターの助成事業として派遣というか行っているんであれば、女性センターだよりにきちっと掲載すべきではないかなというふうに理解をしているんですが、その点、どのようなお考えというか見解を持っていらっしゃいますか、お尋ねをしたいと思います。

まず、この点お願いいたします。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　お答えします。

１点目のデンマークへの高齢化社会の感想文が「わ」に載っているわけですが、これは協会主催でなくて、あくまでも自主的に個人の方が行かれたということでございます。

それから、２番目の宇都宮市で行われました女性会議ですね、これは市から補助金が出ております。一応、ことしは５人分とって４人出席なさっております。したがって、市の主催でございます。

次に、それがどうして女性センターだよりに載らないかという御質問ですが、私もちょっと疑問に思っているんですが、この女性センターと社会事業協会の片一方は啓発、啓蒙が主体で、事業協会の方は実践部隊だというような分かれ方になっているわけですが、場所も全然別のところにあるというようなことで、いろいろと職員も困っているみたいなんで、将来は、できるだけ女性センターの一体化、事業協会の一体化も含めて、ぜひ検討していきたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　私、これはあくまでも事例として申し上げていますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。私、感ずるのは、会員の広場となれば、お１人の方が１ページこんな全部使ってやるんではなくて、３段ぐらいに分けて会員の方たち３人くらいを掲載するとか、その工夫の余地はあるんではないかなというふうに感じます。

14号の方では、ちゃんと４名の方が会員の広場として学習会の報告、野外交流会の報告、要するに女性社会事業協会を発信基地としての会員の広場としての活用の仕方なんですね。これが、本来の役割ではないかなというふうに思うんです。ですから、この辺のところももう少し充実をさせていただくというか、検討していく余地があるんではないかなって申し上げておきたいと思います。なぜこういうことを申し上げるかというと、この女性社会事業協会が発足をした淵源は、女性が社会参加、参画しやすい環境づくり

と、女性の持っている能力ですね、それから知識、技能を地域に活用するためのボランタリーアソシエーションシステム、能力及び動力提供者の派遣制度による会員相互の扶助活動を行うものとして、この女性事業協会が婦人行動計画の答申を受けて、形としてできてきた事業協会なんですね。ですから、そこのところをきちっと精査すべきではないかなというふうに思います。

もう一つは、97年度の事業計画なんですけれども、資料をいただきまして、助け合いの活動事業、啓発活動事業、会員懇談会、その他ということで会報の発行とか理事会の開催等が出ておりますが、この事業計画案の中で助け合いの活動事業ということで、ここにもきちっと家事、育児に関する助け合い並びに老人、妊産婦などの支援活動、技術的労力、専門的知識技能の交換または享受、その他各種相談業務、教育とか法律とかですね、そういったことに関する紹介と御案内をする、そういう事業をしていくんだというふうに掲載されておりますが、先ほども申し上げましたとおり、私は女性施策の関連予算の説明会に伺わせていただきまして、その中で、労働省から出ている幾つかの補助金助成事業のことも伺ってきたんですが、日野市としても、こういった助成事業に対して、企画財政部長にお伺いしたいと思いますが、先取りをしてきちっとした要望を出しているのかどうか、その辺また主管課からそういう要請が出ているのかどうか。要請が出ていなくても、やはり来年度予算の国や都の予算がどのような位置づけになっているのか、新規事業がどういうふうになっているのかということを、もちろん検討もされ承知もしていらっしゃると思いますが、その辺の要請をきちっとしてくださっているかどうか、１点伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　国や東京都――主体的には東京都に対する予算要望というのが多いわけでございますけれども、これらにつきましては、それぞれ主管部署において、そうした各行政の分野ごとの協議会とか研究会等持っておりまして、そうしたものを通じまして、それは助役会であり市長会につながる組織として持っておりますので、そういう中で個別、具体的な事業についての要望を進めているというふうに考えております。もちろん、その中から主要なものにつきましては、さらに市長会の正式な要望として取りまとめをするという形で要望書を出すということで、毎年進めております。

今回のこの、今御指摘の事業そのものについて、私のところで主管して直接そういうものを持ち上げたというふうな記憶はございませんけれども、関連するものは、それぞれの主管課でそうした取り組みはしてもらえているんではないかというふうには思って

おります。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　わかりました。

それでは、事業計画の中で主管課にお尋ねをいたしますが、国や都の助成事業を受けてことし実施されるようなものは何かありますでしょうか。あと細かいことはまた、私、一般会計予算の委員になっておりますので、そのところでまた御質問させていただきたいと思いますが、今、この事業計画の中でもし先取りしているものがあれば、お教えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　９年度から新たに女性事業協会に補助金といっては語弊がありますが、ちょっと私、外郭団体の名前がわからないんですが、間違っていたら失礼しますが、東京都女性協会かなんかそういう団体から日野市も30万円ぐらいの補助をいただいて、研修の謝礼、講師の謝礼、そういうふうな形に使わせていただくようなことになっています。それが、新しい事業です。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

ぜひ国や都の予算を、私も何回か申し上げて恐縮でございますが、先ほどから各省庁の説明を受けていく中で、どうしても反映をされていないなというのを、毎年感ずるんですね。この予算説明会に、私はことしで６回目の説明会に伺っているところなんですが、来年はどうなのかなと思いつつ期待をしながら待っていたわけですけど、どうも見えてこない部分がありますので、大変日野市としても台所の厳しい状況でございますので、こういう機会をお借りいたしまして、一般質問を通しまして国や都の助成事業をしっかり先取りというか、受けていただいて、新年度予算に反映されるようなことをお願いしておきたいと思います。また、来年もありますのでチェックしていきたいなというふうに感じておりますので、よろしくお願いをいたします。

この女性社会事業協会ですけれども、女性センターの外郭団体に位置をし、女性の社会参加と相互扶助の事業活動を展開していくということでありますので、またある保健センターの中にある事業協会も、女性センターの分室というふうに位置づけられているところですよね。それから、役員体制の中の第５条にも、幹事は日野市の女性センター館長及びその他市長が特に必要と認めたものとしますということで、女性センター館長が幹事を務めているという、規約の中にあるわけなんですが、それであるならば、やは

り庁内女性連絡会とか女性センターとか、女性社会事業協会を発展的に統合して、もっと機能の充実を図って、この「わ」の会報にしても、女性センターだよりにしても内容の濃いものができるんではないかなというふうに感ずるところなんです。

それから、もっともっと市民が求めている、女性が社会に出ていくために障害を取り除いてあげるための目的が、女性社会事業協会なんですね。それから、センターの方は、いろいろと啓発活動をしたり、女性の地位向上のため、また男女平等のジェンダー・フリーの視点に立った発信基地としての、きちっとした機能を持たせていくということが大事だと思うんですね。ですから、ぜひここはもう統合してきちっとした機能を持たすべきではないかと思いますが、御検討していただけるかどうか。先ほど、日野男女平等社会推進プランのこのことに関しまして、推進協議会で協議をしているので、そのところからのまとめを待って検討したいという御答弁をしてくださっているんですが、この41ページの中にも女性社会事業協会の充実ということで書かれているんですが、どういうふうに充実していくのかなと感じたものですから、ここのところも教えていただきたいと思いますし、女性センターも建て替えをするということは、基本構想、基本計画の中にも第2次にも出ていた状況なんですね。それが、また引き継がれてきたような形になっておりますので、掲載というか、載せるということは幾らでもできるんですが、その内容の充実と同時に進捗状況がどうであるかということが、大変大切ではないかと感ずるところなんですね。

ですから、その辺のところをどのように充実していくのか。また、この46ページにも、庁内女性行政連絡会の充実ということで、充実を図りますというんですけど、どういうふうに充実していくのか。それから、男女平等施策担当部門の充実ということで、どのように充実していくのか。もちろん推進協議会のお答えも待たなければいけませんけれども、主管課として、また市長さんとして、また事業協会の理事長としてどういう理念を持って、その男女平等推進協議会を支援というか協力をして、いいものを答えを出していただきたいということでやっていかれるんではないかと思いますので、その辺のお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　男女平等行政推進協議会ですが、現在、各委員さんと女性センターの職員を含めて、細部にわたって話し合っているのが現況でございます。ことしの9月までには、各委員さんも一生懸命頑張って中間報告をしたいということで話し合いが進んでいる状況でございます。

それから、つけ加えての御質問なんですが、一番最初の質問にもございましたように、平等をうたう施策担当部門の充実ですね、これはたしか議員さんの御質問のように企画に置くということですが、企画に限らず市長直属の推進本部、例えば文化・スポーツ推進本部とかございますが、そのような形にとれれば理想的かなというふうに、担当部では考えております。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　済みません。事業協会の理事長といたしまして、事業協会の今の私の質問の中で幾つかお感じになったことで、位置づけをもっと明確にすべきではないかなと感じているんですが、助役さんとしてはどのような御見解を持っていらっしゃいますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　女性問題につきましては、本当に申しわけないんですけども、勉強不足で正確な回答ができるかどうかわかりませんけども、お答えさせていただきたいと思っております。

今いろいろお話のございました男女平等社会の実現ということで、この中でも総合的な取り組みに向けての推進体制の必要性は十分認識しているところでございます。特に、現在の女性センターと、それから女性社会事業協会のこの役割でございますけども、それぞれ目的といいますか理念を持ってやっております。若干、その方法としては同じような類似したところが多分にあろうかと思いますけども、そういうことで、片方は行政の組織、片方は行政はかかわっておりますけども、会員制によるところの任意の団体ということでございますので、組織上若干双方違う部分がございますけども、ただ、今申し上げましたとおり目的、理念等は非常に類似しているところもございますので、その辺の機能の整理と申しますか、その辺を検討する必要があるんではないかと、今いろいろお話を聞いている中で痛感したところでございます。今後、これらの問題を含めて積極的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

回答にならなかったかもしれませんけども、御理解いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

幾つか言いたいんですけど遠慮させていただいて、ぜひ男女共同参画ビジョン、21世紀の新たな価値の創造とか、こういったもの、答申が出て主管課にも送られてきていると思いますので、やはりこれからジェンダー・フリーという視点で、もう生まれたその

ときから性差、性的な差別ではなくて、同等に歩んでいくという、もうその発想の転換なんです。そのときが、今まさにきているわけなんですね。前にも、教育委員会の方にもジェンダー・フリーな視点で子供の児童・生徒の教育をということで御質問させていただきましたが、今、きょうはそこのところには触れませんが、ぜひもう少し次元というか視点をしっかり持っていただければ、ありがたいなというふうに感じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

皆さんお疲れのようですから、5時、時間内に終わらせたいと思っております。

最後ですけども、男女平等推進条例の制定と男女共同参画都市宣言のことでございますが、宣言都市奨励費を1年に総理府といたしましては200万円つけていらっしゃるんですね。大体年間3市を予定しております。今、全国で9市宣言都市ができているところでございます。お隣の立川市も宣言都市になっております。

今、御答弁にありましたように、市民の側から出していくのか、議会側から出していくのか、行政側から出していくのかという三つの話がありました。私、議会側から出すのは、とても男性の議員さんも、また4名の女性議員も力を合わせてすぐ出せるんではないかなというふうに思っているところなんですが、やはり広く多くこの宣言都市というか、きちっとした対応をしていくのには行政主導の――行政主導というと、市長さんはちょっとまたどういうふうに考えられるかなと思うんですが、ぜひ指導的な立場に立っていただいて、行政側の対応でお願いをしていただければ、そして、今進められようとしている事業のフォローアップができるような、地域レベルの弾みがつくような指導というか立場で、このことに対して要望して、近い――来年度でもいいと思いますので、ぜひ男女共同参画都市宣言ができるかどうか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

それから、男女平等推進条例の制定ですけれども、確かに生活都市東京構想の中に出ております。これはちょっと冊子が厚いものですから、コピーとってきたものなんですが、この中に、多様な生活設計の支援という中に男女平等推進基本条例（仮称）の制定ということが、東京都でも行っていこうということで、今種々検討されているようでございます。また、東京都の条例に沿って日野市も対応するということでございますが、日野市には女性センター条例がありますが、もう少しこの女性センター条例に肉づけというか、内容を深めた条例の制定をしていただきたいなというふうに思っておりますが、その点のお考えいかがでございますでしょうか。2点についてお尋ねをいたします。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　1点目からお答えします。

宣言の件ですが、先ほども一番最初の回答に三つ方法があるということは申し上げたんですが、日野市は、市民参加を一つの事業の最重点でしていますので、私たち考えているのは、議会の方からも、それから市長の行政側からやるのも必要でしょうが、市民参加ということを考えますと、男女平等行政推進協議会とか庁内行政連絡会議みたいな形で宣言させていただいた方が、自然な流れではないかなというふうに考えております。

それからもう１点の、現在の女性センターの設置条例の内容の充実はどうなんだという御質問なんですが、今後よく吟味して、また東京都の方も見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

ぜひ、最後まとめで終わりたいと思いますが、今回は、また提案という形になりますが、ぜひ御検討お願いしたいと思います。すばらしい日野男女平等社会推進プラン、男女がともに支えるまちにということで、これがまとめられておりますし、また今このプランを実行に移す具体的な提案を協議してくださっているその行政推進協議会を、ぜひ全面的にバックアップをしていただいて、さらなる施策の前進ができるように、また実りあるものになるように、各部長さんが応援をしていただきたいということをお願いしたいと思います。また、ぜひ理事者の方でも御一緒にお願いしたいと思いますし、市議会の方でも御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

私、女性問題を議員にならせていただきまして数回となく御質問させていただきました。一番最初に1986年、議会に送っていただきました第３回定例議会の中で婦人行動計画について質問させていただきました。そのときに、私の好きなアメリカの詩人、ヨワキン・ミラーの詩の中の一節を御紹介させていただいて質問に入らせていただいたんですが、私はこの詩が大好きなものですから、もう一度、21世紀まであと３年猶予でございますので、新たな起点に立ってまたこの詩を御紹介させていただき、施策の前進の糧にしていただければと思っております。

歴史のページをめくれば数限りない闘いがある。しかし、人類の生存と輝かしい発展のために、最もすばらしき闘いを営々と繰り広げてきたのは、偉大なる母たちにほかならない。悩める友のために、さらには人類の崩れぬ平和と幸福のため、今日までだれよりも懸命に、また、りりしく闘ってこられたのは、とうとき生命に生き行く平凡にして偉大な母たちにほかならなかった。

と、このようにアメリカの詩人、ヨワキン・ミラーの詩の中にございますが、子を持

つ母というだけではなく、もっともっと広い意味で男女平等参画社会を築き上げていきたい、こんな思いで質問させていただきました。また、世界中で、女性が議会や政府の半分を占めるようになれば、世界平和は盤石になるだろうというくらい言われているところでございます。本当に、また大きな立場で、ぜひ女性の施策、また男女平等が推進できますようお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　これをもって16の１、男女平等推進条例の制定について問う（男女共同参画都市宣言を）の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時49分　散会

3月11日　火曜日　（第6日）

平成9年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第6号）

3月11日　火曜日　（第6日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
16番	天野輝男君	17番	奥住日出男君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	内田　勲君
22番	馬場繁夫君	23番	夏井明男君
24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
26番	旗野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬　隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

15番　土方尚功君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君
企画財政部参事	平井忠君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成9年3月11日（火）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時28分　開議

○副議長（鈴木美奈子君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を努めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問17の１、本格的な高齢化社会の到来を控えた総合的な地域福祉行政の推進について問うの通告質問者、吉冨正敏君さんの質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（吉冨正敏君）　おはようございます。

それでは、本格的な高齢化社会の到来を控えた総合的な地域福祉行政の推進について問うと題して質問をしたいと思います。

市長の文章の中に、生活意識や価値観の多様化が進んだ新しい市民ニーズや市政への期待に対応できる行政サービスの推進をというのがございました。ちょっと要約していますが。それについて、担当役員並びに市長に質問させていただきます。

議員諸兄もよく御存じのようにバブルが崩壊いたしまして国も東京都も、もちろん日野市も財政状況は破綻と、いろいろ言われていますが、余りよくはないと。そんな中で去年の３月議会、そして12月議会と、少ない予算でできることとして、保健・福祉・医療の総合的な運営と市民にわかりやすい名称の変更、そして組織改正の提言を２回にわたってしてまいりました。

また、その中で、具体的な策として複雑化、多様化した保健・福祉・医療のサービスに対応するため、専門の相談員を配置した福祉の総合窓口の設置と、市役所のコンピュータを使ったケース管理や高齢者のアンケートのデータを活用した高齢者相談業務の実施、それから特別養護老人ホームの空き状況や、待機者のための在宅ケアサービスを紹介する看板等の設置等、具体的で単純な提言をさせていただきました。

しかし、施設をつくるのとは違いまして、人員や予算は今のままで可能だと私は思って提言をしてきたんですが、平成９年度予算には全く反映をされていない。福祉のまち日野がどっかへ行っちゃった。お金がなくなると終わっちゃうんですかね、市長、というとこで、また、施設をつくるという方でも毎回の議会で市民ニーズにこたえるため特別養護老人ホームを民設民営でやれば早くできる、安くできるということを毎回、提唱

してきました。

やっと、この予算で設計費補助ですか、何かが乗っかって、実現の見通しが立った。それに関連して建築補助金の予算総額がよくわからない。今回は通告してないので次の一般質問のときに整備計画や補助金内訳の資料をいただきたいということでお願いをしたいと思います。

総額42億円がかかると。そして土地代が10億円、差し引いた残りで建設費が32億円。120人定員ですから単純に割ると１人当たり3,000万弱、建坪で割っていくと坪単価170万円、大理石か金メッキかわかりませんが、坪当たり170万円かかると。それに、多分、社会福祉医療事業団から借り入れをするんだと思いますが、その借り入れは返済不能のときの補償の保険がついている借り入れですが、それについてもよくわかんないんですが、日野市が債務補償まですると。法人内部の資金運営にまで日野市が責任を持つ。どういうやり方をするんだかよくわかんないんですが、その辺も予算委員会のときに十分、説明いただきたいと思います。

前回の議会の残りの話はこれぐらいにしまして、きょうの本題に入りたいと思います。

今議会では、来年の４月から児童福祉法が改正されるということで、珍しく児童福祉の質問が多数出ました。いろいろ条例の改正等、細かい話が出ましたんで、私はそういう細かい話はしませんが、児童福祉施設の保育園の園長としては、２大政党の議員の方が児童福祉法の改正に関していろいろ御提言くださり、また、よく勉強されているということで、業界を代表して敬意を払い、そして感謝をしたいというふうに思います。今後とも皆さんのお力で保育園が発展できることをお願いしたいと思います。

お二人の話の中で、中央児童福祉審議会で基本問題部会から中間報告書が厚生大臣に提出をされました。その内容は、お二人の指摘のとおり児童福祉の処遇の低下ということに間違いないと私も思います。報告書は学長さんがつくっていますので大変難しいことや、格好いいことがたくさん書いてあります。単純に理解しますと、児童福祉に関する総予算はそのまま、でもサービスはいっぱいふやす。要は、薄く広くやりましょうというのが、今回の改正の主題だそうです。

その辺は国の方へ任せるとしまして、その報告書の中に保育園云々というのが何ページかありまして、最後の方に、保育所以外の保育施設という欄があります。そこに、放課後児童対策についてという項があります。報告書の本文は、放課後児童クラブという呼び方をしています。日野市の場合は学童クラブというふうに呼んでいますので、学童クラブということで、この後の話は進めていきたいと思います。

その報告書を要約しますと、学童クラブの運営主体の多様化と、それから設置場所の多様化、そして地域の社会資源の有効活用といった二つの内容に大きく整理をされます。

日野市の学童クラブは、今、土曜日の育成が問題とされ、児童課の方も対応に苦慮しているのが現実だと思います。今回は学童クラブの中身をとやかくという質問でございませんので、その話はしません。

報告書の本文の中に、設置場所の多様化と地域の社会資源の有効活用として、学校の余裕教室という言葉が出てきます。簡単に言えば空き教室のことであります。これまでは学校の空き教室は文部省の建築補助金のなにか規制がありまして、体育館や音楽室、図書室、図工室というんですか、そういうものを地域に開放すると。要は、社会教育事業にしか転用ができないというふうになっていました。その中で、ものすごい例がございまして、学校を１校廃校にして丸々公民館にしちゃった、こういう市町村もあります。それ以外には使えなかったというのが今までの経緯だそうです。

日野市は、大変、森田市長が先進的なお考えがおありなようで、幼保一元化なんていう時代には幼児教育センターを設置したりということで、時代の先取りをされてきました。ちょっと早過ぎたかというきらいはありますが、そういう事業をやってきました。

現在では、法律の運用が若干、緩くなりまして、保育園と幼稚園が隣同士に建っている場合はそのまんまくっつけて廊下も何もつなげちゃう。そして幼稚園のプールを、それから幼稚園の講堂を保育園が共同で使う、こういうのが認可をされています。

また一歩進んで、幼稚園の定員割れで保育室が空くと、それを今度逆に保育園の方の保育室に使ってゼロ歳児保育に対応したりということは現実としてやられております。珍しい例ですが、やられています。

そういう流れの中からいきますと、間違いなく次は、日野市の場合も小学校の空き教室をどうやって有効活用するかという時代が来ます。要は、箱物行政の見直しの時代というふうになります。国も東京都も市も、普通の会社もですかね、軒並み財政破綻。リストラの話は、人員整理でなく建物の有効活用、そして転用と。民間の企業なんかは、給料の安いところへどんどん生産工場を移動して、あいたところを研究所に使ったり、ほかへ貸し出したりということで、もう間違いなく箱物の見直しは進んでいます。それが今度は行政の方で箱を見直して社会福祉をいかに充実していくかという時代がまいります。

日野市は、米沢さんだったかな、革新市政の何とかということで随分、学校をいっぱいつくりましたというお話をしていましたが、第２次ベビーブームで子供が、わあわあ

生まれ、プレハブがぼこぼこ建つという中で、保育園も幼稚園も小学校も、どんどん市長はつくられました。当時の標語で「ポストの数ほど保育園を」というのがございました。幼稚園も保育園も小学校も、森田市長はポストの数ほどつくっちゃいました。これだけ子供が減ってきますと、間違いなく私どもの感覚では教室はあいているはずです。文部省の基準でいくと、空き教室は存在しないという解釈だというふうに聞いていますが、現実としては信じられないことだと思います。

千代田区なんかは本当に子供がいませんので、小学校の空き教室をそのまま老人ホームに使っている。こういうのがあります。それからよその市町村では、その空き教室に中間報告書よりも前に、もう学童クラブが入って現実に使用している。

そこで今回、私は、日野判エンゼルプランとして小学校の空き教室を利用したチャイルドセンター構想というのを提言してみたいと思います。

それは、小学校の空き教室を有効活用してゼロ歳から小学校卒業までの児童、学童というんですかね、その関係の施設を、すべて小学校の敷地の中、建物の中へ集める。例えますと、保育園、幼稚園、学童クラブ、児童館、大体これが子供関係の施設ですが、これを小学校のあいている教室の中へ入れる。前に、国で幼稚園の義務教育化という話があって、幼稚園協会が反対して流産した話があるんですが、それに近い内容ですね。幼稚園だけでなく、ほかの児童施設も全部、小学校の中へ収容して、１カ所で全部できると。そういうことをぜひやってみたいという提言です。

今、幼稚園と保育園が公立でたくさんあります。それが小学校の中へ収容されていくと、間違いなく建物があいてきます。もちろん児童館や学童の建物もあきます。全部あくとは思いませんが、幾つかあくと思います。そのあいた建物を老人関係の施設に転用して、それから今、補助金がなくて建てられないとかいって騒いでいます身障者関係の施設に転用をする。こういう内容を私は市にぶつけていきたいというふうに思っています。

最初に、日野市の現状について少し御答弁をお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　日野市の現状ということでございますけれども、今の提言でございますが、今まで人口急増でございまして、これが今一転して少子化ということで激しい変化であります。また、五日制の問題で開かれた学校というようなこと、それから義務教育だけでなくて市民に広く開放するという考え方になっております。先

ほど御指摘がありましたけれども、文部省も弾力的な考え方になりまして、社会教育の方に、それからその他の方にというような考え方に移ってきているのが現状でございます。

さて、小学校の今、空き教室の問題が出ましたけれども、小学校では去年の５月１日、まだ新年度になっておりませんので、５月１日ですから、今までずっと継続しておりますが、現状をちょっと申しますと、保有教室が439ありまして、認可学級が269、余裕教室という名称ですが、これはあいているということではございません。余裕教室でございます。それが170ということで、170の内訳がどうなっているか、あいているかどうかという問題なんですが、教室には必ず、いすや机があるんですが、それの置き場所という問題もありますけれども、特別教室、図書室ということで、これが35、資料室、展示室が７、児童生徒会室、クラブ活動室が16、多目的室、ランチルーム等が40、教材室、準備室、会議室等、こういうことが43、その他が29、合計170というのが現状でございます。これは小学校でございます。

そういう中で、考え方、構想はすばらしいものだと思います。教育改革――行革の中の５項目のうちの一つの教育改革の中で、そういう提唱がございますけれども、行革ということでなく教育的な立場で考えますと、第一義的には、教育委員会としては義務教育ということは切り離せないことでございますけれども、将来にわたっては、これからは考え方を弾力的に使って、そういうふうな人口急増時代につくった建物について、市全体的にどうしたらいいかという、そういう福祉方面へのアプローチその他担当部局との問題もございますけれども、そういうふうな考え方にするということが自然であり、そういうふうになっていくというふうに考えられます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　福祉部の関係で、余裕教室の使用の現状でございますけれども、教育委員会に御理解をいただいて一時使用という形で、現在、六つの学童クラブが余裕教室を使用しております。

また、教室そのものではございませんけれども、学校の敷地をお借りをして単独に施設を設けての学童クラブが７施設ございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　千代田区だと思うんですが、老人ホームに使っている例がある

というふうに聞いているんですが、その辺は日野市の方はどうなんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　現在、老人部門の設備で余裕教室を使用している部分はございません。平成７年に厚生省と文部省との合意で、老人デイサービス等に余裕教室の活用が可能になったということでございますけれども、日野市では現在は使用はしてございません。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　現状の御答弁でしたんですが、学校の方は文部省が柔らかくなってきたんで、余裕教室の利用も将来展望もあり得るという見通しを含めた答弁だったんですが、福祉の方は、見通しの方はいかがでしょうか。将来展望は。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　御承知のように、現在、老人あるいは障害関係、まだまだ地域での施設が必要になってまいりますので、余裕教室、空き教室ができ、それが手法的に使用できると。老人の方はただいま私が申し上げましたけれども、そういうことが可能になりますれば、ぜひ活用していって今後の需要に対応していきたい、こんなふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　教育長があれなもんですから、職務外ですか……教育と福祉ということで部局が少し切り離されていますので、できれば、どちらも可能性のあるということですので、ぜひ市の内部としてお互いに検討を開始していただければというふうに思います。

要は、小学校の空き教室を保育園に貸してもらえれば、保育園の年長さんがその空き教室へ行く。そうしますと年長さんの部屋が１個あく。それを、ちょっとしたお金で、本当にもうベッドとか、そういうのを用意するだけの費用でそのままゼロ歳児保育ができます。今、ゼロ歳児が何人か待機をしているということで、大変皆さんには御迷惑をかけているんですが、そういうのも対処ができる。

例えば保育園を１個つくりますと、土地、建物を合わせれば３億から５億かかる。有効活用をすれば、ベッド１個が七、八万ですから、全部内装まで直したって100万、200万の話ででき上がる。100万、200万で対処できることを何も３億も４億も５億もかけないで、すぐに対応できる。ぜひ教育の方と福祉の方で有効活用を検討をお願いしたいと

思います。

それから、今は空き教室のお話をしたんですが、今、区画整理の中に学校予定地が幾つかあるというように聞き及んでいますが、それも、これから建てるわけですから、ぜひ複合施設として最初から設計計画ができないもんでしょうか。また学校だけつくっちゃって、地区に何が足りない、かにが足りないということにならないように、ぜひ、法律の問題はとやかく言いませんが、そういうことを計画をしていただければと思います。

先ほども言いましたように、特別養護老人ホームを一つつくると40億円、保育園を１個つくると大体４億と。今の日野市の財政で、とてもではないけれど、それは不可能だと思います。高齢者関係の施設が全部整うころには、私は44ですが、多分、私の世代はこの世にいなくなっちゃうのかなと。そのぐらい時間がかかるというふうに思っています。ぜひ、中間答申が出たというだけで高速道路に課税をする日野市ですから、厚生省の児童の中間答申が出たんですから、別に課税の話じゃないですから、早急に検討をして実施を考えていただけないもんでしょうか。

最近、皆さん、市長を指さないんですが、私はちょっと市長のお言葉をいただきたいというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体にとりまして、あるいは自治体の市民にとりまして、いわゆる教育行政施設、学校並びに教育施設というのは、長い伝統のもとに非常に一定の仕組みが貫かれておるという状況があります。

学校は、一番大きな公共財産でもあるわけでありますから、自治体の立場から見ますと、いろいろ有益な、場合によっては複合的使用の形があっていいんではなかろうかというふうに日ごろ考えるわけでありまして、だんだんそういう気運が、理解が、あるいは施策が一歩踏み出す、こういう時期になった。今の社会情勢が当たっているということは、もう言うまでもないことだと思います。

かつてのことを私の記憶の中で思い出してみますと、東光寺小学校をつくったとき、たまたま校舎の敷地に、グラウンドの隅っこだったと思いますけれど、学童クラブの施設をつくったことがあるわけでありますが、会計検査に来られた、いわゆる文部省の担当官は、文部行政の施設を福祉行政の施設に使っているというのは、けしからんという言い方じゃなかったと思いますけれど、越権であると。つまり行政の整理に、あるいは所管の組織にのっていないということを言われた経験があります。私は、その方に、そんなら目の前で、同じ児童、それから学童クラブのクラブ生ということですから、私は

教育という範疇で便宜を図るということは当然だろうと思っておりましたが、そういう、かなり厳しい指摘がありまして、そんなら目の前でひとつ壊してごらんに入れますから、その後をどうすればいいか教えてくださいというような、少々失礼なことを申し上げたことがあります。

自治体の財産であることは間違いないわけですが、たまたまその財源に文部省財源あるいは厚生省財源あるいは法律の系列というものがあるもんですから、なかなか自治体で思うようにいかない。学校管理は――教育委員会行政の中で学校管理の責任者は校長であります。したがって、校長先生の権限といいますか、責任といいますか、これは明確に建物管理保全まで入っておるわけでありまして、学校開放をしてくださいということは、言葉としては容易なんですが、いわゆる責任区分ということになりますと、校長先生の責任から分離していかないと、なかなか現実に沿っていかない。こういう当面の課題があります。

それから、確かに建物スペースですから、老人施設あるいは幼児の保育施設、ちょっとした改造でどちらにも使える、また、共用してもいいというぐらいに我々は思うわけでありますが、そのために、いわゆる法律、制度の上の、なかなかまだ具体的な現実がつくり得ていない。こういう状況があります。

御指摘のことは確かにあるべき自治体としての行政姿勢であるし、また有効活用であるというふうに思っておりますので、その分野を具体的に可能性の形を追求をして、いろんな使い方で市民のお役に立つ、また市民の生活向上のために役立つということであれば、私は、時代、時代の社会情勢に沿う、そういう考え方を持つのが当然だと思っておりますので、御提言のことは将来を描く一つのスタートだというふうに思っておりますので、これから大きな課題になっていくに違いないと、このように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　いつも選挙が近づきますと、自民党市政と革新市政の何とかといって、いつもつまんない演説合戦がやられるんですが、時代とともに物は変わっていくという一つの証拠だと思います。あれだけこんこんちきの文部省が自分のところの施設の共用を許すという時代に来ています。

次の時代は革新市政じゃなくて市民市政が来るのかなと私は思っています。ともかく森田市長が任期の最後の議会において、当面する課題としてやらなければいけないという答弁があったということで、ぜひ教育と福祉の方の調整を、市長がどなたになろうとも進めていただきたいと思います。

高速道路に平然と課税をする日野市ですから、それだけの柔軟な頭を持った市の役人の方がいる。市長がどなたにかわろうとも、ぜひ子供たちのために、そして高齢者のために、空き教室を使うなんて安易な話かもしれませんが、今、施設が欲しいという要望がたくさんあるんです。ぜひ、それを進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって17の１、本格的な高齢化社会の到来を控えた総合的な地域福祉行政の推進について問うの質問を終わります。

一般質問17の２、住都公団多摩平団地建替事業と豊田駅南北の整備について問うの通告質問者、吉冨正敏さんの質問を許します。

○５番（吉冨正敏君）　お待たせをいたしました。

団地の問題を取り上げていきたいと思います。市長のあれの中に「住都公団多摩平団地建替事業と豊田駅南北の整備について」がありました。それについて質問をしたいと思います。市民参加で安心して住み続けられる多摩平のまちづくりをというテーマで質問をしたいと思います。

12月の議会は、珍しく、くじ引きなんですが、多摩平が何人も続いた。きょうも多分、このまんまいくと２人か３人続くんではということで、また珍しくそういうくじ運が来た。なにか市長の方は多摩平が鬼門なのかなということで、理解をしています。神様も市長の味方をしていないなというふうに私は思っています。多摩平の傍聴の方も２回目の神の恵みということで、なにかおにぎりを持ってきょうは来ているなんて、先ほど話を聞いています。最後の夏井さんまで、うまく順番が運べばいいんですが、あしたになると二日続いておいでいただくようになると思います。

定番の多摩平の問題ですが、この間、鈴木さんが質問をしたときに発表をしましたんで、皆さんも御存じだと思いますが、３月５日付で多摩平団地の建て替えの指定がされました。その件で、歴史的な記念の議会ですので、鈴木さんは書類を見せただけですが、議事録に残るということで読み上げてみたいと思います。

平成９年３月５日、多摩平団地にお住まい皆様へと。住宅・都市整備公団東京支社、支社長、木下英敏。多摩平団地建替事業の実施について（お知らせ）と。

「居住者の皆様には、当公団の業務につきまして平素からご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、当公団は昭和30年に日本住宅公団として発足して以来、多くの方々の住宅需要に応えるため、これまで約75万戸の賃貸住宅を供給してまいりました。しかしながら、これまでの社会の住宅に対する要請は、住宅の量の確保から質へと変化し、

さらに、これからは着実に到来する『長寿社会』に対応した住宅の供給が強く望まれているところです。したがいまして、今日の社会水準からは住宅の規模・設備性能等がかなり見劣りし、かつ立地に見合った土地の十分な適正利用がなされていない30年代の公団賃貸住宅を現在居住されている皆様方をはじめ、今後入居を希望される方々の多様な住宅要求にも応える必要があると考え、昭和61年度から順次建替事業を実施してまいりました。――なにか、強調印刷なんですが――当多摩平団地におきましても、このすばらしい環境をできるだけ確保しながら、今日のそして21世紀の社会に対応する住宅の建設と街づくりを行うため、この度建替事業を実施することといたしましたので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。これまでも、多摩平団地を代表する居住者の方々とはお話し合いを行ってまいりましたが、これからも居住者の皆様からのご意見等をできるだけ建替事業に反映させ、緑の豊かな住みよい団地を建設してまいります。なお、当団地は大規模団地であるため、事業区域を別添図のとおり第１期事業区域から今後数期に分けて実施してまいります。つきましては、第１期事業区域（34号棟から77号棟まで）にお住まいの皆様には今回の建替事業の内容・事業の進め方等の詳細につきまして、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中のところ恐縮ではございますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます」と。

記があって、１、２、３とありますが、そこは読みませんが、これが建て替えの指定の全文でございます。正式な文章はほかにあると思うんですが、我々団地の住民の手元にとどいたのは、これが建て替え指定のすべてでございます。

平成３年12月に公団住宅の方が市長室を訪れて以来、この平成９年３月５日まで足かけ６年の中で、ついにこの書類が団地のポストへ投げ込まれました。市長も随分といろいろお約束をしていただいたんですが、みんなどっかへ吹っ飛んでいっちゃいまして約束不履行のまま任期切れになる。さあ、どうしたらよろしいんでしょうか。

今の説明会を開きますというのがありまして、平成９年３月20日の木曜日、午前10時から小ホールで開催をされる説明会、この日から、ありとあらゆる裁判の時計が動きます。そして、その時計のベルが鳴るのが２年後の３月20日でございます。そのときに移転とか判ことかというのをやっていないと、裁判が動きます。その前に、大体半年ぐらいたつと内容証明が来て裁判しますよというような脅しは入るんですが、ともかくもう、せっぱ詰まったところへ来ましたと、こういう文章でございます。

記念ですので読み上げさせていただきました。議会議事録が何年保存だか知りませんけれども、多分、公団の計画が終わるまで議事録に記念として残ると思います。

そのときの市長が森田さんであるということも、議事録に延々と残ると思います。あの人が公団の立て替えをした市長だということで、延々に残ると思いますので、私の子供たちも議事録を見て「ああ、あいつか」ということになるんだと思います。

私流に平成３年12月から３月５日までを振り返ってみますと、大体五つぐらいのブロックに分かれて物事が起きたかなと思います。第１幕の方は、平成３年に公団が来たというところに始まります。そして、その来たときの内容が、建て替えて2,000戸ふやすと。そして１種住専から２種住専に用途を変更をお願いしたいと。そして日野市は、その見返りとして、まちづくり指導要綱を準用させるぞと。イコール32億円よこせというお話が始まりました。これが第一段階ですね。

そして第二段階は、前回の市長選の後、平成５年ですね、市長はそれまで企画財政部長が任務をやっていた建て替えの問題を都市整備部に振りかえました。それは、用途変更の準備に入るということで、都市整備部が窓口として動き始めました。翌年――長いんだよな、これが――住宅・都市整備公団多摩平団地建替事業指導本部を設け、市長みずからが本部長に就いて建て替えを推進をいたしました。第１部会から第９部会までという、ありとあらゆる部署をきれいに調整部会という名目で配置をしまして、建て替えについての問題点、市が何をしたらいいかということの検討を市長みずからの指揮で進めました。

第３幕目は、第三段階ですね。これは用途変更の実施です。いきなり広報に日野市のカラー地図が載りまして、１種から２種に変更になると。小ホールで説明会をやるから文句のあるやつは来いと、いきなりやられました。自治会はみんな土地を持っていないから、さっぱりわからずに行って、それでもまだわからず帰ってきました。その間、日野市と公団は用途変更を終えたという内容の試案の取り交わしを、ひそかに進めていました。自治会の方はやっと気がつきまして、反対の請願とか用途変更の中止とかいうのを、いろいろやりました。居住者に権利がないので用途変更に意見書も出せなきゃ何もできないということで、門前払いを食らいました。その間、日野市は自治会の御機嫌取りか足どめか知りませんが、別のテーブルと称した会議の場を私たち自治会に与えて、まあ、あめ玉をいただいたんでしょうね。私たちも喜んでしゃぶっていました。

そして、第四段階として、平成七年に豊田駅北口周辺整備基本計画策定調査事業を日野市は始めました。用途変更が決まりますんで、その用途変更に応じて、どういうまちづくりをするかという調査の第一段階の仕事が始まりました。市長は調査を命じる中、住民集会に来て多摩平の住民に四つの約束を平然として帰られました。多摩平の住民は、

その四つの約束を、それこそ仏様でも拝むように毎日ありがたく、その言葉を信じております。

そして第五段階として、本当に用途変更が実施をされました。この時点で、日野市は豊田駅北口周辺整備計画２を、パート２ですね、実施し、これは調査でなく基本計画の立案というのを始めました。そして日野市は公団の本社と駅前再開発の業務の合意を進めていく。私ども自治会の方は、市長選挙があるから、だれが当選するかわからないけれども、ともかくそれが終わってからだねと。どちらにしても何かの動きはあるでしょうと安心はしておりました。ところが、私たちの期待とは裏腹に大どんでん返しがありまして、この３月５日、建て替えの指定が実行されました。

大体これが６年間の私なりの解釈です。日野市と私どもとは立場が違いますので、感性が違うので、若干、段階が違うかもしれない。おおよそ解釈の流れは合っているかなというふうに思います。よく６年間もいろんなことを言って住民をだまくらかしてきたなということで、私は感謝ですね、もうあきれ返ってね。尊敬しちゃいますよ。さすが６期24年やっている大政治家はそういうことができるんだなと。私のようなひよっこは、とてもじゃないけど、そんなことはできない。森田市長を見習って大政治家を目指したいなというふうに思っています。

そんな中で、市長選の４年前の選挙公約も住民集会の四つの約束も、すべて水の泡となり、公団の指定はされました。市長は、私に任せておけ、信じろと。住民がうんと言うまでは指定させない、判こを押さないと、ありとあらゆる、玉虫の、七色の、何といったらいいんですかね、すばらしい御答弁をされてきました。森田さんが、ここで御退任されるなら、私、私費出版で森田語録か何か出したいなというふうに思っていますが、記念に私費出版して贈呈しちゃおうかなと思っております。

鈴木議員もお話があったんですが、３月３日、私の44歳のお誕生日でございまして、おひな様生まれの３月３日の44歳でございます。すばらしい誕生日プレゼントを私は市長室でいただきました。それから自治会の方も、自治会館で誕生日プレゼントでひなあられを幾つかいただいた記憶がございます。おいしかったです。

その３月３日、数日前に公団の事務所の方から３月５日に指定をしたいという内々のお話がありまして、３月３日の10時から公団の説明会が入っておりました。そして、市長に、その前に会いたいということを一生懸命、自治会の方、そして後ろにいらっしゃる鈴木さん等、市長の日程で大変、努力をされたんですが、会えない、会わない、どっちだか知りませんが、だめでした。

ところが、公団との話し合いの後の「２時から私は会います」ということになりました。指定の話をしましょうという会議の後に会う市長、とんでもない。そこで私たちは公団に「市長の話し合いを先にやります。あなた方は後にします」ということで、急遽、時間の変更をお願いしました。本当に急遽です。鈴木副議長は知らないから10時に会場へ行っちゃったと。それぐらいの急遽、変更をかけました。そして市長室に私ども、大体あそこへ座っているメンバーだと思うんですが、20人が「市長、建て替えをとめてほしい。指定をとめてほしい」というお願いに参りました。前々からお願いはしていたんですが、今、公団法のことで国会で騒ぎになっている。６月までが会期だから、それまでの間は建て替えを凍結してほしいということを市長にお願いをしてきました。国会で、公団が民営化になるのか分離になるのかが決まるまで、市長、頼むから公団の話をけってほしいということを自治会では、やってきました。

ところが、市長はわずか15分で、会議室というんですか、応接室というんですかね、あそこは。会議室ですかね、出ていっちゃいました。あなた方の建て替えをやめてくれという要望は機械的に事務的に公団にお伝えすると。それが趣旨です。私は公団の指定をとめる云々は関係ないということで、15分で席を立っていきました。６年間、二千数百世帯の人たちが団地の建て替えをどうするかということを考えてきた最後の最後の市長へのお願いが15分で決裂したと。６期24年の日野の市政をしょってきた市長が、このときばかりは……と確信をしました。

次の予定をけってでも、もっとみんなと話をしていただきたかった。15分で立ち上がって出ていく市長がどこにあるでしょう。（「それも話の途中よ」と呼ぶ者あり）もう、市長として職務を遂行できないんだなと。市長、待ってくれという言葉も、私たちは出ませんでした。唖然として「ああ、行っちゃった」と。そんな感じですよ。普通だったらば、話が終わって「こういうふうに私はしますよ。いいですね。きょうは御苦労さまでした」ぐらいの社交辞令があってしかるべき。ぱっと立って、ぱっと出ていって、15分で終わり。６年間の自治会の活動、地域住民の願いが、……15分の行動で、すべて水泡と帰しました。（「気がつくのが遅かったな」と呼ぶ者あり）大変、私の44歳の誕生日の記念となる思い出を市長からいただきました。すばらしいプレゼントをありがとうございます。

過ぎ去ったことをくずくずと言いましたが、多摩平団地の６年間の経緯と、公団の建て替え指定の文書を何が何でも議事録へ残したいと、これが私ども自治会の願いの一部でございます。余りうまく表現ができなかったかもしれませんが、経緯をぜひ残してい

きたいと思います。

質問の方へ入りまして、32億何千万ばかりの開発協力金で、この間、意見書を通した特定目的借り上げ住宅をやっていただけるんでしょうか。これを、まずお答えを願いたい。

それから、豊田駅北口周辺何とかかんとかの資料をくださいと毎回の議会に言っていたら、今回初めてこのペラ紙１枚くれました。情けない市会議員だなと思って自分でもがっかりしているんですが、2,000万円の事業に対して資料をくださいといったら、私はこれしかもらえなかった。これが平成７年、８年の計画の全貌だといって、１枚紙をいただきました。この中には、平成７年度は、要は調査関係、平成８年度は基本目標と計画の立案という項目に分かれています。多摩平団地、豊田駅の南口、北口と、それから下水処理場跡地と、それから多摩平団地の商店街の活性化と、大体この５項目が調査並びに基本目標、そして基本計画の全貌だそうです。

何とか本部のときに分厚い資料があって、見せてくださいといっても日の目を見なかった日野市ですから、2,000万円かけた調査の報告書も多分、私には見せてくれないんだと思っております。どんな計画立案をされているのか、お話をいただきたいと思います。

それから、どこにも住民の参加というのはありませんし、住民の意見を聞くというところがないんですね。いつやるんですかな。１月にやるといって、もう３月になっちゃいました。この基本計画の立案の１番が、多摩平団地建て替え整備計画となっています。１番、５番、５個あるうちの１番。住民が参加できない。もちろんヒアリングもない。どこで話が進むんでしょうか。市民参加、市民参加という今の時代の流れの中で、いつになったら住民に話が来るんですかね。建て替えの指定、終わっちゃったんです。もう設計図が入るんですよ。住民が知らない間に設計図が引かれて、住民が知らない間に日野市が協力していく。どこを信じたらいいんでしょうかね、市長。私の関係するところでは、３番に多摩平下水処理場跡地の公共施設計画というのがある。何の公共施設をつくるんですかね。

公共施設というから、社会教育センターは個人ですからね、別物ですから来ないんだなと思います。どこかで自分で土地を探して引っ越すんだろうなと思っていますが。葬祭場が来るんでしょうかね。病院の建て替えで多摩平保健の仮設園舎が来るとか来ないとかという話がこの間、出ましたけれど、そういうのも計画へ入っているんですかね。

幾つか、ぐたぐた言いましたけれど、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

手短でよろしいですから、未定は未定、決定は決定、検討中は検討中で構いません。

よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。鈴木助役。

○助役（鈴木栄弘君）　それでは、今、２点の御質問がございました。

第１点目の方につきまして、私の方からお答え申し上げたいと思います。

まず、特目の関係でございますけれども、公団との多摩平団地の建て替えにつきましては、まだ具体的な公団との内容の打ち合わせ、そういうものは行っておりません。したがいまして、これから公団と具体的な話を詰めていく中で、公営住宅、それから特目、こういうものも含めた形で今後、検討していきたいというふうに考えております。

したがって、今のところ、まだそういう打ち合わせの段階に入っていないということで御理解賜りたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の多摩平団地建替事業と豊田駅南北の整備についてと、こういう（「市長の文章をまんま使っただけですから」と呼ぶ者あり）事柄について、私の知る状況をお答えしておきたいと思います。

多摩平団地の建て替えということは、これは何といいましょうか、今日の社会情勢にかなう国の住宅計画という範疇だというふうに考えますので、日野市としては、現在住んでおられる方の生活を、人権問題というぐらい重きを置いて納得のいく手順を踏みながら遂行していただく。その際に、三十数年前、いわゆる豊田駅、今日のＪＲ豊田駅でありますが、当時は南口だけしかなかった。後で多摩平という団地ができ、北口が開設をされた。したがいまして、地形的にもかなり段差がある状況でありますということと、駅前が今日の都市整備にかなう、理想的にはもっと駅前広場を広げたいというふうに考えたいぐらいであります。

そうして、きのうの御質問の答えにもありましたように、たまたま豊田駅北口と申しましょうか、多摩平側の住宅公団自身が線路に接して持っていた土地を、過去の旭が丘の市有地と等価交換という形で確保してあります。そのことは、つまり南北をつなぐ条件のためには絶対必要だということで、当時、確保してあるわけであります。したがいまして、その南北を道路としてつなぐんではなくて、通路ということは現在でもあるわけでありますが、よりよい、なにか設計によって、南と北との人の交流あるいは市民生活の交流、こういうことをひとつ可能にしたい、こういう願いがあります。

それから、仮に増戸をこれから考えることになりますので、なるべく駅に近い地域で、この増戸の相当部分を吸収してもらう。こういう計画をつくってもらいたい。こんなふ

うに思い立っておるところであります。

たまたま公団の本社と申しましょうか、都市再開発事業を地域地域の依頼によってこたえていきたいという役割が強調されておりますので、多分、建替事業そのものは東京支社が担当するわけでありましょうが、駅前再開発周辺の事業に伴って、いわゆる公団本社と有機的な事業組織の中で、日野市の将来の発展にふさわしい状況をつくってもらおうと、こういう考え方であります。

なにか特定をした、いわゆる公団側の負担金を想定してというふうに言われているようでありますけれど、公団自身はもちろん事業体ではありますけれど、国との関係において、いろいろな国の制度、あるいは資金を引き出すことも一つの知恵として存在すると思っておりますし、日野市の将来像を描きながら次の世代に十分こたえられる、そういう具体的なまちづくりを進めていこうということで取り組みを行っておる。こういう状況であります。(「社協センターは……」と呼ぶ者あり) まだ始まったばかりですから、具体的なことはこれからということになりますが、なるべく資料を議会に御紹介をしながら皆さんの御意見に、また地元の御意見に沿う形で日野市の将来像を描いていきたい、このように考えております。(「皆さんの意見に沿ってないよ。何言ってるんだ」と呼ぶ者あり)

○副議長(鈴木美奈子君)　都市整備部長、発言ありますか。(「いいよ」と呼ぶ者あり) では、吉冨正敏さん。

○5番(吉冨正敏君)　市長が全部言ったからいいですよ。

これからだとか、何だらかんだら言っているんですが、これが公団のくれました、もっとほっとするまちへ。多摩平団地の再生に向けてと。発行所は南多摩建て替え業務事務所多摩平分室といいまして、多摩平団地の中にあるところの発行でございます。

見開きにしますと、樹木に見守られて今は生まれ変わりのときなんて、つまんないタイトルをつけまして、こんなまちを目指しています云々かんぬんですね。多摩平の航空写真があって、それを開きますと、緑にネットワークされたもっと安らぐまちへと。まちづくりの全体構想、地域整備方針図(案)というのがあって、カラーの日野市の多摩平の区画整理の予定が全部入っています。これからだっていうことなんですが、何でしょう、これ。公団の夢ですかね。もう駅前の再開発から全部カラーゾーンで塗りたくられて決まっていますよ。何でしょう、これ。ただの公団さんの夢ですか。ねえ。

後の方を開きますと、これが今、話題になっています第1期の完成予定図ですね。これがたしか去年の秋でしたかね、我々が見せていただいたのは。まんま、載っかってい

ます。多摩平団地第１期建替計画図となって、わかりやすく言いますと日野台教会幼稚園さんの周りがほとんどということです。多分、日野台教会幼稚園といえばわかると思うんですが、多摩平の水道事務所の北側から病院のバイパスへかけては全部、そういうふうに理解をしてください。そこへ、一番高いのが13階建てですか、一番低いのが６階。13階建てが二つ。10階が１個、２個、３個、４個かな、そんなふうな感じでくし刺しのようなビルがぽこぽこと建つと。そういう予定になっているそうです。

言っていることは、長寿社会を対応していますんで、コミュニティー施設をつくるとか老人の、何でしたっけ、執印さんがよく言っているやつは……バリアフリーの住宅づくりというやつですかね。そんなような内容で格好よくやっています。

この整備方針図が、多分この北口の調査で公団の本社と合意したやつなんだろうなと思いますが、何たって浄水場の跡地に公共公益施設区なんて、ちゃんと入っていますからね。公団さんもよく知っているんだなあ。これ、日野市のですかね、公団のですかね。何か御答弁があれば、どうぞ。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　御質問の中のことをお答えしながら今の状況をちょっと確認させていただきたいと思います。

豊田駅北口周辺整備計画策定調査につきましては、予算で平成７年度、８年度ということで、予算計上させていただきました。そして目的としますところは、最初、議員さんが御質問でございました５項目に整理をさせていて、ほぼ、そのとおりでございます。そして、基本的には、日野市として豊田駅の周辺またはそれに影響する豊田の多摩平の建て替えについてどうあるべきか、そしてどうしたらいいのか、そのことをコンセプトにいたしまして調査をつくっていきたい。その中には、当然、住民の皆様や事業者の皆様のヒアリングをさせていただきまして、それも反映させていくということで、まとめ上げていこうということで進めておりました。

その最後のところで、今のこの予算の終わる時期には、そういうお話し合いをさせていただいたり、またヒアリングをさせていただくのには、ちょっと環境的にもまだなじまないので、もう少し先に送ろうということで、３カ年計画にしまして最後のまとめにつきましては平成９年度の方に延期をさせていただきました。そういうことで、これから御意見を聞く場は十分に設けさせていただきたい、このように考えております。

それから、昨年の10月に公団に申し入れました再開発を主といたしました駅周辺のことにつきましては、住都公団がＪＲ豊田駅周辺街区まちづくり推進委員会というものを

住都公団独自でつくりまして、それの公団の予算としては８年度、９年度にまたがっております。最終的には、日野市の案も公団の案もうまく整合するようにしていきたいと考えております。当然のことながら住民の方の御意見もその中には入れさせていただくということでございます。

したがいまして、これから、その延びた分につきましてのことを８月から９月ごろになるんでしょうか、そのころを予定しております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　最後のまとめの方は、公団の本社と連絡調整をとりながら疎通してつくっていくと。住民は、ヒアリングだから意見だけ聞くというふうに理解していいんでしょうかね。

いつも日野市さんは住民にいろんな話をしていただき、場を与えていただいて、感謝をしているんですが、本当の本当の、もう耳かき１杯分ぐらいの情報しかくれないんですね。公団の支社長が来たって「何も話がございません。公団から連絡がございません」市長は必ずそれしか言わないんですよね。いきなり公団が指定をしてくる。こんなものは平成８年度中に指定をしますって日野市に言ってあったって言っていますよ。それを市長は知っていてとぼけてきたんだという。そういう話が来ているんですよ。さすがに６期24年になると平然としていられるんだなあと思って私もびっくりしていますけれど。

しかも公団と、住宅部門と都市整備部門が違うんだと。片っ方は東京支社で、片っ方は本社だと。右足と左足がばらばらに動いて、また裂きでもって住民を追ん出す。もちろん豊田の駅前がどうなるか、住宅の意見なんか要らないと。そういう意味にしか私は聞こえないんですが、商店街は住民ですからね、どうなっちゃうのかなあ。あそこも公団なんですけれどね。

しかも整備計画でいけば、今の商店街の裏の１ＤＫや２ＤＫのところが商業地区に指定されて公団の本社の方の整備へ組み込まれていく。多摩平団地を数期にわたって建て替えていって、なおかつ一部分を駅前の本社の方の縄張りにする。その上に日野市はのっかって、わけのわからない調整をする。店子は追い出される。大家と店子のことは日野市は関係ないと。それは民法の話だから大家と店子でやりなさいと。これが平成３年以来、建て替え問題にかかわってきた市長の最後のとる態度なんですかね。あなたの政治の信念を疑われますよ、そういうやり方は。人間、森田喜美男はどこへ行っちゃったんですかね。私、美津雄と言いそうになっちゃって、ごめんなさい。さっき美津雄さんと

話をしていたから、美津雄というのが残っていて、済みません。

ぜひ、人間としての森田さんの部分が出てほしいですね。人間のまちとか何とかというのがあったと思うんでね。住んでいるのも人間ですし、政治をやっているのも人間、行政を動かしているのも人間、人間が人間のことを思いやらないで建て替えはできないと思いますよ。(「市長は怪物だ」と呼ぶ者あり)怪物でしょうね。

市長の人間的なお話をいただけますか。さっきの読み上げるんじゃなくてね。6期24年間の多摩平団地のかかわりの中で、人間森田として指定をとめられなくて申しわけないとかっていう言葉を期待しているんですが、申しわけないという話もなく、これからの多摩平のまちづくりの話をされても結構ですけれど、あと9分ありますんで、何かあれば。

○副議長(鈴木美奈子君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　私自身は終始一貫をして市民に、市民生活を守るということと、それから日野市の発展を目指すということで、何ら内容に変わったこともございませんし、今日もその信念で貫いておるという気持ちでございますので、そのように御理解をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

○副議長(鈴木美奈子君)　吉冨正敏さん。

○5番(吉冨正敏君)　6期24年間、一貫した信念でやってきたと。24年のうちの4分の1になるんですかね、6年間は多摩平の建て替えをやってきた。4、6、24ですからね。すばらしい人間性でもって信念を持ってやってこられて、なおかつ住民を裏切ってきた。まあ、すばらしいですね。その政治信念で、ぜひ四つの約束でみんなが信じている泣く子を出さないというのを、能書きだけじゃなく実現する方法をちょっとお聞かせ願いたいんですがね。市長は、いつも能書きばっかで具体論がないんですがね。

開発協力金で、32億円で我々の生活を保障していただけますか。それだけでも答えてください。もうすぐ任期が切れちゃうんですから。多分、6月議会で市長と会うことはないと思いますので、最後のお言葉をいただきたいと思います。あと6分です。

○副議長(鈴木美奈子君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　御質問の趣旨がよくわかりません。金額とか、金額のことが決まっている根拠もありませんし、開発指導要綱というのはありますけれど、これは一般の開発企業の相手の指導要綱でありまして、東京都とか住宅公団というのは、全く規格外でありまして、国策として、あるいは地域社会のために将来の発展を期して、低廉で良質で、そして便利のいい、そういう住宅の建て替えをしようということであります。

その建て替えの過程の中で、現在、住んでおいでになる方、あるいは社会的に弱い立場の方、これらの方々の生活を守るということは、当たり前の当たり前であります。全く変わりのないということでお答えをするわけであります。(「具体的に中身を言ってください」「32億円どうするんですか」と呼ぶ者あり)

それから、さっきの公団自身が性格が変わるということは、我々も今のところ具体的に知らないことでありますから、将来の変化の状況も見きわめて、国民として、市民として、また自治体の立場において、十分、命と暮らしを守るという考え方で貫いていくということで、何ら変化も矛盾もあるわけがない、このように確信をしておりますので、そのように御理解をまた、していただきたいと思っております。

○副議長(鈴木美奈子君)　吉冨正敏さん。

○5番(吉冨正敏君)　具体的な方策がなくて、場当たりでやって、ばらまきでやるというのは、これはもう6期24年間の森田市政の大黒柱ですからね。思いつき、ばらまき行政、それがもう最後まで一貫していますね。30億円のお金をどう使うかということすらも言えない。あなたは、だって、まちづくり要綱を準用してやっていくということを明確に言っているじゃないですか。しかも助役答弁で、32億何千万入りますって、言っているんですよ。まだ正式協議していないから、そんな雲をつくような話は答弁できないというんなら構いませんけれども、社協センターの運営委員会で、そのお金を使って社協センターを移転するなんて発言まであると、そういう事実をあなたは言っているんですよ。団地の住民を犠牲にして32億円、どこへ使うんですか。あなたは政治家として恥ずかしくないんですか。

最後、3分あるから、もう一回、答弁ください。

○副議長(鈴木美奈子君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　私の担当をしております日野市の行政におきまして、終始一貫、日野市民に申しわけないと。申しわけないということは多々あったかと思いますが、裏切ったという気持ちは全くございませんので、信頼はしていただけるものと、このように考えております。

物の考え方にこのような差があるということに驚いておるような状況であります。

○副議長(鈴木美奈子君)　吉冨正敏さん。

○5番(吉冨正敏君)　裏切ったこともないという言葉です。あと2分ですので――私としては、もう6月の議会で二度とお会いしたくないなというのを祈念しまして、質問を終わらせたいと思います。

市長、６期24年間、御苦労さまでございました。終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって17の２、住都公団多摩平団地建替事業と豊田駅南北の整備について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時58分　休憩

午後１時05分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、来年度に向けて、男女混合名簿実施の働きかけをどう進めるのかの通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

〔14番議員登壇〕

○14番（執印真智子君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

男女混合名簿の実施について最初の質問をしたのは、1994年９月議会でしたので、ちょうど２年半がたったことになります。その間、教育委員会事務局には大変な御努力をいただき、今年度、1996年度当初には、小学校20校中８校、40％で男女混合名簿が実施されました。とりわけ２月14日に御逝去されました園田教育長には、本当に熱心に取り組んでいただきました。心から感謝をし御冥福をお祈りいたします。

私の持っております情報では、国立市が全市、杉並区で75％に続いて、東京で恐らく３番目の実施率であろうというふうに思います。

昨年、1996年６月には、教育委員会で実施を求める請願が採択されました。この請願の提出につきましてもいろいろな経過がありまして、紹介委員がいないと請願が出せないという規則になっておりましたけれども、教育委員会事務局が請願法に基づいて急ぎ規則改正をして、その時点で、紹介委員がいないと教育委員会に請願が出せない市は27市中３市だけだったんですけれども、そのような対応をしていただきまして、請願が教育委員会にかかったということもございました。

その教育委員会では、名簿の作成については学校長の権限だというふうに、そういう話がありましたけれども、現在の段階で、これは進めるべきものとして採択をされましたので、当然、前に向けてこの施策を進めることになると考えます。ここで年度が変わりますので、来年度、どのように働きかけをしていくのかをお伺いいたします。

まず、今年度の状況をお伺いいたします。

１点目の質問として、今年度から混合名簿を実施した小学校で児童、保護者、教職員を含め、どのような反応があったでしょうか。この間、調査などをされたものがありましたら、それもあわせてお答えください。

それから２点目といたしまして、中学校８校では実施がゼロです。その理由は何なのか。また、６月の教育委員会の請願採択を受けて、各中学校にどのような働きかけをしてきたのか。これをお尋ねをいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　１番の質問でございます。

来年度、新たに男女混合名簿の出席簿を実施する小学校が１校ふえるという予定で、現在までの８校に加えて９校ということでございます。なお、幼稚園については７園とも４月から出席簿の男女混合名簿を実施する考えでございます。

当初、男女混合名簿は出席簿だけであったようですが、２年半前からの話ですけれども、指導要録の索引とか児童名簿とかＰＴＡの名簿、卒業式呼名簿等に広がっているのが現状でございます。

先ほど、その１番の内容で、ちょっとアンケートを実施をしたんですけれども、その内容をということなんですが……その前に、２番の中学校の問題ですけれども、中学校での混合名簿の導入がおくれているのはなぜかということでございますが、一概には言えませんが、特に出席簿などでございますが、基本台帳の性格を持っているものは進路指導を含め、上の東京都等の関係機関との連絡とか、そういうものに活用され、積極的に男女混合名簿を実施していないというのが現状でございます。そういうことがあると思います。

それから、男女平等等に対する考え方が十分にまだ理解されてないということもございます。教育委員会は、こういうものも、中学校を含めて全幼稚園、小学校、中学校、子供たちに男女平等の意識を培うと。名簿を先行するということもあるんですが、意識を培うと。今までにもそういう内容のことを申し上げましたが、これまでどおり各園、小・中学校の実情に応じて、できるところから、内容もそうですが、男女混合名簿の実施を含めて男女平等教育の基本を一層推進するように働きかけてまいりたいというふうに思っております。

男女混合名簿についての昨年９月から11月にかけて、教育課題研究推進委員会男女平

等等教育推進部会というのを設けまして、これは日野市立……その部会で日野市立小中学校約1,000名の児童生徒を対象に意識調査を実施しました。この意味は、日野市という地域の実態、教育の実態が把握できるということから、この調査に小中学校の教員がかかわることで男女平等意識について関心や課題解決への意欲が高まることを期待できるというような、そういう内容で実施をいたしました。

調査の結果ですけれど、小中学校の教員に歓迎されることと、来年度教員研修に、この調査にかかわった教員が講師となって男女平等教育の研修会を開くと。来年度、これからのことをさっき、ちょっと言ってしまいましたけれども、そういうことに使いたいというふうに思っておりますが、その名簿を作成する上で、アンケートの結果ですけれども、一部、御紹介しますと、男女の人数が等しくない学年、名簿を作成する上で学年、学級のグループ分けが迅速にできるとか、作成してしまえば後は特に問題がないとか、混合と性別の２種類作成したが特に大変ではない、児童名ゴム印を順番を間違えずに押印することが大変だったとか、保健体育の一部は性別名簿に認めるのにちょっと問題があったとか、なれるまでに時間がかかるとか、名簿を使用する上では、男が先、女が後ということなく出席をとるので平等に接しているという姿勢を児童に示すことができるということとか、児童の意識にいつも男が先という長い間の習慣から抜け出すことができたとか、それから従来の両開きの姓別名簿よりも作業がしやすいとか、なれれば意外と問題が、混乱が起こらないとか、そういうような問題が出ました。

児童の姿から感じることですが、目に見えてメリットがあるということでなく、男女平等等という考え方を実現するということに価値を置いておりますということで、男女の違和感がないとか、１年生は特別な意識は見られない――１年生に限っては特別な意識はなかったと。初めてですから、何も感じていない様子。男子が女子の間に入れるので順番待ちなど戸惑っていたが最近はなれてきた。児童の順番を覚えにくく間違えてしまうと、こういうこともございました。

保護者への対応ですけれど、保護者会で学校の対応や混合名簿使用の意図について説明して、保護者から特に困るとかという、そういう声は出ておりません。

一部紹介しましたけれど、そういう内容でございます。１番と２番の回答にさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

来年度、確実に小学校で１校ふえるというのが確かになっているということと、幼稚園７園が実施をするということですね。それから指導要録だとか卒業生台帳、その他の名簿にも広がっているということで、大変うれしく思っております。

今のアンケートによりましても、一番最初に質問しましたときには、差別でなく区別だとか、決して男性優位の考え方ではないとか、事務が煩雑になるとかいうような理由でできないんだというようなお話もあったわけですけれども、このアンケートによる限りでは、そういうマイナスの面だけがここで出てきているということではないように思います。例えば、順番を間違いをしないようにするのが大変だったということ、これは別名簿でもおんなじでしょうから、そういう意味ではよかった面の方が出てきているのかなという気がしました。

それから中学校の方については、進路指導とか東京都との関係機関との連携によって難しいということとか、男女平等の考え方が十分に理解されていないというようなお話があったわけですけれども、このことは、例えば混合名簿だけを解決すればすべてがもちろん解決するわけではありませんけれども、基本的なところをどう押さえられるかという、その問題になってきているというふうに思います。ですから、形から入るというよりは、やっぱり本来あるべき姿にしていくという、そこのところをよく理解をしていただかないといけないのではないかというふうに思います。

また、進路指導というのが、恐らく女生徒だから、男子生徒だからということの進路指導ではないんだろうというふうに、私も聞き取りの中では思ったんですけれども、これも東京都がこういうふうに言ってくるからとか、こうでないとやりにくいからということではなくて、やはり本来あるべき姿というのに戻していってもらいたい。それをまずつくってもらいたい。そのことを要望しておきます。

それと、ここで新年度を迎えるわけですが、校長先生とか教頭先生とか、それから教職員の方がかわるということが考えられるんですけれども、そのときにどのような働きかけをしていくのか。人事というのも早く決まるんでしょうから、短期間で決まるんでしょうから、短期間のうちにいろいろな話をしていかなければならないと思うんですが、日野の場合は昨年の６月に教育委員会で男女混合名簿の実施を求める請願が通っている。実際にやっている学校もある。そしてアンケートの結果、このような結果が出ているということも含めまして、それぞれの学校に、また強力な働きかけをしていくことが必要だと思いますが、そのあたりを再度お答えをお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　　これからのことなんですが、強力に進めるというお話でしたけれども、強力な進め方はなかなか難しゅうございまして、いろいろ私の方でも考えておりますが、教育課題研究推進委員会というのがあるんですが、その中に中心となるものが人権尊重教育なんですが、その回りに環境教育、生き方教育ですか、生きる力と書いて生き方教育と、男女平等教育と国際理解教育と、この四つが分かれていまして、真ん中に人権尊重教育と。学校の教育活動全体を通してあらゆる偏見や差別をなくす。一人ひとりの児童生徒の個性と創造性を伸ばし人権尊重の精神を培い、お互いに認め合い、支え合い、励まし合う態度をはぐくむという、これが中心になりまして、その４本をもとに男女平等教育ということで位置づけております。それは東京都もそういうことなんですけれども……。

ことしは、アンケートを先ほどちょっと紹介しましたけれども、調査結果を小中学校の教員に還元するということをしたいと思うんですが、来年度は教員の研修に、この調査にかかわった教員、男女平等教育の研修会を開くということで、さらに来年度、中心的事業として子供向けの男女平等教育の啓発資料を作成し、パンフレットみたいなものをつくりまして、これまで以上に学校教育における男女平等教育の推進が図れるものと考えています。

中学校の男女混合名簿ですけれども、できるだけ実施できるように条件を整えたい。小学校、中学校、同様に働きかけをしてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　　ありがとうございました。

来年度のことについても伺いまして、子供向けにも啓発をしていく、それから教師に向けても講演会をしていくということでしたので、ぜひ、また積極的にお願いしたいと思います。

やっぱり中学校で進まないというのが一番私、大事な時期だと思うんです。この間の、前の質問のときにもお話をしましたけれども、今、高校で全日制209校中46校、22％、そして定時制、通信制111校中56校、50.5％、都立の高校でもこれだけ混合名簿になってきておりますので、小学校で進んでいく、中学校だけはまた別名簿になっていくということが、一番問題が大きいんではないかというふうに思いますので、また積極的にこれは進めていっていただきたいというふうに思います。

これも以前、御紹介したんですけれども、女子中学生の53％でしたか、今度生まれ変

わるんだったら男に生まれ変わりたい。逆の質問を男子生徒にすると、女に生まれ変わりたいというふうに言ったのは５％だけだったということで、その差は一体、何を意味するのか。そこのところを十分に考えていただきまして、本来あるべき姿、男子、女子の差のない指導、それからそういう教育というのを、ぜひ進めていっていただきたいということを強くお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって18の１、来年度に向けて、男女混合名簿実施の働きかけをどう進めるのかの質問を終わります。

一般質問18の２、遺伝子組み換え食品に対する、日野市の対応を問うの通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

○14番（執印真智子君）　それでは、質問させていただきます。

現在、新聞紙上をにぎわせているものにクローン動物の出現があります。２月26日の朝日新聞の夕刊は「父なしで羊、研究者に驚き」という見出しで、遺伝子操作によるクローン羊がイギリスのロスリン研究所で誕生したと報じています。雌の羊から取った乳腺の細胞を培養し、遺伝子情報が詰まった核だけを取り出し、その上で別の雌の未受精卵の核を取り除き、乳腺細胞の核を移植した。そして卵細胞が分裂を始めて母体に成長するよう化学処理で刺激した後に代理母の子宮に移し出産させた。277回試みて、１回だけ成功したということです。この羊は、雌羊の乳腺細胞から遺伝子を取り出したので、グラマーな米国の女性歌手、ドリー・パートンにちなんでドリーと名づけられているのだそうですが、女性問題の視点から見ても非常に不愉快で腹立たしい思いがしますし、このような技術のための技術が世界を支配し得るのではないかと、将来に対して言いようのない不安を覚えました。

その後の３月１日の新聞報道で、フランス、ドイツ、アメリカへの波紋が報道されています。フランスは「フランス、人間複製の規制検討」という見出しで、シラク大統領がクローン技術が人間に使われる危険を避ける法規制の検討を指示した。ドイツに関しては「ドイツ紙、ヒトラー連想し警戒心」という見出しで、ヒトラーは金髪に青い目の優秀な人種が世界を支配すべきだと唱えた。人を複製する技術はヒトラーの世界観に沿うものになるとドイツ紙が警戒心をにじませた、という報道になっています。アメリカは「米大統領、倫理への影響報告命令」という見出しで、ドリー問題の医学倫理や法律への影響を90日以内に報告するよう命じた、となっております。

また、３月２日の新聞では、イギリスの農業省が「ドリー」――クローン羊ですね――ドリーを誕生させたプロジェクトへの研究費を停止したことが報じられました。

3月6日には、クリントン大統領もクローン人間を誕生させる可能性のあるクローン研究に対し連邦研究予算の提供を禁止する新たな方針を発表したということです。

日本ではどのようになっているのだろうかと思っておりましたところ、3月8日の報道で、文相の諮問機関である学術審議会が7日、人間の細胞を使ったクローン研究に対しては当面、文部省の科学研究費補助金（科研費）の支出を認めない方針を決めた。人間以外の動物のクローン研究については個別に審査する。文部省によると、1989年度から、これまで牛やネズミ、カエルなどの5件に計1億9,000万円の科学研究費が支出されたことが報道されました。人間が神にもなろうとするこの技術開発についてのそれぞれの対応は、当然のことだというふうに思います。しかし、目を転ずれば遺伝子を操作して自然の仕組みを変えていく技術が私たちの生活の中に、ひたひたと入り込もうとしています。

これは朝日新聞の投稿記事ですが、一番うまくその気持ちを表現しているのではないかと思うので、御紹介をいたします。東京都の高校生、18歳、伴さんとお読みするんだと思いますが、クローン羊に恐怖を覚えたという題です。

「羊のクローンづくりに成功したという記事を見て僕は言い知れぬ恐怖感を覚えた。実験を成功させた博士は（この技術を人間に応用することは）倫理的に許されるものではないと語ったという。僕が恐怖を感じるのは、幾種もの生物の中の1種類にすぎない人間が遺伝という自然摂理の根幹を操作、管理し得るということだ。今、地球で大規模な環境破壊が進行している。それが人間という1種類の生物に起因していることは明白だ。自然を顧みず暮らしの快適さをやみくもに追い求め続けた結果である。クローン技術とは違う次元の話と聞こえるかもしれないが、自然摂理を無視するという点では共通している。生命を操作する技術が蔓延したとき、環境破壊とはまた違う形での自然からのしっぺ返しが来るのを僕は危惧している。それがどのようなものか想像もつかないが、それは間違いなく人間に引導を渡すものだと思う。今、もう一度、人間はなぜ生まれ、何にはぐくまれ、何とともに生きているのかを見詰め直すべきではないのか。そうすれば、どの技術が本当に必要かがわかるのではないか。そして人間は、その技術のみを追求すればよいのだ。」――こういう投稿がありました。

海外市民活動情報センターというのが発行しています「海外の市民活動」という情報紙、1997年1月号に、カフェバイオテック・メニューというのが出ています。これはニューヨーク・タイムズの記事を訳して転載をしたものだということですが、カフェバイオテック・メニュー、前菜、アペタイザー、ハチみつが遺伝子組み込みポテトの薄切り、それ

からヒラメ遺伝子組み込みトマトのジュース、霜に強い……その前に「このメニューに載っている遺伝子組み換え種のすべてのものはすでに開発され実地試験されています」というのが、これがついています。

ハチミツガ遺伝子組み込みポテトの薄切り、ヒラメ遺伝子組み込みトマトのジュース、それからマス遺伝子組み込み黒変ナマズ、次がちょっとおいしそうなんですけれど、人遺伝子組み込み豚肉のぶつ切り、これは赤い肉をつくるということになるんだそうです。それから次が、ニワトリ遺伝子の組み込みのポテトのパン粉焼き、これはポテトの発芽を抑える。ホタル遺伝子組み込みトウモロコシパン。

次、デザートになりますが、エンドウ豆遺伝子組み込みのライスプリン、それから飲み物が、遺伝子組み換えＢＧＨ牛組み込みのミルク、ＢＧＨというのは牛成長ホルモンだそうですが、こういうメニューが研究段階では既にでき上がっているということで、続きまして、遺伝子組み換え食品を使いませんというレストランのコックさんたちの広告というのが載っています。これが1992年のニューヨーク・タイムズですので、今からもう５年も前にアメリカでは、こういう一つの反対運動が起きていたんだなということを知るわけです。

先日の生活課の消費者セミナーに私も出させていただきましたけれども、日本の農林省が研究中、アイデアの段階だという話ではありましたけれども、人の遺伝子をキウイフルーツやカラタチに入れるという話もありましたので、人の遺伝子が利用されているというのは事実だというふうに思います。人といっても、だれかの遺伝子だというふうには思いますけれども……。

つまり、現在のバイオテクノロジーの研究の中には、人や動物の遺伝子を植物に組み込んだり、植物の遺伝子を人や動物に組み込んだりすることが可能になっていて、種の壁を超えて遺伝子を移すことが行われているということです。ここまでは試験段階の話で、まだ実現化、実用化されていないのですけれども、実際に栽培が許可されて、昨年の９月に日本が輸入を許可し、昨年の11月からとも、ことしの１月からとも言われていますが、輸入されているのが４種類、７品目、菜種、大豆、ジャガイモ、トウモロコシです。

そのうちのモンサント社の大豆については、土壌細菌とチュニジア（ツクバネアサガオの植物）ＤＮＡを取って、従来の大豆の遺伝子に組み込み、大量のラウンドアップ、これは除草剤の名前です。モンサント社が売っている除草剤の名前ですが、このラウンドアップをまいても枯れない大豆にしてあるということです。世界で一番売れているの

が、このモンサントの除草剤でラウンドアップがそうですけれども、モンサントの見地からすると、この除草剤の問題点は、植物なら何でも残らず枯らしてしまうことで、もし、この大豆の発芽後にモンサントのラウンドアップをかければ大豆も枯らしてしまう。そこでモンサントは、ラウンドアップをかけても大豆が枯れないように大豆の遺伝子を組み換えたということなんです。この大豆の種の名前は、ラウンドアップ・レディー、ラウンドアップに対して準備ができていますよ、スタンバイしているという意味だということです。

つまり、製薬会社が農薬を今以上、売りたいなという思いのために開発した種子を、私たちが今後、食べさせられることになっているわけですが、それが大変、問題だというふうに思います。その写真、これはモンサント社が売り込みのためにつくっている写真だというふうに思いますが、これが大豆のところなんですが、ここの緑に残っているのがラウンドアップ・レディーの種が発芽したもので、ここの枯れているところが雑草、よくわかると思うんですけれど、こういうふうになっています。

このほかに、アメリカのモンサント社が開発した菜種、これの遺伝子組み換え効果は除草剤耐性、同じくモンサント社のジャガイモ、トウモロコシ、これらの遺伝子組み換え効果は害虫抵抗性、ベルギーとカナダではアフレゴ社の菜種、これらの遺伝子組み換え効果は除草剤耐性、アメリカ、チバガイギー社のトウモロコシ、これの遺伝子組み換え効果は害虫抵抗性となっていますが、このチバガイギー社のトウモロコシには三つの遺伝子が組み込んであるということです。

チバガイギー社の遺伝子組み換えトウモロコシというのは、ＢＴ、バチルスチュウリンゲンシスの遺伝子を組み込んでいる。これは土壌細菌の一種で、昔から生物農薬の一種として使われてきた。有機農法を実践していても、もしトウモロコシが、アワノメイガ――トウモロコシの害虫に荒らされたとすると、ＢＧを少しだけ散布することになる。あくまで短期間。ＢＴはほどなく消える。ところが、このＢＴのＤＮＡを遺伝子工学でトウモロコシそのものに組み込んだ。問題点は、どんな殺虫剤も使い過ぎると虫に抵抗力がつき、効かなくなるということなんだそうです。

あとは、除草剤バスタというのを、バスタに対する耐性も組み込んである。それから、抗生物質に対する耐性も組み込んである。アンピシリン――ペニシリン系の中で最も強い抗生物質に対する耐性を付与したということです。このほとんどは牛の飼料になるのではないかということですが、牛の胃の中のバクテリアには、いつかアンピシリンに対する耐性ができて、人間についても抗生物質耐性の問題が出てくるのではないかという

ことも言われているようです。

このような遺伝子組み換え食品に対して、表示をするべきではないか、また販売をやめるべきではないかと、消費者の反発が強まっています。昨年の11月23日には、安全な食と環境を考えるネットワーク、日本消費者連盟の主催により「商品化された遺伝子」のシンポジウムが開かれ、遺伝子組み換え食品ボイコットを宣言をしています。東京都議会では、表示に対しての意見書が通りました。日野市議会にも表示を求める意見書の請願が提出をされるようですから、それについては委員会で審議をしていただくといたしまして、私は、この遺伝子組み換え食品に関する日野市の対応をお伺いしたいと思います。

まず１点目は、この遺伝子組み換え食品に対する情報をどのように把握しているかです。消費者問題としてのとらえ方がまず第一かと思いますので、どのような動きをしているのかをお伺いいたします。

２点目は、この遺伝子組み換え食品が学校給食、保育園給食、老人給食に入ってくる可能性をどのようにとらえているか。また、食べる側への影響をどのように考えているかをお伺いいたします。

大豆につきましては、サラダドレッシングやチョコレート、マーガリン、大豆入りハンバーガー、豆腐、粉ミルク、ベイクドグッズ、パンとかケーキなど、穀物の粉を焼いてつくる食品、植物油、シリアル、乳製品の代がえ品のような加工食品に使うので、最終的には６万種の製品になってスーパーの棚に並んでいる全製品の60％になるというふうに言われているのだそうです。

学校給食につきましては、日野市では相当気をつけて食材を選んでいると認識をしておりますが、学校給食会から購入しているものについては不安が残ります。それぞれの状況をお教えください。

３点目として、市民、農業生産者への情報提供についてお教えください。

日経、産業新聞、97年３月４日の記事によりますと「消費者の食卓に続々登場」という見出しで、遺伝子組み換え食品ビジネスに関する記事が載せられています。それによると、広島県からバイオカキの出荷が始まったということです。このカキは、染色体操作により通常のカキに比べ染色体を１組多く持たせて不妊化した「３倍体カキ」で、水産庁の「３倍体水産物ガイドライン」というのがあるんだそうですが、これによって生産量が規制されているために年間10トンの出荷にとどまるが、納入先の評判は上々と出荷先では話しているということです。でも、私はこの記事は正しくないというふうに考

えています。店に並んだときですとか、飲食店のメニューに、３倍体カキまでは判断ができませんから、染色体を１組多く持たせて不妊化させてありますという、だから大きいんですというようなことが書いてあれば、消費者は買わないとか、食べないという選択をするのではないかなという気がします。

この記事の続きは、次のように書かれています。

昨年秋から輸入の始まった遺伝子組み換え大豆やトウモロコシなどを原料にした加工食品が、ことし続々と消費者の食卓に上る。既に大手メーカーが搾油を開始し、植物油は市場に流れている。搾油後のミール、搾りかすの原料として、しょうゆ、配合飼料メーカーに販売している。新聞記事は、続々というふうに表現していますが、本来、続々というのは、人々が待ち望んでいるものに対して使う表現であり、今の状況だと、ひたひたとではないかというふうに私は考えます。つまり、正確な情報がないところで消費者は食べさせられているので、市民の情報提供が一層必要になると考えます。

また、ここで特に農業生産者というふうに入れましたのは、私の知っている日野市内の生産者の方が、遺伝子組み換え食品に大変関心を示されたからです。先ほども申し上げましたように、日本でも研究が進んでいるということですが、ウイルスに強いトマト、ジャガイモ、メロン、高ペクチン含有のトマトなどの研究も進んでいるといいます。それからアズキゾウムシ、この虫は小豆にはつくけれどもインゲンにはつかないので、インゲンの遺伝子を小豆に入れると、アズキゾウムシがつかなくなるのではないかと研究をされているという、これも生活課の消費者セミナーで伺ったんですけれども、アイデアの段階だということですけれども、このような研究がされているということです。

この例でも考えられるように、遺伝子組み換えの種を使うと仕事が楽になるという側面だけで、将来、日野の農業の現場にも遺伝子組み換えの種が入ってこないとも限らないという不安を持つわけですが、環境を守る上でも問題が論じられている遺伝子組み換え食品に対する日野市の考え方を伝えていく必要性を感じておりますので、消費者に対して、市民に対して、また農業生産者に対しての情報提供についてお教えください。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　１点目の遺伝子組み換え食品についての情報をどのように把握しているかということについて、お答えいたします。

遺伝子組み換えによる食品は、いわゆるＤＮＡ技術を使って品種改良された食品で、既に基礎研究の段階も終わり、食品として日常生活の中に少しずつ入ってきていること

は事実でございます。

従来の品種改良により、この遺伝子組み換えにより短期間に正確に改良でき、農産物の収量の安定や生産性の向上、いわゆる環境保全型農業として期待され、その応用作品が、先ほど議員さんがおっしゃいましたように1996年７月に大豆、ジャガイモ、トウモロコシ等の７品目に対して、国の食品衛生調査会で安全性の評価が行われております。10月には、さらに13品目が諮問されている状況でございます。

一方、科学の著しい進歩とともに、乾燥地で枯れない植物や塩害――塩ですね、塩の害に強い農作物などができれば、地球の温暖化や砂漠化などによる食糧不足などの影響を抑えられるものとも期待されております。しかし、一方では、遺伝子組み換え食品による人体への影響も考えなければならず、現在の段階でデータもまだ不十分と思われますので、長期的な監視が必要だというふうに認識しております。

こうした動きに対し、遺伝子組み換え食品に関する件について、昨年12月、都議会において、先ほど議員さんもおっしゃいましたように国に対する意見書が既に採択されております。そして、日野市議会も同様の請願が約1,700人の署名により３月６日、提出されているのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校給食の遺伝子組み換え食品に対する対応でございますけれども、組み換え食品についてはマスコミや生活文化部から情報を得ています。遺伝子組み換えの技術によって生産した農産物が国内の販売を許可されたことによって、学校給食にも食材として入ってくるという可能性はあるという認識をしております。また、その安全性について、厚生省は安全評価指針の見直しをしたところだということを聞いておりますが、まだ一般的には論議されている段階であり、安全性は確立されている状況ではないと認識しています。

教育委員会は、遺伝子組み換え食品についての今までの給食について、極力、低農薬無添加、それから食材を、そういうことで地域のものを使ったりしながら食材を使用していくという基本的な考え方の中で、同じような対応をしてまいりたいと思います。今後も情報収集を図りながら栄養士会などで検討していきたいと思いますけれども、御質問にありました食材などのメーカーの情報公開、そういうのを調べていきたいというふうに思います。

それから、給食に伴う食品情報、衛生関係の情報について、生活文化部からいただい

ておりますけれども、教育委員会は保健所から直接そういう食品並びにその他調理、いろんな形で指導を受けるように地方教育行政、組織運営の中でうたわれておりまして、まだ情報が十分に来ませんけれども、よく連絡をとってまいりたいというふうに思います。

それから学校給食会の遺伝子組み換え食品に対する対応でございますが、今のところ学校給食会としてはどのように認識しているか、まだ、どのような対策を考えているか、よく内容としてはつかんでおりませんが、今後、その問題についても薬剤師とか医師とかもおりますので、そういうところで内容を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　保育園の給食、それから老人給食が関係があるんですけれども、現在のところ遺伝子組み換え食品についての具体的な対応ということはいたしておりません。今後、学校教育部長からもお話がありましたように、情報収集に努めて、今後、具体的な対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　３番目の、市民、農業生産者等への情報提供はどのように把握しているかという御質問でございます。

まず最初、市民に対しては、安全性の確認、２番目として情報の提供及び公開、３番目に使用の提示等が考えられます。具体的には消費者講座を開催したり、広報紙を通して積極的に情報提供をしていきたいと考えております。

一方、農業生産者に対しては、前述しましたように遺伝子組み換えによるものは消費者にとって、特に安全性を求めているわけですので、生産者に対しては安全性を最重点に生産することを働きかけていきたいと考えております。

そのためには、国や東京都を初めＪＡ、農業試験場、農業改良普及所などと十分、連携をとりながら、農業団体や農業委員を通じて情報を提供していきたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

なかなか実態が見えにくい問題になっておりますので、対応も大変ではないかというふうに思いますが、それぞれお答えをいただきました。

ここで、それでは、遺伝子組み換え食品に対しての市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最近、科学技術一般の進歩、向上によって、いわゆるバイオテクノロジーという生物工学といいましょうか、領域の情報をしばしば見受けるようになりました。

特に、遺伝子工学、いわゆる生物工学といいますか、遺伝子組み換え技術というのが、いろいろな技術に伴って、いわゆる営業面といいましょうか、量産でありますとか、あるいは、いい特性はあるだろうと思いますけれど、まだ確定できない、つまり危険な領域も多分にある。とりわけクローン羊のごときは人類の今後の発展に伴って、非常に人工的な要素を加えた遺伝子工学といえる領域ですから、今までにない倫理上の問題が伴ってくるものだと思います。

したがいまして、当面、人類の自然的な環境の中で、文化や、あるいはいろいろな人間性尊重の中で発展をする、それ以前の問題として、かなり危険視される。当面は学術の研究費を使わせないとか、あるいは政治の責任者が発言をして、まだ未知数の多い領域には、要するに自由な研究を認めないというふうな状況すら、情報の中で耳にする状況であるわけでありまして、特に遺伝子工学、バイオテクノロジーの領域は、具体的にいろんな形で研究実績といいましょうか、あるいは生産性の増強でありますとか、あるいは改良性でありますとか、いろんな意味で活用が始まっている状況でありますから、とりわけ海外の輸入食品などには全く規制をする能力は及ばない、こういう状況だと思います。したがって、安全ということから考えますと、まだ確認されていない危険な情報については、むしろ規制をするという視点で対応することが必要ではないだろうかという状況であると思っております。

まだ、勉強も不十分でございますし、それから情報そのものの正確な見分け方、判断能力、これらに多分にまだ行政として欠けておると思っておりますので、新しいいろんな形で変化してやまない社会情勢のことも考えて、安全とか、あるいは日常生活そのものに確認されない危険をなるべく防止するということで、現状は取り組むことではないだろうか、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

動物の生殖細胞にさわっていくことについては、みんな今の時点では考えが同じだと思うんですけれども、食べ物というふうになったときに、その辺の話し合いが消費者抜きでされているということが問題だと思います。市長の今のお答えの中でも、危ないという、そういう可能性のあるものについては使うべきではないというお答えもありましたので、ぜひ、それぞれの給食の担当の現場では検討をしていただきたいんです。

この日本消費者連盟というのが、各メーカーにアンケート調査をしています。アンケート調査ですから、使っている、使っていないの調査ではもちろんないわけですが、遺伝子組み換え作物を使う可能性があると答えた企業、これが油メーカーが多いんですね。それと、可能性がないというふうに回答した企業もあります。名前は言いませんけれども、組み換えでないものを指定購入する。それから、安全性に疑問があるので指定購入をする。それから、使う必要がない。安全性が検証されていないということで使わないところもあります。今は使う必要がない、というふうに回答しているところもあります。これはアンケートですけれども、一つの目安にはなるのではないかなというふうに考えています。

いろいろ調べていただいているので、今の状況というのはおわかりなんだろうとは思いますけれども、例えば行政としても、今、市長のお答えにもありましたけれども、国が今のところ表示をしていないわけですから確かめようがないんですけれども、それぞれの給食の場で、例えば買わない、これは一つの不買運動になると思いますけれども、そういうふうにするのか、それとも業者に問い合わせをすることで、問い合わせをして情報公開をさせていくのか、そんなところも含めて検討をしていっていただきたいというふうに思います。

一番いけないのは黙っていることだというふうに思いますので、それをぜひ今後、調査をして、対応というのをそれぞれ出していただきたいのですが、それに関してはそれぞれの給食のところではいかがでしょうか。

それぞれ給食の現場で、遺伝子組み換え食品が入っている可能性のあるものというのは、ある程度目安は出てくるわけですから、買わないということを決めるのか。例えば、有機農産物と表示をしてあれば組み換えではないということがわかるということが一つあるんです。それと、国内産のものを使っていれば遺伝子組み換えのものは使ってないということをはっきり、それはわかるわけですから、わかったものを買うという方針を出すのか、それとも、その状況によってそれができないのであれば業者に対して問い合わせをする、または情報公開をさせるというような方法を考えながら、とにかくわから

ないんだからしようがないということで黙っているのだけはやめてほしいんです。それで、それぞれ現場で検討をして、その対応についてもう一度、市民に情報公開をしてほしいということを今、お願いしたんです。

○副議長（鈴木美奈子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　失礼しました。

子供たちに安全な給食を食べていただくということが基本でございますので、あらゆることをして安全を確保してまいりたいというふうに思いますが、この遺伝子の問題等についても、先ほどちょっとメーカーの問題とか、給食会の遺伝子の組み換え食品に対する対応の仕方とか、そういうものを今後どうやって安全を確保するか、今、どういうふうにしていきたいということは、できるだけ子供にそういう危険の及ばないような形で安全を確保するために、今、議員さんがおっしゃられた方法もあると思います。いろんな方法を編み出して子供の安全を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　先ほども申し上げましたけれども、現在、御説明ありましたような国等の状況でございますので、今後、より情報収集に努め、現場と、それから栄養士会等の中でさらに検討をしてまいりたいというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。それでは、次の質問に移ります。

先ほど生活課の方から、最終的には安全性の面で長期的な監視が必要ということでお話をいただいたわけですけれども、例えば収量の向上だとか、環境への安全性、塩害を解決するとか、地球の温暖化を控えるという面もあるという、そういうようなお話もあったんですが、ここでアメリカの国立衛生研究所で20年間、このＤＮＡ研究をしていたジョン・ヘイガン博士という方の話をちょっと紹介いたします。

この方は、ずっと研究をしていたんですけれども、遺伝子工学の危険性を訴えるために研究費61万3,882ドル、約6,000万円を返還し、ほかに予定されていたＤＮＡに関する研究プロジェクトの研究費、125万ドル、約１億2,300万円の支給も辞退したという方です。この方も、遺伝子研究がすべてだめといっているわけではないんですけれども、あくまでも予防というところに抑えるべきではないかというふうに言っています。

それで、遺伝子操作のはらむ危険性というのは「生態系への影響がある。地球上のすべての生物というのは非常に長い時間をかけてともに進化してきたもので、お互いに密

接に関連し合っている。それが人間が手を加えることによって、どの生物種に対する遺伝子操作であっても、その影響が他のすべての生物種に及ぶという危険性があるのです。生物種間の相互作用は長い時間をかけて起こるということ、また生態系には複雑な相関関係があるということを考慮する必要があります。ある生物種に施した遺伝子操作の影響が生態系の他の多様な生物種にも伝播していく可能性はとても大きいといえます。

遺伝子汚染、鮭やカキなどの遺伝子操作について見てみましょう。鮭は成長ホルモンの遺伝子を余分に持つように操作されています。その結果、鮭は大きく成長しますが、普通の鮭の３倍から15倍と、その大きさには、かなりばらつきがあります。それらの鮭には発達上の欠陥も見られ、特に大きく成長した鮭ほど、それが著しいのです。これは大きな危険性をはらんでいます。発達上の問題が生じるということは、遺伝子操作によって遺伝子の欠陥が起こったということを意味しています。これを遺伝子汚染と呼んでいます。これらの生物が環境に放出されると、その遺伝子の欠陥も他の鮭の遺伝子へと広がっていき、鮭という種全体を弱めてしまうおそれがあるのです。

それからもう一つ、食物連鎖の混乱。ある生物種を改良しようとして行う遺伝子操作が、その種の健康を損ねるような思わぬ結果を招くということがあります。体の大きさを３倍にするといったような遺伝子操作を行った場合、それまでは大きな魚に捕食されていたのが、逆に小さな魚を捕食するようになる可能性もあるわけです」――という、こういう問題点を挙げています。

先ほどの、このラウンドアップ、それからラウンドアップ・レディーも、周りの雑草が抗体を持っていったときに、もっと農薬をまかなければいけなくなるのではないかという問題も指摘をされておりますし、それから牛成長ホルモンの、牛というのはアメリカでは反対運動に遭って３％ぐらいまでしか使っている人がいないというところに落ち込んだようですけれども、抗生物質が食べ物を通して人間の体に入ってきていて、いざというときに、いざ病気になったときに抗生物質が効かないというような話は、よくあることなんですね。

また、肉を柔らかくするために女性ホルモンを肉に入れている、食べさせていると。そのときに少女の初潮が早まる。それが、がんを誘発しやすいのではないかというようなことが、これまでも言われてきたわけですけれども、この遺伝子の操作というのは、さらに大きな問題をはらんでいるというふうに思います。

この博士も、農薬散布が少なくて済むということについては、それは一時的なことにすぎず、除草剤耐性の遺伝子は他の雑草へと広がり、数年もたてば除草剤耐性を持った

雑種が生まれるようになり、やがてほとんどの雑種がそうなるだろう。そうなると、現在の３倍の除草剤が必要になり、化学物質による地下水汚染が一層進むだろうということを述べられています。

また、日本の自給率を見てみますと、1993年で穀物が22％、イモ類、でん粉類が、これは89％、豆類４％、野菜類89％、肉類64％、牛乳、乳製品80％、油脂類が17％というふうになっていまして、第二次世界大戦後、ヨーロッパの国々が自給率を上げるために相当頑張ってきたにもかかわらず日本の自給率は大変低くて、輸入に頼らざるを得ないということになっています。私は、日本の農業を守ることの重要性を強く感じるとともに、日野でも市民と一緒になって農業を守ることが大変、大事だというふうに思っております。

来年度の農業費を見ますと、ことしより約2,000万円の減額となっていますが、このことも含めて、都市農業の育成について考え方をお示しください。

それから再質問の２点目としまして、食品安全委員会の設置について、お伺いをいたします。

この委員会設置につきましては、1988年９月に議会に請願が出され、その議会で採択をされています。その後、1989年から1991年までの３年間、食品安全研究グループという名前で、市民が参加して食品の安全を研究する施策として進められ、最終的には楽しい暮らしをつくり出す食のガイドブックという冊子としてまとめられました。これは、市民を初め学校、それから他市にも配布され、大変好評だったというふうに聞いておりますので、そのことは非常に意義深いことだったというふうに考えております。

しかし、請願が採択されましてから約10年近くたち、研究グループが冊子をまとめてから５年が経過をしています。その間に食に関する問題が、またさらに多様化してきたというふうに感じています。今回の遺伝子組み換え食品もそうですし、昨年、大変問題になりましたＯ－157も同様だというふうに思います。

中野区では、1993年に食品安全委員会が設置されて、食の安全確保に向けて必要な情報提供のあり方についての議論が重ねられ、その結果つくられた食品総合相談窓口がＯ－157のとき、区民に対してきめ細かな対応をしています。

私ども生活者ネットワークでは、予算要望にこの食品安全委員会の設置を挙げておりますが、どのような検討がされましたでしょうか。

それから、議会が請願を採択していますが、現実的にはそれが行政で対応されていないことになりますが、それをどのように考えているでしょうか。

また、保健所の移管もされますが、食品安全についての対応は今後どこが担当をするのでしょうか。事務分掌については食品安全の記載がありません。

中野区の場合は、区が持っている保健所だということで、この食品安全委員会で検討をした後、保健所の中に食品総合相談窓口が設けられているということですが、以上のことについて、お答えをお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　2点、大きく分けて御質問があろうかと思います。一つ目の、都市農業の育成についてお答えしたいと思います。

大都市における農業は、それぞれの地域の特性を生かしながら新鮮で安全な農産物を都民に供給するなど、都民との暮らしのかかわりが大変深くなっております。野菜については、都民の消費量の約11％に当たる132万人分を生産するなど、第一次産業としての一役を担っているところでございます。現在、都市農業の期待と支持がかつてないほど高まっている一方で、農地の減少や従事者の不足、従事者の高齢化などにより、ますます厳しい環境になっていることも事実でございます。

そこで東京都では、これらの諸問題を抱える中で、都市農業の育成についてのあり方について1994年に東京農業振興計画というのを策定しました。また、日野市においても、都市農業を推進するために、この都の計画に基づき日野市農業振興計画を今、策定しているところでございます。今後は、これらを指針として都市農業の推進を図っていきたいと考えております。

平成９年度の農業費の予算の件でございますが、確かに議員さんがおっしゃいますように昨年に比較して2,100万円の減になっております。主なものとして、農業委員が従来の20人から16人になったということと、日野市農業振興計画事業が終了した。それから万蔵院のリンゴ育成事業に対する補助金と畜産生産環境保全事業の補助金がなくなったために大幅な減額になった次第でございます。

次の、食品安全衛生委員会の必要性をどのように考えているかという御質問でございます。

確かに食品衛生委員会については、1988年、昭和63年９月に食品安全委員会の設置を求める請願が市民から提出され、採択された経緯がございます。請願では、市長の付属機関として食品安全委員会を設置してほしいとのことでしたが、それより市民レベルで食品の安全性について調査、学習活動をするグループをつくった方がよいということで、翌1989年に市民による食品安全研究グループが発足した次第でございます。そしてその

3年間、調査、学習活動を続け、その成果を食のガイドブックとして作成した次第でございます。

これからは、多くの消費者みずからが問題意識を持てるように学習する場所と情報の提供を行い、国の法律や都の消費生活条例を生かしながら、引き続き食品の安全に対する啓発を続けてまいりたいと思っています。

それから、2、3問の質問についてお答えいたしたいと思います。

初めに、中野区の食品安全委員会の設置でございますが、これ、東京都23区27市の中で、中野区が一つでございます。平成5年に設置されましたが、これを区市町村レベルにすると、市町村レベルに中身を何というんですか、おろすということは、なかなかその食品の安全性の検査または調査するのは国のレベルじゃないかというような考え方が成り立って、なかなか各自治体におりていかないのが実情だと思います。まだ、ほかの市の様子も検討しながら、日野市も将来、検討していきたいというふうに考えております。

1988年に請願が出されて、その後、何もしないんじゃないかということの御質問なんですが、請願、陳情は議会で議決されたものは一応尊重しなければならないという立場に立っていますので、引き続き努力していきたいというふうに考えております。

今後の問題ですが、先ほど組織のことと、それから保健所の件と対比させてお話ししていましたが、今、食品関係の組織は、おっしゃいましたように食品に関することというのは、組織委員がまだ一つも言葉はございません。ただ、今、日野市でやっておりますのは、消費者の立場からいって生活課の消費生活係でやっているということでございます。今後、総合的に健康の面まで考えますと、生活課でよろしいのかなというようなことは、私ども今、検討しているところでございます。将来ですね、内部調整しながら、いずれ生活文化部の中ですので、調整しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

都市農業の育成については、理由があって減額したのは、そのとおりだと思うんですけれども、大変心もとない感じがするんです。今ここで、もうちょっと頑張って都市農業、日野の農業を育成をしていかないと、環境をますます悪化させるだろうし、いずれ食べるものがなくなってしまうんじゃないか。安全なものを地域の中でつくっていく必

要があるんじゃないかというふうに思っています。

これは、地元野菜を利用する日野市の学校給食の中に入っている中学校環境副読本、これを転載したものなんですけれども、その中で、東光寺のＯさんという名前になっていますけれども、子供たちが学校給食に入っている野菜を見に行ったときに子供たちに話をした、というのが載っています。

「野菜の場合は残留土といって、すき間の多い土が空気や水を多く含むことができるし、同時に水はけもよくて最高です。堆肥などの有機質肥料はつくったり運んだりする手間がかかりますが、土中の小動物や微生物がたくさんいるために土の団粒構造も保たれて、作物の連鎖をもある程度可能にします。でも、こういう有機質肥料の持つ養分以外の役割を無視して便利さ、手軽さに引きずられて化学肥料を多用すると、土中の生物は少なくなります。すると、土の団粒構造は失われて単粒化して、今までふんわりして柔らかかった土がこちこちに固くなって作物はうまく育ちません。農薬の多用はこれに拍車をかけます。農薬を多用すると、殺したい病害虫だけでなく土中の他の多くの有益な小動物や微生物も殺してしまうことになります。人間に及ぼす農薬の毒性も大きな社会問題となっています。日本の１ヘクタール当たりの農薬使用料は世界一で、しかもずば抜けて多くなっています」という、そういう記述にもあるんですけれども、こうやって土をつくるために、とても一生懸命、日野の農家の方というのはやっていらっしゃるわけですから、それぞれ理由があっての減額だと思いますけれども、いろんな補助、補助金をさらに引いてくるとか、それから生産緑地の追加指定をしていくとか、直売場をふやすとか、補助制度をＰＲする。それからスーパーに日野産のものも置く。こういうこともぜひ、いろいろなアイデアの中で検討していっていただきたいんです。

そうしないと、この遺伝子組み換え食品というのは、どうしても調理をする女性の側の問題だけに思われているんだろうなということを私も感じるんですけれども、とんでもないことでして、私たちの食糧がどうなっていくかという問題になってきます。ぜひそれを、また積極的にお願いしたいと思います。

それから、食品安全委員会については、将来的に検討したいということだったんですが、予算がつかなくても、例えば中野のことを調べに行くとか、どこまで市でできるのかというような研究というのは、本年度でもできると思うんですね。それを、ぜひやっていっていただきたいんです。

それと、保健所の移管がここでされてきますけれども、余り細かく今のところ、いろいろなことが決まっていないようですから、ぜひ今の段階で、どういう対応をしていく

のかということを考えていっていただきたいというふうに思います。

中野区では、去年のＯ－157のときには、中野区は食品総合相談窓口というのは、事業者と区民に対して大変大きな働きをしたということで、いろいろな情報をここが提案をしたということなんです。日野でも対策会議などをつくってやっていたようですけれども、ここでは、例えば市民に対しては、食べ物を扱う市民活動のグループが事故を恐れてやみくもに自粛することのないように働きかけてきたと。高齢者向けの給食ボランティアグループは、食事の提供の全面休止を検討をしていましたが、過去のＯ－157の検出事例などの情報が詳細に伝えられたことで活動の継続を決定をした。また、区内各地区で毎年開催されている地域祭りについても、保健所職員が実行委員会に出向き手洗いなどを指導。先ほど言いましたように中野区では保健所が区の施設だということなんで、そういうふうになっているということです。それから例年どおり模擬店が軒を連ねる楽しい祭りが開催をされたということになっています。

それから、業者にも対応したということなんですが、またことしも、これから梅雨どきを迎え、夏を迎えて、そういう問題がどうしても出てくるだろうと思うんです。そのときに今のままの対応でいいのかどうかということを考えていかなくちゃいけないと思いますので、ぜひこのところですね、先ほど、将来的に検討したいというお話は大変不満なんですが、新年度からできる限りの調査をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　中野区の食品安全委員会条例は、うちの方も、直には視察とかしておりませんけれども、一応内容は聞いております。会議を２カ月に１回程度しながら、学識経験者、それとか事業者、それから区民から公募による人も入れて、幅広くしているようなことでございます。

また、近いうちに同じ都内ですので、見学に行きながら一つの日野市の消費行政に一石を投じたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。ぜひ検討をしてください。

前段で部長がおっしゃったようなことは、恐らくいただいたものを見ればわかる部分だと思うので、それをどうやって日野市に当てはめていくかということを、ぜひやっていっていただきたいというふうに思います。

それでは、今回、遺伝子組み換え食品についての質問をしたわけですが、国が表示を

しておりませんので、どういう形で私たちの食卓に来ているかということがわかりにくいということがありましたが、ぜひ調査をして、対応をして、その結果を市民に情報公開をしていただきたいというふうに思います。それが次の動きを市民の中につくっていくことになるというふうに考えます。

このまま食べ続けるということはどういうことかというと、日本は遺伝子組み換え食品を好んで食べる国民だというふうに世界各国から見られて、遺伝子組み換え食品の格好の市場になります。知らぬ間に人の遺伝子が組み込まれた食品が入ってくるということにもつながりかねません。

今回の遺伝子組み換えの大豆とかトウモロコシについては、ヨーロッパでは反対運動が起きています。ヨーロッパでは幾つかの国と欧州会議が、組み換え大豆が通常の大豆とまぜられていることを望んではいないというふうに言っていますし、幾つかの国は全く輸入しないというふうに言っている。欧州会議というのと欧州委員会というのがあるんだそうですが――ごめんなさい、欧州議会です――欧州議会は欧州連合加盟国の有権者による直接選挙によると。そういう議会で、欧州委員会というのは、委員は各国政府が任命ということですが、この欧州委員会は遺伝子組み換え大豆と普通の大豆をまぜたものをアメリカが出荷できることを早々決めたと。しかし、欧州で大豆を買うのは欧州委員会ではなくて大手大豆バイヤーなので、スーパーマーケットや食品製造業者たちが1996年の注文をキャンセルをしていると。

それからノルウエーやフィンランド、オーストラリア、スウェーデンの幾つかの国は、アメリカのオルタナティブな穀物貿易商を通して遺伝子組み換えでない大豆の購入を始めている。イギリスとオランダに本社を置くユニリーバのドイツ社は、ことしのアメリカ産大豆、1996年産ですね、アメリカ産大豆の買いつけ65万トンをキャンセルした。

こういうふうに食べ物に対して大変不安を持っているというのは、狂牛病が昨年、大変問題になりまして、そのときに政府が「絶対、大丈夫。心配しないで信用しなさい」というふうに言ったんですけれども、信用できなかったと。それが大きな問題になっているということです。また、狂牛病も草食動物である牛を早く大きくしようということで、羊の肉を食べさせた。それで羊の病気が牛に伝わった。その病気になった牛を捨てればよかったのに、それをまた牛のえさとして使ったということが言われておりますが、本当に動物を人間の便利なだけ、便利さでしか考えないで変えていく。食べ方を変えさせる。育て方を変えてしまう。そういうつけが必ず私たちのところに戻ってくるだろうというふうに思います。

今回のこの遺伝子組み換え食品も同様ですが、私、８年前に北海道にある照射ジャガイモの工場に行ってきましたけれども、そこも結局、工場を持って事実上、流通していることによって、日本人は照射食品を受け入れる国民だというふうに思われているということなんです。アメリカでは、ジャガイモ、小麦粉、スパゲッティ、スパイス、ドライフルーツなどに照射が認められていて、韓国でもマツタケとかクリなどへの照射が認められているということです。世界各国もっとあるんですけれども、アメリカなどの場合に、住民が照射工場の建設に気がついて反対運動が起きたところは、照射食品の工場そのものがつぶされるということもあるようですけれども、そうでなければ食品への照射がされて、照射食品の好きな日本に輸出されているんではないかというふうに言われています。これも検査方法がないので、どれが照射食品か、照射食品でないのか、わからないということになっています。

今回、このまま国が表示をしないで輸入し続けますと、国民は知るすべがありませんし、選ぶすべがありませんし、結果として遺伝子組み換え食品を受け入れる国民、遺伝子組み換え食品が好きな国民というふうに、世界各国から思われてしまうだろうと思います。大変、恐ろしいことだというふうに思います。

それから、食品安全委員会については検討していただくということになりましたので、ぜひ日野に沿ったものを検討していただきたいというふうに思います。先日、安全に対する予算が少ないという意見が他の議員からもありましたけれども、食品安全についての予算は、さらに少ないというふうに考えます。大変、食品安全への意識が、まだまだ薄いんだろうというふうに思いますが、みんなの健康とか命にかかわることですから、なおざりにしないでいただきたいというふうに強くお願いをいたします。

行政としても、市のトップとしても、食品の安全をなおざりに考えているのでは市民の信頼が得られないということを最後に主張して、この質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって18の２、遺伝子組み換え食品に対する、日野市の対応を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時27分　休憩

午後３時２分　再開

○副議長（鈴木美奈子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の１、川辺堀之内の地区計画と西平山の区画整理は、住民参加の視点をもってすすめよの通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

〔18番議員登壇〕

○18番（橋本文子君）　それでは、一般質問に入ります。

土地区画整理事業は、減歩問題や換地問題などに伴いまして、個人の土地が狭くなったり住宅の移転がつきものです。したがって、事業計画の指定を受けた地域住民にとっては、メリットよりも迷惑を受ける方が大きいといえます。

そもそも区画整理の話というのは、現在、ある道をもっと広くしたいとか、全く道のないところに国道を通したいなどの理由があって計画が出てくるものです。ですから、その道路に取られる分だけ、田んぼや畑や住宅地を削り取ろうとするのが減歩になるわけですし、必然的に住宅の位置を変えたり、時としては向きを変えることもあるようです。

このように、お上の強い権力で一方的に押しつけられる従来型の区画整理は、現在の社会には、もう通用しなくなりました。緑や清流を大切に残していきたい市民要求。公害をまき散らして通過するだけの車のためにつくる道路は、果たして必要かどうか疑問に思う市民。外国の人からウサギ小屋といわれようと、やっと手に入れた土地や住宅ですから、とても愛着を持っています。長年培ってきた向こう３軒両隣との深いかかわりも、目に見えない心の財産です。

それらの住民の感情や意見を無視するやり方の区画整理は、もう時代おくれです。東京都建設局第３区画整理事務所換地課の土屋信行課長は、江戸川区の区画整理事業を進めるに当たって、次のような文章を書かれています。

区画整理とは、本来、住民みずからが自分のまちをどうするか、自分のまちでどう暮らすのかを考えることであり、施行者側からのお仕着せのまちづくりであってはならない。また、多様化した地権者のライフスタイルや経済活動にも対応した区画整理をするためには、従来型の区画整理の実例に合わせた事業の進め方ではなく、住民の意見も取り入れながら、それぞれの地域に合わせた事業を展開するよう提言をされています。

97年度の予算説明が各会派ごとに行われた際、その概要の中の安全、快適の部分で、川辺堀之内周辺地区地区計画策定調査委員委託費、900万円というのが、特に項目として出されていました。そのときの説明では、区画整理事業が財政逼迫のためにできなくなったので、地区計画に切りかえるというものでした。

そこで、地域の住民の方から話を聞いてみました。こういうことなんです。「昨年の10月ごろだったと思うが、地域住民の中から５名が呼ばれて、市長等と話し合った。その内容は、予算がないので区画整理はできなくなった。これからは見直しをして地区計画による、まちづくりをしていきたい。建て売りのような小住宅からは減歩をしない方針である等の説明があった。何となくわかったが、十分理解するまでにはいかなかった」こういう話なんです。

そこで、まず川辺堀之内についての質問をいたします。

先般も多分だれかへの市長の答弁の中で、箕面市市民参加条例制定というふうな話が出ていて、ぜひ、その条例も取り寄せてみたいなどというお話がありましたが、私は早速それを取り寄せてみました。その第３条の中で、こんなふうな条文があるんです。

市民参加の推進は、市民の持つ豊かな社会経験と創造的な活動を通して市と市民が協働をして――「きょうどう」のきょうは、協力の協です。どうは、働く働です。協働して市民福祉の向上と将来のよりよいまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとすると。こういう条文、大変、新鮮に思えました。

設問のまず第１点でございますが、区画整理から地区計画に変わったということなので、ここで言う地区計画とはどういうものなのか、１点お伺いします。

２点目。地区計画を進めるに当たって、市民参加を考えていますか。その手法、考え方を聞かせてください。

まず、以上２点をお伺いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　最初の地区計画の内容でございますけれども、川辺堀之内地区につきましては、数年来、組合施行での区画整理を模索しておりましたけれども、最終的な同意率が８割未満ということで、なかなか区画整理を進めることは難しい状況。あわせて市の財政事情、また事務的にも進めるのについては、かなり年限がかかります。そういった中で、川辺堀之内地区は、東京八王子線という都市計画道路も抱えておりますし、また生産緑地や緑のがけ地も多くございます。そういったものを一定の段階で取り入れながら、まちづくりができる方法はないかということで地区計画での方法を選ばさせていただいたわけでございます。

地区計画は、都市計画法の中にございます比較的新しい方法でございますけれども、三つのタイプがございまして、一つは、区画整理事業等を行って開発をしながら整備し

ていく地区計画、それから既にできている市街地を修復をしていきながらするまちづくり、修復型とも言います。それから一定の、もう既に居住環境ができているところについて、これを守っていくという保全型というのがございます。そこで、当川辺堀之内地区につきましては、開発整備型と修復型を合わせるような形で、今後、地区計画のメニューを決めてまいりたいと考えています。

そこで、９年度予算では、そういう地区計画の調査をするための予算化をお願いをしてございます。その中で１年かけまして、地区の現況から、今申しました地域での抱えている課題、それからまちづくりの基本的なもの、こういったものをまとめまして、皆様方の御意見をお聞かせいただきながら進めていきたいと考えております。

地区計画につきましては、最終的にはお一人お一人の同意をいただくということを最後に考えてございますので、当然、その前の段階で皆様方から御意見をお聞かせいただくのは当然でございます。おおむねの地区計画はこういうもんだというものにつきましては、１回、説明会を開かさせていただきましたけれども、まだまだ全くもって不十分だと考えています。今後は、地区計画の原点のような説明会とあわせまして、この地域をどうしていくんだ、どういうふうなまちをつくっていくんだ、そういうようなことを重点に置きながら、地域の皆さんの御意見を聞かせていただきたいと考えています。

したがいまして、十分、市民参加型のまちづくりにしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　市民参加型の地区計画を進めるという御答弁をいただきました。本当に、そのようにしていただきたいんですけれども、私が思っている市民参加型というのは、何かプランをつくって提示をして「さあ、どうですか」というんではなくて、ゼロのところから、最初のところから市民の意見を聞きながら一緒に協働をしながらやっていくというふうに考える市民参加をぜひやっていただきたいというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　地区計画の内容の中で、都市計画決定でございますので、都市計画として決定されているものにつきましては、その実現をしなければいけませんけれども、やはりそこに住んでいらっしゃる皆様方の生活環境を大きく変更しないように、それから自然の環境等も当然のことながら受け入れながら、それをやるわけでございますけれども、一定の案をつくりまして、それに対する意見といいますのは、一

つ、一番わかりやすい手法だと考えております。今、御質問のようなことにつきましても、真っ白な段階でいろんな御意見ということではないかなと思います。

いずれにいたしましても、住民の皆様の、市民の皆様の、また権利者の皆様の意見を十二分以上にお聞かせいただきながら進めていきたいということにかわりはない、このように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　十二分以上にという御答弁をちょうだいいたしました。

川辺堀之内の地域の皆さんは、まだまだ、どういうふうにしようとなさっているのか、よくわからないというふうな不安な部分をお持ちでしたので、ぜひ皆さんの意見を、今、部長がお答えになられたような方向で進めていただきたいっていうふうに思います。

川辺堀之内の区画整理は、今、財政が逼迫したために地区計画に切りかえたということを伺ったわけです。

そこで気になるのは、西平山の区画整理です。この事業は、かなり前に企画されたもので、恐らく世の中が上げ潮の好景気のとき、もっともっと財政が豊かな、ゆとりがあるときに決められたものだというふうに理解しています。その当時であれば、それなりの事業も多分いろいろとできたと思います。しかし、今は違います。市民の暮らしは、とても深刻です。景気のよかった時代に計画した事業を、氷河期を迎えた今の社会にそのまま当てはめるやり方でいいのかと、問いたいわけです。これは区画整理の問題だけではなく、それに伴う西豊田駅誘致問題についても同じことが言えるのではないでしょうか。

８年前に行われた予備調査報告書というふうなことを先般も伺いました。それは、それなりに参考資料になるとは思います。しかし、今、大事なことは、現在その地域に暮らしている人たちが区画整理や西豊田駅について、どのような考え方をされているのか、現時点での本音を聞くことが大事だと思っています。昔のことわざでは、十年一昔といいましたが、日進月歩の今は五年一昔といいかえてもおかしくない時代です。ですから、８年前の予備調査報告書を金科玉条のごとく、よりどころとする前に、財政の逼迫した今だからこそ、その大切な税金の使い道については時間をかけ、丁寧に考えていただきたいのです。行政の基本姿勢は、先ほども申し上げましたように、市民参加であるべきです。要綱でも明記されているとおりでございます。

そこで、西平山の区画整理にかかわる質問を行ってまいります。先ほど、１、２と、お尋ねしたので、今度は３番の質問になります。

3・3・2号線は、排気ガスの公害被害を防ぐために28メートル幅のトンネル方式にしてください。地上部分は緑地として豊かな自然環境を残してください。

4番、西平山区画整理については、市民の意見を今からでも十分取り入れながら市民参加を貫いてください。その見解、方策についてお伺いいたします。

とりあえず3番、4番の御答弁をちょうだいしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　西平山の区画整理事業の区域の中、東西に走ります、将来、国道でございます。東京八王子線といわれている3・3・2号線でございますけれども、この道路につきましては、国、建設省が施行をするということで、区画整理事業は用地を生みます。その用地化については、区画整理事業の中に入れていただく。そしてその事業をする。そういう仕組みになってございます。

そして、この道路でございますけれども、昭和36年に制定されました28メートルの拡幅について、今回、この事業を進めるに当たりまして、やはり車公害から住民の皆様方を守るためにということで、プラス12メートル、したがって、40メートルを基本にいたしましての幅員の変更をさせていただきました。これもやはり地元の皆様方との長い協議の結果、やはりそれでは幅員を広げることでの解決がいいだろうということで、幅員を28メートルから基本的には40メートルにさせていただいたということで、都市計画決定をさせていただいたわけでございます。

その実現でございますけれども、今の段階では地形的にも、豊田の方から掘割で入ってまいりまして、浅川の橋を渡るときにどうしても上に出ていって、こなければなりません。したがいまして、区域のおおむね3分の2ぐらいが掘割ということで、その側道が上部につく、そういう構造が地形的にもそういうことにせざるを得ないわけでございますけれども、今後、これらにつきまして、地域住民の皆さんの沿道環境を守るためにもっともっといろんな方法があるんではないかなと、そんなようなことを考えてございます。これからも、つくる方法については地域の皆様と一体になりまして建設省の担当部局と協議をしてまいりたい、このように考えてございます。

それから、市民の皆様方の御意見をということでございます。今まで、回数と延べ人員だけ言うのは何かと思いますけれども、地元の皆さんとは約150回ぐらい、延べにしまして約4,500名ぐらいの方と延べでお話をさせていただいております。これは回数や延べ人員で物を解決できるものではないのは当然でございます。これからも区画整理事業、いよいよ土地を貸していただくとか、家の移転ですとか、その前に換地ですね、換

地での御同意をいただく。こういうことには、やはりお一人ひとりの御理解をいただきませんと、この事業を進めるわけにいきませんものですから、なお一層これからも御意見をお聞かせいただきたい。また、そういう場も積極的につくっていきたい。このように考えてございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　御答弁によりますと、３・３・２については、どこまでもトンネルではなくって掘割形式でというふうな御意見でございますが、地元の書かれたこの３・３・２道路づくりに住民の声を聞かれたいという、この中では、一番の迷惑道路であると。これが環境破壊にならぬよう当然、行政負担で対処すべきではないか。また、この区画整理は道路づくりだけで住民の犠牲と負担を強いるだけであって、住環境整備改善の配慮は全くないというふうな文字が書かれています。

ということは、これは地域住民の意見であるっていうふうに私はとらえるわけです。私が、ここで勝手にこれをでっち上げて申し上げているんではなく、地域のそういう声が非常に強いものですから、できることならば20メートル幅のトンネル方式で、公害をうまく処理するような方策を考えていただいて、その上は緑豊かな遊び場であったり公園であったりすればいいわけですよ。そういうふうな考え方に、今のお考えを変えるわけにはいきませんか。お尋ねします。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　事業主体でございます建設省の方と、まだ具体的にこの道路の構造について協議に入っておりません。地元の皆様方からもトンネルということも一つの方法ということには聞いてございますけれども、今この場で、必ずトンネルということについてのお約束はしかねますので、これから沿道環境を守るための一つの方法ということでは認識はしてございますけれども、今後、事業主となります建設省と十分詰めながら、そして今、御意見にございましたようなトンネルにした場合には、上を緑化等するのは当然しなければいけないんじゃないか、このように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　事業主の建設省にお伺いを立てるということでございますが、一番の主役は市民なんです。地域住民なんです。みんなが税金を納めた、その税金をどう使っていただくかっていうのは、主役である市民の決めることであって、建設省が決めることじゃないと私は基本的に思います。ですから、市民参加というふうなことを強く申し上げているわけで、建設省がだめって言ったらだめなんだっていう、そういう気

持ちになられたんじゃ、とても市民が主役のまちづくりはできないなって、とても不安になります。その辺、市長、いかがでしょうか。お考えを聞かせてください。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も今日の３・３・２といわれている、もと１・３・１といった呼び方があったわけでありますが、甲州街道のバイパスとして国道として位置づける、こういうことであります。今日、古くからある甲州街道という国道20号線、その交通量といい、伴う騒音や排気ガスといい、恐らく周辺に住んでいられる方々から見れば大変な都市化の変化を目の当たりに受けとめておいでになる、こういうことだというふうに認識しております。

日野市が多摩の、いわゆる南多摩の立地にある条件からいたしまして、国道とか、あるいは都道とかいう、いわゆる大型の都市計画道路、日野市としての、あるいは日野市民としての生活を守るという意味で、いろいろな配慮もそうでありますし、また当局に対する提言も日野市民のためにということで位置することは言うまでもありません。

しかしながら、都市計画道路というのは、やっぱりつながっていなければ都市計画道路の役割も果たさないわけでありますし、日野市という、いわゆる首都に近い近郊都市ということで、人口の増加あるいはこれからの都市への発展、こういうことで非常に大きく条件が変わってきておるわけでありますから、地元としての最大限の主張もしながら、また国民全体としての役割も果たしていかなければならない。これが自治体の立場だろうというふうに思っております。したがいまして、御指摘のとおり市民参加ももちろん大切な手順でございますし、あらゆることに意見を聞きながら、納得をいただきながら、一つ一つ処理をするといいましょうか、決めていく。

区画整理事業というのは大変いい仕組みにできておりまして、地権者の方々の投票による審議会というものを構成をして、そうして審議会の意見を聞きながら換地計画ができ、区画街路をつくり、下排水を整える。また、公園や緑地を整備しながら一つの将来に十分こたえられる都市づくりをしようという手法でございますので、私は決して、その精神は住民の皆さんとともにくみながら、いわゆる理解と納得をいただきながら、そうして将来に環境として立派に生活、生存のできる、こういう状況をつくるということだったと思っておりますので、伴います、いわゆる都市計画道路、これもいろんな配慮をしながら実現に持ち込まなきゃならない。

前回、どなたかの質問に、あるいは地元の御意見ということで、今ご指摘のように、いわゆる将来の国道になる３・３・２号線、どの区間をトンネル化するかということを

なるべく早く決め、そのことが大変また理解に必要だということもありますので、国にそのことを日野市の立場として意見を持って提唱をするようにというふうに指示した経過がございます。そういう状況でございますので、御指摘のことにはなるべく正確に対応するとともに、公害道路とか、あるいは環境になじまない道路ということのない、立派に交通機関としてこたえる、また住民生活にも安定に寄与する、こういうことで将来目標を整えていきたいと、こう考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

豊田南は28メートルで道路はつくられます。北野に行っても28メートル道路です。その真ん中の西平山だけが40メートル、先ほど部長のお話にもありましたが、公害の緩衝地帯をつくるからということですが、28メートルをそっくりトンネルにしてしまって、そこで排気ガスをうまく処理することを考えられるならば、地域の皆さんがその上を豊かな緑の部分として日常の暮らしの中で使っていける。しかも、これまで隣近所で仲よくしていた人たちが、その緑地の上を通って従来どおりにおつき合いができるという環境が残せることになるわけです。必ず、そのトンネル方式で何とか地域の皆さんの要望にこたえられるように、精いっぱいじゃだめなのね、絶対につくりますということで、お願いをしておきたいと思います。

５番目の質問といたしまして、先ほど申し上げましたが、８年前に調査をした西豊田駅、今回、予算の方で２億円凍結、そこでされるようでございますが、この財政逼迫の折、２億円を凍結するというふうな事業でございますから、今の時点での市民のニーズ、意識を、アンケート調査等を通して再度やっていただけないかということをお尋ねいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　御質問の西豊田駅の住民意識調査、いわゆるアンケートですね、それについてお答えを申し上げたいと思います。

この調査は、昭和63年に、いわゆるＪＲ中央線西豊田駅、仮称でございますけれども、設置予備調査報告書を作成する際に、新駅の利用者数の推計をするための基礎資料として作成したわけでございます。そして同時に、地域の交通の実態を詳細に把握しまして地域交通に対する住民の不安だとか、あるいは要望等を抽出しまして、地域に関する意識を整理した、こういう経過がございます。御指摘のとおり８年前と現在では、社会経済環境も大きく変わってございます。したがって、住民意識につきましても、その変化

が生じていることは確かでございます。

しかし、この豊田駅誘致事業につきましては、長年にわたる実績がございます。去る２月24日には官民が一体になって誘致事業を進める組織といたしまして、西豊田駅誘致事業推進本部の発足に至ったわけでございます。これからは新駅の早期実現に向けて、技術面、採算面、経済面、経費の地元全額負担等の課題について、具体的に検討に入っていく段階と考えてございます。したがって、住民意識の再調査につきましては、今後、この本部会議の中で中学校の実施あるいは調整等について検討をしていただき、その結果をもって判断していくことと思います。

よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　組織もつくられたことだし、そこで調査をしていくとお約束いただきましたので、ぜひ、それはやっていただきたいと思います。

まちづくり事業というのは、単に公共施設を整備すれば済むというものではないと思っています。整備された道路や公園など、地域の主人公である住民の資産が、この整備をきっかけに質のよいものにならなければ意味がございません。やっとの思いで手に入れた小住宅でも、住民にとっては命の次に大事な資産なんです。自治体職員に求められている基本姿勢が、市民参加を求める市民の要求が、今問われているのではないでしょうか。そのような意味で西平山の区画整理あるいは西豊田駅設置の問題、そして冒頭申し上げました川辺堀之内の地区計画についても、どこまでも主人公の市民を大事にしながら、丁寧な事業の進め方をお願いして、この質問は終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって19の１、川辺堀之内の地区計画と西平山の区画整理は、住民参加の視点をもってすすめよの質問を終わります。

一般質問19の２、多摩平団地の建て替えは、後世に悔いを残さないために、住民の意志を尊重せよの通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

○18番（橋本文子君）　ことしの２月２日の夜、武蔵境駅前のスイングホールで、菅直人衆議院議員と公団建て替え問題を語る会が開催され、多摩平団地からも25名の方が参加されました。菅さんの話は、次のような内容でした。

住都公団とは一体何をするところか、長年、疑問を持ち続けていた。最近になってやっと公団の資料が手に入って、そこでわかったことは、勤労者に安い住宅を提供する目的を持っているということ。したがって、そのために国庫から年間1,200億円の補助金が支出されていたという事実。しかしながら、その補助金は家賃を押さえるために使われ

ていなかった様子があって、高い家賃設定の最近では、空き家がどんどんふえてしまいました。

私の住んでいる近くのシティーハイツでも、沢田議員もお住まいのところでございますが、一般市民が入っておられたところがどんどん空き家ができて、今、大きな看板を立てて空き家入居の宣伝をしているようでございます。

ですから当然、世間の風当たりも強くなりました。今までは予算がぎりぎりだから家賃は下げられないといっていたにもかかわらず、急に値下げも始めました。その辺の理由を聞くと、今まで子会社に安く貸していた駐車場などの施設料金を値上げして、その利益を充当しているという答えが返ってきたそうでございます。つまり住都公団は子会社を隠れみのにして利益の荒稼ぎをしていたという事実があったわけです。しかも公団の借金、14兆円のうち12兆円は財政投融資のお金で、高い利息を払っている事実も判明しました。つまり、役所同士がお互いにもたれ合って税金を使いながら利益を得て、一向に責任の所在を明らかにしなかった。不透明で生ぬるい経営をやってきたといわれても仕方がないんだというふうな話でございました。

そこで、お尋ねしたいんですけれども、住民と市長の間で交わされていた約束についてですが、けさほども盛んに約束については、やりとりがございました。これまでにも多くの議員から問われてきた問題でありますし、最も重要な問題が家賃なんです。建て替え指定前に家賃の公表をすることと、その家賃を住民に紹介することは守られました。そこは認めましょう。

次に、示された家賃が住民の中で議論されて、論議されて、その答えがノーの場合は、市長は住民の意向を公団に伝えて建て替え指定をさせないようにする、こういう約束があったわけですが、この点が３月５日の建て替え指定の発表で守られなかったと吉冨議員も話されておられましたが、そのとおりだと思います。このことについて、なぜ約束が守られなかったのか、これは市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

お願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私自身、今まで一つの原則としてお答えをした約束に、一つも変化はなかった。変化をしていないというふうに今でも思っております。

建て替え指定ということは、これは機関の決定することですから、できるだけ了解された中で進むということは必要なことでありますが、家賃につきましては、私はこれから地元との御期待を十分、いわゆる解決すべき課題として取り組んでいきたいというふ

うに申し上げております。その手段としては、市営住宅の建て替え手法のことも申し上げました。公営住宅の趣旨も私は同じだというふうに思っておりますので、日野市自身の施策、政策ともあわせて、公団に対して今のお住まいの方々の御心配は必ず、何といいましょうか、解決をするということで、これからも取り組むつもりであるということに何ら変化はございません。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　示された家賃は１ＤＫで６万8,000円ですか。そうすると月々、年金が34万なければ、２割ということにならないわけ。かねがね市長がおっしゃっているのは、収入の２割程度が家賃にふさわしいということをおっしゃっておられますので、２ＤＫが８万9,000円という数字になっていますので、44万5,000円、収入がなければ暮らしが成り立たない。３ＬＤＫになると70万円の年金を手にする人でなければ、２割ということにならないわけですね。こうして見ると、１ＤＫのところの34万でも国民年金７万の人には、もうはるかに及びません。６万8,000円払ったら2,000円しか残りませんからね。

こういう家賃設定が出されているんですが、今住んでいらっしゃる方が必ず市営住宅に入れるという保障が、市長、あるんでしょうか。この家賃ではとてもやっていけないので、その保障があるのかどうか。お答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　考え方としては、あるというふうに取り組んでいきたい、こう思っております。つまり、日野市独自の施策あるいは都営住宅方式とか、いろいろあるようでありますし、今後の具体的な協議の中で、１人の方も、何といいましょうか、御迷惑にならないようにしたいと、このように考えておりますことは何ら変わりはございません。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　公営の住宅で皆さんを全員そこに住んでいけるように、今、保障をしてくださいました。

家賃に対して皆さんがノーっておっしゃっていることは市長も御存じだったと思いますし、こういう家賃設定にしかならなかったという公団側の示した、この家賃の一覧表ですが、過去の市長の話されたお言葉の中で、決めるのは公団側なんだから市はどうにもならないというふうな意味をおっしゃっておられます。それにしても、何とか家賃設

定は皆さんの納得いく方法でやりましょうとお約束をされていた、そのお約束に沿って全力で公団側に市長は交渉してくださったという経過があったんでしょうか。どんなに頑張っても、どうしてもだめだったっていうふうな結果というふうにとらえて、それが正確な判断ということになるんでしょうか。ちょっとその辺、本音のところをお聞かせいただければうれしいと思うんです。

お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在は建て替えに取り組むということですから、その建て替えは十数年にも及ぶ長期の事業でありますので、その間のいろんな住まい方のやりくりの仕方があることは間違いありません。したがいまして、個人個人のお立場に対しまして、過大な負担にならないように対応するということを申し上げておるわけでございますから、そのとおり信用していただいて結構だと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　市長のお話では、一人もあそこから出ないで済むような都営住宅とか市営住宅を何とかつくりましょうとおっしゃっているんですが、今、４月の市長選を目前に控えて、お３人の方が立候補の意思を示されておられます。森田市長もその中にいらっしゃるわけで、３人のうち、だれが次の市長になられるのか、私どもには全くわかりません。それは神のみぞ知るということで、全くわからない。万が一、市長が続投できないっていうことが出てきたとき、どういうふうな手当で今住んでおられる方々を保障できるんでしょうか。その辺のこともお聞かせいただきたいんです。

済みません。よろしく。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般的な行政手順といたしまして、多摩平の建て替えは、まさにこれから始まるわけでありまして、しかも十何年間の事業計画だというふうに聞いておりますので、いろいろなやりくり、住まいの仕方がある。したがって、現在、入居されている方々に急に家賃がふえるなんていうことはないわけでありますから、そういう状況の中で、一人ひとりのお立場に十分こたえる家賃負担を処遇として配慮していくということは、まさにこれは行政で可能なことですから、どなたが市長になられても間違いなくできると私は思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　どなたが市長になられても、今お答えいただいた内容で必ず、

１人も泣く人は出さないで済むという御答弁なんです。そのお約束は、この議場でお約束をしていただいて議事録にも残るわけですが、文書で今のうちにきちんと地域住民の方と、お約束を交わしていただくということはできませんでしょうか。お聞かせください。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　時間のあることですから、十分対応してまいります。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

文書でしっかりと交わしていただいて、次にどなたが市長になられるか、まだお３人が立候補の意思表示をされておられますので、公団住宅はかなり先にもなる。万が一のときも、そんな心配はないというふうに、文書の中できちっとお約束を今後していただくということで、住民の皆さんには納得していただきたいと思います。市長、この点、本当によろしくお願いいたします。

終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって19の２、多摩平団地の建て替えは、後世に悔いを残さないために、住民の意志を尊重せよの質問を終わります。

一般質問19の３、すばらしい栄町のサービスセンター。ショートステイのベッドをフル活用できないものか問うの通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

○18番（橋本文子君）　２月21日に栄町のサービスセンターをお訪ねいたしました。デイサービスの皆さんが、そろそろ帰り支度を始められておりまして、職員の方たちも忙しく対応をされていました。大変、活気のある風景でございました。そのうち、送迎バスへの乗り込みも終わり、名残惜しそうに手を振りながら皆さんは帰っていかれました。１人だけ、家族のお迎えを受けて御家族の運転される車で帰られる方は、家が遠くに引っ越したためにバスの送迎ができなくなったからだっていうふうな説明をしたりしながら、様子を私も聞かせていただいていたんですが、全体的に本当にとてもいい雰囲気だったんです。

そのうち気がついてみると、ショートステイの方だけが園内に残られて、職員の皆さんは今度はお掃除で大変忙しそうに動き回られておりました。ショートステイには、その日、５名お泊まりだということで、その５名の方が廊下のカウンターのそばに、いつの間にか集まってこられて、３人は車いす、１人の男性はつえをついて、ゆっくりと歩いておられる。あと１人の女性はくの字に曲がった背中をしんどそうに、不安げに行っ

たり来たり、歩いてはまたカウンターの前に腰かけるとかしながら、私はその様子をじっと見ていたわけです。

そのうち、その１人の男性の方が壁際に腰をかけられたので、私もその隣に腰をかけました。一生懸命その男性が話しかけてくるんです。「ここの職員はよくやるよ。とってもよくやるよ」私はその言葉で、なんか、すべてが見えるような気分になったんです。「そうね。本当に私もそう思いますよ。時々別荘に来る気分でここのショートが利用できたらいいですね」なんて、そんな会話をしながら、じっと座っていたわけです。

ベッドは10床あるわけですね。その日のお泊まりのショートの方は５名でした。なにか、こんないい施設なのにちょっともったいないなという気がしたりして、その利用率はどんなものかなって、ふっと疑問になったものですから、今回、質問をさせていただくわけですが、その利用率について、まず御答弁をいただければと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答えいたします。

栄町サービスセンターのショートステイの部分の利用率ということでございますが――失礼しました。昨年７月までは利用の状況を率で申しますと80％に満たない状況がございました。それ以降、８月以降でございますけれども、80％は超えている状況です。１月はちょっと低かったわけでございますけれども、一般的に80％を超えますと現場の実態、状況といたしましては、かなり高い利用であるというような状況、実態にございます。

と申しますのは、利用者の宿泊期間の組み合わせによりまして、どうしてもその間の穴があく状況が、これ、出てまいります。また、施設の内容が10床でございますけれども、個室が２棟、それから２人部屋が４室でございまして、２人部屋につきましては、御夫婦の御利用ですとか、原則として同性の利用ということにいたしておりますので、利用者の組み合わせによりましては、またその部分、あきが出てくる場合がございます。どうしても20％近い、そんな状況ですのでロスといいますか、そういうものは発生をしてこようかというふうに思いますし、そんな状況でございます。

人数につきましては、80を超えるような現況もございますので、十分あるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　土曜、日曜の受け入れ体制はどのようになっておりますか。ちょっ

と続けてお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　土曜、日曜の受け入れの件でございますけれども、現在では土曜、日曜が職員体制の問題等がございまして、受け入れは行っておりません。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　昨年の７月ごろまではベッドもかなりあいていたということですが、８月以降は80％近い、あるいは超えることもあるというふうな状況だそうで、ほっといたしました。

今、土、日の対応について伺ったところ、そこのところは職員の体制でできていないというふうなお話のようです。入所なさるときっていうのは、看護婦さんに同席をしていただいたり、持ってくるものはどうなのか、健康状態はどうなのか、精神状態はどうなのか、日常生活はどういうふうにしているのか、そういう点などを十分、家族の方と入念に打ち合わせをされて入所の段取りになるというふうに伺っているんですけれども、家族がそのような入所時にゆっくりと職員の方とお話を、打ち合わせをできるっていうのは、むしろ土、日の方がやりやすいわけですね。ですから今後の課題として、むしろ平日よりも土曜、日曜日にも受け入れられるような職員体制がつくれないものかどうか、ちょっとこの点をもう一度、伺わせてください。

お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　土曜、日曜日からの受け入れにつきましては、現在、大きなといいますか、当面の課題ということで考えておりますので、お話にございましたように御家族の方の時間的余裕、それから土、日からの休みから出発してのいろんな用事とか、そういうことが通常のウイークデーよりも多いというふうに考えられますので、その辺を、土曜、日曜からの受け入れについて、今後、十分検討していきたいというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございます。

もうぜひ、その土曜、日曜日、受け入れられるような体制をつくっていただきたいと思います。大体の方はお勤めを持っていて、仕事を持っていて、そういうためにお願いをしたりっていうことが多いものですから、お家族の方がゆっくりと送ってこれるのは、そういう土曜、日曜日、むしろ休日の方がいいというふうに私も認識しておりますので、

今の部長の御答弁のように、今後やっていただければと思います。

あと一、二、これはちょっと違うことですが、先般、どなたかの保健所跡のことについての一般質問のやりとりの中で、あの保健センターの跡の建物の中に在宅介護支援センターはつくられないというふうに私は聞いてしまったんですが、12月の一般質問で私は、前の小俣部長とのやりとりの中で、浅川苑のブランチとして、あそこの保健所の跡をね、そういうセンターも考えているという御答弁をいただいているんですが、そこのところ、今の福祉部長、どういう御認識をお持ちなのか。あるいは、まだいらしたばっかりでお考えになってなかったか、あるいはそういう12月のお答えはもうなくなったのか、お聞かせいただければと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　保健所の跡での在宅介護センターのことでございますけれども、12月の一般質問の関係は私も見ておりますし、そういう話も引き継いでおります。

9年度当初では具体化には、予算等の面ではなっておりませんけれども、今後、保健所跡を使っての在宅介護センターの件につきましては、検討をしていきたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　安心しました。ぜひ、在宅介護支援センターがお年寄りの福祉にとっては、まず一番の基本だろうと思います。それがまずできて、初めて福祉の広がりがつくれるわけですから、今お答えいただいたので本当にそのようにお願いいたします。

もう一つ、これは提案なんですけれども、どこの市に行っても、今、老人福祉課という名称はなくなっているんです。高齢者福祉課とかね。老人という言葉は、もうほとんど使われなくなっているんですが、高齢者でも、もっとほかのシニアでも何でもいいんですが、少しその辺の名称を考えていただけないかどうか。お考えになる余地があるかどうか。私は、ぜひ考えてほしいと思いますので、ちょっとお答えいただきたいです。

お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法律そのものが老人福祉法という呼称になっているものですから、系列する地方自治体の仕事もそういう名称を今まで使ってまいりました。何かいい名前があればということで、昨日の新聞紙上でも、ちょっとその関係のことを呼んだ記事がありましたが、それこそ市民参加で考えてみたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　　本当、近隣の市をちょっと調べていただいてもすぐわかるんですけれども、私も随分あちこちの市役所をお訪ねするんですが、もう老人という文字を使っているところは見かけません。実は私も、あした誕生日なんです。あした、66歳になります。面と向かって老人といわれると、やっぱり、いい気分しないんです。まだ、高齢者って言われる方が、まだ何となく気分的に……。ヨーロッパなんかへ行くとシニアとか、いろんな言葉を使っています。もう市民参加をまつまでもなく、これは日本全国の趨勢でございますので、市長、その辺、よろしくお願いいたします。

これは、提案をして終わります。

○副議長（鈴木美奈子君）　　これをもって19の３、すばらしい栄町のサービスセンター。ショートステイのベッドをフル活用できないものか問うの質問を終わります。

一般質問19の４、女性協会の97年度の事業計画について問うの通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

○18番（橋本文子君）　　女性社会事業協会は、昨日もやりとりがありましたように女性センターの分室だそうです。女性の積極的な社会参加と相互扶助を目的につくられました。

１月18日に会員の懇談会があったわけですが、そのとき会員数は約250名であること、そのうち27％の会員が何らかの活動をしていること、また活動内容については、家事援助と保育援助が最も多いことなどの説明を受けました。一方、会員の側からは、会員がふえればいいというものではなく、活動の内容、活動の質が問われているんだと。いい活動をしていれば、勧誘をしなくても自然に会員はふえてくるものである、等の意見が出ておりました。

また、女性の置かれている状況も刻々と変化する社会情勢を考えると、文化的な活動はむしろしない方がいいんではないかという意味の発言もありました。女性社会事業協会の発足当初は、運営委員会形式でありましたが、現在は発展をして理事会、職員体制に変身をしております。このほかの意見といたしましても、介護に入っている、あるお宅では、福祉事業団、家政婦協会、女性社会事業協会、それぞれからヘルパーの派遣が入り乱れていて、その複雑な絡みの中で疑問を持ってしまうという意味の発言もありました。

この辺を論議していると、なかなか厄介な議論に発展いたしますので、きょうは、その辺は触れないでおきますが、今、私がお話をした懇談会の中での会員の方からの意見

等を聞かれて、どんな感想を持たれましたでしょうか。

そのことを一つお聞きしたいことと、女性の社会参加を支援するために知恵や技術を身につける方策として、97年度の事業にどんな計画があるのか、その２点をお聞かせください。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　お答えします。

女性社会事業協会の活動は、女性が社会参加、それから参画できる機会、環境をつくるとともに、女性の持っている能力、知識、知能を地域に活用するために会員相互の助け合いを行うことを目的に行っているのは、御承知のとおりでございます。事業としては、会員の派遣、それから講座、研修会の開催、会員の交流、広報活動を実施しているところが事実でございます。

今、議員さんのおっしゃいました会員同士のお話し合いの中で、保育、介護を中心にしていただきたいという要望があることは、事務局の方でもよく存じております。したがって、1997年度の事業につきましては、これら二つの講習会を中心に行いたいと思っています。

事業の予算としまして、財政難の折、昨年に比べて市の補助金が約146万ほど減額の予定にされているわけですが、会員の助け合いを中心に行うとともに、二つの講座を中心に行っていきたい。

一つは、保育の講座でございます。この講座は、育児の経験がある、なしにかかわらず、会員の保育に対する知識や能力を質的に高めることにより、保育の依頼者が安心して子供を預けられるようにすることが、事業の拡大、発展につながるものということで実施するものでございます。なお、この講座の開催については、協会と女性センターの共催事業でやりたいというふうに考えております。

次に、もう一方の介護講座につきましては、在宅介護に必要な最低限度の知識と技能を習得し、派遣のニーズにこたえられる会員を育成するために開催するものでございます。

なお、引き続き会員の交流、広報活動については、前年度と同様に実施する予定でございます。

女性事業協会も既に設立以来、６年経過しているわけですが、今後も会員の意識や知識、能力等を高める事業に力を入れ、市民のニーズにこたえられるようにしてまいりた

いというふうに考えております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　御答弁いただいた中で、保育とか、あるいは介護に力をつけていける会員をつくりたい、養成をしたいというふうな御答弁をいただきましたので、それはそれで、ああ、よかったなというふうな気がいたします。

きのうもいろいろとやりとりされている中で、私もずっと考えていたんですけれども、女性政策に本当に真剣に取り組もうとすれば、当然、女性政策担当室というのがなければ、うまく成り立っていかないんです。と申しますのは、女性政策担当室というのは、大体、市の中枢の企画財政部の中に置いて、そこでの目的というのは、女性政策そのものをつくるということなんです。そして女性センターの役割というのは、担当室でつくられた女性政策にのっとって市民向けに具現化をする。どういうことをやったらいいかという、それを具現化することがセンターの役割なんです。ですから、頭脳の組織としての政策担当室と、それを実際に活動に移すというセンターは、当然、二つに分けるべきで、その具現化の一端を女性社会事業協会が担っているというのが、形の上ではわかりいいだろうというふうに私は思います。

ですから、その政策担当室とセンターと女性社会事業協会が、あるいはセンターと協会は一つの中で、一貫的で、かつ有機的な関係をどうつくっていくのかというのが、多分、これから日野の中で女性政策を考えていただくとすれば、まずそこのところを何とかしなければというのが、とても私は強い思いを持っているんです。

昨日も、この本を示されていましたが、これは実は私の友人が中心になってつくられたもので、各センターをいろいろと点数をつけて、なぜ点数なんかつけるのって私も、久保庭邦子さんという友人で、多摩女性ネットワークの仲間でもあるんですけれども、足立区が18.1で、日野が8.3。何とまあ、本当、寂しいなあって。世田谷も17.4あるなあ、豊島も17.4あるなあとか、江東区も17.5あるなあとか、まあまあ女性センターのない三鷹がやはり8.3というふうなことで点数がつけられていて、この久保庭邦子さんにも私、いろいろ話は伺っているんですが、何はともあれセンターが余りにも粗末で、まだまだ政策担当室もないところで職員の皆さんもやりにくいところがあるんじゃないかとか、それぞれの役割をきっちりと決めていって、しかもそれが有機的にかかわり合って、市民の市民参画も一緒に組み込んだところで、どう女性政策を、女性の地位向上を目的とした女性政策を行っていくか。その中に女性協会も位置づけられていいんだろう

なっていうふうに思っています。

ですから、まあまあ多少はお金もかかることですし、今すぐどうしたらいいかなっていう心配もあるんですが、とにもかくにもプロジェクトチームをつくって、あるいは今ある審議会とか、もろもろのものを利用しながら、その辺をしっかりと審議していただいて、考えていただいて、日野市は女性政策をどういう姿でやっていったらいいかというのを、本気でやっていただきたいなっていうふうに思うんですけれども、その辺の考え、私が今申し上げたような、提案したようなこと、どう考えていただけますでしょう。市長に伺った方がいいんでしょうか、この辺は。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の行政能力のこれからの前進とともに、地域社会のまた地域を支える、いわゆる女性の方々のお立場が一番大きく発揮できる、また社会に参加をしていただける、そういう状況を設置することだと思いますので、十分、努力に値するというふうに拝聴をいたしております。

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　努力とか、何とかやっていきますとか、頑張りますとかっていうような具体性がないんでね、何としても一つ、そのことを中心に考えるプロジェクトチームをつくることが、やっぱり必要なんでしょうかね。

日野には、とても女性たちの中にすばらしい考えを持った方がたくさんいらっしゃるんですよ。女性センターでも一生懸命やってくださっていて、その辺が、みんなが地位向上できるように講座をつくってくださったりしているんですけれども、いかんせん組織体制が十分でないっていうことと、やはり箱物だけで物を判断してはいけないんですけれども、あの女性センターでは本当に恥ずかしくて、つい先般も日曜日に都の方のシンポジウムがありまして、私も行政と市民とが、どう連携をして女性政策をうまく推進していくか。そして女性たちが男性と一緒になって、この社会の中でそれぞれが、一人ひとりが生かされて、社会の中で生き生きと働いていけるような方法はどうしたらいいんだろうかっていう分科会にも出ていたんです。

私が日野市ですといって発言をしますと「日野市には女性センターありましたか」っていうふうなことで、「はい、ございます。多摩の中では調布に次いで２番目にできたぐらいに先進市なんです」って申し上げても、いかんせんこれが、でも8.3ですねと。もう、これを言われちゃうと本当に私も穴に入りたいような思いで、でも、あの思いは一生懸命話してまいりました。

そういう中でも、日野にはすばらしい女性がたくさんいらっしゃいますねという、おほめの言葉をいただいているんです。ですから、そういう女性たちを大いに起用していただいて、審議会でも協議会でも、何でもいいんですがね、今後、どうあるべきかっていうのを本気でやっていただきたいですよ。

もう一度そこのところを、具体的に御答弁いただければ幸いです。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろとありがたい教訓をいただきました。これからも、ひとつ、ぜひ頑張っていきたいと思います。（「生活文化部長、何かお考え、聞かせてください」と呼ぶ者あり）

○副議長（鈴木美奈子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　市長の後について追加することは大変失礼だと思いますので（「そうだよ。部長に言ってから市長にやるんだよ」と呼ぶ者あり）……

○副議長（鈴木美奈子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　あのね、失礼だという考え方もあるんですが、人間に上下はございませんので、どういう順序でお聞きしようと、私は構わないっていうふうに理解をしております。（「上下はないけれど職責はあるんだよ」と呼ぶ者あり）ですから、男も女も年寄りも子供も、障害があろうとなかろうと、みんな同じようにこのまちの中で暮らしていける、みんなで幸せに暮らしていけるっていうふうな、24年間、大変、森田市長はそのことで頑張ってきてくださったんですよ。

これから４月の後は私も存じません。再三発言しておりますように、ただ、このまちの中で４月にお決まりになった市長さんには、ぜひ女性政策を全力的にやっていただきたいっていうふうに、この場をおかりして私の四つの質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君）　これをもって19の４、女性協会の97年度の事業計画について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時24分　散会

3月12日　水曜日　（第７日）

平成９年
第１回定例会

日野市議会会議録　（第７号）

３月12日　水曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

１番	江口和雄君	２番	佐藤洋二君
３番	菅原直志君	４番	渡邉馨鴻君
５番	吉冨正敏君	６番	小島　久君
７番	小川友一君	８番	森田美津雄君
９番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君
企画財政部参事	平井忠君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成9年3月12日（水）
午前10時開議

日程第　1　一般質問
（推薦）
日程第　2　日野市農業委員会委員の推薦について
（請願上程）
日程第　3　請願　第9－6号　医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情
日程第　4　請願　第9－7号　国民健康保険料の大幅値上げに反対する陳情

日程第　5	請 願	第９－８号	医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める陳情
日程第　6	請 願	第９－９号	人道橋架設についての陳情
日程第　7	請 願	第９－10号	児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書採択の陳情
日程第　8	請 願	第９－11号	日野市集団回収業者への補助金制度に関する請願
日程第　9	請 願	第９－12号	すずかけの家法人化に向けての請願
日程第　10	請 願	第９－13号	ＪＲ中央線立川 ― 日野 ― 高尾間複々線早期実現に関する請願
日程第　11	請 願	第９－14号	市内斎場の新設を早期に実現を目指す請願
日程第　12	請 願	第９－15号	私立幼稚園保護者負担軽減補助金についての請願
日程第　13	請 願	第９－16号	遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを国に求める意見書提出に関する請願
日程第　14	請 願	第９－17号	日野市立総合病院建て替え基本設計の見直しに関する請願
日程第　15	請 願	第９－18号	豊南橋は人と車が通れる所謂車道橋を計画し建設することを要望する請願
日程第　16	請 願	第９－19号	豊田南地区の用途地域及び地区計画を早急に見直し改正することを要望する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第16まで

午前11時14分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問20の１、多摩平団地建替え問題の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔23番議員　登壇〕

○23番（夏井明男君）　この問題につきましては、本議会でも既に鈴木議員、吉冨議員、橋本議員が質問をされています。今回だけでなくて、もう過去、長い年月にわたって、さまざまな角度から質問をさせていただきました。通常ですと、毎回、この問題が取り上げられるということは、また複数の議員から、これだけ多く取り上げられるということは、恐らくこの議会の中でも、それほどなかったことではないかと思います。毎回、この質問について質問されない議員の方も、意見書、さらには請願等で審議を尽くしていただいております。しかし、今回の問題を取り上げるについても、また、この問題を取り上げるんですか、というふうな議員の方はだれ一人もいらっしゃらない。むしろ心配をして、どういうふうに今状況が進んでいるんだろうかということを、耳をそばだてながら聞いてくださっているわけです。これは日野市議会の中で始まって以来の私は現象ではないかというふうに思います。

その背景は何かといえば、これは市会議員として市民相談を、おのおのの立場で展開をしているわけですが、一番のやはり中心になるのは、さまざまな相談の中でも、その生活をどういうふうに守っていくか、そういうことを日々市会議員として、議会があっても、なくても、多くの方が、そういう場面で接しられて闘っているからだろうというふうに私は思います。今回、多摩平団地の建て替えというその背景には、多くの方の生活の不安――不安だけではなくて、見通しというものが立たないということが現実に立ちふさがってあります。ですから、毎回、このように多くの回数を重ねて質問されても、またこの問題をやるんですかということが一言も出ないというのは、そういう重みの背景があるからだろうということを、重々認識をしていただきたいというふうに思います。

それを踏まえて、市長にお尋ねをしたいというふう思います。私は別に、市長をやゆしたり、皮肉ったりするような姿勢は毛頭とっておりません。また、不可能なことを強いてということも毛頭考えておりません。ですから、市長の今までの、生意気なようですが、市長の生き方の問題と密接にかかわっておりますので、そういう意味で、市長のその言葉が、自分の人生観、命の比重がかかった言葉で話をしていただきたいというふ

うに思います。

それで、この間、吉冨議員が、非常に簡潔に、平成３年度から今日に至るまでの大きな段階を分けられて、明快にお話をされました。基本的には、そこにすべて凝縮をされているわけですが、その後の最後のところで、市長は、驚きましたと。吉冨議員の意見、質疑等踏まえて、驚いたと。どうしてそのような表現をされるのかわからない、というふうなお話が議会でありました。ここのところは、私は非常に大事な点ではないかと思うんですね。で、鈴木美奈子議員の質疑の中では、非常に激励もいただいたし、そのつもりでやっていくという、非常に波長の合う形のような結論ではなかったかと思うんですね。そこでも私はギャップを感じているわけですけれど、その疑問、また驚いたという言葉に私は驚いているわけですが、そこら辺をもう少し率直に理解のできる言葉でお話をしていただきたいというふうに思います。

それは、今回、議会に見えていない方、大勢いらっしゃいます。例えば、今回、いわゆる指定ということの対象になった地域の方も含めて、この間、多摩平の南集会所で意見交換、勉強会、報告会を兼ねた真剣な会合が持たれたわけですが、そこにお住まいの方、約100名以上の方がそこに参加をされていました。非常に真剣に自分のこれからの生活を、どういうふうに生活設計をしていったらいいだろうなという気持ちで真剣に参加をされていた事実があります。そういうことを踏まえますと、今市長からいただく答弁というのは、市長もそういう方を眼に描きながらお話をしていただきたいというふうに思います。

それでは率直に市長にお尋ねをしたいと思います。まず一つは、今市長、お気づきだと思いますが、指定になる前までは、公団関係の職員の方が傍聴に見えていました。もう見えなくなりました。この現象を市長はどういうふうにとられるか、これが１点であります。そのことをちょっとまずお聞きしたいと思います。いわゆる指定という意味の重みということでお尋ねをしたいと思います。今もう、公団の人たちは見えていない。指定の前までは、真剣に傍聴に見えていました。もう、一切見えていない。こういう事実がありますが、この指定の意味ですが、指定の前後がこのように違う現象が既に今出ているわけですけれど、指定の前後でこのように違うというのを、市長はどういうふうに受けとめられているかお聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩平公団住宅の建て替えの話題が市の行政とのかかわりの中で、長いわけでありますが、日野の私どもの行政姿勢は、市民生活を守ると、そして

また、自治体日野市としての将来の発展を期するということで、すべての考え方がそこからスタートするというふうに考え、また日ごろ申し上げておるとおりであります。住まいということは、衣食住と言われるものに、重い個人生活の手段としての課題でありますから、当事者の方々が関心が高いということは、言うまでもないことだということもよく理解できます。そして一般論として、市民生活を守るという考え方の中から、すべての対応、施策が生まれるわけでありまして、これまでいろいろな形の提言もいただきましたし、また、何といいますか、行政としての約束も求められたという経過がございます。私自身、当初から申し上げておりますとおり、多摩平団地は日野市でも大きな居住団地として、顔の一つと言えるぐらいであります。それからできたときから、私どもも深く経過を承知しているわけでありまして、住民の方々が新しい日野市民としておいでになった幾多の市民運動に合わせて、大きく解決をすることが可能であったというふうに認識をしているということも、これまでしばしば申し上げました。

ただ、多摩平団地が何といいましょうか、建設されて、あるいは住宅団地として造成されて、三十数年を経過する期間を経て、日本の背景の、いわゆる国民生活、市民生活という様相も、大きく変化しております。団地という言葉が当時、新しくできるほど地域社会としての関心度の高い、また、国民生活としても注目をされる居住形態であったと。そして経済成長に合わせて、何回も申し上げますけれど、なるべく家賃が安く、それから建物規模も整って、良質な住宅環境ということが、国の住宅政策の施策でなければなりませんし、多摩平団地は、その意味で大変意義が高かったというふうに思っております。

また、今日の社会情勢、あるいは国民生活のあり方ということで、老朽化すれば、新しく建て替えなきゃならない。また、それにあわせて、今日の社会情勢にリンクする、そういう住宅規模、あるいは環境というものを整えなきゃならないということでありますので、建て替えそのものは、私はむしろ積極的に肯定して、その経過の中で個々の問題の、いわゆるお困りの方が出ないように、あるいは所得の年金等の状況においでの方に対しても、手厚い条件をもって解決を図りながら、長期の期間を要する仕事でもありますし、いろいろな当面の事柄を解決しながら前進をさせていくということが、私は日野市行政の立場だと思っております。あわせて、お店の発展も図らなきゃなりませんし、それから自治体としての貴重なエネルギー、つまり多少の人口を絶えずふやすと、そして一定のところまでは力いっぱい、活力のあるまちに仕立てていくという諸条件の中で、多摩平の建て替え問題、あるいは個人個人の居住の問題、それから生活の問題、これら

を解決をしていくというのが、行政のまた大きな仕事だというふうに認識をいたしております。そういうことで経過をしてきておるわけでありますし、多分、１カ月か１カ月少々前に、自治会の方と面会をしたことがありましたが、家賃の問題におきましても、私が日ごろ申し上げておりますとおり、所得の１％程度というのが一つの基準だろうということに伴って、それになるべく近い状態を実現させるというようなことで、意見が一致できたというふうに思っております。

したがいまして、今回、建て替え指定ということを、これは行政の機関機関としての一つの意思決定ということだろうと思いますし、日野市は日野市として早くから、市民生活を守るということで意思決定を行っております。また、公団も、具体的に何年間計画ということになるだろうと思っておりますけれど、その意思決定のあるのもまた、一つの行政の手順だというふうに思っております。したがいまして、本番がまさに当面してきたということでありますから、解決をする手だては、これから具体的に進めていくことは言うまでもない、こういう考え方でございます。したがいまして、建て替え指定ということが、公団側の一つの意思決定というふうには見るわけでありますが、これを機会に、もっと具体的な個々の解決すべき事項のために取り組んでいくということになることも言うまでもないわけであります。したがいまして、何か、建て替え指定を拒否し得なかったということが、大変な行政ミスだというふうに言われる点を、私は驚いた、というふうに申し上げているわけでありまして、一歩一歩これから具体化をしながら、そうしてまた、当事者の方々に、公団側の整った姿勢を対応させるということで、むしろこれからの解決のコースが定まってくるんではないか、このようにもまた期待していいかと思っております。

住宅公団は、居住者の居住権とともに、また国民の住む権利を保障する、そういう立場でもございますので、一自治体として公的にも、あるいは個人生活を守る上でも、非常に役割があるだろうと思っておりますので、そのように申し上げたというような経過でございます。傍聴席に公団職員が見えるか、見えないか、これは私も具体的にはよく知りませんでしたが、私からちょっと推測は、事実を存じませんので、お答えというわけにはできないわけでありますが、向こうの考えもあるだろうと思っておりますから、じかにこれから責任者の方と一度しっかりと語らってみたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　かなり丁寧に答弁をいただきました。率直に疑問に思っている点を、ちょっと簡略に申し上げますので、教えていただきたいというふうに思います。

要するに期日とか、何月何日とかということを申し上げるとだめかもしれませんので、一応踏まえて、一つ申し上げます。

前回の市長選の選挙の際、これは公約の話ですが、ですから、1993年の３月30日ですね。ここで公団の建て替えについて、要するに家賃を含め、すべての居住者が、戻り入居できるように計画するのが当然です。この点でも、協議が整うことが前提です。これが市長のお話ですね。それから、その後に何回か大きな集会で話をされているわけですけれど、もう少し具体的な言葉として表現もされているわけですが、1995年の12月23日のところでも市長は約束をしているわけです。家賃については、公団が建て替え指定をする前に、まず家賃を公表してもらう。これは橋本議員が指摘されたとおり、市長はお約束を守られた、という表現もありましたけれど、する前に家賃を公表してもらう。その家賃を住民が承認した後で、建て替えを指定することとすると、こういうことですね。ですから、市長のおっしゃっている、これだけの家賃でどうだろうかというふうに市が受けて、それでは具体的に住める形というのは、こういう形で住めない人が具体的に出てきます。これだけのデータがあります。これだけの家賃で住める人もいます。しかし、この何割の国民年金のこういう人たちは現実に住めなくなります。過去の建て替えのデータについても、こういうふうなことが現実に起きていますと。こういう作業を市長の間とで具体的に話をして、そして、１ＤＫで６万8,000円の家賃、２ＤＫで８万9,000円の家賃、３ＤＫで12万2,000円の家賃、３ＬＤＫで14万4,000円で住めるだろうかと、こういうことを具体的に詰めていって、この件については、市の方の制度がこういうふうにあると。これについては、家賃補助の制度があるし、この制度では市営住宅のこともあるとか、具体的な市民との間で、そういうふうな作業の詰めから見ていって、それでは、このぐらいの家賃だったらどうだろうかというふうな作業をして、それで市長の方で、これではまだ、住民の納得が得られないと。ですから、公団さん、もう少し指定を延ばしてほしいと、こういうことだろうというふうに思うんですね。

そういうふうに私も実は、市長がさっきお話されていましたけれど、自治会さん側の人とお話をされたと言いますけれど、吉冨さんも鈴木さんも私も、副会長で入っていますから、本会議でこういうふうに話をしない前から、いきさつはもう目の当たりで、市長も当事者ですから、ある意味で我々も当事者ですから、話をしているわけですよ。私の認識も、そういうことがあるから、住民の方、安心してくださいと、我々が守りますよという言葉にもなっているわけです。ですから、確信を深めているわけですね。その約束をしてくれて、泣く子を一人も出さないからと。その一つの手続の大きなものとし

て、そういうふうに我々は理解をしてきたわけです。ですから、団地の方で、公団側の方で、3月3日の日に、5日プレス発表して、20日云々ということは、情報を得たときに市長に、公団の家賃の提示を受けましたから、それに基づいて我々としては話し合いをしました。それを市長の方に、これではやはり、いろいろ討議したけれども、不幸な人を出してしまうので、もう少し検討していただきたい、こういう考えを持って市長に再三お願いをしたわけですね。

ところが、日程的には、市長は公団の発表があった後に、約束するという形をとりましたから、我々としては、それでは今までの手順としては意味がないので、せめて公団が指定をする前に、市長にそのことをお願いにいったわけですね。大事な話だったと思います。そのとき、市長の方では、30分時間をとってもらった。私の情報では、後半の方も、30分もう大丈夫だったような話を受けていました。ですから、そのときに、その話を我々とはし始めたわけですよね、市長。つるし上げとか何とかという話じゃないわけです。ですから、そのとき私が、市長、こういうふうな状態で、もう少し待ってほしいと。要するにどれだけの人が出て――不幸な人が出てしまう。不幸な人という言い方が少しきついかもしれませんが、そうならないような、生活の心配がないような見通しをつけるまで、指定というものの作業を、まず市長から言ってほしいというふうに私も、今私がお話をしているような感じで、私は市長にお話をし始めましたけれど、しかし、市長は、まだ時間が七、八分残っている中で、次に先客があるので、これで失礼しますというふうに帰られちゃった。で、ここを、住民の方でも決して無理を言っているわけではないわけですよ。これだけの6万、8万9,000円、14万幾らという形が最終家賃として提示をされたと。それでは具体的に、どういうふうに生活設計をしていったらいいか、もう少し煮詰めて話し合ってみる。とりあえずこれでは無理だから、もう少し待ってほしいというふうに言ったわけですよ。そうしましたら、市長が今までおっしゃってきた言葉で言えば、公団さん、少し待ってほしいと。住民の方でも、今真剣にそれを考えて、市の方でもどういうふうにしたらいいか知恵を絞っているんで、その大筋の見通しをつけてまた、市民の方にも納得をしていただく作業をするので、待ってほしいと、こういうことを言ってほしかったわけですよ。

ですから、これは今私の話ですが、市長にお尋ねしたいのは、市長がこういうふうな家賃のことを約束されましたね。これはもう一度確認をさせてください。それが一つです。大事な観点ですから、いわゆる四つの約束の中の今私が申し上げた、住民の合意が得られるまでもう少し待ってほしいと。それを市長は、私がそれは言いましょうと約束

しているわけですけれど、どうでしょうか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも何回も、日野市という行政が、市民生活を守る、当然のことを原則としてやってまいっておるつもりでございますし、それから、今多摩平団地に居住されて、当面の建て替え問題に心を砕いておいでになる方々のお気持ちもよくわかるわけでありますから、御心配のないように、あるいは生活権が侵されるようなことがないようにということを本旨として、公団との対話もそうでありますし、市としてのまた行政施策も、いろいろな手段があるだろうと思っておりますので、そういう意味で申し上げているわけでありまして、その局面局面で多少お気持ちに沿い得ていないとすれば、申しわけなかったということになるわけでありますが、私は今後の推移の中で、むしろ解決する具体的な進展こそ大切だというふうに思っております。おしかりを受けることも多々あるかもしれませんが、何ら基本的姿勢、あるいは基本的考え方に変化がございませんので、それを一つお答えとして具体的な個々の課題にこれから取り次いでいくということで、日野市の行政のむしろ具体的な責任と、それから対応の機会が生まれたと、このように思っておるような状況であります。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長、今おっしゃっている意味はわからないわけではないんです。今市長のお話を聞いていると、余り解説者的には言いたくありませんけれど、わからないわけじゃないんですけれど、わからないのは、今私が申し上げたこと、要するに市長が、皆さんがこれで見通しが立ったという段階になって、夏まで指定は待ってもらいましょうというふうに約束をされた。それで、市民の方としては、これではちょっと厳しいですと。もう少し指定を延ばしてほしいという話をしたわけですね。で、市長はそれをどうしてですね、そうですねと。じゃあ、もう少し我々でいろいろ話し合いをして、というのは市長がおっしゃっているわけですね。公団から家賃で示された額というのは、いわゆる収入の２割程度だというふうに合意も見ていると、今市長はお話しされていますよね。それから見ると、今の家賃はどうなのかということは、当然、話し合いとして出てくるわけですから、それまでもう少し待ってほしいというのを市長、どうしておっしゃれなかったんですか。そこが私、一番聞きたいところです。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる建て替え指定という機関の意思決定だろうと思いますが、他の機関の私は、意思決定をすべきことに、こちらが余り深く干渉すべきではな

いだろうと。日野市は日野市としてのまた機関の立場もありますから、それぞれの存在を認めながら、また、基本的には、信頼関係というものを保ちながら、具体的な当事者の立場の課題でこれからだんだんと協議といいしまょうか、そういうことに進むことになるわけでありますから、むしろ解決といいますか、見通しを持つということにつきましては、そういう状況の中こそ、より具体性があるというふうに言うべきではないかと思っております。

それから、家賃のことにつきまして、確かに我々の市営住宅という公営住宅の感覚からいうと、かなり高いわけですから、これに対しましては、意見としては、高いというふうに言われております、というふうには、その場で、いつやら支社長のおいでになったときに、ことし１回ですけれど、申し上げたように思っております。それから、その後に、今いわゆる公団の性格という問題で、特殊法人の何か性格の変更が行われるというような大きな課題も生まれておりますので、その建て替えという大きな作業が、何か市場という競争感覚といいましょうか、そういう中で行われては、これは本質にかかわってくることになりかねませんので、もとの性格の立場で、きちんとした、国民に奉仕する、また、居住者に奉仕する、そういう姿勢でやっていただきたい、こういうことを直接にも申し上げた記憶があるわけでございまして、何回も申し上げますけれど、何か大変誤ったと指摘されることにはならないんではなかろうかと、こんなふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　これは私の率直な疑問ですから、お話を聞いているわけですけれど、今市長のお話ですと、要するに、もう少し住民の人との話し合いをしていく作業もあるし、市民としての生活が、見通しが立つような、そういう形の作業を今しているので、公団さん、今指定という形のものは、もう少し待ってほしいと言えない理由としては、今ちょっとお聞きしますと、指定はもう少し待ってほしいといった場合には、公団との信頼関係が損なわれてしまうんだと、こういうお話ですね。果たして公団はそのことによって、信頼を失ったというふうに理解するかどうかだと思うんですね。私は、公団の方は、もう何遍も何遍も傍聴もされ、いろいろな状況も知っていますから、市長もこれだけ皆さんに約束しているということも、もう知っていますから、また、その団地に住んでいる方も、絶対何が何でも反対だというふうに言っているわけじゃないわけですね。そういうことも知っているわけですから、もう少し待ってほしい、作業として進めています、ということですから、信頼関係を失うことは私はないんじゃないかと。

それをおっしゃってもですね。そういうふうに私は思います。

あともう一つ、いわゆる公団の手法、要するに公団としての仕事に対して、何か干渉するようなというふうなお話がありましたけれど、何らかのかかわりを持たなければ、要するにもう少し待ってほしいという言葉すら言えないということであれば、永遠に延ばしてほしいということじゃなくて、もう少し公団のありようやなんかも今問われているときだし、そういう中では公団の方でも、非常に今迷っている客観的な状況もあるし、それだけじゃありませんけれども、もう少し待ってほしいということすら市長は、それは相手の仕事に対する干渉だ。それはしたくありません。日野市でもそういうことがあったら嫌です、というふうに今おっしゃっているわけですけれど、そのことすら、指定をもう少し延ばしてほしいということすら言えなくて、どうやって公団の方に、これから市民を守るための家賃の設定のことであるとか、そういうことを公団の側に言っていけるんですか。そこを教えてほしいんです。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教えるとか、教えられるとか、そういうことではないと思っておりますけれど、要はお互いがお互いの立場で、正当性を唱え、また信義を貫くということにあるだろうと思っておりますから、公団の性格というのは、何回も言いますように、良質で低廉な居住条件を国民に提供するということのはずですから、とりわけ定年になられたり、年金生活の方には特に、その立場を重んずる、そういうことは私は十分可能だというふうに思っております。日本の経済動向がこれから10年先、もっと先のことを、今予断することは難しいと思っておりますけれど、家賃といういわゆる居住経費というのは、所得の２割程度というのが一つの標準だろうと思っておりますので、なるべくその水準が守れるように、市の施策においても、あるいは福祉の施策においても、いろいろな工夫はあるだろうと思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長ね、今おっしゃっていただいている、夏井さん、心配要りませんよ。公団の方にいろいろそう言わなくても、公団さんは公団さんでおやりになっても、市の方としては、独自に市民を守る手法というのは考えていますよ。ですから、大丈夫ですよというお話なんですね。それを私は信じたいわけです。信じたいから、自分の率直な疑問、疑念――疑いですね、それを晴らしたいから聞いているわけです。信じたいから聞いているわけです。ですから、いわゆる市長が、もう少し指定を延ばしてほしい。絶対反対ということじゃないんだと。だから、そういうふうに市長、守ってく

ださいよというふうにお願いにいったわけです。しかしそれは、今のお話ですと、公団側に対する信頼を失ってしまうということ、それから公団の行政手法に対する干渉になってしまう。だからそれはできませんと、こういうことに理解したわけです。

思い返せば、用途地域の見直しのときに、これが要するになってしまったときには、公団に、あそこの団地に巨大な団地が建つという、そういうふうな設定がありました。市長も、用途地域のときに、南集会所の方へ駆けつけて、お話をされた。要するに用途地域の見直しの決定をしたとしても、それは皆さん大丈夫だよ、安心しなさいというふうにお話をされましたよね。で、そのときに、要するに市で持っている用途地域の見直し、権限というのは非常に大きいですから、その権限を一つの防波堤にして、具体的に公団の方に折衝して、譲らせていく、こういうことをやることができなくなったじゃないですかと、市長に話しましたら、いや、そうじゃありませんよ。市の方でも、市の方の協力がなければ、用途地域の見直しということがあったとしても、市の方の協力がなければ、そんなことはできないんですよ。そういう権限だって、自治体は持っているんですよ、というふうにおっしゃっましたよね。そこまでおっしゃっている話と、今指定をする、これはこうですから、もう少し待ってほしいという話と、どういうふうに理解をしたらいいか、理解できないんです。それが一つあります。これをもう一度お聞きしたい。

あと、別の角度から言えば、開発協力金について、お金の話で市長もお怒りになられたけれど、これは森田議員さんは嫌がるかしれないけれど、議長も私も、それから自治会長の笹原さんも、それから窪田さんという方もいらっしゃるときに、市長は、要するに多摩平団地の開発の協力金ということについて、社教センターの建設の方に応援をしていきますというお話をされたわけです。私は驚いて、ここで、それはどういうことですかと話をしたら、私はそんな話をしたことはありません、というふうにおっしゃった。私は今でもそっちの方を信じているわけです。社教センターの運営審議会のところで、市長がしゃべられた話を私は信じていた。なぜ信じていたかというと、夏井さん、本会議でたらめ言っちゃだめだよ。市長は、そんなことは言ってないじゃないかというふうなことは一言もありませんでした。今でもありません。ですから、私はそれは、正しいと思っています。開発協力金という三十何億円というお金を、市長は対外的なそっちの方までアクションを起こされて、考えをめぐらされているという、これと、今市の議会でも意見書として採択をされましたけれども、いわゆる特定目的ですね。借り上げの家賃制度というお話もしているわけですけれど、それに対して市長は、話をされないん

ですよね。その矛盾は一体どうなのか、大きな疑問なんです。

それからもう一つ、市長にも根本的な疑問があるんですが、今までの公団では建て替えをやってきました。3点目の大きな疑問です。公団で建て替えをやってきました。で、指定がされた後の状況がどういう状況であったか。三多摩でも随分展開をしています、実例が。情報を見れば、すごくわかると思います。どんな状態であったか。それを公団が目の当たりに見て、これではいけないということで、一つひとつ改革をしてきました。しかしそれでもだめな現実は、公団の職員自身が認めているわけです。我々としては、これしか方法はないんだ。上の理事やなんかに言っても、言うこと聞いてくれないんだ。自分たちも禄をはんでいる以上、それに従ってやらざるを得ないんだという声を聞くわけです。そうしますと、市長が、要するに公団さんがどうあっても、市の方で頑張れば大丈夫だから、という言葉を我々は強く思いたいわけですね。しかし、市長の対外的な社教センターの運営委員会における発言のあり方、それから今回の特定目的についてのその答弁のあり方、どういうふうにそれを信じろというんですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市は確かに、開発指導要綱という基準を厳しく、一般民間開発には御協力をお願いするという基準として持っているわけであります。その中に、確かに、公共負担金という、かつては、学校等の公共施設をつくる、その一部に充てる考え方でありましたが、現在では、なるべく緑地を求める原資にしようという考え方であります。民間には1戸当たり、あるいは1宅地当たりといいましょうか、180万円ぐらいからという基準があることは承知しておりますが、住宅公団であるとか、あるいは東京都の住宅局という、そういう公共機関の住宅戸数に対して、1戸幾らという適用を行っておりません。むしろそれよりはるかに比重の高いといいましょうか、そういう意識でお願いをするわけでありますから、何か私が発言したことが、そのいわゆる一定金額の公共負担金を原資にして公団側に求めるというふうな意識は全くありませんでした。むしろ伴って、単なる増戸ということではなくて、日野市自治体としての活力、あるいは人口のある程度の微増を平均的には求めていくと、これが大切だろうと思っております。

それから、社会教育センターは、既に30年近い長い歴史をもって日野市全市民に何といいましょうか、社会教育を通じたサービスをしてもらうということで、非常に役割を持っておる、また実績のある機関でありますから、何とか存続できるように図っていきたいという考え方も伴っておるわけでありまして、そういう意味で、今後の対応は、住

宅公団にも、あるいは東京本社と協議を進めます、豊田駅周辺との再開発の中にある程度その増戸分の住宅もはめて、まちの活性化並びに自治体としてのエネルギーの蓄積、加えて、伴う必要な公共施設も協力してもらう、こういうことを機関同士と積極的な協力ということで協議を進めるということが私は、十分可能だというふうに思っておりますので、民間主導の場合とは意味が違うということもあわせ御理解をお願いしたい、こんなふうに思っております。

御質問に直接答え得ていない分もあるかもしれませんが、大きな将来展望の中で、個々の生活のこともちろんでありますし、また日野市発展の一定の基盤を考えながら、全体像を描いていくということもあっていいんではないかというふうに申し上げておる、あるいは感じておるところであります。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　私たちも、建て替えの理想、ビジョンというのを描かないわけじゃありません。しかし、それによって、後でしわ寄せがきてしまう人ということを、やはり、一番見届けて、心配をして、一緒に走っていくという姿勢がなければ、そのビジョンというものは私は、色あせたものだというふうに思います。要するに犠牲の上に立ったものだというふうに思います。それは政治の発想としては逆だと思います。そういうふうに思います。それで、これ、市長ね、すごく――市長ねという言い方、非常に失礼かもしれませんが、市長ね、一言だけお聞きします。要するに市民との間で四つ具体的に約束をされました。それで、市長は、家賃については公団が建て替え指定をする前に、家賃を公表してもらう。その家賃を住民が承認した後で、建て替えを指定することにする、こういうことで進めていきます、ということを市長は約束をされていると私は認識をしていますが、それで間違いございませんでしたか。

○議長（土方尚功君）　市長、一言どうぞ。

○市長（森田喜美男君）　四つの条件ということをよく問われておるわけでありまして、何ら行政として、市民生活を守る手段としての対応に必要な原則は、変更がないというふうに申し上げております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　要するに私の今話したことは間違いないというふうに言ってよろしいですね。禅問答やっているわけじゃないんですから。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の信念を申し上げているつもりでございますから、信頼し

ていただければ幸いだと思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長、前の議会でも、その前の議会でも、これは確認して、そのとおりに理解していただいて結構です、というふうにお話をされているわけですね。今のお話ですと、それよりももっと訳のわからない話になってしまっているわけですよ。私、先ほど申し上げたとおり、団地に住んでいる多くの方が、一市民として、素朴なお年寄りが、わかる言葉で話をしてほしいんです。それはまさに、市長のおっしゃっている、憲法を市政に生かす展開の理念だと思いますよ。一般の市民の人が理解できない言葉で話をする姿勢、政治というのは、それはまさに憲法を市政に生かしている基本姿勢ではないというふうに思うんです。憲法という言葉を出さなくても、一お年寄りでも、素直に納得のいく言葉で話ができる、対話ができる、それは、私はそういうふうに理解しています。そういう側面があるということを理解しています。市長もやはり、そう思われますでしょう。思われるんでしたら、私が話をしているとおり、こういうふうに約束をされましたよね。いや、夏井さん、それは違う、約束していないとか、そういうふうに私は言っていないとか、それは夏井さんの先入観だとか、間違いだとかって、こういう言葉で言っていただければ、市民の方もわかります。でも、今の市長の言葉を聞きますと、何が何だか私ですらわからないんですから、一般の人がそれを読まれたとき、もっとわからないですよね。それは結果的には、うその政治になってしまうわけです。市長がおっしゃるように、民主主義というのは、政治というのは最高の道徳だ、というふうにおっしゃっているでしょう。それは一つは、民主政治というのは、金で汚れることと、うそをつくことですよね。結果的にそういうふうになっていってしまうことを私は恐れますから、だれの言葉でもわかるように、今の答えに対して、明快に話をしてください。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特につけ加えることはありませんが、私は信条といいましょうか、正直に申し上げておると、御理解をくださいと申し上げることが、まさに御指摘のとおりの政治姿勢だというふうにみずから思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　そうしますと、市長は、今おっしゃったように、家賃も含めて、住民の承認がないうちは、建て替えを指定をしない、認めないということを約束されたわけですから、そのことには間違いございませんね。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ないつもりでございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　もう少し私も市長のおっしゃっていることを理解したいと思いますし、自分の疑問というものも率直に晴れませんので、晴れるような作業をしていきたいと思います。

もう一つ、大きな疑問があります。これは少し外れますけれど、４月13日が市長選挙の投票日になっています。きょう、３月の12日で、１カ月後に、要するに民主政治の原点である地方政治の首長という大事な市民の選挙権行使の場がございます。市長は、今立候補されるか、されないかということを、本議会でも問われているわけですが、それに対して、また市民の審判を仰ぐために、立候補しますと、今期で私は勇退いたしますとかいうふうな明確な発言がございません。この１カ月前に控えたこういうふうな段階で、何期も市長としておやりなった方が、今のような政治姿勢でいるということは、憲法を市政に生かすという発想の仕方、市民が主人公であるという発想の仕方から見ると、根本的に私はぶつかると思うんです。相反する行動だというふうに私は思うわけです。市長はどういうふうにそれをお考えになっているのか。市民が主人公である、大事な首長選の選挙であると。しかし、現在においても、こういう立場でいらっしゃるという、その政治姿勢は一体何なんですか。これは私は根本的な疑問です。ぜひ、日野の大勢の市民の方に語られる言葉で、ぜひ語ってほしい。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先日も申し上げましたとおり、いわゆる市長選挙という政治の課題と、今日現実に市議会を開会して、議案をお願いしておるという立場がございますので、行政と政治というものを、庁内になるべく御迷惑をかけないと、こういう意味で、議案の審議に、あるいは可決をしていただくことに全力を投じてまいりたい、このように考えております。市長選のことは、その後に明確に態度表明をしてまいる決意であります。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　そういう考えもあるでしょう。恐らくその市長の今のお話しされた考えが、政治家としての生きざまだろうと思います。そうしますと、憲法を市政に生かすという市長がおっしゃっている理念、それから地方政治が民主主義の政治の原点である、市民が主人公であるという、日ごろおっしゃってきた政治理念というものは、私は、市長は理解をしていなかったというふうに断言せざるを得ません。

以上で、この質問については終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって20の１、多摩平団地建替え問題の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時16分　休憩

午後１時25分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の２、相隣関係の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君）　時間がありませんので、御答弁いただく理事者には、非常に申しわけないと思います。

相隣関係について質問させていただきます。これは、かなり難しい問題で、きょうあす解決するという話ではありませんので、引き続き継続して質問させていただきたいというふうに思っております。具体的に申し上げますと、最近、古い住まいになって建て替えるという方がふえております。目いっぱい敷地を利用して建てる方もいらっしゃるし、近隣になかなか配慮して建てる方もいらっしゃるというものもあります。また、開発行為が非常に乱雑なために、地域的に南北の日照権の問題で、構造的に近隣同士の紛争が起こり得るような地形のところもあります。最近、そういう方々から、両方の方々から相談も受けるわけですが、長年隣近所で仲よく日常会話も交わしながらやってきたところが、ある増築であるとか、増改築ということを機縁にして、人間関係が悪くなってしまうという経緯があります。非常に残念なわけですが、そういうことがなるべくないように、近隣関係がうまくいくようにということで、行政の方もかなり知恵を絞って、区画整理にしましても、地区計画の問題にしましても、想像以上の苦労されておやりになっているということがわかるわけですが、そういうことを踏まえて御質問していきたいと思います。

一つは、大坂上の事例がございました。もともとここは、狭い敷地の上にびっしり家が建っているというふうな状況のところであります。東豊田の例で言えば、開発行為全体が、非常に紛争を持ち込むような地形になっているということで、これは複戸数、相隣関係の利害が大きく対立するというふうな場面の問題であります。日野市の方でも、

かなり具体的な形としてうまくいくようにということで知恵を絞っていただいているところであります。こういうふうな二つの事例、既に市の方でも御承知ですが、現在の制度の中では、法律的にはということですが、制度の中では支障がないと、やむを得ないと、こういうふうなことであります。こういうふうな事例を踏まえて、現在指導する立場の行政として、どういうふうにお考えになっているか、まず１点、お伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　日野市が建築指導業務を始めてから、かれこれ約１年になるわけでございます。東京都からの移管の際に、この建築指導を日野市として行う目的の中に、今までの東京都の建築行政では、なかなか充足し得なかった分野を埋めていこうということです。一つは、日野市はまちづくり、いろんな方向で区画整理、地区計画と、いろんな面的整備もやっておりますので、それに合わせたような建築指導行政をやっていきたい。もう一つは、やはり東京都の広域的なものでの建築行政よりも、もう少し狭めた、日野市の中だけで建築指導できるものがあります。いわゆる身近な問題を取り上げながら、間に入って解決できるもの、または指導させていただけるもの、そんなようなことができるんではないか。この二つを柱といたしまして、当然法律的なチェックもするわけでございますけれども、建築指導行政を引き継ぎを受けまして、１年になるわけでございます。

今御質問にございましたものにつきましては、建築基準法の中では、なかなか建築基準法の１条の中にございます、敷地、構造、設備、用途、最低の基準ということになりますと、今そういう意味で、なかなか、いわゆる違反建築というものは、ないに等しいと確認しております。そういうことの中で、やはりそうはいいましても、長い間の隣近所、地域社会で隣近所のつき合いの中では、一番大事な部分でございます。法律をクリアしているからいいやということではございませんので、最初日野市が受けました目的に合わせまして、まだ１年でございますので、もう少し時間をいただきまして、熟練いたしますと、もう少しうまい指導ができるのかなと、そういうふうに思いますし、また期待も、職員個々の力の向上もつけていきたいなと考えております。したがいまして、相隣関係がうまくいくように今後も努力していきたいし、また、その方法もこれから研究もしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今、かなり含みのある答弁をいただいたわけですが、それを踏まえまして、建築基準法には違反をしていない。ですから、それ以上の民法関係では当然、それはクリアしていると。大きなマンションを建てるとか、複数に影響するようなことについては、日野市の方でも条例が、いわゆる紛争を処理するための条例ということで、争いを拡大しないというか、そういう意味も含めて、日野市の「中高層建築物の増築に係る紛争の予防と調整に関する条例」というのが制定を見ているわけです。ここでかなり成果も上げているわけですけれど、これを将来的に拡大していくというんでしょうか、そういう精神を展開していく方向というのは、将来的にはどういうものか。法以前の話し合いで解決する形が一番いいわけですが、その緩衝帯といいますか、その中間点あたりでの労力というのが、行政の方に要請せざるを得ない場面も出ているというふうに思うんですけれども、具体的に言えば、ほかの法的な規制、条例を含めますが、また、その条例以前の展開というものを具体的に展開する方法は将来的にはどういうものか、また、難しい法的な問題点は、どの辺にあるのか。もう一つ、立法上の解決策を制度としてつくらないと、これ以上は条例的な展開は無理だとか、そういうふうな予測が私はあり得ると思うんですが、その１点をお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　いわゆる建築物を建てるときの紛争につきましては、二つで処理しております。一つは、今ございましたように、条例に、建築指導行政を受けたと同時に制定いたしました「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」、これで法律的なもの、条例的なものであっせんとか調停とかいうふうなものになる。ただ、これは、一定の建物でございます。同じように日野市のまちづくり指導要綱の中でも、一定の建物につきましては、ある程度これをクリアしまして、近隣との調整をあらかじめするような義務づけをしてございますので、大きな問題じゃない。問題はありますけれども、これからはそういうテーブルがあるということでございます。が、個々の家の建築につきましては、今のところ、そういうテーブルが具体的にはございません。したがいまして、今後、どういうことを規制をして、それを条例化まで持っていくのかどうかといいますのは、非常に問題点もありますし、また、私権の私有財産の権限、それから他の法律にございますものへの侵食等考えますと、かなり難しい部分がございます。いずれにいたしましても、これから調査研究をさせていただきまして、より有効的なもので、ちゃんとした制度化されるものができるのか、それとも指導の細目の

中でそれをやっていけるのだろうか、等、これからもう少し時間をいただきまして、相隣関係がより今まで以上に増すようなことはやってまいりたいとは考えております。

なお、今通常の建築確認行政の中でも、建築をする場合の注意書き、そういうようなものもお配りをさせていただきまして、相手方に、事業主側には、そういったものを努めるような注意はしてございます。がしかし、有効的に、紛争の直前までいきますと、なかなかそれが有効に働かないのが事実でございますので、今後、調査研究をさせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　この問題は、全市的に、また全都的な問題として、私は将来的な課題だろうというふうに思っております。また、これをこのまま放置しておくという状況には、もう来ていないんではないかというふうに認識をしておりまして、そういう意味からも、今の部長の検討課題、将来的な一つの取り組みができるかどうかという基本姿勢を堅持していただいて、研究をしていただきたいということを最後に要望いたしまして、今回は、このことについては以上で終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって20の２、相隣関係の質問を終わります。

一般質問20の３、知的障害者の人権保障の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君）　この質問につきましては、先日の奥住日出男議員の質疑の中で、全部尽きております。最終的には、風通しのいいものにすべきであると。それから、親、近隣に携わっている方の信頼関係を大事にすべきだと。また、その作業をすべきだという、この２点をおっしゃっておりましたが、私も全くそうだというふうに思います。その２点を作業として進めていただきたい。その視点が欠けているのではないかということからつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

前回も私は一般論としてお話をさせていただきました。その中では、全国でいわゆる知的障害者を中心にしまして、また、それ以外の方の身障者の方の問題につきまして、人権問題が国会でも過日取り上げられたところであります。また、新聞紙上を見ましても、その人権はどうなっているのかということが、今関心を持たれるようになってきております。ほとんど毎日とは言いませんが、マスコミの方でも、この辺の人権に対する配慮、人権保障に対するおくれ、認識の浅さ、そういうものが具体的に指摘をされるようになってきております。具体的な事例は申し上げませんが、裁判で最高裁までいくような事例も起こりつつあります。さらに、裁判中という係争事件もかなり起きております。

この中で一番問題になりますのは、こういうふうな事件として出てくるまでのすそ野の広がりといいますか、そういうことの重大性というものを私は、非常に心配をしております。市長も奥住議員からの指摘に対して、率直に、こんなことが二度とないように気を配ってまいりたいというお話がありましたし、また、現場への指示をあったように伺っておりますけれども、ぜひ、この辺の事実関係の認定の難しさ、それからこれを表に出すいろいろな意味の苦しさ、そういうものを考えますと、非常に事は慎重にしなければいけませんし、そういう傾向性が出てきた場合には、多くのまさに風通しのいい、複数の人の目で展開をしていくことが必要だろうというふうに思っております。

第１点、その中で、私も奥住日出男議員の質疑答弁の中で聞いておりまして、明らかになったなあと思いましたのは、一つの事業団体が、そこへかかわる運営に展開をしているというのがあります。この事業性質によっては、その責任の所在が敏感に響く組織でなければいけないものもありますし、緩やかな展開でいいものもあります。例えば、病院であれば、患者の生命にかかわる話ですから、医者の指示に看護婦が敏速に対応して展開をしていく。看護婦が患者さんに対する接し方についても、医者は責任を持ってそこまで目を通していくという作業がどうしても仕事の内容からいって、そういう組織体でなければ対応はできないわけです。それは、学校の教育現場の小さい子供たちのいる小学校の現場では、その要素は強いですし、中学、高校になれば、その展開はだんだん弱くなってくると、それでいいわけですが、今回取り上げられているこの問題については、やはりその方々の意思の表示のあり方、それから人権保障の浅さ、認識の欠如、そういうものが非常に問われていく段階の話です。で、そういう意味から考えますと、市の最高責任者としての市長が理事長であったとしても、その組織体の直接の責任体系がきちっとしていませんと、目が届かないということが出てまいります。ですから、一点、構造的な問題として、私はそこら辺を研究する必要があるんではないかというふうに思います。

一番心配しましたのは、要するにこれは偶発的な、個人のレベルで取り上げられる問題ではなくて、むしろ構造的な広がりを持ち得る性格のものではないかというふうに認識をしております。そういう意味で、市の方ではどういうふうにこの問題をとらえているのか、その１点をお聞きしたいと思います。

さらに、２点目としては、これも奥住日出男議員からの指摘で、前進的に取り組んでまいりますということで、ほぼ解決を見た問題ですが、いわゆる交通費の問題です。これはぜひ福祉部長も自信をもってですね、展開をしていただいていい施策だと思うんで

す。決してばらまき的なものとか、要するに恩恵的なものとか、そういうものでは私はないというふうに思います。で、一つは、措置的な制度の展開があったわけですが、実際にこの交通費の問題を見ていきますと、やはり同じ人間として、同じ労働の強弱、能率の高低というのはあるかもしれませんけれども、その労働に対する尊敬というものは、私は大事なものだろうというふうに思います。そういう観点から展開すれば、福祉の制度の考え方が、そこまで前進しても、市民の方に余計な税金のむだ遣いだとかという非難を浴びない、むしろ賛成をされる施策だろうというふうに思っております。市の方では、少し自信がないようでございますが、ぜひ、その辺のことをよく調べられて、まだまだそれ以上の軽いといいますか、施策としてはまだ展開しなくてもというふうなものに対してすら展開されている。むしろこの点については、市の方は欠落をしていたと。いわゆる見落としていたと言ってもいいんではないかというふうに私は思っていますので、ぜひその辺は自信を持って進めていただきたいというふうに、この2点を申し上げますが、この2点について御回答いただきたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（田中政幸君）　お答え申し上げます。

1点目の、障害者の施設におきます人権の確保ということでございますけれども、お話にもございましたけれども、障害者の人権や尊厳という問題が世界的にも大きな問題として挙がっているということは承知もし、事実ということでございますので、私どもの市の施設におきましても、細心の注意を払って、職員教育と、それから今御指摘のございました、体制の構造の欠陥と申しましょうか、そのようなものがあれば、速やかに改善をしていきたいというふうに考えております。

それから2点目の、交通費の問題でございますけれども、以前にもお答えを申し上げましたけれども、他の施設とのバランス、それから今問題になっております施設の過去の交通費のことの経過から申し上げまして、支給していくべく、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今、この問題については、積極的に御答弁いただきましたけれども、このような要するに条件の公共施設が、さまざまな、主体は違いますけれども、日野市の中でも大きく展開をしております。その現場の当たられる方の職員の方の心労

というのも、裁判等の中の議事録を見ますと、かなり我々の想像を超える努力をされているというのも、一面わかりました。また、頭も下がります。日野市内で複数、こういうふうな場面に配慮もしなければいけない、改めて喚起しなきゃいけないという場が多くあります。

これは奥住日出男議員がおっしゃっていましたが、要するに子供が帰ってきたときに、会話もしない、黙って帰ってくる。親とすれば、何があったんだろうかと、人一倍やはり、かわいいわけですから、親はわかるわけですね。何も言わなくても。そういうことがないようにする展開を、やはり追求していかなきゃいけない。そのためには、現場で、最前線で仕事をされる、そういう職員の方と父兄の方との信頼関係ですね。これはやはり大きく、一番大事な点になってくるわけですから、その辺に重心を置いて、これからも信頼関係をますます築いていただきたいというふうに思います。また、風通しをよくしていただきたい。ちょっとしたことで誤解を生むこともあります。でも、それを行政の側にも、また長の方にも、軽く冗談ぐらいの気持ちでですね、軽く、いや、実はうちの子がこうだったんですよと言えるぐらいの話ができるような雰囲気をぜひつくり上げていただきたいというふうに思っております。

また、この問題は、全国的な心配事になりつつあります。そういう意味では、一歩前進の人権保障の厚みを増す闘いでもあると思うわけですが、ぜひ日野市におかれましても、この辺の苦労を無にされないように、また責任者の方も、非常に責任が重い立場ですが、ぜひそれに耐えていただいて、いい行政を進めていただきたいというふうにお願いをしまして、この質問を今回はこれで終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって20の３、知的障害者の人権保障の質問を終わります。

一般質問20の４、ＪＲの日野駅改札口等、調査の実施状況の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君）　今回は、平井参事に御迷惑をかけるわけにいきませんので、要望して終わりたいというふうに思っています。

平井参事のお話ですと、５月にＪＲの方の独自の調査、これが700万円ですか、かけて終わるということです。私が率直に疑問に思いましたのは、日野市で300万円の予算をかけて調査をやったと。で、日野市の調査はおかしいんじゃないかと。じゃあ、ＪＲは独自にやりましょうと、こういう調査というふうに私は思ったわけです。また、同じ調査であれば、300万円と700万円では、非常にもったいないですから、それを同じこと

をやるのかなというふうに思ったんですけれど、そうではないと。今度の調査は、比較設計を含めた調査で、ＪＲの調査は、日野市の調査を土台にして、具体的に展開をするということでお聞きをしましたが、それでよろしいかどうか、その辺、一言御答弁ください。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　そのとおりでございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　以上で終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって20の４、ＪＲの日野駅改札口等、調査の実施状況の質問を終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　10番、中谷です。発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

昨日の吉冨正敏議員の一般質問の中で、……市長の人格、人権を否定する発言がありました。もとより議会は、言論の府でありますけれども、病気の名前と結びつけて相手を批判するというようなことは、議会の言論活動とは無縁であり、日野市議会の品位を著しく傷つけるものだと考えます。このようなことが許されるなら、日野市議会の健全な言論活動の発展を阻害することになりかねません。議事録からの削除を要求したいと思います。議長においてよろしく取り計らっていただきますようにお願いをいたします。

○議長（土方尚功君）　ただいまの発言でありますが、昨日は所用のために、副議長が対応しておりました。いずれにいたしましても、議事録の反訳等を経て、その結果を見ないことには、判断がつきません。よって、今後の処理につきましては、議長あるいは場合によっては、各代表者等の御意見を伺って対応してまいります。以上です。

一般質問21の１、ふたたび住宅地の通過交通問題についての通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐瀬昭二郎君）　それでは、通告に従いまして一般質問いたしますが、その前に、あってはならない暴言が２日にわたって繰り返されたということですので、一言そのことについて、私自身にもかかわることなので、発言をさせていただきたいと思います。

一昨日は、渡邉議員が、議会と行政という、日野市政を成り立たせている基本的な二

つの機関の関係について、どう誤解されたのか、本来、議員が負わされていない責任があるかのように考えられて、私に対して、責任を追及すると、おまえにも責任があると、こういう発言をされました。ぜひ、この問題については、既に議長に対して、適切な対応をしてくださるようにお願いしておりますので、ぜひその方向で進めていただきたいと思いますが、昨日の吉冨議員の……発言、考え方はただいまの中谷議員と私も全く同じでありますが、ほかでもない、福祉の仕事にずっと携わってこられた吉冨議員が、あのような発言をしたことに、私は大変驚いております。森田市長の人格を攻撃するだけではなくて、いまだに原因も治療法も解明をされていない……で苦しんでいる皆さん、それから……の老人を抱えて、本当に困っている家族の皆さん、この方々をも侮辱することになるのではないか。深刻に反省をしていただきたい。私は議長に対して、議事録からの削除を含め、適切な処置をとられるよう、要望しておきます。

それでは一般質問に入ります。住宅地の通過交通の問題については、12月議会で取り上げました。きょうは、ちょっと補足的な質問をさせていただきます。12月議会では、私の質問に対して、通過交通がどんどんふえてきている。そのことに視点を据えた道路交通政策をこれから考えていくということ、それからそのような仕事を進める前提として、通過交通で困っている地域の実態調査をすると。これについては、できるだけ早い機会に実態調査を行うという二つの御答弁をいただいております。その際、私は建設部長からその御答弁をいただいておりますけれども、実態調査というのは交通量だけではなくて、振動、騒音、大気汚染など、公害対策にもわたる調査が必要なわけでありますけれども、あえて環境部長には質問しませんでした。とにかく若干の誤解が、私自身の思い違いがありまして、しなかったわけでありますが、実は1982年、今から15年前に、鹿島台の地域、南平一丁目の地域で、日野市が通過交通の実態調査を実施しております。

どのような方法でやられたかというと、機械を使っているんですね。機械を決まった地点に据えつけて、１週間、交通量、あるいは騒音、振動等をカウントしていく、記録をしていくということで、15年たっているわけですから、もっと進化した、いい機械があって、それを据えつけて調査するのだろうから、あえて環境部長に質問しなくても、機械自体が建設部と環境部との連携をとってくれるんだろうと、そう思っていました。その後ちょっといろんな方の話を聞きましたら、その機械は今使えないと。交通量などをカウントするために、道路を横断するケーブルを路面に張りつけるという方法で調査をするものらしいですが、交通安全上、大変問題があるということで、現在は禁止され

ているということなんです。ですから、交通量も全部カウントしなけりゃいけない。人手でですね。ということがわかりましたので、あえてということですが、ぜひ建設部の方で交通量の調査を実施するときに、あわせて公害対策の部門でも、騒音と振動と大気汚染について、あわせて調査をやっていただけるかどうか、そのことについて質問いたします。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（中里正市君）　せんだっての12月定例会の際にも質問者から、るる御当地の状況について、自動車台数のふえ方、あるいは通過の実態調査の１時間当たり等に及んで、るる御説明をお受けしたところでございます。引き続きまして、今回でございますが、当職の関係についてからお話を申し上げたいと思います。

御質問の道路に関します実態調査についてでございますが、通常、騒音測定については、毎年定期的に市内の幹線道路沿い５カ所で測定調査を実施しています。なお、振動にかかわる調査につきましては、中央自動車道に防音壁設置の依頼をすべきか否か等を判断するときなどに応じて、また他の苦情等に応じて実施してきております。なお、振動測定については、環境基準も定まっていないこと等もございまして、したがって、苦情や測定依頼等の中で、必要に応じて調査を行ってきているというのが実態でございます。さらに、大気汚染につきましては、一番原因が、自動車に起因するものでありますので、窒素酸化物の調査を市内21カ所で夏の８月と冬の２月の時期を経て行っております。御当地の周辺では、ちょっと距離はありますが、数カ所において行っております。

なお、今回のお話の御当地の状況につきましては、抜け道になっているために、朝や夕方の交通量はかなりのものとなっておりますので、前回の定例会の御質問をいただきましてから、交通量、騒音、振動、大気汚染等の実態調査の実施に向けまして、時期や方法について、環境を把握する立場の公害対策課と、道路行政にかかわる建設部の管理課と既に打ち合わせに入っておりまして、現段階では、５月ないし６月の時期を目途に、騒音や振動公害には公害対策課が当たり、交通量を把握するための内容につきましては、管理課とタイアップして、同時期に調査する方向で協議に入っております。

今回の調査場所についてでありますが、大気汚染は21カ所、道路騒音については市内５カ所でありますので、それとの対比等も、比べる効果もございますし、そういった他のデータとの比較も内容にございますので、時期の問題、あるいは実施場所等については、御当地の関係の３自治会からも強い御要請をいただいていますので、何カ所もという場合には、厳しい、予算も伴うことでありますので、臨機に応じられるように御相談

を申し上げる内容を整えて、御当地の方々とも出会いをつくって、調査場所等については選ばせていただく、そういう手はずで進むことといたします。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

非常に明快な御答弁で、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

若干、データを紹介をしたいと思います。1982年の市が実施した通過交通の実態調査では、ピーク時の1時間の交通量、最大値で223台でした。82年、15年前です。4年前に、鹿島台自治会が自主的に実施した交通量調査では、ピーク時の交通量が750台でした。前回の質問のときにも御紹介しましたけれども、自動車の総量が、折れ線グラフにすると、線が全く折れずにですね、45度の急角度で右肩上がりでふえ続けている。これがこの20年、30年ほどの日本の自動車のふえ方の特徴になっているわけですが、まさにそのようなことが、15年前の調査と4年前の調査を比較しただけでも、まさにこの地域も同じような事態、幹線道路が渋滞すると、どうしても抜け道を探して、どんどん普通の住宅地の道路に車が入り込むということが、とどまるところなく進行しているということが改めてわかると思います。ぜひ、地元の関係自治会とも十分協議をされて仕事を進めていただきたい思います。これでこの質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　これをもって21の1、ふたたび住宅地の通過交通問題についての質問を終わります。

一般質問21の2、日野市の緑地行政の成果と課題についての通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

○9番（佐瀬昭二郎君）　それでは、引き続き質問いたします。

多摩市であるとか、府中市であるとか、立川市、こういう日野に隣り合ったまちから日野市に入ってくると、風景が変わるというふうによく言われます。多分、目に入ってくる緑の量、総量が急にふえるからだというふうに思います。浅川や多摩川という大きな川があって、広々とした河川敷が広がっている。それが空間にかなり余裕を与えているというようなこともあろうかと思いますけれども、緑の量がふえるということが、やはり大きな景観の違いを生み出しているんだろうと思います。で、日野市と今申し上げたような近隣のまちは、いずれも1960年代に急速な都市化を遂げた地域であります。しかし日野市は、立川市や八王子市や多摩市、府中市などのように、駅前を見ると、一目瞭然でありますが、大規模な開発の手法をとらずに、まちづくりを進めてきました。逆に24年前から、「緑と清流を取り戻そう」という政策目標を掲げて、環境に配慮したま

ちつぐりをこの24年間、続けてきているわけであります。まちづくりの哲学と、それに基づく手法の差が、今大きな景観の違いを生み出している。30年たつと、これほどまでに風景が変わってくるのかという感じが、私もしております。環境という言葉は、今や人類全体のキーワードになっていますけれども、24年前にこの問題をまちづくりの柱に据えた先見性に、心から敬意を表したいと思います。

1993年の「日野市民意識調査」、一番最近の意識調査でありますが、この意識調査によれば、「日野市の何に満足しているか」と聞かれて、「緑や水の豊かさに満足している」「どちらかといえば満足している」という回答が、全体の80%に達しています。20年余にわたって進められきた先進的な日野市の環境行政が、幅広い市民から支持されていることがよくわかるわけであります。この日野市の緑地行政が、今どのような課題に直面しているのか、また、課題を解決していく道筋はどのようなものかを中心に、きょうは質問をしたいと思います。ところで、緑地といえばそこには、生産緑地や河川敷、あるいはグラウンドなどというものも含まれることになるわけですけれども、きょうは問題を樹林地、それも日野に残されているまとまりのある樹林地の保全の問題に限定をして話を進めたいと思います。

まず、２点伺います。日野市内で保全されている樹林地の面積、保全されているというのは、都市計画上の手法、あるいはそのほかの手法でも結構ですけれども、緑地を保全するための何らかの手法を使って網がかぶせられている、その樹林地の面積、それに占める公有地の割合と面積、また市有地の割合、日野市が所有している樹林地の割合と面積、これについてまず１点、伺います。

２点目は、それら保全されている樹林地はどのような手法で保全されているのか、この２点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　１点目の御質問につきましては、保存された樹林地といたしましては、都立多摩自然公園内約140ヘクタール、日野緑地として約20ヘクタール、合計160ヘクタールございます。そのうち、東京都が所有してございますのが、54.3ヘクタールで34%、日野市の所有が19.9ヘクタールで12%となっております。二つ合わせますと46%が公有化されているものでございます。

これらの中で、対象的な手法といたしましては、２番目の御質問の、保存するものでございますけれども、日野緑地のように都市計画決定されるもの、それから東京都でございます「自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑地保全地域、それから日野市の

信託緑地等によって、大まかにこの三つの手法で保存され、また今後展開していくだろうと、このように考えています。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

ちょっと確認をしておきたいんですが、今挙げられた約160ヘクタールには、程久保の動物園通りの南側に広がっている例の市街化調整区域内の緑地は含まれていますね。一方、百草山、倉沢地域の緑地は、今の160ヘクタールには含まれていない。それと、高幡台団地と百草団地の間に広がっている緑地も、今の面積には――あっ、これは含まれているんですかね。含まれていない。それから、日野台地の下の段の崖線に広がっている、帯状に広がっている緑地も含まれていないというふうに理解してよろしいでしょうか、そのことをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　ほぼそれで間違いございません。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　それでは質問を先に進めます。百草山の一帯、百草園とその周辺の地域ですが、この地域は1950年代だと思いますが、東京都の「自然公園条例」に基づいて、自然公園の普通地域に指定されています。条例を読みますと、「普通地域であっても、都知事が開発を規制できる」という規定があるわけですね。条例の第17条ですが、しかしながら、普通地域の場合は、普通地域内の開発行為については、届け出だけで済むということで、この都知事が規制し得るという条項は、これまでほとんど行使されてきていないんだろうと思うんですね。だから現実には、この自然公園の範囲というのは、聖蹟桜ケ丘のあたりから、百草山のあたりから野猿峠のあたりまで、ずうっと含む広大な範囲を覆っているはずですけれども、その後、60年代、70年代と次々と大規模な宅地開発が行われて、緑が消えてきてしまったんです。そして、ごく最近でも、百草園の駅から百草園に上がっていく坂沿いの緑が、大規模なマンション建設や、あるいは戸建住宅のための宅地開発によって、消滅をしてしまっております。ですから、緑を保全するための手法、それに基づいて、さまざまな網がかけられているわけですが、その保全するための網にも、実効性の面ではかなりのレベルの違いがあると思うんですね。

そこで教えていただきたいんですが、保全のための何らかの網がかけられている樹林地のうち、将来にわたって確実に保全できるようになっている場所と面積、それから網がかけられているんだけれども、保全の実効性には乏しい場所と面積、ごく大まかでよ

ろしいですから、教えていただきたいと思います。

もう１点、保全の実効性に乏しい地域については、これまでも、より実効性の高い手法の導入が検討されてきていると思います。そして、関係方面、この場合は、主として東京都だと思いますが、との折衝が行われてきていると思いますけれども、新しい手法の導入が決まったということはまだ聞いておりません。どのような経過をたどってきているのか、また、どのような難しさがあるのか。そのあたりのことについて教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　１点目のものにつきましては、数量的には、例えば多摩丘陵北部近郊緑地保全地域、これは「首都圏近郊緑地法に基づく保全法」という法律がございますけれども、それで128ヘクタール、若干重なりますけれども、動物公園を中心とした七生公園に64.6ヘクタール、百草園のところそのものの中に都市計画決定されている2.6ヘクタール――これは失礼しました。民有地でございますけれども、ただ都市計画決定されているのが2.6ヘクタール、それから南平緑地が4.1ヘクタール、平山緑地が3.8ヘクタール、あと日野緑地が19.1ヘクタールということで、緑地そのもので法的に決まっているものは以上でございます。ただ、その中でも前段で御指摘がございましたように、自然公園法に基づきます多摩丘陵自然公園では、特にその普通地ということになりますと、かなり形骸化されておりまして、宅地造成等が進んで、結果としては、開発行為等も、一定の法律をクリアしますと、それが許可されている、そういう状況でございます。

後段の御質問でございますけれども、いずれにいたしましても、今決定的に多摩丘陵自然公園の中で規制ができるものというのはございません。そこで、先ほど列挙しましたような中につきましては、それなりに整備はされてございますけれども、特に自然公園の中、百草園周辺のところにつきましては、そういう網がないところにつきましては、今後、一つは計画的に緑地保全のプロセスを日野市として組んでまいりたいと考えております。その中には当然、都市計画法や都市緑地保全法の網もございますし、それからあわせて、地主さんの御協力をいただかなければ進まない手法もございますけれども、基本的には、東京都のレベルでは、東京都都市計画局、建設局――自然公園は建設局でございます。この２局と基本的なものの整理はさせていただきたいということで、お話は進めてございます。一つは、東京都の財政事情もございますし、それから都市計画決定の段になりますと、先ほど申し上げました、地主さんの了解を得るのには、やはり、

かなり期間がかかります。その期間の間に発生いたします、例えば開発の強い願望でございますとか、相続ですとか、そういうものに対する臨機応変なことがとりにくい状況でございます。そこで、違った、自然公園の中でも、もう少しオール東京都として何かできるものがないかということを今お願いをし、協議をさせていただいているところでございます。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。

ちょっとその面積的なことを私の方で整理をさせていただきたいんですが、お話を伺った上での整理ですが、将来にわたって確実に保全されることになっている樹林地、全部で160ヘクタールのうち、平山緑地の３.8ヘクタール、南平緑地の4.1ヘクタール、多摩動物園とそれに直接隣接する樹林地、七生公園の64.6ヘクタール、そして百草園の範囲2.6ヘクタール、さらに、日野市の台地を縁取っている日野緑地、ほぼ20ヘクタール、これはほぼ将来にわたって、確実に保全できるというものだろうと思います。一方、今部長の話にもありました多摩丘陵北部近郊緑地保全地域、これが動物園通りの南側、程久保の地域に広がっている緑地ですが、この近郊緑地保全区域というのは、このパンフレットによりますと、この地域内における開発行為は、届け出でよいと。つまり、都立の自然公園の普通地域と全く同じレベルの保全の力しか持っていないということで、この地域は、市街化調整区域の中には含まれているわけでありますけれども、市街化調整区域の線引きというのは、開発をそれ自体として排除するものではない、というふうに聞いておりますので、もしこの地域を保全しようとすれば、また独自の手法の導入が必要となってくるということだろうというふうに理解しております。

そこで、その多摩丘陵北部近郊緑地保全地域、全部で128ヘクタールでありますが、七生公園、つまり多摩動物公園がほとんど重なり合っておりますので、その64.6ヘクタールを除くと、近郊緑地保全区域としての網がかかっている範囲が65.8ヘクタールということになります。ちょっと補足しておきますと、将来にわたって保全できることがほぼ決まっている樹林地は94.2ヘクタール、全部で。で、将来にわたって保全できる確実な保障がない緑地が、程久保に65.8ヘクタール、それから百草園の周辺と万蔵院、倉沢の地域ですね、この地域に20ヘクタールほど。あと私は面積は知りませんけれども、高幡台団地と百草団地の間の樹林地、それに高幡山の裏山、さらに日野台地の下の段の樹林地、これらのまとまった緑については、百草、万蔵院、倉沢地域以下の緑については、都立自然公園の網以外の網は一切かかっていないということだろう思います。行政機関

同士の間の話なので、なかなかしゃべりずらいところがあるんだろうと思うんですが、東京都のレベルのことについてちょっと確認をしておきたいんですね。50年代に「都立自然公園条例」に基づいて、自然公園に指定されたと。普通地域になっております。この東京都の「自然公園条例」第１条には、この自然公園というのは何のために指定するのか。「自然の保護と利用を目的として、自然公園が指定される」というふうに書いてあります。先ほども申しましたように、普通地域の場合は、地域内の開発行為は、届け出だけで済むということになっていて、現実には、緑地を保全する実効性はほとんど持たない状態にあるということが現実だろうと思います。一方、東京都は、もう一つの筋道から、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」というものを持っています。これはどういう性格のものかというと、緊急の事態に備えて、つまり今部長がおっしゃったように、相続問題であるとか、あるいは強い開発願望がある地域に発生した場合、それを防止する、あるいはそれに速やかに対応して緑地を保全するために、この条例がつくられたということが、条例中に書かれております。

ただ、問題は、この「自然の保護と回復に関する条例」の方は、この条例の目的を、自然の保護と回復に限定をしていて、利用ということが入っていないんですね。そのために、これまで自然公園の網がかかった地域に、この保全緑地の網を、このもう一つの条例に基づく、「自然の保護と回復に関する条例」に基づく緑地保全区域の網をかけることが難しいんだと、こう言われてきたわけですが、そこのところの壁を何とか今越えようとしていると、こんなふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　そのとおりでございます。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　ぜひ、かなりのエネルギーを要する話だと思いますが、東京都の方も、少しずつ前に動き始めているというような話も聞いておりますので、ぜひ頑張って仕事を前に進めていただきたいと思います。

次に、百草山の樹林地の保全について、少し具体的な事例をめぐって質問したいと思います。百草山については、大規模な開発で、緑が消滅したことをきっかけに、周辺に住む市民を中心にして、一昨年の秋、「百草山の自然と文化財を守る会」が結成されて、会が作成した要望書に、実に短期間のうちに、7,000名を超える賛同署名をされました。要望書は、署名を添えて、日野市と東京都に提出されています。また、会では、植物、動物、文化財、地層、水など、環境を構成する要素ごとに、百草山の価値を再発見する

現地学習会を企画しておりますけれども、主催者が驚くほどのたくさんの市民が関心を寄せて、参加をしているようであります。百草山の樹林地の面積は、およそ20ヘクタールで、これは20年ほどかけて日野市が公有地化してきた樹林地の面積19.9ヘクタールに匹敵する面積です。とても日野市の努力だけで保全できるものではないことは明らかだろうと思います。ぜひ、東京都やその他の関係機関が、日野市の取り組みを支える、そういう動きをしてもらわなければならないと思います。日野市が百草山の環境保全を求める市民運動にもこたえて、都市計画課を中心に、保全に向けた取り組みを強めて、東京都とも粘り強い折衝を続けてきていることに対して、改めて敬意を表したいと思います。来年度の新年度予算で、百草地区の緑地取得のための8,000万円の予算が計上されていますが、これは日野市のこの地域の緑地保全、樹林地の保全に向けて、大きな一歩を踏み出す決意を示すものと受けとめたいと思います。現在は、土木技術がどんどん発達して、こんなところはまさか開発されないだろうと思えるような大変な急斜面の場所でも、どんどんマンションなどが平気で建てられていく。そういう意味では、急いで残されているまとまった緑を保全する手だてを講じていく必要が今生じてきているんだろうと思うんですね。こういう事態を日野市が受けとめて、最近、百草地域の樹林地の保全について、かなり力を入れた取り組みをしてきているということだろうと思います。

そこで、２点質問をしたいと思います。１点目は、今策定中の「百草地区緑のまちづくり計画」、このねらいは何であるのかということが１点目です。

それから２点目は、計画の策定後、どのような方向で百草山地域の保全のための仕事を進めるつもりなのか、その２点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　「百草地区緑のまちづくり計画」のねらいということでございますが、先ほどの前段でお話をさせていただきました多摩自然公園内、特に近郊緑地がかかっておりますところについての動物公園等については、それでも少し制度が強くございます。全くそういう強めもないのが、百草、倉沢の緑地でございます。百草駅に近いということで、通常の宅地開発も可能でございますので、せっかく多摩丘陵の突端でございます百草の緑を、できればできるだけ保存をしていこうということでございます。それには、日野市といたしましても、ちゃんとした位置づけをしていきたい。そして、あわせて、それをするのには、地主さんの御協力をいただかなければ、何一つ進みませんので、地主さんの御協力をいただくためにも、そういうちゃんとした計画の中で話し合いの一つの資料にしていきたいのが一つでございます。

それから、当地域の中には、かなり以前から、区画整理でのまちづくりを希望されている地域がございます。そこのところだけ区画整理するというわけにもまいりませんものですから、この全体の中で、地区計画によるまちづくりに変えていただきまして、周りの緑とマッチしたまちづくりに御協力をしていただこう、こういうようなことで、この百草地区のまちづくり計画を策定したわけでございます。当然のことながら、これを進めるに当たりましては、地域の皆様方、地権者の皆様方、農家の代表の皆様方、市民の皆様方、それから関係する企業の方にも、その委員になっていただきまして、調査の結果がなるべくスムーズに反映されるような配慮をしながら、この調査をしてまいっているところでございます。

それから、策定後、どのようなことということでございますけれども、やはり百草地区全体では、先ほど言いました20ヘクタールでございます。日野市で端からどんどん買えるという状況でないのは当然でございます。そこで、都市計画決定をして、ちゃんとした制約をして、地主の皆さんに将来にわたって御協力をいただくところ、それからある程度地主さん側の協力もいただきながら、信託緑地の制度を生かしながら、都市緑地保全法等に基づく市民緑地としてうまくタイアップできて、そのまま残せるところ、それから最終的には、自然公園の中の普通地の中で、これだけインパクトが強いわけでございますので、東京都にその制度とは違って買ってもらう、買い上げをしていただく地域、そういうものの整理をさせていただきたいのが一つでございます。

いずれにいたしましても、20ヘクタールを一遍になかなか整理つくものではございませんものですから、そのプロセスに合わせまして、緊急度、優先度を考慮しながら、東京都にも応分な負担をしていただきながら、この実現に向けてやっていきたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。ぜひ、そういう方向で順調に進んでいけばいいと思いますが、それにしても、結構な時間がかかる話だろうと思います。

そこで、次の質問に入る前提としてちょっと確認をさせていただきたいんですが、百草山の樹林地のうち、開発業者が現在所有している場所と面積――これは面積だけで結構です。また、相続問題が発生している場所があるかどうか。それらの事態に対して、市がどのように対応してきているのかということについて、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　明らかに開発業者だなと思われる人は、面積は４万5,000平方メートルほどございます。若干隠れているのがあるかなとは思います。それから、相続でございますけれども、相続ですから、あんまり予想してはいけないんですけれども、事実相続として今俎上に上がっていますのは１件、約9,000平方メートルぐらいの用地がございます。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　両方合わせて5.5ヘクタールぐらいが、そういう状態にあると。そういう意味では、先ほどの部長の説明で、都市計画の手法で保全の道を探っていくと。時間がかかるけれども、それが本筋だろうというふうに私も思います。しかしながら、一定の時間がかかる。５年、10年という時間が当然かかっていくんだろうと思います。百草山の樹林地をしっかり保全していくためには、現在かけられている自然公園の網が、保全の実効性に乏しいとすれば、相続など緊急の事態、問題が発生したときに、迅速に対応する別の方策を講じておく必要があると思います。この点で、どのような取り組み、見通しを持っておられるのか、先ほどの御答弁と重なる部分が出てくるかもしれませんけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　本来でしたら、当然自然公園法に基づき、東京都の条例で自然公園に指定しているわけでございます。係る事情の経過があって、なおかつ今樹林地に残っているわけでございますから、当然東京都の自然公園という立場で買収をするなり、保全をするなりということを計画づけていただくのが一番いいわけでございますけれども、何分東京都の財政事情等もかなり厳しいようでございます。そうスムーズにいかないわけでございます。そこで、そういう緊急用のためということで、東京都の自然保護に関する、先ほど申し上げました「自然の保護と回復に関する条例」の中で、いわゆる環境保全局サイドで、そういった補いをするということが、条例の中で整理されております。今までといいましょうか、なかなか自然公園の中で、都市計画局、建設局所管の中と環境保全局の中では、なかなかこれから整備をしなきゃいけないこと、局というその行政だけじゃなしに、二つある条例が、多少矛盾がある条例になっているわけでございますから、それらから発生する規則とか手続上の問題は、東京都の中でかなり解きほぐしていただかなければ、なかなか難しいのかなとは思いますけれども、そういうようなことの中で、そういう働きかけをし、ぜひ緊急に要するところの樹林地につ

きましては、その東京都の自然の保護の方の条例でお願いできないかなという願望は持っておりますけれども、まだまだこれから協議ということでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございました。ぜひ、粘り強くそのことが実現するように進めていただきたい。

東京都自身が、先ほどもちょっと言いましたけれども、「自然の保護と回復についての条例」に基づく、緑地保全地域の指定の意味というのは何なのかということについて、先ほどもちょっと私、言いましたけれども、再度資料に基づいて申し上げますと、これは東京都における「東京における自然の保護と回復の基本方針」という、1974年に策定されたものですが、この中で二つのことが書いてあるんですね。一つは、自然公園にして保全をしていくという、つまり都市計画決定をして、その計画書に基づいて、公有地化するなり、保全の網をかけるなりして緑を守っていくという方法と、ですからこちらは少し時間のかかるものですね。それと並んで、保全地域の指定という手法が書かれています。余り長くないので読んでみますと、「保全地域の指定に当たっては、残存する自然の特質、その周辺の自然的・社会的条件等十分考慮し、人為的影響を受けやすいため、その保護の必要性が特に強く、しかも緊急性のあるものについて積極的に行うもの」ということになっていまして、まさに百草山の地域などは、この緑地保全の保全地域の指定にまさに該当する地域だと思います。東京都が既に、かなり前に、都市計画の手法と併用しながら、緊急に対応して緑を守るという方針を、統一的な方針を打ち出しているわけですから、ぜひ環境保全局、あるいは建設局、都市計画局、都のレベルの担当者とも話し合いを深めて、そういう手法がこの日野の地域に導入できるような、適用できるような道を開いていただきたい、これはお願いをしておきたいと思います。

最後に、浅川の北岸、つまり川のこちら側ですが、川のこちら側に残っているまとまった緑で、保全のための網が何もかけられていないものについて、どのような方針をお持ちかを伺いたいと思います。場所はどこでもいいわけですが、とりあえず私がいつも市役所に来るときに通る場所ですが、川辺堀之内と東豊田にまたがって、下の段丘の崖線に帯状に延びている緑地です。この緑地であるとか、あるいは旭が丘と西平山の間の崖線に沿って帯状に広がっている緑地、あるいは平山陸橋の西側に部分的に残っている緑地、こういう崖線沿いの日野緑地以外の緑地については、緑地信託の網がかかっている場所ももちろんあるわけですけれども、ほとんどは全く何の保全のための網もかかって

いないという場所だろうと思います。ここで今何が起こっているのか。ちょっと知らせてくれる方があったので、行ってみてびっくりしました。川辺堀之内から東平山にかけて広がっている緑地の半分ほどが、ちょうど川辺堀之内と東豊田の地境に当たる部分ですが、100メールぐらいの範囲にわたって、木が全部切られてしまっています。担当する課に行って話を聞きましたら、地主さんがここに擁壁をつくるということで木を切ったのです、というわけです。擁壁をつくって、その後どうなるのか。開発計画が出されていないので、構築物をつくるということで、届け出だけで済むと。つまり開発指導要綱の対象にはならないという話で、人知れず切られてしまったということなんですね。ですから、この何の保全のための網もかかっていない緑については、さまざまな形で緑が消されていく、現実的な可能性があるわけで、この緑をどうするのか。これも非常に大きなテーマだろうと思います。特にこの堀之内、東豊田地域の緑は、景観上も大変な価値があるのではないかと思っているんです。私は南平に住んでいますから、南平の住宅地の中腹、丘陵の中腹から市役所の方を見ると、4月、5月時期、ちょうど緑がもえ始める時期ですが、その時期に見ると、まるで市役所は緑の海の上に浮かんでいると、そんなふうな風景に見えます。上の段の緑、日野緑地として保全されている緑と、下の段の緑が一体となって、非常に分厚く緑が広がっているというふうに、景観上そういうふうに見えるわけです。景観上も大変大事な意味合いを持つ場所だと思いますが、この場所について、これまで日野市は、都市計画でどのようにこの下の段丘の崖線に沿って帯状に広がる緑を位置づけてきたのか、これを1点、質問いたします。

それから2点目、今後下の段の樹林地を保全するために、どのような取り組みが予定されているのか、もしあれば、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　いわゆる御指摘をいただきましたところにつきましては、具体的にその樹林地の評価をして、保存をしていくというものには欠けてございました。ただ、地域によりましては、例えば川辺堀之内地域等につきましては、川辺堀之内地区の地区計画の中で保存されるべき樹林地という位置づけの中で整理はしていきたいという位置づけにはしてございましたけれども、ほかの地域全体から見ますと、やはりその部分が欠けていたと感じます。

そこで、日野には緑のマスタープランを制定後、かなりの時間がたってございます。これから平成9年度に向けましての予算の中でお願いしてございます「緑の基本計画」を策定するわけでございますけれども、それの見直しの基本的なことは、既に都市計画

決定されております公園、それから緑のマスタープラン等での位置づけられているものを、やはり時の経過によりまして、見直しをし、変更するところは変更し、新たに追加するところは追加するというようなことを基本にした「緑の基本計画」の見直しを行いたい、このように考えてございます。それらの中で、係るところにつきましては、調査をし、評価をさせていただきまして、残せるところは残していくというのが基本でございます。

ただ、基本的には、日野市の財政事情もございますので、いろんなプロセスを考えながら、可能な限り期限が長く続くような形で、残せるものは残していくというものも当然視野に入れながら、行っていきたいなと考えております。

○議長（土方尚功君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　今部長に御答弁いただいたことにも出てきましたけれども、この1982年に策定された「日野市緑のマスタープラン」、まとまった緑を二つの種類に分けているんですね。大ざっぱに言うと、一つは骨格的緑地、これは現在保全されている日野緑地と多摩丘陵の緑です。この二つについては、このマスタープランでも、保全をするということが明確に位置づけられております。しかし、今部長との間でやりとりの対象にしている、日野台地の下の段の緑地については、重要現存緑地という位置づけが与えられているけれども、どうするのかという方向は、必ずしもはっきりしていなかったということだろうと思うんですね。ぜひ、位置づけを、これからつくられる緑の基本計画の中で、改めて位置づけを直していただく必要があるのではないかというふうに思います。

ところで、東京都も緑のマスタープランを改定する作業に入っているようで、昨年の11月、「東京都緑のマスタープラン改定基本方針」というのが発表になっております。この方針によりますと、緑地を確保する目標量ということが挙げられております。緑の確保目標量、都市計画区域の面積に対する割合、日野市の場合は、全域が都市計画区域ですから、日野市の面積に対してどれほど残すのか。23区の区部については、おおむね20％、多摩地域についてはおおむね40％を目標とするということが位置づけられております。

そこで、日野市の緑比率、つまり緑地が占める割合、面積に対する割合がどの程度か。この「日野市緑の実態調査報告書」、これは1994年にまとめられたものですが、ですから、既に3年経過しておりますから、川辺堀之内、東豊田の緑地が消えてしまったように、少し割合は落ちているかと思います。落ちているかと思いますが、この時点で、3

年前の時点で39.6%が緑地であります。つまり樹林地、それから生産の緑地――農地ですね。それから河川敷、それからグラウンド、公園など全部含めたものの割合であります。39.6%。この数値でいくと、日野市はほぼ東京都が緑地を確保する目標量の目安としている40%をほとんどクリアしていると言えるわけでありますが、実際にクリアしたと言えるためには、多分、最後に私が取り上げた、日野台地下の段のまとまった緑や、あるいは多摩丘陵地域で実効性のある保存の網がかけられていない樹林地を確実的に保全をしていくということなしに、この40%という目標は多分達成できないだろうというふうに思うわけであります。

先ほども言ったことで、重ね重ねということになりますが、これから始まる緑の基本計画づくりの中で、きょう取り上げた、日野市にまだ残されているまとまった樹林地を、ぜひしっかりと残せるような位置づけをしていただきたい。そして、その保全のために向けての方策を探り出していっていただきたいというふうに心からお願いをいたしまして、質問をおしまいにします。

○議長（土方尚功君）　これをもって21の2、日野市の緑地行政の成果と課題についての質問を終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）小川友一君。

○7番（小川友一君）　発言をお許しいただきまして恐縮に存じます。

さきの4月6日、米沢照男議員の一般質問の中で、金権腐敗の行政ということで、……矢の山台の宅地造成に絡む50万円の汚職事件のことが触れられました。この件は、刑が確定をしていないようにお聞きしています。そしてまた、事実関係が不明瞭だ。そしてまた、現在、元の市長さんはお亡くなりになっている。いわゆる反論をする機会のない方への中傷は、幾ら議会は言論の府とはいえ、余り好ましくない発言と思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）よって、議事録を精査していただいて、議事録よりの削除を議長に要望いたします。

以上です。

○議長（土方尚功君）　ただいまの発言につきましては、議長をして、議事録の反訳等その他勘案をいたしまして、対応を図らせていただきます。

これより日程第2、日野市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって推薦の方法は指名推選によ

ることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市農業委員会委員に沢田研二君、馬場繁夫君、簾野行雄君、奥住芳雄君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました沢田研二君、馬場繁夫君、簾野行雄君については、一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、それぞれ退席していただきます。

まず沢田研二君の退席を求めます。

〔11番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。沢田研二君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって沢田研二君を推薦することに決しました。

沢田研二君の除斥を解きます。

〔11番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　次に馬場繁夫君の退席を求めます。

〔22番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。馬場繁夫君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって馬場繁夫君を推薦することに決しました。

馬場繁夫君の除斥を解きます。

〔22番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　次に簾野行雄君の退席を求めます。

〔26番議員　退席〕

○議長（土方尚功君）　　お諮りいたします。簱野行雄君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって簱野行雄君を推薦することに決しました。

簱野行雄君の除斥を解きます。

〔22番議員　着席〕

○議長（土方尚功君）　　次に住所、日野市栄町五丁目６番地の10。生年月日、昭和４年９月23日。氏名、奥住芳雄君を指名いたします。

お諮りいたします。奥住芳雄君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって奥住芳雄君を推薦することに決しました。

これより請願第９－６号、医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情、請願第９－７号、国民健康保険料の大幅値上げに反対する陳情、請願第９－８号、医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－６号、請願第９－７号、請願第９－８号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第９－９号、人道橋架設についての陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－９号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第９－10号、児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書採択の陳情、請願第９－11号、日野市集団回収業者への補助金制度に関する請願、請願第９－12号、すずかけの家法人化に向けての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－10号、請願第９－11号、請願第９－12号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第９－13号、ＪＲ中央線立川－日野－高尾間複々線早期実現に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－13号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第９－14号、市内斎場の新設を早期に実現を目指す請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－14号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第９－15号、私立幼稚園保護者負担軽減補助金についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－15号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第９－16号、遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを国に求める意見書提出に関する請願、請願第９－17号、日野市立総合病院建て替え基本設計の見直しに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－16号、請願第９－17号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第９－18号、豊南橋は人と車が通れる所謂車道橋を計画し建設することを要望する請願、請願第９－19号、豊田南地区の用途地域及び地区計画を早急に見直し改正することを要望する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－18号、請願第９－19号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）小川友一君。

○７番（小川友一君）　貴重なお時間をいただき、大変恐縮でございますが、17日より一般会計の予算審議が始まるわけでありますが、予算審議をする前段として再確認をさせていただきたい件がありますので、議長のお取り計らいをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　一般会計のこれから審議される状況の中での再確認ということで今申し出がありますので、発言を許します。

○７番（小川友一君）　お許しをいただきましたので、一、二点確認をさせていただきたいと思います。

予算案が上程された際に、債務負担行為の特別養護老人ホームの債務負担24億990万円の件に関して、建設費及び土地代の買収の補助金だということで説明がありました。それを受けて権利者より、その土地を譲渡することができるのかという質問をさせていただきました。市長初め助役は、大丈夫だというふうなことをこの場でお話をしたと思いますけれども、その件に関して、この売買が確定された時期はいつごろなのか、そしてまた、その売買が確定したというものは、どういうふうな形で確定がされているのか、いわゆる念書なのか、覚書なのか、契約なのか、その辺を踏まえて再質問させていただきます。

○議長（土方尚功君）　再質問というより、再確認ということの発言でありますので、審議に影響のある部分ですから、その確認だけ理事者側から求めます。助役。

○助役（坂口泰雄君）　社会福祉法人「マザアス」と、それから土地所有者との実際の売買契約は、もう少し時期がずれるんじゃないかと思っております。それで、さきに土地所有者と日野市と覚書を取り交わしておりました、いわゆる市が高齢者福祉のために使わせていただくということで、いろいろ覚書を取り交わしたわけでございますが、それについては、日野市が取得しないで、かわりにその社会福祉法人に売買していただきたいというような約束につきましては、間違いなく土地所有者と市の間に文書を取り交わしてございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　基本的に行政執行部と私の情報とがちょっと食い違っている部分がありますので、覚書、念書等は、法的な対抗要件はありません。これはある程度道義的責任はあると思います。よって、予算審議の前段として、売買を、要するに権利者がその譲渡を認める何らかのあかし、いわゆる売買契約書は内示があって、単価が決まらなければ、売買契約はできませんので、その辺はわかっておりますので、一般的にいえば、売り渡し承諾書とか、確実にその土地を社会福祉法人に譲渡するというあかしを委員会の前に議会に示していただきたい。それがなければ審議に入れないというふうに諫言します。前々から私は発言していたんですが、市立病院の駐車場をつくるということで予算計上していた。土地の権利者が認めなかったから、不用額で戻した。建設省に、いわゆる多摩川に堤防をつくる、そこに遊歩道をつくるという予算計上をした。建設省が認めなかったから、その予算は不用で戻した。再三そういうようなケースがありますので、大きな事業ですので、しっかりとしたものを議会に示していただきたい、要望しておきます。

○議長（土方尚功君）　審議に係る要望のことですから、十分対応を配慮してください。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は、3月26日、水曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時03分　散会

3月26日　水曜日　（第8日）

平成9年
第1回定例会

日野市議会会議録　（第8号）

3月26日　水曜日　（第8日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	坂口泰雄君
助役	鈴木栄弘君	収入役	落合豊君
企画財政部長	野中勝美君	総務部長	小俣雅義君
市民部長	宮本寿君	生活文化部長	田中正徳君
環境部長	中里正市君	都市整備部長	河内久男君
建設部長	清水啓治君	福祉部長	田中政幸君
上下水道部長	加納久照君	病院事務長	高野英男君
学校教育部長	谷正幸君	生涯学習部長	小澤春童君
企画財政部参事	平井忠君	選挙管理委員会事務局長	遠藤治二君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	加藤侃一郎君	次長	中野修君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成9年3月26日（水）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案第1号　日野市個人情報保護条例の制定について
日程第2　議案第2号　日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第3　議案第3号　日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定について

日程第 4	議案	第 4 号	日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案	第 5 号	西豊田駅誘致事業基金条例の制定について
日程第 6	議案	第 6 号	日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案	第 29 号	不動産の取得について
日程第 8	議案	第 30 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について （厚生委員会）
日程第 9	議案	第 7 号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案	第 8 号	日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案	第 9 号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案	第 10 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案	第 11 号	日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案	第 12 号	日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について （一般会計予算特別委員会）
日程第 15	議案	第 21 号	平成９年度日野市一般会計予算 （特別会計予算特別委員会）
日程第 16	議案	第 22 号	平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算
日程第 17	議案	第 23 号	平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算
日程第 18	議案	第 24 号	平成９年度日野市下水道事業特別会計予算
日程第 19	議案	第 25 号	平成９年度日野市立総合病院事業会計予算
日程第 20	議案	第 26 号	平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算
日程第 21	議案	第 27 号	平成９年度日野市老人保健特別会計予算
日程第 22	議案	第 28 号	平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算

（取り下げ）　　（建設委員会）

日程第　23　請 願　第８－26号　豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願

（請願審査報告）　　（総務委員会）

日程第　24　請 願　第８－16号　消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情

日程第　25　請 願　第８－29号　法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情

日程第　26　請 願　第８－34号　「１％節電」に関する請願

日程第　27　請 願　第８－37号　「１％節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に呼びかける請願

日程第　28　請 願　第８－36号　日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、捺印の不要を求める陳情

日程第　29　請 願　第９－３号　住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反対する陳情

日程第　30　請 願　第９－５号　地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情

日程第　31　請 願　第９－13号　ＪＲ中央線立川 ― 日野 ― 高尾間複々線早期実現に関する請願

（厚生委員会）

日程第　32　請 願　第８－22号　公営斎場の建設に関する請願

日程第　33　請 願　第９－14号　市内斎場の新設を早期に実現を目指す請願

日程第　34　請 願　第９－１号　成人歯科健診事業の充実を求める陳情

日程第　35　請 願　第９－２号　国民の医療を受ける権利を侵害する医療保険制度の改悪に反対する陳情

日程第　36　請 願　第９－６号　医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情

日程第　37　請 願　第９－７号　国民健康保険料の大幅値上げに反対する陳情

日程第　38　請 願　第９－８号　医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める陳情

日程第　39　請 願　第９－10号　児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書採択の陳情

日程第　40　請 願　第９－11号　日野市集団回収業者への補助金制度に関する請願

日程第 41	請 願	第９－12号	すずかけの家法人化に向けての請願
日程第 42	請 願	第９－16号	遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを国に求める意見書提出に関する請願
（継続審査）			（総務委員会）
日程第 43	請 願	第８－33号	自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関する請願
日程第 44	請 願	第８－39号	日野市にオンブズマン制度を求める請願
日程第 45	請 願	第８－40号	私立幼稚園保護者負担軽減補助の所得制限の廃止を求める陳情
日程第 46	請 願	第９－15号	私立幼稚園保護者負担軽減補助金についての請願
			（厚生委員会）
日程第 47	請 願	第８－３号	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情
日程第 48	請 願	第８－12号	「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関する請願
日程第 49	請 願	第８－24号	高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情
日程第 50	請 願	第９－17号	日野市立総合病院建て替え基本設計の見直しに関する請願
			（建設委員会）
日程第 51	請 願	第６－57号	減歩の諸点について見直して下さいの陳情
日程第 52	請 願	第６－58号	住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情
日程第 53	請 願	第６－59号	３・３・２道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情
日程第 54	請 願	第７－11号	多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願
日程第 55	請 願	第８－14号	ＷＴＯ協定改訂・セーフガードの発動など都市農業を守り発展させる施策を求める請願

日程第　56　請 願　第８－30号　豊南橋計画を従来の計画通りに人道橋として設置することを求める請願

日程第　57　請 願　第８－31号　豊南橋を計画通り人道橋で早期実現を求める請願

日程第　58　請 願　第８－32号　宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関する請願

日程第　59　請 願　第８－38号　豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請願

日程第　60　請 願　第９－４号　豊南橋は計画通り人道橋として進めることを要望する請願

日程第　61　請 願　第９－９号　人道橋架設についての陳情

日程第　62　請 願　第９－18号　豊南橋は人と車が通れる所謂車道橋を計画し建設することを要望する請願

日程第　63　請 願　第９－19号　豊田南地区の用途地域及び地区計画を早急に見直し改正することを要望する請願

（継続審査議決）

日程第　64　文教委員会の継続審査議決に関する件

日程第　65　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　66　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　67　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　68　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　69　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　70　議員提出議案第１号　ＪＲ採用問題の早期解決に関する意見書

日程第　71　議員提出議案第２号　大災害による被災者への公的援助の立法化を求める意見書

日程第　72　議員提出議案第３号　介護保険制度に関する意見書

日程第　73　議員提出議案第４号　大規模災害時の民間ボランティアに対する支援措置についての意見書

日程第　74　議員提出議案第５号　建築基準法・都市計画法改正案の再考を求める意見書

日程第　75　議員提出議案第６号　ナホトカ号からの重油流出事故に適切な対策を講じるよう求める意見書

日程第　76	議員提出議案第７号	法務局出張所の統廃合計画に関する意見書
日程第　77	議員提出議案第８号	地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する意見書
日程第　78	議員提出議案第９号	ＪＲ中央線立川 — 日野 — 高尾間複々線早期実現に関する意見書
日程第　79	議員提出議案第10号	成人歯科健診事業の充実を求める意見書
日程第　80	議員提出議案第11号	医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める意見書
日程第　81	議員提出議案第12号	国民健康保険料の大幅値上げに反対する意見書
日程第　82	議員提出議案第13号	児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書
日程第　83	議員提出議案第14号	遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを求める意見書

（請願上程）

日程第　84	請 願　第９－20号	公団住宅を守り、安心して住み続けられるよう改革を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第１から第84まで

午後４時33分　開議

○議長（土方尚功君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより議案第１号、日野市個人情報保護条例の制定、議案第２号、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、議案第３号、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定、議案第４号、日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　ただいま議題となりました議案第１号、日野市個人情報保護条例の制定、議案第２号、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、議案第３号、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定、議案第４号、日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

これら４議案につきましては、総務委員会におきましても一括して審査が行われました。本４議案は、個人情報の保護と自己に関する情報の開示請求等の権利を保障することを目的とする個人情報保護条例の制定と、本条例及び情報公開条例の規定による審査会及び審議会制定のための条例を新たに設けるものであり、またそれに伴い情報公開条例を一部改正するものであります。

主な質疑としましては、個人情報保護条例を制定する理由、また手書き情報の管理方法について、などの質疑がありました。

これに対して、従来の電子計算組織にかかわる個人情報の保護に関する条例で特段、問題はなかったが、さらに市民の権利の保護と制度の整理のため条例を制定するものであること、また、手書きの個人情報の管理については取り扱いに慎重を期し、さらに改善をしていきたいとの回答がありました。

総務委員会といたしましては、慎重審査の結果、４議案とも全会一致て原案どおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、委員長にお尋ねをいたします。

この条例が制定された後の文書等についての個人情報の保護については、当然、推進の立場で私もいますけれども、ただいま手書き情報についても個人情報が守られるようにという質疑があったということでしたが、口頭によって情報が流れていく、つまり口頭により漏れていく個人情報の保護について、どのような対応がされていくのかという確認なり、質疑なりは、ありましたでしょうか。

それから個人情報の開陳を求めることができるということですが、他市でも問題になっておりますように、内申書、指導要録の開示について、この条例が制定された後どのように対応していくのかということについての質疑はありましたでしょうか。

○議長（土方尚功君）　総務委員長。

○総務委員長（森田美津雄君）　お答えいたします。

口頭によるものについてということですけれども、特段、深い質疑というのはございませんでしたが、各所管において、これらを踏まえてしっかりと管理をしていくというような事柄については、所管の方から述べられたように記憶しております。

それから開示に関してのことですけれども、その後、例えば成績等を含めた具体的なことについての質疑はなかったように記憶しております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、口頭によるものについては話があったということですが、少し確認したいことがありますので質疑をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

また、内申書、指導要録の開示については、もう少し行政から答弁をいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（土方尚功君）　総務委員長。

○総務委員長（森田美津雄君）　今、執印議員の方からの質疑ですけれども、これについては少し詳しくは所管の方からお伝えをする、理事者の方からお伝えするということがいいんではないかというふうに思いますので、そのようなお取り計らいをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　理事者より答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは、ただいまの二つ目の件でございますけれども、個人情報の本人の情報を開示するという関係でございますけれども、今回の条例の第15条で、開示をしないことができる個人情報というのがあるわけでございまして、今

おたずねの件は、何を開示するかという観点から見ますと、行政組織は今回の条例の趣旨に基づき、原則的に本人の個人情報については開示をするという観点から解釈をしてまいるところでございますが、第15条で限定的に開示をしないことができる個人情報についても規定をいたしているところでございます。

具体的な質問にございました内申書という関係になりますと、第15条の第１項第２号の個人の評価、判断、選考指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるときという例に当たるのではないかというふうに考えます。

この中で評価というのは、一般的に解釈をいたしますと、学業成績、勤労状況、功績など、個人情報の能力、性格、適正等について、その内容を見定めた記録ということになるものが例として挙げられるかと思います。具体的には、今、例のございました、いわゆる内申書等についても、これに該当するものというふうに考えております。

ただ、原則的に開示をすることによって事業執行に著しい支障が生じるおそれがあるときという限定の中での解釈ということで考えておりますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　口頭による個人情報が漏れていることについては回答がなかったんですが、私があえて今ここでこの質問をしておりますのは、私自身の経験で大変恐縮なんですけれども、私、何年か前に市立病院で、ある検査を受けました。そうしましたらば、私の検査の状況が主治医ですね、つまりそのときの先生を通して他の先生に話が行き、その他の先生にかかっていた他の議員から、そのときの検査の状況が私に伝えられたということがあったんです。それは、私は明らかに、公務員としての守秘義務に反するというふうに考えるんですが、それはどのようにお考えですか。

ですから、こういう条例ができていくことについては、そうあるべきだというふうに思うんですが、その根っこのところで個人の情報をどういうふうに扱うかという、その考え方をもう一度きっちりと押さえていただかないと、条例そのものが空洞化していくというか、十分に運用されないのではないかという懸念を抱いているということです。そのことについて、もう一度、お答えをいただきたいと思います。

それから、内申書や指導要録の開示については、事務に支障がないときには開示をするということですが、例えば、内申書や指導要録を開示することによって、どういう支障があるのかというようなことが一つわからないということと、実際にこれが１年後か

ら条例が施行されたときに、内申書の開示というのが求められたときに、どういう対応をするというふうに考えているのか、そこのところが余りにも曖昧で、今のお答えでは納得ができないんです。もう一度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　ただいま御指摘のありました口頭によりということでございますけれども、今回の個人情報保護というものは、記録されている媒体そのものに関して記録されているものを保護するという観点でございますから、その内容が口頭により漏れるということは、当然この条例の趣旨に反することでございまして、今、御指摘のようなことというのは、口頭だからいいとか、決してそういうことではないということで、現在におきましても公務員法上の守秘義務、そうしたものは当然あるわけでございます。今回、条例を制定をして、さらにそうした意識を高め、手書きの情報についても制度として確立をしていこうというものでございますので、当然、御指摘のような口頭によって漏れるとか、そういうことは本来あってはならないことだというふうに思いますので、それらの点につきましても、条例執行上は十分に運用する中で限定をしていかなければならない問題だというように考えます。

それから内申書等につきましては、開示をすることができない個人情報の、先ほど説明しました当該の項目に具体的に当たる例として考えられておりますので、そういった観点からは公開をされないということを個人の方に、個人情報としてですね、公開しないことができる個人情報に当たるものだというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　１点目についてはわかりましたが、基本的に、そんなことがあってはならないことだというような、押さえがちょっと足りないような気がするんです。

それと、内申書とか指導要録の開示については、判例でしょうか、そういうものによって数字の部分だけは開示をするというような、そういうようなことも日本の全体の中では起こっているようなんですが、そこの部分も、開示はしないというお答えなんでしょうか。人権を守る、憲法を市政に生かすといっている日野市が、そこのところも開示されないものというふうに、ここで、そういうお答えでいいんですか、本当に。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　もちろん先ほども申し上げましたとおり、この条例の運用に当たりましては、当然、市民の権利を守るという、それから個人情報のコントロー

ル権を保障するという観点から解釈をし、運用をすべきものだというふうに考えておりますので、その点につきましては、それぞれ実施企画である行政機関において、この趣旨に沿って運用をしていくよう私どもも今後、この条例を施行し、運用する中で、そのように努めていくことになろうというふうに思っているところでございます。

ただ、内申書につきましては、ここで第15条の１項２号に該当する例として考えられるということを申し上げているところでございまして、具体的な事例におきましては、それぞれ行政組織において判断をし、処置をしてまいることになろうかというふうに思っています。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　わかりました。それでは、教育委員会に確認をさせてください。

こういう条例ができたわけですけれども、当然、教育委員会の方では、この条例に沿って内申書の開示についてはどういうふうにするかということは考えられていると思うんですが、どういうお考えなんでしょうか。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　個人保護条例の制定によって、開示する……非開示とか部分開示とかいうような形で、一つ一つの項目についてこの条例に照らして、今までの保護条例の中で検討しているところですが、なおこれができた暁には一つ一つチェックをして開示についての、非開示についての内容を検討していくということになると思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、ただいま、やりとりをさせていただきましたけれども、内申書と指導要録の開示については、ぜひ進めていただきたいと思います。

それと、この条例がこうやって提案されているのにもかかわらず、そのあたりのことが、これから検討するというようなことでいいのかどうかという問題を私は大変感じました。

それと、これを運用していく担当のところでも少し話し合いが足りないのではないかというふうに感じましたので、それは条例の提案の仕方に問題があるのか何かわかりませんけれども、ちょっと心もとない感じがいたしますので、もう少し市民の立場に立っ

て検討していっていただきたいというふうに思います。

それから私が内申書、指導要録の開示をぜひ進めなければいけないというふうに思っておりますのは、学校にはいろんな先生がいるということなんです。保護者の中で「あの先生が担任になったら、いいことを一つも言われないよ」というふうに言われる先生がいるんですね。確かに担任になりますと、子供の長所は一つも述べられることがないんです。短所ばかりが述べられるんです。その本人を目の前にして、とうとうと短所ばかりが述べられるということが実際にあるわけですけれども、14歳、15歳の子供が欠点だけ、あげつらわれることによって成長することができるのかどうかというのを、私は大変疑問に思いました。

日本の子供がアメリカに行って暮らしましたらば、こんなこともできる、あんなこともできるっていうふうに、いいことを数えることができて、ああ、自分にも自信がついたという話を何かで読みましたけれども、日本にいる間は欠点ばかりが強調されたということなのだというふうに思います。

実際にこういうことが学校の中で行われているという事実があるからには、やはり自分について書かれたものがどういうものなのかというのは、子供の権利として、開示をして意見を述べるというのは当然あるべき姿だというふうに思います。ですから、そういうことも含めて、実際に先生の質といったら失礼かもしれませんけれども、そのことも含めて積極的に開示をしていくということをもう一度、進めていただきたいというふうに思います。

それから、あえて今回、私自身の経験を踏まえて質問をさせていただきましたけれども、大変、個人の情報を扱うということについて、毎日毎日扱っているがために感覚が甘くなっているということがあるのではないかという感じを持っています。それは病院のことだけではなくて、ほかの件でもいろんな思いを私は持ったわけですけれども、公務員というのは実にさまざまな情報を持つことができるわけです。たまたま届けに行ったら自分の家の隣の人が役所に勤めていたとか、それから同じ学校の保護者だったとかいうこともあるわけですから、その辺は、もう一度この条例をつくることによって気を引き締めて仕事をしていっていただきたいというふうに思います。

今回の条例は議会も含まれておりますので、それは自分自身にも返す言葉ではありますけれども、いろんな意味で情報を持たれているということは市民は裸でいるのと同じということになりますので、そういう不気味さというのは、市民だったら、だれでも日々感じていることだと思います。もう一度、この条例が施行されるに当たって、公務員の

守秘義務というのを確認していただいて、プライバシー、人権を大切にした市政運営をしていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１号、日野市個人情報保護条例の制定、議案第２号、日野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定、議案第３号、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の制定、議案第４号、日野市情報公開条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより議案第５号、西豊田駅誘致事業基金条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第６号、日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定、議案第29号、不動産の取得、議案第30号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　　ただいま議題となりました議案第６号及び29号、30号につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第６号、日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の一部改正は、平成８年第４回定例会で可決された日野市行政手続条例の施行に伴い、関連する四つの条例である日野市印鑑条例及び日野市市税条例、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例を一部改正するものであります。

総務委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号、不動産の取得についてであります。

今回取得する不動産は、日野市高幡308番地の１に所在する日野保健所跡の建物であり、（仮称）日野市保健福祉センターの設立を目的として、8,737万7,342円で購入するものであります。

主な質疑としましては、同時に取得する土地の面積と購入価格について質問がありました。これに対して、面積は区画整理の換地後で2,905平米、購入価格は３億7,801万4,670円であるとの説明がありました。

総務委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の一部改正は、特殊勤務手当の支給根拠に基づき、対象業務及び手当を見直すことにより支給額を抑制しようとするものであります。

主な質疑としましては、他市との比較で日野市のレベルはどの程度なのか、また各手当の支給根拠等についての説明が求められました。

これに対しては、他市との比較では、状況が違うので比較はできないが今回の改正は他市の状況も参考にして設定したものであること、また、支給根拠等についても、それぞれの業務について具体的な説明がなされました。

総務委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上３議案、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第６号、日野市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定、議案第29号、不動産の取得、議案第30号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

議案第７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この改正内容は、保険料の限度額を現在の41万円を46万円に引き上げるものであります。

質疑の結果、全員異議なし、可決すべきものと決した次第でございます。

議案第８号、日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

東京都は、この４月から保健所の統廃合を行います。日野市の保健所は、多摩市に所

在いたします東京都南多摩保健所に統合されるものでございます。それに伴って地域保健協議会の委員の１人を、日野保健所の職員という名称から、東京都南多摩保健所の職員と、名称を変えるものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第９号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この改正内容は、この４月以降、市立四ツ谷地区センター、市立見晴らし台地区センター、市立神明橋地区センター、三つの地区センターが開設オープンするものに伴いまして、つけ加える条例の改正であります。

なお、別表の中に記されてございました日野市立百草地区センターは、地主の要望に基づきまして、ここで廃止となるものでございます。したがって、別表から削除されるということも、あわせて改正内容でございます。

以上、この地区センターに関する改正内容、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上３件、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第８号、日野市地域保健協議会設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第９号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　　御報告いたします。

議案の第10号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

東京都の医療費助成の拡大に伴うもので、疾病の追加でございます。先天性血液凝固因子欠乏症「等」が加わりました。さらに「、遺伝性ＱＴ延長症候群」が加わりました。この二つの改正内容でございます。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

５月より日野市立しんめい児童館、神明三丁目10番地の４に開設いたします児童館を条例につけ加えるものでございます。なお、別表第２には、しんめい児童館の開設に伴って分室の再編成が行われたものが、同時に審査されました。

審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第12号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、条例の使用料及び手数料の中に、脳ドック科新設に伴う、１日間、４万5,000円をつけ加えるものであります。週１回、年間、大体180万円程度を見込む新たな診療科目の追加であります。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上３件、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第10号、日野市心身障

害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、平成９年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長　登壇〕

○一般会計予算特別委員長（吉冨正敏君）　平成９年度日野市一般会計予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には私、吉冨正敏と、副委員長には板垣正男委員が選任されました。

一般会計予算特別委員会の日程は、３月17、18、19、そして本日と、４日間、開催され、平成９年度予算に対し延べ58人の委員から171件の質疑や行政への提言、指摘が活発に行われました。

平成９年度一般会計予算の原案は、歳入歳出予算は、おのおの445億5,000万円であり、前年度対比、約マイナス1.3％の減額予算であります。

審議の順序は、歳入全般の審議、そして歳出を、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費、諸支出金、予備費の順に審議いたしました。

主な審議の内容は、次のようなものがありました。

１、歳入全般について。

予算編成に当たり見直した点について。中央高速道路に対する固定資産税の課税について。特別養護老人ホームの債務負担行為について。地籍調査事業費について。市民農園使用状況について。放置自転車等撤去手数料について。

二つ目、議会費、総務費については、美術品購入費について。西豊田駅誘致対策事業経費について。都立美術館誘致対策事業費について。自家用車による通勤手当について。平和事業関係経費について。広報折り込み委託料について。市民会館経費について。

三つ目として、民生費について。

臨時福祉特別給付金の対象者数と予算区分について。在宅心身障害者巡回入浴サービス事業と寝たきり老人在宅入浴サービス事業の利用状況について。緊急通報システムの利用状況について。身障老人機能回復助成について。高齢者民間住宅家賃助成に対する応募状況について。多摩川苑建設の建築単価が高過ぎないか。多摩川苑の土地取得問題

について。寝たきり老人宅への年間訪問回数について。校区コミュニティ協議会の事業内容について。日野市女性社会事業協会補助金の減額理由について。

四つ目です。衛生費、労働費、農業費、商工費、土木費、消防費について。

資源回収の回数及び拠点数について。保健所の移管事務に伴う人件費について。広域処分組合に対する負担金の減額理由について。おむつサービス委託事業の改善について。産業まつり補助金減額の理由について。南部地域で産業まつりを実施できないか。貯溜施設にも補助金をつけられないか。農業用水維持管理事業補助金が減額された理由について。公園名調査について。防火水槽設置箇所数について。雨水浸透施設設置補助金は新築家屋にも補助できないか。自主防災組織育成事業の状況と要綱設定の進捗十分について。建築指導業務移管後、違反建築は発生していないか。水性生物調査箇所について。緊急通信システムの整備状況について。

五つ目が、教育費、公債費、諸支出金、予備費について。

社会教育センター補助経費について。老朽校舎の整備計画について。市立幼稚園の所得制限の引き下げについて。文化・スポーツ・振興協会補助金について。中央公民館やテニスコートの申込者数について。（仮称）市立学校適正規模適正配置検討委員会経費の具体的な内容について。教育研究費、消耗品の大幅削減について。

以上のような質疑があり、その後、総括質疑を行い、この中で中央道の課税について、企業公社委託の考え方について、多摩川苑福祉ゾーン事業計画における土地借り上げ契約について、教育費は類似市と比べて幼稚園や給食施設等を運営しているにもかかわらず額が少ない理由について、各部で予算の裁量がされたか、バブル崩壊後の財政運営のあり方を検討したのか、の総括質疑がなされました。

その後、意見表明になるわけでありますが、慣例により各会派代表等により本会議で行うということで確認いたしました。

なお、採決については、３月26日の厚生委員会終了後、行うことになりました。そして本日、委員会を再開し採決に入り、議案第21号、平成９年度日野市一般会計予算を全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、審査報告といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　大変、問題の多い平成９年度の予算をまとめてくれました委員長には、大変御苦労さまと申し上げたいと思います。

４点について質問をしたいと思いますが、委員会の中で、もし審議されましたら委員

長より御答弁をいただきたいと、このように思います。

ただ、私は、できれば詳しく知りたいと思っている点がございますので、場合によっては企画財政部長及び学校教育部長にお尋ねをしたいと思います。

まず１点目でございますが、今回、大変タイムリーに公明党の馬場委員よりデータの要求がありましたけれども、そのデータをいろいろ分析してみたところ、どう見ても平成４年度の27市当初予算の状況のうち、１人当たりの民生費については間違いではないかなと、こういうふうに気がついたんですが、この点について、まず１点お尋ねしたいと思います。

２点目、一般会計予算特別委員会のこの審議の中で、休日歯科診療の負担金がのっていないのはなぜかと、こういう質疑があったと思うんです。私は傍聴していましたから、そのいきさつは聞いておりますけれども、その答弁なんですが、補正予算で対処する、こういう答弁がありましたけれども、なぜ当初予算にのせないで、しかもこの予算の中で、もう補正予算の話が出るのか、こんなばかな予算の組み方があっていいのかどうか。まず２点目、お尋ねいたします。

３点目ですけれども、日野市の自主財源比率、このデータも私はちょっと入手したんですが、これを分析しますと、大変、日野市の状況はよくないように私は思っているんですが、この点、財政部当局はどのように判断しているのか、お伺いしたいと思います。

４点目ですけれども、今、委員長報告の中にありましたように、教育費が少ないんではないかと、こういう質疑がされていると思うんです。学校教育部長にぜひお伺いしたいと思っているんですが、例えば平成８年度でも結構ですので、27市中に日野市はどの程度に位置しているのか。そういうふうに認識しているか。直接これについてはお伺いしたいと思います。

以上４点、お願いします。

○議長（土方尚功君）　内容からして、それぞれ委員長発言というよりは各関係の理事者の方から発言を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　第１点目の、予算委員会での提出した資料の民生費の１人当たりの額が間違いではないかということでございます。間違いのない形でつくったつもりでございますけれども、民生費の合計を住民基本台帳人口で割り返す形の計算をしたつもりでございます。十分な点検をしてみたいというふうに思っております。

それから休日歯科診療にかかわる予算措置でございます。これにつきましては、補てん等の話がこの段階で出ておかしいという御指摘でございまして、確かに私ども休日歯

科診療につきましては、平成９年度、事業開始をするという予定で所要の予算をとるという方針で取り組んでおりましたので、今回、施設、医療機器等についての予算措置をしていたところでございますけれども、これの備品等以外の経費につきまして計上がされていないということにつきましては、本来、本年度の事業開始を予定していたところでございますので、当然、当初予算で予算すべきことであったというふうに思っております。

これにつきましては、私ども財政当局と主管部との調整が不十分であった結果ということで、大変申しわけなく思っております。事業執行の開始に支障がないように予算措置をするということで取り組んでまいりたいと思いますので、大変申しわけございませんでしたけれども、主管部とも十分な調整をし、事業開始に支障がないような処置をしてまいりたいというふうに思っております。

それから自主財源比率等につきましてのことでございます。確かに日野市の財政の計数といいますか、その一つに自主財源比率というのがあるわけですけれども、この比率につきましては、当市の場合は他市に比べて比較的、自主財源の比率が高いという状況にございます。自主財源といいますのは、市税を主体とし、分担金、負担金、使用料手数料、財産収入、給付金、繰入金、繰越金、諸収入というふうな、それぞれの科目が算定されるわけでございまして、これらにつきまして、他市に比べて比較的高いということについて、私どもとしましては、これは自主財源の対になります依存財源との関係の中で、こうした比率になるというふうに考えておるところでございますけれども、税収による率が比較高いということと、諸収入等の中に、普通会計ベースでは区画整理事業等の諸収入、これは保留地処分金等も入るわけですけれども、そうしたこともあり、これだけが原因では、もちろんございませんけれども、他の市とは少し状況が違う部分もあるのかというふうに思っております。

依存財源との関係で言えば、起債等の額等も影響をしてまいりますので、そうしたものが影響し、このような比率になっているかというふうに思っております。さらに今後ともこうした財政計数等につきましては十分な分析をし、今後の財政対応に当たってまいりたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　予算の状況の調査の中でまいりますと、９年度の予算を見ますと、人口１人当たりの金額については、27市では非常に少ないという、一番少ない方に属するということでございますが（「はっきり言わないとだめだ。一番少ない

とか２番目か、どっちだ」と呼ぶ者あり）――一番少ないです。これは人口１人当たりにして、子供の数によっても違いますので一番少ないというところでございます。

それから、小学校の１人当たり児童を割った１人当たりについては、27市のうち下位の５位ぐらいの中で入っております。23位……ちょっと、はっきり計算ができなかったんですが、そういうところでございます。この統計は、投資的な経費もちょっと含まれていたり、保健体育費が別の方に分かれておりますので、別にちょっと私、分析をしてみたんですけれども、決して多いということではございませんが、小学校で９年度では8,162名ということで、１人当たり30万5,900円余りかかっております。それから中学校では26万7,000円余りかかっております。これは９年度でございますけれども、これは各市の状況と比べますと、10位以内に、こういう計算でいきますと入っております。給食費がこの中に、小学校では１人当たり９万円、中学校では９万3,000円というのが入っております。分析によっては（「聞いていないことはいいんだよ。時間がないんだから」と呼ぶ者あり）はい。

ということで、この統計でいけばそういうことで、人口では最下位でございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　それでは、再質問あるいは私の意見もちょっと含めさせてもらいたいと思うんですが、まず１点目です。

間違いはないんじゃないかということですけれども、実は私、このもらったデータでグラフをいろいろつくってみたんですよ。そうしますと、明らかに平成４年度のデータは、その前後のデータの倍のデータを示すんです。ほとんど毎年、低い市は低いところで、高い市は高い市で、右上がりにずっとカーブができるんですけれども、平成４年度で倍に上がるんですよ。こんなばかな市はないと思うんです。

私、何でそうなるのか見たんですが、今回いただいた資料は、私はこれ、委員会が開かれた最中に配られた資料を見ているんですが、この社会福祉、老人福祉、児童福祉、生活保護費、これをトータルしたものを人口で割っているんですね。これは総人口で割る場合と、対象人員で割る場合とでは違うんですけれども、とりあえず今回は人口で割っているデータなんです。その社会福祉、老人福祉、児童福祉、生活保護費、これのトータルが違っているんじゃないかと思うんですよ。

それで、先ほどちょっと私、気がついたんですけれども、後日、配られた資料は、これは直っているんですよ。きょう私は気がついたんですけれども。だから先ほどの企画

財政部長の答弁はおかしいんじゃないですか。間違えましたというんならわかるんですけれども、間違いはないはずですと。どうしてその後に委員会のメンバー以外の人に配られた資料が直っているんでしょうか。これ、再質問したいと思います。

それから２点目ですけれども、休日歯科診療ですね、これはどういう経過で休日歯科診療がオープンできる寸前まで来れたか、企画財政部長、御存じですか。これ、非常に長い時間をかけて、市と八南医師会と検討した内容でしょう。八南医師会が少なくとも30坪、40坪の場所が欲しいと。それに対して森田市長は７坪もあればいいんだということでずっとやってきたもんだから、27市のうち、やっていないのは３市だけでしょう。そういう問題を私が一般質問で取り上げて、こんなことでいいんですかということを言って、ようやく腰を上げたんですよ、これは。本来ですと、平成８年度の下期から開設する予定だったんですよね。ところが保健所跡地を購入して、そちらの方にできれば新しくつくりたいと。当初は保健センター内につくるということだったんです。そういう話が出てきたんで、私は、１年おくれてもしようがないかなと。保健センター、今はいろんな使い方をしていますから、あえてそこへ入れないで、新たな施設が手に入るんであれば、そこへ移るのも仕方ないかなということで、１年、我慢をしてきたんですよ。この予算をつくっている途中に、どうも予算が通りそうもないという話を、私、聞いたんです。助役のところにも企画財政部にも、生活文化部にも私が行きましたら、間違いなく予算化するといったでしょう。

私は、なぜこれをこんな強く言うかといいますと、市民に、これ、報告してきているんですよ。ようやく皆さんできますよということで。毎月、広報を見れば休日歯科診療を八王子はここでやっています、多摩市はここでやっていますと、案内しているでしょう。何で日野市民が八王子や多摩市へ行かなきゃできないんですか。そういうことを言いましたよね。ですから、何とか早くしてほしいということで「ようやくできるようになりました」と報告してきたのに、先ほどのようになりましたんでね、でも何とか市民の方に、私が報告した市民の方には説得をしてきたんですよ。それで今度の予算を見れば、ハードの面の予算化はしていますよね、内装改築。しかし、ここで休日歯科診療をオープンしましたら、当然、医師会の先生方が来て治療するわけですね。治療すれば薬も必要でしょう。当然、先生方に日当も払わなくちゃいけないでしょう。その予算がのってないということは、どう見たっておかしいでしょう。なぜ、こういうことになったのか。

私、生活文化部に聞きに行きましたら、生活文化部は、ちゃんと予算の編成のときに

は企画財政部に申請しているっていうじゃないですか。生活文化部と企画財政部の何が不十分といったんでしたかね、あれは。コミュニケーションがとれてなかったようなことを言っていましたけれど、そうじゃないでしょう。あなたが切ったんでしょう。もう一度、お伺いします。

次に、自主財源比率ですけれども、比較的高いと答えましたけれども、比較的高いなんてもんじゃないんですよ。これも私、データを見ますと、ちょっと古い話ですけれども、昭和60年には18位だったんですよ。自主財源率がね。かなり都や国から補助金をもらっていろんな事業を進めていたということでしょう。昭和60年、61年、それから62年は15位、63年が14位、平成に入りましたら７位、平成２年度では３位、３年度では２位、４年度２位、何と平成５年度はトップですよ。６年度もトップ。比較的高いなんてもんじゃない。一番、国からも都からも補助金はもらっていない市ということなんですよ。

ですから私に言わせれば、いろいろ問題がある高速道路に、たかだか3,500万円程度の税金をかけて、取れるか取れないかわかんないところで問題を起こすよりかも、国や都の方にお願いして補助金を２億、３億、５億と出してもらうことに努力した方が、よっぽど市民のためになるでしょう。高速道路も、どうしてもかけるというんですから、私はいいと思います、それは。ただ、かけるんだったら、これだってかけた以上、実際に相手が払うかどうかわかんないし、払わないときにどうするのか。相手が告訴したときはどうするのか。その告訴して、勝てばいいですよ。しかも、これは今年度じゅうに勝たなきゃ税金は入ってこないでしょう。結論が今年度じゅう出ない。後送りになって、しかも負けたとなったときの裁判費用はどうするんですか。そういう問題も含んでいるんですよ。どうぞ、やるのは結構ですけれども、そういうこともきちっと考えてやっているんだと思うんですけれども、そんなところに労力を注ぎ込むんであれば、市長は長などと威張っていないで、国なり都の方に足を運んで、補助金を市民のために取ってくるという方が、私はよっぽど市民のためになると思うんですよ。

市長選に出るのか、出ないかといえば、出るか出ないか個人的なことだ、公的なところでは言えないとか、のらりくらり言っていながら、準備は着々と進めているじゃないですか。もっと補助金を取ることを考えた方がよろしいんじゃないですか。ということを言いたいんです。ですから、ここの認識を改めてもらいたいんですよ。比較的に高い、じゃないの。27市で一番補助金を取ってきてない市が日野市だということ。よろしいですか。これは答弁は結構です。

次に４点目。また、教育費の件ですけれど、学校教育部長、私は平成８年度って言ったんですよ。（「はい。失礼しました」と呼ぶ者あり）もう８年度の答弁は結構ですけれども、平成９年度で言うから、さっきみたいに一番悪くなっちゃうんですよ。平成８年度は、部長が言ったほど悪くないんですよ。自慢するほどじゃないんですけれども。平成８年度を見ますと、日野市の近隣の市をちょっと申し上げましょうか。

平成８年度は27市のうち二つの市が予算が通らなくて、ここに載っていないんです。ですから25市中で言いますと、25市あるうち多摩市が１番ですよ。立川市が３番。八王子が９番、昭島が16番、まだ日野は出てこないですよ。町田市が17番、やっと日野で、22番。25市中、22番ですよ。稲城市も日野に次いで23番。だから８年度で答えれば、一番悪いなんて言わなくて済んだんですよ。それで私はわざわざ８年度といったんですよ。そういうふうに、学校教育部長、どの程度認識しているかということを聞いているんですよ。こんなに悪いですから、来年の予算、ことしはこれで恐らく通ると思いますけれども、来年は頑張って、もっと教育費をふやしてもらいたいんです。委員会の中でも相当、部長、言われたでしょう、いろいろな意見を。しかもこれ、日野は給食補助金が相当入っているわけですね。センター方式じゃないから金がかかっているわけですよ。これは給食も、ほかの市と同じようにやっていましたら、さらに悪いんですよ。ぜひ、もっと頑張って教育費をふやすようにしてくださいよ。それを申し上げます。

では、再質問の件について答弁願いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　先ほどの民生費の資料の関係でございます。確かに私自身がこの資料を提出後、見まして、１カ所、けた違いをしておりまして、訂正をするように指示をし、差しかえをするように指示をしたことがございました。その関係で、差しかえ済みというふうに思っておりましたけれども、その辺が徹底できなかった点があったんではないかというふうに思いますので、大変申しわけございませんでした。今後とも資料の作成につきましては、十分に注意を払って取り扱ってまいりたいと思います。先ほど私が申し上げました、間違いがあったか、なかったか、という件につきましては、確かに当初お出しした資料には間違いがございまして、これを訂正し、差しかえをさせていただいておりますので、その点が徹底できなかったということで、議員さんのお手元の資料がそのままになっている分ではないかというふうに思いますので、この点につきましては、大変申しわけございませんでした。おわびをさせていただきます。

それから、休日歯科診療の関係でございますけれども、御指摘のとおり私どももこの

休日歯科診療の事業の経過については承知をしておりますので、私自身もこの事業の予算措置については十分に予算措置といいますか、事業の執行に支障のないようにということで指示もし、そういう取り組みをしたつもりでございましたけれども、現実にこうした結果になっておりますので、この点につきましては、大変申しわけないというふうに思っております。いずれにしましても、予算を、この点につきまして事業の執行に支障がないようにするということは当然のこととして基本に考えておりますので、今後、事業開始に支障がないように主管部ともども処理をする努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうか、大変申しわけございませんでしたけれども、そういう措置をさせていただくということで、決してこの事業の必要性云々という観点からではございませんので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　また質問しますけれども、いただいた資料から見ますと、いろんなことがわかるんですが、今の答弁を聞いていましても私は不安なんですけれども、そういうことを最初から言えばいいんですよ。今回、なぜ、わざわざこれを取り上げたかといいますと、もっとほかの質疑のときに非常にわかりにくい答弁をするんです。ところが、今回はいかに的を射ていない答弁をするかという、いい材料ですから私はさせてもらったんですよ。最初から間違えましたといえば、人間だれでも間違いは起こすんですから「申しわけなかった、間違えました」でいいんですよ。それを、間違いないと思いますと。今のやり方で、すぐ思い出したでしょう、私に質問されたときに。正直に言ってほしいんですよ。そうすれば、それ以上は、もう言いませんよ。だれでも間違いは起こすんですから。ぜひ次から正直に答弁していただきたいということを、まず申し上げたいと思います。

それから民生費の、今度、全体を見たときに、民生費そのものは低いんですけれども、児童福祉が25市中、18番なんです。老人福祉が25市中、15番なんですよ。市民の中には、日野市は福祉が進んでいると思っている人がいるんですよ、一部で。また、それを言っている人たちがいるんですね。意図的に流している人がね。ですから市民は誤解している部分があるんですよ。

その民生費全体で言いますと、25市の中で19番なんですよ。いかに民生費が少ないか。しかも市長選になりますと、市長がかわると福祉が切り捨てられると、こういうことをよく言う人もいますよ。切り捨てるところなんかないでしょう、こんな悪い状態で。福祉はもっと充実しなきゃいけないんですよ。革新市政といえば、いかにも福祉がいいよ

うに聞こえるけれども、実態はこれですよ。(「数字だけじゃだめ」と呼ぶ者あり) ね、痛いところをつかれると、しゃべるんですよ。今まで自分たちが痛くないところの質問だから、おとなしくしていますけれども。これは黙っていられないと思いますよ。

企画財政部長、決して進んでいないでしょう。これは、まだまだ充実しなきゃいけないところですよ。もちろん金額だけじゃなくて、サービスについても、いろんな面で、もっともっとサービスを充実しなきゃいけないと思うんです。

それで、65歳以上のひとり暮らしの老人に対して入浴助成、これも半分にカットしちゃったでしょう。障害者に対する機能回復助成金、これもカットしているでしょう。挙げれば、きりがないほど、いっぱいカットしているじゃないですか。このままで行ったら、革新市政が続いたら、どれだけ福祉を切られるかわかりませんよ。毎年、この調子でカットされたら。そう思いませんか。もっともっと充実しなきゃいけないところなんです。ですから市民には、できれば広報あたりで、このところをきちっと市民に知らせてくださいよ。今後は福祉ももっともっと充実しますと。とても今、27市の中で自慢できような状態じゃないですと、そのぐらいのことを言ったらどうですか。ちょうど市長選を控えているんですからね。

私どもは新しい市長に期待をしますけれども、森田市長が出るか出ないかわかりませんけれども、きのうも市長選の予備審査がありましたよね。それには、私の推薦する候補予定者ももちろん行きましたけれども、共産党の推選する方も見えたそうですね。森田市長の陣営も来る予定だったそうですね。それは、私、選管で聞いたんです。私が勝手に言っているんじゃない。それでどうだったんですといったら「きょうは見えませんでした。あした来るって言っていました」と。だから、きょう行っているんじゃないですかね。これで、事務所を市長はつくっていますから、もうここで答弁する間もなく、市長、出るという形は見えてきましたよね。でも出ないかもしれませんけれどね。いつ、やめるかわからないから。そういう、今、状況だと思うんです。

それで、市長は出ても出なくても私はいいと思うんですけれども、ただ、言いたいことは (「言うことはない」と呼ぶ者あり)

○議長 (土方尚功君)　静粛に願います。

○21番 (内田　勲君)　ただ、言いたいことは、森田市長は共産党市長じゃないということで、森田市長をずっと応援した市民もいらっしゃるんですよ。ところが最近のいろんな情報からすると、森田市長が共産党が推薦する候補も応援していますとか、そういう情報も流れているんです。これは、だれが言っているかわかりませんけれども、流れ

ているんですよ。ですから市長は、ここで市長がおりて共産党の推薦する候補を森田市長が応援することになったら、市民派森田市政が共産党市政にバトンタッチしたことになるんですよ。革新市政から革新市政だのって、森田市政から共産市政に移るんですよ。

ですから、ぜひ、そこは森田市長、よく考えていただきたいと思うんです。まあ、出る、出ないは森田市長の判断ですから私が言うことじゃないんですけれど、ぜひ、そこのところだけ、森田市政を期待している市民も今までおられたわけですから、確かに6期目は共産党の推薦で当選したかもしれませんけれども、森田市長は党員じゃないですからね。これ、共産党員の市長が誕生することになれば、もし誕生することにもなれば、共産市政になるんですよね。ですから、そこのところをよく市長、考えていただきたいと思うんです。

それで、革新市政といわれながら、なぜこんなに民生費や教育費を他市と比較して低いのかということを最後にもう一度、お伺いしたいんです。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　確かに予算状況等の調べによりまして、御指摘のような順位であり、額であるということは、御指摘のとおりでございます。もとより私ども、民生費、福祉関係の事業、教育関連についても、まだまだ取り組まなければならないものがたくさんあるということにつきましては、御指摘のとおりだというふうに思っておりまして、今後とも限られた予算の中でこれらの予算の配分をしていくわけでございまして、今後とも民生費、教育費に限らず、行政全般の市民サービスの向上に向けて財源の確保にも努力し、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　歯科診療所の件で、まだ答弁がされてないと思うんですけれども、補正予算、さっき、もう一度言いますよ。補正予算というのはどういう場合に出すのかなんです。例えば、予算を組んだときに全く予測されなかったこと、最初から、例えばあそこのがけが崩れそうだなと思えば、そこを直す予算を取ると思うんです。ところが、全くそういう予知されないところ、たまたま台風が来て崩れたとなって、そこに何百万か何千万かかけると。しかし、その予算がないときは補正予算といいますよね。そういうのが補正予算だと私は理解しているんです。ところが、最初っからかかるものを予算化しないで補正を組むなんていうのは、こんなやり方っていうのは、あるんですか。

これも、落としちゃったんならいいですよ、うっかりして。ミスとか。生活文化部か

らちゃんと申請が出ているじゃないですか。それをあなたが切ったんでしょう。市長に言われたかどうか知りませんけれど、切ったというところに何か意図が働いているわけですから。コミュニケーションが足りなかったなんてもんじゃないですよ。幾ら補正予算で組みますといったって、市長がかわるかもしれないんですよ。もう、あなたが頼りにしている森田市長が６月以降、そこに座っているかどうかわからないんですよ。だから、こういうときこそ、きちっと予算は組むべきなんですよ。

これが森田市長が立候補でも予定して、７期、８期、これからもやれると勢いがあるときなら、それでもいいですけれども、出るか出ないか、今でも言わないような状況でしょう。そういう中で、当てにならない補正予算なんかやって通そうというのが、そもそも間違いなんですよ。ですから本当に補正でやるんでしたら、みずからこの予算をミスプリでしたっていうことで直す方法だってあるでしょう。さっきの65歳以上のひとり暮らしの入浴券の件についても、幾らでもない金額ですよね。機能回復の件についても、ミスでしたって、補助金から持ってきてのせれば済む話なんですよ。削るほどの金額じゃないでしょう。しかし、楽しみにしている障害者の方からしてみたら大変残念に思うと思いますよ。そこだけ、もう一度。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　休日歯科診療につきましては、私自身のこの事業の経過、必要性については御指摘のとおりに認識をしておりまして、今回、予算が補正予算というふうなお話もございまして、私どももそういう答弁になったわけですけれども、御指摘のとおり、本来、当初予算にきちんと計上されるべきだというふうに私自身も思っております。その点につきましては、私自身の予算編成の中での作業の中で、十分にこのことを注意し、徹底できなかったという点で、大変申しわけなく思っているところでございます。

確かに補正予算ということを簡単に申し上げられる言葉ではございません。ただ、私どもとしましては、この事業の必要性、これは十分認識しておるところでございますので、主管部ともども事業執行に支障がないように、それぞれの担当の立場でこの予算化には格段の努力をし、実現を図っていくということで御理解をいただきたい。今回のこの件につきましては、予算編成上、私自身も大変申しわけないことをしたと思っておりますし、切ったとか、削減ということでしたことではございませんので、お許しをいただきたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　やめようと思ったんだけれど、切ったとか何とかじゃないというのは、どういうことなんですか。切ったんでしょう、あなた。切ってしまったって言うんならいいけれど、切ったんじゃないというのは、どういうことなんですか。生活文化部からちゃんと予算が上がってきたでしょう。中身を見ないで構わず金額を減らしちゃうんですか。いいと思って切ったんでしょう。そういうことを言うから、私はまた言いたくなるんですよ。もう一度。

○議長（土方尚功君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　大変申しわけございませんけれども、何か意図を持ってやったということではなくて、私のこの事業についての必要性を予算編成の中で担当の者に十分、徹底できなかったという点でこういう結果になっておりますので、その点につきましては私自身の手落ちだというふうに思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

当然、事業の必要性につきましては、十分、認識をし、御指摘のとおりだというふうに思っておりますので、予算化について事業執行に問題のないように私どもも取り組んでまいりたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長選挙が４月13日に行われるわけですが、市長選挙費ですが、108ページ、109ページに選挙費用が掲げられております。その辺で、公平な選挙、公正な選挙、平等な選挙という角度から、この予算の質疑があったかどうか、その辺、お尋ねしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（吉冨正敏君）　市長選挙に関する質疑は別段なかったように記憶しております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　それでは、市民の方も非常に関心の高いことでございますので、ぜひ選管事務局長においでいただいて、私の質疑に御答弁願いたいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　それでは、選挙管理委員会事務局長の出席を求めます。事務局、対応してください。

夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　選管事務局長には、御足労をいただきましてありがとうございます。

まず、市長選挙におきましても、都議会選挙におきましても、共通する課題だというふうに思うんですが、まず109ページあたりで、立会人という制度が認められているわけですけれども、この制度の予算化がされているところですが、この趣旨、ねらいですね、その辺のお話と、あと、これはよく市民の方から聞かれるわけですが、要するに、いいではないかというふうな評価と、もう少し活発にというふうな御意見があるところなんですが、公営ポスターの掲示場は、お金が非常にかかるわけですが設置をされて、それに限定をされているわけですが、その制度の趣旨ですね、どういうところに、選挙法に基づいてのねらいだと思うんですが、その辺の制度の趣旨をお話をしていただきたいというふうに、まず思います。

よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君）　まず１点目の、投票の立会人関係の御質問だと思います。

これにつきましては、公職選挙法第38条に規定されております。これは各選挙ごとに、各選挙区における選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て３人以上、５人以下の投票立会人を選任するというふうな形になっております。

この趣旨は、公職選挙法の第１条の目的の中段にありますけれども、その選挙は選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする、というふうにされております。それですから、投票立会人あるいは開票立会人及び選挙立会人の制度は、公益代表的な一般有権者あるいは各候補者の利益代表的な選挙人をして選挙管理の機構が管理、あるいは重要な選挙事務に立ち会ってもらいまして、その公正を確保しようというふうな制度になっております。

２点目の御質問の、公営ポスターの掲示場についての御質問ですが、これもやはり公職選挙法の第144条の２、第８号に、市町村の議会の議員及び長の選挙については、市町村はそれぞれ条例の定めるところにより第143条第１号、第５号のポスターの掲示場を設けることができるというふうに規定しております。この趣旨は、以前からの関係につながるわけですけれども、選挙運動ポスターの使用枚数が随時、増加の傾向となっているという折の中で、そのポスターをより効果的に掲示しようとすると、自然と特定の

場所に集中してしまう。その結果、特定の人によって、その場所が占領されることもあり、また、市街地においては適正な場所があっても居住者あるいは管理者、あるいは所有者の承諾が得られない場合もある。これを放置しておきますと、候補者間に不公平が生じてしまう。また、多分まちの美観にそぐわないこと、あるいは選挙運動費用の節減になること、それからポスターの掲示の依頼をするために個別訪問をする、これの防止のこと、あるいは一斉に掲示場に張ることにより選挙人にも便利であることなどの理由から、ポスターの掲示場を設置するというふうになったということの制度であります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　ありがとうございました。

その中で、選挙法の理念として一番大事なのは、やはり公平性だろうと思うんです。公平性の中身は何かというと、やはり平等な立場で平等にやるということだと思うんですが、今のお話の中に大事な点が１点ありました。

要するに、費用がかかると。それが無制限にすれば非常に金力的な力のある人が、大量にポスターもまける、ポスターを張ることもできると。しかし、細々とやる方は、ぱらぱらとしかできないということで、ある意味では、それが無制限になりますと選挙費用についての莫大なお金がかかってしまう。これは市民の間から見ていかがなものだろうかというのが、私はやはり大きな理由としてあると思います。

しかし、一番大きな理由は、要するに公平な選挙をしようではないかということで、その選挙戦のいわゆる武器の対等ですか、ということだと思うんです。相撲取りであれば裸で土俵に上がってやる。片っ方が裸以外の道具を持っているという形じゃ、これは公平ではありませんから、その結果についても、やはり公平な審判にならないということで、やはり一番大事なのは選挙の公平性だというふうに理解をいたしております。

それで、１点、これは局長の方に確認ですが、公職選挙法には、いわゆる拡声機についての制限があります。また、車についての制限があります。これは、なぜ車を候補者というものと確認車ということで２台に限ったのか。マイクも、スピーカーの高さとか、それから戸数とかまで細部にわたって規制をされています。これもやはり選挙の公平性、各候補者の選挙の公平性というところから理由づけられる、また、市民の方もそれを支持される、こういうことが私はあるというふうに思っております。

そこで、これは選挙管理委員会の方で承知しているかどうか。承知をしていれば、その内容についてお話をしていただきたいと思うんですが、平成５年９月に、日野市議会

として、そういうことを含めて決議をいたしておりますが、それを承知しているかどうか。承知していれば、その内容についてどういうふうに承知しているか、お話をしていただきたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君）　今の、議員さんの方からお尋ねの、平成５年９月30日の決議関係でございますが、確かに私もこの議決に関しては承知しているところでございます。それで、大変、恐縮でございますが、この決議文について、私どもで朗読させていただきたいと、こんなふうに思います。

日野市議会議員の政治活動等に係る決議。日野市議会議員は、みずからの議会活動、日常活動並びに選挙活動について次のとおり決議する。

１．政治資金規制法及び公職選挙法を遵守し、クリーンな政治が行えるよう努力する。

二つ目が、他の市議会議員あるいは予定候補者に対し、殊さらの誹謗、中傷ないしは事実の歪曲による攻撃を行わない。

３点目が、物品販売（パンフレット等）に名をかり、拡声機を利用し実質的な選挙運動を行わず、また行わせない。

上記、決議する。平成５年９月30日。日野市議会ということで、私も一応、内容については承知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　一応という言葉が入りましたので、ぜひ、お願いがあります。いわゆる日野市議会議員の政治活動等に係る決議、これは日野市議会としていたしました。賛否両論いろいろありましたが、大勢の方の納得をいただいて決議をさせていただいたところであります。

この、１、政治資金規制法及び公職選挙法を遵守し、クリーンな政治が行えるよう努力する、これは当然のことであります。

２番目、他の市議会議員あるいは予定候補者に対し殊さらの誹謗、中傷ないしは事実の歪曲による攻撃を行わない――大切なことであります。こういうことが行われれば、民主政治の空洞化につながることになり市民の信頼を失うからだと私も理解しているところであります。

３番目、物品販売（パンフレット等）に名をかり、拡声機、いわゆるスピーカーですね、マイクです。ハンドマイクも入りますが、拡声機を利用した実質的な選挙活動を行

わず、また行わせない。これは要するに選挙法の一番の原理であります公正の原理から位置づけられるところであります。

そういう意味で、これを日野市議会として決議をいたして、より一方、明るい選挙、選挙が終わって後味のいい選挙、要するに選挙が終わって、さらに意見の違う人もさらにそれを契機にして、お互いに理解がし合える土壌をつくる、そういう作業というのは、やはり政治家に課せられたことであると思います。確かに選挙になれば立場が違いますから、おのおのの立場で議論するのは当然でありますが、それによって隣近所の人間関係が壊れてみたり、さらに利害的なものは拡大をしてみたりすることは、私は非常に不幸な現象だろうというふうに思います。あなたの考え方は、自分は理解がまだ届かないけれども、しかし私はあなたの人格、あなたの人間性は好きです、という土壌をつくらないと、私は根本的にまずいんではないかというふうに思います。

むしろ人間関係を築いていく上で、思想、信条とは違うけれども、しかし人間関係がいいということであればいいですが、もともとあった人間関係、例えば日野の市内でも商売をされている方がいっぱいいらっしゃいます。そういう方が一番悩むのは、大勢の違った候補の方からお願いをされる。さあ、どうしようか、そういうふうな苦しみをどんどん与えていく政治というのは、私はまずいというふうに理解しています。人の心の中へずかずか入っていく、それを私は一定の制限があっていいというふうに思っております。

ですから、私が一番心配しますのは、人間関係の築かれている中で、政治信条的なものが対立となって、それが人間の、隣近所まで影響するということ、要するに悪く影響していくということについては、やはり政治家または政治活動をする人は、一番気を使わなければいけないところだと思います。そうでなければ、日野市の政治風土、さらには人間関係の風土というものが、いつまでたってもよくならないというふうに私は理解するところであります。

そういう意味では、選挙法の公正ということは、いかに大事な制度であるかということを選挙管理委員会も重々その深さまで理解をしていただいて、この決議を十分に尊重して選挙管理の運営に当たっていただきたいということを要望して終わります。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、委員長にお尋ねをいたします。

総務管理費の一般管理費、職員研修経費についての質問がありましたでしょうか。

それから社会福祉費、民生費のコミュニティ費、地区育成会の補助金について、この

質問はありましたでしょうか。

それからもう１点、教育費、社会教育費、家庭教育学級経費、この件について質問がありましたでしょうか。

○議長（土方尚功君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（吉冨正敏君）　この件について、質問がなかったように記憶しております。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、質問をしたいのですが、よろしいでしょうか。

（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、職員研修の経費についてですが、これが前年度より削減をされておりますが、どのような研修をする予定でいるのか、これをまずお尋ねをしたいと思います。

それから地区育成会の補助金につきましては、これが800万円ということで、例えば女性社会事業協会の補助金なども削られているわけですけれども、これだけは前年度と同じという形で出てきておりますが、どのような積み上げがされて、こういう形になっているのか。

それから、家庭教育学級の経費に関しましては、これは１校当たり８万4,000円ということで前年度より減っておりますけれども、恐らくこれについては運営が大変になっていくだろうというふうに思っているんです。今でもかなり苦労しながらやっていると思うんですが、回数ですとか、それから今４回ですか、そのあたりをどういうふうに考えているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（小俣雅義君）　職員研修につきましては、全体の奉仕者として必要な知識、技能、あるいは資質を養うことを最大の理念として、職場研修の充実であるとか、あるいは自主研修、自己啓発、あるいは接遇研修の充実、こういったことを重点として行っております。

研修の形態は、一般研修、特別研修、あるいは階層別の研修、あるいは派遣研修、独自研修、そういった形に分かれておりますが、これらの理念と基本的な方針に基づいて行っているところでございます。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（田中正徳君）　２点目についてお答えします。

地区育成会の補助金については、今、議員さんの御質問の点からしますと２点あると

思います。

１点目は、９年度の予算は昨年と同じ800万ですが、平成８年度の実績に基づいたということと、もう１点は、日野市の地区育成会補助金交付要綱というのがありますが、その中に、１地区、年間100万円以内の補助をするという規定がありますので、その規定に基づいて予算計上してあります。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君）　家庭教育関係の事業で、家庭教育学級の委託事業経費が減額になっております。これは事実でございます。それに従いまして、今後の運営についてはどうするのかということでございます。

本年度におきましても、学級の開設担当者、28校の方々が集まりまして、いろいろ反省事項が出ております。それらも含めまして、また減額されたこと等も含めまして、家庭教育学級の開設趣旨には変わりはございませんけれども、運営形態等につきましてはさらに検討を加えて平成９年度に向けて結論を出していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、再質問をさせていただきますが、職員の研修については、今、御説明がありましたけれども、全体の奉仕者としての研修ということでしたけれども、基本的な職員の研修というのが抜けているのではないかというふうに、私、考えるんです。具体的に例を申し上げますと、前の日にアポイントメントをとって市民が会いに来たのにもかかわらず30分待たされたと。多少の説明はあったようですけれども、そのときに議員が来ていたということなんですけれどもね。これは、そう大して急いでいた様子でもなかったと。要するに、議員の側も緊急に行くことがありますけれども、生き死にかかわる以外は、本来は市民との約束の方を優先させるべきではないかというふうに私は考えますが、そのあたりはどういうふうな教育というか、それをされているのか。これをお尋ねしたいんです。市民も暇ではありませんから、一日の行動予定を持って行動するわけですけれども、余りにもそのあたりが粗雑に考えられているんではないかなというふうに思いますので、これをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから地区育成会の補助金なんですけれども、これは交付要綱に沿って行われてい

るということですが、地区育成会そのものを否定することは、もちろんありませんけれども、しかし、昨年もアダルトビデオのチラシのステッカーをいろいろ問題があるので地区育成会に予算があるので、そこでつくったというようなお話があったんですけれども、かなり、どうやって予算を使っていくかということに腐心している、そういう育成会もあるのではないかというふうに思うんです。もちろん、その育成会によって活発なところは必要でしょうし、そうでないところは使うために使っているというようなことになっていないのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

それから家庭教育学級につきましては、これはこれから確認をしていくということですので、ぜひ、それをお願いしたいと思います。(「意見で言えばいいじゃないか」と呼ぶ者あり)

○議長(土方尚功君)　総務部長。

○総務部長(小俣雅義君)　職員研修につきましては、それぞれ階層別の研修で、まず、それぞれ新任研修あるいは新任宿泊研修、あるいは現任、中堅ですね、係長、管理職、それぞれの階層ごとにこれらの基本的な市政運営あるいは政策形成能力の醸成であるとか、今、関連のあります接遇研修、こういったものによって市民との、そこのそれぞれの科目の中に市民との信頼関係をつくり上げ、あるいは、接遇研修というのは単に接待の仕方という、そういうような範疇ではなくて、いかに市民との信頼関係をつくり上げるか、これが一つのテーマであります。場合によっては人間関係論もこの中に採用されるわけであります。

こういった研修を駆使しながら、特に接遇研修では入所5年以上あるいは10年以上、それから係長になってからの職員、こういった3階層に分けて、それぞれ市民に接する場合の信頼関係をゆだねるための技法なり、あるいは、こういった心なり、資質なりをテーマとした研修を実施しているところであります。

○議長(土方尚功君)　生活文化部長。

○生活文化部長(田中正徳君)　2番目の地区育成会についてお答えします。

一部の地区育成会を除いて、ほとんどの地区育成会では、年間、平均120万から140万の事業計画を立てており、不足分は参加費をとるなどで、各地区で努力しているようでございます。

御指摘のように、事業が少なく補助金をフルに使ってないという御指摘のあることも事実です。しかし、これも今月の3月10日に各代表者を集めて指導しておりますので、今後もこの補助金を有効に使うよう育成会を指導していきたいというふうに考えており

ます。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、職員の研修につきましては、市民参加の日野市なんですけれども、その入り口のところで市民参加が保障されていない。市民が非常に粗末に扱われているという感じを持っております。それで、今、一つ例を挙げたわけですけれども、決して一つだけではないんです。そういう例が幾つかある。残念ながら、また、きょうも約束をしてきたのに30分待たされたということなんですね。

市長は、市民参加のまちづくりということで24年間、市長をされたきたわけですけれども、こういうふうな対応が市民に対してされているということを、どのように今お考えですか。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民の方の接遇につきまして、何といいましょうか、不信感を買わないということはもちろんでありますし、そのときのふだんからの整備の持ち方のことも多少あろうかと思いますので、そういうことを研修をしておるというのが基本的研修の目的であるというふうに、日常、指導をしてまいっております。ケースによって、時々、予測しない御指摘をいただくこともないわけではございませんので、一層、いわゆる市民に対する真心のあらわし方ということで、しっかりと身に着いていく研修を進めてまいりたいと思っております。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　市長、私、今質問させていただいたのは、ずっとこの間、見ておりまして、残念ながら市民を本当に大事にしようという気風が育ってないんじゃないかということを感じたんです。

といいますのは、これまでも市長と約束をして、来ましても、当日になって市長が出てこられない。または市民相談のときに約束をしているのに市長が近々でキャンセルをされる。そういうものがやっぱり職員にうつっているんだと思うんです。私はそのことを大変残念に思っているわけですが、市長選がありまして、これから先どのように市長が決まっていくかは、それはわかりませんけれども、行政は継続をするわけですから、こういう市民に対しての対応はないように研修をしていただきたいと思いますし、また、今すぐ対応できるものは各部で対応していただいて、ぜひ、この予算が通るのかどうかは、またこれからの問題ですが、これを遂行するときに、これを執行していくときに一番大事な部分なので私は質問をさせていただきました。

行政がある意味での特殊性というのは、市内の例えば商店だったら、対応が悪ければ、それはお客が来ないとか、自然淘汰されるということがあるわけですけれども、行政は違うんです。それはどうなっていくかというと、市民は行政嫌いになっちゃうんですよ。その、例えば商店のおじさんだったら、商店のおじさんはいなくなっちゃうとだめになっちゃうかもしれないけれども、市民が行政を嫌いになる。私の友人がケアの団体で活動しておりますけれども、行政の世話にはなりたくないと発言する人が少なくないっていうんです。これは大変大きな問題だというふうに思うんです。ぜひ、決して1件だけじゃないということです。

それともう一つ私が問題だと思っているのは、窓口に行くのは女性なもんですから、どうしても職員は男性が多いですから、どこかに女性だからという、べっ視といいますか、そういうものがあるんじゃないかというふうに思うんです。それで、例えばこれが15分待ったら怒り出す男性の方が多いと思うんで、そう言いますけれども、そうであれば、恐らくこんな待遇はしないだろうということも感じますので、ぜひ男女平等の研修というのもしっかり行っていっていただきたいと思います。

何か御意見があれば。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりだと、心から、いろいろなケースのことも込めて伺った次第でございまして、行政不信こそ一番行政にあってはいけないことでありますし、頼られる行政ということで対応のできる能力を持つ、これは本来の趣旨でございますので、そのような考え方で、地方自治の本旨そのものだというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　やっぱりそういう風土をつくり出してきたのは市長だというふうに私が考えているということをお伝えして、終わります。

○議長（土方尚功君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時26分　休憩

午後8時45分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続いたします。小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　委員長に質問いたします。

委員長の報告の中に、中央高速道課税の項目の報告がございました。大変重要なテーマでございますので、もう少しその内容について知りたいと思いますので、御質問をいたします。

地方財政法では、予算の編成の第３条のところに、地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない、というふうになっております。

今度のこの歳入の予算の中で、中央高速道路の固定資産税の課税をするということでございます。今、申し上げましたように、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足しというふうになっておりますけれども、課税に足る、いわゆるあらゆる資料というたぐいが、どの程度、発表されているか。それについて、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（吉冨正敏君）　中央高速道路に対する固定資産税の課税について、何人かの方から質疑がありまして、その中で、資料としては筆数が208でしたか、土地の筆数、面積等の発表はございましたが、それのもとになる固定資産税の課税額については、守秘義務ということで発表はございませんでした。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　課税額については、委員長仰せのとおり守秘義務ということでありますから、その課税額を問うているのではなくて、委員長が把握し切れなければ事務方の責任者、助役なり企画財政部長なり、御答弁いただきたいと思うんですが、今度の中央高速道路の課税に対する、いわゆる、あらゆる資料ですね、正確な補足といいますかね、そういったものを表明するといいますか、裏づける、そういう資料がどの程度、委員会で出されたのか。その根拠の材料、どの程度出されたのか。課税額ではなくてですね。それをお伺いいたします。

○議長（土方尚功君）　一般会計予算特別委員長。

○一般会計予算特別委員長（吉冨正敏君）　正確を期するために担当からの答弁とさせたいんですが、よろしいでしょうか。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　それでは、理事者より答弁を求めます。助役。

○助役（坂口泰雄君）　ただいまの御質問でございますが、いわゆる課税の法的根拠で

はないかというふうに思います。この課税の法的根拠でございますが、これにつきましては予算委員会におきましても、いろいろ御議論のあったところでございます。

私ども、この課税の法的根拠につきましては、委員会でも申し述べましたとおり、地方税法上の非課税道路、これに該当しないんだということでございます。また、そのほか35年等の行政実例、あるいは47年におけます、いわゆるプール採算性の導入、こういうところに照らし合わせても課税ができるんだという判断で課税するわけでございます。地方税法上の非課税道路につきましても、これは所有者において何ら制約を設けず広く不特定多数人の利用に供するもの、これがいわゆる地方税法上の非課税の道路でございます。

したがいまして、今回の高速道路につきましては、これを公共の用に供する道路とは解しがたいという行政実例でございます。しかるに、この道路公団の建設した有料道路につきましては、道路整備特別措置法の規定によりまして料金収入の期間が定められ、その期間は道路の新設または改築のための建設費等、道路整備特別措置法施行令の規定による費用の合算額を料金の収入により償却することができる期間とされているということでございます。

したがいまして、当該期間が終了経過すれば、当然、無料となるということでございます。当該償却を終了するまでの期間においては、料金が徴収されているとしても、それは収益事業でないから、だから公共の道路だという行政実例でございます。したがいまして、先ほど申し上げました47年10月のプール採算性の導入によりまして、料金の区間の全体の建設費が償還されるまでは料金を徴収する。いわゆる無料化という考え方が、もうこの時点で崩れたんではないかというふうに考えております。

なお、その後、昨年、道路審議会におきまして、中間答申ではございますけれども、今後とも有料化でいくべきだというような答申が出されまして、47年のプール採算性の導入にさらに決定づけるような中間答申がなされましたので、今回、課税に踏み切ったわけでございます。

いずれにいたしましても、いろいろ法的解釈と申しますか、その辺におきましてはいろいろ議論があるところでございますが、私どもといたしましては、高速道路に対する課税の問題は、いわゆる鉄道等のように、公共交通である資産に対しても課税がなされているのに、公共性を有するとはいえ有料道路に対してなぜ課税ができないのか、非常に疑問が残るところでございます。そのような状況の中で、今回、高速道路に対する固定資産税の課税に判断をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　課税に対する根拠というのを、根拠というよりも判断といいますかね。市側のいわゆる課税側の立場、論理というものも、もちろんあるわけですが、一方で、課税される側の論理もあろうかと思うんですが、いずれにしても、心配をするから、懸念をするから申し上げている――質問をしているわけですけれども、いろいろ議論のあるところだと、ただいま助役が発言されましたが、つまり、議論があるという段階で課税を実際に課していいかどうか。課税をしていいかどうかということが、非常に心配であります。正確にその財源を補足しということが、この財政の、予算編成の基本になっている、地方財政法ではなっておりますんで、そういった点で、まだ議論が未消化というか、そういう部分もちょっと心配をするわけです。予算に計上したわけですから、これがもう歳入欠陥にでもなったら、これまた市民生活に大きな影響も与えますし、迷惑をかけるということもありますんで、そういうことのないようにしてもらいたいということで申し上げたわけです。

もう一つは、高速道路の、いわゆる償還後の、償却後、無料にするということの前提が崩れたというお話ですありますが、これは課税側の方のそういうとらえ方は、それはそれで別に否定するものではありません。

ただ、課税される側、つまり国側が、この中間答申の後、本答申が出されると思います。その本答申を受けまして、法律の改正を考えるということも想定できるわけであります。そういった場合も、市側は十分に対応できるという自信を持っておられるのかどうか。これについて伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　言うまでもなく市税につきましては、これらの課税の決定権は首長にあるわけでございます。課税の自治権と申しますか、そういうことで、これらも市長にある権限でございますけれども、課税の自治権を、課税するなとか、どうだとかということは、これはだれしも言えないことじゃないかと思っております。恐らく国の指導におきましても、課税権について云々ということは、これは言えないと思います。もし国等でできるとすれば、やはり（「予算計上をなぜしたんだということだよ。意味がないのに」と呼ぶ者あり）法律の解釈、これは示すことはできると思います。

確かに地財法の３条によりましては、財源を補足して、かつ経済の現実に即して、その収入を算定すると。また、今、御指摘のありましたように、あらゆる資料に基づいて

正確にその財源を補足するということでございます。課税した以上は、必ず徴収に応じてもらうように、これは当然のことでございますが、最善の努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　助役は、誤解してもらいたくないのは、課税権を実施するなということを私は申し上げているんじゃないんです。課税できる根拠のあるものは課税していただくのは当然なんです。これは市民の土地ですからね。

ただ、その場合に、課税を実際に実施する場合にはあらゆる資料を整えて、正確な課税の根拠を補足をして、その上で課税をしなければ、間違っても歳入欠陥を起こすようなことをしちゃいけないということで申し上げているんです。先ほど申し上げましたように、国側が中央高速道路の、いわゆる高速道路の公共道路扱いするかどうか云々について、今度のこの問題を契機に法律を改正する可能性もあるということを私は申し上げているわけです。仮に、市側が実際に課税処分をするといっているわけですから、この課税した場合ですよ、道路公団はそれを不服として不服申し立てをすることが、これまた道路公団側の態度からすると、想定されるんです。その場合ですね、この不服申し立てに市側が十分に対応できる、そういったものを持ち合わせているかどうか。その自信と、それから絶対に歳入欠陥を引き起こさないという自信を持っておられるのかどうかです。

それは事務方としてですよ。市長は、もうそういう方針で、政治家ですから、いろんな立場で計算して言っているんだろうと思うんですけれども、事務方は、やっぱり行政というのは条例あるいは法律、そういったものに基づいて対応していくのが行政でありますから、事務方が無責任なことがあっちゃいけないし、自信を持って、やっぱり課税というものはしなきゃならないですね。それは、精神的に自信を持っていう意味じゃなくて、法律的に自信を持てる、手続的に自信が持てるという、そういったものを持って取り組むのが行政の責任だと思うんです。精神的に課税したものは何でも払ってもらわないと困るなんていう、そういう、それは隣近所の世間話のたぐいであって、行政はそういうことであってはいけないわけです。だからその辺のところを十分に、これを不服申し立てをされた場合に、それに十分にこたえるものを市側が持ち合わせているかどうか。

それから、歳入欠陥は絶対ないということを事務方として責任を持てるかどうか。それを、この場ではっきり申し上げてください。

○議長（土方尚功君）　　坂口助役。

○助役（坂口泰雄君）　　一たん課税した以上は、これは地方税法あるいは日野市税条例、これに沿いまして一連の手続はとってまいるところでございます。

歳入欠陥があるかないか、これにつきましては、その自信についてはという御質問でございますけれども、当然、課税するからには収入されるという自信のもとに課税するわけでございます。

また、相手方から異議の申し立て、不服の申し立てがあるかもしれません。そのときは、これはもう司法の判断にゆだねる以外にないと思っておりますが、その対応についても怠りのないように対応していきたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　　課税した以上はという切り出しになっておりますけれども、課税した以上はという、課税する、実施する前の段階にいろんなことを対応をして、いろんな議論のないような整理をした上で課税をするのが普通の姿だということですね。そのことを懸念するわけでありますので、今、実際に課税したからにはという、実際にやるのは５月ですよね、実際には。ですから、どなたが市長になられるかわかりませんが、課税する根拠があって法的に何ら問題がないということであれば、これは大いに課税すべき。もう、やらなかったら怠慢ということになります。

しかし、裁判ざたになるような状態で課税を強行するということは、これは市民に迷惑をかける話になるので、その辺のところをよくよく慎重に検討され、調べられて、絶対に市民に迷惑のかかることのないような対応を強くお願いして、私の質問を終わります。

○議長（土方尚功君）　　これをもって質疑を終結いたします。

委員長におかれては、長時間の対応、御苦労さまでした。自席へお戻りください。

本件について御意見があれば承ります。小島久君。

〔６番議員　登壇〕

○６番（小島　久君）　　議案第21号、平成９年度日野市一般会計予算案に対しまして、民主クラブを代表いたしまして、原案に消極的賛成の立場で意見を申し上げます。

21世紀を間近に控え、我が国では少子・高齢化、国際化、情報化、環境問題など多くの課題に直面しております。このような社会環境の変化の中で、市民ニーズも多様化され、行政需要は質、量ともに増大しております。また、長引く景気不況や低金利、円ルートの不安定など一層、不透明な状況にございます。

そのため、国も東京都も、我が日野市も、税源の確保に並々ならぬ努力を行ってきております。以下、歳入歳出について幾つかの点を指摘を申し上げます。

まず平成９年度、日野市一般会計の総額は、歳入歳出とも445億500万円であります。歳入の内訳は、289億2,816万6,000円、総予算の65％に相当いたします。

また、国、都の支出金64億3,737万5,000円、繰入金16億2,583万5,000円、市債18億9,510万円、その他56億1,852万4,000円、締めて455億500万円という歳入の内訳になっております。

また、この市税の289億2,800余円に対する内訳は、法人、個人、市民税として160億1,800万円、固定資産税99億4,900万円弱、都市計画税ほか29億6,100万円、このような内訳となっております。

新たな財源を確保する目的で中央高速道路に固定資産税を課税する予算を計上したとの説明が、予算委員会でございました。多くの議員から、予算委員会で指摘事項がございます。要約いたしますと、固定資産税の評価額は、平成９年４月１日から４月21日まで、関係人に縦覧するということが判明いたしました。

中央高速道路の延長は、日野市内、延長で4.5キロ、面積で15万7,000平米、約あるということであります。また、課税対象の土地は208筆、課税額は各筆評価の３分の１程度の額であること、また市が借地している土地につきましては、軽減措置によって対応したいということ、納税通知は５月初旬を目途に発送するということ、さらにまた、固定資産税は土地のみを課税するということとして、いわゆる償却資産である橋脚、土どめなどの構造物には課税しない。以上申し上げましたことが明らかになりました。

しかし、課税総額につきましては、市長を初め事務局も終始一貫、守秘義務を理由に明らかにいたしませんでした。しかし、新聞報道などによれば、課税額は3,500万から4,000万の範囲だと、このように報道がなされておりまして、市民もそのように受けとめていると思います。市長は、地方自治の自治権に基づいて事務的に、たんたんと実施すると明言されております。

とすれば、歳入の固定資産税の収入欄、つまり平成９年度の予算書の収入欄には、高速道路分と通常の固定資産税分、つまり二段がけに記して議会に提案すべきが最も親切であり、わかりやすい予算の提案だと判断をいたします。

また、この件については、日大の北野教授が森田市長の課税に対する考え方として、幾つかの指摘を行っております。四つの件があるわけでありますけれども、ここでは、あえて２点に絞ってお話を申し上げます。

北野教授のお話によりますと、土地だけを課税するんではなくて、構造物である橋梁、土どめなども、いわゆるその償却資産についても課税の対象にすべきである、こういうコメントを発表しております。

これに対して市長以下、事務当局のお答えは、いわゆる償却資産については自治省の通達があるんだと。この通達によれば、他府県にまたがる償却資産の課税は、いわゆるその評価の権限が自治大臣にあるとの理由で、今回は課税しないとの説明であります。また、土地について課税する方針として、道路審議会の中間答申で、料金は無料にならないと判断したと。したがって、課税に踏み切ったとも明言しております。

本来なら、土地と上物というのは一体のものであります。市内に大きな民有地に土地があり、その上には家屋が存在しております。つまり固定資産税は、土地と建物が一体になって課税がなされているというのが通常の姿であります。そういうことを考えるならば、本来は課税をするのであれば、一体として課税すべきものと判断いたします。

また、民主クラブといたしましては、課税するにしても、もっとほかの方法によることができなかったのかということも指摘をしてまいりました。つまり、ほかの方法というのは、他の沿線自治体の長と協同歩調をとって、国と対決するということではなくて、話し合いによる方法で解決した方が得策であると、このようなことも申し上げました。いずれにいたしましても、聞き入れていただけませんでした。したがって、その件については指摘をしておきます。

次に、道路譲与税の件について申し上げます。

日野市は、平成７年度に道路台帳の一応の完了をいたしました。しかし、私の調査によりますと、従来ある道路よりも実質の道路は21％ぐらい、現在の日野市の道路面積より増加しているというふうに判断をいたします。つまり、道路面積が増加になるということは、地方道路譲与税の増額の、いわゆる増収入の対象になるわけであります。しかし、この道路が多いにもかかわらず、依然として、ここ数年来、１億2,000万の収入増にとどまっております。少なくても大きなまちづくりの成果によって、道路面積が確保されているわけでありますから、東京都並びに関係省庁に数字で十分、説明ができるわけですから、むしろ、その件を積極的に陳情するのが筋と思いますので、この点については要望をしておきます。

次に、債務負担について議論申し上げます。

我が民主クラブの調査によりますと、公有財産の取得、これは昭和49年から平成７年度まで、23年間にわたって公共事業推進のために、土地開発公社が143件、面積で11万

8,000平米の土地を取得しております。取得価格は、合わせて252億円であります。これを平成７年度の公示価格で、その土地を評価いたしますと、220億円という評価であります。つまり平成７年度で32億円の含み損を生じているということであります。

さらに平成８年度で２件、土地の処分ないし買収などを行いました。さらに土地は、平成７年度に比べて下落の状況をたどっております。したがって、今申し上げました32億に、さらに積算はしておりませんけれども数億円の含み損があるということであります。平成７年度にも指摘したにもかかわらず、８年度で指摘したにもかかわらず、平成９年度では、それらの状況が一向に改善の兆しが見えないということでございます。改めて、この点について指摘をしておきます。

次に４点目として、基金の積立金について申し上げます。

基金につきましては、平成９年度、公共施設建設基金を初め四つの基金がございます。基金華やかなりしころ、つまり平成２年度でピークで145億という基金の積み立てがあったわけであります。多くの努力を重ねて、せっかくこれだけの財源を積み立てたにもかかわらず、平成９年度の予算をひもといてみますと、実に残が27億円余になってまいりました。何と、この10年間で118億円の基金を取り崩したということになります。大変厳しい財政運営を行っているということになるわけであります。

私は、この基金を取り崩すことはやむを得ないにいたしましても、その取り崩し方が、今ある、いわゆる土地開発基金、何十年も一方においては放置されている。つまり活用の仕組みが、財政運営にたとえて、余り好ましい方法ではないと思うのであります。したがって、早急にそれらの問題を精算処理をするのが妥当と考えます。

さらに小さい問題でございますけれども、教育使用料の件について御指摘を申し上げておきます。

教育使用料の中の博物館使用料。これは額として大変少ない額でありますけれども、市の管理する公共施設として市民会館あるいは七生公会堂、これらはいずれもその使用料収入が平成９年度の当初予算の中に計上されております。これと博物館の使用料、これを比較いたしますと、収入予算面で大きな差がございます。つまり市長がよく言う「入るを量って出ずるを制す」ということのように、博物館使用料については催し物などの創意工夫などによって収入増が図られるように、そういうことを期待申し上げます。

次に、歳出全般について意見を申し上げます。

まず平成９年度の予算委員会におきまして、行財政改革の推進計画による、いわゆる歳出カットを行ったという説明がございました。一つは事務事業の見直し、定員管理の

適正化、人事給与の適正化、自主的健全財政の運営などを柱に約９億円の歳出カットを行いました。さらにこの中には、市単独補助金として7,000万円弱のカットを行ったという報告がございました。苦しい財政運営を行うために努力することは当然であります。しかし、これと並行して経常経費の削減について、平成８年度と比較して、これは減税補てん債の関係を入れるのと入れないのでは経常経費比率が違いますけれども、まあ、改善されつつあるといえるも、依然として高い水準にあることは間違いないわけであります。平成９年度で83.2％という高率にございます。ぜひひとつ、今後の行政執行に相まって努力をしていただきたいことを指摘しておきます。

次に、企業公社の委託の件であります。

平成８年度には日野山荘の管理運営ほか９事業を企業公社の社長以下13人、合わせまして14人で運営がなされてまいりました。平成９年度の当初予算で、この企業公社に新たに南平体育館、あるいは陸上競技場、勤労青年会館、東部会館の管理運営、これらが加わりまして、また再雇用職員も15人を増員するという説明がございました。助役以下執行部のお話を伺いますと、正規職員の人件費の削減に通じ、将来的には財政上、好ましい結果を生じるとの説明でございました。

しかし、例えば南平体育館を例にとれば、いわゆる従来行っていた、直営で行っていた経費よりも、公社に委託する方が再雇用の人件費並びに事務費14％分、これらが高くなることは明白であります。したがって、単に市職員の再雇用職場を確保するだけの企業公社であってはならないということを指摘をしておきます。

次に、総務関係費で２件、指摘しておきます。

まずその一つ、西豊田駅誘致の件であります。平成９年度の当初予算に基金の積立金として２億円の予算計上がなされております。また、これと並行いたしまして西豊田駅誘致の事業基金が提案されました。事務当局の説明を伺いますと、昭和63年に計画された事業費７億2,000万円ということであります。今日の計算は、まだ事業費を算出していないということであります。63年からですから、既に10年近く経過しております。膨大な事業費が膨らんでいるということは明白であります。このようなときでございますけれども、いわゆる２億円の基金については、平山五丁目、一丁目１番地の土地を東京都に処分することによって、その金額の大部分を基金に設定するという説明でございます。その基金を設定することについての一応の理解はできますけれども、基金の額としては極めて少ない額といわざるを得ません。

また、事務当局は、その運用益でもって事業を推進していこうという考え方でありま

す。わずか２億円の基金で、その運用益はわずかでございます。金利低率である今日、無理が生ずるおそれがあるといわざるを得ません。したがって、条例との関連もございますけれども、条例の分野におきまして、基金が増額できるような追加設定ができるような条例にすべきである。このことを意見として申し上げておきます。

次に、環境基本計画の策定について申し上げます。

環境基本条例は平成７年10月５日に制定をされまして、環境基本計画の検討委員会が発足いたしました。延べ10回にわたる費用弁償が平成９年度に計画をされております。並行して３回の審議会も開催する予算が計上されていますが、環境基本計画そのものが平成８年から平成10年度までの３カ年で完成するという計画になっております。もちろん、この環境基本計画は議会の議決も義務づけられていますので、ぜひひとつ、その中間段階でもって、その状況をお知らせいただきたいと思います。

その他、時間がなくなってまいりましたので、校区コミュニティ協議会の件、この件についても依然として平成８年度の延長線にございます。この件についての中身は申し上げませんけれども、ぜひひとつ再考をしていただきたい。

また、多摩川苑福祉ゾーンに関連いたしましては、特別養護老人ホームの建設でありますけれども、今回、建設する場所は万願寺土地区画整理事業区域内の土地でございまして、道路計画につきましては、いわゆる福祉部で言う計画と都市整備部の計画は、必ずしも整合されておりません。

また建設費につきましても、多くの議員から高いとの指摘がございます。ぜひ実施設計の段階で精査をして執行されることを希望いたします。

また、用地売買につきましては、市長部局と地主の話し合いを伺いますと、食い違いがあるように見受けられます。この件についても指摘をしておきます。

最後になりましたけれども、我が民主クラブの会派の結論でございますが、冒頭に申し上げました。平成９年度の取り扱いについては大変苦しい選択をいたしました。幾つかのことを申し上げます。

まず、平成９年度の原案を可決ということになりますれば、高速道路の課税は認めたと判断されることであります。

二つ目は、固定資産税収入のうちの高速道路分の課税額、これ一体幾らなのだという問いに対しては、守秘義務によって幾らという明言はございませんでした。つまり、額が判明しないということであります。したがって、制度上、予算の一部修正というのは、額がわからないわけですから減額修正が不可能であります。

三つ目、原案を否決すれば、これは市民生活に与える影響が最も強いわけであります。したがって、以上のことを会派内部の議員、議論をいたしまして、付帯意見をつけまして、課税するにつきましては慎重に取り扱って処理をしていただくことを申し上げて、消極的賛成としたわけであります。

以上を申し上げまして、意見を終わります。

○議長（土方尚功君）　板垣正男君。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　私は、日本共産党市議団を代表いたしまして、森田喜美男市長の提案いたしました97年度一般会計予算案について、賛成の立場で意見を申し述べたいと思います。

前年比マイナス1.3%の予算計上せざるを得ない厳しい財政事情にあることは、申すまでもありません。森田市長は、市政に取り組む基本姿勢として、次のように述べております。

憲法を市政に生かし市民の命と暮らしを守ること、緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくることを行政の中心テーマに置いて専心努力してまいりました。ことしは日本国憲法と地方自治法が施行されて50年目の意義深い年に当たります。特に地方自治の本旨について学習し、その策を明らかにしたいと考えております。日本国憲法の理念にある基本的人権や民主主義の理解が正しく定着し、住民自治と団体自治が車の両輪のごとく機能してこそ、地方自治の進歩と自治体の発展が保障されるものと認識するところであります――と述べているわけであります。

この基本姿勢に照らしまして、今日の市政の現状を見てみたいと思うわけであります。

全国の自治体がそうでありますように、この日野市においても政府の自治体財政の一方的な圧迫あるいは削減等が続いてまいりました中で、日野市の場合で申し上げますと、1985年、中曽根内閣時代、行政改革の名目で国庫支出金の一律削減が行われて以来13年間、74億円余りの補助金の削減が行われてまいりました。東京都の事務移管等に伴う日野市の持ち出しは５億5,900万円、国の保健衛生事務、国保事業人件費等に伴う補助金の削減、６億9,600万円余り、合わせて87億2,200万円の財政負担を強いられているわけであります。

加えて、最近の３年間、住民税減税補てん債を押しつけられてまいりまして、元金、利子合わせて94億9,410万円の借金を20年間にわたって返済しなければならないという事態にあるわけであります。

この厳しい政府の財政措置は、法に照らして一体どうでありましょうか。地方財政法第２条第２項は、国は地方財政の自主的な、かつ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自立性を損ない、または地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないと、明確に規定しているものであります。この法の精神を踏みにじる政府の一方的な補助金の削減、厳しく糾弾する次第であります。

さて、こうした厳しい財政事情のもとで、知恵を働かせ、地方自治体の権限に基づいて独自の財源を獲得するということもまた、この間、実行されてまいりました一つの特徴点でもございます。法人市民税の適正課税、道路占用料、行政協力金、合わせてこの間、122億円余りの独自財源を獲得することができたわけであります。これらの財源をもとに市民要求にこたえる福祉や教育や、まちづくりの施策を進めることができたわけであります。

今議会も論議の焦点になりました高速道課税問題、まさに地方税法に基づいた正当な課税権を行使するというものであります。巻町の住民原発反対住民投票、沖縄県民の基地撤去の闘い、高知県知事の減反政策反対、新高知港非核港にすることの表明など、全国の住民を励ます大きな地方自治体の運動になりつつあることは言うまでもございません。

この厳しい財政事情のもとで、市議会も経費の節減に努めることは当然なことであります。日本共産党はその立場を今後も貫いてまいることを表明しておきたいと思います。（「共産党だけじゃないよ、そんなのは」と呼ぶ者あり）

今から24年前、森田市長が就任する当時、プレハブ教室が48教室、道路は昔の農道のようなところが多くバスも通れないほど、公共下水道も多摩平団地だけで普及率はわずか5.6％ということを当時の新聞すら書いたわけであります。以来、今日まで緑と清流を取り戻す施策が前進してまいりましたことは、言うまでもございません。国土庁が指定した「水の郷」、日本野鳥の会が全国最も日野市が適当だと選んだ「鳥と緑の国際センター」の設置、理美容券の配布、ミニバスの運行、そして自校調理、食堂中学校給食、365日高齢者給食、学校図書館への人員の配置など、いずれも市民の皆さんの運動や市の職員あるいは市長、これらの知恵を結集して独自に行った施策ばかりであります。

三多摩で初めての市立特養老人ホームをつくる際の予算が計上された際、野党の皆さんは民間の施設でなければ予算を凍結しようといわれたことを、よもや忘れてはいないでありましょう。

下水道にとやかく、けちをつける意見もありますけれど、日野の下水道は一体どんな

歴史的経過をたどったのでありましょうか。(「けちじゃないよ」「言っていることと、やっていることが違うから言っているんだろう」と呼ぶ者あり)

武蔵野市は昭和27年、八王子市、立川市は昭和30年、三鷹市は昭和34年、それぞれ下水道事業に着手いたしました。昭和40年代に入りますと三多摩14の市と町で、それぞれ下水道事業に着手したわけであります。30年代、40年代、自民党の市政は一体、下水道にはどのような考えを持っていたのでありましょうか。公共下水道を計画する職員が1人もいなかったというような実態であります。

さて、こうした施策の前進の上に立って、新たに行政課題、30の項目を挙げて、市長が今後の日野の施策の方向を示しました。市立総合病院建て替えと南部医療センターの役割と施策、西豊田駅誘致事業の推進、多摩川苑福祉ゾーンの事業化、平山緑地取得や保全の対策、そして日野駅西出入り口の開設なども含まれております。(「アドバルーンだけじゃないか。いつ実現するんだ。実現の時期を明確にしろ」と呼ぶ者あり)

あわせて、実践女子大学の体育施設など一般市民に開放すべく市側の努力を要望しておきたいと思います。

私は、国の補助金が多いか少ないかなどによって、行政レベルを計るものではないと考えております。今、私が申し上げましたようなことは、施設を完備するということとあわせて、市民の心と行政が通い合う、温かい福祉や教育の施策こそが重要だと考えるものでございます。

365日の高齢者給食、10年間で30万5,000食を配食いたしました。ミニバスは10年間で300万人の市民が利用しております。学校図書館に人員を配置したことによって、ある小学校では1年間で1万4,000冊以上の図書が貸し出されるようになりました。子供たちに1冊の図書を通じて、必ずや豊かな心をはぐくむことは間違いないと確信するものでございます。

ことしは憲法、地方自治50年に当たる年であります。森田市長も最初、引用いたしましたように、憲法の精神、地方自治の精神を大切にし、この24年間、市政の執行に当たったことは言うまでもありません。今から既に100年以上前に、明治の初期、自由民権運動が日本国じゅうに湧き起こりました。その中に芽生えてまいりました日本人の人権、民主主義、地方自治の精神は、今日まで脈々と引き継がれ、歴史の試練を経て発展しつつあると考えるものであります。その憲法に生かされ、地方自治に生かされて、今日、この精神を実践してきたのが、この間の革新市政の24年間ではなかったでありましょうか。その市政を推進してきたのは市民であり、職員の皆さん、そして森田喜美男市長を

先頭とする、これらの方々の知恵と勇気と力によって発展させられてきたものであります。森田市長の名は不朽であります。

私たちは、こうした観点に立ちまして、来るべき市長選挙においても正々堂々、政策論争を行い、また事実に基づいて批判すべき点は批判しつつ、市民の審判を仰ぐものであります。日本共産党市議団は広範な市民の皆さん、あるいは団体の皆さんと力を合わせ、第7期革新市政へと前進させるために全力を尽くす決意でございます。

今日の地方自治体は、これまで申し上げましたように政府の地方自治破壊と闘う大きな流れに、この日野が源流となっていることも御承知でありましょう。新しいこの政治を目指す流れ、闘いを発展させる上でも、日野の役割は極めて重要だといわなければなりません。私たちは、そうした立場にしっかりと立って、今後も、この日野市政が16万市民の付託にこたえることのできる福祉、教育、そしてまちづくりに邁進できるように全力を挙げることを再度申し上げまして、日本共産党市議団を代表しての意見といたします。

○議長（土方尚功君）　黒川重憲君。

〔24番議員　登壇〕

○24番（黒川重憲君）　森田市長には、6期24年間、大変長い間、御苦労さまでございました。どうぞ安らかに――あ、失礼しました。どうぞ、ごゆっくりお休みをいただきたいと思います。

私どもの会派でも十分に検討を重ねてまいりました。森田市長の最後のはなむけの意味を込めまして、原案に賛成すべきものといたした次第でございます。

過去の予算審議の状況を若干、調べてみました。森田市長が当選直後の昭和49年、議員による起立採決が行われております。翌50年には、ついに修正案が提出をされました。昨年まで23回のうちに、実に12回にわたりまして修正案が提出をされました。特に平成3年からは連続で修正案提出をされ、そして修正可決をされているのであります。まさに議会運営は綱渡りの連続であり、市政の基盤は極めて弱かった様子がよくわかると思います。

さて、平成9年度予算は、いまだかつてない厳しい財政状況のもとでの予算編成であり、行財政改革を本格的に実施を図り、21世紀に向け、もろもろの課題をどう解決していくか、大事な出発であったと思います。バブル経済の崩壊後、市税収入がピークであった平成4年度当初の予算は約290億円、ことしの9年度は289億円で、税収は全く伸びがございません。歳入歳出予算規模も平成4年度に比べますと、約3億円ほど減少をいた

しております。すなわち実質的な収支の大幅な赤字、市税収入等の落ち込む中で、地方債の発行額の大幅な増加、基金の取り崩しにより、どうにか歳出水準の確保をしてきているにすぎないのであります。また、経常収支比率の上昇や地方債残高の増加傾向が顕著で、財政力指数を見ても、財政構造の硬直化が著しくうかがわれるところであります。

日野市の平成９年度当初予算の性質別歳出を、４年度を100とした指数で見てみますと、人件費が116、物件費104、扶助費が135、補助費105、普通建設事業費が42、公債費132となっています。歳入歳出予算の伸びがない中で、特に人件費、扶助費、公債費の義務的経費の伸びが顕著であります。これら義務的経費の伸びは、人件費で17億500万、扶助費で15億7,700万、公債費で６億800万、計38億9,100万円になっているのであります。このため、普通建設事業の削減を余儀なくされ、基金の取り崩しにより財政運営を行ってきたことが明らかであります。

さて、基金の状況を見てみますと、平成４年から今年まで、公共施設建設基金66億100万円、退職手当積立基金８億700万円、財政調整基金22億9,500万円、この三つの基金から、実に合計96億7,700万の取り崩しをしております。このことは、まさに基金に依存した財政運営であり、基金の残高は、この３会計合わせて15億3,600万円と落ち込んでいるのが現状であります。特に市立病院の建て替えや特別養護老人ホーム、西豊田駅開設、下水道、区画整理等、都市基盤整備事業など、今後、大きな財政負担が必要な事業が含まれていることを考えると、今までのような財政運営は到底でき得ないものと判断せざるを得ません。

一言つけ加えるならば、来年度、10年度には、東京都の財政健全化計画や市の税収の伸び、基金等の財政状況を見ても、ことし以上の予想をはるかに超えた厳しい財政環境の中での予算編成となることは、間違いのない事実であります。今、市政は大きな歴史的転換期に立っており、時代の流れに適応をした改革を大胆に実行していく時期を迎えているといえます。行政を取り巻く環境の変化に即応した行政施策の適切な選択を図る必要があります。市民サービスを低下させず、行財政水準を確保していくためには、重点施策の見直しを図り、優先順位の方針を明確にし、事業経費の一律カットなどという小手先だけの表を使った予算編成ではなく、景気の変動にも弾力的に対応でき得る技術的な健全財政運営を確立していかなければなりません。

このことを切に望んで意見といたします。

○議長（土方尚功君）　橋本文子君。

〔18番議員　登壇〕

○18番（橋本文子君）　護憲市民会議を代表いたしまして、1997年度一般会計予算案に対し原案に賛成する立場から意見を述べたいと思います。

長期にわたる景気低迷の中で、97年度の予算編成は非常に厳しい社会情勢の影響を受けての取り組みとなりました。96年９月に制定された日野市行財政改革大綱で示された行政の簡素化、能率化を目指して、事務事業の見直しや定員管理の適正化、人事給与の適正化等、顕著にその効果があらわれています。

例えば、庁舎ほかの清掃委託料2,951万円の削減により、96年度の予算で削減された特養浅川苑及びサービスセンターや栄町サービスセンター等の清掃費とのバランスが、ようやくとれたということができますし、納期前納付報奨金制度の廃止で4,000万円の経費節減になりましたが、これなどは市民の間では、ゆとりのあるお金持ちのための優遇制度などと陰口をたたかれておりましたので、ほっとしたくらいでございます。

青年フェスティバル事業の見直し、移動図書館運行体制の見直し等は、時の流れに沿ったものとして受けとめられます。休止した事業６本につきましても、同様の理由で、少額ではありますが、理解できるものです。

市税全体の増収は見込みようもなく、前年度に比べマイナス６億700万円という状況下にありながら、社会的なハンディキャップを持つ立場にある市民のためには、新規事業がしっかり組まれています。

例えば民生費については、対象増ということもありますが、３億5,300万円余の伸びが示されました。この中には、痴呆性高齢者のためのデイホーム委託事業、特別養護老人ホーム藤寿苑建設費補助、（仮称）多摩川苑建設費補助等、高齢者福祉にかかわる新規事業に意気込みのほどをうかがうことができます。

また、通所訓練事業サン・３ショップ補助、グループホーム第三こばと寮、緊急一時保護事業、とぶき育成園ベッド確保料などのように、社会福祉にかかわる新規事業も光っています。

教育の分野においては、国庫補助金3,759万8,000円、都補助金3,021万1,000円と、それぞれ減額されてしまいました。その中で、私立幼稚園児の保護者への負担がふえ、非常に残念です。本来、教育や子育ては社会が責任を負うべきだろうと思います。家庭から社会へと一歩踏み出した幼児の保育が、子供の成長にとって、いかに重要なものであるか、今さら言うまでもないことですが、保護者の成長にとっても非常に大切な時期というべきでしょう。経済的な不安のない中で、ともに育ち合う第一歩を踏み出すことができるよう環境を整えることも、また、行政の仕事だろうと思います。

衛生費の中の病院費は、赤字補てん的な繰り出しを控え、前年度より１億3,019万円の減額でございます。今後の事業運営の手腕が問われることになりそうです。

それでは、ここで、今後のさらなる市政の発展を願って、思いつくままに問題提起をしておきたいと思います。

まず、民生費です。身障老人機能回復助成については、65歳以上の身障を持つ方へのリハビリの充実と同時に、視覚障害を持つ労働者の働く権利を奪わないために、速やかに前年度並みの予算を復活してください。また、在宅の心身に障害を持つ人、寝たきりで在宅の高齢者への入浴サービスは、月２回では不足です。３回もしくは４回へと、サービスの充実を計ってください。（仮称）保健福祉センターあるいは新市立病院の中などに在宅介護支援センターを設置して、ケアを必要とする在宅高齢者の巡回型24時間ケアシステムを早急に創設してほしいと思います。

次は、衛生費です。この世に生を受けた者は、一生に一度、必ずお世話になる斎場の件でございます。市立斎場を市内につくる方向で場所の選定に入ってください。また、ごみ減量については、答申内容を厳粛に受けとめリサイクル社会の実現に取り組んでください。

農業費については、有機栽培事業、既に行われておりますが、これの拡大と同時に市民農園の拡充を願っています。

次は、土木費です。雨水の有効活用のために、浸透施設に加えて貯留施設についても補助対象となるように考慮していただきたいと思います。

まちづくりについては、区画整理事業、地区計画事業等、市民参加の原則を貫き、ゆっくりと丁寧な事業の進め方をしてください。

環境緑化協会の事業については、苗木や球根の無料配布、これまで多くの市民に喜ばれてまいりましたが、そろそろ見直しの時期と思います。市民が生き生きと参加できる緑化事業の展開を図ってください。

市営住宅の入居者のうち、収入超過者が46％を占めているのは問題です。市営住宅にしか住めない低所得者のために、一刻も早く明け渡しをするよう精力的な働きかけをしてください。

以上、いろいろと申し上げてまいりましたが、最後に一言申し添えたいと思います。

今、日野市民が心から熱望していて最優先すべき事業は、発展性のある市立病院の建設だろうと思います。現在、実施設計を策定中ということですが、現状では社協センターが不安定な立場に置かれています。参加と連帯でつくる市民自治のまち、日野市の真価

が発揮できるよう、今からでも遅くはないと思います。市民参加の手法を存分に駆使して、地域住民、社協センター、住民側の３者が一堂に会して解決を計るべきです。病院建設の完了と社協センターの移転、建設が同時進行することが最も理想的だと思っています。

さらにお許しいただいて、女性問題と老人福祉課の名称について、一言ずつ申し上げます。

女性の社会参加の推進は、何といってもクオータ制を取り入れることが先決ではないでしょうか。まず手始めに、各種審議会にかかわる条例の中に、男女の配分に関して１項「一方の性が60％を超えない」旨の条文を加えていただくことが解決の第一歩になるでしょう。

老人福祉課については、多摩地区27市中、老人という名称を使用しているのは、日野市を含めて３市のみという事実が判明いたしました。最後に残される市にならないために、一刻も早く対応を望みます。

なお、最近の厚生省の見解では、高齢者のカテゴリーは70歳からという声が出始めていることを申し添えまして、原案賛成の意見といたします。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君）　沢田研二君。

〔11番議員　登壇〕

○11番（沢田研二君）　市民クラブを代表いたしまして、平成９年度の日野市一般会計予算案に対しての意見を申し述べます。

市民クラブは、これまでも予算委員会、決算委員会はもとより、あらゆる場を通じ一貫して限られた財源の、より効率的で計画的かつバランスのとれた運用が必要との見解に立って、諸施策の推進の願いや提言を行ってまいりました。しかし、日野市の財政実態はますます厳しい方向にあり、極めて遺憾なことといわざるを得ません。

平成９年度の国や東京都、また近隣他市の予算編成においても、おのおの極めて厳しい状況下にあることからも、環境全体の厳しさをうかがい知ることができます。

国の平成９年度の一般会計予算額は77兆3,900億円で、前年度比３％の増となっていますが、実態は極めて深刻な財政危機の状況にあり、借金の累積額は平成９年度末で254兆円となり、加えて旧国鉄債務等、隠れ借金と地方の債務まで含めると520兆円を上回るという大変な状況にあります。

東京都の一般会計予算も同様の内容にあり、3.1％、2,100億円もの減となり、青島知

事みずからが都民の皆さんの多様な要望にこたえられる財政力はなく、極めて困難な状況に直面している都財政を立て直し、都民ニーズにこたえられる力を確保したいと、率直に実情を認めながら、今後の頑張りを宣言しています。

さて、日野市の財政状況は、国や東京都などとも類して極めて厳しい実態にあることは否めません。しかしながら、予算案説明に対するあらゆる場面において、市長みずからが実態を憂い、市民に対して現状を訴え、理解と協力を求めるという行為が全くないに等しく、遺憾きわまりなしと申し上げておきます。

その実態の一部を整理しますと、まず基金の状況ですが、平成２年当時163億円もあったものが、平成９年度見込みでは82億円となり、この中の病院建設基金等の目的ある基金分を除くと、実質的使える基金は８億円程度と、ゼロに等しい状況になっています。

一方、借金とも言える市債の平成８年度残額見込みは、一般会計分で276億円、市債額合計では597億円になっており、市民１人当たり約37万円の借金を背負っていることになり、かつ償還金額は８年度一般会計分で33億円、市債未償還総額分では51億円になり、ピーク時の平成16年度には105億円もの償還が発生すると予測されています。

また、経常収支比率についても、平成２年当時は69.1％と極めて健全であったものが、平成８年度推計では94.8％と、異常値とも言えるレベルになっています。

以上掲げた数値は、いずれも実情を示す数値であり、どの分野一つあっても相当慎重な行政運営を必要とするわけですが、ほとんどその行状が見られません。

民間活力を行政サービスに活用し、より、きめ細かで柔軟性のある市民サービスを、より安いコストで行うとしてつくられたはずの企業公社が、本来の趣旨に沿った運用になっていないことも実情認識の甘さといわざるを得ません。

さらに申し上げるならば、中央道への固定資産税課税に関する事項の扱いについても、行政運営に対する責任と実情認識の甘さを指摘せざるを得ません。この問題については私のみならず多くの委員皆さんから、あらゆる面からの矛盾点に関して問題提起されましたが、結局、何ら明快な答弁は得られませんでした。この場での改めての矛盾点の指摘等は行いませんが、いわゆる将来、建設費の償還が済めば無料になる高速道路は公共の道路の解釈の前提が崩れた、との考えによるものとのことですが、明確に前提が崩れたときの課税は、だれもが当然のこととの認識は持っております。しかし、現状況下での課税は、どう考えても日本道路公団から納税されることの可能性がゼロに等しい中で、歳入として三千数百万円も見込むという行為は、とても市民を主役とした前提の予算組みとは言えず、また、現況の日野市の危機的状況にある財政に対する認識の甘さといわ

ざるを得ません。

そして、さらに指摘するならば、行政運営の甘さがもたらした最も問題のある予算組みは、平成９年度予算の福祉分野に、そのしわ寄せがされたといえることです。

民生費予算は2.6%、３億5,300万円のプラス予算となっています。項及び目で見ても、多くのプラス予算が見られます。しかし、その大半は国民健康保険特別会計繰出金２億2,500万円等に代表されるような、繰出金や人件費アップ及び国、都からの負担金にかかわるものであり、実質的に福祉の充実となるものは少なく、むしろ、かなりの分野で減額予算となっています。その内容は、事業数として74項目になり、また金額では9,942万円にもなります。減額の内容も一定の成果が得られたことによるものではなく、むしろ予算不足から来る福祉の切り捨てとも言える内容です。

これまで、よく、日野市の行政は福祉優先と一部宣伝されていますが、９年度の福祉予算実態を見たり、また三多摩27市との関係を過去10年間までさかのぼって比較をしても、常にワースト６ないし７位というのが実態です。福祉の日野という言葉が一部の関係者によって、いかに歪曲された宣伝であるかということが、平成９年度の福祉切り捨て予算と過去の実績から改めて明らかになったといえます。

このような現実を招いたのも、ばらまき行政の積み重ねによるものであり、かつ私たち市民クラブのみならず多くの議員からも指摘されているような財源の効率的で計画的、かつバランスのとれた行政運営を怠ってきたことのつけが、この機に及んだといっても過言ではないと思います。

このような実態を含んだ予算案である以上、すんなり賛成とは言いがたいところですが、厳しい経済背景の中で頑張っておられる市民の皆さんに、これ以上、混乱や不安を与えることは忍びなく、不本意ながら原案賛成として市民クラブの意見といたします。

終わります。

○議長（土方尚功君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　私は、新年度予算案について、賛成せざるを得ないという立場で、意見を一言、述べさせていただきます。

評価できる点は多々あるわけですけれども、何といっても乏しい予算の中、努力、工夫されている点は深く敬意を表します。

しかし、先ほどお話のありました教育予算の大幅な削減、６億円にも上りますが、三多摩27市最低というお話が先ほど明らかになったわけですけれども、そのような、今までですさえ学校現場は大混乱、惨憺たる状況の中にもかかわらず、それに輪をかけて教育

予算を切り捨ててしまう。こういう教育切り捨て予算というのは、到底認めるわけにはいかないというわけでありますが、また、老人福祉行政のあり方についても、実態調査がわずか20分の１にもかかわらず、９年度の実態調査予算はゼロ、計画的な福祉行政を進めるためには実態調査は不可欠だというふうに考えるわけですけれども、全く無計画、場当たり予算には困ったものだと思います。（「反対すればいいのよ」と呼ぶ者あり）

しかし、厳しい市民生活の現状を考えるとき、９年度予算案に賛成せざるを得ない、この苦しいところをわかっていただきたいと思いますが、ここに至っては、より効率的な運用、計画的な運用、これを切に要望して私の意見とします。

○議長（土方尚功君）　佐藤洋二君。

〔２番議員　登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　議案第21号、日野市一般会計予算を原案に賛成の立場で、社会民主党としての意見を述べます。

さて、あいも変わらぬ景気回復の見込みが一向に立たないという、大変厳しい経済状況下で、昨年度予算は一時的に前年度比増でしたが、97年度予算では再び前年度比マイナスで、約６億円強減収という深刻な予算案となっております。

行政は継続されるという原則からしまして、これまでの行政水準を継続するために基金から所要額を繰り入れるなど財源の確保に努め、苦しい台所事情がうかがわれます。

一方、歳出については、厳しい財政の現状を踏まえ、人件費、時間外手当等を中心とした経常経費の見直しを初め、スポーツ、レクリエーションフェスティバル、中学校プール開放等の事業の中止、また納期前納付報奨金、納税補助金等、補助金の廃止などなどを行い、施策の後退のないよう庁内改革をし、その上に立って限られた予算額の中で、重点施策課題であります高齢者や障害者対策を中心とする福祉施策への支援、また、まちづくりへの促進、教育、文化への振興策、さらには緑の推進やごみ問題、交通対策などなど、全体的には二重丸の評価でないにしても、諸施策にそれなりの配慮したものがうかがえ、また、これまで社会党、社会民主党が年度ごとの予算要望や本会議等で主張してまいりました、安心できる福祉の市政づくりを中心とした生活者の立場の施策は、十分ではありませんが、一定のものが反映されており、これらが憲法92条で言うところの地方自治の本旨に基づく市民の立場に立ったものであり、この判断する中で、97年度予算案に賛成するものでありますけれども、苦言も呈しなければなりません。

議会の初日、また予算委員会で……

○議長（土方尚功君）　発言時間が終了いたしましたので、発言を中止してください。

これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第21号、平成９年度日野市一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第23号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号、平成９年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成９年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第26号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成９年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長　登壇〕

○特別会計予算特別委員長（森田美津雄君）　平成９年度特別会計予算特別委員会に付託されました７議案について、審査報告を簡潔に申し上げます。

議案審査に入る前に委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には私、森田美津雄、副委員長には小川友一委員が選出されました。

特別会計予算特別委員会は３月21日に開催され、七つの特別会計に対し延べ８人の委員から12件の質疑や行政への意見、提言、指摘が行われました。

審査の結果、７議案とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、各議案の審査を順次、報告申し上げます。

議案第22号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑として、国保税アップになる条例改正についてであります。特に意見はなく、採決の結果、議案第22号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑として、農のあるまちづくり計画の進捗状況について、西平山区画整理地内の集合農地計画の概要等についてであります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第23号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成９年度日野市下水道事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑として、下水道の整備率について、百草北配水区管渠埋設工事の完成年度について、一般会計から、あとどのくらい繰入金があれば国、都支出金の減額分が補えたのか、であります。

特に意見はなく、採決の結果、議案第24号、平成９年度日野市下水道事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成９年度日野市立総合病院事業会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

主な質疑として、病院建設、設計業務について、病院建設実施設計の進捗状況について、病院建設基本計画を見直した場合、計画はどの程度おくれてしまうのか、であります。

意見としては、病院建設は十分、計画を練って進めることと、意見が出されました。

採決の結果、議案第25号、平成９年度日野市立総合病院事業会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

特段、質疑意見もなく、採決の結果、議案第26号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成９年度日野市老人保健特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

特段、質疑意見もなく、採決の結果、議案第27号、平成９年度日野市老人保健特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の審査報告と結果を申し上げます。

特段、質疑意見もなく、採決の結果、議案第28号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が平成９年度特別会計予算特別委員会の審査報告であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　１点、質問させていただきます。

議案23号の件でありますが、この区画整理事業の特別会計の件で、今、委員長の報告がありましたけれども、特に豊田南、西平山の区画整理事業の中には、国道日野３・３・２号線のバイパスのルート承認の件があります。私どもは、当初は市が施行の区画整理事業が折り込まれた時点で、このルート承認ができているものとばっかり思っておりました。そうしたら、最近になってわかってきたことは、私たちが６年も前から盛んに国の方へルートをつくっていたにもかかわらず、作業を進めてこなかった部分があります。そして、ルート承認をとっていないということがわかったわけであります。

この豊田南、西平山の区画整理事業の中で一番かなめになるのは、この国道バイパスの日野３・３・２号線のルート承認ということが一番大きなテーマになってくるわけであります。そういう部分のことが話にならなかったようでありますが、このことについて、ちょっと質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　特別会計予算特別委員長。

○特別会計予算特別委員長（森田美津雄君）　今、天野議員からございましたように、３・３・２号線ルート承認についてというテーマは、これは質疑の中で出されませんでした。したがいまして、理事者の方から、もしこれに関連してお話があれば伺いたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君）　理事者側から答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　御質問にございました豊田南、西平山の区画整理事業の中のほぼ中央を通りますのが、甲州街道のバイパスでございます日野３・３・２号線でございます。これの用地をあけるのにつきましては、区画整理事業で分担するわけでございますけれども、そのための道路建設につきましては、国が分担することになってございます。

国、つまり建設省が実際に着手するのにつきましては、建設省内部でルート承認という手続が、今、議員さんの御質問のとおりあるわけでございます。このルート承認という手続をいたしますには、やはり国の中の内部予算の配分、そういったようなものをある程度、裏づけがありまして、かつ手続としては東京都の環境影響評価条例等を経て着手されるわけでございますけれども、現在は建設省の内部でその詰めをしている最中で

ございます。

当然、日野市といたしましても、また区画整理事業の管理者の日野市といたしましても、両者で早くこのルート承認の手続に着手をしていただく。そういうことを働きかけているわけでございますけれども、現在のところは、そこまでには至っておりません。ただ、現実的には国の補助金等の用地費につきましては、そこの用地代をいただきまして、国の補助金に対応させていただいておりますので、あとルート承認に向けまして今後、一生懸命努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　このルート承認をさせるということが、一部、堀之内の部分の区画整理も何もないところがあるわけです。そして、この部分もルート承認さえとれれば、堀之内の部分の用地は、当然、国道バイパスの部分の用地は買えるものと私は思うんです。そして、そのときに初めて浅川中央幹線の下水道の本管はここに埋設することができるわけです。そういう二つの大きな役割がありますので、日野市としての役割があるわけですから、ぜひ積極的にこれらの作業を進めていただいて、この地域の皆さんが役に立てられるように努力していただきたい。こういうふうに思いますが、もう一度、この件について御答弁をお願いします。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　いわゆる豊田南から東の方に向かいますと川辺堀之内地区が八王子南バイパスといわれるところでございます。そこにつきましては、地区計画で用地の部分を確保をし、それをそのまちづくりに合わせて建設省の方に用地の買収をしていただく。そういうことを基本に、平成９年度予算でも、その裏づけをしながら地区計画でまちづくりを示させていただいて、あわせて建設省の方にもその旨を働きかけていきたいと考えております。

あと、日野バイパスを通りまして日野の市役所の前へ通ってくる二つの分岐点がございます。その部分につきましては、いわゆるルート承認ができてございますので、あとは国の方の予算配分の中で、なるべく用地買収を早期にやっていただきたい。そういうようなことも市長を先頭に国の方に働きかけてやっている最中です。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、堀之内の部分は地区計画の中で、この土地をあけてくるという形でよろしいんでしょうか。

ルート承認さえとれば、当然、その部分の国道が通る部分は承認されるわけですから、予算が確保できるわけです。そういう面で、私どもが６年前から幾ら言っても前に進んでこなかった。こういう部分がありますので、ぜひ積極的にこれらのものを進めていただきたい。このように要望しておきます。

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は原案可決であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議案第22号、平成９年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第23号、平成９年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第24号、平成９年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成９年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第26号、平成９年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第27号、平成９年度日野市老人保健特別会計予算、議案第28号、平成９年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後10時30分　休憩

午後10時48分　再開

○議長（土方尚功君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第８－26号、豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（小川友一君）　建設委員会に付託されました請願第８－26号、豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願の件は、去る３月７日に請願代表者より、都合により取り下げたい旨の書類が提出されました。これを受

け、当委員会としては、その取り下げを承認した次第であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　ただいまの委員長の報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第８－26号、豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願の件は取り下げることに決しました。

これより請願第８－16号、消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　請願第８－16号、消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情について、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願につきましては、本年４月より消費税率が５％となることが既に決定しているため不採択とするべきであるという意見と、請願の趣旨は十分理解するところであり採択すべきである、との意見が出されました。

総務委員会といたしましては、慎重審査の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　この陳情は、消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情で、立川市の羽衣町１－６－10、東京自治体労働組合総連合、中央執行委員長の斉藤武彦さんから出されたものでございます。この陳情の不採択に反対をし、採択の立場で日本共産党を代表して発言をさせていただきます。

４月実施予定の消費税５％の増税を前に、市民生活にかかわるものが次々と値上げされようとしております。例として申し上げますと、鉄道、バス、高速道路、国内航空、電気、ガス、電話、ＮＨＫ受信料、酒類、たばこ、銀行手数料、本などでございます。これは、今明らかになっているだけでもこれだけであり、多くの皆様から、発起人の間

からも怒りの署名が進められておりまして、消費税中止を求める国会請願署名が３月24日現在、1,153万になっており、昨年の総選挙で日本共産党は消費税反対を公約として、現在もこれを守っているただ一つの政党ですが、政府与党も含めて360人、全衆議院議員の73％が反対、凍結、延期などを公約として掲げ、当選したらこのことを破り、この４月からの増税を認めるという方向を打ち出しており、公約を破る政治家に国民の怒りが高まっております。消費税率増税５兆円と特別減税打ち切り２兆円、医療保険改悪２兆円ということで国民の負担は９兆円にもなり、乳児から高齢者まで含めて勤労者１世帯当たり18万3,000円ずつの負担となってしまいます。

消費税導入の際には、政府は福祉のためとか、あるいは高齢化社会のため、そういうふうに言っておりましたけれども、これを実施しましたが、高齢者福祉には６％前後しか使わず、公共投資や軍事費の方向に使っており、また、大企業を優遇する税制の仕組みも変えず、今後、法人税率の引き下げなど、企業減税を図ろうとしております。

国民生活を直撃する消費税増税に反対し、この陳情が国民の声を意見として政府に上げていただきたい、こういう趣旨に基づいて出されたものであり、日野市議会も昨年の12月議会では意見書が国に上げられていることから、当然、採択すべきものと私は主張したわけでございますが、残念ながら不採択となりました。意見を申し上げまして、この不採択に反対の立場を表明いたします。（拍手）

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手多数であります。よって請願第８－16号、消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第８－29号、法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　請願第８－29号、法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情について、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、法務局支所、出張所の統廃合に当たり、法務行政のあり方を検討する協議会を設置すること、及び廃止を予定する管轄地域の住民に対する説明会の開催と議会の

同意を得ることを求める意見書提出を要望するものであります。

総務委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第８－29号、法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第８－34号、「１％節電」に関する請願、請願第８－37号、「１％節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に呼びかける請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　請願第８－34号、「１％節電」に関する請願、及び請願第８－37号、「１％節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に呼びかける請願につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を一括して御報告申し上げます。

本２件の請願につきましては、日野市における節電の具体的な取り組みや、また本請願の出発点とされている川越市の状況等についての質疑と説明が行われました。

意見としましては、日野市でも既にさまざまな形で１％以上の節電に取り組んでおり、また本請願の本当の目的は原発に反対することにあるのは明らかであるため不採択すべきであるという意見と、節電に積極的に取り組む姿勢を庁内または市民に対して喚起する意味からも採択すべきであるという意見が出されました。

総務委員会といたしましては、慎重審査の結果、本２件の請願はいずれも賛成少数で不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本２件について御意見があれば承ります。菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　この意見について、賛成、採択をしていただきたいという立場から、意見を申し述べます。

この意見について、まずは文意のとおりとることの重要性について、お話しさせていただきます。

この文意については、４件ございますけれども、それぞれ前向きな、しかも節電になる、または経費の節約になる、そういう観点から当然、採択すべきものだと思います。

ただ、今回、議論された中で、この原発に対する云々の議論がございました。それについては、この文意の中にもございます。そういうところから反対された向きもございますので、それをまた、もっと議論を深めたいと思っております。

それと、今回の原発についてなんですけれども、これはいわゆる国策といわれているものだと思います。しかし、国策を変えるというのは、これは市民の力であって、市民が一言一言、原発に対してどのように考えているかという議論をしたことは、この日本の中では過去にはなかったと思います。そういう意味では、これからは必ずや原発についての考え、それぞれ議論すべきだと思っております。

原発が危険だということは、これは実は実は共通認識でございまして、すべての人が原発は絶対に安全だという人は、多分、少数派ではないかと思います。その危険な原発に対して、どのように自分たちがアプローチしていくのか、自分たちがどのように今後、10年後、20年後、いや100年後、200年後の日本を考えていくことを、ぜひ忘れてはならないというふうに考えます。

例えば、スウェーデンでは1980年の国民投票で、原発の選択を過ちとして2010年までに全廃する法律をつくったりもしていてる事例もございます。現在も50％以上を原発の電気で賄っている、このスウェーデンでは、必死にほかのエネルギーにかえようとしています。そういう事例もある中で、日本、そしてこの日野市の市民も原発に対して新しい方向、または、もっともっと議論を深めるべきであるというふうに考えます。

何にせよ、この１％節電に関する請願については採択すべきである、前向きな文意をとって考えていくべきであると主張して、意見にさせていただきます。

以上です。

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は不採択であり

ます。本２件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手多数であります。よって請願第８－34号、「１％節電」に関する請願、請願第８－37号、「１％節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に呼びかける請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第８－36号、日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、捺印の不要を求める陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　請願第８－36号、日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、捺印の不要を求める陳情につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願についての議会事務局の説明では、日野市では会議規則に沿った運用の中で対応しており、一部に押印がなくても請願者の請願権を尊重し受けつけている。しかし、代表者を含めて全く押印がないものについては、受けつけの段階で押印していただくようお願いはしているとのことでありました。

意見としましては、現在の事務局の対応で不都合があるとは考えられないため不採択とすべきであるという意見と、広く署名を集めるために押印の義務づけが障害になっているため採択すべきであるとの意見がありました。

総務委員会といたしましては、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手多数であります。よって請願第８－36号、日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、捺印の不要を求める陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第９－３号、住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反

対する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　請願第９－３号、住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反対する陳情について、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、先ほど御審議いただきました請願第８－16号と同様、消費税率５％への引き上げに反対する意見書提出を求めるものであります。

総務委員会としましては、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　先ほど述べました請願８－16号と同じ趣旨で反対を表明いたします。

○議長（土方尚功君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手多数であります。よって請願第９－３号、住民生活と自治体財政を直撃する消費税率の引き上げに反対する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第９－５号、地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情、請願第９－13号、ＪＲ中央線立川－日野－高尾間複々線早期実現に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君）　請願第９－５号及び請願第９－13号につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

初めに、請願第９－５号、地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情についてであります。

本請願は、阪神・淡路大震災で被災された方々の中には、いまだ住宅再建の見通しが立たない方が数万人おられる現実をかんがみ、自然災害被災者の住宅再建を促進する国家的制度の創設を検討する審議会の設置を要望する意見書提出を求めるものであります。

総務委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

続きまして、請願第９－13号、ＪＲ中央線立川－日野－高尾間複々線早期実現に関する請願についてであります。

本請願は、通勤、通学時の混雑の緩和と利用者の安全を確保するため、ＪＲ中央線の立川－日野－高尾間の複々線化の早期実現と、あわせて市内各駅の改築、新築を要望する意見書提出を求めるものであります。

総務委員会といたしましては、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上２件につきまして、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第９－５号、地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する陳情、請願第９－13号、ＪＲ中央線立川－日野－高尾間複々線早期実現に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第８－22号、公営斎場の建設に関する請願、請願第９－14号、市内斎場の新設を早期に実現を目指す請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

請願の第８－22号、公営斎場の建設に関する請願、請願第９－14号、市内斎場の新設を早期に実現を目指す請願、この２件の請願は、いずれも市内に公営の斎場を設置してほしいというものでございます。

委員会では慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第８－22号、公営斎場の建設に関する請願、請願第９－14号、市内斎場の新設を早期に実現を目指す請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第９－１号、成人歯科健診事業の充実を求める陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

請願第９－１号、成人歯科健診事業の充実を求める陳情であります。

この陳情は、老人保健法に導入されました歯周疾患健診を40歳と50歳に限らず対象年齢を拡大するなど、入れ歯にならないための歯科健診制度を確立するよう国に意見書を提出してほしいという内容でございます。

慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第９－１号、成人歯科健診事業の充実を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第９－２号、国民の医療を受ける権利を侵害する医療保険制度の改悪に反対する陳情、請願第９－６号、医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情、請願第９－７号、国民健康保険料の大幅値上げに反対する陳情、請願第９－８号、医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

請願第９－２号、国民の医療を受ける権利を侵害する医療保険制度の改悪に反対する陳情、請願第９－６号、医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情、それから請願第９－８号、医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める陳情でございます。この３件の請願、陳情内容は、いずれも共通するものでございます。厚生省が今国会に提出を予定しております健康保険法の一部改正に伴って、健康保険本人の一部負担を２割とする、老人患者の一部負担を外来１日500円とするなど、医療費の値上げにかかわるものでございます。請願の内容は、いずれも医療保険制度改悪に反対することや、患者の負担金の引き上げに反対する内容、そしてこれらを政府に意見書を提出することなどを盛り込んだものでございます。

慎重審査の結果、以上３件、いずれも採択すべきものと決しました。

さらに、請願第９－７号、国民健康保険料の大幅値上げに反対する陳情でございます。

昨年、東京都は国民健康保険事業の調整条例の改正を行いまして、賦課割合を改正するという内容でございます。23区の国民健康保険料の所得割りと均等割りの賦課割合は、現行の70対30のものを、50対50の方向に改めるという方向が示されたことに対して、現行の70対30をそのままとするということを意見書にして提出してほしいというものでご

ざいます。さらに、市の国民健康保険に対する都、国の補助金、交付金をもとに戻して実施するようにと、都、国への意見書提出を求める内容でございます。

慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上４件、よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は採択であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第９－２号、国民の医療を受ける権利を侵害する医療保険制度の改悪に反対する陳情、請願第９－６号、医療保険の一部負担金の引き上げに反対する陳情、請願第９－７号、国民健康保険料の大幅値上げに反対する陳情、請願第９－８号、医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第９－10号、児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書採択の陳情、請願第９－11号、日野市集団回収業者への補助金制度に関する請願、請願第９－12号、すずかけの家法人化に向けての請願、請願第９－16号、遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを国に求める意見書提出に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君）　審査結果を御報告いたします。

請願第９－10号は、児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書採択の陳情であります。

中央児童福祉審議会が基本問題部会を設置いたしまして、いわゆる保育所の利用システムの変更などを含んだ児童福祉法改正に関する中間報告を昨年12月、厚生省に提出いたしまして、それを受けて法改正の準備が進められているというものでございます。国

会提出を目指しているといわれておりますが、現行の保育所制度を変えて、措置方式から利用方式に切りかえるということでございます。請願内容は、現行の保育所措置制度を堅持、拡充を図るよう国に意見書を提出してほしいというものでございます。

請願の９－11号、日野市集団回収業者への補助金制度に関する請願であります。

日野市の集団回収におきまして、昨年の８月ごろから需給バランスが崩れ、供給過剰の状況が続き、秋に入り製紙メーカーの減産により古紙価格の引き下げが続き、現在も下がり続けているということで、経営が非常に困難に至っているということから、業者への補助制度を確立していただきたいという内容でございます。

慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

請願第９－12号、すずかけの家法人化に向けての請願でございます。

市内重度知的障害者が通所しております施設を経営しておりますけれど、現在、敷地も三角形で狭く、所員や職員にとって大変使いずらく、悩んでいるというものでございます。将来、法人化へ向けて市の土地無償貸与、あるいは建設費を援助してほしいという内容でございます。

慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決しました。

請願第９－16号、遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを国に求める意見書提出に関する請願であります。

最近、遺伝子組み換え応用食品の輸入が始まりました。まだ未知の分野にある遺伝子工学による応用食品を長久的に食べ続けた場合の、予想もしなかった健康上の問題が生じる可能性があるということから、消費者が選択の権利を確保するという意味で、遺伝子組み換え食品と、その加工品の表示を義務づけるよう意見書を国に提出してほしいという内容でございます。

慎重審査の結果、全会一致採択すべきものと決した次第でございます。

以上４件、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は採択であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって請願第９－10号、児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書採択の陳情、請願第９－11号、日野市集団回収業者への補助金制度に関する請願、請願第９－12号、すずかけの家法人化に向けての請願、請願第９－16号、遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを国に求める意見書提出に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第８－33号、自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関する請願、請願第８－39号、日野市にオンブズマン制度を求める請願、請願第８－40号、私立幼稚園保護者負担軽減補助の所得制限の廃止を求める陳情、請願第９－15号、私立幼稚園保護者負担軽減補助金についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本４件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第８－３号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情、請願第８－12号、「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関する請願、請願第８－24号、高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情、請願第９－17号、日野市立総合病院建て替え基本設計の見直しに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本４件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－57号、減歩の諸点について見直して下さいの陳情、請願第６－58号、住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情、請願第６－59号、３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情、請願第７－11号、多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願、請願第８－14号、ＷＴＯ協定改訂・セーフガードの発動など都市農業を守り発展させる施策を求める請願、請願第８－30号、豊南橋計画を従来の計画通りに人道橋として設置することを求める請願、請願第８－31号、豊南橋を計画通り人道橋で早期実現を求める請願、請願第８－32号、宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関する請願、請願第８－38号、豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請願、請願第９－４号、豊南橋は計画通り人道橋として進めることを要望する請願、請願第９－９号、人道橋架設についての陳情、請願第９－18号、豊南橋は人と車が通れる所謂車道橋を計画し建設することを要望する請願、請願第９－19号、豊田南地区の用途地域及び地区計画を早急に見直し改正することを要望する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本13件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第64、文教委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

文教委員長より文教委員会の所管する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第65、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員長より議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第66、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第67、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第68、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第69、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第１号、ＪＲ採用問題の早期解決に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　議員提出議案第１号、ＪＲ採用問題の早期解決に関する意見書でございます。

案文はお手元に配付したとおりでございますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　　挙手多数であります。よって議員提出議案第１号、ＪＲ採用問題の早期解決に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第２号、大災害による被災者への公的援助の立法化を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　　議員提出議案第２号、大災害による被災者への公的援助の立法化を求める意見書でございます。

案文につきましてはお手元に配付したとおりです。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第２号、大災害による被災者への公的援助の立法化を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第３号、介護保険制度に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　　議員提出議案第３号、介護保険制度に関する意見書であります。

案文につきましてはお手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第３号、介護保険制度に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第４号、大規模災害時の民間ボランティアに対する支援措置についての意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　議員提出議案第4号、大規模災害時の民間ボランティアに対する支援措置についての意見書でございます。

案文についてはお手元に配付したとおりです。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第4号、大規模災害時の民間ボランティアに対する支援措置についての意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第5号、建築基準法・都市計画法改正案の再考を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　議員提出議案第5号、建築基準法・都市計画法改正案の再考を求める意見書でございます。

案文についてはお手元に配付したとおりです。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（土方尚功君）　本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（土方尚功君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第5号、建築基準法・都市計画法改正案の再考を求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第6号、ナホトカ号からの重油流出事故に適切な対策を講じるよう求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。菅原直志君。

○4番（菅原直志君）　議員提出議案第6号、ナホトカ号からの重油流出事故に適切な対策を講じるよう求める意見書でございます。

案文についてはお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第6号、ナホ

トカ号からの重油流出事故に適切な対策を講じるよう求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第７号、法務局出張所の統廃合計画等に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。森田美津雄君。

○８番（森田美津雄君）　議員提出議案第７号、法務局出張所の統廃合計画等に関する意見書であります。

案文につきましてはお手元に配付したとおりであります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第７号、法務局出張所の統廃合計画等に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第８号、地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。森田美津雄君。

○８番（森田美津雄君）　議員提出議案第８号、地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する意見書であります。

案文につきましてはお手元に配付したとおりであります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第８号、地震災害等に対する国民的保障制度を検討する審議会の設置に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第９号、ＪＲ中央線立川－日野－高尾間複々線早期実現に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。森田美津雄君。

○８番（森田美津雄君）　議員提出議案第９号、ＪＲ中央線立川－日野－高尾間複々線

早期実現に関する意見書でございます。

案文につきましてはお手元に配付したとおりであります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第９号、ＪＲ中央線立川－日野－高尾間複々線早期実現に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第10号、成人歯科健診事業の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第10号、成人歯科健診事業の充実を求める意見書であります。

案文につきましては配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第10号、成人歯科健診事業の充実を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第11号、医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第11号、医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める意見書であります。

案文につきましてはお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第11号、医療保険の一部負担金の大幅引き上げの中止を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第12号、国民健康保険料の大幅値上げに反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第12号、国民健康保険料の大幅値上げに反対する意見書であります。

案文につきましてはお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第12号、国民健康保険料の大幅値上げに反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第13号、児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第13号、児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書でございます。

案文につきましてはお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第13号、児童福祉法「改正」に関し、保育所措置制度を堅持し、公的保育制度の充実を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第14号、遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第14号、遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを求める意見書でございます。

案文につきましてはお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（土方尚功君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第14号、遺伝子組み換え食品の表示の義務付けを求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第９－20号、公団住宅を守り、安心して住み続けられるよう改革を求める意見書提出についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第９－20号の常任委員会への付託は会議規則第134条規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第９－20号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成９年第１回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後11時40分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　土　方　尚　功

署名議員　　小　山　良　悟

署名議員　　一ノ瀬　　隆